

平成25年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(厚生労働省25(Ⅰ－1－1))

* 厚生労働省では、基本目標＞施策大目標＞施策目標を設定して、政策を実施している。

施策目標名	日常生活圏の中で良質かつ適切な医療が効率的に提供できる体制を整備すること(施策目標Ⅰ－1－1)				担当部局名		医政局指導課		作成責任者名		指導課長 梶尾 雅宏													
施策の概要	本施策は以下を柱に実施している。 ・医療計画に基づく医療連携体制を構築すること ・救急医療体制を整備すること ・周産期医療体制を確保すること ・小児医療体制を整備すること ・災害医療体制を整備すること ・へき地保健医療対策を推進すること ・病院への立入検査の徹底 ・在宅医療・介護を推進すること				政策体系上の位置付け		基本目標Ⅰ 安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること 施策大目標Ⅰ－1 地域において必要な医療を提供できる体制を整備すること																	
予算書との関係	本施策は、予算書の以下の項におおむね対応している。 (項)医療提供体制確保対策費:医療提供体制確保対策に必要な経費(一部) [平成25年度予算額:3,281,060千円のうち一部] 医療提供体制確保対策の推進に必要な経費(一部) [平成25年度予算額:646,507千円のうち一部] (項)医療提供体制基盤整備費:医療提供体制の基盤整備に必要な経費(一部) [平成25年度予算額:27,774,392千円のうち一部] (項)医療従事者資質向上対策費:(一部)[平成25年度予算額:14,661,572千円のうち一部]				関連施策		基本目標Ⅰ(安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること)の施策大目標2(必要な医療従事者を確保するとともに、資質の向上を図ること)の施策中目標1(今後の医療需要に見合った医療従事者の確保を図ること)及び施策中目標2(医療従事者の資質の向上を図ること)は、地域医療体制の担い手を確保・養成するという点で、評価対象施策と関連している。																	
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)	○ 医療法(昭和23年法律第205号)により、 ・国は、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制(以下「医療提供体制」という。)の確保を図るための基本的な方針を定め、都道府県は、当該方針に即して、かつ、地域の実情に応じて、当該都道府県における医療提供体制の確保を図るための計画(以下「医療計画」という。)を定める。 ※ 都道府県は、四疾病(がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病)五事業(救急医療、災害時における医療、へき地の医療、周産期医療、小児医療(小児救急医療を含む。))ごとに、必要な医療機能(目標、医療機関に求められる事項等)と各医療機能を担う医療機関の名称等を医療計画に記載し、地域の医療連携体制を構築。 ・都道府県等は、必要があると認めるときは、病院に対して、立入検査等を実施することとされている。 ○ 消防法(昭和23年法律第186号)により、都道府県は、傷病者の搬送・受入れの実施基準を定めることとされている。 ○ 救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法(平成19年法律第103号)により、国は、救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の全国的な確保を図っている。								政策評価実施予定 時期(評価予定表)		<table><tr><td>24</td><td>25</td><td>26</td><td>27</td><td>28</td></tr><tr><td>実績</td><td>モ二</td><td>モ二</td><td>モ二</td><td>モ二</td></tr></table>				24	25	26	27	28	実績	モ二	モ二	モ二	モ二
24	25	26	27	28																				
実績	モ二	モ二	モ二	モ二																				
測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値		最新値	年度	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠															
1 心肺停止者の一ヶ月後の生存率 (上段)・社会復帰率(下段)	11.4% 7.2%	平成23年度	前年度以上	毎年度	前年度以上	前年度以上	11.4% 7.2%	平成23年度	・救急医療は直接患者の生死に関わる医療であり、救急患者を円滑に受入れ、早期に治療を行うことで、救命率の向上や後遺症の軽減等を図ることは重要な課題であることから、心肺停止者の一ヶ月後の生存率と社会復帰率を測定し、その数値を向上させることを目標とした。 ・「救急救助の現況」(消防庁) URL: http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/fieldList9_3.html															
2 周産期死亡率(出産1,000対)	4.2	平成22年度	前年度以下	毎年度	前年度以下	前年度以下	4.1	平成23年度	・周産期医療とは妊娠、分娩に関わる母体、胎児管理と出生後の新生児管理を主に対象とする医療であり、周産期における救命率を向上させることが重要な課題であることから、その死亡率を低下させることを目標とした。															
3 幼児(1～4歳)死亡率(人口10万対)	22.1	平成22年度	前年度以下	毎年度	前年度以下	前年度以下	22.1	平成22年度	・小児医療については、他の先進国と比べ、乳児死亡率は低いものの、1～4歳児死亡率は高くなっており、幼児の死亡率を低下させることは喫緊の課題であるため、1～4歳児の死亡率を測定し、その数値を低下させることを目標とした。															
4 災害拠点病院及び救命救急センターの耐震化率	66.2%	平成22年度	前回調査以上	次回調査年度	—	—	73.0%	平成24年度	・災害時に適切に医療を提供する観点から、災害時医療の拠点として特に重要な災害拠点病院及び救命救急センターの耐震化を図ることは重要な課題であるため、病院の耐震改修状況を測定し、その数値を向上させることを目標とした。 ・「病院の耐震改修状況調査の結果について」 URL: http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/29852000002y4cr.html															
5 無医地区等における医療活動(巡回診療、代診医派遣等)回数	26,834	平成22年度	前年度以上	毎年度	前年度以上	前年度以上	26,834	平成22年度	・無医地区は年々減少傾向にあるものの、平成21年10月末時点で未だ705地区が存在し、近隣の医療機関での受診が容易に出来ない地区が数多く見受けられる。「社会保障・税の一体改革大綱」(平成24年2月17日閣議決定)において、「どこに住んでいても、その人にとって適切な医療・介護サービスが受けられる社会を目指す」とされていることから、無医地区等における医療活動の回数を測定し、その数値を向上させ医療提供体制の強化を図ることを目標とした。															

6	病院の立入検査における検査項目に対する遵守率	98.1%	平成22年度	前年度以上	毎年度	前年度以上	前年度以上	98.1%	平成22年度	・各都道府県等による医療法第25条に基づく立入検査の実施状況、立入検査項目の遵守状況等を効率的に把握し、遵守状況が低い項目を精査した上で、各都道府県等に対して情報提供し周知徹底等を行うことより、遵守率が低い項目を改善でき、医療の安全・質の向上につながることから、当該数値を向上させることを目標とした。	
	年齢調整死亡率 7 男性：上段・女性：下段 （人口千対）	5.4 2.7	平成22年度	前年度以下	毎年度	前年度以下	前年度以下	5.5 2.9	平成23年度	・良質かつ適切な医療の提供が行われることは、国民の健康につながる。年齢調整死亡率が低下することは、十分に医療が提供されている一つの目安になると考えられるため、その数値を低下させることを目標とした。	
	8 在宅医療連携拠点事業所数	105	平成24年度	前年度以上	毎年度	前年度以上	前年度以上	105	平成24年度	・在宅医療の推進には多職種協働による支援体制が不可欠であり、在宅医療連携拠点事業所は地域においてその中核を成すことから、その数を充実させることを目標とした。	
測定指標		目標			目標年度	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠					
—		—			—	—					
(参考)測定指標		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度					
—		—	—	—	—	—					
達成手段 (開始年度)		補正後予算額(執行額)		25年度 当初 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要			達成手段 の目標 (25年度)	施策目標達成への寄与の内容	平成25年度行政事業 レビュー事業番号
(1)	中毒情報センター情報基盤整備費 (昭和61年度)	0.2億円	0.2億円	0.2億円	1	中毒情報センターにおいて、化学物質等による急性中毒の治療方法等に関する情報を迅速に提供するための基盤整備を行う。			薬物中毒に係る電話相談対応件数：前年度以上	薬物中毒に対する相談に多く対応し情報発信を行うことで、急性薬物中毒への迅速かつ適切な対応を促進し、急性中毒対策の充実を図る。	001
(2)	救急医療支援センター運営事業 (平成21年度)	1.1億円	0.9億円	0.3億円	1	小児科を含む専門医を休日・夜間に常駐させ、ITネットワークを活用する等により、地域の二次医療機関及び救命救急センターの診断・治療の支援を行う救急医療支援センターの運営を支援する。			ネットワーク参加施設数：前年度以上	ネットワークに参加する施設数を増加させることで、休日・夜間における遠隔画像診断を用いた救急対応を実施する機会を増やし、救急医療体制の充実を図る。	002
(3)	救急医療従事者の育成・確保 (平成1年度)	0.9億円	0.9億円	0.6億円	1	救急医療に従事する医師等に対する研修を実施する。			救急医療業務実地修練等研修の実施回数：前年度以上	研修の機会を多く確保する事で、質の高い救急医療従事者を数多く育成することにより、救急医療体制の充実を図る。	003
(4)	医療提供体制推進事業 (平成18年度)	260億円	250億円	227億円	1,2,3	都道府県が策定する医療計画に基づく、救急医療対策、周産期医療対策、看護職員確保対策、歯科保健医療対策等の事業を実施するため、医療施設等の運営及び設備整備等に必要な経費について財政支援を行う。			救命救急センターの箇所数：前年度以上	救命救急センター等の整備に対して財政支援を行うことにより、救急患者等を円滑に受け入れる医療体制を確保する。	004
(5)	へき地における医療提供体制整備の支援 (平成13年度)	2.9億円	2.6億円	2.6億円	5	無医地区等における医療提供体制の整備を図るため、へき地医療対策の総合的な企画・調整等を行う「へき地医療支援機構」に対する運営経費の支援を実施。			へき地医療支援機構設置数(無医地区を有する都道府県(43県))に全て設置	「へき地医療支援機構」を設置することで、無医地区等に特化した医療確保対策がとられることから、当該地区での医療提供体制の整備が促進されると見込んでいる。	005
(6)	へき地における医療提供等の実施 (昭和32年度)	13.9億円	13.4億円	13.7億円	5	無医地区等における医療の確保を図るため、へき地診療所の運営経費、へき地診療所への代診医派遣及び無医地区等での巡回診療等の実施に対する財政支援を実施。			へき地診療所、へき地拠点病院数・無医地区等における巡回診療回数	へき地診療所の運営や巡回診療等に対する財政支援を行うことにより、無医地区等における医療提供を行う事業者の負担が軽減され、住民への医療提供の促進・充実を図ることができると見込んでいる。	006

(7)	医療施設の耐震化 (平成18年度)	167億円	763億円	0.2億円	4	大規模地震等の災害時に重要な役割を果たす災害拠点病院及び救命救急センターの医療機関の耐震整備を行う。	災害拠点病院及び救命救急センターの耐震化率：前年度以上	災害拠点病院及び救命救急センターの耐震化を促進し、災害時にも適切な医療提供体制の維持を図る。	007
(8)	産科医・産科医療機関の確保 (平成20年度)	3.3億円	3.3億円	3.3億円	5	身近な地域で安心して出産できる環境を整備するため、離島等の産科医療機関不足地に所在する産科医療機関への財政支援を実施。	産科医療機関数	該当地域の産科医療機関への財政支援を実施することで、分娩数が少ないこと等が原因による産科の休診を防ぐことができ、産科医療機関の存続に効果があると見込んでいる。	008
(9)	災害時における医療提供体制の確保 (平成14年度)	1.5億円	2.8億円	2.1億円	4	災害急性期(発災後48時間以内)に活動できるトレーニングを受けた災害派遣医療チーム(DMAT)養成研修や実動訓練、また、被災状況等を迅速かつ的確に把握するための調査、情報提供等を行う。	災害派遣医療チーム(DMAT)数：前年度以上	災害に備えた研修事業等を実施することにより、災害時の医療提供体制の確保を図る。	009
(10)	へき地歯科巡回診療車運営事業 (昭和45年度)	0.04億円	0.04億円	0.04億円	—	へき地の無歯科医地区等における歯科医療の確保を図るため、無医地区等での歯科巡回診療等の実施に対する財政支援を実施。	無歯科医地区等における巡回診療回数	無歯科医地区等における歯科巡回診療等に対する財政支援を行うことにより、無歯科医地区等における住民への歯科医療提供の促進・充実を図ることができると見込んでいる。	010
(11)	沖縄へき地歯科診療班運営事業 (昭和47年度)	0.04億円	0.04億円	0.04億円	—	沖縄県の無歯科医地区等における歯科医療の確保を図るため、沖縄県の無医地区等での歯科巡回診療等の実施に対する財政支援を実施。	沖縄県の無歯科医地区等における巡回診療回数	沖縄県の無歯科医地区等における歯科巡回診療等に対する財政支援を行うことにより、沖縄県の無歯科医地区等における住民への歯科医療提供の促進・充実を図ることができると見込んでいる。	011
(12)	離島歯科診療班運営事業 (昭和55年度)	0.02億円	0.02億円	0.02億円	—	離島における歯科医療の確保を図るため、離島での歯科診療等の実施に対する財政支援を実施。	離島における歯科診療回数	離島における歯科診療等に対する財政支援を行うことにより、離島における住民への歯科医療提供の促進・充実を図ることができると見込んでいる。	012
(13)	医療問題調査費 (平成13年度)	0.20億円	0.48億円	0.57億円	—	我が国における医療体制の一層の質的な充実を図るため、現在の医療体制の問題やあり方等について検討会を開催して、有識者を招聘し検討を行う。	報告書の作成、制度改正等への反映	現在の医療体制の問題やあり方等を有識者を招聘し検討を行うことにより医療体制の一層の質的な充実を図ることができると見込んでいる。	013
(14)	医療施設指導等経費 (平成18年度)	0.09億円	0.09億円	0.09億円	6	救急・災害・へき地医療及び院内感染に関する諸方策等の検討、医療計画の推進にかかる指導、医療機関の経営管理改善施策の推進、医療法人設立許可等の事務処理と適正な管理運営のための指導及び医療監視業務等の指導を実施。	社会医療法人数	救急・災害・へき地医療及び院内感染対策の充実や、医療機関の経営管理改善施策及び医療法人の適正な管理運営の推進を図る。	015
(15)	地域医療支援中央会議 (平成19年度)	0.03億円	0.03億円	0.03億円	—	国において公的医療団体等が参画する「地域医療支援中央会議」を設置し、関係団体等により実施されている地域医療の確保に関する好事例の収集・調査や緊急臨時的医師派遣など地域の実情に応じた支援を行う。	各都道府県の25年度中に必要な緊急臨時医師派遣への支援を行う。	重要な課題である医師不足や地域格差への直接的な対策である医師派遣を効果的かつ機動的に行う体制を構築することにより、地域における医療の確保を図る。	016
(16)	地域医療推進専門家養成事業 (平成19年度)	0.02億円	0.02億円	0.02億円	—	医療計画の推進は、都道府県における主体的な施策の実施が必要であり、そのため、都道府県職員には、関係法令及び制度についての理解、関係データの収集、評価及び分析手法等の実践的技術、関係者間の調整能力等を身につけるための研修を行う。	地域医療推進専門家養成のための研修の実施	研修を行い、都道府県職員が関係法令及び制度についての理解、関係データの収集、評価及び分析手法等の実践的技術、関係者間の調整能力等を身につけることで医療計画が推進される。	017
(17)	医療施設経営安定化対策費 (平成11年度)	0.2億円	0.2億円	0.2億円	—	医療施設経営に影響を与える諸制度や環境に関して、調査課題を設定した上で、民間シンクタンクの調査ノウハウ等を活用して調査研究を実施。	医療法人等の赤字病院の割合	医療施設等関係機関に情報提供することにより、医療施設の経営改善にかかる自助努力を支援し、医療施設の質の向上とともに健全な経営の安定化を図る。	018
(18)	救急患者の受入体制の充実 (平成22年度)	0.2億円	0.2億円	0.2億円	1	消防法第35条の5の規定に基づき、各都道府県において策定された「傷病者の搬送及び受入に関する実施基準」の実際の運用状況について調査・分析を行い、今後の救急医療対策の推進に必要な基礎資料を得る。	—	救急医療対策の推進に必要な情報の精度を高めることにより、救急医療体制の確保を図る。	019
(19)	医療施設の設備整備の支援 (昭和36年度)	8.3億円	7.5億円	6.7億円	5	無医地区等における医療の確保を図るため、へき地拠点病院やへき地診療所等が行う医療機器等の整備にかかる財政支援を実施。	・へき地診療所、へき地拠点病院数 ・無医地区等における巡回診療回数	へき地拠点病院やへき地診療所に対する財政支援を行うことにより、無医地区等における医療提供を行う事業者の負担が軽減され、住民への医療提供の促進・充実を図ることができると見込んでいる。	020

(20)	医療施設の施設整備の支援 (昭和31年度)	60.2億円	43.3億円	44.0億円	5	無医地区等における医療の確保を図るため、へき地拠点病院やへき地診療所等が行う施設整備や、都道府県の実定医療計画を推進するため救命救急センターや周産期医療施設等の施設整備にかかる財政支援を実施。	・へき地診療所、へき地拠点病院数 ・無医地区等における巡回診療回数 ・救命救急センター数 ・周産期母子医療センター数	へき地拠点病院やへき地診療所に対する財政支援を行うことにより、無医地区等における医療提供を行う事業者の負担が軽減され、住民への医療提供の促進・充実を図ることができる見込んでいる。 また、救命救急センターや周産期医療施設等に対する財政支援を行うことにより、救急患者等を円滑に受け入れる医療体制を確保することが可能となる。	021
(21)	医療の質の評価・公表等推進事業 (平成22年度)	0.2億円	0.18億円	0.16億円	—	臨床指標を選定し、協力病院の臨床データを収集・分析し、臨床指標を用いた医療の質の評価・公表を行い、評価や公表に当たっての問題点の分析等を行う団体に対し財政支援を実施	公表された医療の質に関する臨床指標数	国民の関心の高い特定の医療分野について、「医療の質の評価・公表等推進事業」を実施し、その結果を踏まえた、分析・改善策の検討を行うことで、医療の質の向上及び質の情報の公表を推進することが可能となる。	022
(22)	医療計画に関する見直し等の検討・推進支援経費 (平成23年度)	0.2億円	0.03億円	0.3億円	—	都道府県の医療計画について都道府県が自ら評価し必要な見直しを実施することを支援するため、検討会を開催し、医療計画の評価等を行うための有効な指標の検討や、必要なデータの集計・可視化や支援ソフトの開発を行い、都道府県に提供等を行う。	「PDCAサイクルを通じた医療計画の実効性の向上のための研究会」を開催し報告書を作成およびデータベース(支援ソフト)を都道府県に提供する。	研究会での検討結果やデータベース配付することで道府県がPDCAサイクルを通じて評価や見直しを行うことで医療計画の実効性が高まる。	023
(23)	外国人受入医療機関認証制度推進事業 (平成23年度)	0.35億円	0.14億円	0.1億円	—	国際医療交流を推進する観点から、外国人受入医療機関認証制度を普及させ軌道に乗せるための認証機関に対する支援を行う。	認定病院数	外国人患者を受入れる医療機関の認証制度の整備を行うことにより、外国人患者を受け入れる医療機関の質の確保を図ることができる。	024
(24)	在宅医療・介護の推進 (平成23年度)	1.1億円	(H24当初予算) 22億円 (H24補正予算) 500億円の内数	2.7億円	7	・在宅において必要な医療・福祉サービス等が提供され、地域で安心して療養できるよう、NICUを退院する小児等について、福祉や教育・就労支援とも連携して地域で在宅療養を支える体制を構築することを支援する。 ・在宅医療を担う人材を育成するための研修事業を支援する。 ・都道府県において、市町村等が中心となって地域の医師会等と連携しながら、都道府県が設置する地域医療再生基金を積み増し支援する。	・小児等連携拠点事業実施箇所数:8都道府県 ・人材育成研修会実施回数:前年度以上 ・在宅医療を担う医療機関数:前回以上	・NICUを退院する小児等を地域で支える在宅医療・福祉連携体制を構築するためのモデルを示す。 ・在宅医療を担う人材の知識・技術の向上やチーム医療に対する啓発を図ることにより、今後増加が見込まれる在宅療養者への質の高い在宅医療を提供できるような体制を構築する。 ・医療も連携した地域包括ケアの推進。	025
(25)	地域医療支援センターの運営 (平成23年度)	5.5億円	7.3億円	9.6億円	—	医師のキャリア形成上の不安を解消しながら、地域枠の医師などを活用して、医師不足病院の医師の確保の支援等を行うため都道府県が設置する「地域医療支援センター」の運営に対する支援を行う。	実施箇所数:30箇所	地域医療支援センターの実施箇所数を増加させることにより、より多くの都道府県において充実した医師確保の取組みが行われ、実施している都道府県間のつながりにより、より効率的かつ効果的な医師確保の取組みを推進する。	026
(26)	地域医療再生臨時特例交付金 (平成21～25年度)	〈2,100億円〉	500億円	—	—	地域における医療課題の解決を図るため、当交付金を交付して都道府県に基金を設置し、従来の病院毎(点)への支援ではなく、都道府県が策定する地域医療再生計画に基づく対象地域全体(面)への支援を行う。	地域医療再生計画に基づく事業の目標を達成するために25年度中に必要な事業工程を完了する。	各都道府県の実情に応じて、地域の医療課題を解決するために必要な医療提供体制の基盤整備が行われる。	027
(27)	チーム医療推進事業(チーム医療・在宅医療推進のための看護業務の安全性等検証事業)	—	0.9億円	1.1億円	—	専門的な臨床実践能力を有する看護師が医師の包括的指示を受け、看護業務を実施できる仕組みを構築する。	包括的指示を受け、看護業務を実施する看護師数	専門的な臨床実践能力を有する看護師の従事する施設から当該看護師等の業務の実施状況等に関する情報の報告を受け、業務の安全性等を検証する。	029
(28)	口腔保健推進事業費 (平成25年度)	—	—	0.9億円	—	地域の実情に応じた総合的な歯科口腔保健医療施策を進めるための体制の確保、障害者・障害児、要介護高齢者等に対する歯科保健医療サービス等の実施やこれを担う人材の育成、医科・歯科連携の先駆的な取組の安全性や効果の実証等を行う。	口腔保健支援センター設置箇所数	地域の実情に応じた総合的な歯科口腔保健推進施策を推進することで、国民の歯科疾患の予防等による口腔の健康の保持を推進させ、質の高いライフスタイルに寄与することを目的とする。	25-001
(29)	専門医等情報データベース作成等事業 (平成25年度)	—	—	0.5億円	—	新たな専門医に関する仕組みを構築し、医師の質の一層の向上等を図るために、各学会が独自に認定を行っている専門医及び専攻医の分布状況や研修状況等を把握するためのデータベース作成に対して財政支援を行う	—	専門医に関する新たな仕組みを導入することで、医師の質の一層の向上及び医師の偏在是正が図られ、結果として医療提供体制の整備につながるものである。	25-002
(30)	地域医療再生計画に係る有識者会議開催経費 (平成25年度)	—	—	0.1億円	—	各都道府県が策定する地域医療再生計画について、有識者による会議を行い、計画案の策定から進捗・成果の把握まで、意見を聴取・反映する。	省内における本会議のほか、現地視察を兼ねたブロック会議を開催する。	各都道府県の実情に応じて、地域の医療課題を解決するために必要な医療提供体制の基盤整備を行う地域医療再生計画について、より実効性のあるものとなる。	25-003
(31)	多職種協働によるチーム医療の推進事業 (平成25年度)	—	0.8億円	0.4億円	—	病院団体や各関係職種の職能団体等に委託し、職種間の相互理解やコミュニケーション能力を向上させることにより、多職種協働のチーム医療の取組を全国に普及させるために複数の医療関係職種が合同で行う研修事業	研修参加者数	多種多様な医療スタッフがそれぞれの高い専門性を活用し、互いに連携・補完しながら、患者の状況に的確に対応した医療を提供する「チーム医療」を推進することで、医療の質の向上のみならず、効率的な医療提供体制の整備につながるものである	25-004

	歯科診療情報の標準化に関する実証事業 (平成25年度)	-	-	0.6億円	-	大規模災害による身元不明遺体の照会に備え、歯科医療機関が電子カルテ等において保有する身元確認に資する診療情報の標準化とその活用の在り方に関する検討会を行い、その内容をモデル事業を通じて実証する。	身元確認に視する標準化	歯科医療機関が、電子カルテ等において保有する身元確認に資する歯科診療情報の標準化を行う。	25-005
--	--------------------------------	---	---	-------	---	---	-------------	--	--------

平成25年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(厚生労働省25(Ⅰ－2－1))

* 厚生労働省では、基本目標＞施策大目標＞施策目標を設定して、政策を実施している。

施策目標名	今後の医療需要に見合った医療従事者の確保を図ること（施策目標Ⅰ－2－1）				担当部局名		医政局医事課、歯科保健課、看護課		作成責任者名		医事課長 北澤 潤 歯科保健課長 上條 英之 看護課長 岩澤 和子												
施策の概要	本施策は医師・看護職員数の増員、医療関係職種の離職防止、復職支援、チーム医療の推進等を行うことで、医療従事者の確保及び業務の効率化を図り、地域において必要な医療を提供できる体制を整備するために実施している。				政策体系上の位置付け		基本目標Ⅰ 安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること 施策大目標2 必要な医療従事者を確保するとともに、資質の向上を図ること																
予算書との関係	本施策は、予算書の以下の項に対応している。 (項)医療従事者等確保対策費[平成25年度予算額:5,497,881千円] (項)医師等国家試験実施費[平成25年度予算額:390,375千円]				関連施策		基本目標Ⅰ(安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること)の施策大目標2(必要な医療従事者を確保するとともに、資質の向上を図ること)の施策目標Ⅰ－2－2(医療従事者の資質の向上を図ること)は、医師確保対策という点で、評価対象施策と関連している。																
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)	○ 医師確保については、経済財政改革の基本方針2008(平成20年6月27日閣議決定)において「診療科間、地域間の配置の適正化について現行の仕組みにとられない効果的な方策を講ずる。その際、これまでの閣議決定に代わる新しい医師養成の在り方を確立する。」ことが示されると共に、自民党政権公約Jーファイル2012においても「医師の科目別、地域別偏在を是正するとともに、必要な医学部定員を確保」とされているところであり、医学部定員の増員や、女性医師の離職防止・復職支援策に取り組んでいる。 ○ 看護職員の確保については、看護師等の人材確保の推進に関する法律(平成4年法律第86号)第4条において、 ・ 国は、看護師等の養成、研修等による資質の向上及び就業の促進並びに病院等に勤務する看護師等の処遇の改善その他看護師等の確保の促進のために必要な財政上及び金融上の措置その他の措置を講ずるよう努めなければならない。 ・ 国は、看護師等の処遇の改善に努める病院等の健全な経営が確保されるよう必要な配慮をしなければならない。 とされており、これらの規定に基づき、養成、処遇の改善、資質の向上、就業の促進等に関する施策を行っている。 ○ 近年、質が高く、安心で安全な医療を求める患者・家族の声が高まる一方で、医療の高度化や複雑化に伴う業務の増大により医療現場の疲弊が指摘されている。このような中、各々の高い専門性を前提とし、目的と情報を共有し、業務を分担するとともに互いに連携・補完し合い、患者の状況に的確に対応した医療を提供する「チーム医療」を推進する必要がある、厚生労働省では、様々な立場の有識者から構成される会議を開催し、日本の実情に即した医師、看護師等の協働・連携の在り方について検討を進めている。						政策評価実施予定 時期(評価予定表)		<table><tr><td>2 4</td><td>2 5</td><td>2 6</td><td>2 7</td><td>2 8</td></tr><tr><td>モ二</td><td>実績</td><td>モ二</td><td>モ二</td><td>モ二</td></tr></table>					2 4	2 5	2 6	2 7	2 8	モ二	実績	モ二	モ二	モ二
2 4	2 5	2 6	2 7	2 8																			
モ二	実績	モ二	モ二	モ二																			
測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値		最新値	年度	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠														
人口10万人対医師数 (前回調査時以上／調査時) 調査名:医師・歯科医師・薬剤師調査 調査主体:厚生労働省大臣官房統計情報部	217.5人	平成18年度	前回調査以上	2年に1度	24年度	25年度	219人	平成22年度	○我が国では、人口当たり医師数が、OECD平均を下回っており、医師数の不足が指摘されている。 また、医学部定員増等の施策により医師不足対策を行ってきており、その効果を図る観点から、人口10万人対医師数を指標としてあげている。 (参考)人口1,000人当たり医師数 OECD単純平均 3.0人 加重平均 2.6人 日本 2.2人 ○基準年度については、医学部入学定員の増員を行う前の調査年度である平成18年度を設定している。 ○目標年度については、医師、歯科医師、薬剤師調査が2年に1度実施されていることから、まずは次回調査時点において、現在の医師数よりも増加していることを確認するため平成24年度に設定している。														
都道府県間の医師数の最大格差 【人口当たり医師数(最小の都道府県)÷人口当たり医師数(最大の都道府県)】 (前回調査時以上／調査時) 調査名:医師・歯科医師・薬剤師調査 調査主体:厚生労働省大臣官房統計情報部	2.0倍	平成18年度	前回調査以上	2年に1度	2.0倍以下	-	2.0倍	平成22年度	○我が国では、医師の絶対数の不足が指摘されるとともに、地域偏在・診療科偏在も生じている。 ○都道府県によって、地理的条件等が異なるため、単純に都道府県別医師数で医師の地域偏在を図れるものではないが参考となる指標として、都道府県間の人口当たり医師数の最大格差をあげている。【人口当たり医師数(最小の都道府県)÷人口当たり医師数(最大の都道府県)】 ○基準年度については、医学部入学定員の増員を行う前の調査年度である平成18年度を設定している。 ○目標年度については、医師、歯科医師、薬剤師調査が2年に1度実施されていることから、まずは次回調査時点において、現在の医師数よりも増加していることを確認するため平成24年度に設定している。														
診療科別医師数の増減割合(平成6年を1.0とした場合) (前回調査時以上／調査時) 調査名:医師・歯科医師・薬剤師調査 調査主体:厚生労働省大臣官房統計情報部	産科・産婦人科:0.88倍 小児科:1.1倍 外科:0.94倍	平成18年度	前回調査以上	2年に1度	産科・産婦人科:0.94倍以上 小児科:1.19倍以上 外科:0.99倍以上	-	産科・産婦人科:0.94倍 小児科:1.19倍 外科:0.99倍	平成22年度	○我が国では、医師の絶対数の不足が指摘されるとともに、地域偏在・診療科偏在も生じている。 ○診療科によって、医療ニーズ等が異なるため、単純に診療科別医師数で診療科偏在を測れるものではないが、参考となる指標として、不足が指摘されている主な診療科の医師数の推移をあげている。 ○基準年度については、医学部入学定員の増員を行う前の調査年度である平成18年度を設定している。 ○目標年度については、医師、歯科医師、薬剤師調査が2年に1度実施されていることから、まずは次回調査時点において、現在の医師数よりも増加していることを確認するため平成24年度に設定している。														

4	就業女性医師数 (前回調査時以上／調査時) 調査名:医師・歯科医師・薬剤師調 査 調査主体:厚生労働省大臣官房統 計情報部	47,283人	平成18年 度	前回調査 以上	2年に1度	53,002人 以上	-	53,002人	平成22年度	○出産・育児等による離職のため、卒後概ね10年目から20年目付近にかけて女性医師の就業率が男性医師と比べて大きく低下しており、女性医師の就業者数が減少している考えられている。そのため、出産・育児支援等の離職対策の指標として、就業女性医師数をあげている。 ○基準年度については、医学部入学定員の増員を行う前の調査年度である平成18年度を設定している。 ○目標年度については、医師、歯科医師、薬剤師調査が2年に1度実施されていることから、まずは次回調査時点において、現在の医師数よりも増加していることを確認するため平成24年度に設定している。	
	5 就業看護職員数 (前回調査時以上／調査時) 調査名:医政局看護課調べ 調査主体:医政局看護課(12月末に 集計)	1,495,572人	平成23年 度	前年度以 上	毎年度	1,495,572 人以上	-	1,495,572人	平成23年度	○看護職員の業務密度、負担が高くなっていること、患者本位の質の高い医療サービスを実現する必要があるとして、看護職員を質・量ともに確保することが求められていることをふまえ、就業看護職員数について対前年度増とすることを目標とし、これを指標としてあげている。 ○基準年度については、「第7次看護職員需給推計」の初年度である平成23年度としている。	
測定指標		目標			目標年度	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠					
-		-			-	-					
(参考)測定指標		平成20年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度	
人口1,000人当たり医師数 (OECD調査) 6※OECD平均については各年度で 各国の直近の医師数をも用いて計 算している。		日本 2.2人 (OECD単純平均 3.2 人 加重平均 2.7 人)		(OECD単純平均 3.0人 加重平均 2.6 人)		日本 2.2人 (OECD単純平均 3.1 人 加重平均 2.7 人)		-		-	
達成手段 (開始年度)		補正後予算額(執行額)		25年度 当初 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要			達成手段 の目標 (25年度)	施策目標達成への寄与の内容	平成25年度行政事業 レビュー事業番号
(1) 女性医師支援センター事業 (平成18年度)		1.5億円	1.6億円	1.6億円	1.4	・女性医師に関するデータベースをコンピュータに構築し、他方、医師の採用を希望する医療機関の情報収集を行い、就業希望条件が適合する女性医師に対して当該医療機関を紹介し、採用に至るまでの間の支援を行う。また、女性医師/バンクの啓発普及並びに必要に応じて実情把握調査を行う。 ・就業を希望する女性医師に対して最近における医療についての知識及び技術を修得させ、現場復帰を容易にするための講習、医師の採用を希望する医療機関に対する環境整備等に関する講習会及び若手女性医師・女子医学生を対象として女性医師のキャリア継続に関する講習会等の実施及び支援を行う。			女性医師の離職割合 (前回調査時以下／ 調査時)	臨床医に占める女性医師の割合は約15%、医師国家試験合格者に占める女性の割合は3分の1と近年女性医師数は急増している。一方、女性医師は出産や育児等のため離職したり労働時間が短くなる傾向にある。このため、本事業により、パートタイム勤務など女性医師がライフステージに応じて働くことのできる柔軟な勤務形態の促進を図りつつ、もって医師確保対策に寄与する。	030
(2) 医政局国家試験等電算化経費 (昭和55年度)		1.1億円	2.5億円	2.0億円	1.4,5	・医師等国家試験業務において、受験者データ、採点、合否判定データ等を電算化し、試験事務を迅速化するとともに、医師等国家試験の試験作成委員会において、試験問題の作成支援のため、既出問題、公募問題をプールしたものを使用し、試験問題を作成し、今後の試験問題作成支援のため良質な試験問題を揃えておくもの。 ・医師等14の医療関係職種については、合格発表(毎年3月下旬から4月上旬)直後に約9万人の免許申請が医事課試験免許室に集中するが、合格者データ等を電子化することにより速やかな新規免許登録に資する。また、紙媒体である登録者籍簿の電子化により、年間5万人を超える氏名等の訂正(籍訂正)事務の効率化を図る。さらに、平成19年度から稼働している医師等資格確認検索システムにあっては、ホームページ上で医師等の氏名を検索できるようにすることにより、国民が医師等の資格を確認できるようにし、医師等でない者からの医療の提供を避けることを可能とする。			・医療施設従事医師数(当年度実績/前年度実績) ・就業看護職員数(当年度実績/前年度実績)	医師等国家試験業務において、国家試験業務の迅速化を図るとともに、各試験委員の試験問題の作成支援等のために、プール制に伴う試験問題の蓄積・編集を行う。また、新規免許登録事務や籍訂正事務等を電子化など、国家試験事務を効率化することにより、医師確保対策に寄与する。	031

(3) 医政局国家試験関係費 (昭和21年度)	3.5億円	3.5億円	3.4億円	1.4.5	医師等の国家試験問題を作成する国家試験委員会の開催や、国家試験を実施するとともに、医師等の免許申請の審査や免許の交付を行う。	・医療施設設事医師数(当年度実績/前年度実績) ・就業看護職員数(当年度実績/前年度実績)	「医師法」、「歯科医師法」、「保健師助産師看護師法」、「診療放射線技師法」、「臨床検査技師等に関する法律」、「理学療法士作業療法士法」及び「視能訓練士法」に基づく国家試験の実施や免許の交付など、医師等の資格制度を適正に運用することにより、業務に従事する上で必要な知識及び技能を有する医療従事者の確保に寄与する。	032
(4) 看護師等養成所運営事業 (昭和45年度)	45.7億円	45.1億円	45.1億円	5	看護職員確保の一つである「養成本力の確保」として、看護師等養成所の教育内容の充実を図り、看護教育の魅力を高め、養成所の運営の適正化を図るため、養成所の運営を行うものである。補助先:都道府県補助率:1/2(国1/2、都道府県1/2)	就業看護職員数(当年度実績/前年度実績)	厚生労働大臣が認める者が創意工夫を凝らし、地域の実情に応じた効果的・効率的な看護職員の離職防止対策をはじめとした総合的な看護職員確保対策に関する特別事業について助成し、より具体的な事業展開を図り、総合的な看護職員確保対策の推進に資する。	033
(5) 中央ナースセンター事業 (平成4年度)	1.1億円	1.1億円	1.1億円	5	保健師、助産師、看護師及び准看護師(以下、「看護師等」という)に対して都道府県センターが行う、病院等における看護師等の確保の動向及び就業を希望する看護師等の状況に関する調査、訪問看護その他の看護についての知識及び技能に関する研修、看護師等に対する無料の職業紹介事業、看護に関する啓発活動などの事業について連絡調整、指導その他の援助を行う事業を実施する。	①就業看護職員数(当年度実績/前年度実績) ②中央ナースセンター事業再就業者数(当年度実績/前年度実績)	保健師、助産師、看護師及び准看護師(以下「看護職員」という。)の未就業者の就業促進など、看護職員の確保を図るため、都道府県ナースセンター事業の活動を支援・指導等、都道府県ナースセンターを統括する事業を実施することにより、医療機関等の看護職員の不足解消及び在宅医療の推進に寄与する。	034
看護職員確保対策特別事業費(団 (6) 体分) (平成5年度)	0.3億円	0.5億円	0.5億円	5	厚生労働大臣が認める者が総合的な看護職員確保対策を推進するために行う特別事業とする。補助先:厚生労働大臣が認める者基準額:厚生労働大臣が必要と認めた額補助率:定額	就業看護職員数(当年度実績/前年度実績)	厚生労働大臣が認める者が創意工夫を凝らし、地域の実情に応じた効果的・効率的な看護職員の離職防止対策をはじめとした総合的な看護職員確保対策に関する特別事業について助成し、より具体的な事業展開を図り、総合的な看護職員確保対策の推進に資する。	035
(7) 医薬食品局国家試験事業 (昭和24年度)	0.7億円	0.9億円	1.0億円	—	・薬剤師国家試験の実施及び薬剤師国家試験委員会の運営 ・薬剤師国家試験合格者に対し薬剤師免許を与え薬剤師名簿に登録し、免許証を交付する。 ・過去の試験問題を管理し、試験問題の質的向上を図る。 ・薬剤師名簿登録事項の一部情報を国民に提供する。	—	薬剤師の国家試験の実施や免許の交付など、薬剤師の資格制度を適正に運用することにより、業務に従事する上で必要な知識及び技能を有する薬剤師の確保に寄与する。	036
(8) 看護師等学校養成所報告管理運用事業(昭和24年度)	0.1億円	0.1億円	0.2億円	5	都道府県、地方厚生局及び厚生労働本省において、データの活用及び養成所に対する指導監督を行うものである。また、インターネットを利用していることから、学校養成所の情報を公開するものである。	報告事業活用養成所数	インターネットを利用した看護師等養成所運営報告システム及び看護師等学校養成所入学状況並びに卒業生就業状況調査システムの運用を行うことにより実態を把握する。	037
(9) 医師等国家試験実施費 (平成12年度)	2.7億円	3.8億円	3.9億円	1.4	医師、歯科医師等の国家試験の実施に係る願書受付、受験票の交付、試験会場の借上げ、試験会場設営、試験監督、合格発表等の実施。	—	医師、歯科医師等の国家試験の実施業務については、国民の生命身体に直接影響すること、国民の健康的な生活や安全な食生活の実現に資するといった観点から、各資格者として必要な知識及び技能について試験を実施し、もって各資格者として必要な知識及び技能を身につけた医療従事者の確保に寄与する。	038

(参考)測定指標		平成20年度		平成21年度		平成22年度	平成23年度	平成24年度	
4 臨床研修指導医における講習会の修了者人数		8671人		6766人		5590人	5548人	-	
達成手段 (開始年度)	補正後予算額(執行額)		25年度 当初 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要	達成手段 の目標 (25年度)	施策目標達成への寄与の内容		平成25年度行政事業 レビュー事業番号
	23年度	24年度							
(1) ドクターヘリの導入促進 (平成22年度)	29.3億円	250億円の内数	227億円の内数	-	救命率の向上及び広域患者搬送を目的として、ドクターヘリ(医師が同乗する救急専用ヘリコプター)の全国的な導入を促進する。	ドクターヘリの導入機数:前年度以上	ドクターヘリの導入を推進することで、ドクターヘリを用いた迅速な救命救急活動の機会を増加させる。		039
(2) 臨床研修費 (昭和43年)	142億円	132億円	121億円	1	臨床研修の円滑な実施を図るため、公私立大学附属病院、臨床研修病院に対して指導の確保、医師不足地域及び産婦人科・小児科宿日直研修、へき地診療所研修、地域協議会の設置等にかかる補助を行っている。	医師臨床研修医数	将来専門とする分野にかかわらず、患者と良好な信頼関係の下に患者を全人的に診ることができるよう、①医師としての人格を涵養し、②プライマリ・ケアの基本的な診療能力を修得するとともに、③臨床研修に専念できる環境を整備すること、を基本的な考え方として、医療機関における環境整備に対する支援により確実な研修の実施を担保し、また、講習会により指導医の質を担保することで、効果的な臨床研修の実施と研修の質の向上につなげる。		040
(3) 死体検案講習会費 (平成17年度)	0.2億円	0.2億円	0.1億円	-	警察医や一般臨床医で、検案に従事する機会の多い医師を対象として検案業務に関する講習会を開催。【講習期間及び内容】 ①座学2日間・・・死体解剖保存法などの法律講義、検案制度の国際比較、死体検案書の書き方、検案の実施方法等 ②監察医務院や各大学法医学教室などにて見学実習(スクリーニング)。1検案あたり2時間程度の見学実習を3回程度経験 ③座学1日間・・・家族への対応についての演習(グループワーク)、見学実習を受けての症例報告	解剖率(前年度以上)	検案実務に従事する機会の多い一般臨床医、警察医を対象に、検案業務に関する講習会を開催し、検案能力の向上を図る。		041
(4) 医療関係者問題調査検討会等経費 (昭和63年度)	0.5億円	0.4億円	0.4億円	1	①医師研修研究経費 臨床研修指導医が研修医を指導する上で、より効果的な教育訓練の技法を開発し、普及させるための検討を行う。 ②医療関係者問題調査検討会費 良質で効率的な医療を確保するために必要な医療関係者に関する検討会を開催する。 ③外国人医師等臨床修練認定経費 我が国の医師等の資格を有しない外国医師等が医療技術を修得するために、その研修に必要な範囲内において、医療行為の認定を行う。 ④医師等資質向上対策費 行政処分を受けた医師等の再教育を行う。	検討結果の施策への反映状況(報告書数) (前年度以上)	効果的な臨床研修の検討や医療関係者問題についての検討、その他医師等の再教育等を行うことにより、医療関係者の質の向上を図る。		042
(5) 臨床研修関係システム運用経費 (平成15年度)	0.2億円	0.2億円	0.3億円	1	「臨床研修病院募集情報システム」の保守・運用を行う。	医師及び歯科医師臨床研修マッチングシステムによるマッチング数	臨床研修施設が法令に基づく年次報告書等を提出する際に、インターネットを通じての提出を可能とし、臨床研修施設の事務担当者の事務の簡素化を図る。また、当該情報を一般に公開することにより、医学生及び歯科医学生生の臨床研修施設の選択に資するとともに、臨床研修施設の間の競争を促し、臨床研修の質の向上を図る。		043
(6) 歯科関係者講習会 (①平成10年度②平成20年度)	0.2億円	0.1億円	0.2億円	2	① 歯科医療関係者感染症予防講習会 歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士等を対象としたHIVや肝炎等の感染症予防の講習会の実施に必要な経費に対する財政支援を行う。② 歯の健康力推進歯科医師等養成講習会 歯科医師、歯科衛生士を対象とした高齢期・寝たきり者等に対する在宅歯科医療、口腔ケア等のプロフェッショナルケアを行う専門家養成講習会の実施に必要な経費に対する財政支援を行う。(報償費、謝金、旅費等)、補助率:定額	講習会参加者数	歯科医師・歯科衛生士等に対して最新の知識や技術の講習会を実施し、歯科保健医療の質の向上、安全・安心で質の高い歯科医療提供体制の充実に寄与する。		044

(7)	医療関係職種実習施設指導者等養成講習会費 (①平成8年度②平成22年度)	400万円	400万円	400万円	-	① 歯科技工士実習施設指導者等養成講習会 歯科技工士養成所の教育内容の充実を図るため、多様化・高度化する歯科補綴に対応できる教員を養成するための講習会の実施に必要な経費に対する財政支援を行う。 ② 予防・在宅歯科医療等対応教員養成講習会 歯科衛生士養成所の教育内容の充実を図るため、高齢者や在宅療養者への歯科診療等の対応出来る教員を養成するための講習会の実施に必要な経費に対する財政支援を行う。	講習会参加者数	歯科技工士養成所及び歯科衛生士養成所の教員に対して多様化・高度化する指導技術等の講習会を実施し、教員の資質向上、教育内容の充実に寄与する。	045
(8)	歯科医師臨床研修費 (平成9年度)	22.0億円	21.0億円	20.0億円	2	臨床研修施設における指導歯科医等の確保、研修プログラムの企画立案・管理、研修歯科医の受け入れのための環境整備等に係る経費に対する財政支援を行う。	歯科医師臨床研修医数	平成18年度からの歯科医師臨床研修の必修化を踏まえ、臨床研修開始時点における研修歯科医の歯科医師としての資質を確保するとともに、研修歯科医が臨床研修に専念できる環境を整備すること、研修歯科医が臨床歯科医として患者中心の全人的医療を理解した上で、歯科医師としての人格をかん養し、総合的な歯科診療能力を身に付け、効果的な臨床研修の実施と歯科医師としての資質の向上に寄与する。	046
(9)	歯科医師臨床研修指導医講習会費 (平成18年度)	300万円	300万円	300万円	2	プログラム責任者講習会歯科医師臨床研修のプログラム責任者を養成するために実施する講習会に必要な経費に対する財政支援を行う。	講習会参加者数	本講習会により、歯科医師臨床研修における研修プログラムの企画立案・管理、指導歯科医及び研修歯科医に対する指導・助言、研修の進捗状況の把握・評価等を適切に行う能力を修得させ、プログラム責任者を養成し、効果的な臨床研修の実施と歯科医師としての資質の向上につなげる。	047
(10)	新人看護職員研修推進費 (平成22年度)	560万円	440万円	600万円	3	新人看護職員研修に関するガイドラインの普及を図り、病院等において新人看護職員卒後研修の着実な実施を促進する。	病院等に就業した新人看護職員における新人看護職員研修受講者の割合	新人助産師及び新人看護師に対し、必要な姿勢及び態度並びに知識、技術について十分な指導体制及び研修プログラムに基づく研修を行い、また、新人助産師の実地指導者及び新人看護師の教育担当者に対し、卒後教育の考え方、方法論、教育研修指導としての実践等を系統的に研修させ、保健師、助産師及び看護師の資質向上及び医療安全の確保を図る。	048
(11)	看護職員専門分野研修事業(補助金・民間向け) (平成15年度)	0.3億円	0.3億円	0.3億円	3	勤務医の業務負担の軽減を図る観点から、チーム医療の下、医療従事者の役割分担が推進できるよう、高度な技術を有する認定看護師を積極的に養成するため、認定看護師の養成研修事業とする。補助先:(公社)日本看護協会、(社)日本精神科看護技術協会、(社)全国社会保険協会連合会、(財)日本訪問看護振興財団及び厚生労働大臣が認める者基準額:1人あたり98千円(認定看護師追加研修1人当たり110千円)補助率:定額	認定看護師認定者数 (各年12月末日現在)	特定の看護分野において、熟練した看護技術と知識を用いた、水準の高い看護を実践できる認定看護師の育成を促進する。	049
(12)	外国人看護師・介護福祉士受入事業 (平成19年度)	0.5億円	0.5億円	0.5億円	-	本事業は、(公社)国際厚生事業団が行う以下の事業について補助を行うものである。○候補者の就労開始前に実施する看護導入研修 経済連携協定に基づき入国した外国人看護師候補者が、入国後、我が国国内の医療施設で就労・研修を行うにあたり必要となる知識・技術を習得させることを目的とした日本語研修の実施。○受入施設に対する巡回訪問(就労・研修等の状況把握) 候補者の受入れ施設を対象に、年1回以上、相談専門員による巡回訪問を実施し、候補者の労務管理及び施設内の研修状況を把握し必要な指導を実施。○候補者からの就労・研修に係る相談・苦情対応 等 候補者のメンタルヘルスケアの観点から、母国語(英語、インドネシア語)での相談窓口を設置し、各種相談を実施。	国家試験合格者数 (成果実績:合格者数、達成度:合格率)	経済連携協定の趣旨に則り、受入施設において適切な就労・研修が行われることを確保するため、経済連携協定に基づき、我が国に入国及び一時的な滞在が認められる外国人看護師及び介護福祉士(以下、「外国人看護師等」という。)が単に安価な労働力として利用されることのないよう、外国人看護師等の適切な雇用管理を確保する。	050

(13) 臨床研修修了者アンケート調査費 (平成22年度)	100万円	100万円	200万円	1	毎年3月末までに臨床研修を修了する全ての医師にアンケート調査を実施	アンケート回収率	医師臨床研修を終了する医師から、各自が経験した臨床研修のプログラム、進路希望、希望勤務地等の情報をアンケート調査により収集し、へき地や離島、産科・小児科等の診療科への医師の誘導策を検討する材料とするとともに、臨床研修制度の評価及び眷属的な見直しの検討の材料とすることで、臨床研修の質の向上を図る。	051
(14) 看護教員等養成講習推進費 (平成22年度)	300万円	300万円	200万円	3	看護教員等の養成を円滑に行うため、ブロック単位での需給調整を行い、教員養成講習を開催するための調整会議を開催するために必要な経費である。	病院等に就業した新人看護職員における新人看護職員研修受講者の割合	新人助産師及び新人看護師に対し、必要な姿勢及び態度並びに知識、技術について十分な指導体制及び研修プログラムに基づく研修を行い、また、新人助産師の実地指導者及び新人看護師の教育担当者に対し、卒後教育の考え方、方法論、教育研修指導としての実践等を系統的に研修させ、保健師、助産師及び看護師の資質向上及び医療安全の確保を図る。	052
(15) 保健師等再教育講習会費 (平成22年度)	110万円	110万円	200万円	3	保健師・助産師・看護師に対する再教育研修講習会に必要な謝金等を支給する。	認定看護師認定者数 (各年12月末日現在)	特定の看護分野において、熟練した看護技術と知識を用いた、水準の高い看護を実践できる認定看護師の育成を促進する。	053
(16) 外国人看護師候補者学習支援事業 (平成22年度)	1.2億円	1.0億円	1.0億円	-	(社)国際厚生事業団が行う以下の事業について補助を行うものである。①看護師国家試験の受験に向けた具体的な学習内容や方法、学習スケジュールを作成し、各受入施設へ提示②EPA看護師候補者向け学習サポートシステムを運用し候補者個々に学習管理ができる環境の提供③学習教材の提供により候補者の日々の継続的な自己学習の支援④看護専門家及び日本語専門家の指導や相談への対応⑤模擬試験の実施等による看護師国家試験受験までの計画的な学習の提供 等	国家試験合格者数 (成果実績:合格者数、達成度:合格率)	経済連携協定の趣旨に則り、受入施設において適切な就労・研修が行われることを確保するため、経済連携協定に基づき、我が国に入学及び一時的な滞在が認められる外国人看護師及び介護福祉士(以下、「外国人看護師等」という。)が単に安価な労働力として利用されることのないよう、外国人看護師等の適切な雇用管理を確保する。	054
(17) 歯科保健医療情報収集等事業 (平成23年度)	0.2億円	0.1億円	0.2億円	2	歯科保健医療サービスを実施する全国の歯科医療機関(診療所、病院等)から、歯科保健医療サービスを推進する上での問題点等の情報を収集し、その内容の整理・分析を行うとともに、収集した問題点等の情報を基に歯科保健医療サービスに関するガイドライン等を作成する。	—	歯科医療サービスに関するガイドライン等を作成することで、歯科医療現場で直面している問題を解消し、医療従事者の負担の軽減等に寄与する。	055
(18) 実践的な手術手技向上研修事業 (平成24年度)	-	0.4億円	0.5億円	-	現在は一部の大学で限定的に行われているサージカルトレーニングの取組について、「臨床医学の教育及び研究における死体解剖のガイドライン」を踏まえて、より多くの医師が参加し、その手術手技の向上につなげられるものとするため、他大学や医療機関の医師を含めて受け入れる取組を支援するとともに、トレーニングの効果や運営上の問題点等について整理・検討を行う。 (委託先) 医科系大学	研修参加者数	医師に死体を利用した実践的な手術手技を習得させるための研修体制を整備することにより、医師の医療技術の向上および国民に対する安全・安心な医療の提供を図る。	056
(19) 看護教員養成支援(通信制教育)改善経費 (平成24年度)	-	0.7億円	900万円	3	看護教員養成講習会の未受講者の解消を図り、安定的に看護教員を養成するための、通信制教育(e-ラーニング)の補助を行う。	看護教員等養成講習会未受講者の解消 (受講率)	看護教員養成講習会に通信制教育(e-ラーニング)を導入し、看護教員養成講習会の未受講者の解消を図り、安定的に看護教員を養成する。	057

平成25年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(厚生労働省25(Ⅰ－3－1))

* 厚生労働省では、基本目標＞施策大目標＞施策目標を設定して、政策を実施している。

施策目標名	医療情報化の体制整備の普及を推進すること(施策目標Ⅰ－3－1)					担当部局名	医政局研究開発振興課医療技術情報推進室、 政策統括官付情報政策担当参事官室		作成責任者名	医療技術情報推進室長 渡辺 颯一郎 参事官(情報政策担当) 鯨井 佳則														
施策の概要	本施策は、次の目標を柱に実施している。 ・医療のIT化を推進する。 ・医療の情報連携を可能にするための環境整備として、データ標準化等を推進する。					政策体系上の 位置付け	基本目標Ⅰ 安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること 施策大目標Ⅰ－3 利用者の視点に立った、効率的で安心かつ質の高い医療サービスの提供を促進すること																	
予算書との関係	本施策は、予算書の以下の項におおむね対応している。 (項)医療情報化等推進費(一部) [25年度予算案:421,143千円]					関連施策	－																	
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)	医療の情報化については、平成18年1月に高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部(以下「IT戦略本部」という。)において「IT新改革戦略」が具体的な政策として掲げられ、平成22年5月には「新たな情報通信技術戦略」で「どこでもMY病院構想の実現」などの具体的取り組みが示され、これらの実現に向けた施策の推進に努めてきたところ。平成25年6月には「世界最先端IT国家創造宣言」が閣議決定され、2018年度までにITを活用した医療情報連携ネットワークの全国への普及・展開を図ることが定められたことから、更なる施策の推進を図る。								政策評価実施予定 時期(評価予定表)	<table><tr><td>2 4</td><td>2 5</td><td>2 6</td><td>2 7</td><td>2 8</td></tr><tr><td>モニ</td><td>モニ</td><td>モニ</td><td>実績</td><td>モニ</td></tr></table>					2 4	2 5	2 6	2 7	2 8	モニ	モニ	モニ	実績	モニ
2 4	2 5	2 6	2 7	2 8																				
モニ	モニ	モニ	実績	モニ																				
測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値		最新値	年度	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠															
統合系医療情報システム(オーダー 1 ングシステム、統合的電子カルテ 等)の普及率	39.3%	平成23年 度	39.3%以上	平成26年度	－	－	39.3%	平成23年度	医療情報システムの普及状況を知る上での指標としては、厚生労働省大臣官房統計情報部人口動態・保健社会統計課保健統計室が行っている「医療施設調査」により把握している。3年ごとの調査であり、次回の調査は平成26年度である。															
測定指標	目標			目標年度	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠																			
処方箋の電子化を実現するための 2 e-文書法厚生労働省令の改正に に向けた実証作業	2,3年後を目的に省令改正を行うた めに必要な実証事業の実施			平成25年度以降	処方箋の電子化については、医療機関と薬局の間で情報連携が進み、調剤結果の医療機関へのフィードバックや、疑義照会・回答といったやりとり、過去の記録の参照などが容易になるといったメリ ットがあることから、医療情報ネットワーク基盤検討会において、引き続き実現に向けた検討を行い、課題等の整理を行っているところ。この処方箋の電子化を実現するためには、e-文書法厚生労働 省令の改正に向けた実証作業が必要であるため。																			
(参考)測定指標	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度																			
統合系医療情報システム(オーダー 3 ングシステム、統合的電子カルテ 等)の普及率(一般病院400床以 上)	82.4%	－	－	86.6%	－																			

達成手段 (開始年度)	補正後予算額(執行額)		25年度 当初 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要	達成手段 の目標 (25年度)	施策目標達成への寄与の内容	平成25年度行政事 業レビュー事業番号
	23年度	24年度						
医療情報セキュリティ等対策経費 (1) (①平成18年度、②平成20年度、③平成22年度)	520万円	90万円	200万円	-	①保健医療分野の公開鍵基盤(HPKI)認証局運用委託費 医師等が電子化された文書に電子署名を付すことで、文書の信頼性が担保できる仕組みを構築しており、その電子署名を付すためのカードを発行する認証局(サブ認証局)の証明書を発行し接続するためのルート認証局の運営管理を行った。 ②重要インフラIT障害等連絡費 災害やサイバーテロなど、医療機関の情報システムの停止に備えた緊急連絡体制の確保経費(内閣官房情報セキュリティセンターからの連絡用)。 ③医療情報化人材育成事業 地域の医療機関に対し、情報化に関する助言・指導・計画の策定と実施を行うための人材を育成するため、「病院情報システムの構築方策」、「地域医療連携の確立方策」、「医療安全を考慮したシステム運用」、「システムのセキュリティとプライバシー保護」、「医療分野のIT化のための目標を達成するための計画策定方策」等について研修を行っている。	医療情報分野研修受講者数	①保健医療分野の公開鍵基盤(HPKI)認証局運用委託費 医療機関間等において安全を確保しつつ円滑な電子的診療情報を受受信するため、公開鍵基盤認証局の運営の管理。 ②重要インフラIT障害等連絡費 災害やサイバーテロなど、医療機関の情報システムの停止に備えた緊急連絡体制の確保。 ③医療情報化人材育成事業 地域の医療機関に対し、情報化に関する助言・指導・計画の策定と実施を行うための人材育成。	058
医療情報システム等標準化推進事業 (2)業 (①平成16年度、②平成19年度)	1.96億円	1.84億円	1.20億円	-	①高度医療情報普及推進事業 電子カルテ等医療情報システムで使用するため、必要な共通の情報基盤となる用語・コードについて整備・維持管理・普及促進を行い、医療機関が無償でダウンロードできるようにしている。 ②医療情報システムのための医療知識基盤データベース開発事業 医療分野の情報化に伴い蓄積される医療情報には様々な表現で入力が行われているところであり、同じ意味でも多様な表現があることから統計処理困難となっている。このため、臨床研究や医療安全を推進する観点から、異なる表現であっても同一の意味する用語を一つの用語として整理できる電子辞書的なソフトの開発を行っている。	医療用語等の標準マスター等のダウンロード件数	①高度医療情報普及推進事業 医療機関間等の連携や情報共有が図られるよう、電子カルテ等医療情報システム等で使用する医療用語等のマスターの整備、普及推進。 ②医療情報システムのための医療知識基盤データベース研究開発事業 臨床研究や医療安全を推進する観点から、異なる表現であっても同一の意味する用語を一つの用語として整理できる電子辞書的なソフトの開発。	059
医療情報システムの相互運用性確保のための対向試験ツール開発事業 (3) (平成19年度)	0.85億円	0.89億円	0.3億円	-	医療機関内で使用される各部門系システムについての標準化を進めるため、異なるベンダ(メーカー等)間のシステムを対向試験ツールを使用し、実際に相互に接続して相手のシステムと支障なく情報のやり取りを可能にするための試験を行い、その結果を広く公表するもの。 これにより、どのシステム同士が接続可能か把握することができ、その結果でコンポーネント化(部品化)された接続可能なシステムを医療機関が選択して導入することが可能となる。	対向試験ツールの結果、相互運用性の確保が確認できたシステム数の向上	各種情報システムの相互運用性確保を行うことで、医療機関のマルチベンダにおける費用負担の軽減に資するものであり、そのための対向試験ツールの開発、普及推進を行う。	060
医療情報システム普及啓発等経費 (平成15年度)	100万円	20万円	100万円	-	医療情報システムの標準化等の普及啓発及び、各重要インフラ分野との連携体制の構築。	医療情報システムの標準化等の普及啓発や、内閣官房を中心とした政府及び各重要インフラ分野において官民の緊密な連携体制の構築を図る	近年発達する著しい情報処理技術や通信技術を活用した医療情報システムの標準化等の普及啓発を行い、内閣官房を中心とした政府及び各重要インフラ分野において官民の緊密な連携体制を構築する。	061
シームレスな健康情報活用基盤実証事業(平成23年度)	1.63億円	1.48億円	0.9億円	-	地域医療支援病院などを中心として病院から診療所、調剤薬局まで様々な施設間でのシームレスなデータ共有を行い、患者情報を共有しながら病態に応じた各施設の役割を分担し、二次医療圏を超えた地域連携体制を構築する。	事業実績報告書の作成	電子化される健康情報の高度利活用を図るため、医療・健診等におけるデータの相互利用をはじめとする情報共有のための方策や、個人の健康情報を有効に活用するための方策等の実証に取り組む。	062
EBM普及推進事業(平成23年度)	1.52億円	1.49億円	1.50億円	-	EBMの普及・啓発等を進めていくため、インターネットの普及が進んだ現代社会において、診療ガイドラインや国内外の医学文献等について科学的に評価を行った上でデータベースとして整備し、インターネットを中心に広く国民へ提供する。このことにより、EBMの推進を図り、良質な医療提供体制を確保することができる。	診療ガイドライン等医学文献情報の整備数	EBM(Evidence Based Medicine「根拠に基づく医療」)を推進することにより、最新かつ最適な情報に基づく治療法等を、専門分野外の診療を行う医師や医学雑誌等の情報の入手が難しい遠隔地に勤務する医師等を含め、全ての診療の場で容易に活用できる効果が期待されている。また、患者にとっても治療法等の拠り所となる科学的な根拠が明示されるため、自分の病気を十分に理解し、治療法等を選択することが可能となる。	063
社会保障分野における情報連携基盤の整備に関する経費(平成23年度)	3.05億円	3.23億円	3.16億円	-	社会保障分野での情報化・情報連携を一層推進する観点から、情報連携に求められる技術要件の明確化、技術開発などや制度面の検討を行う。 社会保障・税番号制度の導入に向け、社会保障分野において必要となる法整備及びシステム改修等に関する検討を深め、具体化するために必要な取組等を進める。	社会保障分野における情報連携の仕組みの検討・具体化(社会保障・税番号制度の実装等)	厚生労働省の重要政策課題である社会保障分野の情報化、基盤整備の推進について、ICカードの実証事業を踏まえ、また、社会保障・税に関わる番号制度の検討及び新たな情報通信技術戦略に基づく取組と軌を一にしつつ、情報基盤に求められる技術的要件の整理・技術開発や制度面の検討を着実に進める。	064

保健医療福祉分野の公開鍵基盤 (8) (HPKI) 普及・啓発事業 (平成25年度)	-	-	0.63億円	-	医師等の個人が電子署名を活用できるよう、公的資格等の確認機能を有する保健医療福祉分野における公開鍵基盤(HPKI)を普及・啓発するために必要な経費について財政支援を行う。	HPKIカードの発行枚数	インターネットを介して診療情報のやりとりを行う場合のなりすましや改ざんといったリスクを回避するため、保健医療福祉分野認証基盤(HPKI)の普及を目指す。	新25-006
(9) ICTを活用した地域医療ネットワーク事業(平成25年度)	-	-	0.75億円	1	医療機関の主要な診療データを、標準的な形式で外部保存することにより、連携する医療機関相互でデータの閲覧を可能とし、質の高い地域医療連携に活用できるネットワークの基盤を整備する。	2か所	当該事業を推進することにより、地域連携が可能となる地域が増え、医療のIT化の推進や電子カルテシステムの普及が見込まれる。	新25-007

平成25年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(厚生労働省25(Ⅰ-3-2))

* 厚生労働省では、基本目標＞施策大目標＞施策目標を設定して、政策を実施している。

施策目標名	医療安全確保対策の推進を図ること(施策目標Ⅰ－3－2)					担当部局名	医政局総務課医療安全推進室			作成責任者名	医療安全推進室長 大坪 寛子														
施策の概要	本施策は医療安全確保対策の推進を図るために実施している。					政策体系上の位置付け	基本目標Ⅰ 安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること 施策大目標Ⅰ－3 利用者の視点にたった、効率的で安心かつ質の高い医療サービスの提供を促進すること																		
予算書との関係	本施策は、予算書の以下の項目に対応している。 (項)医療安全確保推進費[平成25年度予算額:522,653,000円]					関連施策	－																		
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)	○医療法(昭和23年法律第205号)により、 ・国並びに都道府県、保健所を設置する市及び特別区(以下、「都道府県等」)は、医療の安全に関する情報の提供、研修の実施、意識の啓発その他の医療の安全の確保に関し必要な措置を講じるよう努める ・病院、診療所又は助産所の管理者は、厚生労働省令で定めるところにより、医療の安全を確保するための指針の策定、従業者に対する研修の実施その他の当該病院、診療所又は助産所における医療の安全を確保するための措置を講じる ・国は、医療安全支援センターにおける事務の適切な実施に資するため、都道府県等に対し、医療の安全に関する情報の提供を行うほか、医療安全支援センターの運営に関し必要な助言その他の援助を行うこととされている。									政策評価実施予定 時期(評価予定表)	<table><tr><td>24</td><td>25</td><td>26</td><td>27</td><td>28</td></tr><tr><td>モ二</td><td>モ二</td><td>モ二</td><td>モ二</td><td>実績</td></tr></table>					24	25	26	27	28	モ二	モ二	モ二	モ二	実績
24	25	26	27	28																					
モ二	モ二	モ二	モ二	実績																					
測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値		最新値	年度	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠																
					24年度	25年度																			
1 医療事故情報収集・分析・提供事業の参加登録医療機関の数	609	平成23年度	前年度以上	毎年度	前年度以上	前年度以上	609	平成23年度	医療事故の発生予防・再発防止のため、医療機関自らが分析・検討をした情報を医療法施行規則第12条に基づく登録分析機関が収集、分析し、情報提供を行うとともに、医療機関からの相談に応じて必要な助言・支援を行うため、事業参加医療機関の増加を図る。																
2 診療報酬の施設基準「医療安全対策加算」の届出医療機関の割合 ※医療安全対策の研修を終了した医療安全管理者を配置しているなどの要件を満たした医療機関に対して診療報酬を加算するもの	34.3%	平成23年度	前年度以上	毎年度	前年度以上	前年度以上	34.3%	平成23年度	医療安全対策の研修を終了した医療安全管理者を配置する医療機関に対し、診療報酬上で評価を行っており、その増加を図っている。 ※診療報酬の施設基準「医療安全対策加算」の届出医療機関の割合＝「医療安全対策加算1」又は「医療安全対策加算2」届出医療機関／全国の病院数																
3 医療安全に資する医療機器の購入による特別償却に係る医療機器販売件数	36,196	平成23年度	前年度以上	毎年度	前年度以上	前年度以上	36,196	平成23年度	ヒューマンエラーの防止に配慮した医療安全に資する医療機器等の購入を促進することで、医療事故を防止し、もって安心かつ質の高い医療サービスの提供を図る。 ※対象医療機器等:人工呼吸器、シリンジポンプ、生体情報モニタ、自動錠剤分包機、調剤誤認防止装置、分娩監視装置(平成23年度に対象医用機器等から除かれた生体情報モニタ運動ナースコール制御機、注射薬自動払出機、医療情報読取照合装置、特殊寝台を除いた台数)																
4 産科医療補償制度の審査件数	154	平成23年度	前年度以上	毎年度	前年度同等	前年度同等	154	平成23年度	分娩時の医療事故の発生予防・再発防止のためには、より多くの事例について原因分析を行い、再発防止策を講じることが重要である。																
5 都道府県、保健所設置市及び特別区の医療安全支援センターの設置数	372	平成23年度	前年度以上	毎年度	前年度以上	前年度以上	372	平成23年度	都道府県、保健所を設置する市及び特別区は、医療の安全に関する情報の提供、研修の実施、意識の啓発その他の医療の安全の確保に関し必要な措置を講ずるため、医療安全支援センターを設けるよう努めなければならないとされていることから、その設置を図る。																

測定指標		目 標		目 標 年 度		測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠			
-		-		-		-			
(参考)測定指標		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度			
-		-	-	-	-	-			
達成手段 (開始年度)		補正後予算額(執行額)		25年度 当初 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要	達成手段 の目標 (25年度)	施策目標達成への寄与の内容	平成25年度行政事業 レビュー事業番号
		23年度	24年度						
(1) 医療事故情報収集等事業 (平成16年度)		0.9億円	0.9億円	0.9億円	1,2,3	医療事故の発生予防・再発防止のため、医療機関自らが分析・検討をした情報を医療法施行規則第12条に基づく登録分析機関が収集、分析し、情報提供を行うとともに、医療機関からの相談に応じて必要な助言・支援を行う。	-	医療事故収集等事業を実施することによって、医療事故の発生予防・再発防止に寄与することを見込んでいる。	66
(2) 産科医療補償制度運営費 (平成20年度)		0.8億円	0.8億円	0.8億円	4	分娩に係る医療事故により脳性麻痺となった児及びその家族の経済的負担を速やかに補償するための審査を行う。	-	分娩に係る医療事故により脳性麻痺となった児及びその家族の経済的負担を速やかに補償する産科医療補償制度の運営組織が、事故原因等の分析をすることにより、再発防止に寄与することを見込んでいる。	68
(3) 医療安全支援センター総合支援事業 (平成13年度)		0.2億円	0.2億円	0.2億円	5	医療安全支援センターにおける相談等に適切に対応するため、専門的知識、能力の習得や、相談困難事例の調査・分析及び対処方法等にかかる研修を行う。	前年度同等の研修への参加者数	医療安全支援センター総合支援事業を実施することによって、全国の医療安全支援センターの相談員の能力が高められるとともに、国民からの相談等へ適切に対応するための環境整備が図られることを見込んでいる。	71
(4) 診療行為に関連した死亡の調査分析モデル事業 (平成17年度)		1.2億円	1.2億円	1.2億円	1,2,3	医療の質と安全・安心を高めていくため、診療の過程において予期し得なかった死亡や診療行為の合併症等での死亡に遭遇した場合に、臨床医や専門医等による解剖、死亡時画像診断を活用した事案調査及び医療機関から提出された調査報告書の検証を実施し、医療機関から調査依頼を受け付け、専門的、学際的な者による因果関係及び再発防止策を総合的に検討する。	-	診療行為に関連した死亡の調査分析モデル事業を実施することにより、医療安全の推進が見込まれる。	67
(5) 患者安全推進(PSA)事業 (平成13年度)		0.02億円	0.02億円	0.02億円	1,2,3,4,5	医療安全対策に関する医療関係者の意識向上、医療機関や医療関係団体における組織的取組みの促進等を図るとともに、国民の理解と認識を深めることを目的とし、毎年11月25日を含む1週間を「医療安全推進週間」と位置付け、厚生労働省ホームページ上での告知や、都道府県や医療関係団体等へのポスターの配布等を通じて、同週間の周知を行う。	-	患者安全推進(PSA)事業を実施することにより、医療安全対策に関する医療関係者の意識向上、医療機関や医療関係団体における組織的取組みの促進等が図られるとともに、国民の理解と認識が深められることを見込んでいる。	69
(6) 裁判外紛争解決制度活用推進協議会 (平成21年度)		0.03億円	0.03億円	0.02億円	1,2,3	医療紛争の裁判外による解決に向けた取り組みとして、医療界、法曹界や患者の立場を代表する者等による会議を開催し、情報共有や意見交換を行う。	-	医療事故等が発生した場合の紛争解決の手段のひとつである裁判外紛争解決機関を充実させ、同機関の活用を推進することによって、医療事故等の紛争が早期に解決されるとともに、安全な医療が提供されることを見込んでいる。	70
(7) 院内感染対策 (平成5年度)		0.7億円	0.7億円	0.7億円	-	院内感染の発生動向の調査及び情報提供の実施を行うとともに、院内感染対策に関する医療機関・医療従事者を対象とした講習会の実施に係る業務委託等を行う。	院内感染対策サーベイランス事業への参加医療機関の増加、前年度同等の院内感染対策講習会への参加者数	院内感染の発生動向の調査及び情報提供の実施を行うと共に、院内感染対策に関する講習会の実施等により、最新の科学的知見に基づいた適切な知識を伝達することで、わが国における院内感染対策がより一層推進されることを見込んでいる。	72
(8) 医療機関行政情報システム改善事業費 (平成5年度)		0.1億円 (0.1億円)	0.1億円	0.1億円	-	各都道府県等に医療法第25条に基づく立入検査結果を入力するための更新プログラムを送付の上データを回収し、集計・分析して公表を行う。	-	各都道府県等からの報告システムを構築し、医療法第25条に基づく立入検査(各医療機関が、医療法等関連法令に規定された人員及び構造設備を有し、かつ、適正な管理を行っているか否か等についての検査)の結果について、迅速かつ正確に報告・集計し、各都道府県等に情報提供等を行うことにより、遵守率の向上を図る。	73

	(9) 異状死死因究明支援事業 (平成22年度)	0.78億円	0.49億円	1.16億円	-	異状死死因究明の体制づくりを推進するための事務局経費、解剖を行うための経費及び死亡時画像診断を行うための経費を都道府県等に対して支援するとともに、異状死の死因究明のため、CT等を使用して行う死亡時画像診断について、放射線科医や診療放射線技師の撮影技術等の向上を図るための研修を実施する。	解剖率(前年度以上)	異状死の死因究明を進めることにより、公衆衛生の向上に寄与する。	74
	(10) 統合医療に係る情報発信等推進事業 (平成23年度)	0.1億円 (0.01億円)	0.1億円	0.1億円	-	①統合医療の定義、概念、②研究、技術評価、情報発信に関することなどを検討し、その結果を受けて、伝統医学・相補代替医療に関連する多種多様な団体と連携・協力し、意見集約等を行うだけの能力を有する医療・研究を担う第三者機関が①研究成果の収集・評価、②情報発信などの業務内容等を具現化するための検討を行う	統合医療に関する検討会等の開催数、委託事業の情報発信数	事業を進めることにより安全性、有効性の実態が正確に把握されていない統合医療について、国民が健康被害を受けないよう適切な情報を発信する。	75

平成25年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(厚生労働省25(Ⅰ-4-1))

* 厚生労働省では、基本目標＞施策大目標＞施策目標を設定して、政策を実施している。

施策目標名	政策医療を向上・均てん化させること					担当部局名	医政局国立病院課			作成責任者名	国立病院課長 古川夏樹														
施策の概要	本施策は政策医療(国として担うべき医療)を推進するために実施している。 (なお、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)に基づき、独立行政法人国立病院機構及び国立高度専門医療研究センターの評価については、独法評価委員会で評価が実施されている。)					政策体系上の位置付け	基本目標Ⅰ 安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること 施策大目標Ⅰ-4 国が医療政策として担うべき医療(政策医療)を推進すること																		
予算書との関係	本施策は予算書の以下の項に対応している。 (項)独立行政法人国立病院機構運営費[平成25年度予算額:230億円] (項)独立行政法人国立がん研究センター運営費[平成25年度予算額:74億円] (項)独立行政法人国立がん研究センター施設整備費[平成25年度予算額:0.3億円] (項)独立行政法人国立循環器病研究センター運営費[平成25年度予算額:46億円] (項)独立行政法人国立精神・神経医療研究センター運営費[平成25年度予算額:45億円] (項)独立行政法人国立精神・神経医療研究センター施設整備費[平成25年度予算額:4億円] (項)独立行政法人国立国立国際医療研究センター運営費[平成25年度予算額:69億円] (項)独立行政法人国立国立国際医療研究センター施設整備費[平成25年度予算額:3億円] (項)独立行政法人国立国立成育医療研究センター運営費[平成25年度予算額:40億円] (項)独立行政法人国立国立長寿医療研究センター運営費[平成25年度予算額:35億円] (項)独立行政法人国立国立長寿医療研究センター施設整備費[平成25年度予算額:2億円]					関連施策	—																		
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)	歴史的・社会的な経緯等により民間等での対応が困難な医療や高度先駆的な医療については、国が医療政策として担うべき(政策医療)ものとされている。 各国立高度専門医療研究センター(国立がん研究センター、国立循環器病研究センター、国立精神・神経医療研究センター、国立国際医療研究センター、国立成育医療研究センター、国立長寿医療センター)及び国立病院機構においては、臨床研究、教育研修及び情報発信などを行い、効率的かつ効果的に政策医療の開発・確立および均てん化を図っている。									政策評価実施予定 時期(評価予定表)	<table><tr><td>24</td><td>25</td><td>26</td><td>27</td><td>28</td></tr><tr><td>モ二</td><td>モ二</td><td>実績</td><td>モ二</td><td>モ二</td></tr></table>					24	25	26	27	28	モ二	モ二	実績	モ二	モ二
24	25	26	27	28																					
モ二	モ二	実績	モ二	モ二																					
測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値		最新値	年度	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠																
					24年度	25年度																			
1 治験受入件数(製造販売後臨床試験を含む)	1,174	平成23年度	前年度以上	毎年度	1,174以上	前年度以上	1,174	平成23年度	国立高度専門医療研究センター及び国立病院機構は、中期計画において治験の実施件数を増加させることを目標としている。 新薬・新医療機器等の研究及び治験を実施することで、その有効性や安全性の検証のもと新規開発が促進される。より良い医療をより早く患者に提供することを目的とした政策医療推進のため、臨床研究における治験を測定指標とし、目標値を前年度以上とした。																
2 発表論文数(掲載に専門家の審査が必要となる国際的に評価される専門的科学雑誌に掲載された科学論文)	4,185	平成23年度	前年度以上	毎年度	4,185以上	前年度以上	4,185	平成23年度	国立高度専門医療研究センター及び国立病院機構は、中期計画において臨床研究を推進することを目標としている。 国際的に評価される専門誌等で論文を発表することで、新たな知見の普及や更なる研究の推進につながることから、発表論文数を測定指標とし、目標値を前年度以上とした。																
3 研修会受入人数	268,807	平成23年度	前年度以上	毎年度	268,807以上	前年度以上	268,807	平成23年度	国立高度専門医療研究センター及び国立病院機構は、中期計画において医療従事者の育成を積極的に行うことを目標としている。 研修会と実施することで、医療従事者の育成を積極的に行い、先端医療の取得と普及を促進する。このような教育研修を目的とした政策医療を推進するため、研修会受入人数を測定指標とし、目標値を前年度以上とした。																
4 ホームページアクセス件数	74,723,980	平成23年度	前年度以上	毎年度	74,723,980以上	前年度以上	74,723,980	平成23年度	国立高度専門医療研究センター及び国立病院機構は、中期計画において情報の発信を行うことを目標としている。 ホームページにおいて医療従事者のみならず一般国民を対象とした医療情報を発信することで、セミナー開催等国立高度専門医療研究センター及び国立病院機構の取組、疾病予防対策等、全国民が医療への理解を深め医療への参画機会を得ることができる。このような情報発信を目的とした政策医療を推進するため、ホームページアクセス件数を測定指標とし、目標値を前年度以上とした。																

達成手段 (開始年度)	補正後予算額(執行額)		25年度 当初 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要	達成手段 の目標 (25年度)	施策目標達成への寄与の内容	平成25年度行政事業 レビュー事業番号
	23年度	24年度						
(1) 独立行政法人国立病院機構運営費 (平成16年度)	362億円 (362億円)	286億円	230億円	1.2.3.4	独立行政法人国立病院機構は、医療の提供、医療に関する調査及び研究並びに技術者の研修等を行うことにより、政策医療の向上を図り公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的としている。その事業運営に必要な経費を交付することにより、同機構の業務の円滑な実施及び推進を図る。	—	独立行政法人国立病院機構運営費を交付することにより、同機構が行う医療の提供、医療に関する調査及び研究並びに技術者の研修等が円滑に実施され、政策医療の向上・均てん化の促進が図られると見込んでいる。	76
(2) 独立行政法人国立がん研究セン ター運営費(平成22年度)	88億円 (88億円)	81億円	74億円	1.2.3.4	独立行政法人国立がん研究センターは、がんその他悪性新生物に係る医療に関して、研究・開発、医療の提供、医療従事者の研修、情報発信及び政策提言等を行うことにより、政策医療の向上を図り公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的としている。その事業運営に必要な経費を交付することにより、同機構の業務の円滑な実施及び推進を図る。	—	独立行政法人国立がん研究センター運営費を交付することにより、同センターが行うがんその他悪性新生物に係る医療に関して、研究・開発、医療の提供、医療従事者の研修、情報発信及び政策提言等が円滑に実施され、政策医療の向上・均てん化の促進が図られると見込んでいる。	77
(3) 独立行政法人国立がん研究セン ター施設整備費(平成22年度)	25億円 (25億円)	19億円	0.3億円	1.2.3.4	独立行政法人がん研究センターはがんその他悪性新生物に係る医療に関して、研究・開発、医療の提供、医療従事者の研修、情報発信及び政策提言等を行うことにより、政策医療の向上を図り公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的としている。同センターが行う研究等の施設整備にかかる経費の一部を補助することにより、業務の円滑な実施及び推進を図る。	—	独立行政法人国立がん研究センター施設整備費を交付することにより、同センターが行うがんその他悪性新生物に係る医療に関して、研究・開発、医療の提供、医療従事者の研修、情報発信及び政策提言等が円滑に実施され、政策医療の向上・均てん化の促進が図られると見込んでいる。	83
(4) 独立行政法人国立循環器病研究セ ンター運営費(平成22年度)	54億円 (54億円)	50億円	46億円	1.2.3.4	独立行政法人国立循環器病研究センターは循環器病に係る医療に関して、研究・開発、医療の提供、医療従事者の研修、情報発信及び政策提言等を行うことにより、政策医療の向上を図り公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的としている。その事業運営に必要な経費を交付することにより、同機構の業務の円滑な実施及び推進を図る。	—	独立行政法人国立循環器病研究センター運営費を交付することにより、同センターが行う循環器病に係る医療に関して、研究・開発、医療の提供、医療従事者の研修、情報発信及び政策提言等が円滑に実施され、政策医療の向上・均てん化の促進が図られると見込んでいる。	78
(5) 独立行政法人国立精神・神経医療 研究センター運営費(平成22年度)	45億円 (45億円)	47億円	45億円	1.2.3.4	独立行政法人国立精神・神経研究センターは精神・神経疾患等に係る医療に関して、研究・開発、医療の提供、医療従事者の研修、情報発信及び政策提言等を行うことにより、政策医療の向上を図り公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的としている。その事業運営に必要な経費を交付することにより、同機構の業務の円滑な実施及び推進を図る。	—	独立行政法人国立精神・神経医療研究センター運営費を交付することにより、同センターが行う精神・神経疾患等に係る医療に関して、研究・開発、医療の提供、医療従事者の研修、情報発信及び政策提言等が円滑に実施され、政策医療の向上・均てん化の促進が図られると見込んでいる。	79
(6) 独立行政法人国立精神・神経医療 研究センター施設整備費(平成22年 度)	23億円 (23億円)	13億円	4億円	1.2.3.4	独立行政法人国立精神・神経研究センターは精神・神経疾患等に係る医療に関して、研究・開発、医療の提供、医療従事者の研修、情報発信及び政策提言等を行うことにより、政策医療の向上を図り公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的としている。同センターが行う研究等の施設整備にかかる経費の一部を補助することにより、業務の円滑な実施及び推進を図る。	—	独立行政法人国立精神・神経医療研究センター施設整備費を交付することにより、同センターが行う精神・神経疾患等に係る医療に関して、研究・開発、医療の提供、医療従事者の研修、情報発信及び政策提言等が円滑に実施され、政策医療の向上・均てん化の促進が図られると見込んでいる。	84
(7) 独立行政法人国立国際医療研究セ ンター運営費(平成22年度)	75億円 (75億円)	71億円	69億円	1.2.3.4	独立行政法人国立国際医療研究センターは感染症その他の疾患に係る医療に関して、研究・開発、医療の提供、医療従事者の研修、情報発信及び政策提言等を行うことにより、政策医療の向上を図り公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的としている。その事業運営に必要な経費を交付することにより、同機構の業務の円滑な実施及び推進を図る。	—	独立行政法人国立国際医療研究センター運営費を交付することにより、同センターが行う感染症その他の疾患に係る医療に関して、研究・開発、医療の提供、医療従事者の研修、情報発信及び政策提言等が円滑に実施され、政策医療の向上・均てん化の促進が図られると見込んでいる。	80
(8) 独立行政法人国立国際医療研究セ ンター施設整備費(平成22年度)	15億円 (13億円)	13億円	3億円	1.2.3.4	独立行政法人国立国際医療研究センターは感染症その他の疾患に係る医療に関して、研究・開発、医療の提供、医療従事者の研修、情報発信及び政策提言等を行うことにより、政策医療の向上を図り公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的としている。同センターが行う研究等の施設整備にかかる経費の一部を補助することにより、業務の円滑な実施及び推進を図る。	—	独立行政法人国立国際医療研究センター施設整備費を交付することにより、同センターが行う感染症その他の疾患に係る医療に関して、研究・開発、医療の提供、医療従事者の研修、情報発信及び政策提言等が円滑に実施され、政策医療の向上・均てん化の促進が図られると見込んでいる。	85
(9) 独立行政法人国立成育医療研究セ ンター運営費(平成22年度)	47億円 (47億円)	43億円	40億円	1.2.3.4	独立行政法人国立成育医療研究センターは成育に係る疾患に係る医療に関して、研究・開発、医療の提供、医療従事者の研修、情報発信及び政策提言等を行うことにより、政策医療の向上を図り公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的としている。その事業運営に必要な経費を交付することにより、同機構の業務の円滑な実施及び推進を図る。	—	独立行政法人国立成育医療研究センター運営費を交付することにより、同センターが行う成育に係る疾患に係る医療に関して、研究・開発、医療の提供、医療従事者の研修、情報発信及び政策提言等が円滑に実施され、政策医療の向上・均てん化の促進が図られると見込んでいる。	81
(10) 独立行政法人国立長寿医療研究セ ンター運営費(平成22年度)	36億円 (36億円)	37億円	35億円	1.2.3.4	独立行政法人国立長寿医療研究センターは加齢に伴う疾患に係る医療に関して、研究・開発、医療の提供、医療従事者の研修、情報発信及び政策提言等を行うことにより、政策医療の向上を図り公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的としている。その事業運営に必要な経費を交付することにより、同機構の業務の円滑な実施及び推進を図る。	—	独立行政法人国立長寿医療研究センター運営費を交付することにより、同センターが行う加齢に伴う疾患に係る医療に関して、研究・開発、医療の提供、医療従事者の研修、情報発信及び政策提言等が円滑に実施され、政策医療の向上・均てん化の促進が図られると見込んでいる。	82
(11) 独立行政法人国立長寿医療研究セ ンター施設整備費(平成22年度)	11億円 (11億円)	6億円	2億円	1.2.3.4	独立行政法人国立長寿医療研究センターは加齢に伴う疾患に係る医療に関して、研究・開発、医療の提供、医療従事者の研修、情報発信及び政策提言等を行うことにより、政策医療の向上を図り公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的としている。同センターが行う研究等の施設整備にかかる経費の一部を補助することにより、業務の円滑な実施及び推進を図る。	—	独立行政法人国立長寿医療研究センター施設整備費を交付することにより、同センターが行う加齢に伴う疾患に係る医療に関して、研究・開発、医療の提供、医療従事者の研修、情報発信及び政策提言等が円滑に実施され、政策医療の向上・均てん化の促進が図られると見込んでいる。	87

(参考)測定指標		平成20年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度			
—		—		—		—		—		—			
達成手段 (開始年度)		補正後予算額(執行額)		25年度 当初 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要	達成手段 の目標 (25年度)	施策目標達成への寄与の内容		平成25年度行政事業 レビュー事業番号			
		23年度	24年度										
(1) 感染症指定医療機関運営費 (平成11年度)		6.7億円	6.7億円	6.7億円	1	感染症指定医療機関の運営に必要な光熱水料、燃料費、備品購入費等に対し補助をする。	第一種感染症指定医療機関を設置している都道府県数:38	感染症指定医療機関は、感染症の患者を入院させる医療機関であり、国は、感染症法第62条第2項の規定に基づき、都道府県が第一種及び第二種感染症指定医療機関の運営について補助した経費の一部を補助するとともに、特定感染症指定医療機関の運営に係る経費の一部を補助しているものである。 当該補助金の積極的な活用により、各都道府県において第一種感染症指定医療機関の設置が促進されると見込んでいる。		094			
(2) 麻しん排除対策推進費 (平成21年度)		3百万円	3百万円	3百万円	2	麻しん発症地域における麻しんの発生経路等の調査・分析を行うとともに、その結果を広く周知する。	予防接種の接種率: おおむね95%	麻しんの排除を目的として、発症地域における発生経路等の調査・分析を行い、その結果を広く周知することで感染の拡大を予防するとともに、麻しんの予防意識を高めることで接種率の向上につながると見込んでいる。		104			
(3) 感染症対策特別促進事業費 (昭和54年度)		3.5億円のうち3.0億円	3.2億円のうち2.7億円	3.5億円のうち2.6億円	3	結核対策として都道府県等が行う健康診断、直接服薬確認事業等に要する経費を補助する。	結核患者罹患率:16.4	結核の確実な治療に資する直接服薬確認療法等に要する経費を補助することにより、新たな感染を予防し、患者罹患率を減少させることができると見込んでいる。		088			
(4) 特定感染症検査等事業費 (平成11年度)		0.5億円	0.5億円	0.5億円	1	「性感染症に関する特定感染症予防指針」に定められる性感染症(性器クラミジア感染症、性器ヘルペスウイルス感染症、尖圭コンジローマ、梅毒、淋菌感染症の5疾患)に関する検査及び相談事業並びに、HTLV-1(ヒトT細胞白血病ウイルス1型)に関する検査及び相談事業を行い、それに対して補助を行っている。	各補助事業者において目標を設定するため、統一した目標を示すことは困難である。	「性感染症に関する特定感染症予防指針」に定められる性感染症(性器クラミジア感染症、性器ヘルペスウイルス感染症、尖圭コンジローマ、梅毒、淋菌感染症の5疾患)及びHTLV-1に関する検査・相談事業を推進する事により、これらの感染症の発生の予防・まん延防止及び治療対策の推進を図ることができると見込んでいる。		089			
(5) 感染症予防事業費等負担金 (①②③平成11年度、④昭和56年度)		13.2億円	14億円	14.1億円	1	①感染症予防事業費 都道府県等が感染症の発生を予防し、そのまん延を防止するために必要な措置を講じる事業に要する経費の一部を負担することにより、公衆衛生上の向上及び増進を図ること。 ②感染症患者入院医療費 都道府県等が負担した感染症患者(結核除く)の医療に要する経費の一部を負担することにより、感染症患者に対し良質かつ適切な医療提供を行うこと。 ③感染症発生動向調査事業費 国内の感染症に関する情報を迅速に収集、解析、還元するための発生動向調査事業に要する必要な経費の一部を負担することにより感染症の発生・拡大の防止を図ること。 ④密入国検疫等事業費 密入国者検疫及び検疫港以外の港等において、保健所長が検疫措置を行うために必要な経費を負担すること。	各補助事業者において目標を設定するため、統一した目標を示すことは困難である。	①感染症予防事業費感染症の発生を予防し、そのまん延を防止するための消毒や健康診断 ②感染症患者入院医療費感染症患者(結核患者を除く。)の医療等に要する経費の一部を負担することにより感染症患者に良質かつ適切な医療の提供 ③感染症発生動向調査事業費感染症の発生の状況、動向及び原因を明らかにするための調査を行い、国内の感染症発生・拡大に備える。 ④密入国検疫等事業費密入国検疫を実施する。 以上のような措置を講じることにより、感染症の発生・まん延防止に繋がると見込んでいる。		091			
(6) 予防接種対策費 (昭和52年度)		26百万円	26百万円	26百万円	2	①予防接種事故発生調査費:予防接種による健康被害発生時に、市区町村で事故調査委員会を設置し、被害発生に関する実態調査を検証するもの。 ②予防接種センター機能推進事業費:予防接種の専門医を配置した医療機関の接種体制を充実させることにより、接種体制の整備を図るもの。 ③ポリオ生ワクチン2次感染対策事業費:ポリオワクチンによる2次感染者(間接触感染者)の健康被害を救済するもの。	各補助事業者ごとに目標を設定すべきもので、統一的な成果目標を設定することは困難。	①予防接種事故発生調査費:予防接種による健康被害発生時における実態の調査・検証を実施すること。 ②予防接種センター機能推進事業費:予防接種を受けやすい体制の充実を図ること。 ③ポリオ生ワクチン2次感染対策事業費:ポリオワクチンにおける2次感染者(間接触感染者)の健康被害を救済すること。 以上のような措置を講じることにより、感染症の発生・まん延防止に繋がると見込んでいる。		092			
(7) 予防接種事故救済給付費 (昭和46年度)		10.9億円	10.8億円	11.7億円	2	予防接種法第15条に基づき、定期の予防接種を受けた者が、疾病にかかり、障害の状態となり、又は死亡した場合において、当該疾病、障害又は死亡が当該予防接種を受けたことによるものであると厚生労働大臣が認定したときは、医療費・医療手当、障害児養育年金、障害年金、遺族年金、遺族一時金、死亡一時金、葬料の給付を行う。	定期の予防接種を受けた者の健康被害に対する救済については、負担しなければならないこととされており、成果目標は設定は困難。	予防接種法第15条に基づき、健康被害者に対する迅速な救済のため、救済給付金を支給することにより、感染症の発生・まん延防止に繋がると見込んでいる。		093			

	(8) 結核患者療養諸費・結核医療費補助金・結核医療費負担金（平成19年度）	32.9億円	31.2億円	30.3億円	3	沖縄県の県外委託治療患者に要する渡航費、日用品費等について補助を行い、また感染症法第37条の2に基づく都道府県、政令市及び特別区が行う結核の一般患者に対する医療に要する費用の一部を補助し、さらに感染症法第19条、20条に基づく都道府県、政令市及び特別区が行う入院勧告・措置に係る結核患者に対する医療に要する費用の一部を負担する。	当該事業は法律に基づく負担金のため、目標設定が困難である。	結核患者に対する適正な医療を確保することによって、結核が個人的、社会的に害を及ぼすことを防止し、もって感染症の発生・まん延防止に繋がると見込んでいる。	095
	(9) 予防接種健康被害者保健福祉相談事業費（昭和52年度）	39百万円	39百万円	38百万円	2	健康被害者及びその家族に対し、保健福祉に関する相談指導を行うことにより、生活上の負担軽減を図るとともに、相談指導に当たる者の技能向上のため、研修を実施するものである。また、自治体等からの予防接種の問い合わせに対応するべく、電話相談を行うとともに、予防接種業務に従事する者及び予防接種を受ける者又はその保護者向けにガイドラインを作成し、正確な情報の普及に努めるもの。	予防接種健康被害者の負担軽減や関係者の知識向上を数値化し、成果目標に設定することは困難。	予防接種法第22条に基づき、予防接種法第15条による、医療費・医療手当、障害児養育年金、障害年金の給付の支給に係る者であって居宅において介護を受けるものの医療、介護等に関し、その家庭からの相談に応ずる事業その他の保健福祉事業の推進を図ること、及び予防接種法第23条に基づき国民が正しい理解の下に予防接種を受けるよう、予防接種に関する知識の普及を図ることにより、感染症の発生・まん延防止に繋がると見込んでいる。	096
	(10) 新型インフルエンザ対策費（平成20年度）	98百万円	120.0億円	1.1億円	—	【医薬品等保管料】・国が備蓄している抗インフルエンザウイルス薬及び個人防護具(PPE)、プレバンデミックワクチンの保管に関する経費。 【医薬品買上費】・最新の医学的知見、諸外国における抗インフルエンザウイルス薬の備蓄状況を踏まえて、備蓄を進めている。・新型インフルエンザ発生時に医療従事者への診療体制の維持を目的に個人防護具(PPE)を備蓄し、対策を講じている。 ・新型インフルエンザ発生に備え、最低限の社会機能を維持するために必要なプレバンデミックワクチンの備蓄を進めている。 【医薬品製剤化等業務庁費】・パンデミック発生に備え、国が備蓄しているプレバンデミックワクチン原液について、特に必要と認められる水際対策の従事者等に、速やかにワクチン接種が行えるようその一部製剤化したワクチンの備蓄対策等を講じる。 ・有効期限の切れとなったプレバンデミックワクチンを廃棄するための経費。	国民の45%分に相当する抗インフルエンザウイルス薬を備蓄する。(タミフル2,120万人分、リレンザ530万人分) ※H25.3.11に備蓄目標がタミフルは2,680万人→2,120万人、リレンザは268万人→530万人に変更された。	「新型インフルエンザ対策行動計画」に基づき、抗インフルエンザウイルス薬及び個人防護具(PPE)の備蓄を進めている。また、パンデミック発生に備え、国が備蓄しているプレバンデミックワクチン原液について、特に必要と認められる水際対策の従事者等に、速やかにワクチン接種が行えるようその一部製剤化したワクチンの備蓄対策を講じることにより、感染症の発生・まん延防止に繋がると見込んでいる。	097
	(11) 結核研究所補助（昭和14年度）	4.7億円	4.5億円	4.2億円	3	①結核研究所補助金：結核研究所の人件費、結核研究所運営事業費（光熱水料、施設管理の業務委託等）及び研究費（結核対策のための研究（基礎、臨床、疫学等））集・分析等。 ②政府開発援助結核研究所補助金：国際協力に関わる日本人の派遣専門家研修事業、現地で活動する結核国際移動セミナー事業等。	当該事業は、結核予防事業の向上を図ることを目的としており、数値化できるような成果目標を設定することは困難である。	公益財団法人結核予防会結核研究所が行う結核に関する医学的研究等及び結核対策指導者の養成研修並びに国際協力の推進に要する経費を補助することにより、結核予防事業の向上が図られ、感染症の発生・まん延防止に繋がると見込んでいる。	101
	(12) 感染症予防対策費（平成20年度）	33百万円	35百万円	61百万円	1	感染症予防に係る検討会、地方自治体職員等に対する研修や特定感染症予防指針に基づく予防対策を検討する検討会等の実施や動物由来感染症対策として地方自治体の担当者を対象とした研修会や地域対策推進会議を実施、新型インフルエンザ対策として国民が適切な医療を受けることができる体制を整備するため、医療従事者に対する必要な情報の共有や医療従事者や検査機関などの関係機関の職員へ研修を実施している。	当該事業は、感染症予防に係る各種検討会の開催、担当者の研修会及び感染症に対する情報収集事業及び情報発信をすることにより未然に感染症を予防することを目的にしており、予め各事業における具体的な成果目標等は設定できない。	感染症予防に係る各種検討会の開催、担当者の研修会及び感染症に対する情報収集事業及び情報発信をすることにより、感染症の発生・まん延防止に繋がると見込んでいる。	102
	(13) 予防接種対策推進費（昭和58年度）	10百万円	8百万円	8百万円	2	予防接種に係る訴訟事務を行うとともに、予防接種に関する各種調査・検討会を実施する。	訴訟関係事務を数値化し、成果目標に設定することは困難。	予防接種に係る訴訟に対応するとともに、予防接種に関する各種調査・検討会を実施することにより、感染症の発生・まん延防止に繋がると見込んでいる。	103
	(14) 予防接種従事者研修事業費（平成6年度）	3百万円	3百万円	3百万円	2	自治体等において、予防接種に従事する医師、保健師等を対象に予防接種における専門家等や行政の担当者から最新の知識や情報を伝達することを目的とした研修を実施する。	予防接種を実施するに当たっての医学的・制度的な基礎知識及び最新知識の伝達等に関する研修であり、数値化して成果目標を設定することは困難。	予防接種業務に関わる者を対象として、予防接種を実施するに当たっての医学的・制度的な基礎知識及び最新知識の伝達等に関する研修を行い、予防接種にかかる事故等を未然に防止し、有効かつ安全な予防接種の実施を図るための人材育成等を行うことにより、感染症の発生・まん延防止に繋がると見込んでいる。	105
	(15) 感染症危機管理費（平成20年度）	16百万円	15百万円	12百万円	1	感染症危機管理体制の整備と強化を図るための検討会の開催及び感染症に関する相談窓口の設置経費及び病院内での院内感染を防止するための自治体職員や医療機関関係者等に対する感染症に関する研修経費及び感染症指定医療機関等の医師に対して、海外の感染症例の診察・診療を行うための研修を実施している。	当該事業は、国民への適切な情報提供を行うこと、感染症発生時に迅速な対応を可能とするための関係機関の連携体制を整備すること及び感染症に対する専門家の医師の養成等、危機管理体制の整備を推進することにより、感染症の発生を予防し、そのまん延の防止を図り、もって公衆衛生の向上及び増進を図ることを目的としており、各事業における具体的な成果目標等は設定は困難である。	国民への適切な情報提供を行うこと、感染症発生時に迅速な対応を可能とするための関係機関の連携体制を整備すること及び感染症に対する専門家の医師の養成等、危機管理体制の整備を推進することにより、感染症の発生を予防し、そのまん延の防止に繋がると見込んでいる。	106

予防接種後副反応・健康状況調査 (16事業費 (平成6年度)	21百万円	21百万円	92百万円	2	①予防接種副反応報告整理・調査事業費(平成25年度からの事業) 予防接種後の副反応報告を法定化し、薬事制度上の副反応等報告と一元的に取扱うとともに、個々の副反応の評価を実施することとしており、独立行政法人医薬品医療機器総合機構で副反応情報の整理・調査を実施する。 ②予防接種副反応報告システム導入・運用経費(平成25年度からの事業) 予防接種副反応報告整理・調査を実施するためのシステム導入・運用経費。 ③予防接種後副反応・健康状況調査事業費 予防接種後の副反応の発生状況を正確に把握し今後の適切な予防接種行政の遂行に資するため、予防接種後副反応に関する健康状況調査を実施し、その集計結果を市町村及び医療機関等に提供することにより、より安全な予防接種の実施を図る。	法定化された予防接種後の副反応報告の情報整理・分析を数値化し、成果目標に設定することは困難。	予防接種後の副反応報告を法定化し、薬事制度上の副反応等報告と一元的に取扱うための新たな副反応報告制度を構築し、安全性・有効性の高い予防接種体制の確立を図るとともに、予防接種後の副反応に関する情報を収集・分析し、その結果を広く公表することにより、予防接種に対する国民の理解の促進が図られ、感染症の発生・まん延防止に繋がると見込んでいる。	107
(17) 病原体等管理体制整備事業費 (平成19年度)	75百万円	72百万円	80百万円	—	・二種病原体等許可申請業務、三種病原体等届出業務 ・特定病原体等取扱施設に対する定期的な立入検査業務及び特別な立入検査業務 ・特定病原体等の盗取等又は感染事故等に対する対応 ・運搬業者を対象とした、病原体等管理についての知識を有する者を養成するための講習会の開催	定量的に記載できない(病原体管理の規制を設け、生物テロを含む人為的な感染症の発生及びまん延を防止することが事業目的であり、具体的な目標値は設定できないため)	特定病原体等の管理規制については、病原体によるテロを防止する観点を主目的として導入されたものであり、それまで病原体等の管理が研究者等の自主性に委ねられており、適正な管理体制が必ずしも確立されていない状況にあった。生物テロに使用されるおそれのある病原体等の管理の強化が重要な課題であることから、所持、輸入等の禁止、許可、届出、基準の遵守等の規制を設け、生物テロを含む人為的な感染症の発生・まん延を防止に繋がると見込んでいる。	110
(18) 感染症発生動向等調査費 (昭和37年度)	4.3億円	2.6億円	2.2億円	—	・感染症に関する情報を全国規模で迅速に収集し、専門家による解析、国民・医療関係者等に対する還元を行い、疾病に対する有効かつ的確な予防対策を図り、多様な感染症の発生・拡大を防止する。 ・集団免疫の現況把握および病原体の検索等の調査を行い、各種疫学資料と合わせて検討し、予防接種事業の効果的な運用を図る。 ・動物に由来する人の感染症が海外から侵入することを防ぐ。 ・新型ウイルス系統調査・保存を実施することにより、新型インフルエンザの大流行等に備え、ワクチンを緊急に製造するための体制整備をする ・抗インフルエンザ薬に対する耐性株監視を行い 疾病に対する有効かつ的確な治療対策の構築を図る。 ・感染症情報や通知について、医療現場などに直接届けるための専用のメール配信システムを運用する。	定量的に記載できない(感染症の発生動向を調査するためのシステム運用・改修などの経費であり、具体的な目標値は設定できないため)	感染症の発生状況等を全国規模で調査するとともに、個々の疾病について集団免疫の現況把握及び病原体の検索等の調査・評価解析を実施して感染症の流行を予測し、さらには感染症を媒介させるおそれのある動物等の輸入の状況を把握するなどして、これらの情報を全国規模のオンラインシステムにより迅速に収集・分析・還元することにより、有効かつ的確な感染予防対策の構築が図られ、感染症の発生・まん延防止に繋がると見込んでいる。	111
(19) ワクチン対策事業 (昭和24年度)	67.5億円	7.2億円	5.4億円	—	保健衛生上必要不可欠なワクチン等の安定供給を確保するとともに、緊急時等の供給体制についても準備を進めるため、抗毒素やワクチン等の買上げ、ワクチンの開発・製造・安定供給のために必要な検討及び需要予測調査、並びに新型インフルエンザの予防に資するワクチンの開発や備蓄に取り組む事業。	国有ワクチン等の購入計画に対する実際の購入数量。※国有ワクチン等・・・乾燥ガススエウマ抗毒素、乾燥E型ボツツスウマ抗毒素、乾燥ジフテリアウマ抗毒素、乾燥組織培養不活化狂犬病ワクチン	保健衛生上必要不可欠なワクチン・抗毒素の国家買上げを行い、備蓄し、その需給調整を行う。また緊急時等のワクチン供給体制を確保することにより、感染症の発生・まん延防止に繋がると見込んでいる。	112
新型インフルエンザ予防接種事故 (20救済給付費 (平成22年度)	81百万円	1.6億円	1.1億円	—	新型インフルエンザに係る予防接種による健康被害者に対する救済措置として、国が支給する医療費・医療手当、障害児養育年金、障害年金、遺族年金、遺族一時金及び葬祭料に必要な経費。	新型インフルエンザの予防接種を受けた者の健康被害に対する救済については、国がその費用を支弁しなければならず、成果目標の設定は困難。	新型インフルエンザに係る予防接種による健康被害者に対する救済措置を講じることにより、感染症の発生・まん延防止に繋がると見込んでいる。	113
特定B型肝炎ウイルス感染者給付 (21金等支給業務費交付金 (平成23年度)	480.5億円	344.8億円	572億円	4	本事業は、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法(以下「特措法」という。)に基づき、特定B型肝炎ウイルス感染者等に給付金を支給するための社会保険診療報酬支払基金に造成する基金及び特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給関係業務の事務の執行に必要な経費に充てるための資金を交付するものである。	本事業は、特措法に基づき、裁判上の手続きによる和解を経て、社会保険診療報酬支払基金において給付金が支給されるものであり、成果指標及び成果実績になじまない。	集団予防接種等の際の注射器の連続使用により、多数の者にB型肝炎ウイルスの感染被害が生じ、かつ、その感染被害が未曾有のものであることに鑑み、特定B型肝炎ウイルス感染者及びその相続人に対し、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等を支給するための措置を講ずることにより、この感染被害の迅速かつ全体的な解決を図られ、感染症の発生・まん延防止に繋がると見込んでいる。	115
(22) HTLV-1対策推進費 (平成24年度)	—	3百万円	3百万円	—	「HTLV-1総合対策」に基づく重点施策を推進するにあたり、患者団体、学識経験者その他の関係者から意見を求めるため、HTLV-1対策推進協議会を開催するための経費。	総合対策に基づく重点政策を推進するにあたり、患者団体、学識経験者その他の関係者から意見を求めるものであり、その成果を数値化することは困難である。	ATL(成人T細胞白血病)やHAM(HTLV-1関連脊髄症)といった重篤な疾病を発症する原因となるHTLV-1(ヒトT細胞白血病ウイルス1型)の対策を推進するために、「HTLV-1 特命チーム」により取りまとめられた「HTLV-1 総合対策」を、国、地方公共団体、医療機関及び患者団体等が連携を図りつつ推進することにより、感染症の発生・まん延防止に繋がると見込んでいる。	116
(23) ワクチン価格等調査事業 (平成25年度)	—	—	16百万円	—	ワクチン価格等について、卸売販売業者から医療機関への実販売価格の実態を十分に把握できていないため、地方自治体、医療機関、卸売販売業者等の関係者の協力を得て、ワクチン価格等の接種費用の実態調査を行う。	調査によるワクチン接種費用の低減効果は算出困難	ワクチン価格等について、卸売販売業者から医療機関への実販売価格の実態を十分に把握できていないため、地方自治体、医療機関、卸売販売業者等の関係者の協力を得て、ワクチン価格等の接種費用の実態調査を行い、予防接種費用の地域差の是正や価格の適正化を図り、もってわが国の予防接種率の向上が図られ、感染症の発生・まん延防止に繋がると見込んでいる。	新25-008

(24) 肝炎患者等支援対策事業費肝炎対策事業費 (平成18年度)	8.4億円の内数 (5.2億円の内数)	9.3億円の内数	6.8億円の内数	4	都道府県において実施される肝炎対策については、肝炎対策基本法第4条で規定されている地方公共団体の責務に基づくものであり、地域の特性に応じた各種の施策が着実に策定・実施されるために補助を行うものである。	都道府県における肝炎対策に関する計画等の策定数：47	各都道府県の肝炎対策協議会の開催にかかる経費を補助すること等により、各都道府県における肝炎対策に関する計画の策定を促進できると見込んでいる。	98
(25) 肝炎治療特別促進事業費 (平成20年度)	151.3億円	136.2億円	99.2億円	4	各都道府県において、インターフェロン治療又は核酸アナログ製剤治療が必要なB型肝炎患者及びC型肝炎患者に対し、医療費の助成を行う。	肝炎対策基本指針に基づき、都道府県等が地域の特性等に応じて目標を設定するため、統一した目標を示すことは困難である。	肝炎患者への医療費助成を行うことにより、早期治療を促進し、肝硬変・肝がんへの重症化予防や二次感染予防が図られ、肝炎の発生・まん延の防止に繋がると見込んでいる。	99
(26) 肝炎ウイルス検査等事業費 (平成14年度)	16.5億円	16.5億円	9.5億円	4	都道府県等が、保健所や委託医療機関において、B型肝炎ウイルス検査、C型肝炎ウイルス検査を原則無料で実施できるよう補助を行うものである。また、検査時に行われる肝炎ウイルスに関する相談事業に対しても補助を行う。	肝炎対策基本指針に基づき、都道府県等が地域の特性等に応じて目標を設定するため、統一した目標を示すことは困難である。	保健所や委託医療機関等において、受診者の利便性に配慮した肝炎ウイルス検査を実施することにより、感染の早期発見を促進し、肝炎の発生・まん延の防止に繋がると見込んでいる。	100
(27) 肝炎研究基盤整備事業 (平成21年度)	35百万円	34百万円	30百万円	4	国立感染症研究所において、研究成果の情報収集・解析・公開、研究者の育成等を行う。	ウイルス肝炎データベースの構築件数：2	若手研究者等の人材育成や、肝炎研究に有用な各種データベースの構築などにより、研究基盤を整備することで、肝炎研究分野の推進が図られ、肝炎の発生・まん延の防止に繋がると見込んでいる。	108
(28) 肝炎総合対策費 (平成18年度)	1.2億円	1.2億円	1.4億円	4	①肝炎対策ブロック別担当学会議の開催 ②肝炎治療戦略会議の開催 ③肝炎総合対策推進国民運動事業等の普及啓発事業	肝炎対策基本指針に基づき、種々の目標設定に資する調査及び研究を行うこととしており、この成果等を踏まえて必要に応じて検討する。	医学的な相談等や全国にわたる肝炎の知識の普及啓発を行うことにより肝炎の早期発見・早期治療を図られ、肝炎の発生・まん延の防止に繋がると見込んでいる。	109
国立国際医療研究センター臨床研究基盤体制整備事業 (平成24年度)	0	13.2億円	0	-	独立行政法人国立国際医療研究センターの肝炎・免疫研究センターにおいて、肝炎の臨床研究を推進するための研究機器を整備する。	国立国際医療研究センター肝炎・免疫研究センターにおけるヒトの遺伝子や免疫機構の解析件数の向上：平成24年約1400症例→平成25年目標4000症例	我が国の肝炎研究の中核施設である独立行政法人国立国際医療研究センターの肝炎・免疫研究センターに最先端の臨床研究用の研究機器を整備することにより、日本の肝炎研究の推進が図られ、肝炎の発生・まん延の防止に繋がると見込んでいる。	117
(30) HIV相談・検査関係業務 (平成11年度)	3.2億円 (3.2億円)	2.7億円	2.7億円	-	・保健所及び自治体から委託を受けた医療機関等において、無料・匿名でHIV検査及び相談事業を行う。 ・国民がHIV検査を受けやすいよう、本事業を活用して、各自治体が休日・夜間の検査、迅速検査を行うことのできる体制を整備する。【補助率1/2】	前年以上	・施策小目標「エイズ対策を推進すること」関連 ・保健所等において、利便性の高い無料・匿名の検査体制を整備することにより、HIV感染の早期発見・早期治療を図る。	90

平成25年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(厚生労働省25(Ⅰ－5－2))

* 厚生労働省では、基本目標＞施策大目標＞施策目標を設定して、政策を実施している。

施策目標名	治療方法が確立していない特殊の疾病等の予防・治療等を充実させること(施策目標Ⅰ－5－2)				担当部局名		健康局疾病対策課 医政局国立病院課		作成責任者名		健康局疾病対策課長 田原 克志 医政局国立病院課国立ハンセン病療養所管理室長 鈴木鉄也																
施策の概要	本施策は、次の目標を柱に実施している。 (目標1)難病対策を推進すること (目標2)ハンセン病対策を推進すること (目標3)エイズ対策を推進すること				政策体系上の位置付け		基本目標Ⅰ 安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること 施策大目標5 感染症など健康を脅かす疾病を予防・防止するとともに、感染者等に必要な医療等を確保すること																				
予算書との関係	本施策は、予算書の以下の項に対応している。 (項)特定疾患等対策費(全部) [平成25年度予算額:493億円] (大事項)特定疾患等対策に必要な経費 (大事項)特定疾患の治療研究に必要な経費 (大事項)特定疾患等の予防・治療等の充実に必要な経費 (項)ハンセン病資料館施設費 [平成25年度予算額:3.6億円] (項)国立ハンセン病療養所施設費 [平成25年度予算額:46億円] (項)国立ハンセン病療養所運営費[平成25年度予算額:106.8億円]				関連施策		－																				
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)	○難病対策については、昭和47年10月の「難病対策要綱」を踏まえ、(1)原因が不明であって、治療方法が未確立であり、かつ後遺症を残すおそれが少なくない疾患、(2)経過が慢性にわたり、単に経済的な問題のみならず介護等に著しく人手を要するために家族の負担が重く、また精神的にも負担が大きい疾病に対し、 ①調査研究 の推進 ②医療施設等の整備 ③医療費の自己負担の軽減 ④地域における保健医療福祉の充実・連携 ⑤QOLの向上を目指した福祉施策の推進 の各種施策を推進している。 ○ハンセン病対策については、「ハンセン病問題の早期かつ全面的解決に向けての内閣総理大臣談話」、ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律(平成13年法律第63号)前文及び第11条並びにハンセン病問題の解決の促進に関する法律(平成20年法律第82号)前文及び第18条に基づき、国は、ハンセン病及びハンセン病対策の歴史に関する知識の普及啓発による偏見・差別の解消、患者・元患者の名誉回復等を図ることとしている。 ○エイズ対策については、後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針(平成24年厚生労働省告示第21号。以下「エイズ予防指針」という。)において、エイズの発生の予防及びまん延の防止を図るため、国、地方公共団体、医療関係者及びNGO等が連携して、 ①エイズに関する正しい知識の普及啓発及び教育 ②保健所等における検査・相談体制の充実 ③患者等に対する人権を尊重した良質かつ適切な医療の提供 等の施策を行うこととされている。										政策評価実施予定 時期(評価予定表)		<table><tr><td>2 4</td><td>2 5</td><td>2 6</td><td>2 7</td><td>2 8</td></tr><tr><td>モ二</td><td>実績</td><td>モ二</td><td>モ二</td><td>モ二</td></tr></table>					2 4	2 5	2 6	2 7	2 8	モ二	実績	モ二	モ二	モ二
2 4	2 5	2 6	2 7	2 8																							
モ二	実績	モ二	モ二	モ二																							
測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値		最新値	年度	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠																		
					24年度	25年度																					
1 衛生行政報告令による特定疾患治療研究事業の受給者証交付件数	778,178	平成23年度	前年度以上	－	前年度以上	前年度以上	778,178	平成23年度	特定疾患治療研究事業(いわゆる難病の医療費助成)は、対象疾患の医療の確立及び普及、難病患者の医療費の負担軽減を図る上で重要な施策であり、本事業の推進状況を測る指標として受給者証交付件数を目標値として設定している。 http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/eisei/houkoku/10/dl/kekka7.pdf																		
ハンセン病資料館事業実施状況報告によるハンセン病資料館の入館者数	22,441	平成23年度	前年度以上	－	前年度以上	前年度以上	22,441	平成23年度	国の隔離政策によりハンセン病の患者であった者等が受けた身体及び財産に係る被害その他の社会生活全般にわたる被害の回復には、未解決の問題が多く残されており、とりわけ、ハンセン病の患者であった者等に対する偏見と差別のない社会の実現に向けて、ハンセン病及びハンセン病対策の歴史に関する知識の普及啓発による偏見・差別の解消及び患者・元患者の名誉回復を図る必要があることから、当該数値を測定し、目標を前年度以上とした。																		
疾病対策課調べによる保健所等におけるHIV抗体検査件数(前年以上／毎年)	131,235	平成24年	前年以上	－	前年以上	前年以上	131,235	平成24年	HIV検査相談体制を充実させ、感染を早期に発見し、早期かつ適切に治療を行うことが国民の健康保持の観点から非常に重要であることから、検査相談体制の整備状況や普及啓発の効果を評価する指標として、当該指標を選定している。 http://api-net.jfap.or.jp																		

測定指標	目標		測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠					
	目標年度							
—	—		—					
(参考)測定指標	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度			
—	—	—	—	—	—	—		
達成手段 (開始年度)	補正後予算額(執行額)		25年度 当初 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要	達成手段 の目標 (25年度)	施策目標達成への寄与の内容	平成25年度行政事 業レビュー事業番号
	23年度	24年度						
(1) 特定疾患治療研究費補助金 (昭和47年度)	280億円 (280億円)	350億円	440億円	1	原因が不明であって、治療法が確立していない、いわゆる難病のうち、特定疾患については、治療が極めて困難であり、かつ、その医療費も高額であるので、特定疾患治療研究事業を推進することにより、特定疾患に関する医療の確立、普及を図るとともに、患者の医療費の負担軽減を図る。	特定疾患治療研究事業受給者証交付件数前年度以上	施策小目標「難病対策を推進すること」関連	130
(2) 難病情報センター事業費補助金 (平成8年度)	34百万円 (34百万円)	27百万円	20百万円	1	難病患者や家族の療養上の悩みや不安に的確に対応するため、難病に関する情報の提供等を行うことにより、その療養生活の一層の支援を図る。	—	・施策小目標「難病対策を推進すること」関連 難治性疾患克服研究事業や特定疾患治療研究事業の成果、専門医・専門医療機関の所在や公的サービス、最新の認定基準、治療指針及び症例等の情報を収集、整理し、難病患者、家族及び医療関係者等に対して情報の提供を行う。	124
(3) 難病特別対策推進事業 (平成10年度)	727百万円 (722百万円)	729百万円	524百万円	1	難病患者に対し、総合的な相談支援や地域における受入病院の確保を図るとともに、在宅療養上の適切な支援を行うことにより、地域における難病患者対策の一層の推進と安定した療養生活の確保、難病患者及びその家族の生活の質(QOL)の向上を図る。	—	施策小目標「難病対策を推進すること」関連	128
(4) 特定疾患対策費 (昭和47年度)	18百万円 (18百万円)	36百万円	35百万円	1	特定疾患等対策、ハンセン病対策、腎疾患対策の各施策が円滑に実施されることを目的に行う会議、情報収集・調査及び都道府県への指導・助言などを実施する。	—	施策小目標「難病対策を推進すること」関連	131
(5) 特定疾患調査解析システム開発等 経費 (平成14年度)	8百万円 (8百万円)	4.1百万円	3.7百万円	1	①特定疾患治療研究対象者の申請の際に提出される臨床調査個人票(診断書)のデータを利用し、研究班における研究の促進を図る。 ②認定の際に特定疾患調査解析システムを参考に利用し、適正かつ全国統一的な判定、審査業務及び認定業務の省力化を図る。	—	・施策小目標「難病対策を推進すること」関連 都道府県の特定疾患対策協議会において、特定疾患調査解析システムを用いた特定疾患の一次判定を行うとともに、難治性疾患克服研究事業の臨床調査研究班に対し臨床データの提供を行う。	134
(6) 特定疾患等患者支援等経費 (平成23年度)	—	20百万円	18百万円	1	患者の不安やストレスを解消するための精神的、心理的サポートを行う様々な事業を実施する。自立した患者団体の育成を目的に経営マネジメントや運営管理の研修等を実施し、患者の支援を図る。	—	施策小目標「難病対策を推進すること」関連	142
(7) 難病対策の推進のための患者データ登録整備事業経費 (平成25年度)	—	—	1.5億円	1	難病患者データの精度の向上と有効活用、国際協力の推進を図り、患者・国民・医療現場に成果を還元するためのシステムを整備する。	—	施策小目標「難病対策を推進すること」関連	25-009
(8) 退所者等対策経費 (平成14年度)	31億円 (28億円)	30億円	28億円	2	①ハンセン病療養所退所者に対して、退所者給与金を支給する。 ②裁判上の和解が成立したハンセン病療養所非入所者に対して非入所者給与金を支給する。	—	・施策小目標ハンセン病対策を推進すること関連 ・ハンセン病療養所退所者の福祉の増進を目的とし、地域での生活に要する経費としてハンセン病療養所退所者給与金を支給する。 ・裁判上の和解が成立したハンセン病療養所に入所歴のない患者・元患者(非入所者)の福祉の増進を目的とし、平穏で安定した平均的水準の生活ができるための経費として、ハンセン病療養所非入所者給与金を支給する。	118

(9)	名誉回復事業 (平成14年度)	31百万円 (21百万円)	31百万円	30百万円	2	①中学生を対象としたパンフレットに加え、指導者向けのパンフレットも作成し、ハンセン病及びハンセン病対策の歴史に関する知識の普及啓発を実施する。 ②各療養所の納骨堂に眠る遺骨について、親族等の墓に改葬するための費用の支給を行う。	—	・施策小目標ハンセン病対策を推進すること関連 ・ハンセン病及びハンセン病対策の歴史に関する正しい知識の普及啓発及び名誉回復を図る。	119
(10)	国立ハンセン病療養所等入所者家族生活援護委託費 (昭和29年度)	42百万円 (25百万円)	33百万円	26百万円	2	ハンセン病療養所入所者の親族で生活困難な者に対して、都道府県が生活保護法の基準に準じて援護を行う。	—	・施策小目標ハンセン病対策を推進すること関連 ・ハンセン病療養所入所者の親族で生活困難な者に対して、都道府県が生活保護法の基準に準じて行う援護に要する経費を国庫負担する。	120
(11)	ハンセン病対策事業委託費 (平成5年度)	5.4億円 (5.4億円)	5.4億円	5.5億円	2	①ハンセン病に関する討論会、ハンセン病講座の開催、地域啓発の促進、国立ハンセン病資料館の運営を行う。 ②ハンセン病療養所入所者の社会復帰者の支援を行う。 ③沖縄県におけるハンセン病の外來診療所への財政支援、社会復帰者への自立助長、ハンセン病に関する知識の啓発普及を行う。 ④ハンセン病問題に関する検証会議最終報告書の提言を検討し、その検討結果を活用するための施策の実施状況等の検討を行う。	—	・施策小目標ハンセン病対策を推進すること関連	122
(12)	私立ハンセン病療養所補助金 (昭和26年度)	2.4億円 (2.4億円)	2.2億円	1.2億円	2	私立ハンセン病療養所入所者に必要な療養、療養所の管理運営等を行う。	—	・施策小目標ハンセン病対策を推進すること関連 ・私立ハンセン病療養所で行われている入所者への療養及び療養所の管理運営の補助を行う。	123
(13)	ハンセン病訴訟和解金 (平成13年度)	3.2億円 (0.5億円)	2.3億円	0.9億円	2	平成13年5月ハンセン病国家賠償訴訟熊本判決による国敗訴及び控訴断念、「ハンセン病問題の早期かつ全面的解決に向けての内閣総理大臣談話」に基づき、入所歴のある患者・元患者に対しては、平成13年7月23日の基本合意書、入所歴のない患者・元患者及びその遺族については、平成14年1月28日の基本合意書に基づき、和解一時金を支給する。	—	・施策小目標ハンセン病対策を推進すること関連	136
(14)	ハンセン病療養所入所者等補償金 (平成13年度)	5.9億円 (5.9億円)	5.6億円	2億円	2	国外ハンセン病療養所元入所者がこれまで被った精神的苦痛を慰謝するため、対象者に補償金を支給する。	—	・施策小目標ハンセン病対策を推進すること関連	137
(15)	国立ハンセン病療養所施設費	53億円	41億円	46億円	2	入所者の良好かつ平穏な療養・生活環境の確保を図るため、国立ハンセン病療養所の建物、その他の施設の整備を行う。	—	・施策小目標ハンセン病対策を推進すること関連	138
(16)	国立ハンセン病療養所運営費	104億円	104億円	107億円	2	入所者の良好かつ平穏な療養・生活環境の確保を図るため、国立ハンセン病療養所の運営を行う。	—	・施策小目標ハンセン病対策を推進すること関連	139
(17)	歴史的建造物等保存等経費 (平成23年度)	0.5億円 (0億円)	2.2億円	3.6億円	2	ハンセン病に対する隔離政策の歴史において、栗生楽泉園に重監房が設置されたことを紹介するなど、ハンセン病及びハンセン病対策の歴史に関する普及啓発事業の一環として、「重監房再現・展示施設」を建設する。	—	・施策小目標ハンセン病対策を推進すること関連	141
(18)	エイズ予防対策事業委託費 (昭和63年度)	3.7億円 (3.7億円)	3.6億円	3.4億円	3	HIV感染やエイズの発症予防のため、広く国民にエイズ予防の啓発を行うと同時に同性愛者等に焦点を絞った普及啓発や、夜間・休日などの利用者の利便性に配慮した検査・相談を行う。また、エイズ患者等の生活の質を高めるため、電話相談やカウンセリング等を行う。	—	・施策小目標「エイズ対策を推進すること」関連 ・HIV／エイズに関する知識の普及や予防啓発を行い、検査件数の向上やHIV感染者・エイズ患者（以下「感染者等という。」）に対する差別・偏見の解消を図るとともに、電話相談やカウンセリングを行い、感染者等の不安を解消し、生活の質を向上させる。	121

(20)	エイズ対策促進事業 (平成5年度)	3.8億円 (3.7億円)	3.4億円	3.1億円	3	・(補助率:1/2) 感染症法に基づくエイズ予防指針に基づき、各都道府県等において地域の 実情に応じたきめ細かなエイズ予防対策を総合的に促進するためのエイズ対 策推進協議会等の設置及び各種事業に要する経費に対して補助を行い、エイ ズ対策の促進を図る。 ・(補助率:10/10) 地方ブロック治療拠点病院においてブロック内のエイズ治療拠点病院の医療 従事者に対し、研修・講習を行うとともに調査研究等を実施し、エイズの総合的 診療を行う体制を整備する。	—	・施策小目標「エイズ対策を推進すること」関連 ・都道府県等において、エイズ医療従事者を養成するとともに、地域におけるHIV／エ イズの普及啓発等を行うことにより、エイズ対策を総合的に推進する。	126
(21)	エイズ対策費 (平成13年度)	11百万円 (6百万円)	8百万円	7百万円	3	①医療提供体制確保経費:各地区ごとにブロック会議(連絡会議)の開催 ②エイズ対策評価検討経費:エイズ予防指針進捗状況評価事業、関係省庁間 連絡会議の開催	—	・施策小目標「エイズ対策を推進すること」関連 ・ブロック毎に連絡会議を行い、各地域の実情に即した医療体制の整備を図るととも に、施策の評価や関係省庁間の連携強化により、エイズ対策の更なる向上を図る。	132
(22)	エイズ発生動向調査経費 (昭和59年度)	3百万円 (2百万円)	4百万円	4百万円	3	都道府県からのHIV感染者、エイズ患者の報告をとりまとめ、状況を分析す ることで、今後のHIV感染、エイズの流行を阻止するための施策へ役立てる	—	・施策小目標「エイズ対策を推進すること」関連 ・HIV検査件数や新規HIV感染者・新規エイズ患者数の動向を把握・分析し、情報を還 元するとともに検査の重要性を訴え、検査件数の向上を図る。	133
(23)	HIV診療支援ネットワークシステム運 営事業 (平成22年度)	24百万円 (23百万 円)	23百万円	23百万円	3	エイズ治療・研究開発センター(ACC)及びエイズブロック拠点病院間のネット ワークで結び、HIV感染者やエイズ患者(以下「患者等」という。)の状況、服薬 記録等の診療情報を集計・データベース化し、共有する。	—	・施策小目標「エイズ対策を推進すること」関連 ・HIV感染者・エイズ患者の健康状況や治療・投薬状況を集計・データベース化し、共 有することにより、エイズ治療の向上を図る。	140
(24)	アレルギー相談センター事業費補助 金 (平成19年度)	10百万円 (10百万 円)	10百万円	10百万円	—	①アレルギー専門医、専門医療機関の所在に関する情報提供。 ②薬や症状、自己管理・日常生活の注意点などアレルギー性疾患全般(喘息、 アレルギー性鼻炎、アトピー性皮膚炎、食物アレルギーなど)に関する専門ス タッフの電話相談。 【補助率】10/10	—	アレルギー性疾患(花粉症等)についての正しい知識と情報提供等を行い、患者や家 族ひいては国民一般からの悩みや不安の解消を図る。	125
(25)	リウマチ・アレルギー特別対策事業 (平成18年度)	7百万円 (2百万円)	7百万円	6百万円	—	①医療従事者向けの研修を実施し、専門医等の人材育成を行う。 ②一般国民向けに自己管理(セルフケア)の観点からのシンポジウム開催等リ ウマチ・アレルギー性疾患に関する正しい知識の啓発活動を実施し重症化防 止を図る。 【補助率】1/2	—	リウマチ・アレルギー性疾患患者に対して、都道府県の実情に応じた各種事業を実施 し、患者や家族ひいては国民一般からの悩みや不安の解消を図る。	127
(26)	慢性腎臓病(CKD)特別対策事業 (平成21年度)	10百万円 (9百万円)	10百万円	9百万円	—	①医療従事者向けの研修を実施し、専門医等の人材育成を行う。 ②一般国民向けに自己管理(セルフケア)の観点からのシンポジウム開催等リ ウマチ・アレルギー性疾患に関する正しい知識の啓発活動を実施し重症化防 止を図る。 【補助率】1/2	—	国民や医療従事者等に慢性腎臓病(CKD)に関する正しい知識の普及啓発や研修を 行い、慢性腎臓病予防に向けた意識を高める。	129
(27)	リウマチ・アレルギー対策費 (平成13年度)	4百万円 (2百万円)	4百万円	3百万円	—	①都道府県の保健師を中心とした相談員養成研修会を実施し、相談員の人材 育成及びスキルアップを図る。 ②研修会を通じ疾患の重症化防止や自己管理を促し、広く国民のに対する正 しい知識の普及啓発へつなげる。	—	リウマチ・アレルギー性疾患患者に対する地域における相談体制の整備をするため、 リウマチアレルギー相談員養成研修会を開催し、患者・家族ひいては国民一般からの 悩みや不安の解消を図る。	135
(28)	からだの痛み相談支援事業 (平成24年度)	—	10百万円	10百万円	—	患者の症状や境遇に合わせた適確な相談や助言ができる信頼性の高い相談 窓口等患者の受け皿的機関を設け、次の事業を行う。 ①痛みに関する電話相談②痛みに関する普及啓発活動 ③医療従事者への研修事業 (補助先:公募)	—	疼痛患者・患者家族が症状や窮状を訴えても医療機関や行政機関からの確な診断や 助言が得られず、複数の機関にたらい回しにされている現状の改善を図る。	143
(29)	腎疾患重症化予防実践事業 (平成24年度)	—	31百万円	28百万円	—	戦略研究により策定された透析導入患者を抑制するための栄養指導プログラ ムをかりつけ医のもとで実践するため、管理栄養士を派遣し患者に対して個 別栄養指導等を行い、透析導入患者の増加を抑制する。 (委託先:公募)	—	定期的な透析は患者に多くの負担を強いることに加え、ここ数年、新規透析導入患者 数が増加していることを踏まえ、新規患者の増加の抑制を図る。	145

(厚生労働省25(Ⅰ-5-3))

(厚生労働省25(Ⅰ-5-3))

施策目標名	適正な移植医療を推進すること(施策目標Ⅰ－５－３)					担当部局名	健康局疾病対策課臓器移植対策室		作成責任者名	臓器移植対策室長 泉 潤一													
施策の概要	・臓器移植に関する研究及び臓器の提供のあっせんを行う等、臓器移植に関する普及啓発を行うことで臓器移植の公平かつ効果的な実施を図る。 ・白血病等の治療に有効な造血幹細胞移植(骨髄・末梢血幹細胞移植、さい帯血移植)を推進するため、あっせん体制の確保を図るとともに、骨髄等提供希望者(ドナー)や保存さい帯血を確保するための普及啓発を行い、造血幹細胞移植体制の安定的な運営を図る。等					政策体系上の位置付け	基本目標Ⅰ 安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること 施策大目標Ⅰ－５ 感染症など健康を脅かす疾病を予防・防止するとともに、感染者等に必要な医療等を確保すること																
予算書との関係	本施策は、予算書の以下の項に対応している。 (項)移植医療推進費[平成25年度予算額 2,544,432千円]					関連施策	－																
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)	○平成22年に施行された改正後の臓器の移植に関する法律(平成9年法律第104号)のもと、脳死下での臓器提供事例が着実に増加している。このような中、臓器移植が適切に実施されるよう、あっせん業務に従事する者の増員やドナー家族に対する心理的ケアの充実等、あっせん業務体制の整備を図るとともに、移植医療への理解や臓器提供に係る意思表示の必要性について普及啓発に取り組む。 ○「移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律」(平成24年法律第90号)が平成24年に成立し、その早期の施行にむけた制度整備を行っている(施行日は平成26年3月11日までの政令で定める日)。そのような中で造血幹細胞移植を推進するため、骨髄移植のあっせん業務を行うコーディネーターの確保、ドナーや保存さい帯血を確保するための普及啓発等に取り組む。							政策評価実施予定 時期(評価予定表)	<table><tr><td>24</td><td>25</td><td>26</td><td>27</td><td>28</td></tr><tr><td>モニ</td><td>モニ</td><td>実績</td><td>モニ</td><td>モニ</td></tr></table>					24	25	26	27	28	モニ	モニ	実績	モニ	モニ
24	25	26	27	28																			
モニ	モニ	実績	モニ	モニ																			
測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値		最新値	年度	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠														
臓器提供意思登録システム現登録者数 (〔社〕日本臓器移植ネットワーク調べ)	107,634	23年度	前年度以上	毎年度	前年度以上	前年度以上	107,634	23年度	臓器提供に関する意思表示の方法については、従来から公共機関等に設置している「臓器提供意思表示カード(シール)」や医療保険証、運転免許証の裏面に記入する方法に加え、インターネット及びモバイルサイトから手軽に登録することが出来る臓器提供意思登録システムがある。この臓器提供意思登録システムの現在の意思登録者数を測定することで、臓器移植に関する普及啓発の効果の測定ができる。														
骨髄/バンクドナー登録者数 (〔公財〕骨髄移植推進財団調べ)	407,871	23年度	前年度以上	毎年度	前年度以上	前年度以上	407,871	23年度	骨髄・末梢血幹細胞移植を推進するにあたっては、ドナーを確保するための普及啓発を行うことが必要となる。当該指標により普及啓発の効果の測定ができる。														
測定指標	目標			目標年度	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠																		
造血幹細胞移植推進法の施行	「移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律」の早期施行			25年度	議員立法により、平成24年9月6日に「移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律」が成立、同年9月12日に公布され、公布の日から1年6月を超えない範囲内で施行することとなっている。期限は平成26年3月11日となるが、早期の施行ができるよう努める。																		
(参考)測定指標	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠																	
臓器提供者数 (〔社〕日本臓器移植ネットワーク調べ)	15	5	39	44	－	臓器の提供は、ドナーの善意で行われるものであることなどから、目標値を設定する指標としてなじまないが、臓器移植の現状把握に有用である。																	

	造血幹細胞移植件数 5（（公財）骨髓移植推進財団、日本さい帯血バンクネットワーク調べ）	1,993	2,139	2,266	2,378	—	骨髓等の提供は、ドナーの善意で行われるものであることなどから、目標値を設定する指標としてなじまないが、造血幹細胞移植の現状把握に有用である。	
	コーディネート期間における採取行程日数（平均値）（（公財）骨髓移植推進財団調べ）	—	—	—	—	81	骨髓等の採取行程日数は、ドナーの都合等によって左右されうものであることから、目標値を設定する指標としてなじまないが、造血幹細胞移植の現状把握に有用である。	
達成手段 （開始年度）	補正後予算額（執行額）		25年度 当初 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要	達成手段 の目標 （25年度）	施策目標達成への寄与の内容	平成25年度行政事業 レビュー事業番号
	23年度	24年度						
(1) 臓器移植対策事業	7.2億円	6.6億円	6.4億円	1	①臓器移植のあっせんに関する事業 重い病気により臓器の機能が低下し、他の治療法がない場合に行う臓器移植を公平に実施するため、臓器移植法第12条に基づくあっせん機関として臓器移植に係る連絡調整等を行う。 ②臓器移植あっせん事業体制の整備に関する事業 適切に脳死判定・臓器提供が行われるよう医療機関の体制整備を支援するとともに、あっせん事業の従事者に対する研修を行う。 ③臓器移植に係る普及啓発に関する事業 広く国民に移植医療の知識や理解を深めてもらうとともに、臓器提供に関する意思表示をしていただける環境を整えるための普及啓発を行う。	①臓器提供意思登録システム現登録者数：前年度以上 ②臓器提供件数：前年度以上 ③臓器移植件数：前年度以上	・臓器提供に関する意思表示の方法については、従来から公共機関等に設置している「臓器提供意思表示カード（シール）」や医療保険証、運転免許証の裏面に記入する方法に加え、インターネット及びモバイルサイトから手軽に登録することが出来る臓器提供システムがある。この臓器提供システムの意思登録者数を測定することで、臓器移植に関する普及啓発の効果の測定ができる。 ・臓器提供件数及び臓器移植件数について、臓器の提供は、ドナーの善意で行われるものであることなどから、目標値の設定に困難な面があるが、臓器移植の現状把握に有用である。	146
(2) 移植対策（造血幹細胞）事業	18億円	18億円	18億円	2	①骨髓等のあっせんに関する事業 白血病等の治療に有効な骨髓移植や末梢血幹細胞移植を公平に実施するため、第三者機関である骨髓移植推進財団があっせん機関として骨髓移植等に係る連絡調整を行う（国際的なあっせんを含む）。また、骨髓等提供登録者（ドナー）の登録内容の定期的更新等を行う。 ②骨髓移植等に係る普及啓発に関する事業 一人でも多くの患者に骨髓移植等の機会を提供できるよう、骨髓等提供希望者を確保するための普及啓発事業、骨髓等提供希望者への説明を行うボランティアに対する研修事業、ドナー登録会の開催及び低所得者の患者負担金免除事業を行う。	①骨髓移植ドナー登録者数：前年度以上 ②非血縁者間骨髓移植実施数：前年度以上 ③非血縁者間さい帯血移植実施数：前年度以上	・骨髓・末梢血幹細胞移植を推進するにあたっては、ドナーを確保するための普及啓発を行うことが必要となる。当該指標により普及啓発の効果の測定ができる。 ・骨髓等の提供は、ドナーの善意で行われるものであることなどから、目標値の設定に困難な面があるが、造血幹細胞移植の現状把握に有用である。	147
(3) 移植対策費	0.4億円	0.3億円	0.4億円	1	・適正な臓器移植の実施に必要なガイドライン等の改正に向けた検討を実施するため、各種作業班を開催 ・脳死下での臓器提供事例が発生した際、手続きが適正に行われたかの検証を実施 ・臓器等を提供したドナーに対し臓器提供者等感謝状を送付 ・臓器移植の普及啓発を目的として全国の中学校へ教育用パンフレットを送付	①臓器移植の普及啓発を目的とした全国の中学校への教育用パンフレットの送付 ②臓器等提供者への大臣感謝状贈呈数	・臓器移植の普及啓発に際しては、早い時期から臓器移植に関する知識を身に付け、正しい知識を身につける必要がある。全国の中学校への教育用パンフレットの配布を行うことで、臓器移植に対する正しい理解を促し、普及啓発をすすめることが期待できる。 ・臓器等提供者に対して、厚生労働大臣感謝状を贈呈している。このような感謝状を通じ、臓器移植への理解とその崇高な心を讃える。	148
(4) 造血幹細胞移植医療体制整備事業	—	—	0.7億円	5、6	血液がん等に対する造血幹細胞を用いた早期治療（採取の積極的実施、緊急の移植受入）の実践を行うとともに、造血幹細胞移植に関する人材育成、治療成績の向上及び研究を促進させるための基盤整備を図る。	①コーディネート期間における採取行程日数（平均81日）の短縮：平均以下 ②造血幹細胞移植実績数の全国平均以上：全国平均の2倍	・骨髓等の採取行程日数は、ドナーの都合等によって左右されうものであることから、目標値の設定に困難な綿が面があるが、造血幹細胞移植の現状把握に有用である。 ・骨髓等の提供は、ドナーの善意で行われるものであることなどから、目標値の設定に困難な面があるが、造血幹細胞移植の現状把握に有用である。	新25-010

(厚生労働省25(Ⅰ-5-4))

(厚生労働省25(Ⅰ-5-4))

施策目標名	原子爆弾被爆者等を援護すること(Ⅰ-5-4)					担当部局名	健康局総務課指導調査室		作成責任者名	指導調査室長 稲葉 和男				
施策の概要	本施策は、被爆者(被爆者健康手帳の交付を受けた者)に対する保健・医療・福祉にわたる総合的な援護施策を講じる観点から、被爆者に対し、健康診断や医療費の支給等を行っている。					政策体系上の位置付け	基本目標Ⅰ 安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること 施策大目標5 感染症などの健康を脅かす疾病を予防・防止するとともに、感染症等に必要な医療等を確保すること							
予算書との関係	本施策は予算書の以下の項に対応している。 (項)原爆被爆者等援護対策費 [平成25年度予算額:148,157,450千円]					関連施策	—							
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)	原爆被爆者対策については、被爆者が受けた放射能による健康被害という他の戦争被害とは異なる「特殊の被害」であることにかんがみ、「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年2月16日法律第117号)」に基づき、医療の給付、手当の支給等の措置を講じている。								政策評価実施予定 時期(評価予定表)					
										24	25	26	27	28
										モ二	モ二	モ二	実績	モ二
測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値		最新値	年度	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠					
			24年度		25年度									
被爆者健康診断受診率 (「原子爆弾被爆者の健康診断等1に要する経費の交付について」に基づき各自治体から提出される事業遂行状況報告による)	前年度同程度	前年度	前年度同程度	—	70%	—	70%	平成23年度	被爆者に対する健康診断の実施は、各被爆者の健康状況を予め把握することにより、疾病の早期発見・早期治療が可能となるため、被爆者の健康の保持・増進を図る上で効率的な手段であるため。					
測定指標	目標			目標年度	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠									
—	—			—	—									
(参考)測定指標	平成20年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度					
—	—		—		—		—		—					

達成手段 (開始年度)	補正後予算額(執行額)		25年度 当初 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要	達成手段 の目標 (25年度)	施策目標達成への寄与の内容	平成25年度行政事業 レビュー事業番号
	23年度	24年度						
(1) 老人保健事業推進費等補助金(原爆分) (昭和57年度)	11.8億円 (11.8億円)	9.5億円 (9.5億円)	7.0億円	-	広島・長崎県市及び広島市、長崎市周辺の市町村のうち、被爆者老人の割合が広島市、長崎市と同等以上である市町村に対し、後期高齢者医療費(一般疾病)の自治体負担分の増加の軽減を図る。また、広島・長崎県市及び広島市、長崎市周辺で両市より被爆者割合の高い市町村において、被爆者特有の健康上の不安を払拭するため、原爆被爆者のための放射線関連疾病予防事業、こころの健康づくり事業、生きがいづくり事業、健康増進等に関する調査研究事業等に対し補助する。	本事業は被爆者の後期高齢者医療費の自治体負担分の一部軽減を図るとともに地域の実情に応じた保健、医療、福祉に関する施策に対して補助するものであり、定量的・統一的な成果指標を設定することができない。	多数の被爆者老人を抱えているために相当の財政負担増となる地方公共団体の負担が緩和される。また、被爆者に対し、きめ細やかな保健、医療、福祉にわたる総合的な対策を実施することにより、被爆者特有の健康上の不安を払拭するとともに、被爆者に多い疾病の予防及び健康の保持及び増進に寄与する。	149
(2) 原子爆弾被爆者医療費 (昭和32年度)	394.9億円 (377.9億円)	410億円 (364.2億円)	411.9億円	-	原子爆弾被害者に対する援護に関する法律第10条、第17条、第18条に基づき、被爆者に対し医療費を支給する。 認定疾病医療費:原子爆弾の傷害作用に起因する疾病について、医療費を全額国費で給付する 一般疾病医療費:認定疾病以外について、医療保険等の自己負担分を国費で支給する	事業は主に医療費の支給であり、成果目標を数値で定量的に示せるものではない。	原子爆弾の放射能に起因する健康被害に苦しむ被爆者に対し、必要な医療の給付を行うことにより、その症状の改善及び治癒を図る。	150
(3) 原爆症調査研究委託費(原爆被爆者の分子生物学等及び免疫機能に関する研究) (昭和44年度)	0.03億円 (0.03億円)	0.03億円 (0.03億円)	0.03億円	-	原爆放射能の健康影響に関する調査研究を行う。 平成24年度原爆症調査研究委託費(研究課題) 1. 原爆被爆者の固形がん発生に関する遺伝子異常とその分子学的研究 2. 原爆被爆者の骨髄・免疫異常の発生に関する疫学及び分子生物学的研究 3. 疾患と放射線との関連についての文献レビュー	当委託費は、原爆放射能の健康影響に関する調査研究事業であり、定量的に成果実績を示すには馴染まない事業である。	広島及び長崎に投下された原子爆弾による被爆者が今なお置かれている健康上、社会上の特別の状態に鑑み、その実態を明らかにし、被爆者の健康の保持及び増進を図る。	151
(4) 原爆症調査研究委託費(原爆放射能後障害に関する研究) (昭和49年度)	0.09億円 (0.09億円)	0.09億円 (0.09億円)	0.09億円	-	原爆放射能の健康影響に関する調査研究を行う。 平成24年度原爆症調査研究委託費(研究課題) 原爆放射能後障害に関する研究	当委託費は、原爆放射能の健康影響に関する調査研究事業であり、定量的に成果を示すには馴染まない事業である。	広島及び長崎に投下された原子爆弾による被爆者が今なお置かれている健康上、社会上の特別の状態に鑑み、その実態を明らかにし、被爆者の健康の保持及び増進を図る。	152
(5) 国際交流調査研究事業 (平成8年度)	0.04億円 (0.04億円)	0.04億円 (0.04億円)	0.04億円	-	外国における放射線被曝医療等に関する指導、技術支援、医療情報の提供等の援助協力を行うため、日本の専門家の派遣及び外国からの研修医師等の受け入れ等を実施する。	当事業は放射線被曝医療等に関する知識を広く世界に還元するとともに、放射線被曝医療等に関する専門医の育成等に寄与することを目的としているため、成果指標を設定すること等には馴染まない事業である。	世界唯一の被爆国として我が国のこれまでの調査研究によって得られた経験と知識を広く世界に還元するとともに、放射線被曝医療等に関する専門医の育成等に寄与する。	153
(6) 被爆二世健康診断調査委託費 (昭和54年度)	1.8億円 (1.8億円)	1.8億円 (1.8億円)	1.8億円	-	被爆二世の中には、健康面での不安を訴え、健康診断を希望する者が多い現状に鑑み、希望者に対し健康診断を実施する。	本事業は主に被爆二世への健診の実施であるため、成果目標を数値で定量的に示せるものではない。	健康診断を実施することにより、被爆二世の健康不安を解消し、その健康の保持及び増進を図る。	154
(7) 被爆体験者精神影響等調査研究委託費 (平成14年度)	10.1億円 (9.7億円)	10.0億円 (9.3億円)	9.6億円	-	被爆体験による精神的要因に基づく健康影響に関連する特定の精神疾患を有する方を対象に、精神疾患(合併症含む)の治療に係る医療費の支給を行う。	精神疾患に関する診断、精神疾患の合併症に関する診断、医療費の支給等に係るものであるため、事業の実施の成果として数値で定量的に指標を示せるものではない。	被爆体験による精神的要因に基づく健康影響に関連する特定の精神疾患を有する者に対し、当該精神疾患(これに合併する身体化症状又は心身症を含む。)の治療に係る医療費の支給を行うこと等により、その症状の改善及び治癒を図る。	155

	(8) 在外被爆者渡日支援事業等委託費 (平成14年度)	8.8億円 (8.8億円)	8.9億円 (8.5億円)	8.9億円	-	在外被爆者に対して、居住する国の医療機関で適切な医療を受けることができるよう、保健医療費等の助成事業等を行う。	当事業は、在外被爆者に対して、居住する国の医療機関で適切な医療を受けることができるよう、保健医療費等の助成等を行う事業であり、定量的に成果実績を示すには馴染まない事業である。	在外被爆者に対して、渡日支援や現地での健康診断・健康相談・医療費等の助成・支援等を行うことにより、被爆者の健康の保持及び増進を図る。	156
	(9) 原爆被爆者保健福祉施設運営費等補助金 (昭和43年度)	44.9億円 (44.9億円)	46.9億円 (46.6億円)	49.2億円	-	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第43条第3項の規定に基づく原爆被爆者保健福祉施設運営費、老人福祉施設入所等被爆者助成費、訪問介護利用被爆者助成事業及び原爆被爆者相談事業に対する補助を行う。また、広島市、長崎市が開催する原爆死没者慰霊式典及び都道府県(広島市、長崎市を含む)が補助する慰霊式典への助成等を行う。	自治体により事業規模や事業内容が異なることや慰霊式等開催費は原爆死没者を慰霊するという目的から成果実績を示すに馴染まないことなどにより、統一的、定量的な指標を設定することは困難である。	広島・長崎両県市が行う原爆被爆者養護ホームの運営等及び都道府県、広島市・長崎市が行う介護老人福祉施設に入所する被爆者の介護保険利用料自己負担分等の助成事業に補助することにより、被爆者の福祉の向上を図る。	157
	(10) 原爆被爆者介護手当等負担金 (昭和43年度)	12.4億円 (11.7億円)	12.8億円 (11.6億円)	11.6億円	-	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第31条に規定する介護手当について、同法第43条第2項の規定に基づき都道府県、広島市及び長崎市が行う同手当及び同手当の支給事業に要する経費の一部を負担する。	介護手当の支給対象者に手当を支給することにより、被爆者の福祉の向上を図ることを目的としており、事業の実施の成果として数値で定量的に指標を示せるものではない。	都道府県、広島市及び長崎市が行う介護手当の支給事業に要する経費の一部を負担することにより、被爆者の福祉の向上を図る。	158
	(11) 原爆被爆者健康診断費交付金 (昭和32年度)	27.9億円 (24.3億円)	27.6億円 (23.7億円)	24.4億円	1	被爆者健康手帳受診者証所持者及び健康診断受診者証所持者(第1種)に対し年間、定期2回、希望2回(うち1回をがん検診とすることができる)の健康診断を行う。 この健康診断の結果により、さらに精密な検査を必要とする者については、精密検査を実施する。 健康診断受診者証所持者(第2種)に対しては、年1回の健康診断を行う。	(被爆者健康診断受診率):前年度同程度	平成23年度の被爆者健康診断受診率は70%となっており、減少傾向にある。これは高齢化に伴い健康診断を受診せず、医療機関にかかっている被爆者が増えてきており、医療を受ける一環として健康管理を行う者が増加していることが原因と考えられる。しかしながら過去5年間の受診率は73.9%となっており、高水準を維持している。今後も被爆者健康診断を実施することによって、疾病の早期発見・早期治療が可能となり、被爆者の健康の保持・増進を図れると見込んでいる。	159
	(12) 原爆被爆者手当交付金 (昭和43年度)	913.4億円 (913.4億円)	898.7億円 (890.4億円)	906.4億円	-	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第24条～28条に規定する医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当、健康管理手当、保健手当について、同法第43条第1項の規定に基づき都道府県、広島市及び長崎市が行う同手当及び同手当の支給事業に要する経費を交付する。	各手当の支給対象者に手当を支給することにより、被爆者の健康の保持及び増進を図ることを目的としており、事業の実施の成果として数値で定量的に指標を示せるものではない。	都道府県、広島市及び長崎市が行う医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当、健康管理手当並びに保健手当の手当支給事業に要する経費を交付することにより、被爆者の健康の保持及び増進を図る。	160
	(13) 原爆被爆者葬祭料交付金 (昭和44年度)	18.7億円 (18.7億円)	18.0億円 (18.0億円)	17.9億円	-	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第32条に規定する葬祭料について、同法第43条第1項の規定に基づき都道府県、広島市及び長崎市が行う葬祭料及び同支給事業に要する経費を交付する。	本事業は被爆者への国家的な関心の表明として被爆者が死亡したときに、その葬祭を行う者に対し、葬祭料を支給するものであり、事業の実施の成果として数値で定量的に指標を示せるものではない。	都道府県、広島市及び長崎市が行う原子爆弾被爆者葬祭料支給事業に要する経費を交付することにより、被爆者の精神的不安を和らげるとともに、その福祉の向上を図る。	161
	(14) 土地借料 (平成14年度)	0.3億円 (0.3億円)	0.3億円 (0.3億円)	0.3億円	-	国立広島原爆死没者追悼平和祈念館及び国立長崎原爆死没者追悼平和祈念館を、広島市の所有する平和記念公園及び長崎市の所有する平和公園内にそれぞれ設置しているため、都市公園法、広島市公園条例及び長崎市都市公園条例に基づき、広島市及び長崎市に対し土地借料(使用料)を支払う。	市公園法、広島市公園条例及び長崎市都市公園条例に基づき支払われる土地借料であるため、成果指標等を記載することには馴染まない。	国として原爆死没者の尊い犠牲を銘記して哀悼の意を表すとともに、永遠の平和を祈念し、併せて原爆の惨禍に関する全世界の人々の理解を深め、その体験を後代に継承する。	162

	(1f) 原爆死没者追悼平和祈念館運営委託費 (平成14年度)	5.2億円 (5.2億円)	5.4億円 (5.4億円)	4.5億円	-	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第41条の規定に基づき、国が設置した国立広島原爆死没者追悼平和祈念館及び国立長崎原爆死没者追悼平和祈念館の管理運営に資する。 委託先は、被爆地である広島、長崎に設置した国立原爆死没者追悼平和祈念館の管理運営を行うとともに、被爆者が記した手記や体験記、その他の被爆関連資料や被曝医療及び平和に関する情報等の存在を調査・収集・整理し、祈念館において、これらを入館者等へ広く情報発信する事業等を行う。	施設の運営費であるため、定量的に事業成果を示すことには馴染まない。	国として原爆死没者の尊い犠牲を銘記して哀悼の意を表すとともに、永遠の平和を祈念し、併せて原爆の惨禍に関する全世界の人々の理解を深め、その体験を後代に継承する。	163
	(1e) 放射線影響研究所補助金 (昭和50年度)	20.3億円 (20.3億円)	19.9億円 (19.9億円)	19.7億円	-	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第40条第2項及び日米交換公文に基づき、平和目的の下に、放射線の人体に及ぼす医学的影響及びこれによる疾病を調査研究するため、公益財団法人放射線影響研究所に対し補助する。	日米交換公文に基づき研究所の事業費、人件費等の財政負担を行うこととされている経費であるため、定量的に成果実績を示すには馴染まない。	放射線の人及びばす医学的影響及びこれによる疾病を調査研究し、被爆者の健康保持及び福祉の向上に貢献するとともに、人類の保健福祉の向上に寄与する。	164
	(1f) 原爆被爆者対策費 (昭和61年度)	0.3億円 (0.3億円)	0.4億円 (0.3億円)	0.3億円	-	原爆被爆者対策の行政事務に必要な経費を支出する。	当経費は、原爆被爆者対策の行政事務に必要な経費であり、事業の実施の成果として数値で定量的に示せるものではない。	原爆被爆者対策の各種行政事務を行うことにより、被爆者の健康の保持及び増進を図る。	165
	(1e) 毒ガス障害者対策費 (昭和49年度)	0.02億円 (0.02億円)	0.02億円 (0.01億円)	0.02億円	-	旧陸軍造兵廠忠海製造所、旧陸軍造兵廠曾根製造所又は旧相模海軍工廠に従業員として従事していた者、旧陸軍広島兵器補給廠忠海分廠に従業員として従事していた者等であって、毒ガスの影響により今なお健康上特別の状態にある者が行う健康管理手当等の申請について、支給の認定に係る事項を審査する。	当経費は、毒ガス障害者に対する各種手当の支給にかかる行政事務に必要な経費であり、事業の実施の成果として数値で定量的に示せるものではない。	旧陸軍造兵廠忠海製造所、旧陸軍造兵廠曾根製造所又は旧相模海軍工廠に従業員として従事していた者、旧陸軍広島兵器補給廠忠海分廠に従業員として従事していた者等であって、毒ガスの影響により今なお健康上特別の状態にある者が行う健康管理手当等の申請について、支給の認定に係る事項を審査することにより、認定された毒ガス障害者の健康の保持及び増進を図る。	166
	(1e) 特定疾患調査委託費 (昭和49年度)	8.7億円 (7.9億円)	7.9億円 (7.5億円)	7.6億円	-	第二次大戦中、広島県大久野島にあった旧陸軍造兵廠忠海製造所、福岡県北九州市にあった同曾根製造所及び神奈川県寒川町にあった旧相模海軍工廠に従事していた方の中に、当時製造していた毒ガスによる健康被害が多く見られることから、これらの方に対し、健康診断及び相談指導の実施、医療費(医療保険自己負担分)の支給、各種手当の支給等を行う。	当事業は、健康診断及び相談指導の実施、医療費(医療保険自己負担分)の支給、各種手当の支給にかかる経費であるため、定量的に事業成果を示すには馴染まない。	旧陸軍造兵廠忠海製造所、旧陸軍造兵廠曾根製造所又は旧相模海軍工廠に従業員として従事していた者、旧陸軍広島兵器補給廠忠海分廠に従業員として従事していた者等であって、毒ガスの影響により今なお健康上特別の状態にある者に対して健康診断の実施、要医療者に対する医療費、各種手当の支給等の救済措置を推進することにより、毒ガス障害者の健康の保持及び増進を図る。	167
	(2c) 広島原爆体験者に対する相談支援事業 (平成25年度)	-	-	0.5億円	-	広島原爆による黒い雨を体験したと訴える方々に対し、保健所、市町村保健センター等で、保健師等による個別面談を通じた継続的な保健指導と健康教育等を実施する。また、健康不安を訴える方に対して専門医によるケアを実施する。	当該事業は、広島原爆による黒い雨を体験したと訴える方々に対して個別面談による心のケアなどにより、その症状の改善等の向上を図ることを目的としているので、数値で定量的に成果目標を示すことは困難である。	広島原爆による黒い雨を体験して健康不安を訴える方々に対して個別面談による心のケアなどにより、その症状の改善を図る。	新25-011

平成25年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(厚生労働省25(Ⅰ-6-1))

* 厚生労働省では、基本目標＞施策大目標＞施策目標を設定して、政策を実施している。

施策目標名	有効性・安全性の高い新医薬品・医療機器を迅速に提供できるようにすること(施策目標Ⅰ-6-1)				担当部局名		医薬食品局審査管理課 医療機器審査管理室		作成責任者名		医薬食品局審査管理課長 佐藤 岳幸 医療機器審査管理室長 古元 重和										
施策の概要	本施策は、有効性・安全性の高い新医薬品・新医療機器の迅速な承認審査を推進するために実施している。				政策体系上の位置付け		基本目標Ⅰ「安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること」 施策大目標6 品質・有効性・安全性の高い医薬品・医療機器を国民が適切に利用できるようにすること														
予算書との関係	本施策は、予算書の以下の項におおむね対応している。 (項) 医薬品承認審査等推進費[平成25年度予算額: 1, 987, 630, 000円]				関連施策		－														
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)	経済財政改革の基本方針2007(平成19年6月19日閣議決定)において、医薬品・医療機器産業の「革新的医薬品・医療機器創出のための5か年戦略」(平成19年4月26日)に基づき、審査の迅速化等を行うこととされ、また「新成長戦略」(平成22年6月18日閣議決定)においても、ドラッグ・ラグ、デバイス・ラグの解消は喫緊の課題であることとされている。 また、平成24年6月30日の政府・与党社会保障改革検討本部第6回成案決定会合において、「社会保障・税一体改革成案」が示され、ドラッグ・ラグ、デバイス・ラグの早期解消等について、諸改革を行うこととされている。さらに、「社会保障・税一体改革素案」(平成24年1月6日政府・与党社会保障改革本部決定)、「社会保障・税一体改革大綱」(平成24年2月17日閣議決定)、においても、審査等の迅速化・高度化等を促進することとされている。 さらに、平成25年6月14日には、「日本再興戦略」が閣議決定され、「更なる審査の迅速化と質の向上を図る。具体的には、2020 年までの医薬品・医療機器の審査ラグ※「O」の実現を目指すとともに、審査の質の向上等に必要な体制強化を行う。」「薬事戦略相談を拡充する。」とされています。また、同日、「健康・医療戦略」(平成25年6月14日関係大臣申し合わせ)が策定され、「薬事戦略相談の拡充、審査・安全対策の充実等のPMDA強化等」を行うこととされている。 ※「ドラッグ・ラグ」、「デバイス・ラグ」とは、欧米で承認されている医薬品又は医療機器が我が国では未承認であって国民に提供されない状態をいう。				政策評価実施予定 時期(評価予定表)		<table><tr><td>2 4</td><td>2 5</td><td>2 6</td><td>2 7</td><td>2 8</td></tr><tr><td>実績</td><td>モ二</td><td>モ二</td><td>モ二</td><td>モ二</td></tr></table>					2 4	2 5	2 6	2 7	2 8	実績	モ二	モ二	モ二	モ二
2 4	2 5	2 6	2 7	2 8																	
実績	モ二	モ二	モ二	モ二																	
測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値		最新値	年度	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠												
1 新医薬品(優先審査品目)の総審査期間(中央値)	－	－	9か月	平成25年度	9か月	9か月	未集計	平成24年度	「新成長戦略」等において審査等の迅速化・高度化等を促進することとされており、独立行政法人医薬品医療機器総合機構における第2期中期計画等を踏まえ、目標を9か月とした。												
	－	－	12か月	平成25年度	12か月	12か月	未集計	平成24年度	「新成長戦略」等において審査等の迅速化・高度化等を促進することとされており、独立行政法人医薬品医療機器総合機構における第2期中期計画等を踏まえ、目標を12か月とした。												
2 新医療機器(優先審査品目)の総審査期間(中央値)	－	－	10か月	平成25年度	13か月	10か月	未集計	平成24年度	「新成長戦略」等において審査等の迅速化・高度化等を促進することとされており、独立行政法人医薬品医療機器総合機構における第2期中期計画等を踏まえ、目標を10か月とした。												
	－	－	14か月	平成25年度	17か月	14か月	未集計	平成24年度	「新成長戦略」等において審査等の迅速化・高度化等を促進することとされており、独立行政法人医薬品医療機器総合機構における第2期中期計画等を踏まえ、目標を14か月とした。												
3 ドラッグ・ラグの解消	－	－	0か月	32年度	－	－	未集計	平成24年度	欧米と比較して、日本での医薬品の上市までの期間が長いという指摘があり、「新成長戦略」等においてドラッグ・ラグを早期解消することとされているので、当該数値を測定し、目標を0か月とした。												
4 デバイス・ラグの解消	－	－	0か月	32年度 (平成25年度)	－	－	未集計	平成24年度	欧米と比較して、日本での医療機器の上市までの期間が長いという指摘があり、「医療機器の審査迅速化アクションプログラム」(平成20年12月11日策定)において、平成25年度までに新医療機器の審査期間を19か月短縮してデバイス・ラグを解消する目標を設定しているところであるが、「新成長戦略」等においてもデバイス・ラグの早期解消することとされているので、これを維持するよう当該数値を測定し、目標を0か月とした。												
測定指標	目標			目標年度	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠																
－	－			－	－																
(参考)測定指標	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度																
5 新医薬品(優先審査品目)の総審査期間(中央値) 新医薬品(通常審査品目)の総審査期間(中央値) 新医療機器(優先審査品目)の総審査期間(中央値) 新医療機器(通常審査品目)の総審査期間(中央値) ドラッグ・ラグの解消 デバイス・ラグの解消	15. 4か月	11. 9か月	9. 2か月	6. 5か月	－																
	22. 0か月	19. 2か月	14. 7か月	11. 5か月	－																
	28. 8か月	13. 9か月	15. 1か月	4. 3か月	－																
	14. 4か月	11. 0か月	16. 5か月	9. 7か月	－																
	28か月	24か月	14か月	6か月	－																
	23か月	36か月	22か月	23か月	－																

達成手段 (開始年度)	補正後予算額(執行額)		25年度 当初 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要	達成手段 の目標 (25年度)	施策目標達成への寄与の内容	平成25年度行政事業 レビュー事業番号
	23年度	24年度						
(1) 日本薬局方調査事業 (昭和24年度)	0.17億円 (0.54億円)	0.16億円 (0.36億円)	0.14億円	1、2	・平成23年度には日本薬局方作成指針(平成18年7月26日薬事・食品衛生審議会答申)のとおり、薬局方の普及のための英文版の作成及び第十七改正に向けた調査研究の実施した。 ・平成24年度以降は第十六改正日本薬局方の追補版作成及び第十七改正日本薬局方に向けた調査研究を実施する。	・第十六改正日本薬局方追補版作成(1,030部)	・薬事法第41条に規定する日本薬局方は、医療上重要な医薬品を収載し、医薬品の性状及び品質の適正化を図るための公的な規範書であり、日本薬局方の全面改正及び追補版作成により、医薬品の性状及び品質の適正化を図ることができると見込んでいる。	168
(2) 申請・審査システム電子化事業 (平成15年度)	1.33億円 (0.95億円)	1.33億円 (0.92億円)	1.09億円	1、2	・改正薬事法の施行に伴う医薬品等の申請手続及び審査の手順等の変更に合わせて、申請手続・審査事務を迅速に行うため、平成15～16年度に厚生労働省、地方厚生局、都道府県、独立行政法人医薬品医療機器総合機構を専用回線をつないだ「申請・審査システム」を開発し、当該システムに係る運用及び保守管理を行う。 ・承認原義の委託倉庫における保管、出入庫・配送業務及び保存期間が満了した承認原義の廃棄業務を行う。	・医薬品等の各種許認可に係る申請事件数(20万件)	・医薬品等の申請手続、審査事務等を迅速的及び効率的に実施するための電子化事業であり、かかる手続等の迅速化及び効率化を図ることにより、医薬品等を国民により早く提供することができると見込んでいる。	169
(3) 医薬品等承認審査事業 (平成10年度)	3.28億円 (3.02億円)	3.41億円 (2.61億円)	3.52億円	1、2	・一般用医薬品の承認基準作成、スイッチOTC化の推進、血液製剤・ワクチン類等について承認前実施検査を実施する。 ・国内未承認薬・適応外医薬品の解消のため、「医療上の必要性の高い未承認薬・適応外薬検討会議」を開催、運営するとともに、新医薬品の迅速な開発のため、必要な海外情報を収集、検討を進め、開発に必要なガイドラインを作成する。 ・日本発シーズの実用化に向け、大学・ベンチャー等を対象に、治験に至るまでに必要な試験や有効性・安全性の評価法等に関する相談に応じるほか、産学官からなる懇談会を設置する。	・新医薬品(優先審査品目)の総審査期間(中央値) 9か月 ・新医薬品(通常審査品目)の総審査期間(中央値) 12か月	以下の取組を行うことにより、審査の迅速化・高度化等の促進を図ることができると見込んでいる。 ・一般用医薬品の承認基準作成、スイッチOTC化の推進、血液製剤・ワクチン類等についての承認前実施検査、医薬品のリスク最小化管理方策のルール化に必要な情報収集を行う。 ・日本発シーズの実用化に向けて、産官学からなる懇談会を設置し、相談対象範囲の選定等を実施した上で、大学・ベンチャー等を対象に、治験に至るまでに必要な試験や有効性・安全性の評価法等に関する実質的・事務的な相談に応じること。 ・国内未承認薬・適応外薬の解消のため、「医療上の必要性の高い未承認薬・適応外薬検討会議」を開催、運営するとともに、(独)医薬品医療機器総合機構の審査体制の強化のための財源を措置する。また、海外主要国における医薬品の承認情報について、過去の承認情報を整理するとともに、新規の承認についてタイムリーにその内容を把握し、これを国内での当該医薬品の承認の有無と照らし合わせ、最新の未承認薬・適応外薬の状況を把握できるデータベースを構築する。	170
(4) 医薬品等国際化対策事業 (平成15年度)	0.25億円 (0.11億円)	0.18億円 (0.10億円)	0.37億円	1、2	・欧米規制当局における治験相談体制についての実情調査を行うとともに、日米欧の三極で同時に治験に関する相談が実施できる体制の構築に向けた意見交換を実施する。 ・国内製薬企業の国際共同治験に対する動向や問題点に関する調査を実施するとともに、専門家を交えた国内委員会を開催し、国際共同治験の円滑な実施のための諸条件について検討を行い、三極共同治験相談の試行に向けた準備を行う。 ・国際会議(ICH)等への出席や日中韓薬事関係局長会合ワーキンググループの開催・出席のほか、コンビネーションプロダクト(医薬品と医療機器がセットになった製品)等の規制上の問題点を調査し、必要な改善策について検討する。	・職員の海外派遣のべ人数(15人)	・医薬品等の承認審査に係る国際整合化の動き及び規制緩和に対応するためのものであり、より有効で安全な医薬品等を欧米先進国に運れることなく国民に提供することができると見込んでいる。	171
(5) 再審査・再評価調査事業 (平成15年度)	1.54億円 (1.35億円)	1.54億円 (1.34億円)	1.54億円	1、2	・再審査に関するGLP査察、申請品目について審議会で調査審議するための資料の整備、結果の公示、申請企業への通知等。 ・再評価のための関連情報(最新知見)の追加的収集及び専門的評価(事前評価)。 ・GPSP基準の遵守状況の調査及び再審査・再評価申請資料等の信頼性を確保するため、GPSP査察を実施。 ・後発医薬品に関して、(独)医薬品医療機器総合機構の相談窓口寄せられた意見等について、国立医薬品食品衛生研究所において検討会を開催し検討を行う。また、国立医薬品食品衛生研究所等において、後発医薬品に関する試験検査を実施し、試験結果について検討会において検討し、その結果を公表する。	・同等性試験ガイドライン検討会の開催回数(6回)	・薬事法に基づく再審査、再評価は、医薬品の品質、安全性、有効性等を確保するためのものであり、有効で安全な医薬品を国民に提供することができると見込んでいる。 ・また、後発医薬品の品質を確保するためのものであり、後発医薬品の品質に対する懸念の解消を図ることができると見込んでいる。	172
(6) 医療機器審査体制基盤強化費 (平成17年度)	1.31億円 (1.07億円)	1.87億円 (1.50億円)	1.88億円	1、2	有効性・安全性の高い医療機器を迅速に医療の現場に提供するため、以下の事業を実施する。 ・学会等からの要望を踏まえ、我が国では未承認だが欧米で使用されている医療機器について、検討会を通じて早期導入すべきものを選定。 ・細胞・組織加工製品など、先進的な製品に係る法規制の在り方、並びに承認審査時における評価のポイントを検討。 ・医療機器の承認基準、認証基準、体外診断用医薬品の承認基準の策定。 ・日米二国間協議や医療機器規制国際整合化会合等を通じ、医療機器同時開発・審査・承認の実現や国際調和した規制について検討。	・新医療機器(優先審査品目)の総審査期間(中央値) 10か月 ・新医療機器(通常審査品目)の総審査期間(中央値) 14か月	以下の取組を行うことにより、審査の迅速化・高度化等の促進を図ることができると見込んでいる。 ・革新的な技術を用いた次世代医療機器について、審査における評価のポイント、課題等を検討会において整理することにより、評価指標を作成。 ・学会等からの要望を踏まえ、我が国では未承認だが欧米で使用されている医療機器について、検討会を通じて早期導入すべきものを選定。 ・コンビネーション製品や細胞・組織加工製品等の先進的な製品に係る法規制の在り方の検討。 ・日米二国間協議や国際医療機器規制当局フォーラム(IMDRF)等を通じ、医療機器同時開発・審査・承認の実現や国際調和した規制について検討。 ・医療機器の承認基準、認証基準、体外診断用医薬品の承認基準の策定等。	173

	(7) 第三者認証制度等適正推進費 (平成17年度)	0.01億円 (0.003億円)	0.01億円 (0.005億円)	0.2億円	1、2	第三者認証制度を適正に運用するためには、認証機関の認証行為レベルを一定水準以上に維持させるとともに、各認証機関との間で認証行為の質に格差が生じない環境を整備する必要がある。そのため、下記のような事業を行う。 ・認証行為を行うために必要な制度等に関する研修を実施することにより、適正な認証の実施を推進する。 ・認証機関の調査・分析・評価等を行うとともに、改正工業標準化法に基づく第三者認証機関に対する登録時の調査や研修を実施する。 ・医療機器製造施設への訪問調査及び第三者認証制度に関する意見交換を行う。 ・後発医療機器認証基準作成事業(独立行政法人医薬品医療機器総合機構において蓄積されてきた医療機器の審査データを基に、登録認証機関が後発医療機器における認証を行う際に使用する基準を作成。補助率10/10)	・認証基準の作成	・登録基準が作成され、認証対象品目が拡大されることにより、申請者としても申請のための負担が軽減されることとなる。 ・さらにPMDAにおいても革新的な医療機器の審査に専心できるようになるため、革新的な医療機器が迅速に世に送り出されることにつながる。	174
	革新的医薬品・医療機器・再生医療 (8) 製品実用化促進事業 (平成24年度)	—	11.93億円 (11.58億円)	11.11億円	1、2	革新的技術を応用した医薬品や医療機器については、開発時に必要な試験や審査方針がないため、開発段階から必要な試験やガイドラインを作成し、世界に先駆けた日本発の技術の実用化に向けた取り組みを行う必要がある。そのため、以下の事業を実施する。 ・実用化の道筋がついている分野については、公募により研究等機関を選定し、研究の支援を行い、有効性・安全性の評価法を確立し、革新的医薬品・医療機器の実用化、国際標準化による海外展開に寄与するとともに、開発時に必要な試験やガイドラインを策定する。 ・選定先の研究機関へ審査実務に精通したPMDAの審査員等を一定期間派遣し、ガイドライン研究に参加させることにより、実務的なガイドラインを早期に策定する。	・医薬品等審査迅速化事業費補助金交付機関数(24件)	・国民の関心の高い疾患等に対する革新的な医薬品等の早期の実用化に繋げるためのものであり、革新的な医薬品等を国民により早く提供することができると見込んでいる	175

(厚生労働省25(Ⅰ-6-2))

(厚生労働省25(Ⅰ-6-2))

施策目標名	医薬品等の品質確保の徹底を図るとともに、医薬品等の安全対策等を推進すること (施策目標Ⅰ－6－2)				担当部局名		医薬食品局		作成責任者名		総務課長 鎌田 光明 医薬品副作用被害対策室長 須田 俊孝 安全対策課長 森口 裕 監視指導・麻薬対策課長 赤川 治郎															
施策の概要	本施策は、次の施策を実施している。 ・一般用医薬品の販売制度の定着を図ること ・C型肝炎訴訟等、医薬品等に関する訴訟等に対応すること ・医薬品等の安全対策を推進すること ・医薬品等の品質確保の徹底を図ること ・GMP/QMS調査の国際的な整合化を図ること				政策体系上の位置付け		基本目標Ⅰ 安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること 施策大目標Ⅰ－6 品質・有効性・安全性の高い医薬品・医療機器を国民が適切に利用できるようにすること																			
予算書との関係	本施策は、予算書の以下の項におおむね対応している。 (項) 医薬品安全対策等推進費[平成25年度予算額:3,281,267千円]				関連施策		－																			
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)	・平成21年6月1日から施行された改正薬事法に基づく一般用医薬品の販売制度の定着状況を確認し、より一層の制度の定着を図る。 ・「特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第Ⅸ因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法」(平成20年法律第2号)に基づき、フィブリノゲン製剤などの特定の製剤の投与によりC型肝炎ウイルスに感染されたものと裁判において事実確認された、C型肝炎感染者又はその相続人に対し、症状に応じて給付金を支給する。 ・「薬害肝炎事件の検証及び再発防止のための医薬品行政のあり方検討委員会」の最終提言等に基づき、国は、安全対策等の充実・強化を進めている。 ・薬事法に基づき、製造販売業者への立入検査や不良品の回収指導等を行い、医薬品等の品質の確保を図っている。また、偽造医薬品を含む個人輸入等のリスク情報の収集と周知を図る。 ・GMPの査察当局による国際的な枠組みであるPIC／S加盟を目指す。また、薬事法の改正を目指し、製品群ごとのQMS調査の実施に向けた検討を行う。 ※「GMP」／「QMS」は、医薬品・医薬部外品／医療機器の製造管理及び品質管理に係る基準をいう。 ※「PIC／S」は、複数国間における非公式の医薬品査察協定および医薬品査察協同スキームをいう。									政策評価実施予定 時期(評価予定表)		<table><tr><td>2 4</td><td>2 5</td><td>2 6</td><td>2 7</td><td>2 8</td></tr><tr><td>モニ</td><td>実績</td><td>モニ</td><td>モニ</td><td>モニ</td></tr></table>					2 4	2 5	2 6	2 7	2 8	モニ	実績	モニ	モニ	モニ
2 4	2 5	2 6	2 7	2 8																						
モニ	実績	モニ	モニ	モニ																						
測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値		最新値	年度	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠																	
1 第1類医薬品の販売の際の情報提供の実施率	－	－	100%	－	前年度 以上	前年度 以上	85%	平成23年度	薬事法第36条の5第1号の規定により、第1類医薬品を販売・授与する際は、薬剤師をして販売・授与させなければならないこととされており、同法第36条の6第1項において薬剤師をして情報提供させなければならないとされている。第1類医薬品販売時の薬剤師による説明を徹底させることにより、当該医薬品を使用する国民の安全・安心に資することができる。																	
2 医薬品等副作用情報収案件数	－	－	前年度 以上	－	前年度 以上	前年度 以上	65,856	平成23年度	医薬品等の安全性を確保するためには、国内外の副作用等に関する情報を幅広く、迅速にかつ的確に収集した上で、分析評価し、適切な安全確保対策を講じて重篤な副作用等による健康被害の発生を未然に防止することがきわめて重要である。 安全性確保のための分析評価をするためには、より多くの情報収集をすることが重要であり、常に対前年以上の収案件数を指すこととしている。																	
3 医療情報データベースの設置病院数(平成23年度より実施)	－	－	10病院	平成25年度	6病院	3病院			日本においては、医薬品の市販後の安全性情報は、企業等からの自発的な報告が主となっている。また、日本においては、薬剤疫学分野の研究者が少なく、調査・研究を支援する体制も十分でない状況であり、医薬品の市販後安全対策に資する薬剤疫学の基盤整備を図るため、医薬品の安全対策に活用するための医療情報データベースを整備することが重要である。 医療情報データベースが設置される病院数を指標とし、事業計画を踏まえて、目標を平成23年度は1病院、平成24年度は6病院、平成25年度は3病院とした。																	
4 都道府県・PMDAでのGMP査察研修の実施回数	－	－	－	－	24回	24回	－	－	都道府県のGMP担当者の査察の質の向上を図るため、今後、研修内容や研修実施体制を強化することとしているため、当該研修の実施回数を指標とした。																	
測定指標	目標			目標年度	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠																					
－	－			－	－																					

(参考)測定指標		平成20年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度		特定フィブリノゲン製剤等を投与されたことによるC型肝炎患者に対して、「特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第Ⅸ因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法」に基づき給付金を支給しているものであり、支給者数を目標値とするのは適切でない。
C型肝炎感染被害者に対する給付金の受給者数(平成19年度より実施)		660人		661人		305人		220人		-		
達成手段 (開始年度)	補正後予算額(執行額)		25年度 当初 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要	達成手段 の目標 (25年度)	施策目標達成への寄与の内容	平成25年度行政事業 レビュー事業番号				
	23年度	24年度										
(1) 医薬品事故障害者対策事業	1.0億円 (1億円)	0.9億円 (0.9億円)	0.9億円	-	国と和解が成立したスモン患者のうち、介護を必要とする重症者について、介護費用の支給を行う。	国と和解が成立したスモン患者のうち介護を必要とする重症者に対する介護費用の支払いを行うものであり、成果目標及び成果実績の策定には馴染まない。	国と和解が成立したスモン患者のうち介護を必要とする重症者に対する介護費用の支払いを行うものであり、成果目標及び成果実績の策定には馴染まない。	176				
(2) 一般用医薬品販売制度実態把握調査事業	0.2億円 (0.1億円)	0.2億円 (0.2億円)	0.2億円	1	覆面調査により、一般用医薬品販売制度の定着状況を確認し、結果に応じて、地方自治体や関係団体等に対し、制度の遵守徹底を求める。	・第1類医薬品販売時の薬剤師による説明の徹底	第1類医薬品販売時の薬剤師による説明を徹底させることにより、当該医薬品を使用する国民の安全・安心に資することができると見込んでいる。	177				
(3) 医薬品副作用等被害救済事務費等補助	3.1億円 (3.1億円)	3.1億円 (2.8億円)	2.9億円	-	① 医薬品副作用被害救済事業(補助率1/2) 昭和55年5月1日以降に医薬品を適正に使用したにもかかわらず発生した副作用による疾病、障害及び死亡に対して、医療費、医療手当、障害年金、障害児養育年金、遺族年金、遺族一時金、葬祭料の給付を行う。 ② 生物由来製品感染等被害救済事業(補助率1/2) 平成16年4月1日以降に生物由来製品を適正に使用したにもかかわらず感染したこと等による疾病、障害及び死亡に対して、医療費等の給付を行う。 ③ 保健福祉事業(補助率10/10) 先天性の血液凝固異常症であり、その治療のため、血液凝固因子製剤の投与を受けたことによりC型肝炎ウイルスに感染した者で、慢性C型肝炎が進行して肝硬変又は肝がん疾患している者を対象として、調査研究を実施している。	医薬品副作用被害救済事業、生物由来製品感染等被害救済事業等の運営に必要な事務経費を補助しているため、成果目標及び成果実績の策定には馴染まない。	医薬品副作用被害救済事業、生物由来製品感染等被害救済事業等の運営に必要な事務経費を補助しているため、成果目標及び成果実績の策定には馴染まない。	178				
(4) 医薬品等事故対策事業	15.3億円 (3.2億円)	15.3億円 (1.5億円)	15.4億円	-	① 医薬品等による健康被害に関して係争中の損害賠償請求事件の事実調査、出廷等の訴訟関連業務 ② 医薬品副作用被害救済制度給付不服申立検討会等の運営業務	医薬品等による健康被害に係る訴訟等の対応に必要な経費であり、裁判の進捗状況等により左右されるため、成果目標及び成果実績の策定には馴染まない。	医薬品等による健康被害に係る訴訟等の対応に必要な経費であり、裁判の進捗状況等により左右されるため、成果目標及び成果実績の策定には馴染まない。	179				
(5) エイズ患者遺族等相談事業	1.0億円 (1.0億円)	1.1億円 (1.1億円)	1.2億円	-	①エイズ患者遺族等相談事業(補助率10/10) 血液製剤によるHIV感染により家族を亡くした遺族等のための相談や相談員を対象とした研修会等を行う。 ②ヤコブ病サポートネットワーク事業(補助率10/10) ヒト乾燥硬膜の移植によりクロイツフェルト・ヤコブ病を発症し家族を亡くした遺族等のための相談や相談員を対象とした研修会等を行う。	裁判上の和解等に基づき遺族等に対して必要な支援を行い、精神的な苦痛の緩和を図るものであるため、成果目標及び成果実績の策定には馴染まない。	裁判上の和解等に基づき遺族等に対して必要な支援を行い、精神的な苦痛の緩和を図るものであるため、成果目標及び成果実績の策定には馴染まない。	180				

(6)	医薬品等医療安全対策事業	0.03億円 (0.02億円)	0.02億円 (0.03億円)	0.02億円	-	医薬品・医療機器等に起因した事故事例等に関して独立行政法人医薬品医療機器総合機構が実施する分析・評価結果や他省庁等からの情報をもとに具体的な改善策を検討し、必要に応じて有識者等の意見を聞いた上で、ガイドラインの策定、製品の基準化、関係団体への要請を行うなどの改善策の具体化を図り、医療安全の向上を図る。	医薬品・医療機器等対策部会の開催数(2回)	医薬品・医療機器等の名称類似、外観類似、仕様などの「もの」に起因する医療事故やヒヤリ・ハット事例が報告されていることから、これらを幅広く収集・分析することによって「もの」に起因する事例に対して、改善策を検討・実施している。具体的にはフェルセーフ(故障・誤操作時に安全な方に作動)やフールプルーフ(誤操作をしても危険にさらされない)の考えを基に表示やデザインを変更することで、医療事故やヒヤリ・ハット事例の防止に繋がるような製品を医療の場に提供することを目的として、その対策に取り組んでいる。	181
(7)	医薬品等安全性調査事業情報収集費(平成9年)	0.30億円 (0.21億円)	0.21億円 (0.22億円)	0.20億円	2	医薬品・医療機器等安全性情報報告制度による報告数を増加させるため、医療機関、関係団体、都道府県等にパンフレットを送付し普及啓発に努める。	医薬品・医療機器等安全性情報発行回数(12回)	医薬品等の安全性を確保するためには、国内外の副作用等に関する情報を幅広く、迅速に、かつ的確に収集した上で、分析評価し、適切な安全対策を講じて重篤な副作用等による健康被害の発生を未然に防止することが極めて重要である。本事業により、医療関係者からの副作用等の報告が増加し、一層の安全対策を図ることができると見込んでいる。	182
(8)	市販後安全対策事業	0.74億円 (0.62億円)	4.02億円 (3.88億円)	2.34億円	-	医薬品等の安全対策について、従来の製薬企業等からの個々の副作用症例報告に基づいた対応に加え、学会、医療機関、企業等との連携による予測・予防型の積極的な副作用対策を実施し安全対策の充実・強化を図る。	市販後安全性調査、定点観測調査(4回)	副作用症例報告に基づく安全対策の評価・検討を行うほか、医薬品・医療機器の市販直後一定期間の副作用・不具合発生状況等に関する調査の実施(定点観測事業)、重篤副作用の遺伝子マーカー解析事業の実施、服薬情報と出生児への医薬品の影響の有無に関する情報収集等、催奇形性が問題とされるサリドマイド製剤の個人輸入登録・管理システムの運用など、市販後安全対策に必要な事業を実施する。【補助金:補助率10/10】	183
(9)	医薬品等GVP(製造販売後安全管理基準)対策事業	0.06億円 (0.04億円)	0.06億円 (0.03億円)	0.06億円	-	平成17年4月に製造販売業の許可要件(薬事法第12条の2)としてGVP(製造販売後安全管理基準省令)が施行されたが、この省令は、安全管理情報の収集・検討、安全確保措置の実施などソフト面の基準であること、また、法定受託事務として都道府県において実施されていることから、基準の適合性評価を各都道府県で一律かつ適正に確保する必要がある。	GVP模擬査察共同実施回数(4回)	製造販売業許可に際してのGVP適合性調査及び指導業務を円滑に実施するため、また、都道府県間の指導内容の平準化を図るために、製造販売業者における実際の事例を使用した複数の都道府県薬事監視員合同による模擬査察研修を実施する。	184
(10)	医薬品副作用被害等判定調査事業	0.03億円 (0.003億円)	0.02億円 (0.002億円)	0.02億円	-	独立行政法人医薬品医療機器総合機構は、医薬品の副作用や生物由来製品を介した感染等による健康被害者に対して救済給付を行っているが、その支給の可否の決定に際し、医学的薬学的判定を要する事項を調査・審議する判定部会の運営に関連する業務を行う。	副作用・感染等被害判定部会の開催数(6回)	独立行政法人医薬品医療機器総合機構法に基づき、医学的薬学的事項について厚生労働大臣に対して判定の申出が行われる事例の、申請資料等の整理、検討等を行うとともに、副作用・感染等被害判定部会の判定結果を独立行政法人医薬品医療機器総合機構に対して通知すること等を行う。	185
(11)	医薬品副作用等被害救済事務費等補助事業	4.45億円 (4.08億円)	4.16億円 (3.84億円)	4.13億円	-	【医薬品安全対策事業】薬害肝炎事件の反省に立ち、医薬品・医療機器による健康被害の再発防止を図る観点から、未知の副作用を早期に検出して注意喚起等するため、安全性に関する情報の収集・分析・評価体制の充実のために独立行政法人医薬品医療機器総合機構の安全対策要員の増員を図る。	安全対策部門の人員(47人)	【医薬品安全対策事業】独立行政法人医薬品医療機器総合機構の安全対策に係る人員(47人分)の人件費及び管理費を手当する。これにより、国内全副作用症例を対象とした精査を可能とし、情報の迅速な抽出とより専門的な調査を行うため薬効群ごとの専門職チーム制(専門協議体制)を導入するなど、危機管理情報に迅速・確実に対応できる体制作りを行う。科学的根拠に基づく安全性評価・リスク管理を実現し、欧米規制当局との連携を図りつつ、患者・医療現場にとって真に有益な最新情報を届け、活用を促進する。【補助金:補助率10/10】	186
(12)	医薬品等監視指導対策費(平成元年度)	0.41億円 (0.35億円)	1.53億円 (1.45億円)	1.21億円	-	1. 地方厚生局及び都道府県の薬事監視行政の指導等を行う。 2. 健康食品と称して販売されている製品の試買・検査、医薬品成分を含有する製品を販売する業者への指導・取締り等を行う。 3. 偽造医薬品、健康食品と称して販売されている無承認無許可医薬品及び指定薬物等に関する情報を収集し、ホームページ等による注意啓発を行う。	監視・指導等を通じて医薬品の品質確保を図るとともに、国民への啓発を通じて保健衛生上の危害を防止すること。	監視・指導等を通じて医薬品の品質確保を図るとともに、国民への啓発を通じて保健衛生上の危害を防止することを見込んでいる。	187
(13)	医薬品迅速分析法等作成事業(昭和56年度)	0.01億円 (0.01億円)	0.01億円 (0.01億円)	0.01億円	-	都道府県の地方衛生研究所が無承認無許可医薬品の検査を行うために必要な分析法を作成する。	分析法の新規作成件数(年1件以上作成する)	都道府県の地方衛生研究所で実施している医薬品の収取試験において迅速かつ再現性よく定性・定量できる分析法を作成することにより、都道府県における監視・取締りの効率化を図ることができると見込んでいる。	188
(14)	医薬品等GMP対策事業(平成4年度)	0.3億円 (0.2億円)	1.1億円 (1.0億円)	0.2億円	4	、医薬品の品質の確保のための査察に関する国際的な枠組み(PIC/S)への加盟に向けて、加盟国との情報共有や都道府県による査察の質の向上と全国的な整合化を図るため、国やPMDA、都道府県による査察員の研修を充実させる。	・合同模擬査察等の開催数(3回) ・都道府県向けの専門分野別研修開催数(21回) ・GMP調査当局会議開催数(3回)	都道府県のGMP担当者の査察水準を向上させることで、医薬品等の品質確保を図り、PIC/Sへの加盟を実現できると見込んでいる。	189

(15) 後発医薬品品質確保対策事業 (平成10年度)	0.03億円 (0.02億円)	0.02億円 (0.02億円)	0.02億円	—	都道府県の薬事監視員が後発医薬品を製造販売又は製造する業者へ立入検査を行い、GMPの実施状況等の指導及び国・都道府県が選定した品目について、流通する製品の品質の確認検査を行い、後発医薬品の品質確保を図る。	患者及び医療関係者が安心して後発医薬品を使用できるよう、一層の品質の確保を図り、信頼性を高める。	後発医薬品の品質の確認検査を行うことにより、患者及び医療関係者が安心して後発医薬品を使用することができるようになると見込んでいる。	190
(16) 医薬品国家検定事業 (昭和26年度)	0.1億円 (0.07億円)	1.51億円 (1.49億円)	0.09億円	—	品質上の問題が生じる恐れのある医薬品について、その品質を確保するため、国による品質検査(国家検定)等を行う。	国による品質検査(国家検定)等を通じて医薬品の品質確保を図ること。	品質上の問題が生じるおそれのある医薬品について、国による品質検査(国家検定)等を行うことにより、当該医薬品の品質を確保できると見込んでいる。	191
(17) 医療情報データベース事業(平成23年度)	2.79億円 (2.68億円)	3.05億円 (2.94億円)	3.83億円	3	医療情報データベースを活用した疫学的手法による副作用情報等の収集・分析体制を強化するため、全国10箇所の大規模病院に医療情報データベースを整備する。	3病院にデータベースを整備する	全国10箇所の大規模病院を医療情報データベースの拠点として整備することにより、医療情報データベースを活用した疫学的手法による副作用情報の収集・分析体制が強化され、医薬品の安全対策を推進することができると見込んでいる。	192

平成25年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(厚生労働省25(Ⅰ－6－3))

* 厚生労働省では、基本目標＞施策大目標＞施策目標を設定して、政策を実施している。

施策目標名	医薬品の適正使用を推進する(施策目標Ⅰ－6－3)					担当部局名	医薬食品局総務課		作成責任者名	総務課長 鎌田 光明													
施策の概要	本施策は、医薬品の適正使用の普及啓発を推進するために実施している。					政策体系上の位置付け	基本目標Ⅰ 安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること 施策大目標Ⅰ－6 品質・有効性・安全性の高い医薬品・医療機器を国民が適切に利用できるようにすること																
予算書との関係	本施策は、予算書の以下の項におおむね対応している。 (項) 医薬品適正使用推進費:医薬品の適正使用の推進に必要な経費(一部) [平成25年度予算額:124,549千円]					関連施策	－																
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)	医薬品の適正使用を推進するべく、医薬分業の推進、薬局における医療事故の発生予防・再発防止、医療技術の高度化・専門分化の進展に対応できる病院・薬局薬剤師の知識及び技能の養成、チーム医療、地域医療に貢献する薬剤師の養成事業を実施している。							政策評価実施予定時期(評価予定表)	<table><tr><td>24</td><td>25</td><td>26</td><td>27</td><td>28</td></tr><tr><td>モニ</td><td>モニ</td><td>実績</td><td>モニ</td><td>モニ</td></tr></table>					24	25	26	27	28	モニ	モニ	実績	モニ	モニ
24	25	26	27	28																			
モニ	モニ	実績	モニ	モニ																			
測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値		最新値	年度	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠														
1 医薬分業率(全国・地域別)	65%	23年度	前年度以上	毎年度	前年度以上	前年度以上	65%	23年度	医薬分業が進むことによって、薬局の薬剤師による服薬指導等の機会が増え、医薬品の適正使用の啓発が進むと考えられるため、医薬分業率を目標値として設定した。 なお、医薬分業率については、地域の特性等様々な要因があることから、全国一律の数値としての設定は困難であるため、目標値を前年度以上として設定した。														
日本薬剤師会が実施している各種 2 研修・講習会受講者数	3,635人	23年度	前年度以上	毎年度	前年度以上	前年度以上	3,635人	23年度	薬剤師研修を充実させることによって、各種研修・講習会を受講する薬剤師が増加し、薬剤師の知識及び技能が向上することは、医薬品の適正使用の推進に資するものであると考えられるため、当該指標を設定した。														
測定指標	目標			目標年度	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠																		
－	－			－	－																		
(参考)測定指標	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度																		
3 医薬分業率(全国)	59.1%	60.7%	63.1%	64.6%	－																		
4 日本薬剤師会が実施している各種 研修・講習会受講者数	3,328人	3,332人	3,200人	3,635人	－																		

達成手段 (開始年度)	補正後予算額(執行額)		25年度 当初 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要	達成手段 の目標 (25年度)	施策目標達成への寄与の内容	平成25年度行政事 業レビュー事業番号
	23年度	24年度						
(1) 医薬品適正使用推進事業 (普及啓発に係る部分)	24百万円	12百万円	11.7百万円	1	厚生労働省、都道府県、日本薬剤師会及び都道府県薬剤師会の主催で実施する「薬と健康の週間」(毎年10月17日～23日)において、医薬分業の趣旨を盛り込んだポスター及びリーフレットを作成・配布し、医薬品及び薬剤師の役割に関する正しい知識を広く国民に浸透させることにより、保健衛生の維持向上を図る事業。	啓発資材配布数(ポスター54000部、リーフレット95000部) 医薬分業指導者協議会開催回数 1回の実施	国民への普及啓発を行い、医薬分業率を上昇させ、医薬品の適正使用を推進する。	193
(2) 薬局医療安全対策推進事業	38百万円	12百万円	38百万円	－	薬局におけるヒヤリ・ハット事例を収集し、分析・評価を行うことにより、医療安全の確保を目的とする事業。	本事業への参加薬局数の増加	薬局におけるヒヤリ・ハット事例を収集し、その発生要因等を分析して再発防止に役立てる。	194
(3) 薬剤師生涯教育推進事業	21百万円	18百万円	15百万円	2	病院や薬局等に勤務している薬剤師を対象として、病院や地域におけるチーム医療に貢献するために必要な知識及び技術を習得させるため、医療現場等において医師や看護師等と協働した高度な医療に関する実務研修等を行う事業。	本事業への参加人数の増加	チーム医療や地域医療の推進に貢献する薬剤師を養成する研修を行うこと等により、基準調剤加算(1及び2)の届出数の増加を推進する。	195
(4) 在宅医療提供拠点薬局整備事業費	－	160百万円	20百万円	－	がん患者等の在宅医療を推進するため、高い無菌性が求められる注射薬や輸液などを身近な薬局で調剤できるよう、拠点薬局の無菌調剤室の共同利用体制をモデル的に構築し、もって薬局における在宅医療の推進に寄与する事業。	無菌調剤室を2カ所に設置	地域拠点薬局に無菌調剤室を設置することで共同利用体制をモデル的に構築し、在宅医療を推進する。	196
(5) 薬物療法提供体制強化事業費	－	－	40百万円	－	抗がん剤など使い方が難しい薬を用いた治療や適切な服薬指導などを、誰もが安心して在宅で受けられるよう、薬剤師がチーム医療の一員として訪問や相談、情報提供をスムーズに行える体制を整備するなど、地域での適切な薬物療法を推進することを目的とする事業。	事業実施者の8カ所を選定	実施主体である都道府県が地域の実情に応じて選択できるような形で基本メニュー及び個別メニューを国が提供し、モデル的な事業実施を通じて、地域住民に対する適切な薬物療法の推進・普及を図る。 【基本メニュー】関係業種が一体となった効率的な薬物療法の提供 【個別メニュー(ひとつ以上を選択)】①抗がん剤等在宅提供支援 ②地域に応じた在宅薬局体制確保 ③医薬品の適正使用の推進 ④その他、評価委員会で認められたメニュー	新25－012

(厚生労働省25(I-7-1))

(厚生労働省25(I-7-1))

施策目標名	健康な献血者の確保を図り、血液製剤の国内自給、使用適正化を推進し、安全性の向上を図ること (施策目標：Ⅰ－７－１)					担当部局名	医薬食品局		作成責任者名	血液対策課長 浅沼 一成 総務課医薬品副作用被害対策室長 須田 俊孝														
施策の概要	本施策は、健康な献血者の確保を図り、血液製剤の国内自給、使用適正化を推進し、安全性の向上を図るために実施している。 HIV訴訟和解確認書(平成8年3月29日)に基づき、血液製剤によるHIV感染者やエイズ患者等に対して、調査研究事業や健康管理支援事業を実施している。					政策体系上の位置付け	基本目標Ⅰ 安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること 施策大目標Ⅰ－７ 安全な血液製剤を安定的に供給すること(並列する施策目標無し)																	
予算書との関係	本施策は、予算書の以下の項におおむね対応している。 (項)血液製剤対策費 [平成25年度予算額:134,774,000円](健康な献血者の確保関係等) [平成25年度予算額:489,839,000円](HIV訴訟和解確認書関係)					関連施策	－																	
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)	・安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律(昭和31年法律第160号)により、国・地方公共団体・採血事業者は下記の①～③を行うこととされている。 ①国は血液製剤の安全性の向上・安定供給の確保に関する基本的かつ総合的な施策の策定・実施 ②地方公共団体は献血に関する住民の理解、献血受入を円滑にするための措置 ③採血事業者は献血受入の推進、安全性の向上・安定供給確保への協力、献血者の保護 ・毎年度、「献血の推進に関する計画」により、献血確保目標量の設定、目標量確保のために必要な措置を策定している。 ※平成25年度告示：平成25年度の献血の推進に関する計画(平成25年厚生労働省告示第55号) ・毎年度、「血液製剤の安定供給に関する計画」により、血液製剤の需要・供給の見込み、原料血漿の確保目標量の設定、原料血漿の有効利用に関する重要事項を策定している。 ※平成25年度告示：平成25年度の血液製剤の安定供給に関する計画(平成25年厚生労働省告示第54号) ・HIV訴訟和解確認書に基づき、血液製剤によるHIV感染者に対するエイズ発症予防調査研究事業や血液製剤によるエイズ患者等に対する健康管理支援事業を実施している。								政策評価実施予定時期(評価予定表)	<table><tr><td>2 4</td><td>2 5</td><td>2 6</td><td>2 7</td><td>2 8</td></tr><tr><td>モニ</td><td>モニ</td><td>モニ</td><td>実績</td><td>モニ</td></tr></table>					2 4	2 5	2 6	2 7	2 8	モニ	モニ	モニ	実績	モニ
2 4	2 5	2 6	2 7	2 8																				
モニ	モニ	モニ	実績	モニ																				
測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値		最新値	年度	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠															
1 安定供給に必要な血液量の確保状況	205万L	平成25年度	205万L	平成25年度	208万L	205万L	202.5万L (確保実績)	平成23年度	毎年度、国が策定する「献血の推進に関する計画」において、当該年度に確保すべき血液の目標量を定めているため、当該数値を基準値並びに目標値として設定した。 ※確保すべき血液の目標量は、過去の血液製剤の供給状況等を勘案して算出しているものであり、当該年度の血液製剤の需要状況に応じて、増減するものである。															
2 安定供給に必要な原料血漿の量の確保状況	92万L	平成25年度	92万L	平成25年度	95万L	92万L	95.7万L (確保実績)	平成23年度	毎年度、国が策定する「血液製剤の安定供給に関する計画」において、血液製剤の安定供給を確保することを目的とし、当該年度に確保されるべき原料血漿の目標量を定めているため、当該数値を基準値並びに目標値として設定した。 ※確保すべき原料血漿の目標量は、過去の血液製剤の供給状況等を勘案して算出しているものであり、当該年度の血液製剤の需要状況に応じて、増減するものである。															
測定指標	目標		目標年度	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠																				
－	－		－	－																				

(参考)測定指標		平成20年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度		血液製剤によるHIV感染者やエイズ患者等に対して、HIV訴訟和解確認書に基づき実施している事業であるため、対象者数を目標値とすることは適切ではない。
3	エイズ発症予防に資するための血液製剤によるHIV感染者の調査研究事業対象者数	586人		566人		562人		547人		－		
4	血液製剤によるエイズ患者等のための健康管理支援事業対象者数	121人		120人		116人		115人		－		
達成手段 (開始年度)		補正後予算額(執行額)		25年度 当初 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要		達成手段 の目標 (25年度)	施策目標達成への寄与の内容		平成25年度行政事業 レビュー事業番号	
		23年度	24年度									
(1) エイズ発症予防に資するための血液製剤によるHIV感染者の調査研究等事業		5.1億円 (5.1億円)	5.0億円 (5.0億円)	4.9億円	－	①エイズ発症予防に資するための血液製剤によるHIV感染者の調査研究事業(補助率10/10) 血液製剤によりHIVに感染し、エイズ未発症の者に対し、健康管理費用として月額51,600円又は35,600円を支給。 ②血液製剤によるエイズ患者等のための健康管理支援事業(補助率4/10、6/10は企業負担) 裁判上の和解が成立した者であって、エイズが発症している者に対し、「発症者健康管理手当」として月額150,000円を支給。		国とHIV訴訟原告団との和解確認書に基づいて実施されている事業であり、成果目標及び成果実績の策定には馴染まない。	国とHIV訴訟原告団との和解確認書に基づいて実施されている事業であり、成果目標及び成果実績の策定には馴染まない。		197	
(2) 業 (平成25年度)		－	－	1.3億円	1,2	感染症の発生等を踏まえた血液製剤の安全体制の強化、献血に対する意識の向上や献血者が安心して献血できる環境の整備、血漿分画製剤の国内自給体制の整備、医療機関における血液製剤の使用実態の把握と適正使用に向けた体制整備を行う。		毎年7月に実施される「愛の血液助け合い運動」における啓発宣伝用ポスターの配布 39,523枚	毎年度、献血により確保すべき血液の目標量の90%以上を確保(25年度目標量 205万リットル)		新25－013	

平成25年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(厚生労働省25(Ⅰ－8－1))

* 厚生労働省では、基本目標＞施策大目標＞施策目標を設定して、政策を実施している。

施策目標名	新医薬品・医療機器の開発を促進するとともに、医薬品産業等の振興を図ること(施策目標Ⅰ-8-1)				担当部局名	医政局経済課 医政局研究開発振興課		作成責任者名	医政局経済課長 城 克文 研究開発振興課長 一瀬 篤														
施策の概要	本施策は、新医薬品・医療機器に係る研究開発を促進し、治験環境の整備を図るとともに、医薬品・医療機器産業の動向を的確に把握するために実施している。				政策体系上の位置付け	基本目標Ⅰ 安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること 施策大目標 新医薬品・医療機器の開発を促進するとともに、医薬品産業等の振興を図ること																	
予算書との関係	本施策は、予算書の以下の項におおむね対応している。 (項) 医薬品等研究開発推進費[平成25年度予算額:3, 881百万円]				関連施策	—																	
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)	「社会保障・税一体改革素案」(平成24年1月6日政府・与党社会保障改革本部決定)、「社会保障・税一体改革大綱」(平成24年2月17日閣議決定)において、日本発の革新的な医薬品・医療機器等の創出や後発医薬品の使用促進を行うこととされている。 また平成24年6月6日の医療イノベーション会議で、革新的な医薬品・医療機器の研究、開発、実用化に係る施策を国として一体的に推進するを推進していくものとして「医療イノベーション5か年戦略」が策定された。加えて平成24年7月31日閣議決定の「日本再生戦略」では、「医療イノベーション5か年戦略」の着実な実施等により、関連する規制・制度改革を進め、引き続き日本のものづくり力をいかにした革新的医薬品・医療機器・再生医療製品を世界に先駆けて開発することとされている。 さらに、平成25年6月14日に策定された「日本再興戦略」では高付加価値・知識集約型の医薬品・医療機器産業を我が国の経済成長を担う重要な産業と位置づけ、「健康医療戦略」においても革新的医薬品・医療機器・再生医療製品等を世界に先駆けて開発することとしている。また、「社会保障制度改革国民会議」報告書(同8月6日)において、引き続き後発医薬品の使用促進に取り組むこととされている。								政策評価実施予定 時期(評価予定表)	<table><tr><td>2 4</td><td>2 5</td><td>2 6</td><td>2 7</td><td>2 8</td></tr><tr><td>実績</td><td>モニ</td><td>モニ</td><td>実績</td><td>モニ</td></tr></table>				2 4	2 5	2 6	2 7	2 8	実績	モニ	モニ	実績	モニ
2 4	2 5	2 6	2 7	2 8																			
実績	モニ	モニ	実績	モニ																			
測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値		最新値	年度	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠														
1 治験届出件数のうち医師主導治験の数	—	—	前年度以上	毎年度	前年度以上	前年度以上	48件増 22年度11件 23年度59件	平成23年度	医師主導治験によって、革新的な医薬品・医療機器等の開発や、希少疾病・難病等の企業が手がけづらい分野の治験を促進する。														
2 治験届出件数のうち国際共同治験に係るものの割合	—	—	前年度以上	毎年度	前年度以上	前年度以上	3.6ポイント減 22年度21.2% 23年度17.6%	平成23年度	国際共同治験への参加を増やすことにより、ドラッグラグ・デバイス・ラグの解消を図る。														
3 新たに大臣告示された先進医療B(高度医療)の件数	—	—	前年度以上	毎年度	前年度以上	前年度以上	4件減 22年度13件 23年度9件	平成23年度	先進医療の大臣告示の数を増やすことで、アカデミア主導の臨床研究を活性化させる。その結果、患者さんに新規医療技術を提供する機会が増大する。														
4 新たに承認されたヒト幹細胞臨床研究の件数	—	—	前年度以上	毎年度	前年度以上	前年度以上	増減なし 22年度15件 23年度15件	平成23年度	特に開発が期待されている再生医療分野の研究を促進する。														
5 後発医薬品の市場規模(数量全体に占める割合(率))	—	—	ロードマップで示す 予定の目標値	ロードマップで示す 予定の目標年度	—	—	22. 8%	平成23年度	経済財政改革の基本方針2007(平成19年6月19日閣議決定)において、後発医薬品の使用促進に取り組むこととしている。														
測定指標	目標				測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠																		
				目標年度																			

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

(4)	薬事工業生産動態統計システム経費	0.36億円	0.36億円	0.32億円	-	統計法に基づく基幹統計調査として、医薬品、医薬部外品、衛生材料及び医療機器に関する毎月の生産(輸入)等の実態を明らかにする「薬事工業生産動態統計」を作成している。統計を効率的に作成するため、「薬事工業生産動態統計システム」を整備・運用することにより、迅速に統計表を公表することを目的とする。	-	以下①～③で構成される「薬事工業生産動態統計システム」を円滑に運用させる。 ①政府統計共同利用システムに対応した調査票を作成するための事業者用ソフトウェアの作成・運用支援業務 ②①で作成された管轄事業者の調査票をとりまとめるための都道府県担当者用ソフトウェアの作成・運用支援業務 ③厚生労働省用システムを使用し、全調査票データを取りまとめ、データベースの管理や統計表を作成するための業務	204
(5)	医薬品等研究開発動向等調査費	0.11億円	0.17億円	0.19億円	1	先進的な研究開発の動向を文献、学会等との意見交換の場、視察等の機会を利用して把握し、振興策や必要な規制等の検討を行う。日本古来の漢方の原料となる薬用植物の栽培研究への支援、日本への導入が望まれながらも患者数が少ない等の理由により開発が進まない希少疾病医薬品等の開発を支援するために必要な情報の収集等を行う。	-	先進的な研究開発の動向や振興策が必要な各研究分野の状況を把握し、今後の施策の方向性を検討すること等により、医薬品等の研究開発を促進する。	205
(6)	治験活性化対策費	300万円	190万円	500万円	1	治験に係る有識者よりなる委員会を設置し、治験活性化及び治験を円滑に実施するための環境整備について検討を行う。	-	「費用が高い」「スピードが遅い」「質が悪い」などの我が国の治験における課題及びその解決策の検討を行い、治験を円滑に実施するための環境整備等を促進する。	206
(7)	治験研究計画届出適合性確認事業費	500万円	600万円	0.13億円	1	倫理審査委員会の設置者より報告された倫理審査委員会の委員名簿、手順書、実施した議論の概要等の活動内容をデータベースとして管理するとともに、国民に対してその内容を公表する。	-	「臨床研究に関する倫理指針」に基づき臨床研究の実施又は継続の適否その他臨床研究に関し必要な事項について調査審議を行っている倫理審査委員会の活動内容を把握、確認することにより、倫理審査委員会における審査の質の向上及び透明化を図ることで、適正な臨床研究の実施を促進する。	207
(8)	ES細胞・iPS細胞臨床研究指針対策費	0.12億円	0.14億円	0.14億円	4	ヒト幹細胞臨床研究を実施する全国の大学医学部、研究機関等における研究の実施状況、海外における再生医療等に係る指針の整備状況等について委託調査を行う。	新たに承認されたヒト幹細胞臨床研究件数の前年度以上増	ヒト幹細胞を用いる臨床研究(以下、「ヒト幹細胞臨床研究」という。)を実施する機関における研究の実施状況、海外における再生医療等に係る指針の整備状況等について調査を行い、調査結果を再生医療推進のための企画・立案に役立てることにより、ヒト幹細胞臨床研究を促進する。	208
(9)	先進医療制度対策費	0.14億円	0.2億円	0.36億円	3	有効性、安全性の確保の観点から、制度の対象となる医療技術毎に実施医療機関の要件を設定し、当該要件に適合する医療機関において、その医療機関に所属する医師の主導により適切に実施される医療技術について、先進医療Bとしてその実施を認める。	大臣告示された先進医療B(先進医療)の件数の前年度以上増	薬事法上の承認等を得ていない医薬品・医療機器を用いた医療技術等を、一定の要件の下に「先進医療B」として認め、保険診療と併用できるとし、薬事法上の承認申請等につながる科学的評価可能なデータ収集の迅速化を図る。	209

(10) 治験適正推進費	500万円	600万円	0.14億円	1	厚生労働科学研究費補助金を現に受けている、臨床研究を実施する研究事業を行う臨床研究機関及びその倫理審査委員会に対し、臨床研究機関及び倫理審査委員会における倫理指針への遵守状況について書面調査及び実地調査（ヒアリング等）を行う。倫理指針からの逸脱が確認された場合、倫理指針の周知及び啓発を行う。	—	厚生労働科学研究費補助金を受けている研究事業のうち臨床研究を実施しているものについて、「臨床研究に関する倫理指針」の遵守状況の調査を行い、倫理的な臨床研究の実施を促進する。	210
(11) 臨床研究コーディネーター、データマネージャー確保のための研修事業	900万円	900万円	900万円	1	研究の立案からデータの取り纏めまでを幅広い知識と経験でサポートできる上級者臨床研究コーディネーター・データマネージャーの養成研修及び臨床研究倫理審査委員会・治験審査委員会委員養成研修を実施する。	—	日本発のイノベーションを目指した臨床研究の実施のためにはCRCの育成のみならず、研究者自身が計画の立案から結果の取り纏めを行う臨床研究の支援に携わる上級者CRCの育成と、集積されたデータを適切に管理し、高水準な質を維持できるデータマネージャーの育成、並びに質の高い臨床研究及び治験を倫理性、科学性の側面から適正に審査することができる臨床研究倫理審査委員会・治験審査委員会委員の育成が必要である。臨床研究力を強化し、日本発のイノベーション創出が図れるように、臨床研究の支援に携わる人材の育成を目的とする。	211
(12) ヒト幹細胞情報化推進事業	—	2.6億円	1.23億円	4	国内外の大学、研究機関等によって作成・保存されているヒト幹細胞（iPS細胞、ES細胞、疾患特異的iPS細胞を含む。）の作成・保存方法、性質等の情報を取りまとめ、国内外の研究者、患者等に対して情報の提供を行うヒト幹細胞データベース（日本語版・英語版）を構築する。	新たに承認されたヒト幹細胞臨床研究件数の前年度以上増	国内外の大学、研究機関等によって作成・保存されているヒト幹細胞に関する情報を一元化し、国内外の研究者、患者等に対して情報の提供を行うヒト幹細胞データベースの構築を行うことにより、ヒト幹細胞臨床研究を促進し、患者が幹細胞治療や使用されているヒト幹細胞の利点欠点等を知ることができるようにすることにより、ヒト幹細胞臨床研究を促進する。	212
(13) 医薬品等開発研究PDCAパイロット事業	—	0.54億円	0.6億円	1	1) 医薬品・医療機器・再生医療に係る個別研究PDCA事業 医薬品・医療機器・再生医療の研究を業事承認に結びつけるため、企業等での開発経験を持つプログラム・ディレクター（PD）及びプログラム・オフィサー（PO）を活用し、研究課題の採択時にプロトコル評価を行うとともに、採択した研究課題に対して研究の進捗管理等を行う。 2) 臨床研究中核病院等に係る研究PDCA事業 臨床研究中核病院等が実施する国際水準の臨床研究・医師主導治験について、臨床研究・治験に精通する医師や企業等での開発経験を持つPD及びPOを活用し、臨床研究中核病院等の体制整備を含めた研究の進捗管理等を行う。	—	医薬品・医療機器等の開発に係る研究に対して、厚生労働科学研究費補助金で支援を行っているが、質の高い研究を採択するための評価方法や、採択後の研究マネジメントを行う体制が十分ではなく、研究成果が業事承認等、実用化に結びついていないとの指摘がある。そこで、本事業では、医薬品・医療機器等の実用化を目指す研究に対して、より質の高い研究を採択するとともに適切な研究マネジメントを実施することにより、研究成果の確実な実用化を促進する。	213
(14) 再生医療の臨床応用への実用化推進事業	—	—	—	4	・ iPS細胞等の樹立・調製を適切に実施する技術を得得するための医師等の受入体制 ・ 樹立・調製した細胞の人体への移植・投与を適切に実施する技術を得得するための医師等の受入体制 上記の体制を整備し、iPS細胞等を用いる技術の安全性を確保し、臨床応用を行うことができる人材を養成する。	新たに承認されたヒト幹細胞臨床研究件数の前年度以上増	iPS細胞研究がノーベル賞を受賞するなど、再生医療研究に関する国際競争は、激化してきており、日本のiPS細胞研究等について、技術習得を含め、更に推進する施策の早期実施が必要。 そこで、研究者・医師がiPS細胞等の樹立・調製や人体への移植・投与を適切に実施する技術を得得するための体制の整備を推進することにより、ヒト幹細胞臨床研究を促進する。	214
(15) 先進医療評価の迅速・効率化推進事業（平成25年度）	—	—	0.39億円	1	先進医療の大臣告示の数を増やすために、医療上必要性の高い抗がん剤については、抗がん剤に精通した外部機関が実施する外部評価を導入する。	先進医療全体の大 臣告示の数を前年 度以上とすることを 目標とする。	厚生労働省と外部機関の2箇所です事前相談や評価を実施することによる業務の効率化により、先進医療の大臣告示の数を増やす。	新25-014

平成25年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

別紙1

(厚生労働省25(Ⅰ－9－1))

* 厚生労働省では、基本目標＞施策大目標＞施策目標を設定して、政策を実施している。

施策目標名	適正かつ安定的な医療保険制度を構築すること(施策目標Ⅰ－9－1)					担当部局名	保険局総務課		作成責任者名	保険局総務課長 大島 一博														
施策の概要	本施策は次の事項を柱に実施している。 ・保険者の機能強化を通じて、医療保険財政の安定を図ること ・保険者の適用・徴収・給付適正化に向けた事務を適切かつ効率的なものとする ・審査支払機関の事務が適正かつ効率的なものとする					政策体系上の位置付け	基本目標Ⅰ 安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること 施策大目標Ⅰ-9 全国民に必要な医療を保障できる安定的・効率的な医療保険制度を構築すること																	
予算書との関係	本施策は予算書の以下の項に対応している。 【一般会計】 (項)医療保険給付諸費[平成25年度予算額:8兆9400億円] (項)保険医療機関等指導監督実施費[平成25年度予算額:12億6500万円] 【年金特別会計】 健康勘定 (項)保険料等交付金:保険料等交付金に必要な経費(全部)[平成25年度予算額:8兆2223億円] (項)諸支出金:過誤納保険料の払い戻しに必要な経費(全部)[平成25年度予算額:24億2600万円]					関連施策	基本目標Ⅰ(安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること)の施策大目標9(全国民に必要な医療を保障できる安定的・効率的な医療保険制度を構築すること)の施策目標2(生活習慣病対策や長期入院の是正などにより中長期的な医療費の適正化をはかること)は、適正で安定的な医療保険制度を構築するための施策という点で、評価対象施策と目的を同じにしている。																	
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)	我が国の医療保険制度においては、全ての国民が職業・地域に応じて健康保険や国民健康保険といった公的医療保険制度に加入することとなっている。病気等の際には、保険証1枚で一定の自己負担により必要な医療サービスを受けることができ、誰もが安心して医療を受けることができる医療制度を実現し、世界最長の平均寿命や高い保健医療水準を達成してきた。 一方で、国民皆保険達成から半世紀を超え、少子高齢化の進展、非正規雇用の増加など雇用基盤の変化、医療の高度化等、医療を取り巻く環境は大きく変化している。今後とも必要な医療を確保しつつ、これらの社会経済情勢の変化に対応できるよう、効率化・重点化に取り組みつつ、医療保険制度の機能強化を図っていくことが必要である。 【根拠法令等】 ○ 健康保険法(大正11年法律第70号) ○ 国民健康保険法(昭和33年法律第192号) ○ 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号) 等								政策評価実施予定時期(評価予定表)	<table><tr><td>24</td><td>25</td><td>26</td><td>27</td><td>28</td></tr><tr><td>実績</td><td>実績</td><td>モニ</td><td>モニ</td><td>モニ</td></tr></table>					24	25	26	27	28	実績	実績	モニ	モニ	モニ
24	25	26	27	28																				
実績	実績	モニ	モニ	モニ																				
測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値		最新値	年度	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠															
1 各医療保険制度における保険料(税)の収納率	—	—	—	—	24年度	25年度	—	—	医療保険者ごとの財政の状況を参照するため															
	健康保険組合	—	—	前年度以上	毎年度	前年度以上	前年度以上	99.9%	23年度決算見込	—														
	市町村国保	—	—	前年度以上	毎年度	前年度以上	前年度以上	89.3%	23年度	—														
	国保組合	—	—	前年度以上	毎年度	前年度以上	前年度以上	99.9%	23年度	—														
	後期高齢者広域連合	—	—	前年度以上	毎年度	前年度以上	前年度以上	99.2%	23年度(速報値)	—														
	全国健康保険協会	—	—	前年度以上	毎年度	前年度以上	前年度以上	96.5%	23年度	—														

2	各医療保険制度における後発医薬品差額通知実施保険者数の割合	—	—	—	—	—	—	—	—	保険者による後発医薬品の勧奨状況を参照するため
	健康保険組合	—	—	前年度以上	毎年度	前年度以上	前年度以上	18.6%	21年度	—
	市町村国保	—	—	前年度以上	毎年度	前年度以上	前年度以上	28.9%	23年度	—
	国保組合	—	—	前年度以上	毎年度	前年度以上	前年度以上	23.2%	23年度	—
	後期高齢者広域連合	—	—	前年度以上	毎年度	前年度以上	前年度以上	40.4%	23年度	—
	全国健康保険協会	—	—	前年度以上	毎年度	前年度以上	前年度以上	100% (船員保険被保険者及び法第3条第2項被保険者は除く。)	23年度	—
3	社会保険診療報酬支払基金における審査支払平均手数料分	—	—	前年度以下 (平成27年度には80.00円以下)	毎年度	前年度以下	前年度以下	86.09円	23年度	審査支払機関の事務が適正で効率的であることを参照するため (※「支払基金サービス向上計画」の第2次フォローアップ【概要】平成24年12月18日 URL: http://www.ssk.or.jp/goannai/files/sabisu_07.pdf)
4	レセプトの電子化率	—	—	—	—	—	—	—	—	審査支払機関における事務の効率化となるように状況を参照するため
	総計	—	—	前年度以上	毎年度	前年度以上	前年度以上	90.6%	23年度	—
	病院	—	—	前年度以上	毎年度	前年度以上	前年度以上	99.9%	23年度	—
	診療所	—	—	前年度以上	毎年度	前年度以上	前年度以上	92.8%	23年度	—
	歯科	—	—	前年度以上	毎年度	前年度以上	前年度以上	45.3%	23年度	—
	調剤	—	—	前年度以上	毎年度	前年度以上	前年度以上	99.9%	23年度	—
測定指標		目 標								

	—	—	—	—	—	—			
(参考)測定指標	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度				
	—	—	—	—	—				
達成手段 (開始年度)	補正後予算額(執行額)	25年度 当初 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要	達成手段 の目標 (25年度)	施策目標達成への寄与の内容	平成25年度行政事業 レビュー事業番号		
	23年度	24年度							
	(1) 医療保険給付費国庫負担等 (大正15年度等)	8兆3,992 億円 (8兆3,992 億円)	8兆5,948 億円	8兆8,789 億円	—	健康保険法、国民健康保険法及び高齢者の医療の確保に関する法律等に基づき、各医療保険者に対し医療費等に要する費用の一部を負担する。(主な 国庫負担割合:協会けんぽ:164/1000、市町村国保:32/100及び9/100、後期 高齢者医療:3/12及び1/12 等)	—	保険者への国庫補助を通じて医療保険の安定的運営に寄与している。	217
	(2) 臨時老人薬剤特別給付金 (平成11年度)	1千円 (0円)	1千円	1千円	—	老人医療受給者の負担軽減を図るため、薬剤一部負担金について国が負担 する。	—	医療機関への国庫補助を通じて医療保険の安定的運営に寄与している。	218
	高齢者医療制度円滑運営事業費 (3) 補助金 (平成20年度)	15億円 (13億円)	92億円	0	—	高齢者医療の円滑かつ健全な運営に資するため、保険者等が行う事業(後 期高齢者医療広域連合が実施するシステム開発に対する補助、特定健診・ 保健指導の見直しに伴うシステム改修に対する補助、市町村保険者及び国 保組合が実施する高齢受給者証の再交付事業等)について補助するもので ある。	—	保険者等への国庫補助を通じて医療保険の安定的運営に寄与している。	219
	後期高齢者医療制度事業費補助 (4) 金 (平成20年度)	63億円 (63億円)	63億円	41億円	—	後期高齢者医療広域連合に対して、後期高齢者医療に係る事業を円滑に実 施するために、広域連合が実施する、健康診査事業、保険者機能強化事業 及び特別高額医療費共同事業に要する経費の一部について補助するもので ある。	①健診事業の受診者 数:3,762千人 ②保険者機能強化事 業 ジェネリック医薬品使 用率(目標:25年3月 末までに30%、30年 3月末までに60%達 成) ③特別高額医療費共 同事業により財政負 担が軽減された広域 連合数:47	保険者等への国庫補助を通じて医療保険の安定的運営に寄与している。	220
	後期高齢者医療制度関係業務事 (5) 業費補助金 (平成20年度)	14億円 (14億円)	11億円	10億円	—	後期高齢者医療広域連合及び市町村が行う後期高齢者医療に関する事務を 効率的かつ円滑に実施するために、国民健康保険団体連合会及び国民健康 保険中央会が行う事業(第三者求償事業、レセプト電算処理推進事業等)に 要する経費の一部について、補助するものである。	—	保険者等への国庫補助を通じて医療保険の安定的運営に寄与している。	221
	(6) 高齢者医療運営円滑化等補助金 (平成20年度)	317億円 (317億 円)	309億円	278億円	—	高齢者医療制度の基盤の安定化を図るため、被用者保険の保険者の後期高 齢者医療支援金等の負担を緩和するための助成及び特定保健指導等の実 施に対する助成を行う。	—	保険者への国庫補助を通じて医療保険の安定的運営に寄与している。	222
	(7) 高齢者医療制度円滑運営臨時特 例交付金	2,620億 円 (2,620億 円)	2,675億 円	0	—	平成20年4月から施行された後期高齢者医療制度の円滑な実施を図るため、 医療費の自己負担が引き上げられる70歳から74歳の高齢者及び新たに後期 高齢者医療制度の保険料を負担することとなる被用者保険の被扶養者で あった者に対する激変緩和措置に要する費用を交付するものである。	—	保険者等への交付を通じて医療保険の安定的運営に寄与している。	223
	(8) 健康保険組合給付費等臨時補助 金 (昭和33年度)	18億円 (13億円)	16億円	15億円	—	保険財政の基盤がぜい弱なため健康保険事業の運営に支障をきたすおそれ のある健康保険組合に対し、その事業の執行に要する費用のうち、保険給付 費等に要する費用につき補助を行い、その事業の円滑な運営を図る。	各年度の補助金が交付された健康保険組 合のうち、解散しな かった組合の割合 (100%を目標)	医療給付費の増嵩により財政が窮迫している健康保険組合に対して、給付費等の一部を補助 することで、健康保険組合の円滑な事業運営に資する。	224

(9) 国民健康保険団体連合会等補助金 (昭和52年度)	57.8億円 (57.8億円)	54.9億円	51.6億円	—	国民健康保険事業の運営の安定化を図るため、国民健康保険中央会及び国民健康保険団体連合会が行う国保保険者の共同の目的を達成するための事業に対し、国庫負担を行う事業(国民健康保険団体連合会等補助金)を実施している。	—	国民健康保険中央会及び国民健康保険団体連合会への国庫補助を通じて医療保険の安定的運営に寄与している。	226
(10) 全国健康保険協会事務費負担金 (平成20年度)	103億円 (103億円)	93億円	87億円	—	①全国健康保険協会の健康保険事業の事務の執行に要する費用の負担金 ②全国健康保険協会の船員保険事業の事務の執行に要する費用の負担金 ③退職手当引当金	—	全国健康保険協会の事務費の一部を国が負担することで、被保険者らの保険料負担を軽減している。 なお、全国健康保険協会においては、毎年前年の水準を下回ることを目標に事務費の削減を行っている。	227
(11) 健康保険組合事務費負担金 (大正15年度)	36億円 (36億円)	35億円	32億円	—	健康保険組合が行う健康保険事業の事務の執行に要する費用の負担金	健康保険組合の被保険者数に応じて算出される対象経費に対する補てん割合	事務費負担金は、各健康保険組合の被保険者数に応じて負担することになっているが、社会保障関係費の量的縮減目標に資するため、平成10年度から20年度までは対象経費の1/4を削減し、平成21年度以降は1/2を削減している。	228
(12) 行政指導費 (昭和40年度)	70千円 (77千円)	70千円	79千円	—	主意書及び会議資料の印刷	—	職員が使用する保険制度資料等を作成し、効率的かつ円滑に事業を行うことを目的とする。	229
(13) 医療保険制度企画調査費 (昭和42年度)	60千円 (58千円)	63千円	62千円	—	期間業務職員の雇用(国の事業を遂行するために必要な業務の補助として職員の労働力のカバー)	—	業務を円滑に推進するために期間業務職員の雇用を行うことを目的とする。	230
(14) 健康保険組合指導等に必要経費 (昭和57年度)	11.6百万円 (2.7百万円)	10.0百万円	4.7百万円	—	①毎年度開催する健康保険組合及び社会保険資料報酬支払基金功績者大臣表彰に係る大臣表彰状の印刷、舞台設営の実施。 ②健康保険組合等へ各種通知の印刷、発送する事業を実施。	—	大臣表彰を実施することにより、医療保険制度の事業運営の発展に寄与することが見込まれる。 健康保険法等に関する各種改正についての周知を図ることにより、適正な制度運営を図ることができると思込んでいる。	231
(15) 国民健康保険保険者等指導費 (①昭和52年度、②平成12年度)	7百万円 (5百万円)	8百万円	8百万円	—	① 国民健康保険功績者大臣表彰に係る表彰状の印刷(印刷製本費)、会場設営(雑役務費) ② 都道府県、政令指定都市及び中核市の国民健康保険主管課(部)長を対象とした会議に使用する資料印刷(印刷製本費) ③ その他(国民健康保険制度資料集印刷(印刷製本費)、職員旅費、諸謝金、委員等旅費等)	—	国民健康保険事業の発展に資するための国民健康保険功績者大臣表彰、全国国民健康保険主管課(部)長会議の開催、研修や講演の実施等を通じて医療保険の適正かつ安定的な運営に寄与している。	232
(16) 医療担当者指導費	10百万円 (8百万円)	4百万円	12百万円	—	・中央社会医療保険協議会に必要とする診療報酬改定関係等資料の印刷。 ・診療報酬改定に際し、改定内容の周知徹底等の業務を行うことによる職員への旅費等。	—	診療報酬改定を円滑に行うとともに、医療指導を行う者に対し、その業務を支援なく行わせることに資する。	233
(17) 診療内容及び薬剤使用状況調査費	9百万円 (9百万円)	9百万円	9百万円	—	医薬品の価格決定システムや後発医薬品の使用促進策等、我が国の薬剤給付のあり方の検討に必要な調査項目について、文献調査を行うとともに、欧米4か国に調査団を派遣し、各国の薬局、薬剤師会、保険担当部門、医療機関、製薬団体等を訪問し、実地調査を行う。	—	政府決定等において、薬価制度上の革新的医薬品の適切な評価や後発医薬品の使用促進が重要課題として挙げられていることから、これらの施策の推進を図る必要があり、諸外国の医薬品に係る制度改革の実態・取り組みを把握し、我が国の今後の薬剤使用の一層の適正化に向けた価格システム、薬局・薬剤師の役割、その評価のあり方等の検討・考察を行うとともに、後発医薬品使用促進にかかる検討を的確に行うための基礎資料を収集することができる。	234
(18) 医療保険統計分析等経費 (昭和45年度)	2.7百万円 (1.8百万円)	2.4百万円	2.1百万円	—	各制度の事業状況等を把握し、月報・年報等について取りまとめ公表する。	健康保険・船員保険事業月報・年報、国民健康保険事業月報・年報、後期高齢者医療事業月報・年報及び医療保険に関する基礎資料をとりまとめ公表(上記4種類)	医療保険各制度の事業状況等を把握することで、医療保険制度の安定的運営に寄与している。	235
(19) 医療保険実態調査費 (昭和39年度)	3.9百万円 (3.7百万円)	3.6百万円	5.8百万円	—	各制度の年齢構成や保険料賦課状況等を把握し、実態調査報告書として取りまとめ公表する。	健康保険・船員保険被保険者実態調査、国民健康保険実態調査、後期高齢者医療被保険者実態調査及び医療給付実態調査をとりまとめ公表(上記4種類)	医療保険各制度の実態を把握することで、医療保険制度の安定的運営に寄与している。	236

(20) 後期高齢者医療企画指導費 (平成20年度)	3.2百万円 (0円)	2.2百万円	0.4百万円	—	後期高齢者医療制度に関わる都道府県及び後期高齢者医療広域連合への指導等を行う都道府県ブロック会議の開催に要する事務費である。	—	会議の開催を通じて医療保険の安定的運営に寄与している。	237
(21) 国民健康保険の財政対策に必要な経費 (平成20年度)	20百万円 (6百万円)	19百万円	8百万円	—	① 各種補助金等の適正かつ効率的な交付決定を行うための「国保データベースシステム」にかかるシステム改修 ② 国民健康保険事業運営安定化基準超過費用額共同負担金算出(平成24年度まで) ③ 国民健康保険安定化計画の指定市町村地域差指数等算出 ④ 国民健康保険基準給付基礎調査票入力集計 ⑤ 国民健康保険組合の所得状況等報告(5年毎)	—	補助金等執行事務の効率化を図り、国民健康保険保険者への各種補助金等の適正かつ効率的な執行を確保すること等を通じて医療保険の適正かつ安定的な運営に寄与している。	238
(22) 薬価基準改正経費	11百万円 (7百万円)	11百万円	8百万円	—	既収載医薬品(約1万6千品目)の薬価算定の基礎資料とするため、医政局経済課が過去3力年間に実施した薬価調査のデータ及び隔年で実施する薬価本調査のデータを用いる等により、全薬価基準収載医薬品について薬価調査結果の概要を整え、品目ごと、薬効群ごと等の薬価ベース取引金額、使用量の推移等が解析できるデータを作成する。	—	診療報酬改定に併せて「診療報酬の算定方法(平成20年厚生労働省告示第59号)」の規定に基づき定める「使用薬剤の薬価(薬価基準)(平成20年厚生労働省告示第60号)」の改正を行うに際し、当該基準既収載品の薬価の算定を正確かつ精密に行うために必要なデータの集計・分析・整理を行うことができる。	239
(23) 顧問医師等の雇上げに要する経費 (昭和59年度)	4.8百万円 (2.7百万円)	4.5百万円	3.2百万円	—	・顧問医師団会議を開催。	—	保険医療機関等の指導・監査に際し、医療技術の進歩が著しい中、診療内容の当・不当の判断等について、医学的に高度かつ専門的な判断を求められる事例に対し、専門的見地から助言をお願いしている医療技術参与にご参集いただき、指導・監査に関し共通の認識を持っていただくことができる。	240
(24) 保険医療材料等の価格情報収集費 (平成6年度)	35百万円 (26百万円)	16百万円	39百万円	—	海外調査については、英、米、独、仏、豪以外の国における医療材料価格、これらの国の流通システム、薬事審査体制及び附帯的サービスの提供状況等について調査を実施し、質問票を各国政府及び調査対象機関に送付し、さらに、実地調査において、調査対象機関を訪問し、質問票に対する回答を得るとともに、ヒアリングを通して問題点を掘り下げるとともに、関係施設への実態調査等を行う。国内調査については、保険材料を購入している保険医療機関に対して、購入費用に関するアンケート調査を実施し、材料購入の状況に関する調査を実施する。保険医療材料の保険適用について、厚生(支)局や関係団体に通知する上で、膨大な量である保険適用希望書のデータ入力業務を実施する。	—	外国における保険医療材料に関する保険償還価格や市場実勢価格等に関する情報及び医療材料の流通形態等に関する情報を収集し、日本との比較・分析を行うことができる。改定年度については、国内における手技毎の医療材料の費用についての調査も実施し、これらの調査結果をもって、診療報酬改定の議論に資することを目的としている。さらに、保険医療材料の保険適用についてのデータ作成を実施し、厚生(支)局、関係団体等へ通知する。	241
(25) 医療経済実態等調査費 (昭和42年度)	235百万円 (193百万円)	95百万円	186百万円	—	医療機関等に関する以下の調査を実施。 ・病院、一般診療所、歯科診療所、保険薬局に対する施設全体の収支状況を把握するための調査(医療機関等調査) ・病院に対する各診療科ごとの収支状況を把握するための調査(事例調査) ・訪問看護ステーションの訪問看護療養費の実態を把握するための調査(訪問看護療養費実態調査) ・柔道整復、はり・きゅう、あん摩マッサージ、治療用装具等の療養費の実態を把握するための調査(療養費実態調査)	—	医療機関等における医療経営等の実態を明らかにし、社会保険診療報酬に関する基礎資料を整備することができる。	242
(26) 医療指導監査官の活動に要する経費 (昭和54年度)	20百万円 (14百万円)	20百万円	22百万円	—	・全国統一の実施要領を作成することは、指導監査業務の標準化・統一化に資すること等から、国が実施すべき事業であるため、平成24年度において全国統一の実施要領を作成し、地方厚生(支)局へ配布する。	—	保険診療の質向上及び適正化のため、全国統一の実施要領を作成し、指導監査等の標準化・統一化を行い、さらなる指導・監査の充実を図ることができる。	243
(27) 歯科技工料調査費 (昭和62年度)	6百万円 (9百万円)	—	18百万円	—	歯科医療機関と歯科技工所を対象とし、歯科医療機関については、歯科技工所から納入された歯科技工物の歯科技工料を調査し、歯科技工所については、当該歯科技工料を納入面から調査する。 歯科医療機関については、1,400カ所(母集団68,000カ所)、歯科技工所については、1,200カ所(母集団4,900カ所)を無作為に抽出し、これらの調査客体に7月中に出納された歯科技工物についての歯科技工料を調査する。	—	歯冠修復及び欠損補綴に際して用いられる各種歯科技工物の歯科技工料を調査し、歯科保険医療について検討するための基礎資料を得ることができる。	244
(28) 衛生検査所検査料金調査費 (昭和56年度)	1百万円 (2百万円)	—	2百万円	—	「臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律」に基づき登録している全国の全ての衛生検査所を対象とし、保険診療に関する検査の有無、取り扱い検対数などについて、調査票によるアンケート調査を実施する。	—	衛生検査所が実施する臨床検査料について、実態を調査し、診療報酬点数の評価を行い、もって診療報酬の適正化を図るための基礎資料を得ることができる。	245
(29) 保険診療の効率化に関する調査検討費	19百万円 (13百万円)	19百万円	16百万円	—	・保険医療機関が毎年地方厚生(支)局に対して実施する7月1日時点の施設基準等の届出状況の報告について、各地方厚生(支)局の事務所ごとに報告内容についての提出を受け、記載された入院基本料に関連した事項についての集計を行い、診療報酬改定を実施するに当たっての基礎資料とするために必要な情報についての出力を実施する。 ・また、医療機関から提出される先進医療を実施した実績報告の集計を行い、新規保険導入、既存診療報酬点数の適用の可否及び存続の可否に係る検討等を行う。	—	保険医療機関が毎年地方厚生(支)局に対して実施する7月1日時点の施設基準等の届出状況についての報告の集計を実施し、中央社会保険医療協議会等に報告を行い、診療報酬改定の議論に資するだけでなく、施設基準の届出医療機関に対する調査を実施する際の情報を得ることができる。 また、医療機関から提出される先進医療を実施した実績報告の集計を行い、新規保険導入、既存診療報酬点数の適用の可否及び存続の可否に係る検討等を行うことができる。	246

(30)	審査事務の機械化に要する経費 (平成元年度)	2百万円 (4百万円)	3百万円	4百万円	—	社会保険審査会は、社会保険各法(健康保険法、船員保険法、厚生年金保険法、国民年金保険法等)に関する処分の再審査請求等に係る裁決機関であり、その事務局である社会保険審査調整室は、再審査請求等事件の審理資料を印刷機による印刷を行い、事務処理の効率的、効果的な遂行を図っている。	—	再審査請求等については、請求人からの申出により手続きがなされ、請求があったものを処理する。	247
(31)	医療保険制度改正経費 (昭和46年度)	37百万円 (36百万円)	43百万円	37百万円	—	・制度改正に伴う法律改正に係る法律案を作成し、印刷会社へ印刷製本を発注し、国会へ提出する。 ・保険局が主催主体となる検討会、有識者会議を開催する。	—	法律・政令等の法案の印刷及び制度改正資料を作成し、国民への制度改正内容等の周知の徹底、その他、保険局職員の円滑な業務に寄与している。	248
(32)	医療費供給面統計システム (平成8年度)	42百万円 (17百万円)	46百万円	63百万円	—	医療供給サイドからの医療費データを収集し、体系的に管理することにより、医療機関の種類、規模、性別や制度別、被保険者・被扶養者別等に医療費の動向を分析する	医療費データに基づく医療費動向の集計・分析、公表(2種類)	制度改正や診療報酬改定等の医療保険行政の政策決定に寄与している。	249
(33)	全国健康保険協会業績評価事業 (平成21年度)	0.3百万円 (0.23百万円)	0.41百万円	0.39百万円	—	健康保険法第7条の30の規定に基づき、全国健康保険協会の行う健康保険事業等の事業年度ごとの業績について評価を行うもの	—	全国健康保険協会の事業における評価を適切に行うことで健康保険事業及び船員保険事業の適正化を図る。業績評価の結果はその後の全国健康保険協会の事業計画に反映される。	250
(34)	診療報酬体系見直し後の評価等に係る調査に必要な経費(診療報酬の見直しに係る意見募集に必要な経費、見直し後の診療報酬体系についての評価に係る調査及び先進医療に関する調査研究) (平成18年度)	80百万円 (78百万円)	68百万円	85百万円	—	・5～6項目の調査項目について調査票により調査を実施し、提出された調査票の集計、分析を行い、その分析結果について内容の検証、評価を行う。 ・関係学会等から提出された医療技術の評価・再評価希望書について評価を行う。 ・厚生労働省ホームページを利用してパブリックコメントを実施し、広く国民の意見を募集する。	—	前回の診療報酬改定において改定を行った事項についての結果検証の実施、関係団体から提出される医療技術や先進医療について、新規医療技術の評価及び既存医療技術の再評価の実施、改定の骨子に対するパブリックコメントの実施により、診療報酬改定を行う上での資料を得て、診療報酬改定の議論に資する。	251
(35)	診療報酬体系見直し後の評価等に係る調査に必要な経費(「急性期の包括評価に係る調査に要する経費」及び「DPC制度の見直しに係る調査経費」) (平成15年度)	548百万円 (526百万円)	500百万円	695百万円	—	DPC対象病院、DPC準備病院及び出来高算定病院に対して以下を実施しているものである。 ①通常調査：DPC制度導入の影響を検証するため、退院及び転棟患者を対象として、傷病名・治療行為等のデータ収集を実施する調査 ②特別調査：再入院・再転棟の頻度やその理由等に係る調査、適切な診療報酬の請求に関するアンケート調査、調整係数見直しに伴う医療機関別係数の設定に係る調査など、医療機関を対象として実施する調査 ③その他調査関連補助業務：診断群分類や包括範囲の妥当性を検証するためのMDC(診断群分類を疾患分野別に大別した主要診断群分類)毎作業班及び関連委員会の運営、DPC評価分科会、中央社会保険医療協議会の資料作成補助業務等の実施	—	DPCは、「急性期入院医療の診断群分類に基づく、1日当たりの包括評価制度」であり、平成24年4月現在で、我が国の一般病床の約53.8%を占める診療報酬評価制度である。当該調査は、中央社会保険医療協議会の付託を受けたDPC評価分科会のもとで、DPC制度導入による診療内容等の影響評価とともに、今後のDPC制度の継続的な見直しのために必要なデータを得ることができる。	252
(36)	診療報酬体系見直し後の評価等に係る調査に必要な経費(入院医療等の評価に関する調査研究) (平成16年度)	42百万円 (18百万円)	200百万円	41百万円	—	本調査は、病院機能に合わせた効率的な入院医療を図るため、一般病棟入院基本料、亜急性期入院医療管理料等の見直しについての影響を調査・検証等することで入院医療の実態を把握するために実施している。 平成25年度については、以下の調査を実施することを予定している。 1. 病院機能に合わせた効率的な入院医療の推進 ・一般病棟入院基本料(13対1、15対1)算定病棟における特定除外制度の見直しによる平均在院日数の変化等の影響調査 ・一般病棟入院基本料(新7対1)に関する経過措置に係る調査 2. 入院医療や外来診療の機能分化の推進や適正化に向けた検討調査	—	病院機能に合わせた効率的な入院医療の推進、入院医療や外来診療の機能分化の推進や適正化等の入院医療等の診療報酬上の評価検討について、技術的課題に関し専門的な調査・検討を行うために資するデータの収集・分析をすることができる。	253
(37)	国民健康保険組合出産育児一時金補助金 (①昭和37年度・②平成15年度)	47.8億円 (47.8億円)	46.8億円	45.9億円	—	国保組合が行う国民健康保険事業の運営の安定化を図るため、国庫負担を行う事業(①出産育児一時金補助金、②高額医療費共同事業補助金)を実施している。	—	保険者への国庫補助を通じて医療保険の安定的運営に寄与している。	254
(38)	国民健康保険組合事務費負担金 (昭和21年度)	26.0億円 (26.0億円)	26.5億円	25.2億円	—	国保組合が行う国民健康保険事業の運営の安定化を図るため、国庫負担を行う事業(事務費負担金)を実施している。	—	保険者への国庫補助を通じて医療保険の安定的運営に寄与している。	255
(39)	医療費情報総合管理分析システムに要する経費(昭和61年度)	348百万円 (224百万円)	278百万円	180百万円	—	医療保険の医療費データを制度別、地域別、保険者別、月別等に総合的、体系的に管理することにより、医療費分析を迅速かつ的確に行う。	健康保険・船員保険、国民健康保険及び後期高齢者医療の事業状況並びに実態調査等の集計・分析(11種類)	医療保険各制度の事業状況並びに実態を把握することで、医療保険制度の安定的運営に寄与している。	256

(40) レセプト電算処理システムの推進に必要な経費 (平成12年度)	4.97億円 (3.66億円)	4.30億円	5.71億円	4	・診療報酬請求については、平成21年11月の請求省令改正により、完全義務化から原則化とし紙媒体による請求も可能となったが、保険医療機関等、審査支払機関及び保険者を通じた電子レセプト請求の促進を進める。 ・「高齢者の医療の確保に関する法律」により、レセプト情報・特定検診等情報を収集し、医療費適正化計画の作成、実施及び評価のための調査及び分析を進める。また、正確なエビデンスに基づく施策の推進のために利用する行政機関や、医療サービスの質の向上等を目指した研究又は学術の発展に資する目的で行う研究に対して、当該情報の提供を行う。	—	診療報酬情報提供サービスを的確に提供すること及び医療機関等への適切な勧奨により、平成24年度末現在166,599機関である電子請求を行っている機関を、原則電子化の猶予期限を迎える平成26年度末までに10,376機関増加させることができると見込んでいる。	257
(41) 保険医療機関等管理システムに要する経費 (平成20年度)	60百万円 (90百万円)	320百万円	313百万円	—	・保険医療機関等からの施設基準等の届出及び申請情報について、地方厚生(支)局等において効率的に管理する。	—	保険医療機関等からの施設基準等の届出及び申請情報について、地方厚生(支)局等において効率的に管理することができる。	258
(42) 再審査事件等処理システムに要する経費 (平成20年度)	60百万円 (90百万円)	17百万円	12百万円	—	社会保険審査会は、社会保険各法(健康保険法、船員保険法、厚生年金保険法、国民年金保険法等)に関する処分再審査請求等に係る裁決機関であり、その事務局である社会保険審査調整室は、すべての事件のデータ管理のため「再審査請求等事件管理システム」を構築するなど、事務処理の効率的、効果的な遂行を図っている。	—	再審査請求等については、請求人からの申出により手続きがなされ、請求があったものを処理する。	259
(43) 保険医療機関等管理システム (平成20年度)	77百万円 (77百万円)	223百万円	163百万円	—	保険医療機関等からの施設基準等の届出情報を、地方厚生(支)局等において管理するためのシステムの運用。	—	保険医療機関等からの施設基準等の届出情報を、地方厚生(支)局等において管理することができる。	260
(44) 全国健康保険協会への保険料等交付金の交付事業 (平成20年度)	72,893億円 (72,893億円)	78,966億円	82,223億円	—	国において徴収した保険料等について遅滞なく交付できるよう、毎月定期的に全国健康保険協会へ保険料等交付金として交付するもの	—	保険料等交付金は、交付すべき金額が法令により規定されているため、交付先の全国健康保険協会の事業内容に関わらず、交付しなければならない。	261
(45) 過誤納保険料の払い戻しに必要な経費	17億円 (17億円)	15億円	24億円	—	国において徴収した保険料について、被保険者の資格・標準報酬月額に関する手続きが遡及して行われた場合等に、結果として徴収すべき保険料の過不足が生じることがある。納付義務者ごとに適切な保険料負担を求める観点から、徴収不足が生じた場合にはあらためて納入の告知を行い、また、過徴収が生じた場合には、納付義務者へ保険料の還付を行うもの	—	過誤納保険料等は、その保険料の徴収を行った者が、納付義務者に対して払い戻すものであり、受益者との負担関係は妥当なものである。 また、払戻金の発生事由には納付義務者の届出ミスや徴収側の事務処理ミスなど予算執行者がその発生を予測・コントロールし難い事由を多分に含むため、その必要額を精確に把握することは困難であり、過去の実績をもとに必要な額を適切な水準に調整していくほかない。	262

(46)	診療報酬体系見直し後の評価等に係る調査に必要な経費(薬剤師等病棟業務実態調査費) (平成23年度)	11百万円 (4百万円)	11百万円 (0百万円)	11百万円	—	・全病院から抽出した保険医療機関を対象に、勤務医の薬物療法関連についての負担意識や薬剤師の病棟における業務の状況等についてアンケート調査を行う。	—	中央社会保険医療協議会の平成24年度答申書附帯意見において、「薬剤師の病棟配置の評価を含め、チーム医療に関する評価について、検討を行うこと」とされているところであり、病院全般における薬剤師の病棟配置やチーム医療への貢献に関する評価方法について検討又は検証するために、薬剤師や関係職種の病棟配置や病棟業務に係る実態等の調査を行うことができる。	263
(47)	診療報酬体系見直し後の評価等に係る調査に必要な経費(薬局のかかりつけ機能に係る実態調査費) (平成23年度)	7百万円 (2百万円)	—	7百万円	—	全保険薬局から抽出した施設を対象として、在宅患者に対する訪問薬剤管理指導その他の薬剤師の関わり方等、薬局のかかりつけ機能、医療提供体制に関する書面調査を行う。	—	地域医療における薬局のかかりつけ機能をさらに強化するため、これまで行ってきた調剤報酬改定を踏まえた薬局における患者への指導等の実態等を調査し、課題等を明らかにするとともに、訪問薬剤管理指導の実態やあるべき姿、現場での新たなニーズなどを調査し、次回診療報酬改定に向けて、評価体系を整理することができる。	264
(48)	一般病棟の重症度・看護必要度に関する調査に必要な経費 (平成25年度)	—	—	34百万円	—	現在、看護必要度を評価することを診療報酬上の施設基準としている7対1、10対1、一部の13対1の保険医療機関から、せん妄や認知症等による看護の手間を踏まえた新たな看護必要度についてデータ収集を行い、また、協力医療機関についてはタイムスタディを行い、患者の状態像と看護ニーズや看護機能を適切に評価する方法及び基準を調査・研究する。	—	保険医療機関の機能・役割等を明確にし、各保険医療機関で集めている看護必要度データと必要度の評価体制等を調査・分析し、保険医療機関の機能を明確にし、診療報酬改定の基礎資料とすることを目的とする。	新25-015
(49)	中央連絡協議会の運営に必要な経費 (平成25年度)	—	—	4.4百万円	—	中央連絡協議会を運営するために必要な、諸謝金、旅費、庁費を支払う。	—	審査支払機関における審査の判断基準の統一化については、「審査支払機関のあり方に関する検討会」の「議論の中間的整理」(平成22年12月10日)において、「判断基準の統一化のため定期的な連絡協議会を開催する」とされ、社会保険診療報酬支払基金、国民健康保険中央会及び厚生労働省との連絡協議会の設置が具体的実施事項として明記されたものであり、当経費により、当該協議会を運営することができる。	新25-016
(50)	医療技術の費用対効果进行评估するために必要な経費 (平成25年度)	—	—	45百万円	—	・個別の医療技術の費用対効果进行评估する際に必要となる、疾患毎の医療費を計算し、費用データを算出するためのデータベースの整備 ・海外における費用対効果評価事例を収集したデータベースの整備	DB化する疾患数を5とする。	平成26年度診療報酬改定にて試行的に導入を検討しており、平成28年度診療報酬改定以降本格的に導入を検討する、医療技術の費用対効果評価に資するため、疾患毎の医療費を計算し、費用データを算出するためのデータベース整備及び海外における費用対効果評価事例を収集したデータベース整備を行うことができる。	新25-017

平成25年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(厚生労働省25(Ⅰ－9－2))

* 厚生労働省では、基本目標＞施策大目標＞施策目標を設定して、政策を実施しています。

施策目標名	生活習慣病対策や医療の効率的な提供の推進により中長期的な医療費の適正化を図ること (施策目標Ⅰ－9－2)					担当部局名	保険局総務課医療費適正化対策推進室		作成責任者名	保険局総務課医療費適正化対策推進室長 安藤 公一														
施策の概要	本施策は次の事項を柱に実施しています。 ○医療保険者による特定健康診査・特定保健指導の実施 ○医療の効率的な提供の推進を通じた平均在院日数の減少					政策体系上の位置付け	基本目標Ⅰ 安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること 施策大目標9 全国民に必要な医療を保障できる安定的・効率的な医療保険制度を構築すること																	
予算書との関係	本施策は、予算書の以下の項に対応しています。 (項)医療費適正化推進費・医療費適正化の推進に必要な経費					関連施策	基本目標Ⅰ(安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること)の施策大目標9(全国民に必要な医療を保障できる安定的・効率的な医療保険制度を構築すること)の施策目標9－1(適正かつ安定的な医療保険制度を構築すること)は、本施策目標と同一の大目標のもとにある施策目標であり、相互に関連しています。																	
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)	高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、医療費適正化基本方針及び全国医療費適正化計画を定めている。医療費適正化基本方針及び全国医療費適正化計画では、国民の健康の保持の推進に関する目標及び医療の効率的な提供の推進に関する目標を掲げ、特定健康診査・特定保健指導の実施率の向上や平均在院日数の短縮を通じて、中長期的な観点から医療費の適正化を推進しています。								政策評価実施予定 時期(評価予定表)	<table><tr><td>2 4</td><td>2 5</td><td>2 6</td><td>2 7</td><td>2 8</td></tr><tr><td>モ二</td><td>モ二</td><td>モ二</td><td>モ二</td><td>実績</td></tr></table>					2 4	2 5	2 6	2 7	2 8	モ二	モ二	モ二	モ二	実績
2 4	2 5	2 6	2 7	2 8																				
モ二	モ二	モ二	モ二	実績																				
測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値		最新値	年度	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠															
特定健診実施率	－	－	平成29年度において70%以上	毎年／平成29年度	70%以上	－	45%	平成23年度(速報値)	特定健康診査及び特定保健指導の適切かつ有効な実施を図るための基本的な方針(平成20年厚生労働省告示第50号)に定める具体的な目標であり、本施策目標に合致したものであるため、測定指標として選定しています。 なお、最新の数値については以下のURLで公開しています。 http://www.mhlw.go.jp/bunya/shakaihoshho/iryouseido01/dl/info02a_3.pdf															
市町村国保	－	－	平成29年度に60%以上	毎年／平成29年度	70%以上	－	32.7%	平成23年度(速報値)	－															
国保組合	－	－	平成29年度に70%以上	毎年／平成29年度	70%以上	－	41.1%	平成23年度(速報値)	－															
単一健保	－	－	平成29年度に90%以上	毎年／平成29年度	70%以上 ※平成24年度までは、単一健保と総合健保の区別をせず、目標を設定	－	69.7% ※ 健保組合の実施率	平成23年度(速報値)	－															
総合健保	－	－	平成29年度に85%以上	毎年／平成29年度	70%以上 ※平成24年度までは、単一健保と総合健保の区別をせず、目標を設定	－	69.7% ※ 健保組合の実施率	平成23年度(速報値)	－															

	全国健康保険協会	—	—	平成29年度に65%以上	毎年／平成29年度	70%以上	—	37.4%	平成23年度（速報値）	—
2	特定保健指導実施率	—	—	平成29年度に45%以上	毎年／平成29年度	45%以上	—	15.9%	平成23年度（速報値）	特定健康診査及び特定保健指導の適切かつ有効な実施を図るための基本的な方針（平成20年厚生労働省告示第50号）に定める具体的な目標であり、本施策目標に合致したものであるため、測定指標として選定しています。 なお、最新の数値については以下のURLで公開しています。 http://www.mhlw.go.jp/bunya/shakaihoshho/iryouseido01/dl/info02a_3.pdf
	市町村国保	—	—	平成29年度に60%以上	毎年／平成29年度	45%以上	—	21.7%	平成23年度（速報値）	—
	国保組合	—	—	平成29年度に30%以上	毎年／平成29年度	45%以上	—	8.7%	平成23年度（速報値）	—
	単一健保	—	—	平成29年度に60%以上	毎年／平成29年度	45%以上 ※平成24年度までは、単一健保と総合健保の区別をせず、目標を設定	—	※ 健保組合の実施率 17.1%	平成23年度（速報値）	—
	総合健保	—	—	平成29年度に30%以上	毎年／平成29年度	45%以上 ※平成24年度までは、単一健保と総合健保の区別をせず、目標を設定	—	※ 健保組合の実施率 17.1%	平成23年度（速報値）	—
	全国健康保険協会	—	—	平成29年度に30%以上	毎年／平成29年度	平成24年度に45%以上	—	11.3%	平成23年度（速報値）	—
3	メタボリックシンドロームの該当者・予備群の減少率	—	—	平成29年度において平成20年度と比べ25%以上の減少	毎年／平成29年度	平成20年度と比べて10%以上の減少	—	1.5%	平成22年度確報値	医療費適正化に関する施策についての基本的な方針（平成24年厚生労働省告示第524号）に定める具体的な目標であり、本施策目標に合致したものであるため、測定指標として選定しています。 なお、最新の数値については以下のURLで公開しています。 http://www.mhlw.go.jp/bunya/shakaihoshho/iryouseido01/dl/info02a_3.pdf
4	平均在院日数の減少	—	—	平成25年度において策定する全国医療費適正化計画において設定予定	毎年／平成29年度	平成24年度までに全国平均と最短の県との差を3／9に短縮	—	30.4日	平成23年（病院報告）	医療費適正化に関する施策についての基本的な方針（平成24年厚生労働省告示第524号）に定める具体的な目標であり、本施策目標に合致したものであるため、測定指標として選定しています。

達成手段 (開始年度)	補正後予算額(執行額)		25年度 当初 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要	達成手段 の目標 (25年度)	施策目標達成への寄与の内容	平成25年度行政事 業レビュー事業番 号
	23年度	24年度						
(1) 特定健康診査・保健指導負担(補助)金	220億 (214億)	237億 (231億)	246億	1・2・3	高齢者の医療の確保に関する法律に関する法律に基づき保険者が実施する特定健康診査・特定保健指導に要する経費の一部を補助し、円滑な実施を支援することにより生活習慣病の予防を推進し、もって国民の高齢期における医療に要する費用の適正化を図る。	—	保険者への国庫補助を通じて生活習慣病対策による中長期的な医療費の適正化に寄与している。	267
(2) 病床転換支援助成事業交付金	2億 (2億)	2億 (1億)	2億	4	療養病床の再編成は、より介護を必要とする患者が多く入院する長期入院病床を介護保険施設等に転換することが取組の中心であり、この再編成を円滑に進めるため、国、都道府県及び保険者が助成費用を分担することとし、都道府県は医療費適正化計画に基づき療養病床から介護保険施設等への転換が進むよう、管下の医療機関に転換に必要な整備費用の一部を(5/27)を助成するとともに、国は、都道府県に対し、負担割合に応じた交付金を交付する(10/27)	—	都道府県への交付金を通じて、療養病床を再編成し、医療の必要度に応じた機能分担を推進することにより、中長期的な医療費の適正化に寄与している。	268

平成25年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(厚生労働省25(Ⅰ-10-1))

* 厚生労働省では、基本目標＞施策大目標＞施策目標を設定して、政策を実施している。

施策目標名	地域住民の健康の保持・増進及び地域住民が安心して暮らせる地域保健体制の確保を図ること(施策目標Ⅰ－10－1)					担当部署名		健康局がん対策・健康増進課保健指導室 健康局総務課指導調査室		作成責任者名	保健指導室長 山田 敏充 指導調査室長 稲葉 和男															
施策の概要	本施策は、地域保健従事者の人材確保及び資質の向上を図ることで、地域保健体制の確保を図るために実施している。					政策体系上の位置付け		基本目標Ⅰ 安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること 施策大目標Ⅰ－10 地域住民の健康の保持・増進及び地域住民が安心して暮らせる地域保健体制の確保を図ること																		
予算書との関係	本施策は、予算書の以下の項に対応している。 (項)地域保健対策費〔平成25年度予算額:1,874百万円の内数〕 (項)保健衛生施設整備費〔平成25年度予算額:883百万円〕					関連施策		－																		
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)	○地域保健法(昭和22年法律101号) 第3条 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、当該市町村が行う地域保健対策が円滑に実施できるように、必要な施設の整備、人材の確保及び資質の向上等に努めなければならない。 2 都道府県は、当該都道府県が行う地域保健対策が円滑に実施できるように、必要な施設の整備、人材の確保及び資質の向上、調査及び研究等に努めるとともに、市町村に対し、前項の責務が十分に果たされるように、その求めに応じ、必要な技術的扶助を与えることに努めなければならない。 3 国は、地域保健に関する情報の収集、整理及び活用並びに調査及び研究並びに地域保健対策に係る人材の養成及び資質の向上に努めるとともに、市町村及び都道府県に対し、前2項の責務が十分に果たされるように必要な技術的及び財政的援助を与えることに努めなければならない。 ○地域保健法施行令(昭和23年政令77号) 第5条 保健所には、医師、歯科医師、薬剤師、獣医師、保健師、助産師、看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、管理栄養士、栄養士、歯科衛生士、統計技術者その他保健所の業務を行うために必要な者のうち、当該保健所を設置する法第5条第1項に規定する地方公共団体の長が必要と認める職員を置くものとする。									政策評価実施予定 時期(評価予定表)		<table><tr><td>2 4</td><td>2 5</td><td>2 6</td><td>2 7</td><td>2 8</td></tr><tr><td>モ二</td><td>モ二</td><td>モ二</td><td>モ二</td><td>実績</td></tr></table>					2 4	2 5	2 6	2 7	2 8	モ二	モ二	モ二	モ二	実績
2 4	2 5	2 6	2 7	2 8																						
モ二	モ二	モ二	モ二	実績																						
測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値		最新値	年度	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠																	
市町村保健師数 1 (地域保健・健康増進事業報告による)	20,707	平成21年度	対前年度以上	－	前年度以上	前年度以上	21,295	平成23年度	・各地方自治体においては、がん対策、新型インフルエンザ対策等の感染症対策、介護予防、児童虐待予防、自殺対策など今後も増加する保健師業務に対応するため、保健師の人員確保に努めるとともに、保健師自身の資質向上に努める必要がある。 地域保健・健康増進事業報告 URL: http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/GL08020101.do?_toGL08020101_&tstatCode=000001030884&requestSender=dsearch																	
測定指標	目標			目標年度	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠																					
(参考)測定指標	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	・各地方自治体においては、がん対策、新型インフルエンザ対策等の感染症対策、介護予防、児童虐待予防、自殺対策など今後も増加する保健師業務に対応するため、保健師の人員確保に努める必要がある。 (※平成22年度については、東日本大震災の影響により、岩手県、宮城県、福島県の一部の市町村が含まれていない。)																				
保健師未設置又は1人配置市町村数 2	40市町村	29市町村	32市町村	29市町村	－																					

達成手段 (開始年度)	補正後予算額(執行額)		25年度 当初 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要	達成手段 の目標 (25年度)	施策目標達成への寄与の内容	平成25年度行政事 業レビュー事業番号
	23年度	24年度						
(1) 地域保健従事者現任教育推進事業(平成18年度)	85百万円 (23百万円)	70百万円	50百万円	1	・地方自治体が実施する研修事業の企画・立案及び評価・検証に対して支援を行うほか、保健師の人材育成ガイドラインの作成や新任保健師の育成事業を支援。	—	都道府県・指定都市における地域保健従事者に対する教育の中核となる保健所等を中心とした体制を整備するとともに、市町村等における新任保健師等の資質向上を図る。	269
(2) 地域・職域連携推進事業(平成18年度)	52百万円 (46百万円)	52百万円	49百万円	—	・都道府県単位または二次医療圏単位で地域・職域連携推進協議会を設け、管内の地域保健と職域保健が連携して実施する保健事業等について企画・立案・実施・評価等を支援。	—	地域保健と職域保健の連携を通じ、地域の実情に応じた協力体制を構築することによって生涯を通じ継続的な保健サービスの提供体制整備を図る。	270
(3) ホームレス保健サービス支援事業(平成5年度)	5百万円 (5百万円)	5百万円	5百万円	—	・ホームレスに対して、保健所などの窓口や巡回により血圧測定、健康相談等を実施し、個々のニーズに応じた保健サービスが提供できる相談・指導体制の整備を支援。	—	ホームレスに対する血圧測定、健康相談等の保健・医療の確保を通じ、ホームレスの自立支援を図る。	271
(4) 地域保健総合推進事業(平成18年度)	170百万円 (170百万円)	169百万円	150百万円	—	・全国衛生部長会、全国保健所長会等の全国組織を活用し、地域の特性を踏まえた地域保健活動の現状把握を行い、地域保健対策に関する調査研究事業等を支援。	—	全国規模での地域保健サービスの客観的なニーズの把握や地域保健活動の成果の普及等を通じ、地域保健活動を効果的かつ総合的な推進を図る。	272
(5) 地域保健活動検討経費(平成17年度)	10百万円 (7百万円)	10百万円	9百万円	—	・公衆衛生に従事する医師の育成・確保の実施。 ・地域・職域連携推進協議会の設置・運営を支援。	—	公衆衛生医師の育成・確保及び地域・職域連携推進協議会の設置・運営を支援することを通じ、地域保健活動の効果的な推進を図る。	273

(4) 地域保健活動普及等経費(平成5年度)	20百万円の内数 (10百万円の内数)	15百万円の内数	14百万円の内数	1	・国による自治体保健師を対象とした「保健師中央会議」等を実施。	—	地方自治体が常勤保健師の確保に努めるよう周知を図るとともに、厚生労働行政の動向や地域保健活動に必要な知識・技術を習得することにより、地域保健対策に関する企画立案能力及び保健指導の実践能力を養うなど保健師の資質向上を図る。	274
(7) 地域保健活動普及等委託費(平成5年度)	28百万円 (28百万円)	27百万円	27百万円	—	・新たな保健活動に関する調査研究や活動方法等を開発するとともに、研修及びシンポジウムの開催等を実施。 ・保健指導技術の向上に関する研究や学習教材の開発、困難事例への対応方法の助言等を実施。	—	新たな保健活動の手法等の開発・普及や保健指導技術の向上に関する研究等を通じ、地域保健活動の質の向上を図る。	275
(8) 医療社会事業従事者(医療ソーシャルワーカー)指導強化費(昭和63年度)	0.8百万円 (0.6百万円)	0.8百万円	0.8百万円	—	・医療ソーシャルワーク部門のリーダーが病院内外のソーシャルワーク活動を戦略的にマネジメントするために必要な知識・技術を習得するための研修を実施。	—	医療技術の高度化、専門分野及び福祉政策の拡充等に伴う社会保障制度全般の複雑化・多様化に対応できるように、地域における指導者を養成し、医療社会従事者全体の資質向上を図る。	276
(9) 保健衛生施設等施設・設備整備費補助金(保健衛生施設等災害復旧費補助金含む)	2,515百万円 (1,818百万円)	2,495百万円	2,443百万円	—	地方公共団体等が設置する感染症指定医療機関、エイズ治療拠点病院、精神科病院等の保健衛生施設等の施設及び設備整備に要する経費を補助する。また、当該保健衛生施設等について、災害により発生した被害を復旧するために必要な経費を補助する。	—	地域住民の健康増進及び疾病予防・治療等に必要な施設及び設備整備の補助を行うことにより、地域住民の健康の保持・増進及び地域住民が安心して暮らせる地域保健体制の確保を図る。	277
(10) 保健師管理者能力育成研修事業(平成22年度)	9百万円 (2百万円)	9百万円	9百万円	1	・市町村の管理的立場にある保健師に対して、全国をブロックごとに分け、保健師の管理者として効果的な活動を展開するために求められる必要な知識を付与する研修を実施。	—	管理的な立場にある保健師は、中堅期保健師や新人保健師の育成についても影響を与えるところであり、人材育成能力を含めた様々な能力の向上が求められている。一方、当該市町村や周辺自治体等において適切な指導者が得られず、育成が課題になっていることから、当該研修の実施を通じ、市町村における保健師の管理者として求められる資質の向上を図る。	278

	保健衛生施設等施設・設備整備費 (11)補助金(保健衛生施設等災害復旧 費補助金含む)(復興関連事業)	1,526 百万円 (1,427 百万円)	7,336 百万円 (23年度繰 越し分)	637百万円 (23年度繰 越し分)	-	東日本大震災により被害を受けた保健所、火葬場、精神科病院等の保健衛生施設等について、施設及び設備の復旧に必要な経費の一部を補助する。	-	東日本大震災により被害を受けた保健所、火葬場、精神科病院等の保健衛生施設等について、施設及び設備の早期復旧を支援することにより、地域住民の健康確保や疾病予防等、公衆衛生の確保を図る。	952
--	---	--------------------------------	--------------------------------	--------------------------	---	--	---	---	-----

平成25年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(厚生労働省25(Ⅰ－10－2))

* 厚生労働省では、基本目標＞施策大目標＞施策目標を設定して、政策を実施している。

施策目標名	生活習慣の改善等により健康寿命の延伸等を図るとともに、がんによる死亡者の減少を図ること(Ⅰ－10－2)				担当部局名	健康局がん対策・健康増進課		作成責任者名	がん対策・健康増進課長 宮崎 雅則														
施策の概要	本施策は、生活習慣の改善等により健康寿命の延伸を図るとともに、がんによる死亡者の減少を図るために実施している。				政策体系上の位置付け	基本目標Ⅰ 安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること 施策大目標Ⅰ－10 妊産婦・児童から高齢者に至るまでの幅広い年齢層において、地域・職場などの様々な場所で、国民的な健康づくりを推進すること																	
予算書との関係	本施策は、予算書の以下の項におおむね対応している。 (項)健康増進対策費【平成25年度予算額：15,429,326千円】				関連施策	—																	
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)	生活習慣の改善については、栄養、運動、休養など9分野70項目の目標を掲げた「21世紀における国民健康づくり運動(健康日本21)」を平成12年から推進してきたが、平成14年には、健康づくり・疾病予防を更に積極的に推進するため、健康増進法が制定されている。平成24年7月には健康日本21(第2次)が告示され、平成25年度から実施することとしている。 また、がん対策については、がんが国民の疾病による死亡の最大の原因となっている現状並びに平成19年4月に施行された「がん対策基本法」及び同年6月に策定された「がん対策推進基本計画」(平成24年6月変更)を踏まえ、総合的かつ計画的に推進している。							政策評価実施予定 時期(評価予定表)	<table><tr><td>24</td><td>25</td><td>26</td><td>27</td><td>28</td></tr><tr><td>モニ</td><td>モニ</td><td>実績</td><td>モニ</td><td>モニ</td></tr></table>					24	25	26	27	28	モニ	モニ	実績	モニ	モニ
24	25	26	27	28																			
モニ	モニ	実績	モニ	モニ																			
測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値		最新値	年度	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠														
肥満者の割合 ①20～60歳代男性の肥満者の割合 ②40～60歳代女性の肥満者の割合 (出典：国民健康・栄養調査)	①31.2% ②22.2%	平成22年	28% 19%	平成34年度	—	—	①31.7% ②23.0%	平成23年	ライフステージを通して、体重は日本人の主要な疾患や健康状態との関連が強く、肥満は循環器疾患、がん、糖尿病等の生活習慣病との関連があるため、重要な指標として当該指標を設定した。また、肥満は近年増加傾向にあるが、自然増により見込まれる肥満者の割合を15%程度減少させた値として、健康日本21(第2次)において本目標値を設定した。 (健康日本21(第2次)のURL: http://www.kenkounippon21.gr.jp/kenkounippon21/about/index.html)														
日常生活における歩数の増加(20～64歳) (出典：国民健康・栄養調査)	男性 7,841歩 女性 6,883歩	平成22年	男性 9,000歩 女性 8,500歩	平成34年度	—	—	男性 7,935歩 女性 7,233歩	平成23年	歩数(身体活動量)は、過去10年間で減少傾向にあり、将来の生活習慣病発症や社会生活機能低下の一因として強く懸念されるため、当該指標を設定した。また、歩数を1日1,500歩増加させることにより、非感染性疾患の発症・死亡リスクが低下するという研究があるため、これを踏まえた値として、健康日本21(第2次)において本目標値を設定した。 (健康日本21(第2次)のURL: http://www.kenkounippon21.gr.jp/kenkounippon21/about/index.html)														
がんの年齢調整死亡率(75歳未満)の減少 (出典：人口動態調査)	人口10万 対 84.3人	平成22年	人口10万 対 73.9人	平成27年	—	—	人口10万 対 83.1人	平成23年	がんは、日本で昭和56年より死因の第1位であり、生涯のうちに約2人に1人ががんにかかると推計されている。このため、がん対策推進基本計画に基づく総合的な対策の推進により、年間調整死亡率を引き下げることが重要であることから、当該目標を設定した。また、年間調整死亡率は減少傾向であるが、昨今は減少傾向が鈍化していることから、平成19年に掲げた10年間の目標をそのまま踏襲した値として、がん対策基本計画において本目標値を設定した。 (がん対策推進基本計画のURL: http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/gan_keikaku.html)														
測定指標	目標			目標年度	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠																		
食事による栄養摂取量の基準(告示)の改定作業	食事による栄養摂取量の基準を改定			平成26年度	食事による栄養摂取量の基準(以下、「食事摂取基準」)は5年ごとに改定作業を行っており、平成27年度から使用する「食事摂取基準(2015年版)」は、高齢化の進展や糖尿病有病者数の増加等を踏まえ、生活習慣病の発症予防に加えて、重症化予防も視野に入れて基準を改定する。食事摂取基準は、健康増進法第30条の2第3項に基づき、変更したときは、遅延なく公表する必要がある。																		

(参考)測定指標		平成19年度		平成20年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度				
—		—		—		—		—		—				
達成手段 (開始年度)		補正後予算額(執行額)		25年度 当初 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要	達成手段 の目標 (25年度)	施策目標達成への寄与の内容		平成25年度行政事 業レビュー事業番号				
		23年度	24年度											
(1)	健康増進事業 (平成20年度)	25.9億円	27.4億円	28.2億円	1,2,3	健康教育、健康診査やがん検診などを実施する。	糖尿病、がん等の生活習慣病の予防	糖尿病、脂質異常症、喫煙に関する健康教育、健康診査やがん検診などを実施することにより、肥満者の増加を抑制し、がん、糖尿病などの生活習慣病の予防を図る。		279				
(2)	健康的な生活習慣づくり重点化事業 (平成17年度)	1.7億円	1.6億円	1.6億円	1	運動施設等を活用した肥満予防・改善のための体験機会の提供や民間産業と連携したメニュー改善に向けた取組を推進する。また、親子ワークショップ、講演会等の開催並びに民間産業、商店街等と連携した糖尿病予防対策等を実施する。	肥満者の割合の減少	健康的な生活習慣づくり重点化事業を実施することにより、健全な食習慣と運動習慣の形成と、周囲による支援の促進や食生活の改善を継続的に進められる環境整備などが図られ、肥満者の増加抑制に寄与することが見込まれる。		280				
(3)	がん診療連携拠点病院機能強化事業費等	35.78億円	31億円	33.26億円	3	がん診療連携拠点病院が実施するがん専門医等の育成、がん診療ネットワークの構築、地域や全国におけるがんの罹患等の実態調査を行うための院内がん登録、がん患者やその家族に対する相談支援等の事業を行う。	がん診療連携拠点病院の体制整備	がん対策基本法及びがん対策推進基本計画に基づき、がん患者がその居住する地域にかかわらず等しくそのがんの状態に応じた適切ながん医療を受けることができるよう、専門的ながん医療の提供等を行う医療機関の整備を図り、がん医療水準の均てん化(全国どこでもがんの標準的な専門医療を受けられるよう、医療技術等の格差を是正する。)の充実・強化を図る。		281				
(4)	がん検診推進事業費等 (平成21年度)	116.3億円	104.9億円	72.6億円	3	受診勧奨事業の方策の1つとして、節目年齢の方を対象とし、乳がん、子宮頸がん及び大腸がん検診の無料クーポン券を送付し、がん検診の重要性や検診方法の理解を促すとともに、検診受診率の向上を図る。	がん検診受診率の向上	節目年齢の方が無料で検診を受けることができる乳がん、子宮頸がん及び大腸がん検診の体制を整備することで、がんによる死亡リスクの軽減を図る。		282				
(5)	国民健康・栄養調査委託費	1.3億円 (1.1億円)	2.2億円 (2.0億円)	1.3億円	1,2	健康増進法(平成14年法律第103号)第10条に基づき実施するものであり、国民の身体状況、栄養摂取量及び生活習慣の状況を明らかにし、国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基礎資料を得るために実施する。	20～60歳代男性の肥満者の割合の減少	国民の身体状況、栄養摂取量及び生活習慣の状況を明らかにする。		283				
(6)	管理栄養士専門分野別人材育成事業費	0.2億円	0.2億円	0.2億円	1	複雑で解決困難な栄養の問題を有する個人や集団等の対象特性に応じた栄養管理の実施および食事指導の拠点となる栄養ケア・ステーションの機能強化に向け、高度な専門性を発揮できる管理栄養士を育成するため、各専門領域におけるリーダーを対象とした研修プログラムを作成する。	高度な専門性を発揮できる管理栄養士の育成	高度な専門性を発揮できる管理栄養士の育成により、水準の高い栄養ケアの効率的な提供を図る。		285				
(7)	健康増進総合システム(保守・運用)	0.8億円	0.2億円	0.4億円	1,2,3	生活習慣を改善するため、最新の科学的知見に基づいた情報提供、個人に合わせた専門指導を行うためのプログラム等の運用を行う。	糖尿病、がん等の生活習慣病の予防	科学的知見に基づく正しい情報の国民への発信、自ら生活習慣の改善を行うことを支援するプログラム、及び保健師等の専門家の個別指導が受けられる双方向対話型プログラムの運用を行い、国民の糖尿病や合併症などの生活習慣病を予防する。		286				
(8)	健康増進総合システム(情報提供)	0.7億円	1.0億円	0.2億円	1,2,3	生活習慣を改善するため、最新の科学的知見に基づいた情報提供を行う。	糖尿病、がん等の生活習慣病の予防	科学的知見に基づく正しい情報の国民への発信を行い、国民の糖尿病や合併症などの生活習慣病を予防する。		287				
(9)	がん医療に携わる医師等に対する研修事業等	3.50億円	3.82億円	3.19億円	3	がん医療に携わる医療従事者に対して、緩和ケアやリハビリテーション等の研修を実施する。	がん医療に携わる医療従事者の育成	がん対策基本法及びがん対策推進基本計画に基づき、放射線療法及び化学療法の推進並びにこれらを専門的に行う医師等の育成や治療の初期段階からの緩和ケアを実施するための医療従事者の育成に寄与する。		288				
(10)	管理栄養士国家試験費	0.5億円	0.5億円	0.4億円	1	栄養士法に基づき管理栄養士の資質を確保するため、適正に管理栄養士国家試験の実施及び管理栄養士免許証の交付・登録等を行う。	管理栄養士の資質の確保	管理栄養士として必要な知識及び技能について試験を実施することにより、全国均一の水準による資格をもった管理栄養士の確保し、国民の食生活の向上、健康的な生活の実現に寄与する。		289				

	(11) 生活習慣病対策推進費	0.9億円	0.8億円	1.8億円	1,2,3	「健康日本21(第二次)」を国民の自主的な参加による国民運動として、普及推進するために、広く国民、健康関連団体等の参加を得て、シンポジウムを開催し、健康づくりに関する情報交換や交流の場とするとともに、具体的な取組の進め方に関する情報を発信する等により、生活習慣病の予防を推進する。	糖尿病、がん等の生活習慣病の予防	運動習慣の定着、食生活の改善、生活習慣病予防の取組を国民一人ひとりに浸透させ、国民の生活習慣改善に向けた行動変容の動機付けを促進する。	290
	(12) 栄養ケア活動支援整備事業	-	0.5億円	0.4億円	1	増大する在宅療養者に対応するため、潜在管理栄養士等の人材確保、関係機関・関係職種と連携した栄養ケアの先駆的活動を行う公益法人等の取組の促進・整備を行う。	栄養ケア活動の推進	潜在管理栄養士等の人材確保、関係機関・関係職種と連携した栄養ケアの先駆的活動を行う公益法人等の取組の促進・整備により、在宅療養者に対するきめ細やかな栄養ケアサービスの提供に寄与する。	292

達成手段 (開始年度)	補正後予算額(執行額)		25年度 当初 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要	達成手段 の目標 (25年度)	施策目標達成への寄与の内容	平成25年度行政事業レ ビュー事業番号
	23年度	24年度						
(1) 地域健康危機管理対策事業	113百万円 (83百万円)	65百万円	65百万円	-	保健所を中核とする健康危機管理体制の整備や緊急時に求められる保健活動への対応などに対して支援を行う。	-	平時から保健所を中核とする危機管理体制を構築することで健康危機事例の未然防止を図るとともに、健康危機事例が発生した際における保健師による健康相談の実施や被災地に対する保健師の派遣による支援を行うこと等によって、拡大抑制を図る。	293
(2) 健康危機管理体制の整備	8百万円 (7百万円)	8百万円	8百万円	1.2	医薬品、食中毒、感染症、飲料水等により生じる国民の生命、健康の安全を脅かす事態に対して行われる健康被害の発生予防、拡大防止、治療等に関する業務を行うため、健康危機が疑われる各種情報の収集・分析、並びに省内各部署間の横断的かつ緊密な連携及び短時間で的確な政策調整を行う。また、世界健康安全保障講堂グループ(GHSAG)等の国際会議に出席し、健康危機管理の向上及びテロ行為に対する準備と対応に係る各国との連携を図る。	・健康危機管理調整会議の定期開催件数：月2回	定期的に会議を開催し、健康危機管理担当部署間の情報共有・連携強化を図ることにより、健康危機管理体制を着実に整備することができると見込んでいる。	294
(3) 健康危機管理体制整備推進費	4百万円 (3.5百万円)	4百万円	4百万円	2	多様化する健康危機事例に的確に対応するため、保健所長及び保健所の管理職員等を対象として、実際の健康危機事例発生時の対応に関する演習、必要な知識等の取得を内容とした研修を実施する。	・健康危機管理保健所長等研修の受講者出席率：前年度以上	多様化する健康危機事例に対応するため、健康危機管理に関する研修の実施などにより、地域における健康危機管理対策の基盤の整備を図る。	295
(4) 健康危機管理支援ライブラリーシステム事業費	35百万円 (22百万円)	35百万円	27百万円	-	地域における健康危機管理について、健康危機管理の意志決定、対応等をサポートするために健康危機発生前、発生後の各時期において必要とされる様々な情報を提供するためのシステムの管理・運営を行う。	-	広く国民に健康危機に関する情報提供を行うことにより安心・安全な国民生活に資するとともに、地域における健康危機管理に関する情報について、健康危機発生前、発生後の各時期に保健所、地方自治体、地方衛生研究所、検疫所等の職員等に対して提供することにより、健康危機事例の未然防止を図るとともに、健康危機事例の拡大抑制を図る。	296
(5) 災害時公衆衛生従事者緊急派遣事業	-	2百万円	2百万円	-	保健師等を中心とした公衆衛生従事者を被災地に派遣し、迅速かつ的確な支援体制を確立するため、災害時における派遣ガイドラインの作成や派遣者の養成研修を実施する。	-	震災後の保健師等を中心とした保健活動は、被災者の健康状態の悪化などの防止に大きな役割を果たしているが、保健師等の派遣にあたって、被災地の保健ニーズを的確に把握し、適切な地域に迅速に派遣する支援体制の整備を図る。	297

平成25年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(厚生労働省25(Ⅱ－1－1))

* 厚生労働省では、基本目標＞施策大目標＞施策目標を設定して、政策を実施している。

施策目標名		食品等の飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止すること(施策目標：Ⅱ-1-1)				担当部局名		医薬食品局 食品安全部		作成責任者名		企画情報課長 伊原和人														
施策の概要		本施策は、次の事項を柱にしている。 ・食品衛生管理の高度化、輸入食品等の監視指導により、食品等の安全性を確保すること ・食品等に関する規格基準の設定を推進すること ・健康食品の安全対策を推進すること ・リスクコミュニケーション事業運営計画の策定及び実施を通じて、食品安全に関する施策の情報を提供するとともに国民からの意見を聴取すること				政策体系上の位置付け		基本目標Ⅱ 安心・快適な生活環境づくりを衛生的観点から推進すること 施策大目標1 食品等の安全性を確保すること																		
予算書との関係		本施策は、予算書の以下の項におおむね対応している。 (一般会計) (項)食品等安全確保対策費 1,601,248千円 (項)輸入食品検査業務実施費 2,825,805千円 (東日本大震災復興特別会計) (項)社会保障等復興政策費(大事項)食品等の飲食による危害発生防止に必要な経費 187,679千円				関連施策		X-2-2 食品等の飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止すること(再掲) XI-3-5 食品等の飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止するための研究開発を推進すること(再掲)																		
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)		本施策は、食品の安全性の確保のために公衆衛生の見地から必要な規制その他の措置を講ずることにより、飲食に起因する衛生上の危険発生を防止し、もって国民の健康の保護等を図ることを目的としている。 平成15年の食品安全基本法の成立や食品衛生法等の改正により、リスク分析手法が導入され、食品の健康に及ぼす影響を評価するリスク評価機関として内閣府食品安全委員会が設置された。厚生労働省はリスク管理機関として、食品等の規格基準の設定や、それに基づく監視指導の業務などを行っており、関係省庁や地方自治体とも連携しつつ、国民の協力を得ながら、食品の安全の推進を図っている。 なお、国内に流通する食品の監視指導及び国内の事業者に対する指導は都道府県等が実施する。一方、国は、輸入時における監視及び輸入者に対する指導を実施する等、輸入食品の安全性を確保する役割を担っている。								政策評価実施予定 時期(評価予定表)		<table><tr><td>2 4</td><td>2 5</td><td>2 6</td><td>2 7</td><td>2 8</td></tr><tr><td>実績</td><td>モ二</td><td>モ二</td><td>モ二</td><td>モ二</td></tr></table>					2 4	2 5	2 6	2 7	2 8	実績	モ二	モ二	モ二	モ二
2 4	2 5	2 6	2 7	2 8																						
実績	モ二	モ二	モ二	モ二																						
測定指標		基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値		最新値	年度	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠																
						24年度	25年度																			
1 食品中の放射性物質検査の基準値超過率		0.99%	平成23年度	前年度以下	毎年度	前年度以下	前年度以下	0.99%	平成23年度	東京電力(株)福島第一原発事故後、速やかに暫定規制値を設定し、より一層、食品の安全と安心を確保するため、長期的な観点からの新たな基準値を平成24年4月に施行した。食品中の放射性物質の検査については、厚生労働省の定めたガイドラインを踏まえ、都道府県等で検査を実施しているが、今後とも中長期にわたり、検査を続ける必要がある。 このため、本指標値については、都道府県等において出荷段階での必要な検査が実施されているかを検証するため、流通段階での食品の検査についての基準値超過率をもって指標として設定する。 (参考) ・食品中の放射性物質の検査 URL: http://www.mhlw.go.jp/shinsai/jouhou/shokuhin.html																
2 大規模食中毒の発生件数		—	—	過去5年の発生件数の平均と同水準以下	毎年度	過去5年の発生件数の平均と同水準以下	過去5年の発生件数の平均と同水準以下	3件	平成23年度	食品流通が広域化しており、食中毒が全国的に散発して発生する傾向があることから、各都道府県等における監視指導を効果的・効率的に実施するとともに、国においても適切な技術的助言、関係機関との情報共有を図るなど継続して食中毒対策を強化する必要がある。(大規模食中毒については、食中毒患者等が500人以上発生し、又は発生する恐れがある食中毒(食品衛生法施行規則第77条。) 本指標値については、食中毒が性質上突発的に起きる事案であることから、計画的な目標値を立てることが困難であることを考慮し、毎年なるべく最少件数を目指しつつも、過去5年の平均を水準とし、毎年度それ以下を目標値とする。 ・食中毒統計 URL: http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/112-1.html																
3 許可を要する食品関係営業施設の禁停止命令を受けた施設数		854件	平成23年度	前年度以下	毎年度	前年度以下	前年度以下	854件	平成23年度	都道府県等において監視指導を効果的・効率的に実施することにより、基準に違反した営業施設の数を低減し、食品の適切な衛生管理を行うよう、適切な措置を講じる必要がある。 本指標値については、営業施設の基準を遵守する施設割合を測る指標として設定したものであり、毎年度前年度以下の件数を目標値とする。 ・衛生行政報告例(政府統計の窓口) URL: http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/NewList.do?tid=000001031469																
4 輸入食品モニタリング検査達成率		100%	—	100%	毎年度	100%	100%	106%	平成23年度	農林水産省の食料需給表によると、我が国の食料自給率(供給熱量ベースの総合食料自給率)は約4割であり、供給熱量ベースで約6割を国外に依存するという現状があり、輸入食品監視指導計画により規定されたモニタリング計画の実施において、各検査所は割り当てられた検査件数について年間計画を立て検査を実施することとされているので、各検査所の検査実施件数を調査し、目標値を達成率(計画件数に対する実施件数の割合)100%とした。 ・平成24年度 輸入食品監視指導計画 http://www.mhlw.go.jp/topics/yunyu/kanshi/h24/dl/yunyu_keikaku.pdf ・平成23年度 輸入食品監視指導結果 http://www.mhlw.go.jp/topics/yunyu/kekka/dl/h23_zentai.pdf																
5 輸入食品の規格基準等の違反件数		1,257件	平成23年度	前年度以下	毎年度	前年度以下	前年度以下	1,257件	平成23年度	輸入食品の安全性は、輸出国段階、輸入時段階、国内流通段階における三段階で確保が行われている。輸出国段階においては、違反食品の輸入を未然に防止するために、輸出国の食品衛生に関する制度調査を計画的に実施するとともに、検査命令が実施されている食品等について、輸出国政府に対し違反原因の究明、再発防止を要請している。また、輸入者に対しては、食品安全基本法第8条に基づく食品等事業者の責務、食品衛生法第3条に基づく輸入食品の安全性の確保について指導することとしている。輸入時段階では、年度ごとに計画的に実施するモニタリング検査及び違反の可能性が高い食品に対し輸入の都度検査を実施する検査命令により安全を確保している。本目標値については、これらの取組を踏まえ、毎年度前年度以下の件数を目標値とする。 ・平成24年度 輸入食品監視指導計画 http://www.mhlw.go.jp/topics/yunyu/kanshi/h24/dl/yunyu_keikaku.pdf ・平成23年度 輸入食品監視指導結果 http://www.mhlw.go.jp/topics/yunyu/kekka/dl/h23_zentai.pdf																

6	ポジティブリスト制度（農薬等が一定の量を超えて残留する食品等の販売等を原則禁止する制度）の導入に伴い新たに残留基準を設定した農薬等のうち、基準の見直しを行った農薬等の数	14品目	平成23年度	前年度以上	毎年度	前年度以上	前年度以上	14品目	平成23年度	制度導入時に新たに残留基準を設定した758農薬のうち、現在まで500以上の農薬について、食品安全委員会に食品健康影響評価を依頼したが、今後も引き続き本制度の適切かつ円滑な実施を推進するため、本指標を設定する。
	7 国際汎用添加物のロードマップにおける処理達成率	—	—	100%	毎年度	—	100%	—	—	規制・制度改革に係る方針（平成24年7月10日閣議決定）（抜粋） 国際汎用添加物のうち、いまだ指定がなされていない15品目について、「規制・制度改革に係る方針」（平成23年4月8日閣議決定）に基づき実施した「食品添加物の指定手続の簡素化・迅速化」のための措置を踏まえ、全ての品目について既に審議が開始されているところであり、このうち食品健康影響評価が終了している3品目については、平成24年度中を目途に指定する。 その他の12品目については、国際汎用添加物の早期指定に向けてリソースを充実させた上で、既に指定された国際汎用添加物の指定に要した期間を踏まえ、追加資料の収集に要する期間を除き、指定までおおむね1年程度を標準とする今後のロードマップを策定・公表し、処理する。
	8 食品の安全性に関する基礎的な知識を持っている国民の割合	—	—	90%	平成27年度	90%以上	90%以上	66%	平成23年度	第2次食育推進基本計画（平成23年度～平成27年度）において定められた目標値である。 食育基本計画は、食育基本法第16条に基づき、「食育の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため」に、食育推進会議（総理（会長）、関係閣僚、民間有識者で構成）が作成している。 ・第2次食育推進基本計画 http://www8.cao.go.jp/syokuiku/about/plan/pdf/2kihonkeikaku.pdf
測定指標		目標		目標年度	測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠					
（参考）測定指標		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度				
9	食品の安全に関する意見交換会への参加者数 出典：食品安全部企画情報課	1688	1839	1167	1650	6,022				
10	食中毒による死者数 出典：「食中毒統計調査」 （厚生労働省ホームページ：）	4	0	0	11	11				

達成手段 (開始年度)	補正後予算額(執行額)		25年度 当初 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要	達成手段 の目標 (25年度)	施策目標達成への寄与の内容	平成25年度行政事業 レビュー事業番号
	23年度	24年度						
(1) 輸入食品の検査に必要な事業 (平成11年度)	1,964 (1,905)	1,804	2,826	4	・モニタリング検査の実施状況について、毎月点検を行い、達成状況を踏まえ検査所に対して必要な指示を行う。 ・輸入状況等の変化により、検査所ごと又は食品群ごとの検査計画の実施が困難と判断する場合等にあつては、輸入実態に即した効果的な検査が実施できるよう、必要に応じてモニタリング計画の見直しを行う。	モニタリング計画の達成率:100%	輸入食品の検査に必要な事業を実施することにより、輸入食品等の一層の安全性確保が図れるものと思料する。	306
(2) 輸入食品の監視体制強化等事業 (平成21年度)	266 (227)	251 (223)	228	5	・輸入時の検査等における違反事例等に関する調査を実施し、調査結果に基づき輸出国政府に改善要請を行う。 ・食の安全に関する情報の正確で適切な提供、相談体制の充実やGLP制度を実施するため、外部精度管理用試験品の作成、検査施設のデータ分析等の評価などを行う。	輸入食品の安全確保を目的に事業を行っているため、目標設定は不可能である。	輸入時の検査等における違反事例等に関する調査を実施し、調査結果に基づき輸出国政府に対して改善要請等を行うことにより、輸入食品の安全性を確保する。	298
(3) BSE対策など食肉の安全確保対策 推進事業 (平成14年度)	30 (24)	19 (23)	15	－	・米国及びカナダ等の牛肉の対日輸出施設等に対して定期的に査察を行う。 ・BSEスクリーニング検査の外部精度管理、食品衛生監視員に対する疫学調査、監視指導等に関する講習会の実施、食鳥検査員及びと畜検査員に対する検査技術や衛生管理、疫病診断法等に関する研修会を実施する。	食肉等の安全確保を目的に事業を行っているため、目標設定は不可能である。	日本に牛肉を輸出する諸外国の施設等に対して査察を行う他、国内の検査員に対して技術研修等を実施することにより、食肉の安全性を確保する。	299
(4) 農薬等ポジティブリスト制度推進事業 (平成18年度)	379 (297)	337 (356)	283	6	ポジティブリスト制度に基づき、食品中の農薬等の残留基準値に基づく分析法の開発・改良を行うとともに、食品を介した農薬一日摂取量実態調査等の結果を踏まえ、適宜基準値の見直しを行う。	一日摂取量を推定するための調査を行う自治体数及び農薬数:18自治体、100農薬等	農薬等ポジティブリスト制度推進事業を実施することにより、国民が日常の食事を介してどの程度の量の農薬を摂取しているかを把握することがきる。	300
(5) 食品添加物、食品用器具・容器包装等の安全性確認の計画的推進事業 (平成20年度)	688 (558)	623 (507)	566	－	・新たに食品添加物を指定するに当たって、化学物質の分析を実施し、品質確保のために成分規格を設定する。 ・既に指定されている添加物について、マーケットバスケット方式による食品添加物の一日摂取量調査を行い、一日摂取許容量(ADI)を超過するおそれがないかの安全性の確認を行うとともに、超過するおそれがある場合には、必要な基準を設定する等の措置を講じることにより安全性を確保する。 ・指定添加物及び既存添加物について、最新の科学的知見を踏まえて反復毒性試験、変異遺伝性試験等を行い、安全性の確認を行う。	－	・指定時の成分規格設定、指定後に一日摂取量調査等を行うことで、食品添加物のより一層の安全が確保されるものと思料する。	301

(6)	食品汚染物質の安全性検証推進事業 (平成16年度)	51 (53)	50 (42)	50	—	個人によって摂取頻度の異なる食品について、一定期間内の摂取実態調査を実施し、精密な汚染物質のばく露量を推定する。また、食品中の汚染物質(ヒ素、カドミウム等の重金属)は通常の環境中に広く存在していることから、広範囲の食品について、汚染物質の含有濃度実態調査を実施する。	長期的な汚染状況を調査し、その結果を踏まえて基準を設定する等の必要性が発生するものであるため、あらかじめ見込みを設定できるものではない。	食品中の汚染物質(ヒ素、カドミウム等)における精密な暴露状況を把握し、個人によって摂取頻度の異なることに着目した安全性を検証し、今後のリスク低減のための方策(摂食指導、基準値の設定及び見直し)を講じる際の基礎データを得ることにより食品の安全性が確保できるものと思料する。	302
(7)	健康食品の安全性の確保等事業 (平成19年度)	37 (29)	24 (22)	24	—	健康食品による健康被害事例が発生した際、臨床医等の専門家を緊急に招集し、対応を検討するとともに、市場に流通している健康食品において安全性が疑われる成分について、安全性試験及び分析調査を実施する。	健康食品による健康被害事例発生の予測や市場に流通する健康食品に係る安全性試験の対象数を事前に把握することが困難であるため、定量的に示すことは困難である。	多様化する健康食品による健康被害事例に対し、必要に応じ流通を禁止する等、迅速・適切に対応可能となり、健康被害を未然に防止することにより食品の安全性を確保できると思料される。	303
(8)	食品安全に関するリスクコミュニケーション事業 (平成15年度)	12 (8.9)	10 (7.6)	9	8	食品安全委員会、農林水産省、消費者庁及び地方自治体等と連携しつつ、全国で幅広いテーマでの意見交換会を開催するとともに、ホームページやパンフレット等さまざまな媒体を活用して積極的に情報提供し、リスクコミュニケーション事業の評価等を行うなど、法律により実施することが国の責務とされているリスクコミュニケーションの充実を図り、その結果を食品安全行政に反映させる。	食品の安全に関する意見交換会への参加者に対するアンケート調査において、「内容について理解できた者」の割合：80%	国民の食品安全に関する知識や理解を向上させることで、施策目標の達成を図る。	304
(9)	検疫業務等に必要なる事業 (平成11年度)	720 (703)	669 (645)	713	—	我が国に常在しない感染症の病原体が、船舶又は航空機を介して国内に侵入することを防止するため、検疫法に基づき、外国から来航した船舶、航空機及びその乗組員、乗客に対して病原体の有無に関する調査や診察などを行うとともに、患者を発見した場合には、隔離、停留及び消毒等の措置を講じる一連の業務及び港湾・空港区域の衛生措置を行う。	全入国者が検疫対象者であるため成果目標は設けていない。	国内に常在しない感染症の病原体が船舶又は航空機を介して国内に侵入することを防止するとともに、船舶又は航空機に関してその他の感染症の予防に必要な措置を講ずることにより、国民の健康な生活の維持に寄与するものと思料する。	305
(10)	カネミ油症患者の健康実態調査事業 (平成25年度)	—	—	426	—	・油症患者の健康実態調査を、当面、毎年実施し、対象者に「健康調査支援金」(一人あたり19万円)を支給する。 ・検討会を開催し、調査結果を集計・分析し、今後の研究につなげていく。	調査協力者数：1,590人	カネミ油症のダイオキシン類の直接の経口摂取による健康被害という特殊性を考慮し、油症研究の加速的推進に資するため、当面毎年、健康実態調査の実施・健康調査支援金の支給を行うことにより、油症治療研究班が実施している検診結果と併せて患者の症状の推移、治療の状況やその予後の影響などの情報を収集・分析することによって今後の研究の充実・強化を図り、油症患者の負担を軽減していく。	新25-018

平成25年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(厚生労働省25(Ⅱ-2-1))

* 厚生労働省では、基本目標＞施策大目標＞施策目標を設定して、政策を実施している。

施策目標名	安全で質が高く災害に強い持続的な水道を確保すること(施策目標Ⅱ-2-1)					担当部局名	健康局水道課		作成責任者名	水道課長 宇仁 菅 伸介														
施策の概要	本施策は安全で質が高く災害に強い持続的な水道を確保するために実施している。					政策体系上の位置付け	基本目標Ⅱ 安心・快適な生活環境づくりを衛生的観点から推進すること 施策大目標Ⅱ-2 安全で質が高く災害に強い持続的な水道を確保すること																	
予算書との関係	本施策は、予算書の以下の項に対応している。 【一般会計】(項)水道安全対策費(全部)[平成25年度予算:129,277千円] (項)水道施設整備費(全部)[平成25年度予算:25,993百万円]					関連施策	－																	
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)	水道は国民の生活に不可欠であり、安全な水を安定して供給することが必要である。 水道法(昭和32年法律第177号)及び新水道ビジョン(厚生労働省健康局平成25年3月策定)に基づき、安全で質が高く災害に強い持続的な水道を確保することに努めている。								政策評価実施予定 時期(評価予定表)	<table><tr><td>2 4</td><td>2 5</td><td>2 6</td><td>2 7</td><td>2 8</td></tr><tr><td>モ二</td><td>モ二</td><td>モ二</td><td>実績</td><td>モ二</td></tr></table>					2 4	2 5	2 6	2 7	2 8	モ二	モ二	モ二	実績	モ二
2 4	2 5	2 6	2 7	2 8																				
モ二	モ二	モ二	実績	モ二																				
測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値		最新値	年度	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠															
地域水道ビジョン策定状況 (健康局水道課調べ。全国の上水道事業者数に対する地域水道ビジョン策定済み上水道事業者数の割合(H20年度分より実施))	30%	平成20年度	①100% ②前年度以上	①平成30年度 ②毎年度	57.1%	64.3%	52%	平成24年度 (H25.3.1時点)	①平成30年度に100%、②毎年、前年度以上を目標値として設定。 水道ビジョンに示す安心、安定、持続、環境及び国際という政策課題を解決し、需要者のニーズに対応した信頼性の高い水道を次世代に継承していくためには、すべての水道事業者等が自らの事業の現状と将来見通しを分析・評価した上で「地域水道ビジョン」を策定することが重要であるため。 地域水道ビジョン策定状況 URL: http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/kenkou/suido/topics/chiiki.html															
水質基準適合率 2 (「水道統計」(社団法人日本水道協会)の数値をもとに集計)	99.90%	平成16年度	100%	毎年度	100%	100%	99.97%	平成22年度	水道法に定められた水質基準に適合した水を給水することが、すべての水道事業者等において必要であるため。															
耐震化計画策定率 (健康局水道課による「水道事業の運営状況に関する調査」において、基幹管路の耐震化計画について「計画がある」と回答した水道事業者等の割合(H21年度分より実施))	22.0%	平成21年度	①100% ②前年度以上	①平成30年度 ②毎年度	31.8%	38.6%	25.0%	平成22年度	①平成30年度に100%、②毎年、前年度以上を目標値として設定。 耐震化計画の策定水準が高い事業者ほど耐震化が進んでいる傾向が見られ、水道の耐震化を計画的・効率的に進めるには、すべての水道事業者等が計画を策定し、内容の充実を図ることが重要であるため。															
(参考)測定指標	平成20年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度															
－	－		－		－		－		－															

達成手段 (開始年度)	補正後予算額(執行額)		25年度 当初 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要	達成手段 の目標 (25年度)	施策目標達成への寄与の内容	平成25年度行政事 業レビュー事業番号
	23年度	24年度						
(1) 水道行政強化拡充費	8百万円 (7百万円)	7百万円	6百万円	1,2,3	①全国水道関係担当者会議、水道技術管理者研修会の開催②水道の現状等についての国民への普及啓発③水道事業体等の事業計画の調査及び結果報告書の作成 等	①水道関係功労者表彰発行枚数:110枚 ②普及啓発のためのポスター(1種類)及びパンフレット(3種類) 発行総枚数:60,000枚	水道技術管理者研修や国民への普及啓発などを行うことにより正しい知識・理解が進み、安全で質が高く災害に強い持続的な水道を確保することに寄与すると見込んでいる。	310
(2) 水質管理等強化対策費	14百万円 (13百万円)	14百万円	12百万円	2	外部精度管理調査計画の策定・実施、水質検査機関担当者を対象とした研修会の実施、一部の登録水質検査機関を対象とした精度の取組(検査機器・薬品等の管理)に関する実地調査の実施、水道水中の物質の濃度を測定するための水質検査方法の設定、水道用薬品に関する検討・調査	調査実施件数:前年度(910件)程度 (水質基準適合率:100%)	水質検査の精度確保の取組に関する実地調査等を実施し、水質検査機関の技術能力の把握及び向上を図ること等により、水質基準適合率の向上に寄与すると見込んでいる。	311
(3) 水道水源水質対策費	18百万円 (16百万円)	18百万円	15百万円	2	・水道事業者による水質管理目標設定項目等の測定結果の収集・整理を行い、水質基準への移行の検討に資する解析の実施・水質項目の毒性に関する情報収集・整理・原水・浄水の存在状況の調査及び基準設定の必要性の検討	未規制物質調査地点数:前年度(60地点)程度 (水質基準適合率:100%)	水質基準項目等の中で優先的に存在状況の把握と毒性に関する情報収集を実施すべき項目について存在状況を把握し、対策の検討を行うこと等により、水質基準適合率の向上に寄与すると見込んでいる。	312
(4) 給水装置等対策費	14百万円 (13百万円)	14百万円	12百万円	-	・諸外国における水道システム・給水装置の構造材質及び給水装置の施工に係る規制・基準等の調査・我が国の給水装置の施工、構造材質基準に係る調査検討及び我が国の市場にある給水装置に対する構造材質基準への適合性に関する調査の実施	給水装置構造・材質等調査実施項目数:前年度(896項目)程度	新技術や新材料等に対応するための施工技術調査や国内製品の基準項目に関する調査を実施し、また我が国の基準と諸外国における各種基準や規制方法等について整理・把握を行うことを通じて、給水装置の構造材質基準の適宜見直しを行うことにより、水道水のより安全な供給に寄与すると見込んでいる。	313
(5) 水道産業国際展開推進事業費	48百万円 (43百万円)	37百万円	36百万円	-	日本の水道界がアジア各国の水道の発展に貢献するとともに、国際市場に展開していくことを支援するため、次の業務を実施するもの。 ① 水道セミナー開催 ② 水道産業国際展開ケーススタディ及び水道技術普及促進のためのネットワーク整備 ③ 国際標準獲得のための体制整備 ④ 海外水ビジネス創造のための官民連携型案件発掘・形成事業	①セミナー開催:1回 ②調査実施国数:3ヶ国 ③標準化業務件数:1件 ④案件発掘国数:2ヶ国	日本の水道事業者、水関連企業が有する技術・ノウハウを海外市場に提供することにより、アジア諸国等における衛生的な水供給の確保に貢献するとともに、アジア諸国等の持続可能な発展の原動力となり、アジア諸国等の成長は日本の発展にも資することとなり、ひいては日本の水道事業の質の向上や持続性の確保に寄与できると見込んでいる。	314
(6) 水道事業認可等事務取扱費	0.4百万円 (0.4百万円)	0.3百万円	0.1百万円	-	特定広域団体において、水道法に係る移譲事務を円滑かつ広域的に実施され、当該事務が特定広域団体の事務として定着するまでの間、特定広域団体による水道事業者等への立ち入り検査に要する経費、水道事業者等の担当者を集めて行う研修に要する費用等などの事務を行う費用を交付する。	立入検査箇所数:23箇所	事務移譲を受けた特定広域団体において、移譲事務が円滑に実施されることにより、安全で質が高く災害に強い持続的な水道を確保することに寄与すると見込んでいる。	315
(7) 給水装置データベース事業促進費	8百万円 (8百万円)	8百万円	10百万円	-	給水装置データベースの改良、給水装置の情報入力、給水装置データベースの保守管理	データベース更新等運用保守回数:前年度(31回)程度	需要者が水道法に適合した水質の水道水を使用できるよう、給水装置の構造及び材質の基準に関する省令において給水装置の性能基準が定められており、給水装置の適合製品に関する情報や給水装置に関連する情報を需要者や工事施工者に提供することで、安全な水道を持続していくことに寄与すると見込んでいる。	316
(8) 給水装置工事主任技術者国家試験費	2百万円 (2百万円)	2百万円	2百万円	-	免状の交付及び免状交付者情報の記録	免状発行件数:7,000件 (免状発行件数/免状申請件数:100%)	給水装置工事主任技術者については、給水装置工事における適法性や技術水準の確保に関して、技術上の総括となる職責と地位を有しており、その国家資格を取得するための試験は、給水装置に関する法令や施工技術の最新の知見を問うものとして毎年作成しており、需要者に直結する給水装置工事の適切性を確保することで、安全な水道を持続していくことに寄与すると見込んでいる。	317
(9) 水道施設整備事業調査費(水道施設整備事業調査諸費含む)	33百万円 (31百万円)	32百万円	32百万円	3	水道施設設置状況、耐震化基礎調査、水道施設整備施工技術動向調査、水道におけるアセットマネジメント導入等に関する調査、長期的な水需給を考慮した広域的な水道施設の再構築ガイドライン策定調査費、水資源開発施設の有効利用等に関する調査、浄水処理施設等の最適化に関する調査の実施。	耐震化計画策定率:前年度(27%)以上 (耐震化計画策定率:平成30年に100%)	水道に係る基礎調査等を行うことにより、実態を踏まえた水道施設の耐震化やアセットマネジメントの導入、広域的な水道施設再構築の推進が可能となり、安全で質が高く災害に強い持続的な水道の確保の推進支援に寄与すると見込んでいる。	318
(10) 水道施設整備費補助(水道施設災害復旧費補助含む)	46,176百万円 (44,694百万円)	24,536百万円	61,397百万円 (内24年度繰り越し分35,084百万円)	-	地方公共団体が実施する水道施設の整備に必要な事業費の一部補助 ①簡易水道等施設整備費補助(補助率:4/10,1/3,1/4):布設条件の特に厳しい農山漁村における簡易水道の整備事業 ②水道水源開発等施設整備費補助(補助率:1/2,1/3,1/4,定額):ダム等の水道水源施設整備事業、水源水質の悪化に対処するための高度浄水施設整備事業など	補助採択件数:1,555件 (基幹管路の耐震化適合率:平成35年に100%)	水道施設の整備に対する補助を実施することにより、 ・水道未普及地域の解消 ・高度浄水施設整備による水質基準適合率の向上 ・基幹水道構造物の耐震化、老朽管更新などによる施設の耐震化率・耐震適合率の向上 を図ることができ、安全で質が高く災害に強い持続的な水道の確保に寄与すると見込んでいる。	319

(11)効率的な更新計画検討事業費	—	12百万円	10百万円	—	水道施設設置状況、耐震化基礎調査、水道施設整備施工技術動向調査、水道におけるアセットマネジメント導入等に関する調査、長期的な水需給を考慮した広域的な水道施設の再構築ガイドライン策定調査費、水資源開発施設の有効利用等に関する調査、浄水処理施設等の最適化に関する調査の実施。・効率的な更新による水道事業の情報を把握（平成24年度）・新水道ジョンの考え方を踏まえた効率的な更新計画の推進（関係者との連携による推進手法検討）（平成25年度）・アセットマネジメントを活用した効率的な更新計画策定の手引きを作成（平成26年度）	アセットマネジメント簡易ツール作成：100%（アセットマネジメント導入率：平成35年に100%）	簡易支援ツールを普及啓発することにより、アセットマネジメントを実施していない水道事業者が、容易にアセットマネジメント実践が可能となり、水道事業の財政的検討と技術的検討を両面からおこなうことにより、持続的な水道の確保に寄与することができると思込んでいる。	321
(12)水道施設耐震化推進事業費	—	15百万円	13百万円	3	この度の東日本大震災を踏まえて、新たに得られた災害対策の知見を「水道の耐震化計画策定指針」に盛り込んで改定を行うとともに、水道事業者によって大きな差のある耐震化の進捗状況の底上げを図るため、モデル事業の実施等により中小規模の水道事業者等による具体的な計画策定の方法論を整理する。(1)耐震診断(簡易診断)モデル事業(平成24年度実施)(2)耐震化計画策定のための耐震性評価「東日本大震災の被害状況を踏まえた」の検討(平成25年度実施)(3)水道の耐震化計画策定指針の改定(平成26年度実施)	実施モデル事業数：3件（耐震化計画策定率：平成30年に100%）	耐震化計画策定指針を中小規模事業者にとってもよりわかりやすい内容となるよう改訂することにより、耐震化計画策定率の低い中小規模事業者の策定率の向上と耐震化の推進に寄与すると思込んでいる。	322
(13)水道施設整備費補助(耐震化関連事業)	—	15,460百万円	2,106百万円(24年度繰り越し分)	—	地方公共団体が施行する水道施設の耐震化に必要な事業費の一部補助(平成24年度で廃止)①簡易水道等施設整備費補助(補助率：4/10,1/3,1/4)：布設条件の特に厳しい農山漁村における簡易水道の耐震化関連事業②水道水源開発等施設整備費補助(補助率：1/2,1/3,1/4,定額)：老朽管の更新、基幹水道構造物の耐震化、老朽管更新など水道施設耐震化事業	補助採択件数：99件（基幹管路の耐震化適合率：平成35年に100%）	水道施設の整備に対する補助を実施することにより、基幹水道構造物の耐震化、老朽管更新などによる施設の耐震化率・耐震適合率の向上を図り、災害に強い持続的な水道の確保に寄与すると思込んでいる。	323
(14)水道施設危機管理体制構築事業費	—	—	9百万円	—	全国(都道府県ごと)の水道地図を電子化して集約し、厚生労働省及び都道府県において、水道地図データを共有できるよう、システムを構築する。・簡易の情報共有システムの構築（平成25年度）・情報共有システムの構築によるの本格運用(平成26年度)	簡易情報共有システムの構築(平成26年度に、47都道府県の水道地図情報の電子化及び共有)	水道地図を電子化して集約し、厚生労働省及び都道府県において水道地図データを共有可能にすることにより、災害時における支援に活用でき、災害に強い持続的な水道の確保に寄与すると思込んでいる。	新25-019
(15)水道施設災害復旧費補助(復興関連事業)	7,985百万円(7,853百万円)	35,922百万円(23年度繰り越し分)	2,393百万円(23年度繰り越し分)	—	東日本大震災により著しい被害を受けた水道施設について、地方公共団体が経営する水道事業、水道用水供給事業等が施行する災害復旧事業の事業費の一部を補助。 ① 東日本大震災により被害を受けた水道施設及び飲料水供給施設を原形に復旧する事業《補助率：80/100～90/100(特別立法による嵩上げ。通常は1/2)》 ② ①と水圧管理上一体的な関係にある給水の施設を原形に復旧する事業《補助率：1/2(通常は補助対象外)》 ③ ①の管路の漏水調査で詰りに係るもの《補助率：1/2(通常は補助対象外)》	断水復旧戸数(4.5万戸は津波被害や土砂災害により家屋等が流出し、復旧が困難な地域)：平成30年度までに256.7万戸	水道施設は、国民の日常生活や地域産業活動に欠くことのできない施設であり、東日本大震災により甚大な被害を受けた水道施設については一刻も早く復旧を行う必要がある。早期に復旧することで安全で質が高く災害に強い持続的な水道の確保に寄与すると思込んでいる。	954

平成25年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(厚生労働省25(Ⅱ-3-1))

* 厚生労働省では、基本目標＞施策大目標＞施策目標を設定して、政策を実施している。

施策目標名	規制されている乱用薬物について、不正流通の遮断及び乱用防止を推進すること(施策目標Ⅱ－3－1)		担当部局名	医薬食品局監視指導・麻薬対策課 大臣官房地方課地方厚生局管理室		作成責任者名	監視指導・麻薬対策課長 赤川 治郎 地方厚生局管理室長 伊東 明彦														
施策の概要	本施策は、次の施策を柱に実施している。 ・麻薬・覚醒剤等の不正流通の遮断を推進するとともに、医療用麻薬等の適正な流通を確保する ・麻薬・覚醒剤等の乱用防止を推進する ・違法ドラッグ(いわゆる脱法ドラッグ)の取締り及び乱用拡大の防止のための広報・啓発活動を推進する			政策体系上の位置付け	基本目標Ⅱ 安心・快適な生活環境づくりを衛生的観点から推進すること 施策大目標Ⅱ－3 麻薬・覚醒剤等の乱用を防止すること																
予算書との関係	本施策は、予算書の以下の項におおむね対応している。 (組織)厚生労働本省 (項)麻薬・覚せい剤等対策費 [平成25年度予算額:1,237,872千円] (組織)地方厚生局 (項)麻薬・覚せい剤等対策費 [平成25年度予算額:513,265千円]			関連施策	－																
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)	これまで、平成20年8月に薬物乱用対策推進本部が策定した「第三次薬物乱用防止五か年戦略」等に基づき関係府省庁が連携して対策を講じてきたところである。平成24年中の薬物情勢は、20歳代も含めた青少年の検挙人員については、覚醒剤(2,131人、-289人/-11.9%)、大麻(809人、-117人/-12.6%)ともに、検挙人員が減少し一定の成果が認められる。一方で、薬物事犯全体の検挙人員は13,881人(-319人/-2.2%)と、ほぼ横ばいである。このうち、覚醒剤の検挙人員は11,842人(-241人/-0.2%)と高止まり傾向にある。さらに、最近、合法ハーブ等と称する薬物を使用した者が二次的犯罪や健康被害を起こす事例が多発し、我が国の薬物情勢は依然として厳しい状況にある。 このため、引き続き政府を挙げた総合的な対策を講ずる必要があり、「第三次薬物乱用防止五か年戦略」が本年8月をもって策定から5年が経過することから、新たに「第四次薬物乱用防止五か年戦略」(薬物乱用対策推進会議)を策定したところである。第四次戦略においては、 ①合法ハーブ等と称して販売される薬物等、新たな乱用薬物への対応 ②薬物の再乱用防止対策の強化 ③国際的な連携・協力の推進 以上の点について、留意すべき課題としている。 厚生労働省においても、引き続き、これまでの取組みを積極的に推進するとともに、新たに合法ハーブ等と称する薬物等の多様化する薬物乱用に関する取組を推進する。主な取組として、 ①末端乱用者に対する取締りの徹底 ②指定薬物への迅速かつ効果的な指定の推進 ③販売業者に対する監視指導・取締りの強化 ④関係機関・団体等と連携した未然防止対策及び広報啓発の強化等を積極的に推進していく。 (根拠法令) ○麻薬及び向精神薬取締法(昭和28年法律第14号) ○大麻取締法(昭和23年法律第124号) ○あへん法(昭和29年法律第71号) ○覚せい剤取締法(昭和26年法律第252号) ○国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律(平成3年法律第94号) ○薬事法(昭和35年法律第145号)					政策評価実施予定時期(評価予定表)	<table><tr><td>2 4</td><td>2 5</td><td>2 6</td><td>2 7</td><td>2 8</td></tr><tr><td>モニ</td><td>モニ</td><td>モニ</td><td>モニ</td><td>実績</td></tr></table>					2 4	2 5	2 6	2 7	2 8	モニ	モニ	モニ	モニ	実績
2 4	2 5	2 6	2 7	2 8																	
モニ	モニ	モニ	モニ	実績																	
測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値	最新値	年度	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠													
1 指定薬物の新規指定数 【単位:件】	5	平成19年度	－	－	20 35	34(+包括指定759)	平成24年度(H25.2.28現在)	・違法ドラッグの流通実態を直接的に評価する指標は存在しないが、指定薬物の新規指定数は、新規乱用物質の流通実態及びそれを踏まえた監視・取締り強化の取組みを一定程度反映すると考えられることから、指標とした。													
2 麻薬の新規指定数 【単位:件】	1	平成20年度	－	－	－ 6	10	平成24年度(H25.2.28現在)	・麻薬の流通実態を直接的に評価する指標は存在しないが、麻薬の新規指定数は、乱用物質の流通実態及びそれを踏まえた監視・取締り強化の取組みを一定程度反映すると考えられることから、指標とした。 【目標値が最新値より低い理由】 ・国内で乱用のおそれがあり、麻薬と同種の有害作用を持つことが確認された物質を麻薬に指定しているが、平成24年度中に当該物質を概ね麻薬に指定しており、今後麻薬に指定が見込まれる物質が限られていることから、目標値が最新値より低くなっている。													
測定指標	目標		目標年度	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠																	
3 新たな五力年戦略の策定作業	新たな五力年戦略を策定		平成25年度	第三次薬物乱用防止五力年戦略の期間が平成25年8月に終了することから、内閣府が中心となって行う新たな五力年戦略の策定作業に参画する。																	

(参考)測定指標	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	
薬物事犯の検挙人数 ・全薬物事犯の検挙人数 ・覚醒剤事犯の検挙人数 ・大麻事犯の検挙人数【単位：人】 4 主な薬物の押収量 ・覚醒剤 ・大麻(乾燥大麻及び大麻樹脂)【単位：kg】 (※検挙人数・押収量は、暦年統計である)	14,720 11,231 2,867 402.6 415.7	15,417 11,873 3,087 369.5 224.8	14,965 12,200 2,367 310.7 195.6	14,200 12,083 1,759 350.9 169.5	—	検挙人数・押収量については、我が国における、薬物乱用実態を一定程度反映するものと考えられることから、参考に記載した。

達成手段 (開始年度)	補正後予算額(執行額)		25年度 当初 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要	達成手段 の目標 (25年度)	施策目標達成への寄与の内容	平成25年度行政事業レビュー 事業番号
	23年度	24年度						
あへん供給確保事業 (1)(昭和60年度(注)特別会計から一般会計に変更した年度)	9.7億円 (9.3億円)	9.5億円 (8.9億円)	9.5億円	—	医療上必要不可欠な医薬品の原料である「あへん」を、国内の需要・供給量を踏まえ、インド政府から購入し保管する。	必要見込みに基づくあへん確保量	医療上必要不可欠な医薬品の原料である「あへん」を確保できる。	324
麻薬中毒者収容保護事業 (2)(昭和38年度)	0.005億円 (0.000億円)	0.005億円 (0.000億円)	0.005億円 (0.000億円)	—	麻薬及び向精神薬取締法に基づき、都道府県が支弁する麻薬中毒者の入院措置費等を補助する。	麻薬中毒者に対して必要な医療を施すなどの措置を講ずること。	麻薬中毒者に対して必要な医療を施すことができる。	325
麻薬・覚醒剤等対策費 (3)(昭和38年度)	1億円 (1億円)	1億円 (1億円)	1.7億円	1,2,3,4	1. 地方厚生局麻薬取締部及び都道府県における麻薬取締行政職員に対する研修 2. 野生大麻・けしの除去 3. 国民運動として開催する麻薬・覚醒剤乱用防止運動の地区大会開催 4. 違法ドラッグの分析、乱用薬物の鑑定法整備 5. 再乱用防止対策講習会の開催等	・麻薬取締職員研修の開催(1箇所) ・麻薬取締協議会・麻薬職員会議の開催(7箇所) ・不正大麻・けし撲滅運動用パンフレット等の配布(14万部) ・麻薬・覚醒剤乱用防止地区大会の開催(6箇所) ・麻薬・指定薬物の指定(20物質) ・違法ドラッグ(指定薬物)試買(30製品) ・違法ドラッグ(指定薬物)分析法の作成(20物質) ・違法ドラッグ(指定薬物)標準品の整備(20物質) ・薬物中毒対策連絡会議・再乱用防止対策講習会の開催(6箇所)	麻薬取締職員・関係機関職員が参加する研修・会議を開催し、麻薬取締職員の知識・技術の向上や関係機関との情報交換・相互強化強化を図ることは、薬物事犯に対する徹底した取締りを実施する上で有効である。 不正大麻・けし撲滅運動用パンフ及び通報を促すポスターを配布し、不正大麻・けしの発見・通報を通じた抜去を推進することは、大麻等の不正流通防止を図る上で有効である。 薬物乱用防止に関する啓発活動を通じ、薬物に対する正しい知識を普及することで、薬物に対する潜在的な需要を減少させるとともに、麻薬・覚醒剤等を利用しない意識を改めて醸成させることができるため。 違法ドラッグでは、新規乱用物質が次々に検出されているため、指定薬物等への新規指定、流通している違法ドラッグの成分調査、指定薬物の分析体制の整備等を実施することは、違法ドラッグの円滑かつ実効性のある監視・取締りを行う上で有効である。 再乱用防止対策に関する会議・講習会等を実施し、薬物中毒・依存に対する正しい知識と理解の普及、社会復帰支援に携わる関係機関の連携強化を推進することは、薬物依存者等を円滑に社会復帰させ、乱用者を減少させる上で有効である。	326
向精神薬対策費 (4)(昭和48年度、平成元年度、平成2年度)	0.03億円 (0.02億円)	0.02億円 (0.02億円)	0.02億円	—	不正取引される向精神薬の迅速かつ効果的な分析法を確立するため、向精神薬の試験法及び分析マニュアルを作成する。	向精神薬の試験法及び分析マニュアルの作成件数(毎年度1件)	向精神薬の乱用及び不正取引を防止するとともに、向精神薬の適正な管理を行うための基盤整備を図ることができる。	327
医療用麻薬適正使用推進事業 (5)(平成19年度)	0.08億円 (0.07億円)	0.55億円 (0.22億円)	0.23億円	—	医療関係者等向けに、医療用麻薬の適正使用推進のため講習会を開催等する。	講習会実施箇所数(12箇所)	医療用麻薬について、全国的に統一した適正な使用・管理がなされる。	328
麻薬等対策推進費(広報経費) (6)(昭和37年度、62年度、63年度、平成18年度)	1.2億円 (1.2億円)	1.3億円 (1.0億円)	1.0億円	1,2,3,4	1. 麻薬・覚醒剤、違法ドラッグ等の薬物乱用による危害を広く国民に周知させ、薬物乱用の根絶を図る。 2. 薬物乱用防止普及啓発推進事業費 小学校高学年の保護者、高校生及び未成年労働者等を対象とした薬物乱用防止についての啓発資料を提供することにより、青少年の薬物乱用傾向を阻止する。 3. 薬物依存症についての正しい知識等を広く周知することにより、薬物中毒者とその家族の負担を軽減し、また、薬物中毒者に対する偏見・誤解等を解消することにより、社会全体で受け入れ、支えることができる環境を作り上げる。	・薬物乱用防止キャラバンカー運行管理事業の実施(***箇所)(注)24年度実績は未だ出ない。 ・「ダメ。ゼッタイ。」普及運動用パンフレット等の配布(141万部) ・「ダメ。ゼッタイ。」普及運動用ポスターの配布(12万部) ・麻薬・覚醒剤乱用防止運動用パンフレット等の配布(25万部) ・麻薬・覚醒剤乱用防止運動用ポスターの配布(6万部) ・全小学校6年生の保護者に薬物乱用防止啓発読本の配布(119万部) ・全高校3年生に薬物乱用防止啓発読本の配布(114万部) ・青少年への薬物乱用防止啓発読本の配布(24万部) ・違法ドラッグ乱用防止啓発広告の作成(5回) ・違法ドラッグ乱用防止啓発広告チラシの配布(59万部) ・違法ドラッグ乱用防止啓発広告ポスターの配布(25万部) ・指定薬物の包括指定を周知する啓発広告の作成 ・指定薬物の包括指定を周知する啓発広告チラシの作成(30万部) ・指定薬物の包括指定を周知する啓発広告ポスターの作成(10万部) ・「ご家族の薬物問題でお困りの方へ(家族読本)」の配布(3万部)	特に若年層に重点を置いた薬物乱用防止に関する資料を配布し、学校や地域で啓発を行うことや、定期的なキャンペーン活動を継続して実施する等の啓発活動を通じ、薬物への認識の不充分さから、安易に薬物乱用に陥る可能性のある若年層に対して注意喚起を行うことは、潜在的な需要を減少させる上で有効である。 家族読本の配付を通じ、薬物中毒・依存に対する正しい知識の普及や、薬物依存者等を抱える家族が頼れる相談窓口・支援施設等を広く周知することは、家族の負担を軽減するとともに、薬物依存者等を社会全体で支える環境作りにつながり、薬物依存者等を円滑に社会復帰させ、乱用者を減少させる上で有効である。	329

	(7) 麻薬・覚せい剤等対策事業	5.7億円 (5.1億円)	5.2億円 (4.9億円)	5.1億円	—	1. 暴力団による組織的薬物密売事犯、外国人薬物密売組織、これらから薬物を買い受ける末端乱用者等の取締りを行う。 2. 携帯電話やインターネットを利用した大麻種子販売事犯等の取締りを行う。 3. 医療用麻薬の不正流通防止を目的として、医療機関・薬局等に対する立入検査を実施し、適正使用・管理を行うよう監視・指導を行う。 4. 国内の捜査機関等から持ち込まれる薬物と疑われる検体の鑑定を行う。	麻薬・覚醒剤等の違法薬物に係る取締りを強化する。	麻薬・覚醒剤等の乱用防止を推進するとともに不法流通を遮断することができる。	330
--	------------------	------------------	------------------	-------	---	--	--------------------------	---------------------------------------	-----

平成25年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(厚生労働省25(Ⅱ-4-1))

*厚生労働省では、基本目標＞施策大目標＞施策目標を設定して、政策を実施している。

施策目標名	化学物質の適正な評価・管理を推進し、安全性を確保すること(施策目標Ⅱ－4－1)					担当部局名	医薬食品局審査管理課化学物質安全対策室			作成責任者名	審査管理課化学物質安全対策室長 倉持 憲路														
施策の概要	本施策は、次の目標を柱に実施している。 ・ 毒物・劇物の適正な管理を推進すること ・ 化学物質の毒性について評価し、適正な管理を推進すること ・ 家庭用品に含有する化学物質の安全性を確保すること					政策体系上の位置付け	基本目標Ⅱ 安心・快適な生活環境づくりを衛生的観点から推進すること 政策大目標 Ⅱ－4 化学物質の適正な評価・管理を推進し、安全性を確保すること																		
予算書との関係	本施策は、予算書の以下の項におおむね対応している。 (項)化学物質安全対策費[平成25年度予算額:437, 566, 000円]					関連施策	－																		
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)	生活環境で使用されている化学物質について、 ①急性毒性による健康被害が発生するおそれが高いものを規制。(毒物及び劇物取締法) ②人の健康を損なうおそれ又は動植物の生息若しくは生育に支障を及ぼすおそれがある化学物質による環境の汚染防止。(化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律) ③有害物質を含有する家庭用品について必要な規制を実施。(有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律) により、化学物質による人の健康被害を防止することを目標としている。									政策評価実施予定時期(評価予定表)	<table><tr><td>2 4</td><td>2 5</td><td>2 6</td><td>2 7</td><td>2 8</td></tr><tr><td>モ二</td><td>実績</td><td>モ二</td><td>モ二</td><td>モ二</td></tr></table>					2 4	2 5	2 6	2 7	2 8	モ二	実績	モ二	モ二	モ二
2 4	2 5	2 6	2 7	2 8																					
モ二	実績	モ二	モ二	モ二																					
測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値		最新値	年度	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠																
－	－	－	－	－	24年度	25年度	－	－	－																
測定指標	目標			目標年度	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠																				
1 化学物質の安全性点検	20試験			毎年	化学物質安全性点検にかかる国際的な取り組みとして、平成17年度から21年度までにOECDへ26物質の化学物質の安全性試験結果の報告を行った。今後も同程度の貢献(年間5物質程度の報告)を行うためには、ヒト健康関連の試験項目として基本的に4試験が必要であるため、5物質×4試験として、年間20試験の実施を目標として設定した。																				
(参考)測定指標	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度																				
2 毒物劇物営業者等立入調査における改善率(年度末までに違反が改善された件数÷立入検査による違反発見施設数)	78.8%	78.3%	72.9%	83.1%	未集計 (H25.8予定)	・毒物・劇物の適正な管理の推進について、直接的に評価する指標は存在しないが、毒物劇物営業者等立入調査における改善率は、毒物・劇物の適正な管理の推進を一定程度反映するものと考えられることから、参考測定指標としている。																			
3 家庭用品試買等調査※における違反率(違反数÷家庭用品試買数)	0.4%	0.52%	0.52%	0.28%	未集計 (H25.12予定)	・家庭用品に含有する化学物質の安全性の確保状況について、直接的に評価する指標は存在しないが、市場の家庭用品の試買等調査における違反率は、家庭用品の安全性の確保状況を一定程度反映するものと考えられることから、参考測定指標としている。 ※有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律に基づき、市場で流通している家庭用品の安全性を監視する目的で、都道府県が市販の家庭用品を購入し検査を実施している。																			

達成手段 (開始年度)	補正後予算額(執行額)		25年度 当初 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要	達成手段 の目標 (25年度)	施策目標達成への寄与の内容	平成25年度行政事 業レビュー事業番号
	23年度	24年度						
(1) 毒物劇物取締法施行費 (昭和48年度)	0.4億円 (0.4億円)	0.4億円	0.4億円	2	・毒物及び劇物への新規指定又は解除 ・本邦で毒物劇物に指定されていない化学物質についての毒性評価 ・毒物劇物営業者登録事務の迅速化等のためのシステム運用・改修等	・毒物及び劇物への 新規指定又は解除検 討件数:10件	毒物劇物が指定等されることにより、それら毒劇物の管理の推進が期待される。	331
(2) 家庭用品規制法施行事務費 (昭和47年度)	0.5億円 (0.5億円)	0.5億円	0.4億円	3	・家庭用品規制基準設定のための試験検査及び検討 ・健康被害情報の調査及び安全確保マニュアル作成 ・家庭用品等から発散する化学物質による室内空気汚染対策	・家庭用品規制基準 設定のための製品調 査:2物質	規制対象の候補物質について市場の製品中含量を調査することにより、国内流通製品の使用実態が把握でき、当該情報は家庭用品規制基準設定に資すると考えられるため。	332
化学物質の審査及び製造等の規 (3) 制に関する法律施行費 (昭和49年度)	4.6億円 (4.2億円)	4億円	3.6億円	1	・新規化学物質の審査、既存化学物質毒性試験の実施 ・3省共管情報基盤システム及び電子申請システムの管理 ・海外の規制当局との国際協調	・既存化学物質安全 性情報公開:360物質 (累計)	化学物質の安全性を確保する上では、適正な評価・管理が重要であることから、新規化学物質の審査、既存化学物質の毒性試験を行い、評価していくことが求められる。評価に当たっては、国際的な協調のもとに行うことが求められており、また、毒性試験・評価を行った化学物質について、その情報を公開していくことにより、化学物質の適切な管理の促進が期待される。	333

(参考)測定指標		平成20年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度		
—		—		—		—		—		—		
達成手段 (開始年度)		補正後予算額(執行額)		25年度 当初 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要	達成手段 の目標 (25年度)	施策目標達成への寄与の内容				平成25年度行政事業 レビュー事業番号
		23年度	24年度									
生活衛生関係営業対策事業費補 (1) 助金 (平成23年度)		724百万円 (707百万円)	797百万円 (797百万円)	797百万円	1, 3	(財)全国生活衛生営業指導センターは、生活衛生関係営業(生衛業)全般にかかる情報収集・提供、調査研究、都道府県生活衛生営業指導センター及び生衛業の連合会に対する指導等、生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律(生衛法)第57条の10に規定する事業を行っており、国は、生衛法の規定に基づき、全国センターの行う事業について補助しているものである。 また、都道府県生活衛生営業指導センターは、生衛業者やその組合に対する指導、経営・融資の相談等生衛法第57条の4第1項に規定する事業を行っており、国は、生衛法の規定に基づき、都道府県が都道府県指導センターの行う事業について補助した経費の一部を補助しているものである。 さらに、生衛法の規定に基づき、生衛業の連合会及び組合に対して必要な助成を行うものである。	・(振興計画の認定件数:前年度以上) ・都道府県生活衛生営業指導センターによる相談指導件数:前年度以上 ・都道府県生活衛生営業指導センターによる研修会等の開催件数:前年度以上	<指標1:振興計画の業種別認定率> 生活衛生同業組合(連合会)が実施する、振興計画未作成の組合が振興計画を作成することに寄与する事業に対して補助金を交付することにより、業種別認定率の向上を図る。 <指標2:クリーニング師研修受講率> ・生活衛生同業組合(連合会)が実施する、クリーニング師研修受講率向上に寄与する事業に対して補助金を交付することにより、受講率の向上を図る。 ・都道府県生活衛生営業指導センターによる相談指導や研修会を通じてクリーニング業営業者にに対して研修受講を促すことにより、受講率の向上を図る。				337
生活衛生金融対策費 (2) (平成11年度)		3,646百万円 (3,636百万円)	1,901百万円 (1,878百万円)	1,705百万円	2	<補給金> 生活衛生関係営業者に対して無担保・無保証人で融資する「生活衛生改善貸付」及び「特定の政策目的に沿って設けられている特別貸付」等の貸付金利を低減するため、利ざやの減少分を補給するものである。 現下の厳しい経済情勢の中で、生活衛生関係営業者の衛生水準の維持向上及び早期の経営健全化並びに雇用の創出等を図っていく上で必要な低利の政策金融を維持していくために不可欠のものである。 <出資金> 経済・雇用状況等に鑑み、緊急経済対策の一環として金融対策によって景気の下支えを図る生活衛生資金融資に要する資金である。	・生活衛生貸付の貸付実績:前年度以上 ・生活衛生貸付の貸付件数:前年度以上	日本政策金融公庫が生活衛生関係営業者に対して行う低利融資は、中小零細の生活衛生関係営業者にとって、重要な支援措置であり、難しい経済状況下ではあるものの、貸付件数等を前年度以上とすることを目標値とした。 なお、貸付件数等については、景気が良好な際に減少し、景気の悪い際には増加するというような性質もあり、貸付件数の増加が一概に生活衛生関係営業の振興につながるとは限らないが、貸付件数が増えることで生活衛生関係営業者の衛生水準の維持向上及び早期の経営健全化並びに雇用の創出等が図られ、振興にも資する。				334
生活衛生等関係費 (3) (平成4年度)		32百万円 (27百万円)	32百万円 (27百万円)	31百万円	4	<建築物環境衛生管理対策推進事業> 建築物の空気環境の調整、給水及び排水の管理、清掃、ねずみ、昆虫等の防除その他環境衛生上良好な状態を維持するのに必要な措置について検討を行う。 <保健所等担当者研修会等経費> 一般の人々へ建築物環境衛生に関する適切な情報の提供を行うとともに、保健所等行政機関において建築物衛生行政に携わる者に対する研修会を実施し、相談体制の整備を図る。 <生活衛生等指導費> 特定建築物所有者に指導等を行う環境衛生監視員に対する研修会を実施し、平常時の監視、監査、指導、助言等に関する専門的かつ実務的な知識と技術の習得を図る。	・(建築物環境衛生管理基準への不適合率:前年度以下)	・建築物環境衛生管理対策推進事業において、建築物の空気環境の調整、給水及び排水の管理、清掃、ねずみ、昆虫等の防除その他環境衛生上良好な状態を維持するのに必要な措置について検討を行い、そこで得られた知見を建築物の維持管理に携わる者等に提供することにより、建築物環境衛生管理基準への不適合率の減少を図る。 ・保健所等担当者研修会等経費や生活衛生等指導費を活用して保健所等行政機関において建築物衛生行政に携わる者に対する研修会を実施し、研修に参加した者による建築物の維持管理に携わる者等への効果的な助言指導がなされることにより、建築物環境衛生管理基準への不適合率の減少を図る。				335
建築物環境衛生管理技術者国家 (4) 試験費 (昭和46年度)		0.4百万円 (0.4百万円)	0.4百万円 (0.4百万円)	0.4百万円	—	建築物環境衛生管理技術者国家試験の実施指導、免状の交付、書き換え交付及び再交付の実施をするものである。	・(建築物環境衛生管理技術者免状交付件数:3,000件以上)	建築物環境衛生管理技術者試験を適切に実施し、当該試験合格者等に対する建築物環境衛生管理技術者免状交付件数を多数とすることにより、建築物の衛生的な環境の確保及び公衆衛生の向上・増進を図る。 なお、免状交付件数については人口減少傾向にあるなか、今後減少が想定される。よって、免状交付件数増が一概に生活衛生の向上につながるとは限らないが、建築物の衛生的な環境の確保に資する。				336

別紙

指標1: 振興計画の業種別認定率(単位: %)

	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
理容業	100	100	100	100	100
美容業	100	100	100	100	100
興行場業	55.6	55.6	55.6	57.8	57.8
クリーニング業	100	100	100	100	100
公衆浴場業	48.9	47.7	51.2	51.2	52.4
旅館業	100	100	100	100	100
旅館業(簡易宿所)	25.0	25.0	25.0	50.0	50.0
食肉販売業	100	100	100	100	97.7
食鳥肉販売業	100	100	100	100	100
氷雪販売業	30.8	30.8	30.8	30.8	30.8
飲食店営業(すし店)	95.3	95.3	95.3	95.3	95.3
飲食店営業(めん類)	100	100	100	100	100
飲食店営業(中華料理業)	95.2	95.2	95.2	95.2	95.2
飲食店営業(社交業)	97.4	97.4	97.4	100.0	100.0
飲食店営業(料理業)	93.5	93.3	93.3	93.3	93.3
喫茶店営業	96.7	96.7	96.7	96.7	96.6
飲食店営業(一般飲食業)	100	100	100	100	100
全業種合計	89.3	89.2	89.6	90.4	90.1

指標4: 建築物環境衛生管理基準への不適合率(単位: %)

	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
浮遊粉じんの量	2.5	2.0	1.9	1.9	2.1
一酸化炭素含有率	0.6	0.4	0.5	0.5	0.5
二酸化炭素含有率	17.5	17.7	18.4	18.3	20.6
温度	16.2	18.6	20.1	22.0	27.4
相対湿度	47.4	46.1	46.3	47.9	50.3
気流	1.7	1.6	1.8	1.7	1.6
ホルムアルデヒドの量	2.6	1.7	1.4	1.9	2.2
水質基準	0.6	0.6	0.8	0.9	0.6
残留塩素含有率	2.0	2.6	3.1	2.3	2.2

平成25年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(厚生労働省25(Ⅲ－1－1))

* 厚生労働省では、基本目標＞施策大目標＞施策目標を設定して、政策を実施している。

施策目標名	労働条件の確保・改善を図ること(施策目標Ⅲ-1-1)					担当部局名	労働基準局労働条件政策課、賃金時間室		作成責任者名	労働条件政策課長 村山誠 賃金時間室長 里見隆治														
施策の概要	本施策は、労働条件の確保・改善を図ること、労働契約に係るルールの周知を図ること、最低賃金制度の周知を図ることを推進するために実施している。					政策体系上の位置付け	基本目標Ⅲ ディーセントワークの実現に向けて、労働者が安心して快適に働くことができる環境を整備すること 施策大目標Ⅲ-1 労働条件の確保・改善を図ること																	
予算書との関係	本施策は、予算書の以下の項に対応している。 (項)労働条件確保・改善対策費[平成25年度予算案額:1,088,467千円]					関連施策	-																	
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)	個別労働紛争の未然防止、早期解決を図るため、労働者・事業主等に対し、労働契約法等の労働関係法令の教育、情報提供等を実施し、労働契約に関するルールの周知を図る。 また、賃金の低廉な労働者の労働条件の改善を図るため、最低賃金法に基づき地域や産業の状況に応じて設定された賃金の最低額、制度等の周知やその履行確保を図る。								政策評価実施予定 時期(評価予定表)	<table><tr><td>24</td><td>25</td><td>26</td><td>27</td><td>28</td></tr><tr><td>実績</td><td>モニ</td><td>モニ</td><td>モニ</td><td>モニ</td></tr></table>					24	25	26	27	28	実績	モニ	モニ	モニ	モニ
24	25	26	27	28																				
実績	モニ	モニ	モニ	モニ																				
測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値		最新値	年度	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠															
					24年度	25年度																		
労働契約法解説セミナー参加者のうち労働契約法等労働関係法令の理解が進んだと考える人の割合 ¹	-	-	95%	平成25年度	前年度以上	95%	96.1%	平成24年度	個別労働紛争の未然防止、早期解決を図るため、労働者・事業主等に対し、広く労働関係法令の教育、情報提供等を実施することが必要である。このための手段の一つとして、労働契約法等に関するセミナー事業の実施により、労働者・事業主等に対する労働関係法令の教育、情報提供等を行うことにより、セミナー出席者の理解度を図る指標として、「労働契約法等関係法令の理解度が進んだと考える人の割合」を選定の上、過去3年の実績状況に基づき、95%以上となるよう目標値を定めている。															
市町村広報誌への最低賃金制度の掲載割合 ²	-	-	80%	平成25年度	80%	80%	90%	平成23年度	最低賃金制度は、就業形態の多様化等が進展する中で、賃金の低廉な労働者の労働条件を下支えし、その改善を図るセーフティネットとしての重要な役割を果たしている。したがって、引き続きその効果的・効率的な周知を図ることが必要である。この周知の実施状況を図る指標として、「市町村広報誌への最低賃金制度の掲載割合」を選定の上、過去5年の実績状況に基づき、80%以上となるよう目標値を定めている。															
測定指標	目標			目標年度	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠																			
-	-			-	-																			
(参考)測定指標	平成20年度		平成21年度	平成22年度		平成23年度		平成24年度																
-	-		-	-		-		-																

達成手段 (開始年度)	補正後予算額(執行額)		25年度 当初 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要	達成手段 の目標 (25年度)	施策目標達成への寄与の内容	平成25年度行政事業 レビュー事業番号
	23年度	24年度						
(1) 労働条件の確保・改善に必要な経費(平成21年度)	11億円 (9億円)	11億円 (9億円)	11億円	1、2	① 労働契約法等活用支援事業 平成20年3月1日より施行された労働契約法について、企業側に対する働きかけに加えて、専門家の活用等により、労働者に対する労働関係法令の教育、情報提供等のためのテキストの作成及びセミナーの開催を行う。 ② 有期労働契約に関する新たなルールの円滑な実施 平成25年4月1日から全面施行された改正労働契約法の改正内容の周知を行うとともに、有期労働契約から無期労働契約への円滑な転換が可能となるよう、無期転換の好事例の収集や社内制度化に向けた取組モデルの開発・普及を行う。 ③ 賃金制度改善指導等経費 学識経験者、賃金等労務管理専門家、事業主団体関係者等による委員会を開催し、モデル賃金制度の作成を行う。また、賃金制度の整備・改善に意欲を持つ中小企業及び中小企業事業主団体を対象に、賃金アドバイザーによりモデル賃金制度を活用したセミナーの開催による普及を行う。 ④ 最低賃金制度推進費 最低賃金制度及び改定された最低賃金額について、新聞広告掲載、インターネット広告及びポスター駅貼りなどにより周知啓発活動等を行う。 ⑤ 最低賃金調査等経費 中小零細企業又は事業所の賃金の実態等を把握するため、最低賃金基礎調査(一般統計調査)を行う。また、中央検討委員会、地域調査委員会及び業種調査委員会を設置し、地域・業種における賃金実態調査を行い、最低賃金の引上げのための課題の検討を行う。	(1) 労働契約法等活用支援事業セミナー参加者のうち、労働契約法等労働関係法令の理解が進んだと考える人の割合：95% (セミナー参加者のうち、労働契約法等労働関係法令の理解が進んだと考える人の割合：95%以上) (2)市町村広報誌への最低賃金制度の掲載割合：80%	【測定指標1関連】 ・労働者・事業主等の労働契約の当事者に対し、労働契約の基本的なルールについての教育、情報提供を行うことで、労働契約の基本的なルールについての理解が深まり、個別労働紛争の未然防止に寄与すると考えられる。 【測定指標2関連】 ・最低賃金制度及び改定された最低賃金額についての周知啓発活動等を行うことにより、広く国民に対して、最低賃金に係る周知を図ることができる。	338

平成25年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(厚生労働省25(Ⅲ-1-2))

* 厚生労働省では、基本目標＞施策大目標＞施策目標を設定して、政策を実施している。

施策目標名	最低賃金引上げにより影響を受ける中小企業への支援を推進すること(施策目標Ⅲ-1-2)				担当部局名		労働基準局労働条件政策課賃金時間室		作成責任者名		賃金時間室長 里見隆治														
施策の概要	本施策は、最低賃金の引上げの円滑な実施を図るために推進している。				政策体系上の位置付け		基本目標Ⅲ ディーセントワークの実現に向けて、労働者が安心して快適に働くことができる環境を整備すること 施策大目標Ⅲ-1 労働条件の確保・改善を図ること																		
予算書との関係	本施策は、予算書の以下の項に対応している。 (項)中小企業最低賃金引上げ支援対策費[平成25年度予算額:2,646,299千円]				関連施策		-																		
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)	最低賃金引上げの影響が大きい地域及び業種の中小企業事業主が、雇用の削減や賃金の切下げを行うことなく、最低賃金の引上げに対応した賃金の引上げを図ることができるよう支援する。								政策評価実施予定 時期(評価予定表)		<table><tr><td>24</td><td>25</td><td>26</td><td>27</td><td>28</td></tr><tr><td>モニ</td><td>実績</td><td>モニ</td><td>モニ</td><td>モニ</td></tr></table>					24	25	26	27	28	モニ	実績	モニ	モニ	モニ
24	25	26	27	28																					
モニ	実績	モニ	モニ	モニ																					
測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値		最新値	年度	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠																
					24年度	25年度																			
	1 最低賃金相談支援センターにおける専門家派遣	-	-	3,240件	平成25年度	-	3,240件	2,944件	平成24年度	最低賃金引上げに向けて生産性の向上等に取り組む中小企業を対象に、労働条件管理、経営管理の改善等に関する相談窓口を通じて、労務経営に関する専門家の派遣を行うことにより、具体的改善に資することとなるため、専門家派遣数を指標として選定し、平成24年度実績以上の目標を設定した。															
	2 業種別団体助成金による取組団体	-	-	10団体	平成25年度	-	10団体	16団体	平成24年度	最低賃金引上げの影響が大きい全国規模の団体が、業界全体として賃金底上げを図るために実施した取組に対する助成であり、取組団体数が多いほど事業の効果が大きいため、取組団体数を指標として選定し、予算措置の範囲内で最大の団体数を目標として設定。															
3 業務改善助成金による取組件数	-	-	2,000件	平成25年度	-	2,000件	1,627件	平成24年度	計画的に時間給800円以上に引き上げるための計画を策定し、その取組を実施し40円以上引き上げた中小企業事業主に対する助成であり、助成件数が即事業の効果につながるため、助成件数を指標として選定した。目標は、予算措置の範囲内で最大の件数を設定。なお、今年度から地域別最低賃金額が720円以下の道県も助成対象としている。																
測定指標	目標			目標年度	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠																				
-	-			-	-																				
(参考)測定指標	平成20年度	平成21年度	平成22年度		平成23年度		平成24年度																		
	-	-	-		-		-																		

達成手段 (開始年度)	補正後予算額(執行額)		25年度 当初 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要	達成手段 の目標 (25年度)	施策目標達成への寄与の内容	平成25年度行政 事業レビュー事業 番号
	23年度	24年度						
(1) 最低賃金引上げに向けた中小企業 への支援事業(平成23年度)	30億円 (11億円)	28億円 (21億円)	26億円	1～3	① 地域中小企業相談等事業 中小企業の経営改善の指導を行う中小企業 団体等への委託により、最低賃金引上げに向けて生産性の向上等の経営改 善に取り組む中小企業の労働条件管理などの相談等について、中小企業庁 等の事業と連携し、ワン・ストップで対応する相談窓口を全国47か所に設け、 相談、専門家派遣等を実施する。 ② 業種別団体補助事業 時間給800円未満の労働者数が多く、最低賃金の 引上げの影響が大きい25業種の全国規模の業界団体が、業界全体として賃 金底上げを図るため、生産性向上のための取組、販路拡大のための市場調 査の取組等を行う場合に、その経費を助成(上限20,000千円)する。 ③ 中小企業業務改善等補助事業 事業場内で最も低い時間給(時間換算 額)を計画的に800円以上に引き上げる賃金引上げ計画を策定し、1年で40円 以上の引上げを実施するとともに、労働者の意見聴取の上、就業規則の作 成・改正、賃金制度の整備、労働能率の増進に資する設備・器具の導入、研 修等を実施する中小企業事業主に対し、その経費の2分の1を助成(上限 1,000千円)する。	・最低賃金相談支援 センターにおける専門 家派遣(3,240件) ・業種別団体助成金 による取組団体(10団 体) ・業務改善助成金の による取組件数 (2,000件)	【測定指標1関連】 ・生産性の向上等の経営改善等に取り組む最低賃金引上げの影響が大きい中小企業事業主の 相談等に対応し、的確なコンサルティングを行うことにより、賃金引上げに結びつける。 【測定指標2関連】 ・業界全体としての取組みを推進することにより、業界団体傘下の各企業の賃金底上げの支援を 図る。 【測定指標3関連】 ・事業場内最低賃金の額の引上げにより、当該企業の賃金引上げはもとより、波及効果として地 域の他の事業場や同業種の事業場の賃金底上げが見込めることにより、最低賃金の引上げに 資すると考えられる。	339

平成25年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(厚生労働省25(Ⅲ－2－1))

* 厚生労働省では、基本目標＞施策大目標＞施策目標を設定して、政策を実施している。

施策目標名	労働者の安全と健康が確保され、労働者が安心して働くことができる職場づくりを推進すること (施策目標Ⅲ－2－1)		担当部局名	大臣官房統計情報部 労働基準局 職業能力開発局 雇用均等・児童家庭局		作成責任者名	雇用・賃金福祉統計課賃金福祉統計室長 野地祐二 監督課長 美濃芳郎 労働条件政策課賃金時間室長参事官 里見隆治 安全衛生部計画課長 井内雅明 安全課長 奈良 篤 労働衛生課長 泉 陽子 化学物質対策課長 森戸和美 労災補償部労災管理課長 木原亜紀生 海外協力課外国人研修推進室長 塚本勝利 雇用均等・児童家庭局総務課長 定塚由美子 雇用均等政策課長 成田裕紀 職業家庭両立課長 中井雅之 短時間・在宅労働課長 田中佐智子														
施策の概要	この施策は、労働災害防止対策等を推進するために実施している。			政策体系上の位置付け	基本目標Ⅲ ディーセントワークの実現に向けて、労働者が安心して快適に働くことができる環境を整備すること 施策大目標2 安全・安心な職場づくりを推進すること 2－1 労働者の安全と健康が確保され、労働者が安心して働くことができる職場づくりを推進すること																
予算書との関係	この施策は、予算書の以下の項におおむね対応している。 一般会計 (項)独立行政法人労働安全衛生総合研究所運営費【平成25年度予算額:453,469千円】 労働保険特別会計労災勘定 (項)安全衛生対策費【平成25年度予算額:16,675,981千円】 (項)独立行政法人労働安全衛生総合研究所運営費【平成25年度予算額:1,561,074千円】 (項)独立行政法人労働安全衛生総合研究所施設整備費【平成25年度予算額:55,667千円】 労働保険特別会計雇用勘定 (項)男女均等雇用対策費 【平成25年度予算額:876,603千円】一部			関連施策	基本目標Ⅰ(安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること)の施策大目標10(妊産婦・児童から高齢者に至るまでの幅広い年齢層において、地域・職場などの様々な場所で、国民的な健康づくりを推進すること)の施策目標(安全・安心な職場づくりを推進すること)は同一のものである。																
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)	労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)に基づき、労働災害の防止のための危険防止基準の確立、責任体制の明確化及び自主的活動の促進の措置を講ずる等その防止に関する総合的計画的な対策を推進することで職場における労働者の安全と健康を確保することを図る。 また、同法に基づく第12次労働災害防止計画(平成25年度～29年度)によって、労働災害の一層の減少を図るため、労働災害や業務上疾病発生状況の変化に合わせた対策の重点化を行うとともに、行政、労働災害防止団体、業界団体等の連携・協働による災害防止の取組を図る。					政策評価実施予定 時期(評価予定表)	<table><tr><td>2 4</td><td>2 5</td><td>2 6</td><td>2 7</td><td>2 8</td></tr><tr><td>モニ</td><td>モニ</td><td>実績</td><td>モニ</td><td>モニ</td></tr></table>					2 4	2 5	2 6	2 7	2 8	モニ	モニ	実績	モニ	モニ
2 4	2 5	2 6	2 7	2 8																	
モニ	モニ	実績	モニ	モニ																	
測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値		最新値	年度	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠												
1 労働災害による死亡者数	1,093	平成24年	929	平成29年	24年度	25年度	1,093	平成24年	日本の労働災害による死亡者数は、長期的には減少傾向にあるが、依然として年間1000人を超える方が労働災害に被災して亡くなっている。こうした現状を踏まえ、死亡災害を少しでも減らし、誰もが安心して健康に働くことができる社会を実現するため、取組を強化する必要がある。 このような状況の中、平成25年2月25日に策定された第12次労働災害防止計画に「平成29年までに、労働災害による死亡者数を15%以上減少(平成24年比)」という目標が掲げられたことに基づいて目標設定している。												
2 労働災害による死傷者数 (休業4日以上)	119,576	平成24年	101,640	平成29年	前年と比して5%以上減少させること	前年と比して5%以上減少させること	119,576	平成24年	日本の労働災害による死傷者数は、長期的には減少傾向にあり、平成21年に過去最小となったが、その後、平成22年以降は3年連続で増加している。こうした現状を踏まえ、労働災害を少しでも減らし、誰もが安心して健康に働くことができる社会の実現に向けて、労働災害防止の取組を強化する必要がある。 このような状況の中、平成25年2月25日に策定された第12次労働災害防止計画に「平成29年までに、労働災害による死傷者数(休業4日以上)を15%以上減少(平成24年比)」という目標が掲げられたことに基づいて目標設定している。												

測定指標		目標		目標年度		測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠					
—		—		—		—					
(参考)測定指標		平成20年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度	
—		—		—		—		—		—	
達成手段 (開始年度)		補正後予算額(執行額)		25年度 当初 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要	達成手段 の目標 (25年度)	施策目標達成への寄与の内容			平成25年度行政事業 レビュー事業番号
		23年度	24年度								
(1)	技能実習生に対する事故・疾病防止対策等事業 (平成9年度)	40百万円 (28百万円)	38百万円 (38百万円)	36百万円	1.2	①安全衛生等対策検討委員会を設置し、技能実習生の事故・疾病防止に関するマニュアル、チェックリスト等の作成を行う。②安全衛生アドバイザー及び外国人ストレス対策アドバイザーを配置し、受入れ企業・団体に対してアドバイザーによる相談・助言を行うとともに、要請等に基づき実地相談を行う。③受入れ企業・団体にに対し技能実習生に係る労災保険制度の適用についての周知等を行う。	—	技能実習生受入れ企業に対する安全衛生、健康確保に対する助言・指導等を中心とした事故・疾病防止対策等を通じ、技能実習生の安全衛生の確保を図ることにより、測定指標1及び2に寄与すると見込んでいる。			340
(2)	就労条件総合調査費 (平成12年度)	31百万円 (21百万円)	24百万円 (20百万円)	24百万円	—	総務省が実施している「経済センサス-基礎調査」から産業・企業規模別に抽出された15大産業に属する常用労働者30人以上の民営企業を調査対象として公共サービス改革法に基づく民間委託により調査を実施し、厚生労働省において集計・公表を行う。	—	当該調査結果は、労働政策審議会の各種分会、検討会、研究会等での検討資料や、「仕事と生活の調和(ワークライフバランス)」の促進のための行動指針などに活用されている。これにより、労働時間短縮のための施策の検討等が行われ、労働者が安心して働くことができる職場づくりの推進に寄与しているものである。			341
(3)	家内労働安全衛生管理費 (昭和49年度)	21百万円 (9百万円)	18百万円 (9百万円)	14百万円	1.2	家内労働者又は委託者(家内労働者に原材料等を提供し、物品の製造・加工等の仕事を直接委託する者)を対象に、都道府県労働局において委嘱された家内労働安全衛生指導員が、家内労働者の安全の確保及び健康の保持に関する事項について必要な指導を行う。	安全衛生指導員による個別指導において、要改善事項があった者(委託者・家内労働者)について、指導の結果、改善の意向ありと回答した者の割合:85%以上	家内労働者の安全の確保及び健康の保持、危険有害業務に従事する家内労働者の職業性疾患の早期発見及び予防を推進することにより、測定指標1及び2に寄与すると見込んでいる。			342
(4)	女性労働者健康管理等対策費 (昭和48年度)	21百万円 (13百万円)	15百万円 (7百万円)	14百万円	1.2	男女雇用機会均等法に基づく事業主の義務である妊娠中及び出産後の健康管理に関する措置が、事業所内において適切に実施されるようにするため、事業主への啓発、指導等を行うことにより、母性健康管理の措置に関する円滑な施行を図る。	母性健康管理に関する相談件数:3,199件	女性労働者の特性に見合った健康管理対策、特に母性の健康管理指導等を実施し、もって労働災害の防止等を図る。			343
(5)	独立行政法人労働安全衛生総合 研究所運営費交付金に必要な経費 (平成18年度)	2,048百万円 (2,048百万円)	1,987百万円 (1,941百万円)	2,015百万円	1.2	(独)労働者安全衛生総合研究所が行う事業の運営に必要な経費を交付し、事業場における災害の予防並びに労働者の健康の保持増進及び職業性疾病の病因、診断、予防その他の職業性疾病に係る事項に関する総合的な調査及び研究を行うことにより、労働災害防止対策に資する。	調査研究で得られた科学的知見が、労働安全衛生関係法令・指針・通達、国内外の労働安全衛生に関する基準の制定等へ反映された件数を10件程度とする。	①プレス、木材加工機械等による労働災害、建設業における足場の倒壊、墜落、土砂崩壊による労働災害、化学設備等における爆発火災災害、感電災害等を防止するための産業安全面の調査及び研究や、②じん肺、職業がん、腰痛等の職業性疾患、メンタルヘルス、健康保持増進、有害物質を除去するための局所排気装置等に関する労働衛生面の調査及び研究を行うことにより、労働災害防止対策が図られ、測定指標1及び2に寄与すると見込んでいる。			344

(6)	産業医学振興経費 (昭和53年度)	5,453百万 円 (5,453 百万円)	4,998百万 円 (4,969百 万円)	5,012 百万円	1.2	産業医科大学に対する助成、修学資金の貸与を行うとともに、産業医の資質の向上、産業医学に関する研究の促進等を図り、もって産業医学の振興と職場での労働者の健康確保の充実に資する。	・産業医研修事業受講者数を25,000人以上にする。 (研修後のアンケートで、有用であった旨の回答の割合を、全回答者数の85%以上にする) ・産業医資格取得希望者のための研修参加者を550人以上にする。 (研修後のアンケートで、有用であった旨の回答の割合を、全回答者数の85%以上にする)	過重労働による過労死・過労自殺が増加しているため、法律に基づき事業場での労働者の健康確保を担う「企業のホームドクター」である産業医の活動が強く求められ、また、メンタルヘルス等高度な専門性を持った産業医の育成が急務となっている。産業医学振興財団の実施する産業医の資質・能力向上、産業医学に関する調査研究・情報発信、産業医科大学への助成等の事業に対し補助をすることで、産業医学の振興を図り、測定指標1及び2に寄与すると見込んでいる。	345
(7)	労働災害防止対策費補助金 (昭和39年度)	1,844百万 円 (1,484 百万円)	1,516百万 円 (1,431百 万円)	1,377 百万円	1.2	労働災害の防止を目的として設立された労働災害防止団体等に対し補助金を交付し、作業現場等の実態に即したきめ細かい労働災害防止活動の進展を図る。	・労働災害防止団体及び船員災害防止協会が実施する現場指導等事業場等数を18,900事業場以上とする。 (安全衛生水準向上に効果があるとした事業場等の割合を80%以上とする。) ・労働災害防止及び船員災害防止に関する教育研修等受講者数を62,700人以上とする。 (災害防止に効果があるとした者の割合を80%以上とする)	労働環境の急激な変化によって多発し、重大化傾向もある労働災害を防止するためには、事業主による自主的な労働災害防止活動が不可欠である。各種労働災害防止協会が事業主の自主的な取り組みを側面から支援することで、測定指標1及び2に寄与すると見込んでいる。	346
(8)	地域産業保健事業 (平成5年度)	2,032百万 円 (1,914百万 円)	2,125百万 円 (1,986百 万円)	2,230百万 円	1.2	産業医の選任が義務づけられていない常時使用労働者数50人未満の小規模事業場での労働者の健康確保のため、地域の医療機関等を活用し、定期健康診断後の対応等や長時間労働者に対する面接指導を実施する。	健康相談利用者数を前年度実績以上とする。	職場での産業保健活動は産業医が中心となって行われているが、常時使用する労働者の数が50人未満の小規模事業場では、産業医の選任が義務づけられていないため、労働者の健康管理等が十分に行われていない。また、国内ではこうした事業場が全体の約97%を占めている。そのため、こうした事業場に対し産業医業務を提供することで、測定指標1及び2に寄与すると見込んでいる。	347
(9)	じん肺診断技術研修事業 (昭和49年度)	1百万円 (1百万円)	1百万円 (1百万円)	1百万円	1.2	じん肺法に基づくじん肺管理区分の決定を行う地方じん肺診査医に対し、管理区分決定のための診断・審査をしっかりと行うため研修を実施し、必要な技術を習得させる。	研修を1回行う。	地方じん肺診査医に対する研修を実施することで、地方じん肺診査医の技術の向上と平準化を促し、じん肺管理区分決定の全国斉一な実施担保する。もって、測定指標1及び2に寄与すると見込んでいる。	348
(10)	じん肺有所見者に対する普及啓発事業 (平成9年度)	10百万円 (4百万円)	3百万円 (3百万円)	3百万円	1.2	企業の衛生管理者等を対象に、じん肺有所見者に対する教育指針の普及啓発のための研修を実施する。	研修を7回以上、合計300人以上に対して行う。	「じん肺有所見者に対する教育指針」を、粉じん作業がある事業場に対して普及・定着させることで、事業場のじん肺予防対策の一層の推進をめざし、測定指標1及び2に寄与すると見込んでいる。	349
(11)	特定有害業務従事者の離職者特殊健康診断実施事業 (昭和47年度)	1,110百万 円 (1,357百 万円)	1,199百万 円 (1,198百 万円)	1,192百万 円	1.2	労働安全衛生法第67条に定める健康管理手帳の所持者に対する健康診断の実施を行う。	手帳所持者の健康診断実施率を平成23年度の実績以上とする。	健康管理手帳所持者に対する健康診断の実施を通じて、一定の有害業務に従事し離職した労働者の健康管理を促進する。もって、測定指標1及び2に寄与すると見込んでいる。	350
(12)	呼吸用保護具の性能の確保のための買い取り試験 (平成12年度)	22百万円 (22百万 円)	22百万円 (22百万 円)	24百万円	1.2	市場に流通する国家検定に合格した防じんマスク及び防毒マスク並びに日本工業規格に適合した電動ファン付き呼吸用保護具(以下「呼吸用保護具」という。)の買取り試験を実施することで、呼吸用保護具の性能の確保を図ることを目的とする。	現在市場に流通している、25年度中に有効期間が終わる防じんマスク及び防毒マスクについて、有効期間中に買取り試験を実施した型式の割合を100%とする。	有害な作業環境下で使用される防じんマスク及び防毒マスクについて、国家検定合格型式のうち市場に流通しているものを調査して把握し、買取り試験の実施を通じて、厚生労働大臣が定める規格や型式検定合格時の品質を維持しているかを確認する。 さらに平成25年度においては、改正石綿障害予防規則(平成21年)及び改正粉じん障害防止規則(平成19年)において、特に粉じん濃度が高い作業における使用を義務付けている電動ファン付き呼吸用保護具についても、東日本大震災の復興工事における石綿を含む建築物の解体工事の増加等に伴い、その使用が増加していることから、買取り試験の対象にすることで、その性能の確保を図る。 品質が維持された呼吸用保護具を使用することで、健康障害の防止が期待でき、測定指標1及び2に寄与すると見込んでいる。	351

(13)	作業環境における個人ばく露測定に関する実証的検証事業 (平成22年度)	17百万円 (12百万円)	12百万円 (12百万円)	10百万円	1.2	作業環境測定において、特定の作業時においては、現行の作業環境測定方法よりも有用であると考えられている個人ばく露測定方法について、現場での検証の実施、検討会の開催による検討等を通じて、個人ばく露測定方法の実施方法及びその結果の評価方法、現在の作業環境測定(場の測定方法)との比較検討等を行うことで、個人ばく露測定方法の導入に向けた具体的方策を検証する。	労働衛生の専門家等を参集した検討会の開催、検討会で検討された内容の実証検証(現場測定)を行い、最終的に報告書として取りまとめる。	一定の作業現場では現行の作業環境測定方法(場の測定)よりもより有用であるとされる個人ばく露測定方法について、当該測定方法に係る具体的な測定方法及び評価方法等を検証し、これを取りまとめた結果に基づき測定を行うことで、より適切に作業環境を把握することが可能となる。そして、これに基づき改善措置を図ることで、労働者の健康障害の防止が期待できるため、測定指標1及び2に寄与すると見込んでいる。	352
(14)	メンタルヘルス対策支援事業 (平成20年度)	1,286百万円 (1,270百万円)	1,263百万円 (1,250百万円)	665百万円	1.2	事業者、産業医等からの相談対応、個別事業場に対する訪問支援等を実施し、事業者の取り組みメンタルヘルス対策を総合的に支援する。	訪問支援件数を10,713件以上とする。	精神障害による労災支給決定件数は増加傾向にある。一方、事業場でのメンタルヘルス対策の取組状況を見ると、対策に取り組んでいる事業場は、全体の約4割にとどまっており、対策に取り組んでいない事業場では、「必要性を感じない」(48.4%)、「専門スタッフがいない」(22.1%)、「取り組み方がわからない」(20.1%)などの理由をあげている。このような事業場に対してメンタルヘルス対策の取組方法等について助言等を行うことにより、職場のメンタルヘルス対策の一層の促進を図ることができ、自殺を含むメンタルヘルス不調の予防に繋がることから、測定指標1及び2に寄与すると見込んでいる。	353
(15)	職域対象のメンタルヘルス対策についてのポータルサイト事業 (平成21年度)	68百万円 (68百万円)	61百万円 (50百万円)	49百万円	1.2	職場でのメンタルヘルス対策に係るポータルサイトを設置し、事業者、産業医、労働者等に対して、職場のメンタルヘルスに関する様々な情報をインターネットを通じて情報提供する。	サイトへのアクセス数を70万件以上とする。	精神障害による労災支給決定件数は増加傾向にある。一方、事業場でのメンタルヘルス対策の取組状況を見ると、対策に取り組んでいる事業場は、全体の約4割にとどまっており、対策に取り組んでいない事業場では、「必要性を感じない」(48.4%)、「専門スタッフがいない」(22.1%)、「取り組み方がわからない」(20.1%)などの理由をあげている。このような事業場に対してメンタルヘルス対策の取組方法等についての情報提供を実施することにより、職場のメンタルヘルス対策の一層の促進を図ることが、自殺を含むメンタルヘルス不調の予防に繋がることから、測定指標1及び2に寄与すると見込んでいる。	354
(16)	ストレス症状を有する者に対する面接指導等に関する研修事業 (平成17年度)	160百万円 (104百万円)	97百万円 (0百万円)	148百万円	1.2	産業医等を対象としてストレスに関連する症状・不調の確認の進め方等の職場のメンタルヘルス対策について研修を行う。 (平成24年度は、労働安全衛生法の改正法案により義務づけることを予定していたストレスチェックと面接指導の実施方法について研修することとしていたが、本法案が平成24年度中に成立しなかった(衆議院の解散により廃案になった)ため、未契約となっている。)	研修の実施を47回以上行う。	精神障害による労災支給決定件数は増加傾向にある。一方、事業場でのメンタルヘルス対策の取組状況を見ると、対策に取り組んでいる事業場は、全体の約4割にとどまっており、対策に取り組んでいない事業場では、「必要性を感じない」(48.4%)、「専門スタッフがいない」(22.1%)、「取り組み方がわからない」(20.1%)などの理由をあげている。このような状況で、職場のメンタルヘルス対策を含む産業保健活動を中心的に行っている産業医等に対し研修を行い、その資質の向上を図り、職場のメンタルヘルス対策の一層の促進を図ることが、自殺を含むメンタルヘルス不調の予防に繋がることから、測定指標1及び2に寄与すると見込んでいる。	355
(17)	化学物質管理の支援体制の整備事業 (平成12年度)	126百万円 (115百万円)	83百万円 (78百万円)	75百万円	1.2	化学物質のGHS(化学品の分類と表示に関する国連勧告)分類の実施とGHSに対応したモデルMSDS(化学物質等安全データシート)の作成や相談窓口による化学物質管理に関する情報提供・相談対応等を行う。	150の化学物質についてGHS(化学品の分類と表示に関する国連勧告)分類を行う。	化学物質の表示・文書(SDS)に係る情報収集、化学物質管理に関する相談対応、化学物質管理に係る人材育成等について支援することで、労働安全衛生法の努力義務規定等に基づく事業場での自律的な化学物質管理を促進して化学物質による労働災害の防止が図られ、測定指標1及び2に寄与すると見込んでいる。	358
(18)	ナノマテリアルの有害性等調査事業 (平成21年度)	111百万円 (110百万円)	302百万円 (302百万円)	174百万円	1.2	以下の事業を実施することでナノマテリアルの発がん性等の有害性を調査する。 ①ナノマテリアルの吸入による長期がん原性試験の実施 ②遺伝毒性試験によるナノマテリアルに係る有害性等の情報収集	長期がん原性試験(2年間のうちの2年目)を実施する。	現在、ナノマテリアルによる労働者への健康影響は未知であることから、労働者のばく露形態を想定した吸入試験による長期のがん原性試験の実施等によってナノマテリアルの有害性を調査し、労働者の健康障害の防止に資することができる。もって、測定指標1及び2に寄与すると見込んでいる。	359
(19)	化学物質の有害性調査事業 (平成12年度)	850百万円 (817百万円)	825百万円 (825百万円)	825百万円	1.2	実験動物(マウスとラット)を用いて、長期間化学物質にばく露させ、化学物質の発がん性等の有害性を調査する。	・試験が終了する予定の2物質について試験結果を公表する。	OECDテストガイドラインに基づき、予備試験と本試験(マウスとラットを合計800匹用いて2年間はばく露を行う。)を行って化学物質の発がん性等の有害性を調査することで、労働者の健康障害の防止に資するため、測定指標1及び2に寄与すると見込んでいる。	360
(20)	新規起業事業場就業環境整備事業 (平成19年度)	81百万円 (80百万円)	80百万円 (76百万円)	77百万円	1.2	新規起業事業場については、最低限必要な労務管理又は安全衛生管理に係る基本的な知識や理解が不足していることが多いことから、コンプライアンスが徹底されず、長時間労働や労働災害の発生が懸念される。このため、労働時間制度等の整備及び労働時間管理の適正化を図り長時間労働を抑制するとともに、安全衛生管理体制や労働者の健康確保が図られるよう、適正な就業環境形成のための支援を行う。	1年以内に具体的な就業環境の整備が図られた割合を85%以上とする。	本事業は、労務管理や安全衛生管理に係る基本的な知識や理解が不足していることが多い新規起業事業場に対し、労働時間管理や安全衛生体制等の確立について支援を行うものであり、労働災害の発生防止につながることから、測定指標1及び2に寄与すると見込んでいる。	361

(21)	自動車運転者の労働時間等の改善のための環境整備等 (平成20年度)	120百万円 (69百万円)	97百万円 (73百万円)	123百万円	1.2	①自動車運転者時間管理等指導員(以下「指導員」という。)を引き続き配置して、個別訪問の上、指導・助言を行う。②荷主から連なる貨物運送業務受注事業場を構成員とする協議会を設置させるとともに、自動車運行管理アドバイザーによる個別指導等を実施し、自動車運転者の安全衛生及び労働条件の確保を推進する。	指導員が個別訪問した事業者の80%以上から「訪問が有益であった」との回答を得る。	本事業は、事業主自らの努力と荷主の協力を得る取組等を通じて、自動車運転者の長時間労働の抑制を推進し、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」を遵守しやすい環境を整備することにより、自動車運転者の就業環境の改善を推進するものであり、過重労働による健康障害の防止につながるものであることから、測定指標の1及び2に寄与すると見込んでいる。	362
(22)	安全衛生施設整備等経費 (昭和23年度)	395百万円 (332百万円)	274百万円 (257百万円)	238百万円	1.2	安全衛生施設(日本バイオアッセイ研究センター、大阪安全衛生教育センター、建設業安全衛生教育センター、安全衛生総合会館、産業安全会館、大阪労働衛生総合センター、安全衛生技術センター(北海道・東北・関東・中部・近畿・中国四国・九州)の計13施設)のうち、施設が毎年実施する保全実態調査及び国土交通省による実態調査等により、重要度・緊急度等を調査した上で、施設を適切に運営できるよう、特別修繕が必要なものを計画的に修繕する。 平成25年度においては、我が国で唯一、化学物質についての動物の長期吸入有害性調査等を実施している「日本バイオアッセイ研究センター」(以下「センター」という。)の施設整備等を実施する。	センターの吸入実験装置等の整備と建物付帯設備工事を実施し、センターの主たる業務である動物による短期・長期吸入試験を円滑に行う。	化学物質の短期・長期吸入試験を円滑に行うことで、化学物質の有害性を事前に把握し対策を講じることが可能となるため、国内の労働災害及び職業性疾病の予防につながり、測定指標1及び2に寄与すると見込んでいる。	363
(23)	労働安全衛生融資資金利子補給金 (昭和47年度)	185百万円 (185百万円)	206百万円 (206百万円)	233百万円	—	独立行政法人労働者健康福祉機構法附則第3条第3項に基づき、残存する貸付債権の管理・回収業務、金融機関からの借入金の償還業務を行っている。その利息補助と貸倒償却の補填を行う。 (資金的な問題で労働災害の防止措置を十分に果たせない中小企業に対して、事業者が行う労働災害防止の基盤・環境を整備する努力を側面から援助するため、資金を長期かつ低利で事業者に融資してきたが、平成13年12月19日の閣議決定「特殊法人等整理合理化計画」により、当該融資制度を廃止している。現在は、残存する貸付債権の管理・回収業務、金融機関からの償還業務を行っている。)	正常債権の弁済計画に基づいた年度回収目標額133百万円を回収する。	労働安全衛生融資制度は、資金的な問題で労働災害の防止措置を十分に果たせない中小企業に対して、事業者が行う職場環境改善のための機械設備の設置等のために必要な資金を長期かつ低利で融資するというものであり、これにより、中小企業における労働災害を防止するための基盤・環境が整備されることから、測定指標1及び2に寄与すると見込んでいる。 (なお、本融資制度は既に廃止されており、現在の事業内容は、残存する貸付債権の管理・回収業務、金融機関からの借入金の償還業務となる。)	365
(24)	「労災かくし」の排除のための対策の推進 (平成13年度)	48百万円 (39百万円)	47百万円 (39百万円)	46百万円	—	(1)全国健康保険協会との連携等による労災保険給付請求の勧奨 (2)パンフレット等による被災労働者本人等への労災保険制度の周知等 (3)建設業者にに対する集団指導 (4)事業場及び医療機関に対する調査	健康保険の不支給決定等で、明らかに労災保険制度の対象とならない者を除き、全員に労災保険の請求勧奨を行う。	労働災害発生事実の隠蔽等を行う労災かくしが多発する状況が続くと、労働基準行政の的確な推進を揺るがすことになりかねないことから、被災労働者の適正な保護を一層推進する観点から、労災かくしの排除についてさらなる対策の強化を図り、労働者が安心して働くことができる職場づくりを推進する。	366
(25)	独立行政法人労働安全衛生総合研究所施設整備費に必要な経費 (平成18年度)	211百万円 (179百万円)	56百万円 (50百万円)	56百万円	1.2	安全衛生分野の調査及び研究を確実かつ円滑に遂行するため、(独)労働安全衛生総合研究所の施設・設備の更新・整備に対して、耐用年数、用途、使用頻度、使用環境等を勘案し、補助を行う。	施設整備に関する計画の的確な実施を行う。(3件)	既存の施設・設備について、耐用年数、用途、使用頻度、使用環境等を勘案し、計画的に更新・整備を進めることにより、調査研究業務の確実かつ円滑な運営が図られ、測定指標1及び2に寄与すると見込んでいる。	367
(26)	技能講習修了者のデータ元管理 技能講習修了者証明書発行等一元管理事業 (平成23年度)	147百万円 (90百万円)	103百万円 (102百万円)	96百万円	1.2	労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令(以下、「登録者令」という。)第25条の3の2に規定する指定機関として、登録者令第24条と25条、並びに登録教育機関の自主的な情報提供に基づき登録教育機関から技能講習修了者の帳簿の引渡を受け、これをデータ入力管理し、労働安全衛生規則第82条第3項と第4項の規定に基づき、申請者に対し、技能講習を修了したことを証する書面の交付等を行う。	技能講習修了者のデータ入力を80万件以上行う。	現在、技能講習を行う登録技能講習機関は廃止した機関も含めると全国で約3千機関ある。修了証を紛失や破損した場合で、技能講習を行う機関が廃止されていたり、受講した機関名等を失念していたりすると、再交付を受けられず、作業に就けなくなるとような労働者への不利益が生じる。 また、修了証は登録教育機関ごとに交付されるが、建設工事等では、一人の労働者が車両系建設機械やフォークリフトの運転、玉掛けなど複数の技能講習を修了している場合も多い。 このため、一元的に管理したデータを活用して、異なる登録教育機関での講習修了歴を携帯が容易な大きさの1枚の書面にして交付すれば、労働者にとっても携帯しやすいものとなり、現場での労働者の有資格・無資格の確認を助け、無資格者が従事することによる労働災害を防止することにつながる。 このため、全国の登録教育機関の修了者のデータを一元的に管理するとともに、修了者に <i>対し</i> 技能講習を修了したことを証明する書面を發行する環境を整備することで、測定指標1	368

	(27)	安全衛生啓発指導当経費 (平成24年度)	82百万円 (58百万円)	119百万円 (101百万円)	117百万円	1.2	産業設備の高度化、大型化及びこれに伴う災害原因の複雑化に対応し、効率的に災害防止の指導を行うため、計画的に災害防止指導用計測機器及び被服等を整備する。また、労働災害防止についての指導啓蒙を目的として、事業者及び労働者に対する安全衛生意識の普及高揚を図るとともに、災害防止活動を効果的に促進するための指導や安全衛生教育等を実施する。	労働災害防止活動を効果的に促進するため、年間計画にしがいい、全国安全週間・全国労働衛生週間等の期間中に、集団指導(平成25年度:1,916件)を実施する。	測定指標1および2の達成に向けて行政を運営する上で、必要な経費である。	369
	(28)	外部専門機関の整備・育成等事業 (平成23年度)	9百万円 (2百万円)	19百万円 (17百万円)	15百万円	1.2	事業者から選任された産業医が他の専門職と連携して産業保健サービスを提供する外部専門機関の創設に向けた支援として、事業場に対するニーズ等の調査及び外部専門機関として産業保健活動を行う意向を有する医療機関等に対し研修を行う。	外部専門機関の養成のための研修会を仕様書に定める回数以上行う。	メンタルヘルスの問題等、産業医の扱う分野は多様化してきているため、産業医の個人的な知識や能力に依存するのではなく、事業者から選任された産業医が他の専門職と連携して産業保健活動を行うことで、労働者の健康管理等の充実が図られ、測定指標1及び2に寄与すると見込んでいる。	370
	(29)	職場における受動喫煙防止対策に係る相談支援業務 (平成23年度)	12百万円 (12百万円)	25百万円 (17百万円)	77百万円	1.2	職場での受動喫煙防止対策に関する技術的支援の一環として、事業場が建物内全面禁煙や喫煙室設置等の受動喫煙防止対策を行う際の技術的な相談に対して、労働衛生コンサルタント等の専門家が電話又は実地指導等を行い、労働者の健康を保持する観点から適切な受動喫煙防止対策が講じられるよう支援する。	全国で電話相談及び実地指導の実績を平成24年度に比べ2割以上増加させる。	全面禁煙又は空間分煙のいずれかの措置を講じている事業場の割合は平成19年度で46%(現在実施している助成金制度の対象業種以外の事業場を含む)であるが、受動喫煙防止対策に取り組んでいない理由としては、14.9%(平成17年度・中央労働災害防止協会調べ)の事業者が「どのように取り組めばよいかわからない」と回答しているため、当該事業による電話相談と実地指導等によって、事業場における適切な受動喫煙防止対策の実施を促進し、もって測定指標1及び2に寄与すると見込んでいる。	371
	(30)	働きやすい職場環境形成事業 (平成23年度)	53百万円 (1百万円)	72百万円 (34百万円)	90百万円	1.2	平成24年3月の「職場のパワーハラスメントの予防・解決に向けた提言」や平成24年度に実施した「職場のパワーハラスメントに関する実態調査」の結果等を踏まえ、①国民及び労使に向けた周知・広報(パンフレット等の作成・配布、ポータルサイトの改修・継続運営)、②労使の取組の支援(具体的な取組を促進していく際に参考となる資料の作成・周知、参加者の実務に生かすことのできるセミナーの開催)を実施する。	ー (ポータルサイト「あかるい職場応援団」へのアクセス件数:1月平均16,000件以上)	メンタルヘルス不調を生じさせる要因となりうる職場のパワーハラスメントについて、左記の「あかるい職場応援団」を通じた周知広報を行い、問題の予防・解決に向けた社会的気運の醸成を図ることが、自殺を含むメンタルヘルス不調の予防にもつながることから、測定指標1及び2に寄与すると見込んでいる。	372
	(31)	墜落・転落災害等防止対策推進事業 (平成23年度)	75百万円 (55百万円)	77百万円 (67百万円)	71百万円	1.2	建設業と造船業で発生率の高い、墜落・転落災害について、両業種での防止措置の徹底を図る必要があることから、建設業について、手すり先行工法等の普及・定着のための現場指導業務等を実施するとともに、造船業について、統括安全衛生責任者等に対する教育研修会等を行う。また、足場の設置が困難な場所において、適切な「安全帯取付設備」の設置の促進、墜落時の衝撃が少ない「ハーネス型安全帯」の普及を図るため、足場の設置が困難な屋根上等での作業に関するマニュアルを作成し、墜落対策実演研修会を開催する。	・手すり先行工法等の普及のための指導・支援:年間200事業場以上(指導・支援事業場のうち、「今後、自らの施工現場で手すり先行工法等を採用する」との回答の割合:80%以上) (統括安全衛生責任者等に対する研修会参加事業場のうち、「具体的な改善措置を講じた事業場の割合:80%以上) ・墜落対策実演研修会:年間34回以上(墜落対策実演研修会参加事業場のうち、「役にたった」との回答の割合:80%以上)	建設業では、墜落・転落災害が死亡災害の約4割を占めることから、平成21年に省令改正し、足場等からの墜落防止措置を強化して義務付けるとともに、厚生労働省労働基準局安全衛生部長通達で、手すり先行工法等の「より安全な措置」の普及を図ってきたが、手すり先行工法の普及率は未だ31%である。当該事業の実施によって安全な足場を普及させるとともに、足場の設置が困難な場所からの墜落防止対策を普及することで、測定指標1及び2に寄与すると見込んでいる。	373
	(32)	東日本大震災に係る復旧工事安全衛生確保支援事業 (平成23年度補正)	228百万円 (146百万円)	301百万円 (268百万円)	252百万円	1.2	東日本大震災に係る復旧工事について、異業種から新規参入する労働者の増加や大量の工事が隣接したエリアで輻輳して行われることが想定されることから、労働災害の多発が危惧される。このため、安全衛生に関する諸問題に対応する窓口となるプラットホームを被災地3県に開設し、専門家による①工事現場への巡回指導、②安全衛生相談、③安全衛生教育への技術的支援等を実施する。	・復興工事現場に対する安全衛生巡回指導:年間1,150事業場以上 ・安全衛生教育支援:年間1,150事業場以上(安全衛生教育支援の実施の結果、「役に立った」との回答の割合:80%以上)	平成7年に発生した阪神・淡路大震災に係る復旧工事では、平成7年に944人の方が死傷し、40人の方が亡くなれるという事態となり、その後も復興工事の実施に伴う労働災害が多発し、災害発生件数が震災発生前の水準に至るまで数年間を要した。東日本大震災では、本事業の実施で災害発生率を抑制し、測定指標1及び2に寄与すると見込んでいる。	375
	(33)	受動喫煙に係る職場内環境測定支援業務 (平成23年度)	91百万円 (46百万円)	108百万円 (73百万円)	49百万円	1.2	職場での受動喫煙防止対策に関する技術的支援の一環として、事業場に対してデジタル粉じん計と風速計の貸出しを行い、たばこ煙の濃度と喫煙室の換気の状態を確認することで、職場での効果的な受動喫煙防止対策を実施するための支援を行う。	・全国で測定機器の貸出の実績を平成24年度に比べ2割以上増加させる。	受動喫煙を防止するためには、事業場の実態を踏まえた適切な対策を講じることが必要であるが、職場の浮遊粉じん濃度を測定していないとする事業者は79.3%、喫煙室等に向かう気流の風速を測定していないとする事業者は88.7%(いずれも平成17年度・中央労働災害防止協会調べ)となっている。このような測定機器については、一般の事業場での使用頻度は高くなく、測定機器は高価であることから、当該測定機器を無料で貸し出すことで、事業場での受動喫煙に関する現状把握、さらに測定結果を受けた効果的な受動喫煙防止措置の実施を促進し、もって測定指標1及び2に寄与すると見込んでいる。	377

(34)	受動喫煙防止対策助成金 (平成23年度)	329百万円 (36百万円)	608百万円 (101百万円)	785百万円	1.2	中小企業を対象に、受動喫煙による健康への悪影響から労働者の健康を保護するため、喫煙室の設置等の取組に対し助成することによって受動喫煙防止対策を推進する。	全国で助成金の利用実績を平成24年度に比べ5割以上増加させる。	受動喫煙による健康影響については、各種調査等でもすでに明らかとされており、国際的にも急速に取組が進んでいるが、全面禁煙又は空間分煙のいずれかの措置を講じている事業場の割合は平成19年度で46%にとどまっており、職場で労働者は多くの時間を過ごすにもかかわらず対策が遅れている。助成金制度によって、喫煙室の設置等の取組を支援することで、受動喫煙防止対策の一層の促進を図り、測定指標1及び2に寄与すると見込んでいる。	378
(35)	東電福島第一原発の緊急作業従事者に対する健康管理対策 (平成23年度)	261百万円 (32百万円)	598百万円 (265百万円)	483百万円	1.2	東電福島第一原発で、指定緊急作業に従事した労働者の被ばく線量等のデータを蓄積する被ばく線量等管理データベースの運用、緊急作業従事者等を対象とした健康相談等を行う。	— (緊急作業に従事した労働者すべてについて被ばく線量、健康診断結果等を蓄積するデータベースの運用が成果であるため、定量的な指標の設定は困難。)	データベースの運用、健康相談等を行うことにより、緊急作業従事者等の健康状態を長期的に管理することが可能となり、もって、測定指標1及び2に寄与すると見込んでいる。	380
(36)	労働安全衛生等事務費	261百万円 (217百万円)	227百万円 (195百万円)	216百万円	—	労働者の安全衛生を確保するためには、適切な労働安全衛生対策を推進する必要がある。労働安全衛生対策を実施するにあたって必要な書籍やコピー用紙などの消耗品等を本省、労働局、労働基準監督署にて購入するものである。	労働安全衛生対策のために必要となる消耗品等について、コスト意識を持ち、経費の節約に努める。	測定指標1および2の達成に向けて行政を運営する上で、必要な経費である。	381
(37)	職業病予防対策の推進 (—)	7百万円 (6百万円)	6百万円 (5百万円)	6百万円	1.2	技術革新の進展に伴う新原材料等の採用による新しい職業病の発生等に対処するため総合的な委員会を開催し、適正な職業病予防対策の推進を図る。	— (検討会開催のための事務費であり、性質上、定量的な目標の設定は不可)	技術革新の進展に伴う新原材料等の採用による新しい職業病の発生等に対処するために総合的な委員会を開催することにより、適正な職業病予防対策の推進を図るものであることから、測定指標1及び2に寄与すると見込んでいる。	382
(38)	粉じん障害防止総合対策費 (昭和49年)	8百万円 (6百万円)	7百万円 (6百万円)	7百万円	1.2	粉じん障害防止総合対策の普及啓発の為、事業場に対する集団指導や、関係団体との連絡会議等を実施する。	粉じん障害防止対策にかかる集団指導を、各監督署毎に1回ずつ、計325回開催する。	粉じん障害防止総合対策を事業場に対して、広く普及し、衛生水準を向上させることで、測定資料1及び2に寄与すると見込んでいる。	383
(39)	屋外アーク溶接作業時に係る粉じんばく露防止対策の周知 (昭和49年)	1百万円 (1百万円)	1百万円 (1百万円)	1百万円	1.2	平成24年4月の省令改正により、呼吸用保護具使用対象業務とされた屋外におけるアーク溶接作業について、当該業務を行う事業場に対して、集団指導を実施すると共に、そのポイントを示した資料を作成・配布する。	リーフレットを27万部作成し、全国の労働局及び監督署、並びに関係65団体に配布する。	平成24年4月の省令改正の内容を広く周知することで、事業場における粉じん障害防止対策の推進を促し、測定資料1及び2に寄与すると見込んでいる。	384
(40)	有害物質安全対策費 (昭和54年度)	297百万円 (243百万円)	111百万円 (96百万円)	101百万円	1.2	労働安全衛生法第57条の3に基づき、新規化学物質を製造し、又は輸入しようとする事業者は、あらかじめ有害性の調査を行い、その結果を厚生労働大臣に届け出ることとされており、厚生労働省においては、当該届出を審査し、労働者の健康障害の防止のために指導等を行っている。 新規化学物質を製造又は輸入しようとする事業者は、労働安全衛生法第57条の3の規定に基づき、通常、有害性調査機関に化学物質の有害性の調査を依頼し、その調査結果を厚生労働大臣に届け出ることとされているが、有害性調査機関が優良試験所基準(GLP)に基づき適正に有害性調査を行うことを担保するため、査察を実施し、優良試験所基準への適合を確認する。	・新規化学物質の官報による名称公表回数毎年4回とする。 ・申請があった有害性調査機関に対して、100%査察を実施する。	新規化学物質の審査と製造事業者への指導及び有害性調査機関の査察等を実施すること で新規化学物質による労働者の健康障害の防止を図ることができることから、測定指標1及び2に寄与すると見込んでいる。	385
(41)	有害性試験結果評価等のための専門家会議の設置 (昭和54年度)	1百万円 (1百万円)	1百万円 (1百万円)	1百万円	1.2	新規に届出がなされた化学物質について、評価を行うことで、健康障害防止に資する。	新規化学物質として届出があったもののうち、強い変異原性を有するものについて健康障害防止のための指針(通達)を少なくとも毎年1回は発出する。	新規化学物質の届出の際に事業者から提出される有害性調査試験結果について、専門家による評価を行い、健康障害のおそれのあるものについては健康障害防止に係る指針(通達)を発出することを内容としているため、測定指標1及び2に寄与すると見込んでいる。	386

(42)	石綿障害防止総合相談員等設置経費 (平成21年度)	272百万円	247百万円 (212百万円)	248百万円	1.2	建築物の解体等作業に係る計画届、作業届、健康診断結果報告等の届出情報の審査・点検、実地指導、石綿製造等の禁止の徹底、石綿健康管理手帳の交付体制等を強化することにより、石綿のばく露防止対策、健康管理対策の徹底を図る。	石綿障害防止総合相談員の勤務日数を90%以上とする。	都道府県労働局に石綿障害防止総合相談員、労働基準監督署に石綿届出等点検指導員を置き、石綿除去作業等に係る相談業務、届出の審査、個別指導等を実施することで、労働者の健康障害防止対策に寄与することから、測定指標1及び2に寄与すると見込んでいる。	387
(43)	労働衛生指導医設置経費 (昭和49年)	5百万円 (4百万円)	5百万円 (4百万円)	3百万円	1.2	労働安全衛生法第95条に基づき、都道府県労働局長が事業者に対して行う同法第65条第5項に基づく作業環境測定の指示、及び同法第66条第4項に基づく臨時の健康診断実施の指示の際に、労働衛生指導医から意見を述べさせる。	— (労働衛生指導医から意見を述べさせるといふ当該事業の性格から指標設定は困難。)	労働安全衛生法に基づく都道府県労働局長の作業環境測定及び健康診断実施の指示を通じ、事業場の衛生管理を徹底させることで、測定資料1及び2に寄与すると見込んでいる。	388
(44)	長時間労働・過重労働の解消・抑制等経費(平成23年度)	265百万円 (226百万円)	210百万円 (173百万円)	226百万円	1.2	時間外及び休日労働協定の適正化について、時間外及び休日労働協定点検指導員を労働基準監督署に配置し、窓口指導の徹底を図るとともに、過重労働解消用パンフレット等を活用した集団指導や自主点検を実施することにより、長時間労働・過重労働の解消・抑制等対策を推進する。	時間外及び休日労働協定の点検件数を400,000件以上とする。	本事業は、長時間労働・過重労働を解消・抑制することにより健康障害防止を図ることを目的とするものであることから、測定指標の1及び2に寄与すると見込んでいる。	389
(45)	チェンソー取扱作業指導員設置等経費 (—)	9百万円 (7百万円)	7百万円 (6百万円)	7百万円	1.2	林業における振動障害防止対策の充実を図るため、チェンソー取扱作業指導員を必要であると考えられる各局に設置し、林業の作業現場等を巡回し、直接、作業仕組改善事例、振動障害防止に係るガイドブック等を用い、チェンソー取扱作業指針の周知徹底、振動障害の防止に係る知識の普及、林業振動障害防止対策会議の構成員としての職務等を行う。	— (指導員の設置という事業の性格から指標設定は困難。)	振動障害防止対策を推進するために必要な労働局に設置しているものである。チェンソー取扱作業指導員は、社会的信望があり、林業における振動障害の防止に関する深い関心と理解を有する等の要件を具備した者のうちから都道府県労働局長が委嘱することとなっている。チェンソー取扱作業指導員が実効性が高い現場指導を実施することで振動障害の予防対策に資するため、測定指標1、2に寄与するものと見込んでいる。	390
(46)	機械等の災害防止対策費 (平成23年度)	11百万円 (9百万円)	11百万円 (9百万円)	11百万円	1.2	危険性・有害性のある機械設備について、その設置時又は変更時に法令への適合確認を行うとともに、危険性・有害性の調査等(リスクアセスメント)を指導するため、機械設置届等に係る審査及び実地調査を行い、もって機械設備の安全化の促進及び労働災害の防止を図る。また、都道府県労働局等で登録している検査業者、登録教習機関等に対する監査指導を行い、その業務の適正化について指導を行う。	機械による労働災害の対前年比減少	機械による災害は、全労働災害の約1/4を占め、その件数は2万8000件に上る。また、機械による災害は死亡などの重篤な災害となる傾向があることから、当該事業の実施によって機械設備の安全化の促進及び労働災害の防止を図ることで、測定指標1及び2に寄与すると見込んでいる。	391
(47)	特別安全衛生指導等経費 (平成47年度)	45百万円 (38百万円)	44百万円 (38百万円)	57百万円	1.2	技術の進歩に伴い危険性が高くなっている業種及び建設業などの災害発生率が著しく高く重大災害が多い職種に対する特別安全指導の実施、有害物質等有害要因を有する作業場に対する職業性疾病及び振動障害の予防のための特別監督指導等を実施し、労働者の安全、健康管理及び一般の労働条件等の確保を行う。	労働災害の対前年比減	危険性が高い業種、労働災害発生率の高い業種に対する安全指導等を実施して労働災害の防止を図ることで、測定指標1及び2に寄与すると見込んでいる。	392
(48)	特定分野の労働者の労働災害防止活動促進費 (平成23年度)	115百万円 (111百万円)	108百万円 (105百万円)	106百万円	1.2	管内で多数の外国人労働者が労働する都道府県労働局や労働基準監督署へ外国人労働者労働条件相談員を配置し、また、管内で派遣労働者が労働する労働基準監督署へ派遣労働者専門指導員を配置することにより、特定分野の労働者及び当該労働者を使用する事業場からの相談への対応や、当該事業場への指導を行う。これらの相談や指導をより丁寧に分かりやすく行うために、関係リーフレットの作成等を行う。	外国人労働者からの相談のうち、労働災害及び労働時間に係る相談件数を前年より増やす。	本事業は、外国人、派遣労働者等の特定分野の労働者に係る労働災害の防止等を図ることを目的とするものであることから、測定指標の1及び2に寄与すると見込んでいる。	393
(49)	日中安全衛生プラットフォーム事業 (平成24年度)	—	10百万円 (4百万円)	9百万円	1.2	年に1度、日中間で局長級をトップとする政策対話を実施し、安全衛生政策に関する情報交換・意見交換、日中間で生じている事業についての協議等を行う。また、政策対話の実施に併せて、専門家も交えて安全衛生をテーマとするシンポジウムを開催する。	政策対話とシンポジウムを1回以上開催する	中国は、日本最大の貿易相手国で、進出企業数も世界第一位であるが、安全衛生水準は低く、規制・監督体制も不十分なため、日本では使用等が禁止されている有害物質を含有する製品が中国から輸入され、日本国内で発見されるというような事案が発生し、日本の安全衛生にも影響を及ぼしている。このため、定期的に中国側関係当局と協議・意見交換を行う場を設け、両国間で相互に影響を及ぼす安全衛生に係る問題について、規制・制度改善を含む中長期的な視点から意見交換を行うことで、輸入品等に係る国内の労働災害、職業性疾病の予防を図り、測定指標1及び2に寄与すると見込んでいる。	395
(50)	新たな作業環境測定方法の実証的検証 (平成24年度)	—	9 9.3百万円 (9百万円)	9百万円	1.2	作業環境測定における測定方法は、作業環境測定基準(大臣告示)に個々の物質ごとに規定されているが、一部の化学物質については、検知管方法等の簡易な測定方法を認めている。現在、技術開発により新たに検知管等の簡易測定機器が流通しているところであり、これらの製品について、作業環境測定で利用できる精度を有しているかの検証を行う。また、同じく、現在作業環境測定基準に定められている各化学物質に係る測定方法について、評価指標たる管理濃度と比べて十分な測定精度を有しているかの検証を行う。	労働衛生の専門家等を参画した検討会の開催、検討会で検討された内容の実証検証(現場測定)を行い、最終的に報告書として取りまとめる。	現行の作業環境測定方法と比べて簡易に実施できる検知管方法による濃度測定について、市場の実態及び個々の製品に係る有用性を実証検証する。また、現在、作業環境測定基準に規定されている測定方法について、年々低濃度化している評価指標たる管理濃度と比べて十分な測定精度を有したものであるかを実証検証する。これらの結果を踏まえて法令改正することによって、より適切な作業環境管理が可能となるため、測定指標1及び2に寄与すると見込んでいる。	396

(51)	陸上貨物運送事業における労働災害防止対策の推進 (平成24年度)	-	38百万円 (30百万円)	36百万円	1.2	陸上貨物運送事業での労働災害が減少傾向にないことから、災害の多い荷役作業での墜落・転落等災害防止対策を推進するため、陸運事業者向けと荷主向けのガイドラインの普及促進を図るべく、研修会の開催、専門家による事業場安全診断を行う。	研修会を合計58回以上開催する。 (研修後のアンケートで、役立った旨の回答をする者の割合を80%以上とする。)	陸上貨物運送事業では、平成23年の死傷災害件数は13,820人と対前年で780人(+6.0%)増加している。この増要因である荷役作業中の墜落や転倒等の災害を当該事業の実施によって抑制することで、測定指標1及び2に寄与すると見込んでいる。	398
(52)	林業に新規参入する労働者に係る労働災害防止対策推進事業 (平成24年度)	-	11百万円 (10百万円)	11百万円	1.2	林業では、災害発生率が他の産業と比べて極めて高く、また、今後、林業に新規に参入する労働者の増加が予想され、死亡災害の増加が懸念されることから、諸外国の先進的な林業労働災害防止対策を取り入れ、体系的に林業労働災害防止対策を示したガイドラインを策定することを目的に、先進的な林業労働災害防止対策を検討し、検討結果に基づき我が国への林業労働災害防止対策に应用可能な対策を実地で検証する。	実地検証の対象:年間28事業場以上 (実地検証の結果、「検証した労働災害防止対策が役立った」との回答の割合:80%以上)	林業では、災害発生率が他の産業と比べて極めて高く、また、今後、林業に新規に参入する労働者の増加が予想され、死亡災害の増加が懸念されている。諸外国の先進的な林業労働災害防止対策を検討し、応用可能な対策を日本に導入することにより、測定指標1及び2に寄与すると見込んでいる。	399
(53)	母性健康管理推進支援事業 (平成24年度)	-	36百万円 (29百万円)	36百万円	1.2	母性健康管理サイトを引き続き運営し、相談対応や情報提供を行う。女性労働者や事業主に対し、母性健康管理の実態やその措置に関する調査等を実施し、専門家による検討を行った上で、その検討結果を踏まえつつ、周知・啓発のための資料の作成・配布を行い、女性労働者・事業主等に対し、母性健康管理に関する情報提供、周知・啓発を実施する。	メールによる相談者でアンケートに回答した者のうち、相談に対する回答が役に立ったとした者の割合 70%以上	女性労働者の特性に見合った健康管理対策、特に母性の健康管理指導等を実施し、もって労働災害の防止等を図る。	400
(54)	ポジティブ・アクション周知啓発事業 (平成19年度)	119百万円 (119百万円)	118百万円 (107百万円)	191百万円	-	企業におけるポジティブ・アクションを推進するため、企業と経営者団体や行政が連携した協議会の開催や均等・両立推進企業表彰の実施等企業に対して必要な情報提供等を行うとともに、雇用均等指導員(均等担当)の設置等により、男女雇用機会均等法の履行確保及び企業におけるポジティブ・アクションの取組促進を図る。	機会均等推進責任者を選任する事業所のうち、均等推進に向けて具体的な行動を行い、女性労働者の採用拡大や雇用均等対策の強化を含め継続して働き続けることのできる環境を充実、見直しすることとする事業所の割合90%以上	ポジティブ・アクションに取り組もうとする企業に対して必要な情報提供等の支援を行うこと等により、ポジティブ・アクションの取組促進に寄与し、労働者が安心して働くことができる職場づくりの推進につながる。	401
(55)	短時間労働者均衡待遇啓発事業 (平成19年度)	354百万円 (318百万円)	428百万円 (365百万円)	496百万円	-	事業主等からの相談に適切に対応するとともに、個別に事業主を訪問し、パートタイム労働者の雇用管理の改善に当たり、人事労務管理上発生する問題点等について専門的なアドバイスを行う雇用均等指導員(均衡推進担当)等を都道府県労働局に配置する。	パートタイム労働法に規定する措置について、事業主に対し都道府県労働局が実施した助言・指導の結果、是正された割合 90%以上	パートタイム労働法に規定される事項について、事業主に遵守を促すには、個別に事業主を訪問し、パートタイム労働者の雇用管理状況を聴取して、法違反については是正を求めることが効果的である。雇用均等指導員(均衡推進担当)はそれらの業務を担う者であり、支援事業所の件数が法に沿った雇用管理を行う事業所数の増加に寄与し、労働者が安心して働くことができる職場づくりの推進につながる。	403
(56)	雇用均等行政情報化推進経費 (平成11年度)	171 百万円 (150百万円)	151百万円 (142百万円)	230百万円	-	端末やグループウェア機能等を提供する「労働局総務情報システム」のサービスの使用料等を計上するとともに、都道府県労働局雇用均等室の職員が男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、パートタイム労働法に基づく相談対応、行政指導の記録や事業場の基本情報等についてデータベース管理を行う「事業場台帳管理システム」を運用する。	業務・システム最適化実施前の運用経費・業務処理時間と比較し、年間21百万円の経費削減、年間216.6人日分の業務処理時間の削減を図る。	都道府県雇用均等室における各種業務処理の効率化及び相談・指導業務の高度化を図ることにより、男女労働者の均等な機会と待遇の確保対策、仕事と家庭の両立支援、パートタイム労働者と正社員間の均等・均衡待遇等の推進に寄与し、労働者が安心して働くことができる職場づくりの推進につながる。	404

	(57)	女性就業支援全国展開事業 (平成23年度)	105百万円 (105百万円)	104百万円 (90百万円)	100百万円	—	全国の女性関連施設等における女性就業促進支援事業が効果的、効率的に実施され、全国的な女性の就業促進のための支援施策の充実が図られるよう、相談対応や講師派遣など女性関連施設等に対する支援事業を実施する。 働く女性の健康保持増進のための支援施策に関する相談を利用したこと、セミナー・研修会の企画運営方法や女性が働くこと全般に関する知識・ノウハウの取得など、理解が得られたとする者の割合 90%以上 女性の就業促進支援に関するセミナーの受講者のうち、一定期間経過後、「受講したことが実際にセミナー・研修会等の企画運営に役に立った」とする者の割合 90%以上 働く女性の健康保持増進のための支援施策に関する相談を利用したこと、セミナー・研修会の企画運営方法や働く女性の身体やこころの健康問題に関する知識・ノウハウの取得など、理解が得られたとする者の割合90%以上 働く女性の健康保持増進に関するセミナーの受講者のうち、一定期間経過後、「受講したことが実際にセミナー・研修会等の企画運営に役に立った」とする者の割合 90%以上	全国的な女性の就業促進と健康保持増進のための支援施策の充実を図ることにより、働く女性が就業意欲を失うことなく、健康を保持増進し、その能力を伸長・発揮できる環境整備が進展する。	405
	(58)	女性就業支援全国展開事業(土地建物借料等) (平成24年度)	102百万円 (60百万円)	76百万円 (60百万円)	75百万円	—	「女性就業支援全国展開事業」に資するための土地使用料及び建物保守経費。 405と同じ (「女性就業支援全国展開事業」に資するための土地使用料及び建物保守経費であるため。)	405と同じ (「女性就業支援全国展開事業」に資するための土地使用料及び建物保守経費であるため。)	408
	(59)	第三次産業労働災害防止対策支援等事業 (平成25年度)	—	—	76百万円	1.2	第三次産業のうち、労働災害の特に多発している業種である社会福祉施設、小売業を対象に、職場内の危険箇所の「見える化」を推進して最も多い事故型である転倒災害につながる不安全行動の撲滅を目指しつつ、事業者に対するコンサルティングの実施等を通じて、事業者、労働者それぞれの安全に対する動機付け・意識高揚を喚起するとともに、介護従事労働者の腰痛予防教育の実施等、腰痛予防対策を講じることにより、第三次産業における労働災害の大幅な減少を目指す。 事業場に対するコンサルティングが有用であった旨の評価を80%以上の事業場から得る	第三次産業の労働災害の件数は、近年では全労働災害の4割超を占めている。第三次産業の中でも労働災害の特に多発している業種である社会福祉施設、小売業を対象とした労働災害の防止を図ることで、測定指標1及び2に寄与すると見込んでいる。	新25—020

(60)	中小零細規模事業場集団へのリスクアセスメント研修等実施経費 (平成25年度※組み替え新規)	137百万円 (99百万円)	175 168百万円 (130百万円)	113百万円	1.2	中小零細規模事業場においては、リスクアセスメントを適切に実施できるノウハウやこれを担う人材が十分ではないため、中小零細規模事業場においてリスクアセスメントが円滑に導入・実施されるよう、以下の支援等を行うことにより、中小零細規模事業場における労働安全衛生水準の向上を図る。 (1) あんぜんプロジェクトの推進と労働災害情報コンテンツのホームページ上での一元管理 (2) 災害多発業種の中小零細規模事業場集団へのリスクアセスメント研修の実施 (3) 機械のリスクアセスメント等の研修教材の作成や研修会の実施 (4) 災害事例等の作成 (5) 安全シンポジウムの実施	・ホームページ(安全プロジェクト・職場のあんぜんサイト)のアクセス件数を1,100万件以上確保する。 ・リスクアセスメントに係る研修を開催し、2000名以上を参加させる。(リスクアセスメント研修会の参加者について、今後リスクアセスメントに継続的に取り組むうえで有用であった旨の評価を80%以上得る。)	最近の厳しい経済情勢により企業での安全衛生管理活動の後退が懸念される中で、民間のみでは実施が困難な事業を国が支援することで、事業場の安全力の維持・向上を図り、労働災害の減少に繋げていくことから、測定指標1及び2に寄与すると見込んでいる。	新25-021
(61)	職場における化学物質管理に係る総合対策 (平成25年度)	-	-	173百万円	1.2	化学物質の種類・使用実態の多様化に対応した適切な管理、未規制の有害化学物質による労働者の健康障害に係るリスクの評価に資するためのばく露実態調査の実施、有害性評価書の作成を行うこと等により、規制の強化等の有害化学物質管理対策の一層の推進を図る。	前年度にリスク評価(初期評価)を実施した物質のうち、「詳細評価が必要である」とされた物質についてリスク評価(詳細リスク評価)を行うとともに、労働安全衛生規則第95条の6に基づく告示に定める物質のうち、有害物ばく露作業報告の提出があり、事業場におけるばく露測定が行える物質について、確実にリスク評価(初期リスク評価)を実施する。	未規制の有害化学物質による労働者の健康障害に係るリスクの評価に資するためのばく露実態調査の実施、有害性評価書の作成を行うこと等により有害化学物質管理対策の一層の推進を図ることで、測定指標1及び2に寄与すると見込んでいる。	新25-022
(62)	石綿による健康障害防止対策の推進 (平成25年度)	-	-	142百万円	1.2	石綿含有建築物の解体作業に従事する労働者の石綿による健康被害を生じさせないよう、石綿障害予防規則や「建築物等の解体等の作業での労働者の石綿ばく露防止に関する技術上の指針」(平成24年5月)に基づき、当該作業にかかると適切な石綿ばく露防止対策の履行を図る	・東日本大震災の被災地等における建築物解体現場やがれき集積場の石綿気中濃度測定を100力所程度行う。	石綿含有建築物の解体に当たっての事前調査を行う中小規模事業者の能力向上を図るため、中小規模事業者の集団に専門家を派遣し、事前調査に関する技術的指導・助言を行う。また、建材の石綿含有を分析する分析機関の技術レベルを踏まえた支援を行う。さらに、東日本大震災の被災地において、建築物等の解体現場等、がれき置き場等の石綿気中濃度測定を実施し、石綿気中濃度測定の結果を踏まえ、専門家による石綿ばく露防止対策の検証を行うことで石綿ばく露防止対策を推進する。以上から、労働者の健康障害防止が期待できる測定指標1及び2に寄与すると見込んでいる。	新25-023
(63)	廃棄物焼却施設におけるダイオキシンのばく露防止対策 (平成25年度)	-	-	7百万円	1.2	焼却炉の解体作業におけるダイオキシンばく露防止対策については、労働安全衛生規則により付着物の除去、湿潤化、保護具の使用等を義務付けるとともに、「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」を示しているが、近年、設置場所で解体を行わず処理場に移動後解体を行う方法(以下「移動解体」という。)が見られることから、移動解体にも対応すべく対策要綱の見直しに向けた検討を行うことを目的とする。	焼却炉の解体作業にかかると実態調査及び当該調査を踏まえた専門家による検討会を開催し、結果のとりまとめを行う。	移動解体を行う廃棄物焼却施設(5事業場程度)において、ダイオキシンの作業環境測定及び焼却灰の分析を実施し、労働者へのばく露状況とダイオキシンによる汚染状況を把握する。把握した結果はとりまとめるとともに、専門家による検討会を開催し、対策要綱の見直しを行う。さらに見直した対策要綱の周知啓発及び局署を通じた指導を行うことによってダイオキシンによるばく露防止対策に期待できるため、測定指標1及び2に寄与すると見込んでいる。	新25-024
(64)	治療と職業生活の両立等の支援対策事業 (平成25年度)	-	-	13百万円	1.2	労働者の治療と職業生活の両立支援について、長期にわたる治療等が必要な作業関連疾患等の疾病を抱えた労働者の就労継続に関する事例の収集及び就労継続のあり方に関する検討を行い、就労継続支援の手引きを作成する。	就労継続支援の手引きを作成し、事業場等に周知する。	職場環境等の複雑化や労働者の高齢化に伴い、業務条件や作業環境が長期にわたり発症や増悪の要因となる作業関連疾患の予防のための労働者の健康管理や、疾病を持つ労働者の通院や治療と仕事の両立のための支援体制は課題である。事業場における作業関連疾患をもつ労働者の職場環境整備や就労支援対策を推進するための支援として、就労継続支援の手引きを作成し関係者に周知を行うことで、疾病の増悪や労働災害の予防につながり、測定指標1及び2に寄与すると見込んでいる。	新25-025
(65)	原発事故からの復旧・復興従事者の適正な放射線管理実施の指導 (平成25年度)	-	-	144百万円	1.2	避難区域等において、一定の線量下で除染や復旧作業を実施する中小零細企業事業者の連合体等に対して、線量管理を指導する者を派遣し、適切な放射線管理の実施を指導するとともに、教育用の資材を貸与し、連合体等における放射線管理等の適切な実施を指導する。	団体等に対する指導回数を300回以上とする。	本事業で指導を受けた団体等が、貸与された教育用資材を使用して、会員である中小零細事業者の放射線管理を支援することにより、中小零細事業者の放射線管理能力が向上し、労働者の放射線障害を防止に資すると見込んでいる。	新25-026
(66)	家内労働安全衛生確保事業 (平成25年度)	-	-	12百万円	1.2	事業主団体や委託者に対して、危険有害業務に関する安全措置の実態について訪問ヒアリングを実施するとともに、危険有害業務に従事する家内労働者に対して、産業医等による健康相談会を活用し、危険有害業務に関する作業環境や災害事例等についてヒアリングを実施する。	危険有害業務に従事する家内労働者の実態把握を目的とした調査を行う対象労働者の人数を80人以上とする。	危険有害業務に係る家内労働の現状、問題点及び課題を把握した上で、今後の災害防止対策を検討し、家内労働者のけが災害及び疾病を予防することにより、測定指標1及び2に寄与すると見込んでいる。	新25-027

平成25年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(厚生労働省25(Ⅲ-3-1))

* 厚生労働省では、基本目標＞施策大目標＞施策目標を設定して、政策を実施している。

施策目標名	迅速かつ適正な労災保険給付を行い、被災労働者の保護を図ること(政策目標Ⅲ-3-1)				担当部局名		労働基準局労災補償部補償課 大臣官房統計情報部		作成責任者名		補償課長 若生 正之 雇用・賃金福祉統計課 賃金福祉統計室長 野地 祐二														
施策の概要	労働基準法に基づく使用者の災害補償責任を担保するとともに、業務上の事由又は通勤による労働者の負傷、疾病、障害、死亡等について迅速かつ公正な保護をするため、必要な保険給付を行う。				政策体系上の位置付け		基本目標Ⅲ ディーセントワークの実現に向けて、労働者が安心して快適に働くことができる環境を整備すること 政策大目標Ⅲ-3 労働災害に被災した労働者等の公正な保護を行うとともに、その社会復帰の促進等を図ること																		
予算書との関係	本政策は、予算書の以下の項におおむね対応している。 (項)保険給付費:保険給付に必要な経費(全部)[平成25年度予定額:780,347,940千円] (項)職務上年金給付費年金特別会計へ繰入:職務上年金給付費の財源の年金特別会計厚生年金勘定へ繰入れに必要な経費(全部)[平成25年度予定額:9,748,071千円] (項)職務上年金給付費等交付金:職務上年金給付費等交付金に必要な経費(全部)[平成25年度予定額:6,306,295千円] (項)業務取扱費:保険給付業務に必要な経費(全部)[平成25年度予定額:14,219,141千円]				関連施策		—																		
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)	労災保険は、労働基準法に定める使用者の災害補償責任(第75条以下)を担保する制度であり、労働者の負傷、疾病、障害、死亡等(以下「傷病等」という)のうち、業務上の事由によって生じたもの及び通勤によって生じた傷病等に対して必要な保険給付を実施する。								政策評価実施予定 時期(評価予定表)		<table><tr><td>24</td><td>25</td><td>26</td><td>27</td><td>28</td></tr><tr><td>モ二</td><td>モ二</td><td>モ二</td><td>実績</td><td>モ二</td></tr></table>					24	25	26	27	28	モ二	モ二	モ二	実績	モ二
24	25	26	27	28																					
モ二	モ二	モ二	実績	モ二																					
測定指標 (定量的)	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値		最新値	年度	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠																
1 脳・心臓疾患事案の請求から決定までの所要日数	—	—	180日	平成25年度	前年度 以下	180日	188日	平成23年度	被災労働者等に対して迅速な労災保険給付を行う必要があることから目標として定めている。 また、迅速な労災保険給付を着実に推進するため、標準処理期間(180日)の達成を目標値とした。																
2 精神障害事案の請求から決定までの所要日数	—	—	230日	平成25年度	230日	230日	255日	平成23年度	被災労働者等に対して迅速な労災保険給付を行う必要があることから目標として定めている。 また、審査期間を短縮すること等を目的として、平成23年度に精神障害の認定基準を作成していることから、 迅速な労災保険給付を着実に推進するため、目標処理日数を230日(最新値から約10%減)とした。																
測定指標 (定性的)	目標			目標年度	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠																				
—	—			—	—																				
(参考)測定指標	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度																				
—	—	—	—	—	—																				

達成手段 (開始年度)	補正後予算額(執行額)		25年度 当初 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要	達成手段 の目標 (25年度)	施策目標達成への寄与の内容	平成25年度行政事業 レビュー事業番号
	23年度	24年度						
(1) 労災保険給付に必要な経費 (昭和22年度)	793,061 百万円 (750,826 百万円)	785,784 百万円 (756,937百 万円)	780,348 百万円	1.2	業務上の事由又は通勤による労働者の負傷、疾病、障害、死亡等に対して迅速かつ公正な保護をするため、必要な保険給付を行うための経費。	—	労災保険給付は、労働基準法上の事業主の災害補償責任を担保するための制度であり、労働者の業務上又は通勤による負傷、疾病、障害、死亡等に対して、迅速かつ公正な保護をするため、必要な保険給付を行い、被災労働者の保護を図るものであることから、測定指標1及び2に寄与する。	409
職務上年金給付等交付金に必要な (2) 経費 (平成21年度)	8,245 百万円 (7,959 百万円)	7,210 百万円 (7,165百万 円)	6,306 百万円	1.2	船員保険の職務上疾病・年金部門については、「雇用保険法等の一部を改正する法律(平成19年法律第30号)」が施行される平成22年1月1日をもって、労災保険に統合されることになったが、統合前に保険給付の支給事由の生じた職務上疾病・年金部門の給付等は、全国健康保険協会が行うことになった。また、こうした給付等に要する保険料財源は船員特会から労災勘定へ移管されたため、当協会に対して、同法附則第40条第1項の規定に基づく保険給付に要する費用と保険給付事業の事務の執行に要する費用を、同協会に対して交付している。	—	本事業は、雇用保険法等の一部を改正する法律(平成19年法律第30号)附則第39条の規定によって、全国健康保険協会が支給するとされた同法による改正前の船員保険法の規定による保険給付に要する費用に充てるものである。これは労働災害に被災した労働者に対し、迅速かつ適正な保険給付を行い、被災労働者の保護を図るものであるため、測定指標1及び2に寄与する。	410
(3) 労災保険給付業務に必要な経費 (昭和31年度)	13,072 百万円 (9,830 百万円)	14,565 百万円 (11,323百 万円)	14,181 百万円	1.2	被災労働者等に対する労災保険給付を行うための必要な経費(業務上外の認定に要する費用(専門医への謝金、調査旅費等)、労災保険給付システムの賃貸借料に係る経費等)。	—	労災保険給付は、労働基準法上の事業主の災害補償責任を担保するための制度であり、労働者の業務上又は通勤による負傷、疾病、障害、死亡等に対して、迅速かつ公正な保護をするため、必要な保険給付を行い、被災労働者の保護を図るものであることから、測定指標1及び2に寄与する。	411
(4) 労働災害動向調査費(昭和27年度)	22百万円 (18百万 円)	18百万円	18百万円	—	事業所調査30人以上(製造業のうち特定の産業については10～29人)の常用労働者を雇用する事業所を対象として、年間の労働災害の発生状況を把握するため、厚生労働省において調査票を配布し、回収・審査・集計・公表を行う。 総合工事業調査総合工事業の一定規模以上の工事現場を対象として、年間の労働災害の発生状況を把握するため半期ごとに調査し、厚生労働省において調査票を配布し、回収・審査・集計・公表を行う。	—	当該調査結果は、労働安全衛生法に基づく労働災害防止計画の策定等のための資料並びに労働者災害補償保険法に基づく労災保険の労災保険率の設定及びメリット制の適用規模の検討のための基礎資料として活用されるものである。これにより、我が国における労働災害防止対策を推進し、被災労働者の減少を図るとともに適正な労災保険給付を行い、被災労働者の保護を図ることに資するものである。	412
(5) 労働安全衛生特別調査費	27百万円 (18百万 円)	21百万円	21百万円	—	無作為に抽出した10人以上の常用労働者を雇用する民営事業所を対象として、事業所が行っている安全衛生管理、労働災害防止活動及び安全衛生教育の実施状況等の実態並びにそこで働く労働者の労働災害防止に対する意識等を把握するため、調査票を送付する。また、事業所において無作為に抽出した労働者に事業所を通じて調査票を配布する。その後、厚生労働省において回収・審査・集計・公表を行う。	—	当該調査結果は、労働安全衛生法に基づく労働災害防止計画の策定等のための資料並びに各種労働安全衛生対策の策定の検討に当たっての基礎資料、あるいは対策の進捗状況の確認資料として活用されるものである。これにより、我が国における労働災害防止対策を推進し、被災労働者の減少を図るとともに適正な労災保険給付を行い、被災労働者の保護を図ることに資するものである。	413

平成25年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(厚生労働省25(Ⅲ-3-2))

* 厚生労働省では、基本目標＞施策大目標＞施策目標を設定して、政策を実施している。

施策目標名	被災労働者等の社会復帰促進・援護等を図ること(施策目標Ⅲ－3－2)				担当部局名		労働基準局 労働基準局労災補償部 職業能力開発局		作成責任者名		監督課長 美濃 芳郎 労災管理課長 木原 亜紀生 能力開発課長 山田 雅彦														
施策の概要	労働者災害補償保険法に基づき、被災労働者の社会復帰の促進及び援護、労働災害の防止等を図るために、社会復帰促進等事業として、 ① 被災労働者の円滑な社会復帰を促進するための義肢・車いす等の支給、 ② 被災労働者及びその遺族の援護を図るための労災就学等援護費の支給、 ③ 労働者の安全及び衛生を確保するための過重労働・メンタルヘルス対策、 などの諸事業を行っている。各事業について、PDCAサイクルによる目標管理を行い、その事業評価に基づき予算を毎年精査するとともに、目的性と効率性を確保するため、各事業の必要性についての徹底した精査を継続的に実施する。				政策体系上の位置付け		基本目標Ⅲ ディーセントワークの実現に向けて、労働者が安心して快適に働くことができる環境を整備すること 政策大目標Ⅲ-3 労働災害に被災した労働者等の公正な保護を行うとともに、その社会復帰の促進等を図ること																		
予算書との関係	本施策は、予算書の以下の項に対応している。 (項)社会復帰促進等事業費:被災労働者等の社会復帰促進・援護等に必要な経費(全部)[平成25年度予算額:152,344,392千円] (項)独立行政法人労働者健康福祉機構運営費:独立行政法人労働者健康福祉機構運営費交付金に必要な経費(全部)[平成25年度予算額:7,144,196千円] (項)独立行政法人労働者健康福祉機構施設整備費:独立行政法人労働者健康福祉機構施設整備に必要な経費(全部)[平成25年度予算額:2,660,648千円]				関連施策		－																		
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)	労働者災害補償保険法(昭和22年法律50号)により、 ・第1条にて、労災保険は、必要な保険給付のみならず、被災労働者の社会復帰の促進、被災労働者及びその遺族の援護、労働者の安全及び衛生確保等を図ること ・第2条の2にて、「労働者災害補償保険は、＜中略＞業務上の事由又は通勤による労働者の負傷、疾病、障害、死亡等に関して保険給付を行うほか、社会復帰促進等事業を行うことができる」とされている。								政策評価実施予定 時期(評価予定表)		<table><tr><td>2 4</td><td>2 5</td><td>2 6</td><td>2 7</td><td>2 8</td></tr><tr><td>モ二</td><td>モ二</td><td>モ二</td><td>モ二</td><td>実績</td></tr></table>					2 4	2 5	2 6	2 7	2 8	モ二	モ二	モ二	モ二	実績
2 4	2 5	2 6	2 7	2 8																					
モ二	モ二	モ二	モ二	実績																					
測定指標 (定量的)	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値		最新値	年度	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠																
労災保険の社会復帰促進等事業 1のうち成果目標を達成した事業の割合(目標達成事業/全事業)	－	－	前年度 以上	平成25年度	前年度 以上	前年度 以上	74.4%	平成23年度	社会復帰促進等事業は、各事業について、PDCAサイクルによる目標管理を行い、その事業評価に基づき予算を毎年精査し、目的性と効率性を確保するために各事業の必要性についての徹底した精査を継続的に実施しているため、当該目標を設定した。																
測定指標 (定性的)	目標			目標年度	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠																				
－	－			－	－																				
(参考)測定指標	平成20年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度																
－	－		－		－		－		－																

達成手段 (開始年度)	補正後予算額(執行額)		25年度 当初 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要	達成手段 の目標 (25年度)	施策目標達成への寄与の内容	平成25年度行政事業レ ビュ事業番号
	23年度	24年度						
(1) 障害者職業能力開発校設備等 (昭和22年度)	238 百万円 (233 百万円)	219 百万円 (214百万 円)	108 百万円	1	国立障害者職業能力開発校の校舎や機器の老朽化、障害の重度化・多様化に対応した訓練科目の整備に伴い、効率的・効果的な職業訓練を実施するために必要な改修工事や機器整備を行う。	・就職率 61%	本事業は、被災労働者の社会復帰の促進、被災労働者及びその遺族の援護、労働者の安全及び衛生確保等を図るための事業であり、各事業に係る目標の達成状況をPDCAサイクルに基づき適切に検証するものであることから、測定指標1に寄与する。	414
(2) 独立行政法人労働者健康福祉機構運営費交付金に必要な経費 (平成16年度)	9,049 百万円 (9,049 百万円)	8,230 百万円 (7,811百 万円)	7,144 百万円	1	アスベスト関連疾患等といった労災疾病等13分野について、各労災病院における臨床データ等を活用した研究を行い、疾病等の予防法、治療法等の開発・普及を行うほか、せき損等の重度の障害者に対する高度・専門的な治療・リハビリ等の提供、企業の産業医等に対する産業保健に関する研修等を行っている。 なお、事業仕分け等の結果を踏まえ、産業保健推進センターについては、管理部門の効率化等により、計画的にセンター数を1/3以下にする他、労災リハビリテーション作業所については、入居者の退所先を確保しつつ順次廃止する。	—	本事業は、被災労働者の社会復帰の促進、被災労働者及びその遺族の援護、労働者の安全及び衛生確保等を図るための事業であり、各事業の実施状況を独立行政法人評価を通じたPDCAサイクルに基づき適切に検証するものであることから、測定指標1に寄与する。	415
(3) 特別支給金 (昭和49年度)	117,915 百万円 (111,722 百万円)	117,367 百万円 (111,722 百万円)	117,136 百万円	—	特別支給金は、災害補償たる保険給付への上積み補償として、被災労働者等に対して以下のとおり支給を行っている。 ○休業特別支給金： 休業4日目から、休業1日につき給付基礎日額の20%相当額 ○障害特別支給金 ・障害(補償)年金に付随するもの： 障害の程度に応じ、342万円から159万円までの一時金 ・障害(補償)一時金に付随するもの： 障害の程度に応じ、65万円から8万円までの一時金 ○障害特別年金： 障害の程度に応じ、算定基礎日額の313日分から131日分の年金 ○障害特別一時金： 障害の程度に応じ、算定基礎日額の503日分から56日分の一時金 ○遺族特別支給金： 遺族の数にかかわらず、一律300万円 ○遺族特別年金： 遺族の数等に応じ、算定基礎日額の245日分から153日分の年金 ○遺族特別一時金： 算定基礎日額の1,000日分の一時金 ○傷病特別支給金： 障害の程度により114万円から100万円までの一時金 ○傷病特別年金： 障害の程度により算定基礎日額の313日分から245日分の年金	-	本事業は、災害補償たる保険給付への上積み補償として、被災労働者の個々の状況に応じた一時金、年金等の支給を行うものであり、被災労働者等の社会復帰促進・援護等の推進に資する。	416
(4) 未払賃金立替払事務実施費	14,933百 万円 (13,634百 万円)	23,172百 万円 (14,646百 万円)	18,986百 万円	1	未払賃金立替払事業は、企業が倒産したために、賃金が支払われないまま退職した労働者に対して、その未払賃金の一部を政府が事業主に代わって立替払するものであり、具体的には、未払賃金額その他の事項について、法律上の倒産手続の場合には破産管財人等から証明を受けた労働者、事実上の倒産の場合には労働基準監督署長から確認を受けた労働者の請求に基づき、独立行政法人労働者健康福祉機構(以下「労福機構」という。)が立替払を行うものである。なお、労福機構は、労働者が事業主に対して有する賃金請求権を、労働者の同意を得て代位取得し、当該請求権を事業主に行使することにより、立替払賃金について求償を行っている。	不備事案を除いた請求書の受付日から支払日までの期間について「平均25日以内」とする。	本事業は、被災労働者の社会復帰の促進、被災労働者及びその遺族の援護、労働者の安全及び衛生確保等を図るための事業であり、各事業に係る目標の達成状況をPDCAサイクルに基づき適切に検証するものであることから、測定指標1に寄与する。	417
(5) 労災診療被災労働者援護事業補助事業費 (平成元年度)	4,095 百万円 (4,095 百万円)	2,922 百万円 (2,922 百万円)	2,901 百万円	1	労災指定医療機関において被災労働者への診療(国による被災労働者に対する現物給付)に要した費用が国から労災指定医療機関に支払われるまでの間の当該費用に相当する額について、(財)労災保険情報センターが行っている労災指定医療機関への無利子貸付事業に対して補助を行う。	労災保険指定医療機関数を前年度より増加させる。 (平成25年3月29日現在40,177機関)	本事業は、被災労働者の社会復帰の促進、被災労働者及びその遺族の援護、労働者の安全及び衛生確保等を図るための事業であり、各事業に係る目標の達成状況をPDCAサイクルに基づき適切に検証するものであることから、測定指標1に寄与する。	418
(6) 外科後処置費 (昭和23年度)	52 百万円 (38 百万円)	36 百万円 (35百万 円)	67 百万円	1	労働者災害補償保険法による障害(補償)給付の支給決定を受けた者であって、外科後処置により障害(補償)給付の原因である障害によって喪失した労働能力を回復し、又は醜状を軽減し得る見込みのある者等に対し、実施医療機関において手術その他の医療等の給付を行うもの。 また、外科後処置のため通院に要する費用を支給するもの。	申請から決定までに要する期間を1か月以内とし、その期間内に決定したものの割合を80%とする。	本事業は、被災労働者の社会復帰の促進、被災労働者及びその遺族の援護、労働者の安全及び衛生確保等を図るための事業であり、各事業に係る目標の達成状況をPDCAサイクルに基づき適切に検証するものであることから、測定指標1に寄与する。	420
(7) 義肢等補装具支給経費 (昭和25年度)	2,688 百万円 (2379 百万円)	2,573 百万円 (2,404百 万円)	2,527 百万円	1	義肢等補装具支給対象者が、義肢等補装具業者との契約により義肢等補装具を注文、製作等した場合において、その費用を被災労働者又は委任された義肢等補装具業者に対し支給するもの。 また、義肢等補装具の採型等に要する旅費を支給するもの。	申請から決定までに要する期間を1か月以内とし、その期間内に決定したものの割合を80%とする。	本事業は、被災労働者の社会復帰の促進、被災労働者及びその遺族の援護、労働者の安全及び衛生確保等を図るための事業であり、各事業に係る目標の達成状況をPDCAサイクルに基づき適切に検証するものであることから、測定指標1に寄与する。	421

(8)	特定疾病アフターケア実施費 (昭和43年度)	3,449 百万円 (3,337 百万円)	3,352 百万円 (3,338百 万円)	3,487 百万円	1	症状固定後においても後遺症状に動揺をきたしたり、後遺障害に付随する疾病を発症させるおそれのあるせき髄損傷、精神障害等の20傷病を対象として、医療機関において診察、保健指導、薬剤の支給及び検査等の必要な措置を行うもの。 また、アフターケアのための通院に要する費用を支給するもの。	健康管理手帳の交付申請及び通院費の支給申請から決定までに要する期間を1か月以内とし、その期間内に決定したものの割合を80%とする。	本事業は、被災労働者の社会復帰の促進、被災労働者及びその遺族の援護、労働者の安全及び衛生確保等を図るための事業であり、各事業に係る目標の達成状況をPDCAサイクルに基づき適切に検証するものであることから、測定指標1に寄与する。	422
(9)	社会復帰特別対策援護経費 (平成17年度)	443 百万円 (461 百万円)	433 百万円 (432百万 円)	472 百万円	1	振動障害者等支給対象者に対し、就職準備金その他移転等に要する費用や、職場転換等した当該労働者の賃金助成、訓練、講習の費用等を支給するもの。	申請から決定までに要する期間を1か月以内とし、その期間内に決定したものの割合を80%とする。	本事業は、被災労働者の社会復帰の促進、被災労働者及びその遺族の援護、労働者の安全及び衛生確保等を図るための事業であり、各事業に係る目標の達成状況をPDCAサイクルに基づき適切に検証するものであることから、測定指標1に寄与する。	423
(10)	CO中毒患者に係る特別対策事業経費 (平成18年度)	441 百万円 (441 百万円)	442 百万円 (442 百万円)	442 百万円	1	CO中毒患者の特殊な障害の状態に応じた適切な医療等を提供するため、次の業務を委託している。 ・医療・看護体制等の整備 ・レクレーションの実施 ・リハビリテーションの実施 ・送迎の実施	CO中毒患者の特殊な障害の状態に応じた適切な医療等を提供することを目的として、当該患者の特性を十分考慮した診療体制等を整備する。	本事業は、被災労働者の社会復帰の促進、被災労働者及びその遺族の援護、労働者の安全及び衛生確保等を図るための事業であり、各事業に係る目標の達成状況をPDCAサイクルに基づき適切に検証するものであることから、測定指標1に寄与する。	424
(11)	炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法に基づく介護料支給費 (昭和43年度)	12 百万円 (10 百万円)	11 百万円 (9百万円)	10 百万円	1	一酸化炭素中毒症により療養補償給付を受けている者であって、常時介護を必要とする者に、以下の介護料を支給する。 ①常時監視及び介助を要する者（最高限度額104,290円、最低保障額56,600円） ②常時監視を要し、随時介助を要する者（最高限度額78,220円、最低保障額42,450円） ③常時監視を要するが、通常は介助を要しない者（最高限度額52,150円、最低保障額28,300円） （※いずれも平成24年度の月額）	申請から支給決定までに要する期間を1か月以内とし、その期間内に支給決定したものの割合80%とする。	本事業は、被災労働者の社会復帰の促進、被災労働者及びその遺族の援護、労働者の安全及び衛生確保等を図るための事業であり、各事業に係る目標の達成状況をPDCAサイクルに基づき適切に検証するものであることから、測定指標1に寄与する。	425
(12)	労災就労保育援護経費 (昭和54年度)	74 百万円 (71 百万円)	66 百万円 (64百万 円)	75 百万円	1	業務災害又は通勤災害によって死亡した被災労働者の遺族や、重度障害を受けられ、あるいは長期療養を余儀なくされた被災労働者で、その子供等に係る学費等の支弁が困難であると認められる者に、以下の労災就労保育援護費を支給するもの。 ・保育を要する児童・・・12,000円（一人月額）	申請から支給決定までに要する期間を1か月以内とし、その期間内に支給決定したものの割合を80%とする。	本事業は、被災労働者の社会復帰の促進、被災労働者及びその遺族の援護、労働者の安全及び衛生確保等を図るための事業であり、各事業に係る目標の達成状況をPDCAサイクルに基づき適切に検証するものであることから、測定指標1に寄与する。	426
(13)	労災就学援護経費 (昭和45年度)	2,826 百万円 (2,779 百万円)	2,897 百万円 (2,859百 万円)	2,945 百万円	1	業務災害又は通勤災害によって亡くなった方のご遺族や、重度障害を受けられ、あるいは長期療養を余儀なくされた方で、その子供等に係る学費等の支弁が困難であると認められる方に、以下の労災就学援護費を支給するもの。 ①小学生・・・12,000円（一人月額） ②中学生・・・16,000円（一人月額） ③高校生等・・・18,000円（一人月額） ④大学生等・・・39,000円（通信制大学に在学者にあっては、30,000円）（一人月額）	申請から支給決定までに要する期間を1か月以内とし、その期間内に支給決定したものの割合を80%とする。	本事業は、被災労働者の社会復帰の促進、被災労働者及びその遺族の援護、労働者の安全及び衛生確保等を図るための事業であり、各事業に係る目標の達成状況をPDCAサイクルに基づき適切に検証するものであることから、測定指標1に寄与する。	427
(14)	労災保険相談員等設置費 (昭和44年度)	914 百万円 (685 百万円)	789 百万円 (660百万 円)	561 百万円	1	労働基準監督署に労災保険相談員を配置し、労災保険への加入、給付の請求、各種届出等及び被災労働者の社会復帰についての相談、指導に関する業務を行う。	「国民の皆様の声」に寄せられる労災担当者に対する苦情の割合を労災保険に係る国民の皆様の声のうちの5%以内とする。	本事業は、被災労働者の社会復帰の促進、被災労働者及びその遺族の援護、労働者の安全及び衛生確保等を図るための事業であり、各事業に係る目標の達成状況をPDCAサイクルに基づき適切に検証するものであることから、測定指標1に寄与する。	428
(15)	労災ケアサポート事業経費 (昭和52年度)	699 百万円 (662 百万円)	634 百万円 (605百万 円)	536 百万円	1	全国の労災年金受給者及びその家族に対して、次の業務を実施する。 ① 介護、看護、健康管理等に関する看護師による訪問支援 ② 健康管理に関する医師による医学専門的指導・相談 ③ 在宅で介護を要する労災重度被災労働者の傷病・障害の特性に応じた介護を行う労災ホームヘルパーによる専門的介護の提供及び養成	本事業に対する利用者から、介護、看護、健康管理、精神的ケア等の上で有用であった旨の評価を90%以上得る。	本事業は、被災労働者の社会復帰の促進、被災労働者及びその遺族の援護、労働者の安全及び衛生確保等を図るための事業であり、各事業に係る目標の達成状況をPDCAサイクルに基づき適切に検証するものであることから、測定指標1に寄与する。	429
(16)	労災特別介護施設設置費 (平成元年度)	443 百万円 (268 百万円)	266 百万円 (246百万 円)	84 百万円	1	国が全国8か所に設置した労災特別介護施設の経年劣化に対応するため、当該施設・設備の特別修繕を実施する。	特に緊急性の高い労災特別介護施設の修繕を実施し、入居者の安全な生活環境の整備及び労災特別介護施設（ケアプラザ）の円滑な運営を図る。	本事業は、被災労働者の社会復帰の促進、被災労働者及びその遺族の援護、労働者の安全及び衛生確保等を図るための事業であり、各事業に係る目標の達成状況をPDCAサイクルに基づき適切に検証するものであることから、測定指標1に寄与する。	430
(17)	労災特別介護援護経費 (平成元年度)	2,116 百万円 (2,112 百万円)	1,959 百万円 (1,959百 万円)	1,927 百万円	1	国が全国8か所に設置した労災特別介護施設（ケアプラザ）において、在宅での介護を受けることが困難な高齢重度被災労働者（傷病・障害の等級が第1級～第3級に該当する労災年金受給者で、原則60歳以上の者）に対し、その傷病・障害の特性に応じた専門的な施設介護サービスを提供するとともに、当該施設を利用して短期滞在介護サービス等を提供する。	本事業に対する入居者から、介護サービスは有用であった旨の評価を90%以上得る。	本事業は、被災労働者の社会復帰の促進、被災労働者及びその遺族の援護、労働者の安全及び衛生確保等を図るための事業であり、各事業に係る目標の達成状況をPDCAサイクルに基づき適切に検証するものであることから、測定指標1に寄与する。	431

(18)	休業補償特別援護経費 (昭和57年度)	2 百万円 (2 百万円)	2 百万円 (1.5百万 円)	2 百万円	1	休業(補償)給付は労働者が業務上の事由による負傷又は疾病による療養のため、労働することができないために賃金を受けない日の第4日目から支給される。第3日目までの3日間については使用者は労働基準法第76条に定める休業補償を行わなければならないが、この休業待期3日間の休業補償をやるをえない事由で受けることができない選発性疾病に罹患した被災者に対し、休業補償3日分に相当する額を支給する。	申請から決定までに要する期間を1か月以内とし、その期間内に決定したものの割合を80%とする。	本事業は、被災労働者の社会復帰の促進、被災労働者及びその遺族の援護、労働者の安全及び衛生確保等を図るための事業であり、各事業に係る目標の達成状況をPDCAサイクルに基づき適切に検証するものであることから、測定指標1に寄与する。	432
(19)	長期家族介護者に対する援護経費 (平成7年度)	49 百万円 (26 百万円)	51 百万円 (30百万 円)	29 百万円	1	要介護状態にある重度被災労働者が業務外の事由により死亡した場合に、長期にわたり介護に当たってきた遺族に対して、遺族の生活の激変を緩和し自立した生活への援助を行う観点から生活転換援護金(一時金100万円)を支給するもの。	申請から支給決定までに要する期間を1か月以内とし、その期間内に支給決定したものの割合を80%とする。	本事業は、被災労働者の社会復帰の促進、被災労働者及びその遺族の援護、労働者の安全及び衛生確保等を図るための事業であり、各事業に係る目標の達成状況をPDCAサイクルに基づき適切に検証するものであることから、測定指標1に寄与する。	433
(20)	労災援護金等経費 (平成16年度)	16 百万円 (12 百万円)	10 百万円 (12百万 円)	12 百万円	1	支給対象者に対し、療養に要した費用、入院・通院費用、介護費用を支給するもの。	申請から決定までに要する期間を1か月以内とし、その期間内に決定したものの割合を80%とする。	本事業は、被災労働者の社会復帰の促進、被災労働者及びその遺族の援護、労働者の安全及び衛生確保等を図るための事業であり、各事業に係る目標の達成状況をPDCAサイクルに基づき適切に検証するものであることから、測定指標1に寄与する。	434
(21)	石綿関連疾病診断技術研修事業 (平成18年度)	23 百万円 (22 百万円)	22 百万円 (18百万 円)	22 百万円	1	石綿関連疾患の診断及び石綿ばく露に関する所見については、その判断が困難な場合が多く、これらの診断に当たっては、医学的な知識・経験に加え、石綿ばく露等についても知識が必要であることから、医療従事者に対し、石綿関連疾患に係る診断技術の向上及び労災補償制度の周知を図るため、以下の内容について研修プログラムを作成し、研修を実施する。 ・石綿に関する一般的知識、職域におけるばく露について ・石綿関連疾患の病態、診断及び臨床について ・石綿小体計測実習について ・労災補償制度について	研修を実施した際のアンケートにおいて、受講者からの「有意義であった」旨の回答を80%以上とする。	本事業は、被災労働者の社会復帰の促進、被災労働者及びその遺族の援護、労働者の安全及び衛生確保等を図るための事業であり、各事業に係る目標の達成状況をPDCAサイクルに基づき適切に検証するものであることから、測定指標1に寄与する。	435
(22)	石綿確定診断等事業 (平成21年度)	18 百万円 (10 百万円)	17 百万円 (10百万 円)	16 百万円	1	受託者は、労働基準監督署からの依頼等に基づき、複数の医学専門家で構成される「石綿確定診断委員会」において以下の事項を実施する。 ・石綿関連疾患についての確定診断 ・石綿関連疾患の認定に必要な医学的所見の有無の確認等 ・石綿小体及び石綿繊維計測	労働基準監督署から石綿関連疾患の確定診断等の依頼を受けたものの全てについて確定診断等を実施する。	本事業は、被災労働者の社会復帰の促進、被災労働者及びその遺族の援護、労働者の安全及び衛生確保等を図るための事業であり、各事業に係る目標の達成状況をPDCAサイクルに基づき適切に検証するものであることから、測定指標1に寄与する。	437
(23)	独立行政法人労働者健康福祉機構施設整備に必要な経費 (平成16年度)	3,194 百万円 (3,175 百万円)	2,662 百万円 (2,657百 万円)	2,661 百万円	1	独立行政法人労働者健康福祉機構に対して、施設整備及び機器整備等の補助を行う。	・「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき、監事及び外部有識者によって構成する「契約監視委員会」を定期的(年間4回)に開催し、適正な競争参加資格の設定や公告期間の十分な確保など契約の点検を実施することにより更なる適正化を図る。 ・契約締結状況については、独立行政法人労働者健康福祉機構のホームページで公表し、引き続き透明性を確保する。	本事業は、被災労働者の社会復帰の促進、被災労働者及びその遺族の援護、労働者の安全及び衛生確保等を図るための事業であり、各事業に係る目標の達成状況をPDCAサイクルに基づき適切に検証するものであることから、測定指標1に寄与する。	439

平成25年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(厚生労働省25(Ⅲ-4-1))

* 厚生労働省では、基本目標＞施策大目標＞施策目標を設定して、政策を実施している。

施策目標名	労働時間等の設定改善の促進等を通じた仕事と生活の調和対策を推進すること（施策目標Ⅲ-4-1）					担当部局名	労働基準局労働条件政策課		作成責任者名	労働条件政策課長 村山誠														
施策の概要	本施策は、長時間労働の抑制や年次有給休暇の取得促進を図ること、テレワークの普及啓発を図ることを推進するために実施している。					政策体系上の位置付け	基本目標Ⅲ デーセントワークの実現に向けて、労働者が安心して快適に働くことができる環境を整備すること 施策大目標Ⅲ-4 勤労者生活の充実を図ること																	
予算書との関係	本施策は、予算書の以下の項に対応している。 (項) 仕事生活調和推進費〔平成25年度予算額：1,057,774千円〕					関連施策	-																	
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)	労働時間等設定改善法に基づき、企業等に対する支援事業を実施し、企業や事業場での労使の自主的取組を推進することにより、長時間労働の抑制、年次有給休暇の取得促進、特に配慮を必要とする労働者に対する休暇の普及等、労働時間等の設定の改善の促進を図る。 また、新たな情報通信技術戦略に基づき、高齢者や障がい者などの社会参加の促進や子育て・介護のために休職を余儀なくされている女性など様々な働き方を希望する者の就業機会の創出と地域活性化等に資するテレワークの一層の普及拡大に向け、環境整備、普及啓発等を推進する。								政策評価実施予定 時期(評価予定表)	<table><tr><td>2 4</td><td>2 5</td><td>2 6</td><td>2 7</td><td>2 8</td></tr><tr><td>モ二</td><td>実績</td><td>モ二</td><td>モ二</td><td>モ二</td></tr></table>					2 4	2 5	2 6	2 7	2 8	モ二	実績	モ二	モ二	モ二
2 4	2 5	2 6	2 7	2 8																				
モ二	実績	モ二	モ二	モ二																				
測定指標 (定量的)	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値		最新値	年度	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠															
労働時間等の課題について労使が話し合いの機会を設けている事業場の割合	-	-	100%	平成32年	前年以上	前年以上	59.7%	平成24年	・労働時間等の設定の改善は、それぞれの労働者の抱える事情や企業経営の実態に基づいて行われるべきであり、労使間の話し合いの機会を整備することが重要であるため、指標として設定している。なお、「仕事と生活の調和推進のための行動指針」(平成22年6月29日、仕事と生活の調和推進官民トップ会議、以下「行動指針」という。)で、労働時間等の課題について労使が話し合いの機会を設けている割合を平成32年までに100%とすることになっている。															
週労働時間60時間以上の雇用者の割合	-	-	5%	平成32年	前年以下	前年以下	9.1%	平成24年	・長時間労働は労働者の健康を損なうおそれがあり、その抑制を図る必要があるが、週60時間以上の長時間労働を行っている労働者の割合が高水準となっている実態があることから、その割合の削減を指標として設定している。なお、行動指針において、週労働時間60時間以上の雇用者の割合を平成22年の10%から平成32年までに5割減とすることになっている。 ・総務省「労働力調査」 URL: http://www.stat.go.jp/data/roudou/index.htm															
年次有給休暇取得率	-	-	70%	平成32年	前年以上	前年以上	49.3%	平成23年	・労働者が心身の疲労を回復させ、健康で充実した生活を送るためには、年次有給休暇の取得が必要不可欠であるが、年次有給休暇の取得率は5割を下回る水準で推移しているため、その取得率の向上を指標として設定している。なお、行動指針では、年次有給休暇の取得率を平成32年までに70%とすることになっている。 ・厚生労働省「就労条件総合調査」 URL: http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/11-23.html															
特別な休暇制度普及率	-	-	-	-	前年以上	前年以上	56.6%	平成24年	・労働時間等の設定の改善を図るに当たっては、労働者の健康と生活に係る多様な事情を考え合わせる必要があるが、中でも特に配慮を必要とする労働者については、事業主が適切な措置を講じることが必要である。この配慮に当たっては、特別な休暇制度の導入等を促進していくことが重要であることから、その普及率の向上を目標として設定している。 ・厚生労働省「特に配慮を必要とする労働者に対する休暇制度に関する意識調査」															
在宅型テレワーカー数	-	-	700万人	平成27年	前年以上	前年以上	930万人	平成24年	・IT(情報通信技術)を活用した場所や時間にとらわれない柔軟な働きであるテレワークは、高齢者や障がい者などの社会参加の促進や子育て・介護のために休職を余儀なくされている女性など様々な働き方を希望する者の就業機会の創出と地域活性化等に資するとされており、その就業者数の拡大を指標として設定している。なお、「新たな情報通信技術戦略 工程表」(平成22年6月22日策定)で、2015年までに在宅型テレワーカーを700万人とする目標が定められている。 ・国土交通省「テレワーク人口実態調査」 URL: http://www.mlit.go.jp/crd/daisei/telework/															

測定指標 (定性的)	目標		測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠			
	目標年度					
-	-	-	-	-	-	-

(参考)測定指標	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	
	-	-	-	-	-	

達成手段 (開始年度)	補正後予算額(執行額)		25年度 当初 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要	達成手段 の目標 (25年度)	施策目標達成への寄与の内容	平成25年度行政事 業レビュー事業番 号
	23年度	24年度						
仕事と生活の調和の推進に必要な (1)経費 (平成18年度)	14億円 (10億円)	12億円 (9億円)	11億円	1～5	① 労働時間等設定改善推進助成金 労働時間等の設定の改善のために、傘下事業場の現状把握や意識調査等を行い好事例集等の周知や傘下事業場への巡回指導等を行う中小企業団体に対し、その経費を助成(上限4,000千円)する。 ② 職場意識改善助成金 労働時間等の設定の改善に向けた職場意識の改善のための研修、周知・啓発、労働時間の管理の適正化に資する機械・器具の導入を行う中小企業事業主に対し、その経費の一部を助成(職場の意識の改善のための事業:上限200千円、労働時間管理の適正化の事業:上限600千円)する。 ③ 特に配慮を必要とする労働者に対する休暇制度の普及事業 地域活動やボランティア活動への参加、犯罪等の被害に遭った労働者の被害の回復、または裁判員制度における裁判員としての活動に必要な休暇等、特に配慮を必要とする労働者に対する休暇制度について、事業主を対象とするセミナーの開催、休暇導入事例集の作成、導入等状況・意識のあり方等に関する調査を行う。 ④ テレワーク相談センター事業 テレワーク相談センターに専門相談員を配置し、直接訪問や電子メール、電話によるテレワーク導入・実施時の労務管理上の課題等についての相談・助言等を行う。 ⑤ テレワーク・セミナー実施事業 東京及び大阪におけるセミナーの実施により、テレワーク実施時の労務管理上の留意点について周知を図るとともに、テレワーク導入事業場による成功事例の紹介を行う。	・労働時間等の課題について労使が話し合いの機会を設けている事業場の割合:前年以上 ・週労働時間60時間以上の雇用者の割合:前年以下 ・年次有給休暇取得率:前年以上 ・特別な休暇制度普及率:前年以上 ・テレワーク相談センターに対する相談件数	【測定指標1関連】 ・労働時間等設定改善助成金と職場意識改善助成金の事業では、労使間の話し合いの機会を整備することにより、労働時間等の課題について労使が話し合いの機会を設けている事業場の割合を高める効果がある。 【測定指標2関連】 ・労働時間等設定改善助成金と職場意識改善助成金の事業では、所定外労働の削減のための措置をとることにより、週労働時間60時間以上の雇用者の割合を削減させる効果がある。 【測定指標3関連】 ・労働時間等設定改善助成金と職場意識改善助成金の事業では、年次有給休暇の取得促進のための措置をとることにより、年次有給休暇の取得率を高める効果がある。 【測定指標4関連】 ・労働時間等設定改善助成金と職場意識改善助成金の事業では、特に配慮を必要とする労働者についての措置にも取り組めることになっている。また、特に配慮を必要とする労働者に対する休暇制度の普及事業で、セミナーの開催等を通して周知啓発を推進することにより、特別な休暇制度普及率を高める効果がある。 【測定指標5関連】 ・テレワーク相談センターの設置による相談対応やテレワークセミナーの実施により、企業等が有するテレワーク導入に関する疑問点等の解消を図ることにより、在宅型テレワーカーの増加に寄与と考えられる。	440

平成25年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(厚生労働省25(Ⅲ－4－2))

* 厚生労働省では、基本目標＞施策大目標＞施策目標を設定して、政策を実施している。

施策目標名	豊かで安定した勤労者生活の実現を図ること(Ⅲ－4－2)				担当部局名		労働基準局 政策統括官(労働担当)		作成責任者名		勤労者生活課長 松原明紀 勤労者生活課労働金庫業務室長 加藤滋穂 労政担当参事官 岸本武史														
施策の概要	本施策は、中小企業退職金共済制度の普及促進、勤労者財産形成促進制度の活用促進等を図ることを目的としている。				政策体系上の位置付け		基本目標Ⅲ ディーセントワークの実現に向けて、労働者が安心して快適に働くことができる環境を整備すること 施策大目標4 勤労者生活の充実を図ること																		
予算書との関係	本施策は、予算書の以下の項におおむね対応している。 労働保険特別会計 労災勘定 (項)中小企業退職金共済等事業費 [平成25年度予算額:1,984百万円] (項)独立行政法人労働政策研究・研修機構運営費 [平成25年度予算額:110百万円の内数] (項)独立行政法人労働政策研究・研修機構施設整備費 [平成25年度予算額:48百万円の内数] 雇用勘定 (項)中小企業退職金共済等事業費 [平成25年度予算額:6,487百万円] (項)独立行政法人勤労者退職金共済機構運営費 [平成25年度予算額:33百万円] (項)独立行政法人労働政策研究・研修機構運営費 [平成25年度予算額:1880百万円の内数] (項)独立行政法人労働政策研究・研修機構施設整備費 [平成25年度予算額:133百万円の内数]				関連施策		-																		
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)	中小企業退職金共済法(昭和34年法律第160号)に基づき、中小企業者の相互扶助のしくみとしてその提出による退職金共済制度を確立し、中小企業の従業員に退職金を支給することにより、こうした従業員の福祉の増進と中小企業の振興に寄与している。 勤労者財産形成促進法(昭和46年法律第92号)に基づき、勤労者の計画的な財産形成を促進することにより、勤労者の生活の安定を図り、国民経済の健全な発展に寄与している。								政策評価実施予定 時期(評価予定表)		<table><tr><td>2 4</td><td>2 5</td><td>2 6</td><td>2 7</td><td>2 8</td></tr><tr><td>モ二</td><td>モ二</td><td>実績</td><td>モ二</td><td>モ二</td></tr></table>					2 4	2 5	2 6	2 7	2 8	モ二	モ二	実績	モ二	モ二
2 4	2 5	2 6	2 7	2 8																					
モ二	モ二	実績	モ二	モ二																					
測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値		最新値	年度	測定指標の測定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠																
1 中小企業退職金共済制度での新規加入被共済者数	-	-	平成25年度からの 累積 1,620,000人	平成29年度	332,600人	324,000人	442,567	平成23年度	中小企業は独力で退職金制度を設けることが難しく、大企業に比べ依然として退職金制度が普及していない状況であることから、中小企業退職金共済制度は、中小企業事業主の相互共済の仕組みと国の援助によって、退職金制度を確立し、中小企業の従業員の福祉の増進を図るとともに、中小企業の振興に寄与することを目的としている。 本制度の目的にかんがみ、その普及を図ることが重要であることから、より多くの中小企業の従業員の加入、つまり新規加入被共済者数を測定指標として設定し、これまでの実績、加入促進対策の取組等を考慮したものである。 (平成23年度の最新値と平成24、25年度目標値の違いは、平成23年度の数値に適格年金制度からの移行者(129,715人)が含まれていることによる。)																
2 勤労者財産形成促進制度の利用件数	-	-	前年度以上	平成25年度	前年度以上	前年度以上	9,378,415	平成23年度	勤労者が豊かで安定した生活を送るためには計画的な財産形成を支援することが重要であることから、勤労者財産形成促進制度は、勤労者財産形成促進法(昭和46年法律第92号)に基づき、勤労者の計画的な貯蓄や持家取得を、国や事業主が支援することを目的としている。 本制度の目的にかんがみ、その普及・活用促進を図ることが重要であることから、制度の利用件数を測定指標として設定し、前年度以上の目標値としたものである。																
3 全労働金庫に対する検査実施率	-	-	50%以上	平成25年度	50%以上	50%以上	43%	平成23年度	労働金庫法に基づき設立された会員制の協同組織金融機関である労働金庫は、労働組合、消費生活協同組合等が行う福利共済活動とこれらの構成員等のために金融の円滑を図ることにより、労働者の経済的地位の向上に寄与している。 本制度の目的にかんがみ、その業務の健全かつ適切な運営の確保は重要であることから、検査の実施率を測定指標として設定し、その目標水準としては、金融実態に応じた的確な検査が行える検査周期として、1つの金庫に対し2年に1回の周期(金融庁が行う地域銀行等への検査周期と同程度)が適当と考え、そのような目標値を設定したものである。																
測定指標	目標			目標年度	測定指標の測定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠																				
-	-			-	-																				
(参考)測定指標	平成20年度		平成21年度	平成22年度		平成23年度		平成24年度																	
-	-		-	-		-		-																	

達成手段 (開始年度)	補正後予算額(執行額)		25年度 当初 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要	達成手段 の目標 (25年度)	施策目標達成への寄与の内容	平成25年度行政事業レ ビュ-事業番号
	23年度	24年度						
中小企業退職金共済等事業に必要な経費(昭和63年度) 【労働保険特別会計労災勘定】	88億円 (85億円) 2,254百万円 (1,978百万円)	84億円 2,040百万円 (1,906百万円)	85億円 1,984百万円	1	①独立行政法人勤労者退職金共済機構の行う一般の中小企業退職金共済制度・特定退職金共済制度の掛金助成と基幹的業務に係る事務的経費の財源に充てるため、同機構に対し補助金を交付する。 ② 財形貯蓄を行う勤労者を支援するために拠出金を負担した中小企業事業主に対し助成を行う(平成26年度までの経過措置)。	在籍被共済者が前年度を上回る	中小企業退職金共済事業で、より効果的な加入促進と適切な制度運営を行うことができる。 また、中小企業退職金共済制度の在籍被共済者数が増加し、一層の中小企業の従業員の福祉の増進と中小企業の振興を図ることができる。	441
中小企業退職金共済等事業に必要な経費(昭和63年度) 【労働保険特別会計雇用勘定】	6,559百万円 (6,555百万円)	6,371百万円 (6,286百万円)	6,487百万円	1	①独立行政法人勤労者退職金共済機構の行う一般の中小企業退職金共済制度・特定退職金共済制度の掛金助成と基幹的業務に係る事務的経費の財源に充てるため、同機構に対し補助金を交付する。 ② 財形貯蓄を行う勤労者を支援するために拠出金を負担した中小企業事業主に対し助成を行う(平成26年度までの経過措置)。	在籍被共済者が前年度を上回る	中小企業退職金共済事業で、より効果的な加入促進と適切な制度運営を行うことができる。 また、中小企業退職金共済制度の在籍被共済者数が増加し、一層の中小企業の従業員の福祉の増進と中小企業の振興を図ることができる。	442
独立行政法人勤労者退職金共済機構運営費交付金に必要な経費(平成23年度)	341百万円 (341百万円)	435百万円 (421百万円)	33百万円	-	中小企業退職金共済法第70条第2項及び附則第2条第1項の規定等に基づき、独立行政法人勤労者退職金共済機構において勤労者財産形成促進事業等の実施に必要な経費(人件費、一般管理費)の財源に充てるための独立行政法人勤労者退職金共済機構財形勘定及び雇用促進融資勘定運営費交付金の交付。 なお、①独立行政法人勤労者退職金共済機構財形勘定運営費交付金は、平成25年度より廃止となった。 また、②独立行政法人勤労者退職金共済機構雇用促進融資勘定運営費交付金について、雇用促進融資事業は債権回収及び財投償還のみの経過措置事業(平成49年度終了予定)であるため、経過措置終了までの交付となる。	-	中小企業退職金共済法第70条第2項及び附則第2条第1項の規定等に基づき、独立行政法人勤労者退職金共済機構において勤労者財産形成促進事業等の実施に必要な経費(人件費、一般管理費)の財源に充てるための独立行政法人勤労者退職金共済機構財形勘定及び雇用促進融資勘定運営費交付金の交付。 なお、①独立行政法人勤労者退職金共済機構財形勘定運営費交付金は、平成25年度より廃止となった。 また、②独立行政法人勤労者退職金共済機構雇用促進融資勘定運営費交付金について、雇用促進融資事業は債権回収及び財投償還のみの経過措置事業(平成49年度終了予定)であるため、経過措置終了までの交付となる。	443
独立行政法人労働政策研究・研修機構運営費(平成15年度)	2,596百万円 (2,596百万円)	2,538百万円 (2,468百万円)	2,383百万円	-	○労働行政分野の政策課題(雇用、労働条件、人材育成、労使関係等)や、国内・海外の労働現場の最新の事情・動向について、厚生労働省の要請に基づき公平・中立の立場から体系的・継続的な調査研究を実施し、労働政策の企画・立案をサポート。 ○全国の労働基準監督署、ハローワーク等における労働行政の適確な遂行を担保するために労働行政職員(3,481人※)を対象に必要な専門知識・技能を付与。(※平成25年度労働大学校研修実施計画における計画数)	-	①機構が蓄積した調査研究の成果を、労使関係者をはじめ広く国民に普及を図ること、②労働行政担当職員へ専門知識・技能を付与する研修を実施することにより、労働現場における適正な労働条件の確保、良好な労使関係の形成に寄与、豊かで安定した勤労者生活の実現に寄与している。	444
独立行政法人労働政策研究・研修機構施設整備費(平成16年度)	70百万円 (69百万円)	90百万円 (76百万円)	180百万円	-	独立行政法人労働政策研究・研修機構の本部及び労働大学校の整備又は改修のための経費。(補助率100%)	-	—(施設整備費のため)	445

平成25年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(厚生労働省25(Ⅲ－6－1))

* 厚生労働省では、基本目標＞施策大目標＞施策目標を設定して、政策を実施している。

施策目標名	労使関係が将来にわたり安定的に推移するよう集团的労使関係のルールの確立及び普及等を図るとともに、集团的労使紛争の迅速かつ適切な解決を図ること(施策目標Ⅲ-6-1)				担当部局名		政策統括官付労政担当参事官室 中央労働委員会事務局総務課		作成責任者名		労政担当参事官 岸本 武史 総務課長 川口 達三																
施策の概要	本施策は、次のことを推進するために実施している。 ・不当労働行為事件を迅速かつ的確に解決・処理すること ・労使紛争を早期かつ適切に解決すること ・集团的労使関係法制の普及啓発を図ること				政策体系上の位置付け		基本目標Ⅲ ディーセントワークの実現に向けて、労働者が安心して快適に働くことができる環境を整備すること 施策大目標Ⅲ-6 安定した労使関係等の形成を促進すること																				
予算書との関係	例:本施策は、予算書の以下の項に対応している。 (項)労使関係等安定形成促進費(一般会計)【平成25年度予算額: 350百万円】 (項)労使関係安定形成促進費(特別会計)【平成25年度予算額: 409百万円】				関連施策		-																				
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)	○労働組合法(昭和24年法律第174号)により、 ・厚生労働大臣の所轄の下に中央労働委員会が、都道府県知事の所轄の下に都道府県労働委員会が置かれている。 ・労働委員会は、不当労働行為事件の審査等並びに労働争議のあっせん、調停及び仲裁をする権限を有する。 ・労働委員会は、審査の期間の目標を定めるとともに、目標の達成状況その他の審査の実施状況を公表するものとする。 ・中央労働委員会は、都道府県労働委員会に対し、労働組合法の規定により都道府県労働委員会が処理する事務について、報告を求め、又は法令の適用その他当該事務の処理に関して必要な勧告、助言若しくはその委員若しくは事務局職員の研修その他の援助を行うことができる。 とされている。 ○個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律(平成13年法律第112号)により、 ・中央労働委員会は、都道府県労働委員会が都道府県知事の委任を受けて個別労働紛争の処理を行う場合には、必要な助言又は指導をすることができる。 とされている。 ○国際労働関係事業は、アジア、アフリカ、中南米等の国や地域の労働組合関係者、使用者団体関係者及び労働関係指導者等の日本への招へい、フォーアップセミナーの開催及び現地セミナーの開催等を行うことにより、本事業参加者に労使関係法、人事労務管理、労働事情等への理解を深めさせ、各国企業の長期的な労働関係の安定、各国企業と我が国事業者との取引の安定及び経済連携のための人的基礎の構築を図り、日本国内の雇用の安定を図ることを目的としている。 ※根拠法令:雇用保険法第62条第1項第5号、雇用保険法施行規則第115条第13号										政策評価実施予定 時期(評価予定表)		<table><tr><td>2 4</td><td>2 5</td><td>2 6</td><td>2 7</td><td>2 8</td></tr><tr><td>実績(WG)</td><td>モ二</td><td>モ二</td><td>モ二</td><td>モ二</td></tr></table>					2 4	2 5	2 6	2 7	2 8	実績(WG)	モ二	モ二	モ二	モ二
2 4	2 5	2 6	2 7	2 8																							
実績(WG)	モ二	モ二	モ二	モ二																							

測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値		最新値	年度	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
					24年度	25年度			
1 労使関係が「安定的に維持されている」及び「概ね安定的に維持されている」と認識している労使当事者の割合	-	-	75%	平成25年度	75%	75%	79%	平成24年度	本指標を測定することで、日本国内において集团的労使関係が安定的に推移しているかどうかを直接的に確認できると考えている。 平成19年度から23年度までの第2期では毎年度50%を目標としていたが、平成24年度に目標値を75%に引き上げたところであり、長期的な動向も見極めるため、引き続き75%を目標とした。 労使関係総合調査(団体交渉と労働争議に関する実態調査) URL: http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/18-24gaiyou.html
2 新規申立事件の終結までの平均処理日数	-	-	1年6か月以内	平成25年	1年6か月以内	1年6か月以内	385日	平成24年	不当労働行為事件の審査については、平成16年の労働組合法の改正前と比較すれば、事件の迅速な処理が進んでいる。しかしながら、裁判所等他の紛争処理機関においても迅速化の取組がなされ、相対的に見れば長くかかっている面があることから、更なる迅速な処理が求められている現状があり、労働組合法第27条の18に基づき、平成23～25年に係る審査の期間の目標の達成の指標として、「1年6か月以内のできるだけ短い期間内に終結させることを目標とする」と定められているので、当該数値を測定し、目標を1年6か月以内とした。
3 申立てから1年6か月以上係属している事件数	-	-	0件	平成25年	0件	0件	8件	平成24年	不当労働行為事件の審査については、平成16年の労働組合法の改正前と比較すれば、事件の迅速な処理が進んでいる。しかしながら、裁判所等他の紛争処理機関においても迅速化の取組がなされ、相対的に見れば長くかかっている面があることから、更なる迅速な処理が求められている現状があり、労働組合法第27条の18に基づき、平成23～25年に係る審査の期間の目標の達成の指標として、「1年6か月以内のできるだけ短い期間内に終結させることを目標とする」と定められているので、当該数値を測定し、目標を0件とした。
4 調整事件の終結までの日数(取下げ事件等を除く)が2か月以内(自主交渉による中断がある事件は3か月以内)である割合	-	-	100%	平成25年	100%	100%	100%	平成24年	労働争議のあっせん、調停、仲裁については、事件の早期かつ適切な処理が求められている現状があり、当該数値を測定し、目標を100%とした。
5 国際労働関係事業により学んだ日本の労働法制及び労使慣行等の雇用安定施策について、本事業の参加者が所属する労働組合及び企業において、実際に活用する割合	-	-	90%	平成25年度	80%	90%	96%	平成24年度	国際労働関係事業は、海外の研修生に対して日本の労使関係法、人事労務管理、労働事情等への理解を深めさせる技術協力(ODA事業)という意義を持ちながら、研修生への普及啓発により、我が国からの進出企業の取引の安定や、海外における労使紛争を原因としたサプライチェーンの寸断等による日本国内の雇用に与える悪影響や雇用の縮小を回避する意味も持っている。 このため、日本企業を含む多国籍企業の労使紛争が海外で頻発する中、研修受講者が日本の雇用安定施策を母国で活用することで海外における労使関係が安定的となり、日本国内における労使関係も安定的になることが期待されるため、本目標を設定した。 本指標は研修受講者の所属団体からのアンケートにより捕捉することとしており、その回収率の実績も踏まえ、90%との目標値を設定した。

測定指標	目標		目標年度	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠				
—	—	—	—	—	—	—	—	—
(参考)測定指標	平成20年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度	
	—		—		—		—	
達成手段 (開始年度)	補正後予算額(執行額)		25年度 当初 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要	達成手段 の目標 (25年度)	施策目標達成への寄与の内容	平成25年度行政事業 レビュー事業番号
	23年度	24年度						
安定した労使関係等の形成の (1)促進に必要な経費(平成20年度)	377百万 円 (329百万 円)	382百万円	350百万円	1,2,3,4	労働者の団結権等の保護及び集团的労使紛争の解決を図るため、中央労働委員会委員による不当労働行為の審査並びに労働争議のあっせん、調停及び仲裁を実施している。	新規申立事件の終結までの平均処理日数:1年6か月以内	本経費の適切な執行により事件の迅速な処理が図られた結果、新規申立事件の終結までの平均処理日数が、平成24年(最新値)で385日と目標を達成しているところである。 事件の迅速な処理が進むことは、ひいては、労使関係の安定にも寄与するものと考えられる。	446
(2)国際労働関係事業 (平成14年度)	436百万 円 (384百万 円)	419百万 円	409百万 円	1,5	国際労働関係事業は発展途上国を中心とする各国の労働関係指導者(労働組合関係、使用者団体関係)を我が国に招へいし、座学による講義や企業訪問、我が国労使関係者との意見交換等を行うことにより、我が国の労使関係法制や労働事情等に関する理解を深めさせるもの。 また、我が国の労働関係有識者を派遣し、アジアなどの労働関係指導者に対して、健全な労使関係の形成と発展を促進するためのセミナーを現地で開催し、講義やディスカッション、団体交渉や労使協議のロールプレイング等を通じて我が国の労使関係法制、労働事情、労使関係の安定の重要性等に対する理解を深めさせるもの。セミナーの一部は開催国の周辺諸国の労働関係指導者も参加し、多国間の相互理解と知識普及を図っている。 本事業の大部分は諸外国に対する技術協力の一環としてODA事業とされている。	本事業による研修を受講した研修生の人数の割合(実績/計画):80% (本事業により学んだ日本の労働法制及び労使慣行等の雇用安定施策について、本事業の参加者が所属する労働組合及び企業において、実際に活用する割合:90%)	国際労働関係事業の実施により、日本の労働法制及び労使慣行等について理解を深めた発展途上国等からの研修生が、所属する母国の労働組合及び企業において、本事業で学んだ日本の労働法制及び労使慣行等の雇用安定施策を活用する割合が、平成21年度では88であったところ、平成23年度(最新値)では96%に上昇してきているところである。 本事業の継続的な実施により、発展途上国において日本の労働法制及び労使慣行等の雇用安定施策を普及することは、同国に進出する我が国事業者の現地組織における労使関係を安定的にし、また、現地企業の労使紛争を原因としたサプライチェーンの寸断等による日本国内の雇用の安定への悪影響を回避する効果があると考えられることから、日本国内の労使関係の安定にも寄与するものとする。	447

(厚生労働省25(Ⅲ-7-1))

(厚生労働省25(Ⅲ-7-1))

施策目標名	個別労働紛争の解決の促進を図ること(施策目標Ⅲー7ー1)					担当部署名	大臣官房地方課労働紛争処理業務室		作成責任者名	労働紛争処理業務室長 宿里明弘														
施策の概要	労働関係に関する事項について個々の労働者と事業主との間の紛争(以下「個別労働紛争」という。)を実情に即して迅速かつ適正に解決するため、総合的な個別労働関係紛争解決システムの整備を図る。					政策体系上の位置付け	基本目標Ⅲ ディーセントワークの実現に向けて、労働者が安心して快適に働くことができる環境を整備すること 施策大目標Ⅲー7 個別労働紛争の解決の促進を図ること																	
予算書との関係	本施策は、予算書の以下の項に対応している。 一般会計 (項)個別労働紛争対策費 [平成25年度予算額:76,669千円] 労働保険特別会計労災勘定 (項)個別労働紛争対策費 [平成25年度予算額:754,713千円] 労働保険特別会計雇用勘定 (項)個別労働紛争対策費 [平成25年度予算額:754,706千円]					関連施策	－																	
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)	近年、労働組合組織率の低下、企業の人事管理の個別化、長期安定雇用の縮小などに伴い、解雇や労働条件の引下げ、いじめ・嫌がらせなどをめぐる個別労働紛争が増加している。民事紛争の解決は最終的には司法の役割であるが、金銭的・時間的にゆとりの乏しい労働者にとっては依然高いハードルであることは否めないため、司法との役割分担の下で、個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律に基づき、「行政として可能な範囲で、信頼できる、簡易・迅速な紛争解決機能を無料で提供すること」を目的として事業を行っている。都道府県においては、自治事務として、労働相談及び個別労働紛争のあっせん(あっせんは三者構成の都道府県労働委員会を活用)を行っており、国と都道府県のそれぞれに特徴がある複線型の仕組みとなっている。								政策評価実施予定 時期(評価予定表)	<table><tr><td>24</td><td>25</td><td>26</td><td>27</td><td>28</td></tr><tr><td>モニ</td><td>モニ</td><td>モニ</td><td>モニ</td><td>実績</td></tr></table>					24	25	26	27	28	モニ	モニ	モニ	モニ	実績
24	25	26	27	28																				
モニ	モニ	モニ	モニ	実績																				
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値		最新値		測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠															
		基準年度		目標年度	24年度	25年度		年度																
－	－	－	－	－	－	－	－	－	－															
測定指標	目標				測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠																			
				目標年度																				
助言・指導手続終了件数に占める処理期間1ヶ月以内のもの割合	90%			平成25年度	平成13年10月の制度施行以来、景気回復期、悪化期を問わず、年度により多少の増減はあるものの、件数は増加傾向を示している。(平成24年度実績＝総合労働相談件数1,067,210件(前年度比3.8%減)、民事上の個別労働紛争相談件数254,719件(前年度比0.6%減)、助言・指導申出件数10,363件(前年度比8.1%増)。このような実績の中、個別労働紛争の解決の促進に当たって、都道府県労働局長による助言・指導の特徴である簡易、迅速かつ無料で利用できる紛争解決手段として有効に機能しているかを評価するため、特に迅速性の観点から助言・指導の処理期間を測定指標として定めている。 また、単年度で助言・指導の処理件数や処理期間について統計を取っていることから、目標年度は単年度としている。 平成24年度個別労働紛争解決制度施行状況 : http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r985200000339uj.html																			
あっせん手続終了件数に占める処理期間1ヶ月以内のもの割合	45%			平成25年度	平成13年10月の制度施行以来、景気回復期、悪化期を問わず、年度により多少の増減はあるものの、件数は増加傾向を示している。(平成24年度実績＝総合労働相談件数1,067,210件(前年度比3.8%減)、民事上の個別労働紛争相談件数254,719件(前年度比0.6%減)、あっせん申請件数6,047件(前年度比7.1%減)。このような実績の中、個別労働紛争の解決の促進に当たって、紛争調整委員会によるあっせんの特徴である簡易、迅速かつ無料で利用できる紛争解決手段として有効に機能しているかを評価するため、特に迅速性の観点からあっせんの処理期間を測定指標として定めている。 また、単年度であっせんの処理件数や処理期間について統計を取っていることから、目標年度は単年度としている。 平成24年度個別労働紛争解決制度施行状況 : http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r985200000339uj.html																			

あっせん手続終了件数に占める処理期間2ヶ月以内のものの割合		90%		平成25年度						
(参考)測定指標		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度				
総合労働相談件数 平成24年度個別労働紛争解決制度施行状況： 4 http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r985200000339uj.html		1,075,021	1,141,006	1,130,234	1,109,454	1,067,210				
民事上の個別労働紛争相談件数 (P)平成24年度個別労働紛争解決制度施行状況： 5 http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r985200000339uj.html		236,993	247,302	246,907	256,343	254,719				
助言・指導申出受付件数 (P)平成24年度個別労働紛争解決制度施行状況： 6 http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r985200000339uj.html		7,592	7,778	7,692	9,590	10,363				
あっせん申請受理件数 (P)平成24年度個別労働紛争解決制度施行状況： 7 http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r985200000339uj.html		8,457	7,821	6,390	6,510	6,047				
達成手段 (開始年度)		補正後予算額(執行額)		25年度当初予算額	関連する指標番号	達成手段の概要		達成手段の目標 (25年度)	施策目標達成への寄与の内容	平成25年度行政事業レビュー事業番号
		23年度	24年度							
(1) 個別労働紛争対策の推進 (平成13年度)		16億円 (16億円)	15億円	16億円	—	全国の労働局及び労働基準監督署等に「総合労働相談コーナー」を設置し、民事問題、労働基準法、労働者派遣法、雇用機会均等法など内容を問わずあらゆる案件をワンストップ的に受け付け、労働相談を行っている。また、民事問題については、事案に応じ都道府県労働局長による助言・指導やあっせんを行っている。		・助言・指導手続終了件数に占める処理期間1ヶ月以内のものの割合 90%以上 ・あっせん手続終了件数に占める処理期間1ヶ月以内のものの割合 45%以上 ・あっせん手続終了件数に占める処理期間2ヶ月以内のものの割合 90%以上	総合労働相談コーナーを設置して労働問題に関する相談、関係法令の情報提供を行うことにより、当事者間で個別労働紛争を未然に防止し、自主的な解決の促進を図ることが見込まれ、また、事案によっては助言・指導、あっせんを行うことで、迅速に個別労働紛争の解決の促進を図ることが見込まれる。これらにより、労働者が安心して快適に働くことができる環境整備の確立への効果が期待できる。	448

平成25年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(厚生労働省25(Ⅲ－8－1))

* 厚生労働省では、基本目標＞施策大目標＞施策目標を設定して、政策を実施している。

施策目標名	労働保険適用促進及び労働保険料等の適正徴収を図ること(施策目標Ⅲ-8-1)					担当部局名	労働基準局労災補償部労働保険徴収課		作成責任者名	労働保険徴収課長 秋山 伸一															
施策の概要	本施策は、労働保険料の収納率の向上、未手続事業の解消を推進するために実施している。					政策体系上の位置付け	基本目標Ⅲ デーセントワークの実現に向けて、労働者が安心して快適に働くことができる環境を整備すること 施策大目標8 労働保険適用徴収業務の適正かつ円滑な実施を図ること																		
予算書との関係	本政策は、予算書の以下の項に対応している。 (項)業務取扱費:労働保険適用徴収業務に必要な経費[平成25年度予算額:18,119百万円] (項)業務取扱費:石綿健康被害救済事業に必要な経費[平成25年度予算額:8,906百万円] (項)諸支出金:保険料の返還等に必要な経費[平成25年度予算額:49,338百万円]					関連施策	—																		
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)	事業主が、労働保険(労災保険及び雇用保険の総称)の手続を行わないことは、労働者が迅速な保険給付を受けられない等の不利益を被るおそれがあるため、労働者のセーフティネットの確保の観点から、これを解消する必要がある。 そのため、労働保険の適正な適用と労働保険料等の適正な徴収を図るため、労働保険の保険料の徴収等に関する法律(44年法律第84条)に基づき、労働保険の適用対象事業場(原則として、労働者を1人以上雇用する全ての事業に適用)の把握、労働保険の未手続事業場に対する適用促進を実施し、労働保険料等の適正徴収を図る。									政策評価実施予定 時期(評価予定表)	<table><tr><td>2 4</td><td>2 5</td><td>2 6</td><td>2 7</td><td>2 8</td></tr><tr><td>モニ</td><td>モニ</td><td>モニ</td><td>実績</td><td>モニ</td></tr></table>					2 4	2 5	2 6	2 7	2 8	モニ	モニ	モニ	実績	モニ
2 4	2 5	2 6	2 7	2 8																					
モニ	モニ	モニ	実績	モニ																					
測定指標 (定量的)	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値		最新値	年度	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠																
1 労働保険料収納率	—	—	前年度以上	平成25年度	前年度以上	前年度以上	97.7%	平成24年度	・事業主が労働保険の手続を行わないことは、労働者が迅速な保険給付を受けられない等の不利益を被るおそれがある。このため、労働者のセーフティネットの確保の観点から、労働保険の未加入を解消する必要がある。また、費用負担の公平の観点から労働保険料の未納を解消する必要があるため、この指標を選定した。																
2 未手続事業対策により労働保険に加入した事業場数	—	—	前年度以上	平成25年度	前年度以上	前年度以上	38,111	平成24年度	・労働保険の適用促進を図るため、民間団体と連携した取り組み等を行ってきたが、依然として相当数の未手続事業が残されている。関係行政機関との連携を強化し、未手続事業対策に取り組む必要があるため、当該指標を選定した。																
測定指標 (定性的)	目標			目標年度	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠																				
—	—			—	—																				
(参考)測定指標	平成20年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度																
—	—		—		—		—		—																

達成手段 (開始年度)	補正後予算額(執行額)		25年度 当初 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要	達成手段 の目標 (25年度)	施策目標達成への寄与の内容	平成25年度行政事業レ ビュー事業番号
	23年度	24年度						
(1) 労働保険適用徴収業務に必要な経費(昭和47年度)	14,842 百万円 (12,785 百万円)	14,388 百万円 (12,441 百万円)	18,119 百万円	1, 2	労働保険の適用対象事業(原則として、労働者を1人以上雇用する全ての事業に適用される)の把握・加入勧奨、労働保険事務組合の育成、納入督促などの労働保険の適用促進及び適正徴収に係る業務を実施する。	・労働保険料等収納率(前年度以上) ・未手続事業一掃対策により労働保険に加入した事業場数(前年度以上)	・滞納事業場に対する納入督促及び滞納処分を行うことにより、労働保険料収納率を上げることができると見込んでいる。(測定指標1) ・関係行政機関や関係団体等との連携による未手続事業の把握、業種別団体等と連携した周知啓発・加入勧奨方策の検討及び未手続事業主への加入勧奨・指導の実施により、未加入事業場の労働保険加入を促進することができる見込んでいる。(測定指標2)	449
石綿健康被害救済事業に必要な経費(平成19年度)	8,846百万円 (8,711百万円)	8,722百万円 (8,698百万円)	8,906百万円	1, 2	労災保険適用事業主から毎年度一般拠出金を徴収し、「石綿による健康被害の救済に関する法律」に基づき、納付された一般拠出金から徴収に係る事務費を除いた額を、環境省所管の独立行政法人環境再生保全機構に交付しているものである。	・一般拠出金収納率(前年度以上) ・未手続事業一掃対策により労働保険に加入した事業場数(前年度以上)(事業番号0449と同。ただし、労働保険未手続事業全体)	・滞納事業場に対する納入督促及び滞納処分を行うことにより、一般拠出金収納率を上げることができると見込んでいる。(測定指標1) ・関係行政機関や関係団体等との連携による未手続事業の把握、業種別団体等と連携した周知啓発・加入勧奨方策の検討及び未手続事業主への加入勧奨・指導の実施により、未加入事業場の労働保険加入を促進することができる見込んでいる。(測定指標2)	450
(3) 保険料の返還等に必要な経費(昭和47年度)	53,814百万円 (34,878百万円)	47,110百万円 (33,683百万円)	49,338百万円	-	労働保険の保険料の徴収等に関する法律に基づく保険料精算による返還金及び過誤納に係る保険料の払戻金であり、事業主からの請求に基づき支出するもの。	・保険料の精算による返還金及び過誤納に係る払戻金の請求について適切に処理を行う。	・事業主からの請求に基づく、労働保険料の精算による返還金及び過誤納に係る保険料の払戻金について、適正に処理を行うことにより、労働保険料の適正徴収に寄与することができるものである。	452

平成25年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(厚生労働省25(Ⅳ－1－1))

* 厚生労働省では、基本目標＞施策大目標＞施策目標を設定して、政策を実施している。

施策目標名	公共職業安定機関等における需給調整機能の強化及び労働者派遣事業等の適正な運営を確保すること (施策目標Ⅳ－1－1)				担当部局名		職業安定局首席職業指導官室 職業安定局派遣・有期労働対策部需給調整事業課		作成責任者名		首席職業指導官 野村 栄一 需給調整課長 富田 望													
施策の概要	本施策は、次の目標を柱に実施している。 (目標1)公共職業安定所における労働力需給調整機能を強化すること (目標2)労働者派遣事業、職業紹介事業等の適正な運営を確保すること (目標3)官民の連携により労働力需給機能を強化すること				政策体系上の位置付け		基本目標Ⅳ 意欲のあるすべての人が働くことができるよう、労働市場において労働者の職業の安定を図ること 施策大目標Ⅳ－1 労働力需給のミスマッチの解消を図るために需給調整機能を強化すること																	
予算書との関係	本施策は、予算書の以下の項におおむね対応している。 一般会計 (項)職業紹介事業等実施費:職業紹介事業等の実施に必要な経費(全部) 〔平成25年度予算額:78,866千円〕 労働保険特別会計雇用勘定 (項)職業紹介事業等実施費:職業紹介事業等の実施に必要な経費(全部) 〔平成25年度予算額:67,963,321千円〕 (項)業務取扱費:失業等給付業務に必要な経費(全部)[平成25年度予算額:35,516,362千円]				関連施策		－																	
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)	・公共職業安定所において、個々の求人・求職者のニーズにあったきめ細かな職業相談・職業紹介を実施し、労働市場における需給調整機能の強化を図ることとする。 根拠法令:職業安定法(昭和22年法律第141号)第5条第1項(抄) 一 労働力の需給調整の適正かつ円滑な調整を図ること。 二 失業者に対し、職業に就く機会を与えるために、必要な施策を樹立し、その実施に努めること。 三 求職者に対し、迅速に、その能力に適合する職業に就くことをあつせんするため、及び求人者に対し、その必要とする労働力を充足するために、無料職業紹介を行うこと。 ・職業紹介事業等の適正な運営を確保すること等により、職業の安定を図ることとする。また、労働者派遣事業の適正な運営の確保に関する措置を講ずるとともに、派遣労働者の保護を図り、もって派遣労働者の雇用の安定等に資することとする。(根拠法令:職業安定法(昭和22年法律第141号)、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和60年法律第88号)) ・官民の機関が有する求人情報を検索できる「しごと情報ネット」を運営することにより、求人情報等へのアクセスの円滑化を図ることとする。							政策評価実施予定 時期(評価予定表)		<table><tr><td>2 4</td><td>2 5</td><td>2 6</td><td>2 7</td><td>2 8</td></tr><tr><td>モ二</td><td>モ二</td><td>実績</td><td>モ二</td><td>モ二</td></tr></table>					2 4	2 5	2 6	2 7	2 8	モ二	モ二	実績	モ二	モ二
2 4	2 5	2 6	2 7	2 8																				
モ二	モ二	実績	モ二	モ二																				
測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値		最新値	年度	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠															
1 公共職業安定所の求職者の就職率(常用)	－	－	30%以上	毎年度	28%以上	30%以上	29.0%	平成24年度	【測定指標の選定理由】 公共職業安定所における主要業務に係る指標であるため。 【目標値の設定の根拠】 「平成25年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」(平成25年2月28日閣議決定)における実質GDP、完全失業率等の見通し及び平成23年度の実績見込みを踏まえて設定。															
2 雇用保険受給者の早期再就職割合(※1)	－	－	28%以上	毎年度	26.5%以上	28%以上	27.7%	平成24年度	【測定指標の選定理由】 公共職業安定所における主要業務に係る指標であるため。 【目標値の設定の根拠】 「平成25年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」(平成25年2月28日閣議決定)における実質GDP、完全失業率等の見通し及び平成23年度の実績見込みを踏まえて設定。 ※1 早期再就職者数(注1)／受給資格決定件数 (注1) 雇用保険の基本手当の支給残日数を所定給付日数の2／3以上残して早期に再就職する者の数(例えば、所定給付日数90日の者が、支給残日数を60日以上残して再就職した場合。)															
3 公共職業安定所の求人の充足率(常用)	－	－	24.5%以上	毎年度	26%以上	24.5%以上	24.3%	平成24年度	【測定指標の選定理由】 公共職業安定所における主要業務に係る指標であるため。 【目標値の設定の根拠】 「平成25年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」(平成25年2月28日閣議決定)における実質GDP、完全失業率等の見通し及び平成23年度の実績見込みを踏まえて設定。															
しごと情報ネットの利用者がこれを通じて求人情報に応募するなど具体的な行動を起こした割合	－	－	35%以上	毎年度	35%以上	35%以上	35.1%	平成24年度	早期の再就職等労働力需給のミスマッチ解消を図るため、求人者が求める仕事探し、就職するための手段となることを目的として「しごと情報ネット」を運営していることから、しごと情報ネットを利用した者が実際に行動を起こす割合を測定指標とし、平成25年度においても、その割合が35%以上であることを目標値として設定。															

	5 説明会等において労働者派遣法の周知啓発を図った事業所数	—	—	20,000所	毎年度	20,000所	20,000所	62,441所	平成24年度	労働者派遣事業の適正な運営の確保と派遣労働者の保護を推進していくため、説明会等において労働者派遣法の周知啓発を図った事業所数が一定以上数となることを目的とする。	
測定指標		目標			目標年度	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠					
—		—			—	—					
(参考)測定指標		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度					
—		—	—	—	—	—					
達成手段 (開始年度)		補正後予算額(執行額)		25年度 当初 予定額	関連する 指標番号	達成手段の概要		達成手段 の目標 (25年度)	施策目標達成への寄与の内容		平成25年度行政事業 レビュー事業番号
		23年度	24年度								
(1) 人材銀行運営費 (昭和42年度)		5.8億円 (5.5億円)	1.9億円	1.9億円	—	人材銀行において、管理職、専門・技術職に特化して職業相談・職業紹介等を行い、専門的知識・技術を有する者の再就職の促進と、中小企業等産業界の求める経営管理者、技術者等の充足を図る。		人材銀行の新規求職者のうち就職した者の割合20%以上	本事業を実施することにより、ハローワークの就職・充足促進が図られ、施策目標の達成に直結する。		453
(2) ハローワークプラザ運営費 (平成11年度)		19.9億円 (17.4億円)	22.4億円	8.6億円	1.3	ハローワークプラザを設置し、求職者が求人情報等を簡易かつ効率的に閲覧することができる求人情報提供端末を設置するとともに、職業相談・職業紹介等を実施する。		就職率32.5%以上	本事業を実施することにより、ハローワークの就職・充足促進が図られ、施策目標の達成に直結する。		454
(3) マザーズハローワーク事業推進費 (平成18年度)		22.1億円 (19.6億円)	22.9億円	23.8億円	1.3	子育て女性等に対する総合的かつ一貫した再就職支援を実施するため、平成18年度よりマザーズハローワークを、平成19年度よりマザーズハローワークが設置されていない地域のうち多数の利用者が見込まれるハローワークにマザーズコーナーを設置し、全国173箇所の支援拠点において、子ども連れでも来所しやすい環境を整備するとともに、担当者制によるきめ細かな職業相談やそのニーズを踏まえた求人の確保、地方公共団体等との連携による保育所情報の整備等を行っている。		担当者制による就職支援を受けた重点支援対象者の就職率87%以上	本事業を実施することにより、ハローワークの就職・充足促進が図られ、施策目標の達成に直結する。		455
(4) 失業給付受給者等就職援助対策費 (一)		8.1億円 (5.6億円)	6.9億円	6.8億円	1,2,3	失業給付受給者等の早期再就職を支援するため、就職支援セミナーの集中的実施や、就職支援ナビゲーター(早期再就職支援分)を配置して担当者制による求職者の個々の状況に応じた体系的かつ計画的な一貫した就職支援等、各種の支援措置を行う。		・雇用保険受給資格者の早期再就職割合28%以上 ・就職支援セミナー受講者のうち、「参考になった」と回答した者の割合90% ・就職支援ナビゲーター(早期再就職支援分)による再就職支援プログラムの就職率78%以上	本事業を実施することにより、ハローワークの就職・充足促進が図られ、施策目標の達成に直結する。		456

(5)	再就職支援プログラム事業費 (平成14年度)	40.3億円 (37.8億円)	38.5億円	31.9億円	—	主要な公共職業安定所に就職支援ナビゲーター(早期再就職支援分)(以下「就職支援ナビゲーター」という。)を配置し、雇用保険受給者等のうち、早期再就職の意欲が高く、支援の必要性が高い求職者に対し、履歴書・職務経歴書の個別添削や面接シミュレーションの実施、個別求人開拓等、担当者制による求職者の個々の状況に応じた体系的かつ計画的な一貫した就職支援を行う。	・雇用保険受給資格者の早期再就職割合28%以上 ・就職支援セミナー受講者のうち、「参考になった」と回答した者の割合90% ・就職支援ナビゲーター(早期再就職支援分)による再就職支援プログラムの就職率79%以上	本事業を実施することにより、ハローワークの就職・充足促進が図られ、施策目標の達成に直結する。	458
(6)	福祉人材確保重点プロジェクト推進費 (平成21年度)	15.0億円 (12.6億円)	16.1億円	13.0億円	1.3	全国の主要なハローワークに「福祉人材コーナー」を設置し、求職者に対するきめ細かな職業相談・職業紹介、求人者に対する求人充足に向けての助言・指導等を行うとともに、その他のハローワークにおいても、福祉分野の職業相談・職業紹介、職業情報の提供及び「福祉人材コーナー」の利用勧奨等の支援を行う。	福祉人材コーナーにおける福祉分野の就職件数 3万2千件以上	本事業を実施することにより、ハローワークの就職・充足促進が図られ、施策目標の達成に直結する。	459
(7)	非正規労働者総合支援事業推進費 (平成20年度)	31.2億円 (24.3億円)	30.0億円	20.9億円	1.3	非正規労働者に対する就職・生活支援体制を整備するため、「非正規労働者総合支援センター」及び「非正規労働者総合支援コーナー」を設置し、「就職支援ナビゲーター(非正規労働者支援分)」を配置して、担当者制によるきめ細かな就職支援(正規就労支援プログラム)、就職セミナー、専門家による心の健康相談、住居・生活相談等を一体的に実施する。	担当者制による就職支援を受けた者の就職率 66%以上	本事業を実施することにより、ハローワークの就職・充足促進が図られ、施策目標の達成に直結する。	460
(8)	職業訓練情報提供等によるキャリア・コンサルティング実施費 (平成21年度)	110.5億円 (106.3億円)	106.3億円	91.1億円	1.3	ハローワークに就職支援ナビゲーターを配置し、以下の業務を実施する。 1. 職業訓練関連情報の収集・提供 2. 求職者に対するキャリア・コンサルティング、職業訓練へのあつせん 3. 求職者支援訓練受講者に対する就職支援計画の作成 4. 職業訓練受講給付金等の周知、申請書の受理 5. 訓練受講中、訓練終了後の就職支援	・求職者支援訓練の訓練修了3ヶ月後の就職率 基礎コース60%、実践コース70% ・アンケート調査による利用者の満足度80%	本事業を実施することにより、ハローワークの就職・充足促進が図られ、施策目標の達成に直結する。	461
(9)	ふるさとハローワーク事業推進費 (平成20年度)	20.7億円 (15.7億円)	8.8億円	8.3億円	—	ふるさとハローワーク(市町村連携型) 市町村庁舎等を利用し、市町村が住民サービスとして実施する相談・情報提供業務と相まって、国が実施する求人検索機を活用した求人情報の提供、職業相談・紹介等を行う。 ふるさとハローワーク(都道府県等連携型)(平成23年度末廃止) 国と都道府県が連携して運営協議会を設置し、国が実施する職業相談・職業紹介、地方公共団体が独自に実施する雇用施策に密接に関連した就業支援のための面接会や職場体験等を地域の実情に応じた適切な民間団体に委託し、一体的な支援を行う。	全国のふるさとハローワークの就職総件数85,000件以上	国と地方公共団体が共同で地域の実情に応じた雇用対策を積極的に実施するため、ハローワークの全国ネットワークによる職業紹介機能と地方公共団体が講ずる就業支援施策と共同で提供する拠点「ふるさとハローワーク」を整備することを目的とする。	462
(10)	派遣・請負業界における事業者の質的向上のための取組の推奨について(旧:請負事業適正化・雇用管理改善推進事業費) (平成19年度)	0.3億円 (0.2億円)	0.2億円	0.4億円	—	① ガイドライン等を活用した請負事業主及び発注元事業主に対する適正化 ② 雇用管理改善に関する相談支援・請負事業の適正化及び雇用管理の改善に取り組む請負事業主を認定する制度の実施 ③ 製造請負事業改善推進協議会の開催	・請負事業ガイドラインの内容を含む、請負事業の適正化及び雇用管理の改善に取り組む請負事業主を認定する制度の認定基準の内容が、その取組を行う事業所から役に立った旨の評価を受ける割合90%以上 ・請負事業アドバイザーの相談により解決した事業運営上の問題点等の処理件数について 200件以上	派遣・請負業界における事業者の質的向上のため、優良な事業者を認定することを通じて、民間の需給調整機能の強化を図る。	466
(11)	ハローワークシステム運営費 (平成23年度)	465.7億円 (423.2億円)	478.3億円	599.6億円	—	職業安定行政機関で取り扱う求人求職に関するデータを処理し、雇用や職業に関する総合的な情報を求職者、求人者等に提供するとともに、雇用保険に関するデータを処理する等ハローワークシステムの運営を行うこと。	—	全国のハローワーク等における職業紹介業務、雇用保険業務等を迅速かつ的確に行うためにシステム化を行い、利用者の利便性の向上を図るとともに、求職・求人者に雇用や職業に関する情報提供を行うこと等を目的とする。	467

(12)	職業安定行政推進費 (一)	83.8億円 (75.9億円)	74.9億円	73.6億円	—	職業紹介及び職業相談の円滑な運営を図るために必要な、一般職業相談員の配置及びその他の公共職業安定所等の必要な事務費。	—	公共職業安定所等を用いて、求人者・求職者のニーズに応じたきめ細やかな職業紹介・職業相談を行うことが必要なことから、運営機能の充実を図ること。	469
(13)	求人確保・求人者指導援助推進費 (平成23年度)	48.0億円 (45.0億円)	46.6億円	41.9億円	1.3	主要なハローワークに「求人開拓推進員」を配置し、事業所訪問等による求人開拓を行うことで、より多くの充足が見込まれる求人の量的確保や、正社員求人をはじめとする求職者のニーズに適合する求人の確保を推進するとともに、事業所情報の収集、求人充足を図るための相談・助言・情報提供等を通じて、求人・求職の積極的なマッチングを推進する。	・求人開拓推進員1人 当たりの開拓求人数 830人以上 ・求人開拓推進員1人 当たりの開拓求人の 充足数 240人以上	本事業を実施することにより、ハローワークの就職・充足促進が図られ、施策目標の達成に直結する。	470
(14)	労働者派遣等労働力需給調整シ テム実態把握事業費 (平成23年度)	0.5億円 (0.0億円)	0.8億円	0.7億円	—	① 製造業務派遣と登録型派遣の在り方の検討のための実態調査 ② 特定労働者派遣事業の在り方の検討のための実態調査 ③ 日雇派遣の原則禁止についての施行状況に関する実態調査 ④ 職業紹介事業者の実態調査 ⑤ 職業紹介等を活用する一般の事業者の実態調査	調査票の回収率 全 体で平均20%以上	労働者派遣の実態を適切に把握し、派遣事業所の適切な運営及び派遣労働者の保護と雇用の安定等を図るための支援策・対応策等につなげる。 職業紹介の実態を適切に把握し、民間の職業紹介事業者の適切な運営を図るための支援策・対応策等につなげる。	471
(15)	労働者派遣事業の適正な運営に係 る経費(旧・労働者派遣法の施行等 による雇用の安定確保にかかる経 費) (平成23年度)	8.1億円 (6.3億円)	7.8億円	7.6億円	5	① 労働者の雇用の安定に係る説明会等の実施・リーフレットによる派遣元 事業主、派遣労働者等への周知・派遣元事業主、派遣先、請負事業主及び 発注者等労働者派遣事業の関係者に対する説明会等の実施・派遣労働者 への説明会及び相談会の実施 ② 派遣元事業主、派遣先、派遣労働者等からの相談体制の強化	・説明会や集団指導 において、派遣元事 業主、派遣先事業 主、派遣労働者等、 利用者の理解度につ いてアンケートを行 い、「理解が深まった」 と回答した割合90% 以上 ・個別の相談支援に より、問題点等が解 決した割合90%以上	派遣元・先や派遣労働者を集めた説明会や相談会の開催を通じ、改正法を円滑に施行することで、労働者派遣事業の適正な運営の確保と派遣労働者の雇用の安定を図るという目的を達成する。	472
(16)	長期失業者等総合支援事業費(復 興関連事業) (平成23年度)	0.8億円 (0.01億 円)	5.8億円	18.7億円	1	厳しい雇用失業情勢において、1年以上の長期にわたり失業している者(長 期失業者)は増加を続け、平成23年末の長期失業者は121万人と高水準にあり、失業者の失業期間の更なる長期化も懸念される。このため、長期失業者及び長期失業に至る可能性の高い求職者に対して、再就職支援の充実・強化を図るため、公共職業安定所が実施する職業紹介を基軸に、民間職業紹介事業者への委託によるキャリアコンサルティング、就職セミナー、グループワーク、メンタルヘルス相談、職場定着支援などの就職支援を総合的に実施する。	支援開始者の就職率 50%	長期失業者及び長期失業に至る可能性の高い求職者に対して、公共職業安定所が実施する職業紹介を基軸に、民間職業紹介事業者への委託による総合的な就職支援を実施することによって、長期失業者等の早期再就職を促進する。	474
(17)	一体的実施事業運営費 (平成24年度)	—	34.6億円	29.3億円	—	希望する地方自治体において、国が行う無料職業紹介、雇用保険の認定・給付等の事務と地方が行う無料職業紹介、職業能力開発、公営住宅、福祉等に関する相談業務等が、地方自治体の主導の下、運営協議会の設置などにより一体的に実施され、利用者の様々なニーズにきめ細かく応えることが可能となるよう「一体的実施施設」を設置する。また、地域の実情に応じた雇用対策を実施するため、事業内容に応じ、当該地域において適切と判断される民間団体に委託して、就職支援セミナー等を実施する。	事業実施地域ごとに 運営協議会で策定す る事業運営計画の中 で、成果目標(就職件 数等)を設定【目標設 定期間:平成24年度 ～平成26年度】	地方自治体とハローワークの協定に基づく一体的実施を推進し、地域の実情に応じた支援を実施する。	475
(18)	人材サービス関連情報提供等事業 費 (平成25年度)	—	—	1.2億円	4	① 官民連携した雇用情報システムである「しごと情報ネット」の運営を実施 ② 適格紹介に向けた具体的な取組みを行っている事業者を推奨し、求人者と求職者との早期マッチングを促進する仕組みの構築を実施 ③ 職業紹介事業者の適正な事業運営の推進を実施 ④ 求人情報誌、インターネットサイト等で求人情報を提供する民間求人情報提供事業者に対し、求人情報の適正化のための指導・援助を実施 ⑤ 労働力需給調整制度に関する専用サイト「人材サービス総合サイト」を稼働し、許可・届出事業者一覧をはじめ、労働力需給調整制度の周知や最新情報等の情報提供を行う。 ⑥ 都道府県労働局職員に対する現状における職業紹介事業の問題点の認識、課題の共有等を図るため全国担当者会議を開催	しごと情報ネットを通 じて求人情報に応募 等を行った割合35% 以上	官民連携した雇用情報システムである「しごと情報ネット」の運営を通じ、労働市場に適正かつ信頼できる求人情報を提供し、もって、早期の再就職等労働者の雇用の安定及び需給調整機能の強化に資する。	新25—028

	(19) 長期療養者就職支援対策費 (平成25年度)	—	—	0.3億円	—	ハローワークに就職支援ナビゲーターを配置し、以下の業務を実施する。 1 個々の長期療養者の希望や治療状況等を踏まえた職業相談、職業紹介 2 長期療養者の希望する労働条件に応じた求人の開拓、求人条件の緩和指導 3 長期療養者の就職後の職場定着の支援 4 がん診察連携拠点病院等への出張相談、労働市場、求人情報等の雇用関係情報の提供	・長期療養者就職支援事業の就職率25%以上	ハローワークががん診療連携拠点病院等の相談支援センターと連携し、離職を余儀なくされた長期療養者等に対する就職支援のモデル事業を実施し、がん患者等の就職の実現を目指すとともに、就職支援に関するノウハウ・知見の蓄積を図る。	新25－029
--	-------------------------------	---	---	-------	---	--	-----------------------	---	---------

平成25年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(厚生労働省25(Ⅳ－2－1))

* 厚生労働省では、基本目標＞施策大目標＞施策目標を設定して、政策を実施している。

施策目標名	地域、中小企業、産業の特性に応じ、雇用の創出及び雇用の安定を図ること(施策目標Ⅳ－2－1)				担当部局名		職業安定局雇用開発課 職業安定局地域雇用対策室 職業安定局建設・港湾対策室		作成責任者名		雇用開発課長 北條 憲一 地域雇用対策室長 石垣 健彦 建設・港湾対策室長 上田 国土																
施策の概要	本施策は、次の目標を柱に実施している。 (目標1)雇用失業情勢の厳しい地域や創業・新分野進出等における雇用創出及び雇用改善を図ること (目標2)中小企業等の雇用管理の改善を支援すること (目標3)事業活動の縮小等を余儀なくされた事業所における失業者の発生を予防すること (目標4)離職を余儀なくされる者に対する再就職を援助・促進すること				政策体系上の位置付け		基本目標Ⅳ 意欲のあるすべての人が働くことができるよう、労働市場において労働者の職業の安定を図ること 施策大目標Ⅳ－2 雇用機会を創出するとともに雇用の安定を図ること																				
予算書との関係	本施策は、予算書の以下の項におおむね対応している。 労働保険特別会計雇用助定 (項)地域雇用機会創出等対策費:地域及び中小企業等における雇用機会の創出等に必要な経費(全部)(平成25年度予算額: 177,163,361千円)				関連施策		－																				
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)	人口減少下における経済社会情勢の変化、雇用情勢の変化、雇用・就業形態の多様化に的確に対応するため、働く希望を持つすべての者の就業参加の実現、良質な雇用の創出、セーフティネットの整備等に向け、積極的雇用政策の推進に取り組む必要がある。 このような観点から、 (1)中小企業等における創業・新分野進出、雇用管理改善等に係る支援 (2)事業規模の縮小等の際の失業の予防・再就職の援助・促進 (3)雇用機会の不足している地域における雇用の促進 (4)産業の特性に応じた雇用管理の改善等 といった雇用機会の創出、雇用の安定等のための諸施策を講じている。 【根拠法令】 雇用調整助成金・・・雇用保険法第62条第1項第1号並びに雇用保険法施行規則第102条の2、第102条の3及び附則第15条 産業雇用安定センター補助金・・・雇用保険法第62条第5号並びに雇用保険法施行規則第115条第4号 労働移動支援助成金(再就職支援奨励金)・・・雇用保険法第62条第1項第2号及び第3号並びに雇用保険法施行規則第102条の4及び第102条の5第3項 建設雇用改善助成金・・・雇用保険法第62条第1項第5号及び同法第63条第1項第7号並びに建設労働者の雇用の改善等に関する法律第9条第1項 港湾労働者就労確保支援事業・・・雇用保険法第62条第1項第5号及び港湾労働法第30条										政策評価実施予定 時期(評価予定表)		<table><tr><td>2 4</td><td>2 5</td><td>2 6</td><td>2 7</td><td>2 8</td></tr><tr><td>モ二</td><td>実績</td><td>モ二</td><td>モ二</td><td>モ二</td></tr></table>					2 4	2 5	2 6	2 7	2 8	モ二	実績	モ二	モ二	モ二
2 4	2 5	2 6	2 7	2 8																							
モ二	実績	モ二	モ二	モ二																							
測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値		最新値	年度	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠																		
1 中小企業労働環境向上助成金に係る ①団体助成コースの支給を受けた事業協同組合等の構成中小企業者の本事業終了時における求人充足率の平均 ②個別中小企業助成コース雇用管理制度助成の支給を受けた事業主の事業所における支給後6ヶ月後の労働者の定着率 ③個別中小企業助成コース介護福祉機器助成の支給を受けた事業主の事業所における支給後6ヶ月後の労働者の定着率	－	－	①35%以上 ②85.6%以上 ③85.6%以上	毎年度	－	①35%以上 ②85.6%以上 ③85.6%以上	－	－	【施策指標の選定理由】 施策目標の達成手段である中小企業労働環境向上助成金の目標が達成されているかを測定することが、施策目標の達成状況を測定するために妥当であるため。 【目標値の設定の根拠】 ①本助成金(団体助成コース)の活用により、構成中小企業者の労働環境の向上が図られ、人材の確保が促進されていることを確認するため、本助成金の支給を受けた事業協同組合等の構成中小企業者における本事業終了時の常用労働者に関する求人充足率の平均がハローワークにおける求人充足率を一定程度上回ることを目標とする。 目標値はハローワークにおける求人充足率の24年度上半期実績は26.0%であることを踏まえ設定。 ②③本助成金(個別企業助成コース)が中小企業事業主の事業所における雇用管理の改善が図られたかを確認するため、労働者の定着率を目標とする。 目標値は、平成23年雇用動向調査における離職率が14.4%であることを踏まえ設定。																		
2 平成25年度の4月～6月に雇用調整助成金を利用した事業所における対象被保険者の6か月経過後の雇用維持率	－	－	90%	毎年度	90%	90%	92.2%	平成24年度	【施策指標の選定理由】 施策目標の達成手段である雇用調整助成金の目標が達成されているかを測定することが、施策目標の達成状況を測定するために妥当であるため。 【目標値の設定の根拠】 対象被保険者を半年後においても利用事業所にて雇用維持させることで、労働者の失業の予防が図られたと評価できることから雇用の維持を目標に設定した。 この目標数値については、助成金を利用した対象被保険者のうち解雇されなかった者の割合が平成23年度は93.8%、平成24年度は92.2%であったことを踏まえて設定した。																		

	再就職支援奨励金の対象となった 3 者のうち1か月以内で再就職を果たした者の割合	—	—	20%	毎年度	40%	20%	28%	平成24年度	【施策指標の選定理由】 施策目標の達成手段である労働移動支援助成金(再就職支援給付金)の目標が達成されているかを測定することが、施策目標の達成状況を測定するために妥当であるため。 【目標値の設定の根拠】 再就職支援給付金は離職後2ヶ月以内での再就職実現を支給要件としているが、できるだけ失業を経ない労働移動を推進する必要があることから、1か月以内での再就職実現割合を目標として設定。 目標値は、平成24年度補正予算により、45歳以上の対象者に係る助成率を拡充したこと等により、支給対象者のうち45歳以上の者の割合が増加すること等を見込み設定。
	4 (財)産業雇用安定センターにおける 出向・移籍の成立率	—	—	49%	毎年度	49%	49%	56.9%	平成24年度	【施策指標の選定理由】 施策目標の達成手段である産業雇用安定センターの支援による人材を送り出す企業と受け入れる企業間の出向・移籍の成立率が達成されているかを測定することが、施策目標の達成状況を測定するために妥当であるため。 【目標値の設定の根拠】 平成24年度の成立率は56.9%と高い実績となったが、平成24年度の後半をみると電気・電子機器メーカー等を中心とする雇用リストラに伴い送件数が増加しつつある一方で、これまで受入先となってきた自動車メーカー等の受入数が鈍化してきたことから、平成24年度第4四半期の3か月間の成立率は48%台となっている。こうした傾向は、平成25年度においても継続すると想定されることから、平成25年度の成立件数及び送件数のそれぞれの見込み数を、平成24年度の下期のそれぞれの前年同期比との伸び率から算出し、年度換算した上で、「成立率49%以上」とした。
	5 実践型地域雇用創造事業の利用 求職者の就職件数	—	—	実践型地域雇用創造事業を実施した地域の実績が、各協議会において年度ごとに設定した目標数を上回る／25年度	毎年度	実践型地域雇用創造事業を実施した地域の実績が、各協議会において年度ごとに設定した目標数を上回る／24年度	実践型地域雇用創造事業を実施した地域の実績が、各協議会において年度ごとに設定した目標数を上回る／25年度	(集計中)	平成24年度	本事業は、事業開始時に、各事業実施地域ごとに事業を利用した求職者の就職件数の目標数が設定されており、3年間の事業実施後、事業実施地域全体でみて、事業開始時に設定された目標数を上回ることを目標とする。
	6 建設労働者確保育成助成金利用者から、本助成措置があったことにより教育訓練や若年労働者の確保・育成に資する取組を実施したとする評価を受ける割合	—	—	80%	毎年度	—	80%	—	—	【施策指標の選定理由】 施策目標の達成手段である建設労働者確保育成助成金の目標が達成されているかを測定することが、施策目標の達成状況を測定するために妥当であるため。 【目標値の設定の根拠】 本事業は今年度より開始しているため、平成25年度より事業廃止となった建設雇用改善助成金における同様の目標に関する過去の実績を踏まえて設定した。
	7 港湾労働者派遣事業において、派遣可能労働者の派遣のあっせんを行うことによる派遣成立の割合	—	—	80%	毎年度	80%	80%	91.4%	平成24年度	港湾労働者派遣事業における求人と派遣可能である労働者の効率的なマッチングを行い、本事業の効果的な活用をとおして港湾労働者の雇用の安定を図ることを目的としているため、当該数値を測定することとしており、平成25年度については過去の実績を踏まえ、目標値を設定した。
測定指標		目標		目標年度	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠					
—		—		—	—					
(参考)測定指標		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度				
—		—	—	—	—	—				

達成手段 (開始年度)	補正後予算額(執行額)		25年度 当初 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要	達成手段 の目標 (25年度)	施策目標達成への寄与の内容	平成25年度行政事業レ ビュー事業番号
	23年度	24年度						
(1) 重点分野雇用創出事業費 (平成21年度)	2,025億円 (2,025億円)	800億円	—	—	国が交付する交付金を財源とし、都道府県に基金を設置し、事業を行う。	— (本事業は、平成28年度末までの事業であり、単年度で成果を求めるものではない。)	緊急雇用創出基金事業を実施することにより、失業者の雇用機会が創出されることから、施策目標の達成に寄与するものと考えられる。	476
(2) 沖縄離職者雇用対策費 (昭和47年度)	0.1億円 (0.08億円)	0.1億円	0.1億円	—	公共職業安定所に職業相談員を配置し、県外への就職希望者に対し、情報提供、指導・相談などを行い、県外への就職を促進するための取り組み、若年者の雇用失業情勢の改善を図るため、高校生等を対象とした合同就職面接会の実施、沖縄失業者求職手帳所持者に対する再就職支援を実施する。	—	沖縄離職者雇用対策を実施することにより、沖縄県外への就職希望者や高校生等の就職が促進がなされるとともに、沖縄失業者求職手帳所持者の再就職が促進されることから、施策目標の達成に寄与するものと考えられる。	477
雇用調整助成金 (3) (昭和56年度)	977.5億円 (363.7億円)	252.1億円	1175.4億円 (平成25年度から中小企業緊急雇用安定助成金を統合)	2	景気の変動、産業構造の変化等により事業活動の縮小を余儀なくされ、休業、教育訓練又は出向を行った事業主に対して、休業手当、賃金又は出向労働者に係る賃金負担相当額の一部を助成する。休業を行った事業主に対しては休業に係る手当相当額についてその1/2(2/3)を助成し、教育訓練の場合は教育訓練に係る賃金相当額の1/2(2/3)に加えて、訓練費として事業所内訓練の場合は、1人1日当たり1,000円(1,500円)、事業所外訓練の場合は、1人1日当たり2,000円(3,000円)を加算する。出向については出向元事業主が負担した賃金相当額について1/2(2/3)を助成する。 ※()内は中小企業の場合の助成率及び助成額	・平成25年4月～6月に雇用調整助成金を利用した事業所における対象被保険者の6か月経過後の雇用維持率90%以上 ・利用事業主にアンケート調査を実施し、雇用維持を図ることができた旨の評価が得られた割合90%以上	景気の変動、産業構造の変化、その他経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業所において実施される、休業等による雇用維持を支援することで、これらの事業所の従業員の失業が予防され、施策目標の達成に寄与するものと考えられる。	478
労働移動支援助成金(再就職支援 (4) 奨励金) (平成13年)	3.5億円 (5.4億円)	2.6億円	1.9億円	3	再就職援助計画の対象被保険者等について、求職活動などのための休暇を1日以上付与し、その休暇日に通常支払う賃金の額以上を支払い、かつ、その再就職に係る支援を民間の職業紹介事業者に費用を負担して委託し、当該被保険者の離職日の日の翌日から起算して2か月(求職者の数に比べて雇用機会が不足している同意雇用開発促進地域においては3か月、45歳以上の者については5か月)以内に再就職を実現した中小企業事業主に、当該委託に要する費用の1/2(1人当たり40万円を限度、45歳以上の労働者については助成率2/3)の額を支給。	再就職支援給付金の対象となった者のうち1か月以内で再就職を果たした者の割合20%以上	労働移動支援助成金(再就職支援給付金)により事業活動の縮小した事業所において離職を余儀なくされる労働者の再就職が支援され、施策目標の達成に寄与するものと考えられる。	482
地域雇用開発助成金(地域求職者 (5) 雇用奨励金) (平成13年度)	50.5億円 (62.7億円)	64.3億円	111.3億円	—	雇用開発促進地域(※1)及びその他の雇用開発が必要な地域(※2)内で事業所の設置・整備を行い、当該地域に居住する求職者を雇い入れる事業主に対して、設置・整備の費用を助成(1年ごとに3回の支給)。 ※1 都道府県が策定する「地域雇用開発計画」に定められた地域(厚生労働大臣の同意が必要) ※2 若年層、壮年層の流出が著しい地域及び離島地域であって厚生労働大臣が指定する地域(過疎等雇用改善地域)	・地域雇用開発奨励金(経過措置分を含む。)の支給を受けた事業所の常用労働者数の増加率が、地域内の全雇用保険適用事業所の常用労働者数の増加率を上回ること。 ・地域雇用開発奨励金(経過措置分)の支給を受けた事業所が雇用創出(1回目の支給申請)から1年経過後に常用労働者数を維持している割合が70%以上であること。 ・地域雇用開発奨励金(経過措置分を含む。)利用事業主にアンケート調査を実施し、本奨励金の活用により、雇用拡大が図られたとする割合90%以上	地域雇用開発助成金(地域雇用開発奨励金)により、雇用開発促進地域内で事業所の設置又は整備を行う事業主による地域求職者の雇い入れが促進されることから、施策目標の達成に寄与するものと考えられる。	483

	地域雇用開発助成金(沖縄若年者 (6) 雇用促進奨励金) (平成17年度)	3.0億円 (1.8億円)	2.8億円	2.8億円	—	沖縄県において、300万円以上の事業所の設置・整備を行い、県内に居住する35歳未満の若年求職者を3人以上継続して雇用する労働者として雇い入れた場合、当該雇用した者に支払った賃金に相当する額の一定割合を助成する(1年間、6ヶ月ごとに2回支給)。 ・沖縄若年者雇用促進奨励金の支給を受けた事業所の35歳未満の一般被保険者数の増加率が、県内全体の35歳未満の一般被保険者数の増加率を上回ること。 ・沖縄若年者雇用促進奨励金に係る雇用創出(完了届を提出)した事業所が雇用を維持している(1回目の支給を受ける)割合が70%以上であること。 ・沖縄若年者雇用奨励金利用事業主にアンケート調査を実施し、本奨励金の活用により、沖縄若年者の雇用促進が図られたとする割合90%以上	地域雇用開発助成金(沖縄若年者雇用促進奨励金)により、沖縄県内に事業所を設置又は整備した事業主による沖縄県内に居住する35歳未満の若年求職者の雇い入れが促進されることから、施策目標の達成に寄与するものと考えられる。	484
	地域雇用開発助成金(地域再生中 (7) 小企業創業助成金) (平成20年度)	16.7億円 (108.9億円)	65.0億円	—	—	雇用失業情勢の改善の動きが弱い地域(※1)において、地域再生事業(※2)を主たる事業として行う法人を設立又は個人事業を開業し、それに伴い、雇用保険の一般被保険者として労働者を1人以上雇い入れ、6ヶ月以上雇用した場合に助成。※1 北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県。※2 道県等からなる協議会等が定める雇用創出に資する重点産業分野で当該協議会等が道県労働局へ届け出た地域再生分野に該当する事業。 ・地域雇用開発奨励金(経過措置分を含む。)の支給を受けた事業所の常用労働者数の増加率が、地域内の全雇用保険適用事業所の常用労働者数の増加率を上回ること。 ・地域雇用開発奨励金(経過措置分)の支給を受けた事業所が雇用創出(1回目の支給申請)から1年経過後に常用労働者数を維持している割合が70%以上であること。 ・地域雇用開発奨励金(経過措置分を含む。)利用事業主にアンケート調査を実施し、本奨励金の活用により、雇用拡大が図られたとする割合90%以上	雇用失業情勢の改善の動きが弱い地域において、地域再生事業を行う法人を設立又は個人事業を開業する事業主を支援することにより、地域における雇用の創出及び安定を図る。	485
	(8) 通年雇用奨励金 (昭和43年度)	54.6億円 (41.3億円)	52.1億円	49.6億円	—	北海道、東北地方等気象条件の厳しい積雪寒冷地(13道県)において、季節的業務に従事する労働者を通年雇用した事業主に対して、対象期間(12月16日～3月15日)に支払った賃金を3年間助成(助成率:1年目2/3、2年目以降1/2)する。 本奨励金の支給を受けた事業所の特例被保険者(季節労働者)数の減少率が、当該事業所の存在する地域内の特例被保険者数の減少率を上回り、かつ、支給を受けた事業所の一般被保険者数の増加率が、地域全体の増加率を上回ること。	通年雇用奨励金により、季節的業務に就く者(季節労働者)の通年雇用が促進されることから、施策目標の達成に寄与するものと考えられる。	486
	産業雇用安定センター運営費 (9) (昭和62年度)	20.0億円 (19.1億円)	19.7億円	20.8億円	4	出向等による円滑な労働移動を推進するため、以下の事業を実施。 ①出向等による労働力の移動の希望、受入れ可能性等に関する情報の収集及び提供並びにそのマッチングに向けた相談・援助等 ②各業界別の雇用動向及び見通しに関する情報の収集及び提供 出向・移籍の成立率49%以上	産業雇用安定センターの活動により出向・移籍のマッチングが円滑に行われ、失業なき労働移動が促進され、施策目標の達成に寄与するものと考えられる。	489
	(10) 沖縄早期離職者定着支援事業 (平成20年度)	0.2億円 (0.2億円)	0.2億円	0.2億円	—	沖縄県内の企業経営者等の雇用する側に対して若年者の職場定着のための取組みの重要性とその効果を伝えていくとともに、新入社員などの教育や仕事の悩みの相談・精神的なサポートを行う専任者(メンター)制度導入のための実践的な講習等を民間団体等に委託する。 本事業に参加してメンター制度等を導入した企業数が、委託先である民間団体が計画していた目標を上回ること。	沖縄早期離職者定着支援事業の実施により、沖縄県内の若年者の職場定着が図られることから、施策目標の達成に寄与するものと考えられる。	491

(11) 実践型地域雇用創造事業 (平成24年度)	51.0億円 (27.0億円)	61.6億円	70.1億円	5	雇用機会が不足している地域における自発的な雇用創造の取組を支援するため、地方公共団体の産業振興施策や各府省の地域再生関連施策等との連携の下に地域の協議会が提案した雇用対策に係る事業構想の中から、雇用創造効果が高いと認められるものや波及的に地域の雇用機会を増大させる効果が見込まれる地域の産業及び経済の活性化等に資すると認められるものをコンテスト方式により選抜し、事業の実施を委託。	事業を利用した求職者の就職件数(全事業実施地域の合計)が、事業開始時に設定された目標数(全事業実施地域の合計)を上回ること。【目標管理期間:平成23年度～平成25年度】事業利用者に対してアンケート調査を実施し、役立った旨の評価が得られた割合90%以上	実践型地域雇用創造事業により、雇用機会が不足している地域における自発的な雇用創造の取組を支援することで、雇用創造効果が見込まれ、施策目標の達成に寄与するものと考えられる。	492
(12) 季節労働者通年雇用促進等事業費 (平成19年度)	11.2億円 (8.2億円)	11.2億円	10.7億円	—	季節労働者の通年雇用の促進に自発的に取り組む地域の関係者から構成される協議会が策定した雇用対策の計画の中から、通年雇用の効果が高いものを選定し、当該協議会に事業を委託するほか、季節労働者に対し、ハローワークが提供し得る多様な手段を総合的に活用しながら、担当者制による個々のニーズを踏まえた計画的で一貫した就労支援を行う。	・通年雇用促進支援事業により達成された季節労働者の通年雇用化数が、各協議会の計画に成果目標として掲げられた値の合計値の8割以上になること。 ・就職支援ナビゲーター(季節労働者支援分)による常用就職率が35%以上になること。	季節労働者通年雇用促進等事業により、季節労働者の通年雇用化が図られることから、施策目標の達成に寄与するものと考えられる。	493
(13) 地方就職希望者活性化事業費 (平成21年度)	1.1億円 (0.9億円)	1.0億円	1.0億円	—	1. 地方等への就職に向けた支援 首都圏等に配置している地方就職支援コーナーにおいて、職業相談員が地方等就職希望者に対して、きめ細かな相談援助や職業紹介等を行うとともに、受入地の労働局の職業相談員が道府県と連携し、地方等就職に有益な求人情報、労働市場情報及び生活関連情報等について取りまとめ、コーナー等に情報提供を行うことにより、送出地、受入地が一体となった支援を行う。2. 地方合同就職面接会の開催 国と地方公共団体とが連携し、地域の実情に応じた地方就職希望者と地方企業との合同就職面接会を開催する。3. 地方人材還流支援相談会の実施 「ふるさと回帰フェア」において、首都圏在住の地方等就職希望者を対象に、地方等就職に必要な求人情報及び生活関連情報等を含めた就職相談を実施する。	「地方就職支援コーナー」における地方就職希望者に対する就職者数の割合が過去3年間(H22～H24)の平均実績(17.9%)以上	地方就職希望者活性化事業を実施することにより、U・Iターンを希望する者の雇用(地域雇用)が促進されることから、施策目標の達成に寄与するものと考えられる。	494
(14) 建設労働者雇用安定支援事業 (平成16年度)	0.9億円 (0.7億円)	0.9億円	0.8億円	—	建設事業主及び建設事業主団体に対して、建設労働者の雇用環境の改善、職業能力の向上、雇用機会の確保、円滑な労働異動等を図るための措置等に関する雇用管理研修や講習会及び調査、表彰を実施する。	・雇用管理研修等に参加した建設事業主等のうち、当該研修等を受けて教育訓練及び労働移動、人材確保対策の推進等具体的な措置を講ずることとした事業主等の割合80%以上 ・研修終了時のアンケート調査で「役に立った」旨の評価を受ける割合90%以上	建設投資の減少等により雇用の不安定化や労働条件の低下が懸念されている建設労働者について、その雇用の改善や雇用機会の確保等を図る。	498
(15) 港湾労働者就労確保支援事業 (平成11年度)	0.9億円 (0.8億円)	0.8億円	0.8億円	—	①港湾労働者に対する各種講習 ②港湾運送事業主及び港湾労働者に対する相談援助	・相談援助または講習を利用した者から「役に立った」旨の評価を受ける割合 90%以上 ・雇用管理者研修を受講した者から「役に立った」旨の評価を受ける割合90%以上	我が国の港湾運送事業における規制改革の実施等により、これまで以上に質の高い労働力の確保・養成及び雇用管理の改善が急務になっている中で、港湾労働者や港湾運送事業主に対する相談援助及び各種講習等の事業等を実施することにより、港湾労働者の雇用の安定と福祉の増進を図る。	499
(16) 港湾労働者派遣事業対策費 (平成12年度)	2.3億円 (2.1億円)	2.3億円	2.3億円	7	①港湾労働者派遣制度に基づく派遣契約のあっせん業務等 ②港湾派遣労働者の雇用の安定のための事業(雇用管理者及び派遣元責任者に対する研修、港湾派遣労働者等に対する相談援助)	・港湾労働者派遣事業において、派遣可能労働者の派遣あっせんを行うことによる派遣成立の割合80%以上	港湾運送に必要な労働力の需給調整システムである港湾労働者派遣事業が適正に運営されることを通じ、港湾労働者の雇用の安定等を図ることを目的とする。	500

(17)	船員雇用促進対策事業費補助金 (平成21年度)	1.5億円 (1.3億円)	1.0億円	0.9億円	—	技能訓練事業 センターが雇用船員に対して行う技能訓練事業に対して補助を行うもの。 ①船舶船員養成訓練 ②無線関係講習 ③免許講習	・技能訓練後の試験 合格率93%以上 ・訓練の内容の分かりやすさ等も踏まえた 受講生からのアンケート調査における総合的な満足度85%以上	船員の雇用の促進と安定を図る事業を行うことを目的とする(公財)日本船員雇用促進センター(以下「センター」という。)に対し、雇用船員の知識又は技能の習得及び向上を図るための訓練に必要な技能訓練を実施する事業に対し補助を行う。	501
(18)	介護労働者雇用改善援助事業等 交付金事業 (平成4年度)	4.1億円 (4.1億円)	4.0億円	3.8億円	—	本事業は介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律第23条に基づき、指定された(財)介護労働安定センターが同法第18条に規定される以下の雇用安定事業等関係業務を実施するための費用を交付するものである。 ① 介護労働者の雇用管理の改善等に関する相談援助、雇用管理責任者に対する雇用管理全般についての講習(※平成22年度廃止)、介護労働の実態等の把握 ② 介護関係事業主が、キャリアアップ、処遇改善のための各種人事管理制度の導入又は見直しを行い、かつ、採用・募集、健康管理等の雇用管理改善事業を実施した場合に、その費用の一部を助成(上限額100万円)(平成22年度廃止)	・介護労働サービスインストラクターによる 雇用管理相談援助を受けた事業所において、本事業を受けたときから1年経過した時点における離職率14.4%以下 ・雇用管理コンサルタントによる相談援助を受けた事業所において、本事業を受けたときから1年経過した時点における離職率14.4%以下	介護労働者及び介護労働者になろうとする者について、雇用管理の改善、能力開発及び向上等に関し必要な事業を実施することにより、介護労働者等の職業の安定その他の福祉の増進に資する。	502
(19)	雇用安定化支援事業 (平成21年度)	86.6億円 (60.1億円)	67.4億円	58.4億円	—	全国の労働局、公共職業安定所に事業主支援アドバイザー、助成金支給申請相談員を配置する等、窓口体制の整備を行うことにより、助成金についての相談対応、実施計画及び支給申請の受理、支給申請に係る審査及び支給決定等の業務支援を行い、事業主等の利便性の向上及び支給の迅速化を図るもの。	—	雇用調整助成金等の相談、支給申請がかつてないほど急増する中、助成金支給申請窓口において、事業主を長時間待たせることがないよう、また、支給申請受付から支給決定までの処理時間の短縮を図るべく、業務処理体制を強化する。	503
(20)	雇用促進融資業務 (昭和37年度)	4.1億円 (3.9億円)	4.0億円	4.0億円	—	財政融資資金からの借入金を原資として、社宅や訓練施設等を整備する雇用保険の中小事業主等に対して、融資を行ってきたが、平成14年度から新規貸付を廃止し、現在は債権の管理・回収及び財政融資資金への償還のみを暫定的に実施しているところ。中小企業を支援するという政策目的から、財政融資資金からの借入金利を下回る金利で貸し付ける場合があったことなどから生じる「逆ざや」や、債権回収・保全等に係る経費の一部を補填しているところである。	—	社宅等雇用環境整備の支援を通じ、中小企業における労働力の確保等を図る。	504
(21)	雇用管理責任者講習委託事業費 (平成23年度)	0.7億円 (0.6億円)	0.7億円	0.7億円	—	介護事業所における雇用管理責任者に対して、介護労働者の採用、就業規則、労働時間管理、賃金管理、退職、解雇、労働保険、社会保険、健康管理等の雇用管理全般についての講習を実施。	雇用管理責任者講習受講者の属する介護事業所のうち雇用管理責任者を選任していなかった事業所において、雇用管理責任者を選任した率80%以上	介護労働者の雇用管理の改善に取り組む事業主に対して支援を行うことにより、介護労働者が意欲と誇りを持って働くことができる社会の実現を目指した環境整備を図る。	507
(22)	起業支援型地域雇用創造事業 (平成24年度)	—	1,000.0億円	—	—	離職した失業者等の雇用機会を創出するため、国が交付する交付金を財源として、都道府県に基金を造成し、都道府県及び市町村において、地域に根ざした事業の起業等に資する事業を実施する。	—	依然として厳しい雇用情勢が続く中、地域の雇用を支えていた工場の閉鎖等厳しい雇用情勢に直面する地域が増加しており、こうした地域では安定的な雇用の受け皿を創造していくことが喫緊の課題となっている。当該基金は、上記の課題に対して、地域に根ざした事業を支援することにより雇用の創出を図るため、都道府県に基金を造成し、本社が起業時と同一都道府県内に所在する企業に対して支援をする。	513

(23) 農林漁業就職総合支援事業 (平成25年度)	—	—	9.6億円	—	・都道府県労働局に就職支援ナビゲーターを配置し、農林水産省等関係機関との連携による求人情報及び人材育成等施策情報の収集、管下ハローワークへの情報提供・求人開拓依頼、合同企業面接会・ガイダンスを実施。農林漁業が盛んな地域及び大都市圏のハローワークに農林漁業就職支援コーナーを設置し、就職支援ナビゲーターによる専門的な職業相談を実施する。また、農山村地域等からの出稼労働者について、地元における就労機会の確保を推進するとともに、やむを得ず出稼就労する者に対して、職業相談員によるきめ細かな職業相談を実施するとともに、現地選考、説明会を開催する事業所への支援を実施する。 ・農林業求職者の就業・職場定着を促進するため、農業法人・林業事業体に対する雇用管理の改善に関する相談・助言・指導等を実施する。また、林業求職者に対しては、林業就業に懸かる基本的な知識の付与や実習を行う20日間程度 of 林業就業支援講習を実施する。また、東日本大震災被災地で特に被害の大きい岩手県、宮城県、福島県において、農業法人又は漁業経営体等に雇用された中高年齢農漁業者の講習受講を支援。	・全国の農林漁業の就職件数23,000件以上 ・出稼労働者の雇用期間中の離職率10%以内 ・相談会、研修会の参加企業で雇用管理改善に取り組んだ企業の割合80%以上 ・支援講習修了者の就職率63%以上 ・講習参加者離職率10%以下	農林漁業への就業を希望する者に対して、農林漁業の求人情報や各種関連情報の提供、職業相談・紹介等を農林水産省等関係機関との連携の下に行うとともに、他産業に比べて立ち遅れた農林業の雇用管理改善を推進し、安心して働ける雇用環境の整備等を行うことにより、就業の促進と職場定着を促進し、農林業等の労働力を確保することを目的とする。	新25－030
(24) 建設労働者確保育成助成金 (平成25年度)	—	—	37.8億円	6	中小建設事業主等が「若年労働者の確保・育成」や「技能継承」のための事業を行う場合に当該事業に要した経費に対して助成を行う。	・助成金利用者から、本助成措置があったことにより教育訓練や若年労働者の確保・育成に資する取組を実施したとする評価を受ける割合 80%以上 ・助成金利用者から、本助成金の活用により建設労働者の技能の向上又は若年労働者の確保・育成の重要性についての理解が図られた旨の評価を受ける割合 90%以上	「若年労働者の確保・育成」や「技能継承」のための事業を行う中小建設事業主に對し、当該事業等に要した経費の助成を行うことにより、建設労働者の能力開発や雇用の安定を図る。	新25－031
建設労働者確保育成助成金(復興 (25)分) (平成25年度)	—	—	0.2億円	6	被災三県の建設現場において不足が見込まれている作業員宿舍等の確保に助成を行うことにより、建設労働者の雇用環境の改善を図る。	—	建設事業主等が行う教育訓練や若年労働者の入職に資するための事業に対して助成金を支給し、今後の建設業の課題である「若年労働者の確保・育成」と「技能継承」の推進を図る。	新25－032
(26) 人材確保等支援助成金 (平成25年度)	—	—	7.4億円	1	(団体助成コース) 改善計画の認定を受けた重点分野等の中小企業を含む中小企業団体(事業協同組合等)が構成中小企業者のために労働環境向上事業を実施した場合に、要した費用の2/3を支給。 (個別中小企業助成コース) 重点分野等の中小企業が、雇用管理改善につながる以下の事項について、就業規則・労働協約を変更することにより制度を新たに導入、又は介護福祉機器の導入を行った場合に、助成金を支給する。・評価・処遇制度(40万円)・研修体系制度(30万円)・健康づくり制度(介護事業者のみ)(30万円)・介護福祉機器(介護事業者のみ)(導入費用の1/2、上限300万円)	・本助成金(団体助成コース)の支給を受けた事業協同組合等の構成中小企業者の本事業終了時における求人充足率の平均35%以上 ・本助成金(個別中小企業助成コース)雇用管理制度助成の支給を受けた事業主の事業所における支給後6ヶ月後の労働者の定着率85.6%以上 ・本助成金(個別中小企業助成コース)介護福祉機器助成の支給を受けた事業主の事業所における支給後6ヶ月後の労働者の定着率85.6%以上	重点分野等の中小企業は今後我が国の雇用創出の中核的な担い手であるため、こうした中小企業の「働きやすい職場づくり」「働きがいのある職場づくり」に向けた雇用管理改善の取組を推進し、魅力ある雇用創出を図る。	新25－033
日本の「雇用をつくる」人材の確保・ (27) 育成に関する手法の開発費 (平成25年度限り)	—	—	0.2億円	—	日本の「雇用をつくる」人材の人材像を明らかにするとともに、その人材の確保や育成にあたっての課題の整理と、手法の開発を行う。 ○求められるタフネス、多様性の理解、コミュニケーション能力や課題発見・解決能力などのコンピテンシー、文化・習慣の理解、法制度等の知識や語学スキルなどがどの程度求められるかを明確にする。 ○知識やスキルのほかコンピテンシーに関する部分の育成の手法を開発する。 ○雇用管理改善などの間接的な人材の確保を検討し提案する。	—	国内市場の縮小、アジア諸国との価格競争や、輸出産業の苦境などによる産業の空洞化といった、経済・雇用の中長期的な逆境のもとに置かれている中、グローバル人材やクリエイティブ人材、起業・創業や企業内での新事業展開を支える人材などの日本の「雇用をつくる」人材を確保し、育成していくことを通じて日本の競争力の向上や雇用創出を図っていく。	新25－034

ハローワークへの成長分野等人材 (28) 確保・育成支援コーナーの設置 (平成25年度限り)	—	—	2.9億円	—	全国の主要ハローワークに、就職支援コーディネーター(成長分野人材確保・育成支援担当)を設置した成長分野等人材確保・育成支援コーナーを設置し、成長分野への事業展開などを行う企業に対する人材確保や人材育成の支援、求人求職のマッチングなどを強化するとともに、成長分野等への出向・移籍を中心とした失業なき労働移動を推進するため、出向・移籍好事例集の作成、出向・移籍セミナーの開催を実施する。	—	国内市場の縮小等が懸念される中、国内雇用の質の維持・向上を図りつつ守っていくためには、成長分野への事業展開、事業の高付加価値化を進め、そのための人材を確保・育成していく必要があることから、全国の主要ハローワークに就職支援コーディネーターを配置した成長分野等人材確保・育成支援コーナーを設置し、成長分野への事業展開、雇用管理改善、海外事業展開を担う人材確保、育成支援、求人求職のマッチング等の強化を図る。	新25－035
(29) 戦略産業雇用創造プログラム (平成25年度)	—	—	41.1億円	—	1. 地域の産業政策と一体となって実施する地域の自主的な雇用創造のプロジェクトを支援する事業 2. 戦略産業雇用創造プロジェクトに参加する企業に低利融資を行うための利子補給を行う事業	事業の実施による就業者数(全事業実施地域の合計)が、事業開始時の目標数(全事業実施地域)を上回ること。	戦略産業雇用創造プロジェクトにより、雇用情勢の厳しい都道府県において、産業政策と一体となった雇用創造効果が高い事業を支援することで、雇用の創出が見込まれ、施策目標の達成に寄与するものと考えられる。	新25－036
(30) 福島避難者帰還就職支援事業 (平成25年度)	—	—	7.3億円	—	①福島雇用促進支援事業避難解除区域に帰還する労働者の雇用の安定に取り組む地域の関係者から構成される協議会が策定した雇用対策・就職支援の取組み(計画)を国が選定し、当該協議会に対して計画に基づく事業の委託を行う。 ②地域雇用開発促進法に基づく実践型地域雇用創造事業、雇用創出基金事業、各種助成金など各種雇用支援ツールについて、市町村の実情に応じた活用方法を提案するとともに、効果的・効率的な運用方法をアドバイスする。福島県内の市町村での雇用創出の取組を総合的に支援する就職支援コーディネーター(福島雇用創出総合支援分)を福島労働局に配置する。 ③既存の地域就職希望者活性化事業(U・ターン事業)を活用し、福島県へ帰還して就職することを希望する者に対する支援を重点的に実施するため、地方就職支援コーナーに専門の相談員を配置するほか、避難者が多い県(新潟、山形、埼玉)については新たに窓口を設けることにより、きめ細やかな支援を行う。また、福島県出身者による職業生活を送る上で生ずる諸問題についての相談・助言や福島県の企業を集めた大都市圏等での合同就職面接会を実施する。 ④避難先及び避難元(帰還地域)のハローワークにおいて、以下の業務を実施する。・就職支援ナビゲーターを配置し、担当者制などによりきめ細かな職業相談・職業紹介を実施・求人開拓推進員を配置し、除染事業や復興事業に係る求人及び被災者のニーズに適合した求人を確保・マザーズハローワーク事業の運営体制を充実させ、子育て中の求職者に対して、個々のニーズに応じた就職支援を実施	「福島就職支援コーナー」における求職申し込みを行った福島帰還希望者に対する就職者数の割合が15.2%以上	福島復興再生特別措置法(平成24年法律第25号)第55条及び第64条の規定により、福島県の労働者の職業の安定を図り、また、原子力災害からの福島復興及び再生を推進するため、原子力災害の影響により避難指示区域から避難している者(その避難している地域に住所を移転した者を含む。)の帰還・就職を支援するとともに、再び居住する者の雇用の安定を図るための事業。	新25－037
実践型地域雇用創造事業関連融 (31) 資利子補給事業 (平成25年度)	—	—	0.1億円	—	株)日本政策金融公庫が、実践型地域雇用創造事業における人材育成セミナー又は事業拡大セミナーを受講し、同事業で開発した商品・ノウハウ等を活用して創業・事業拡大し、雇用者数を2名以上増加させた事業主に対して行った低利融資に対し、利子補給相当の補助金を交付する。	—	(株)日本政策金融公庫が実践型地域雇用創造事業における人材育成セミナー又は事業拡大セミナーを受講し、同事業で開発した商品・ノウハウ等を活用して創業・事業拡大し、雇用者数を2名以上増加させた事業主に対して行う低利融資に対し、利子補給相当の補助金を交付することにより、雇用機会が不足している地域における創業・事業拡大を促進し、当該地域における雇用創造の促進を図ることを目的とする。	新25－038

平成25年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(厚生労働省25(Ⅳ－3－1))

* 厚生労働省では、基本目標＞施策大目標＞施策目標を設定して、政策を実施している。

施策目標名	高齢者・障害者・若年者等の雇用の安定・促進を図ること(施策目標Ⅳ－3－1)				担当部局名		職業安定局高齢・障害者雇用対策部 高齢者雇用対策課 障害者雇用対策課 職業安定局派遣・有期労働対策部 若年者雇用対策室 就労支援室 外国人雇用対策課 職業安定局雇用開発課		作成責任者名		高齢者雇用対策課長 中山 明広 障害者雇用対策課長 山田 雅彦 若年者雇用対策室長 牛島 聡 就労支援室長 畑 俊一 外国人雇用対策課長 堀井 奈津子 雇用開発課長 北條 憲一													
施策の概要	本施策は、次の目標を柱に実施している。 (目標1) 定年の引上げ、継続雇用制度の導入等による高齢者の安定した雇用の確保を図ること (目標2) 障害者の雇用の促進その他の職業生活における自立の促進を図ること (目標3) 若年者の雇用の安定・促進を図ること (目標4) 就職困難者等の円滑な就職等を図ること				政策体系上の位置付け		基本目標Ⅳ 意欲のあるすべての人が働くことができるよう、労働市場において労働者の職業の安定を図ること 施策大目標Ⅳ－3 労働者等の特性に応じた雇用の安定・促進を図ること																	
予算書との関係	本施策は、予算書の以下の項に対応している。 一般会計 (項) 高齢者等雇用安定・促進費：高齢者等就業機会確保事業の実施等に必要な経費(全部) 〔平成25年度予定額： 10,909,231千円〕 ：高齢者等の雇用の安定・促進に必要な経費(全部) 〔平成25年度予定額： 12,478,899千円〕 東日本大震災復興会計 (項) 社会保障等復興政策費：高齢者等就業機会確保事業の実施等に必要な経費(全部) 〔平成25年度予定額： 78,508千円〕 ：高齢者等の雇用の安定・促進に必要な経費(全部) 〔平成25年度予定額： 458,942千円〕 労働保険特別会計雇用勘定 (項) 高齢者等雇用安定・促進費：高齢者等の雇用の安定・促進に必要な経費(全部) 〔平成25年度予定額： 152,471,887千円〕				関連施策		－																	
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)	高齢者については、高齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和46年法律第68号)に基づき、安定した雇用確保の促進、再就職の促進、就業機会の確保等の措置を講じ、高齢者等の職業の安定その他福祉の増進を図ることとしている。 また、人生100年時代を見据え、高齢者の健康づくりや生きがいづくり、労働力の効果的配置の観点からも、就労等を通じて地域社会で「居場所」と「出番」を得られること等により、働く意欲のある高齢者が能力や経験を活かし、生涯現役で活躍し続けられる社会の実現に向けて検討を進めていく。 障害者については、障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)に基づき、障害者が職業生活において自立することを促進するための措置を総合的に講じ、もって障害者の職業の安定を図ることを目的として、 ・障害者雇用率制度(※事業主に一定割合の障害者の雇用を義務づける制度)の運用 ・障害者に対するきめ細かな相談、職業紹介等の実施 ・雇用・福祉等との連携等による地域における障害者の就労支援力の強化等を実施している。 若年者については、就職環境が厳しい状況のなか、安定した職業に就くことができるよう、新卒応援ハローワーク等において、ジョブサポーター等によるきめ細かな職業紹介・職業紹介の実施、フリーター等に対する個々の状況に応じた就職支援を実施している。 また、「新成長戦略」(2010年6月18日閣議決定)における雇用・人材戦略において、2020年までに実現すべき成果目標として、高齢者については「60歳～64歳までの就業率63%」としており、障害者については「実雇用率1.8%」とすること、「若年フリーター124万人」など、雇用の促進に取り組むこととしている。								政策評価実施予定 時期(評価予定表)		<table><tr><td>2 4</td><td>2 5</td><td>2 6</td><td>2 7</td><td>2 8</td></tr><tr><td>実績</td><td>モ二</td><td>モ二</td><td>モ二</td><td>モ二</td></tr></table>				2 4	2 5	2 6	2 7	2 8	実績	モ二	モ二	モ二	モ二
2 4	2 5	2 6	2 7	2 8																				
実績	モ二	モ二	モ二	モ二																				
測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値		最新値	年度	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠															
1 高齢者総合相談窓口での担当者制による就労支援を受けた者の就職率	－	－	35%以上	毎年度	24年度	25年度	－	35%以上	－	ハローワークにおいて求職登録をした高齢求職者(60～64歳)のうち、平成23年度において23.6%(就職率)の方が就職できたため、高齢者総合相談窓口において担当者制による就労支援を実施することにより、これを約10ポイント上回ることを目標とした。														
2 訪問個別指導(シルバー人材センター連合本部)	16件以上	平成23年度	16件以上	毎年度	16件以上	16件以上	16件	平成24年度	指導件数については、「高齢者雇用安定法第46条の規定による厚生労働大臣の指定を受けた法人に委託すること等により、シルバー人材センター事業の円滑かつ適正な実施を確保するため、シルバー人材センター連合の管理運営等に関する実地指導等行うこと。」としており、現在指定されている法人(「公社」全国シルバー人材センター事業協会)により、47都道府県に一つずつある連合に対し、3年間で1巡するよう目標とした。															

3	公共職業安定所における就職件数 (障害者)	59,367件 以上	平成23年 度	前年度実績以上 (68,321 件)	平成24年度	前年度実績以上 (59,367 件)	前年度実績以上 (68,321 件)	68,321件	平成24年度	一昨年、昨年と同指標を測定指標としていることから、経年比較等の観点から、ハローワークの就職件数を測定指標として設定した。また、平成25年度の具体的な目標値については、平成24年度の件数を少なくとも超えることを目標とした。
4	障害者の雇用率達成企業割合	46.8%	平成23年 度	前年度実績と比較して1.5%pt 以上上昇 (平成26年 6月1日現在)	平成24年度	43%以上 (平成25 年6月1日 現在)	前年度実績と比較して1.5% pt以上上昇 (平成26 年6月1日 現在)	46.8%	平成23年度 (平成24年6月1 日現在)	少なくとも一昨年、昨年と同指標を測定指標としていることから、経年比較等の観点から、雇用率制度の達成企業割合を測定指標として設定した。雇用率達成企業割合については、例年1.2%pt程度で伸びている。少なくとも例年の伸びと同程度以上の伸びは堅持することとし、平成26年6月1日において「前年度実績と比較して1.5%pt以上上昇すること」を目標とした。
5	精神障害者雇用トータルサポーターの相談支援を終了した者のうち、就職に向けた次の段階(※)へ移行した者の割合 ※ 就職(トライアル雇用、精神障害者等ステップアップ雇用含む)、職業紹介、職場実習、職業訓練・職場適応訓練へのあっせん、面接訓練	—	—	60%以上	平成24年度	60%以上	60%以上	61.7%	平成24年度	一昨年、昨年と同指標を測定指標としていることから、経年比較等の観点から、測定指標を設定した。また、平成25年度の具体的な数字については、前年度実績を踏まえた数値とした。
6	ハローワークの職業紹介により正規雇用につながったフリーター等の数	24万人以上	平成24年度	29万9千人	毎年度	24万人以上	29万9千人	301,909人	平成24年度	フリーター数は増加傾向にあり180万人(平成24年)となっており、いったんフリーターとなってしまうと、正規雇用での就職が困難となり、フリーターから離脱できない者も依然として多数存在する。このため、ハローワークにおけるきめ細かな職業相談・職業紹介を実施し、フリーター等の正規雇用を進める必要がある。 25年度の目標設定については、24年度達成見込み数等を勘案し、算出する予定。
7	①新卒応援ハローワークの就職者数 ②学卒ジョブサポーターの支援による正社員就職者数	①6万1千人 ②12万4千人以上(大卒等8万人以上、高卒等4万4千人以上を目安に取り組む)	平成24年度	①8万8千人 ②17万6千人	毎年度	①6万1千人 ②12万4千人以上(大卒等8万人以上、高卒等4万4千人以上を目安に取り組む)	①8万8千人 ②17万6千人	①94,173人 ②193,562人	平成24年度	新卒者の就職環境は非常に厳しく、ジョブサポーターによるきめ細かな就職支援・求人開拓により、一人でも多くの新卒者が過就職出来るよう取組を促進する必要がある。 25年度の目標設定については、24年度達成見込み数等を勘案し、算出する予定。
8	特定就職困難者雇用開発助成金の支給対象者の事業主都合離職者割合	—	—	助成金の支給対象者でない雇用保険被保険者の事業主都合割合以下	毎年度	助成金の支給対象者でない雇用保険被保険者の事業主都合割合以下	助成金の支給対象者でない雇用保険被保険者の事業主都合割合以下	1.5% (4.0%) (上段は助成金対象者の、下段は雇用保険被保険者の事業主都合割合)	平成24年度	【施策指標の選定理由】 施策目標の達成手段である特定就職困難者雇用開発助成金の目標が達成されているかを測定することが、施策目標の達成状況を測定するために妥当であるため。 【目標値の設定の根拠】 本助成金の支給対象者について、雇入れ後に継続雇用が図られているか否かを評価するため、支給対象者の事業主都合離職割合が支給対象者でない雇用保険被保険者の事業主都合離職割合以下となることを目標とする。
測定指標		目標		目標年度	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠					
—		—		—	—					

(参考)測定指標		平成20年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度				
—		—		—		—		—		—				
達成手段 (開始年度)		補正後予算額(執行額)		25年度 当初 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要	達成手段 の目標 (25年度)	施策目標達成への寄与の内容		平成25年度行政事業 レビュー事業番号				
		23年度	24年度											
(1) 高年齢者就業機会確保等事業 (昭和55年度)		92.0億円 (90.5億円)	92.3億円	90.5億円	2	高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(以下「高齢法」という。)第44条に基づき、都道府県知事の指定を受けたシルバー人材センター連合の運営に必要な経費について地方公共団体の補助金額を上限として補助する。さらに、シルバー人材センター事業の健全な発展を図るとともに、適正な運営の確保等を目的として高齢法第46条に基づき厚生労働大臣の指定を受けた法人(全国シルバー人材センター事業協会)に対する補助(補助率1/2相当)を行う。また、シルバー人材センター事業の適正な運営を図るため、シルバー人材センター連合の管理運営等に関する実地指導、相談援助等を実施することにより、高年齢者の就業機会の確保などに資するものである。	—	シルバー人材センター連合等の運営及び指導・援助を行う経費であり、定量的な活動指標を設定することが困難である。		514				
(2) 障害者試行雇用奨励金 (平成11年度)		8.6億円 (9.8億円)	8.8億円	4.4億円	3及び4	実際の職場に障害者を短期の試行雇用の形で受け入れてもらい、事業主の障害者雇用に対する理解を積極的に推進するとともに、障害者の業務遂行の可能性を見極めることにより、一般雇用への移行を促進する。試行雇用は3か月間とし、事業主と対象障害者との間で有期雇用契約を締結する。ハローワークの紹介により、障害者の雇用経験のない事業主等が試行雇用を実施する場合、対象障害者1人当たり1か月4万円の奨励金を支給する。	—	事業主の中には、障害者雇用の経験が乏しいため、障害者雇用に躊躇する場面がある。また、障害者についても仕事内容に対する不安等を持っている場合がある。そのため、障害者雇用のきっかけづくりを目的とした短期の試行雇用を実施することで、一般雇用の移行促進を見込んでいる。		515				
(3) 働く障害者からのメッセージ発信事業 (平成20年度)		0.3億円 (0.2億円)	0.2億円	0.2億円	3	障害者本人、家族等を対象とした講習会や職業的自立に向けた講習会、経験交流会の開催、メッセージ集の作成・配布、ピアカウンセラーによる相談等を行うことにより、障害者又はその家族、支援関係者の「働く」ことへの理解を深め、障害者の職業的自立を促進する。	—	働く障害者を支援する支援するネットワークを構築、強化するとともに、障害者が働くことへの関係者等の意識を改革し、障害者の職業的自立を促進することで、障害者の雇用の促進等を図っている。		517				
(4) 外国人看護師・介護福祉士受入支援事業費 (平成19年度)		0.5億円 (0.5億円)	0.5億円	0.5億円	—	本事業は、国際厚生事業団が行う以下の事業の経費に対して交付するものである。 (1)候補者に対する就労ガイダンスの実施、 (2)受入れ施設に対する就労開始前説明会の実施、 (3)巡回訪問等による外国人看護師等の就労の状況の把握・指導、 (4)外国人看護師等からの相談・苦情等への対応、 (5)受入れの枠組みに係る国内説明会の実施、 (6)受入れ施設から提出された定期報告等を厚生労働省に提出、 (7)相手国の送り出し調整機関との協議、 (8)ベトナムからの受入れを希望する機関の募集手続きの確立に向けた業務、 (9)その他の必要な事業	—	高齢者等の就業率等の向上に寄与する		519				
(5) 難民就職促進費 (昭和55年度)		0.3億円 (0.3億円)	0.3億円	0.3億円	—	「条約難民」及び平成22年度から5年間のパイロットケースとして受け入れている「第三国定住難民」の就労自立による定着を図るとともに、既に受け入れている「インドシナ難民」の就労の安定を図るため、定住支援施設等に職業相談員を配置して、職業相談・職業紹介を行うとともに、職場適応訓練等による支援を実施している。	就職者数50人以上	高齢者等の就業率等の向上に寄与する		520				

(6)	緊急人材育成・就職支援経費 (平成21年度)	20.7億円 (17.0億円)	6.6億円	0.6億円	—	実習型雇用支援事業を活用している企業に対する立ち入り確認・指導、助成金の支給申請の受付等の事務を行うため、被災地域の労働局(青森局、岩手局、宮城局、福島局、茨城局、栃木局、千葉局、新潟局、長野局)に就職支援コーディネーターを配置する。	—	東日本大震災等により、離職を余儀なくされた非正規労働者など、十分な技能及び知識を有しない求職者に対する総合的な支援を実施するため、緊急就職支援事業として、実習型雇用支援事業を実施するに当たり、各労働局及びハローワークに当該事業の業務を行うための専門のコーディネーターを配置して、これらの者の早期再就職の実現に寄与する。	521
(7)	特定求職者雇用開発助成金 (特定就職困難者雇用開発助成金等) (昭和56年)	371.3億円 (468.8億円)	390.5億円	466.4億円	8	高齢者や障害者などの就職困難者を公共職業安定所等の紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主に対して資金相当額の一部の助成を行う。(高齢者・母子家庭の母等 大企業50万・中小企業90万、身体・知的障害者 大企業50万・中小企業135万、重度障害者等 大企業100万・中小企業240万)	・特定就職困難者雇用開発助成金、被災者雇用開発助成金の支給対象者の事業主都合離職割合が助成金の支給対象でない雇用保険被保険者の事業主都合離職割合以下【目標管理期間：平成23年度～平成25年度】 ・高齢者雇用開発特別奨励金の支給対象者の事業主都合離職割合が前年度に入職した65歳以上の常用労働者の事業主都合離職割合以下③利用事業主にアンケート調査を実施し、就職困難者の雇用の促進にあたって役に立ったとする旨の評価が得られた割合80%以上	特定就職困難者雇用開発助成金により高齢者、障害者、その他の就職困難者の雇い入れが助成されることで、これらの者の雇用が促進され、施策目標の達成に寄与するものと考えられる。	523
(8)	特定求職者雇用開発助成金 (高齢者雇用開発特別奨励金) (平成20年度)	11.9億円 (20.5億円)	16.3億円 (24.1億円)	21.8億円	—	雇い入れ日の満年齢が65歳以上の離職者を公共職業安定所等の紹介により1週間の所定労働時間が20時間以上の労働者として雇い入れる事業主(1年以上継続して雇用することが確実な場合に限る。)に対して助成を行う。(対象労働者の1週間の所定労働時間が30時間以上の者については大企業50万円、中小企業90万円。)	・特定就職困難者雇用開発助成金、被災者雇用開発助成金の支給対象者の事業主都合離職割合が助成金の支給対象でない雇用保険被保険者の事業主都合離職割合以下【目標管理期間：平成23年度～平成25年度】 ・高齢者雇用開発特別奨励金の支給対象者の事業主都合離職割合が前年度に入職した65歳以上の常用労働者の事業主都合離職割合以下 ・利用事業主にアンケート調査を実施し、就職困難者の雇用の促進にあたって役に立ったとする旨の評価が得られた割合81%以上	特定就職困難者雇用開発助成金により高齢者、障害者、その他の就職困難者の雇い入れが助成されることで、これらの者の雇用が促進され、施策目標の達成に寄与するものと考えられる。	524
(9)	障害者初回雇用(ファースト・ステップ)奨励金 (平成20年度)	2.5億円 (2.2億円)	2.5億円	2.4億円	3及び4	ハローワークの紹介により、障害者雇用の経験のない中小企業が初めて障害者を雇用し、法定雇用率を達成する場合に、奨励金を120万円支給する。	障害者0人雇用企業(常用労働者数50～300人規模)における新規雇用障害者数180人	中小企業では、障害者雇用が低水準にある状況であることなどから、障害者の雇用経験のない中小企業で、初めて身体障害者、知的障害又は精神障害者を雇用した場合に奨励金を支給することにより、中小企業の障害者雇用の促進を見込んでいる。	526

(10) 雇用と福祉の連携による地域に密着した就労支援の実施 (平成14年度)	42.4億円 (37.7億円)	42.5億円	45.4億円	3及び4	就業及びそれに伴う日常生活上の支援を必要とする障害者に対し、障害者就業・生活支援センター窓口での相談や職場・家庭訪問等により指導、相談を実施する。【就業支援】 ○ 就職に向けた準備支援(職業準備訓練、職場実習のあっせん) ○ 求職活動支援 ○ 事業所に対する障害者の特性を踏まえた雇用管理に関する助言 等	・就職件数16,000件以上 ・職場定着率75%以上(※)※前年度の就職者に対して行った当該年度及び今年度の定着支援により、就職1年経過後に在職していた者の割合	就業やそれに伴う日常生活上の支援を必要とする障害者に対し、雇用、保健、福祉、教育等の地域の関係機関との連携の下、障害者の身近な地域において就業面及び生活面における一体的な支援を行うことで、障害者の雇用の促進等を図っている。	533
(11) 職業評価部門施設経費 (昭和54年度)	0.1億円 (0.1億円)	0.3億円	0.3億円	－	① 国立職業リハビリテーションセンターの土地使用料及び国立吉備高原職業リハビリテーションセンターの土地借料 国が設置し運営は独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が行う広域障害者職業センターの土地の借受けを行うもの ② 国立職業リハビリテーションセンター庁舎等における改修工事等のための経費 耐震改修工事及び空調等改修工事を行うもの	－	障害者の職業生活における自立を促進するための施設の設置及び運営その他障害者の雇用を支援するための業務等を行うことにより、障害者の雇用の安定・促進に寄与する。	534
(12) シニアワークプログラム事業費 (平成10年度)	23.4億円 (20.5億円)	31.8億円	34.3億円	－	地域における高齢者の雇用就業の実態を踏まえ、55歳以上の高齢者の技能を向上させ、労働力需要に応じていくことが必要であるため、公共職業安定所、事業主団体等の協力のもと、高齢者の居住地により近い地域において、主に短時間雇用を前提とした技能講習、面接会、フォローアップ等を一体的に実施するシニアワークプログラム地域事業(以下「地域事業」という。)を各都道府県労働局において民間団体に委託して実施する。また、地域事業受託団体において、効果的かつ効率的な事業運営が全国的に一定の水準で図られるよう、実地指導や好事例の収集・提供、事業統計等の業務を厚生労働本省において民間団体に委託(以下「中央指導事業」という。)して実施する。	当該事業における技能講習修了者の修了後6ヵ月以内の雇用・就業率 79.5%	高齢者の再就職を促進することにより、高齢者の安定した雇用の確保に寄与する。	536
(13) 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構運営費交付金 (平成15年度)	132.1億円 (132.1億円)	127.7億円	122.5億円	－	以下の事業を実施する(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構に対して運営費を交付する。 ・高齢者の雇用の安定等に資する事業主等に対する給付金の支給 ・高齢者の雇用に伴う人事管理制度の見直し等、事業主等に対する相談援助 ・障害者職業センターの設置及び運営	・高齢者雇用アドバイザーによる相談・援助の追跡調査において、具体的な課題改善効果があった旨の評価が得られた割合: 70%以上 ・地域障害者職業センターにおける職業準備訓練等の実施による就職等に向かう次の段階への移行率: 80%以上 ・地域障害者職業センターにおける準備訓練等修了者の就職率: 50%以上 ・ジョブコーチ支援修了者の6ヶ月後の職場定着率: 80%以上 ・精神障害者の復職支援修了者の復職率: 75%以上	高齢者等を雇用する事業主等に対する給付金の支給、障害者の職業生活における自立を促進するための施設の設置及び運営その他高齢者等及び障害者の雇用を支援するための業務を行うことにより、高齢者・障害者の雇用の安定・促進に寄与する。	537

(14)	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構施設整備補助金 (平成16年度)	1.7億円 (1.7億円)	0.3億円	0.3億円	—	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の施設・設備(障害者職業センターに係るもの)の整備又は改修のための経費である(補助率10/10)	—	障害者の職業生活における自立を促進するための施設の設置及び運営その他障害者の雇用を支援するための業務を行うことにより、障害者の雇用の安定・促進に寄与する。	538
(15)	職業転換給付金制度 (昭和41年度)	6.9億円 (3.6億円)	5.9億円	5.3億円	—	上記目的のため、各種の給付金を支給する。 (1)求職者に支給されるもの ①就職促進手当(求職者の求職活動の促進とその生活の安定を図る給付金)、②訓練手当(求職者の知識及び技能の習得を容易にするための給付金)、③広域求職活動費(広範囲の地域に渡る求職活動に要する費用に充てるための給付金)、④移転費(就職又は知識若しくは技能の習得をするための移転に要する費用に充てるための給付金)、⑤就業支度金(公共職業安定所の紹介により就職することを促進し、又は事業を開始することに要する費用に充てるための給付金) (2)事業主に支給されるもの ①職場適応訓練費(雇用保険受給資格者以外の求職者を作業環境に適應させる訓練を行うことを促進するための給付金)②職場適応訓練委託費(雇用保険受給資格者を作業環境に適應させる訓練を行うことを促進するための委託費)、③特定求職者雇用開発助成金(就職が特に困難な者を雇い入れることを促進するための給付金)注:(1)②及び(2)①は、都道府県実施事業 ※平成23年度にかかる当該事業については、補正予算と一体で執行しており、復興関連事業として計上したレビュー番号072と執行額を切り分けて把握	職場適応訓練終了者のうち、訓練を実施した事業所に雇用される者の割合72%以上	就職が困難な失業者及び国の施策等により離職を余儀なくされた離職者等に対し、これらの失業者の生活の安定を図りながら再就職の促進を図ることを目的とする。	540
(16)	中国残留邦人等永住帰国者に対する就労支援事業 (昭和61年度)	0.3億円 (0.2億円)	0.2億円	0.2億円	—	中国帰国者等に対する支援のノウハウを有する受託者が、「中国帰国者定着促進センター」及び「中国帰国者支援・交流センター」に職業相談員を配置し、センターを利用する中国帰国者等に対して、生活支援・相談、日本語指導と連動させながら職業相談等の就労支援を行うもの。なお、職業紹介は、センター近隣の公共職業安定所との連携によって行う。	就職件数110件以上	高齢者等の就業率等の向上に寄与する	541
(17)	刑務所出所者等就労支援事業 (平成18年度)	2.5億円 (2.3億円)	2.6億円	2.6億円	—	刑務所出所者等に対して、出所前において刑務所・少年院等と公共職業安定所の連携によって出張職業相談等を行うとともに、出所後にあつては保護観察所等と安定所の連携によって就労支援チームを設置し、きめ細やかな就労支援を行うものである。具体的には、ハローワークによる担当者制の職業相談、民間団体等への委託による職場体験講習、試行雇用などの就労支援メニューを実施している。	就職者数2,200人以上	高齢者等の就業率等の向上に寄与する	542
(18)	アイヌ地区住民就職促進費 (昭和50年度)	0.09億円 (0.03億円)	0.1億円	0.1億円	—	「アイヌ地区住民」に対してきめ細かい職業指導・職業紹介を実施するとともに、資金の貸付を受けなければ常用雇用や安定的な雇用の継続が困難となる者に対して、就職時の当座の生活資金として「就職促進資金」を貸し付ける。	1年以上の継続雇用率:68%以上	高齢者等の就業率等の向上に寄与する	543
(19)	在日韓国・朝鮮人等就職差別解消啓発指導費 (平成3年度)	0.06億円 (0.01億円)	0.05億円	0.04億円	—	在日韓国・朝鮮人の就職の機会均等の確保を図るため、事業主の在日韓国・朝鮮人の就職問題に関する正しい理解と認識の形成及び公正な採用選考システムの確立のために必要な知識の習得を目的とした事業主等啓発説明会の実施、在日韓国・朝鮮人の採用選考において不適正な事象を惹起し、又はそのおそれのある事業所に対する個別指導の実施、事業主をはじめ社会一般が在日韓国・朝鮮人の就職問題について正しい理解と認識を深めるための広報活動の実施により、指導・啓発を行う。	— (周知・啓発に係る事業であり、成果目標を設定することは出来ない。)	高齢者等の就業率等の向上に寄与する	544

(20)	公正採用選考等推進費 (平成10年度)	2.6億円 (1.4億円)	2.5億円	2.3億円	-	事業主に対して、適性と能力に応じた公正な採用選考システムの確立を図るよう事業所内に選任される公正採用選考人権啓発推進員に対する研修や事業所等に対する集中セミナーの開催等により、啓発指導等を行う。	— (周知・啓発に係る事業であり、成果目標を設定することは出来ない。)	高齢者等の就業率等の向上に寄与する	545
(21)	日雇労働者等技能講習事業 (平成13年度)	8.2億円 (5.2億円)	5.0億円	4.1億円	-	日雇労働者等の就業機会の確保を図るため、技能を有しない日雇労働者等を対象に、技能労働者として必要な技能の習得や資格・免許の取得等を目的とした技能講習等を実施する。	日雇労働技能講習受講者から、就職に必要な能力の向上に役立ったとの評価を受ける割合90%以上	高齢者等の就業率等の向上に寄与する	546
(22)	新卒者等に対する就職支援 (昭和51年度)	110億円 (95.2億円)	103.2億円	102.7億円	7	新卒応援ハローワーク等にジョブサポーターを配置し、学校訪問等により大学・高校等新卒者等に対する求人情報の提供、個別相談等きめ細かな就職支援を実施する。さらに、就職支援のためのセミナーや企業と新卒者等とのマッチングの機会等を設けるため就職面接会等を開催する。	新卒応援ハローワークの就職者数:8万8千人 学卒ジョブサポーターの支援による就職者数:17万6千人	学校との連携の下、保護者等も含めた在学中からの働く意義や職業生活に着いての講習、新卒者等に対するきめ細かな職業相談・職業紹介等を行うジョブサポーターを公共職業安定所に配置する等により施策目標達成に寄与する。	547
(23)	若年者地域連携事業 (平成16年度)	15.2億円 (13.3億円)	13.0億円	14.4億円	—	都道府県が主体的な取組として、若年者に対するカウンセリング、情報提供等の一連の就職関係サービスをワンストップで提供するサービスセンター(通称:ジョブカフェ)において、都道府県からの要望に応じ、公共職業安定所を併設し職業紹介を実施するとともに、地域の実情に応じた様々な就職支援を展開するため、企業説明会や各種セミナーの実施等の若年者地域連携事業を民間団体に委託して実施する。	就職者数実績:10万8千人	地域における主体的な取組による就職支援を展開することにより、地域の若年者の雇用の安定・促進を図ること。	548
(24)	雇用・適正就労対策費 (平成5年度)	0.8億円 (0.5億円)	0.8億円	0.6億円	-	①日本企業における留学生や専門的・技術的分野の外国人労働者の適切な活用を促進するため、企業意識や労務管理の在り方について検討し、その成果及び活用の好事例等を広く周知することで、留学生や専門的・技術的分野の外国人労働者の国内就職市場の拡大・環境整備を図る。 ②外国人労働者の再就業の促進及び雇用管理の改善を図るために外国人雇用状況届出の内容、義務化に関する周知・事業主指導等を行う。	—	高齢者等の就業率等の向上に寄与する	549
(25)	外国人雇用サービス等運営費 (平成14年度)	6.1億円 (4.6億円)	6.2億円	6.5億円	-	①我が国での就労を希望する留学生や専門的・技術的分野の外国人に対し、専門的な職業相談・紹介を行うとともに、これら外国人を雇用する事業主等に対し雇用管理改善指導・援助等を行う機関として、東京、名古屋、大阪に外国人雇用サービスセンターを設置し、求人者、求職者双方に対するサービスを実施。 ②外国人求職者の多い公共職業安定所に外国人雇用サービスコーナーを設置し、英語、中国語、ポルトガル語等の通訳を配置 ③日系人の就労の適正を図るため、南米最大の日系人居住地であるブラジル・サンパウロの現地法人を通じて来日前の日系人に対する情報提供等の実施。	外国人コーナー等を利用した外国人求職者の就職率 14%以上	高齢者等の就業率等の向上に寄与する	550

(26) 日系人集従地域を管轄する公共職業安定所のマッチング機能の強化 (平成21年度)	17.6億円 (14.1億円)	13.5億円	12.4億円	—	日系人をはじめとする外国人労働者については、派遣・請負といった不安定な雇用形態で働く者が多く、一旦失業した場合には、これまでの職業経験の蓄積や言語面の問題などから日本企業で広く安定的な職業に就くためのスキルを身につけているとは言えず、日本人労働者に比べて特に脆弱な立場に置かれていることから、日系人が集住する地域を管轄している公共職業安定所において、 ①ワンストップサービスによる市町村と連携した情報提供・相談体制の整備、 ②外国人専門の相談・援助拠点の整備、 ③通訳・相談員による現行庁舎内の相談体制の強化及び求人開拓の実施、 ④将来的にも日本で安定雇用できるよう民間企業に委託して就労準備研修を実施している。	日系人就職支援プログラムの就職率(就職によるプログラム終了者／プログラム終了者) 44%以上	高齢者等の就業率等の向上に寄与する	551
(27) 障害者雇用促進関係経費 (平成19年度)	7.1億円 (5.7億円)	6.9億円	5.5億円	3及び4	事業主等に対しては、障害者雇用の取組段階に応じたきめ細かな雇用率達成指導を行うことにより、障害者の雇用機会の拡大を図り、また、ハローワークの障害者の求職者に対しては、地域の関係機関と連携して、就職に向けた準備から職場定着までの一連の支援を行う「チーム支援」を推進することにより、マッチング機能等の充実強化を図り、障害者雇用率の達成と相まって障害者の雇用促進を図る。	—	障害者雇用率制度の厳格な運用、及び障害者に対するきめ細かな相談、職業紹介等を実施することにより、障害者の就職促進を図る。	552
(28) 障害者等の職業相談経費 (平成18年度)	28.8億円 (23.4億円)	29.1億円	29.8億円	3及び5	ハローワークにおいて、就職支援ナビゲーター(障害者支援分)等を配置し、求職者一人ひとりの障害特性に十分配慮しつつ、その適性に応じた専門的支援を行う。また、精神障害者については、カウンセリングスキルの高い専門的資格を有する者等を精神障害者雇用トータルサポーターとして配置を行うことなどにより、障害者の就職促進、職場定着を図る。	—	障害者の求職者に対するきめ細かな相談、職業紹介等を実施することを通じて障害者の就職促進を図ること、精神障害者の求職者に対して専門的なカウンセリング等を実施し、精神障害者の雇用促進、職場定着を図る。	553
(29) 障害者雇用状況等の調査 (昭和52年度)	0.6億円 (0.3億円)	0.6億円	0.6億円	4	障害者雇用状況報告に必要な様式等を印刷し、事業主あてに送付する。事業主から提出された報告内容を集計する	—	障害者雇用促進法に基づく障害者雇用状況報告を実施し、同法で定められた障害者雇用義務の履行状況を把握するとともに、同法の適切な運営を図ることにより、障害者の雇用の安定・促進に寄与する。	554
(30) 発達障害者の特性に応じた支援策の充実・強化 (平成18年度(一部19年度))	3.0億円 (2.4億円)	3.1億円	3.4億円	3	若年コミュニケーション能力要支援者就職プログラムについては、ハローワークに就職支援ナビゲーター(発達障害者等支援分)を配置し、発達障害などによりコミュニケーション能力や対人関係に困難を抱えている者について、希望や特性に応じて専門支援機関に誘導するとともに、障害者向けの専門支援を希望しない者については、個別の相談・支援を実施する。発達障害者就労支援者育成事業については、発達障害者に対して就労支援などを行う者等に対して就労支援ノウハウの付与のための講習会及び体験交流会を実施するほか、事業所において発達障害者を対象とした職場実習を行い、雇用のきっかけ作りを行う体験型啓発事業を実施する。	—	ハローワークにおける発達障害者の支援体制を拡充・強化するとともに、支援機関や事業主等への啓発周知事業を実施することで、発達障害者の雇用の促進と安定を図る。	555
(31) 障害者雇用促進のための意識改革形成促進事業 (平成22年度)	0.09億円 (0.09億円)	0.09億円	0.18億円	3及び4	企業を対象として、障害者雇用についての専門相談窓口を設置し、経営の専門家が障害者雇用に関する理解の促進、経営的管理の側面からの障害者雇用の配置や生産性の向上方法等、特例子会社の設立や障害者の雇用管理を始めとした企業が抱える障害者雇用に関する種々の相談を受け付け、優良雇用事例を踏まえた助言等を行うことにより企業の障害者雇用に係る理解を深める。	・相談を受けた事業主から「役に立った」旨の評価の割合90%以上 ・障害者雇用相談員の相談により解決した経営上の問題点等の処理件数 630件以上	障害者の雇用促進を図るためには、普段から社会(企業、養護学校、障害者福祉施設、保護者、障害者本人、一般国民等)に対して普及啓発をしていくことが必要であり、国が行う企業等への指導だけでなく民間団体等による普及啓発とを併せて効果的に行い、障害者雇用についての理解を求めいくことで、障害者の雇用の促進等を図っている。	557

(32)	ホームレス等に対する就労支援事業 (平成12年度)	7.2億円 (6.9億円)	6.8億円	6.1億円	—	ホームレスや住居喪失不安定就労者の就労・職場定着を図るため、ホームレス自立支援センター等へ出張して職業相談・職業紹介を行い、事業主等に対する職場定着指導を行うとともに、求人開拓推進員を配置して求人開拓・求人情報等の収集、社会的偏見をなくすための事業主に対する啓発活動等を行う。また、ホームレス等の就労を円滑に推進するため、地方自治体やNPO等のノウハウを活用した都市雑業等の就業支援を行う。	ホームレス自立支援センター及びチャレンジネットにおける求職者の常用就職率51%以上	高齢者等の就業率等の向上に寄与する	559
(33)	精神障害者に対する雇用管理ノウハウの蓄積と普及 (平成23年度)	0.07億円 (0.05億円)	0.04億円	0.07億円	5	全国6ブロックにおいて精神障害者を雇用している企業の担当者等を招いたセミナーを開催し、精神障害者に対する雇用管理ノウハウの普及を図る。	・セミナー参加者において「精神障害者の雇用に対する理解が深まった」と評価した割合 90%以上 ・セミナーを開催する各ブロックにおけるハローワークの就職件数(精神障害者) 前年度以上	事業主等を対象にしたセミナーの開催などを通じ、精神障害者に対する雇用管理ノウハウの理解を深め、普及させることで、精神障害者の雇用促進を図る。	563
(34)	特定求職者雇用開発助成金(被災者雇用開発助成金) (平成23年度)	62.6億円 (38.3億円)	533.8億円	411.3億円	—	東日本大震災に係る被災離職者及び災害救助法の適用地域に居住する求職者を公共職業安定所等の紹介により、継続して雇用する労働者(1年以上雇用されることが見込まれる者に限る。)として雇い入れる事業主に対して助成を行う。 (1週間の所定労働時間が30時間以上の者については大企業50万円、中小企業90万円)	・特定就職困難者雇用開発助成金、被災者雇用開発助成金の支給対象者の事業主都合離職割合が助成金の支給対象でない雇用保険被保険者の事業主都合離職割合以下【目標管理期間:平成23年度～平成25年度】 ・高齢者雇用開発特別奨励金の支給対象者の事業主都合離職割合が前年度に入職した65歳以上の常用労働者の事業主都合離職割合以下 ・利用事業主にアンケート調査を実施し、就職困難者の雇用の促進にあたって役に立ったとする旨の評価が得られた割合80%以上	東日本大震災に係る被災離職者等の雇用機会の増大を図るため、これらの者を、公共職業安定所等の紹介により、1年以上継続して雇用することが見込まれる労働者として雇い入れる事業主に対し、被災者雇用開発助成金を支給することにより、被災離職者等の円滑な就職等を促進すること等を目的としている。	564
(35)	雇用と福祉の連携による地域に密着した就労支援の実施(復興関連事業) (平成14年度)	0.7億円 (0.2億円)	1.0億円	1.0億円	—	就業及びそれに伴う日常生活上の支援を必要とする障害者に対し、障害者就業・生活支援センター窓口での相談や職場・家庭訪問等により指導、相談を実施する。 【就業支援】 ○ 就職に向けた準備支援(職業準備訓練、職場実習のあっせん) ○ 求職活動支援 ○ 事業所に対する障害者の特性を踏まえた雇用管理に関する助言 等	—	障害者の職業生活における自立を図るため、雇用、保健、福祉、教育等の地域の関係機関との連携の下、障害者の身近な地域において就業面及び生活面における一体的な支援を行う。	566

(36)	生活・就労総合支援事業費 (平成23年度)	2.2億円 (1.4億円)	26.2億円	4.2億円	—	被災求職者等を対象に住居・生活支援に関する総合相談、関係機関への誘導等を行うほか、必要に応じ、協定等に基づき、ハローワークと自治体が連携して就労支援を行う。	・被災地3局(岩手、宮城及び福島局)で利用者にアンケートを実施し、住居・生活支援アドバイザーの相談・誘導等が役に立ったとする割合が80%以上・住居・生活支援アドバイザーの相談により解決した住居・生活上の問題点等の処理件数8,310件以上	高齢者等の就業率等の向上に寄与する	568
(37)	新卒者等に対する就職支援(復興関連事業) (平成23年度)	16.9億円 (4.3億円)	8.8億円	5億円	—	震災の影響を受けた地域を中心に重点的にジョブサポーターを配置し、学校との連携を強化しつつ新卒者等の支援を行うこととする。	新卒応援ハローワークの就職者数:8万8千人 学卒ジョブサポーターの支援による就職者数:17万6千人 ※被災新卒者支援については、被災新卒者以外の支援と区別しているものではないため、復興分のみを把握することは困難。「新卒者等に対する就職支援(昭和51年度)」と同様の実績を記載している。	被災地域の新規学校卒業者等の就職支援を強化する。	569 (074) ※()は復興庁レビューシート参照。
(38)	在宅就業支援団体等活性化助成金 (平成24年度)	—	0.2億円	0.4億円	—	在宅就業障害者を支援する団体のうち、受注拡大等に資する取組や障害者の職業講習等を積極的に実施し、在宅就業支援の効果が高いと見込まれる団体等に対して、その活動に要した費用の一部を助成する。	—	障害者の多様な就業機会を拡大していくために、就業機会の確保・提供に加え、職業講習、就職支援等を行い在宅就業障害者を支援する団体の活動の活性化を図る。	571
(39)	非正規雇用問題に係るビジョンの周知・啓発事業 (平成24年度)	—	0.4億円	0.6億円	—	①正社員転換、人材育成、処遇改善など、非正規雇用労働者のキャリアアップに向けた取組を積極的に行っている企業に対して、取組の内容等についてヒアリング調査を行い、好事例集を作成するとともに、平成24年度に開設した事業主向けの専用ホームページの更新、運営を行う。 ②収集した好事例等を材料に、全国の主要地域(10箇所程度)で有識者、マスコミ等による「意見交換会」を開催する。③事業主における非正規雇用の労働者のキャリアアップに向けた取組の促進のため、事業主向けのセミナーを実施する。(①及び②については、民間シンクタンク等への委託、③については、都道府県労働局において実施する。)	—	近年、非正規雇用の労働者は増加傾向にある一方で、雇用が不安定、低賃金、能力開発機会が乏しい等の課題がある。このため、非正規雇用労働者を「人財」として社会全体が育成し、付加価値を高めて処遇の改善につなげ、経済全体の持続的な発展につなげていくことが重要である。このため、非正規雇用問題に対する事業主等の理解を促進し、企業における非正規雇用労働者のキャリアアップに向けた取組を促進する。	572
(40)	フリーター等支援事業 (平成23年度までは「フリーター等正規雇用化支援事業」) (平成17年度)	17.3億円 (14.8億円)	20.1億円	19.1億円	6	不安定な就労を繰り返す概ね45歳未満のフリーター等に対して、ハローワークにおいて支援対象者一人ひとりの課題に応じて、就職活動に関する個別相談・指導助言・求人の確保、グループワーク方式による就職活動方法等の習得、模擬面接、職業相談・職業紹介、職場定着からなる支援メニューを組み合わせ、担当者制により正規雇用化に向けた一貫した支援を実施する。	ハローワークにおけるフリーター等の正規雇用化数:29万9千人	ハローワークにおいて支援対象者一人ひとりの課題に応じて、就職活動に関する個別相談・指導助言、求人の確保、グループワーク方式による就職活動方法等の習得、模擬面接、職業相談・職業紹介、職場定着からなる支援メニューを組み合わせ、担当者制により正規雇用化に向けた一貫した支援を実施することにより施策目標達成に寄与する。	573

(41)	トライアル雇用奨励金事業 (平成25年度)	51.8億円 (73.1億円)	51.0億円	70.7億円	—	就労の経験のない職種又は業務に就くことを希望する者など公共職業安定所長が安定した職業に就くことが著しく困難であると認める者を、一定期間(原則3か月)試行的に雇用する事業主に対して、トライアル雇用奨励金(対象者一人につき月額最大4万円)を支給する。なお、平成24年度以前において中高年齢者・若年者等の対象者ごとの制度となっていたが、平成25年度から要件の一本化を図ったものである。	・常用雇用移行率 79%以上 ・本奨励金の支給申請を行った事業主へのアンケート調査を実施し、役に立った旨の評価が85%以上	職業経験、技能、知識等から安定的な就職が困難な求職者について、これらの者を一定期間試行雇用することにより、その適性や業務遂行可能性を見極め、求職者及び求人者の相互理解を促進すること等を通じて、これらの者の早期就職の実現や雇用機会の創出を図る。	574
(42)	生涯現役社会実現事業 (平成25年度)	—	—	9.3億円	—	地域において中核的な役割を果たす企業におけるモデル的な取組みを通じて、地域ぐるみの機運醸成を図るとともに、高齢求職者等が生涯現役で働くことができるよう職業生活設計に係るセミナー等を行う。	・生涯現役で働き続けることができる制度を導入した企業及び導入を予定している企業の増加率:5ポイント以上 ・セミナー受講者から「役に立った」旨の評価を受ける割合:80%以上	希望者全員が65歳まで働ける制度の導入義務化等を内容とする改正中高年齢者雇用安定法が平成25年度に施行されること等を踏まえ、年齢に関わりなく働き続けることができる生涯現役社会の実現を図ることを目的とする。	新25—039
(43)	高齢者就労総合支援事業 (平成25年度)	—	—	8.7億円	1	主要なハローワークに高齢者総合相談窓口を開設し職業生活の再設計等に係る相談・援助等を実施するとともに、長期失業高齢求職者などの就職が困難な者を対象に担当者制による就労支援を実施する。	高齢者総合相談窓口での担当者制による就労支援を受けた者について、就職率35%以上	高齢者の再就職を促進することにより、高齢者の安定した雇用の確保に寄与する。	新25—040
(44)	高齢者雇用安定助成金 (平成25年度)	—	—	90.7億円	—	以下の事業を実施する (独)高齢・障害・求職者雇用支援機構に対して補助を行う。高齢者の活用促進のための雇用環境整備の措置を実施する事業主、定年を控えた高齢者で、その知識経験を活かすことができる他の企業での雇用を希望する者を、職業紹介事業者の紹介により雇い入れる事業主に対して助成を行う。	受給対象企業の60～64歳の雇用保険被保険者資格喪失者数の割合の平均 平成25年度全事業所平均の80%以下	高齢者の雇用の安定を図るため、高齢者が健康で、意欲と能力がある限り、年齢に関わりなく働ける生涯現役社会を実現していくことを目的とする。	新25—041
(45)	医療機関と連携した精神障害者の就労支援モデル事業の実施 (平成25年度)	—	—	0.5億円	—	就労意欲のある精神障害者の就労・復職支援に自ら取り組む医療機関又は医療機関に対して就労支援のノウハウを提供する社会福祉法人等に委託し、医療機関における就労支援の取組・連携を促進するモデル事業を実施する。	—	近年、精神疾患患者の地域移行が進む中で、就労意欲のある精神障害者が増加しているが、雇用への移行を促進するためには、治療・社会復帰支援段階から就職を意識した支援を行うことが重要であることから、より効果的に医療機関と連携し、精神障害者の雇用促進を図っていく方策を検証するために、医療機関における就労支援の取組・連携を促進するモデル事業を実施する。	新25—042
(46)	難病相談・支援センターと連携した就労支援の強化 (平成25年度)	—	—	0.3億円	—	ハローワークに「難病患者就職サポーター」を配置し、ハローワークにおいて相談や専門支援機関への誘導を実施するほか、難病相談・支援センターにおける出張相談や、難病相談・支援センターからハローワーク等への誘導等を実施し、ハローワークと難病相談・支援センターの連携をより強化するとともに、難治性疾患患者の雇用促進を図る。	—	ハローワークに「難病患者就職サポーター」を配置し、難病相談・支援センターと連携しながら、就職を希望する難病患者に対する症状の特性を踏まえたきめ細かな就労支援や、在職中に難病を発症した患者の雇用継続等の総合的な就労支援を行う。	新25—043

(47)	ジョブコーチ制度の在り方に関する研究会 (平成25年度)	—	—	0.2億円	—	有識者からなる研究会を開催し、ジョブコーチ制度の在り方について検討を行う。	—	今後より一層増加する精神障害者等の求職者や、企業等からのニーズに対応するため、ジョブコーチ養成数の拡大、ジョブコーチの活動促進、専門性の向上等を図るとともに、一定の活動実績があるジョブコーチが安定して支援が実施できるようにするなど、ジョブコーチ制度について見直し検討を行う。	新25—044
(48)	福祉、教育、医療からの雇用への移行推進事業 (平成25年度)	—	—	2.4億円	—	各労働局に職場実習先の確保、あっせん及び一般雇用に対する意識啓発を専門的に取り扱う就職支援コーディネーター(一般雇用移行分)等を配置し、関係機関等と連携しながら職場実習を総合的かつ効果的に推進するとともに、就労支援セミナー、事業所見学会等を実施することにより、福祉、教育、医療から雇用への移行を推進する。	—	障害者の一般企業への雇用が進む中で、一般企業で勤務したことのない障害者やその保護者等、障害者を雇用する側の企業、特に中小企業においては、障害者雇用・就労に関し不安を抱えていることから、労働局やハローワークが中心となって職場実習先の確保、あっせん及び一般雇用に対する意識啓発を行い、それぞれの不安を解消することによって障害者雇用の一層促進を目指す。	新26—045
(49)	障害者雇用実態調査 (昭和48年度)	—	—	0.2億円	—	全国の事業主から無作為に抽出した約16,000事業主に対して、雇用する障害者ごとに障害、程度、雇用形態、職種、給与の額、採用及び採用後の定着に係る関係機関との連携状況等を調査し、当該調査対象となった事業主に雇用されている障害者に対して、キャリア形成、定着の問題点、社会支援の状況等を調査する。	—	民間企業における障害者の雇用の実態を定期的に把握し、障害者に対する適切な就職までの支援措置及び雇用期間中の支援措置の実施等効果的な雇用対策を推進するための基礎資料を得ることを目的とする。(5年ごとの周期調査)	新25—046
(50)	改正法の施行のための指針作成 (平成25年度)	—	—	0.2億円	—	改正法のうち、職場における合理的配慮の提供を事業主に義務づけることとしているが、合理的配慮の内容については、障害種別や特性、仕事の内容などにより、個性が高く多様であることから、具体的な内容は指針で定めることに加え、具体例を集めた事例集の作成も必要となる。については、指針作成のために有識者による研究会を開催し指針の内容の検討を行うほか、合理的配慮の事例集の作成を行う。	—	障害者の雇用義務や雇用分野における障害を理由とする差別の禁止や職場における合理的配慮の提供に関する事項については、平成25年通常国会に障害者雇用促進法の改正法案を提出したところである。改正法の円滑な施行のため、合理的配慮の提供等について事業主が適切に対処するための指針の作成など所要の事業を実施する。	新25—047
(51)	精神障害者等雇用安定奨励金 (平成25年度)	—	—	0.8億円	—	精神障害者に対するカウンセリング等を行う精神保健福祉士等を新たに雇用又は委嘱する等、精神障害者が働きやすい職場づくりに努めた事業主に当該経費の1/2を乗じた額(上限100万円)の助成を行う。また、重度知的障害者または精神障害者を雇入れ、かつ、その雇用管理を行うために必要な業務遂行上の支援を行う者を配置する事業主に対し、1カ月につき職場支援従事者1人当たり3人を上限とする対象労働者の数に、大企業の場合3万円(短時間労働者は1.5万円)、中小企業の場合4万円(短時間労働者の場合2万円)を乗じた額の助成を行う。	・平成25年5月16日から平成25年9月末までに雇入れられ、事業主が働きやすい職場作りを行った精神障害者又は重度知的障害者のうち、6ヶ月間継続して雇用された割合 60%以上 ・対象労働者の雇入れ件数 650件	新規雇用した精神障害者等が働きやすい職場づくりに努める事業主や、その雇用管理を行うために必要な業務遂行上の支援を行う者を配置する事業主に対し、奨励金を支給することにより、精神障害者等の雇用の促進・安定を図る。	新25—048
(52)	発達障害者・難治性疾患患者雇用開発助成金 (平成25年度)	—	—	1.1億円	—	発達障害者及び難治性疾患患者を新たに雇用する事業主に対して助成を行う。支給対象者1人当たり大企業の場合50万円(短時間労働者は30万円)、中小企業の場合135万円(短時間労働者の場合90万円)を支給する。	・平成25年5月16日から平成25年9月末までに雇い入れた発達障害者又は難治性疾患患者のうち、6カ月間継続して雇用された割合 60%以上 ・対象労働者の雇入れ件数 380件	発達障害者及び難治性疾患患者を新たに雇用する事業主に対して助成を行うことにより、発達障害者及び難治性疾患患者の雇用の促進及び雇用の安定を図る。	新25—049

(53) 非正規雇用の労働者のキャリアアップ事業の実施 (平成25年度)	—	—	60.9億円	—	有期契約労働者等の雇用管理の改善を行う「キャリアアップ管理者」を事業所内に配置し、かつ、「キャリアアップ計画」の認定を受けた事業主に対して、当該キャリアアップ計画に基づき、有期契約労働者等のキャリアアップ等(①正規雇用等転換②人材育成③処遇改善④健康管理⑤短時間正社員化⑥パート労働時間延長)を行った場合にキャリアアップ助成を支給するとともに、都道府県労働局及び公共職業安定所に事業主支援アドバイザーを配置し、助成金の活用を検討する事業主に対して実態に配慮した助言・指導等を行う。	・キャリアアップ計画の認定件数1,300件以上 ・キャリアアップ助成金の支給を受けた事業主へのアンケート調査を実施し、当該助成金制度があったことにより、非正規雇用労働者のキャリアアップの促進が図られたと回答した割合85%以上	有期契約労働者等の正規雇用等への転換や、人材育成、処遇改善など企業内のキャリアアップを促進するため、これらのキャリアアップに係る取組を実施した事業主に対して包括的に助成を行う新たな助成金を創設するとともに、都道府県労働局や公共職業安定所に新たに相談員を配置し、助成金の活用を検討する事業主に対して実態に十分配慮した助言・指導等を行うことにより、いわゆる非正規雇用労働者の能力の向上等を通じた企業の生産性の向上や優秀な人材の確保・定着を図る。	新25—050
(54) 生活保護受給者等就労自立促進事業 (平成25年度)	—	—	72億円	—	生活保護受給者を含め生活困窮者を広く対象として、自治体にハローワークの常設窓口を設置するなどワンストップ型の就労支援体制を全国的に整備し、早期支援の徹底、求職活動状況の共有化など、就労支援を抜本的に強化し、生活困窮者の就労による自立を促進する。	就職者数6万人以上(うち雇用保険被保険者になる割合40%以上)	高齢者等の就業率等の向上に寄与する	新25—051

平成25年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(厚生労働省25(Ⅳ－4－1))

* 厚生労働省では、基本目標＞施策大目標＞施策目標を設定して、政策を実施している。

施策目標名		雇用保険制度の安定的かつ適正な運営及び求職活動を容易にするための保障等を図ること (施策目標Ⅳ－4－1)				担当部局名		職業安定局雇用保険課		作成責任者名		雇用保険課長 吉永 和生														
施策の概要		本施策は、次の目標を柱に実施している。 (目標1)雇用保険の給付を適正に行うこと (目標2)セーフティネットとして財政が安定していること				政策体系上の 位置付け		基本目標Ⅳ 意欲のあるすべての人が働くことができるよう、労働市場において労働者の職業の安定を図ること 施策大目標Ⅳ－4 失業給付等の支給により、求職活動中の生活の保障等を行うこと																		
予算書との関係		本施策は、予算書の以下の項に対応している。 労働保険特別会計雇用勘定 (項)失業等給付費(全部)[平成25年度予算額: 1,751,380,238千円] (項)業務取扱費(全部)[平成25年度予算額: 95,897,699千円]				関連施策		－																		
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)		労働者が失業してその所得の源泉を喪失した場合、労働者について雇用の継続が困難となる事由が生じた場合及び労働者が自ら職業に関する教育訓練を受けた場合に、生活及び雇用の安定並びに就職の促進のために、失業等給付として以下の給付を行っている。 求職者給付:労働者が失業した場合にその者の生活の安定を図るために支給するもの 就職促進給付:失業者が再就職することを援助・促進することを目的として支給するもの 教育訓練給付:労働者の主体的な能力開発を促進するために支給するもの 雇用継続給付:労働者について雇用の継続が困難となる事由が生じた場合にに必要な給付を行い、労働者の雇用の安定を図るもの 根拠法令:雇用保険法								政策評価実施予定 時期(評価予定表)		<table><tr><td>24</td><td>25</td><td>26</td><td>27</td><td>28</td></tr><tr><td>実績</td><td>モ二</td><td>モ二</td><td>実績</td><td>モ二</td></tr></table>					24	25	26	27	28	実績	モ二	モ二	実績	モ二
24	25	26	27	28																						
実績	モ二	モ二	実績	モ二																						
測定指標		基準値		基準年度		目標値		目標年度		年度ごとの目標値		最新値		年度		測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠										
1 雇用保険受給者の早期再就職割合(※1)		－		－		28%以上		毎年度		26.5%以上		28%以上		27.7%		平成24年度		公共職業安定所における主要業務に係る指標であり、「平成25年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」(平成25年2月28日閣議決定)における実質GDP、完全失業率等の見通し及び平成23年度の実績見込みを踏まえて設定している。 ※1 早期再就職者数(注1)／受給資格決定件数 (注1) 雇用保険の基本手当の支給残日数を所定給付日数の2／3以上残して早期に再就職する者の数(例えば、所定給付日数90日の者が、支給残日数を60日以上残して再就職した場合。)								
2 不正受給の件数		－		－		前年度以下		毎年度		前年度 (8,286件) 以下		前年度 (7,127) 以下		7,127		平成24年度		法令等に基づき適正な給付を行う必要があるため、不正受給の件数が前年度以下となることを目標としている。								
測定指標		目標				目標年度		測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠																		
3 制度改正に係る企画立案状況		必要な制度改正				平成25年度以降		失業者等の生活及び雇用の安定並びに就職の促進を図るため、過去の制度改正の内容を整理するとともに、その財政影響等について整理し、必要な制度改正を行う必要があるため。																		
(参考)測定指標		平成20年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度																
4 収入額(単位:億円)		22,896		20,508		20,467		20,919		17,628																
5 支出額(単位:億円)		15,907		22,481		18,221		17,946		17,460																
6 積立金残高(単位:億円)		55,821		53,870		55,746		58,719		59,257																
達成手段 (開始年度)		補正後予算額(執行額)		25年度 当初 予算額		関連する 指標番号		達成手段の概要				達成手段 の目標 (25年度)		施策目標達成への寄与の内容				平成25年度行政事業レ ビュー事業番号								
(1) 失業等給付費 (昭和49年度)		23,238億円 (16,543億円)		17,790億円		17,514億円		1,2,3,4,5,6		求職者給付、就職促進給付、教育訓練給付及び雇用継続給付を支給する。				－		失業等給付は、労働者が失業した場合及び労働者について雇用の継続が困難となる事由が生じた場合に必要な給付を行うほか、労働者が自ら職業に関する教育訓練を受けた場合にに必要な給付を行うことにより、労働者の生活及び雇用の安定を図るとともに、求職活動を容易にする等その就職を促進する。				575						

	(2) 雇用保険活用援助事業費 (平成7年)	2.9億円 (2.7億円)	2.9億円	2.9億円	—	各都道府県支部に支部指導員を配置し、中小零細企業事業主を対象とした雇用保険の制度、各種事業の周知、相談・援助等のための説明会を開催する。また支部に雇用保険活用推進員を設置し、説明会への出席の勧奨やその他相談・指導等を行う。	—	中小零細企業事業主においては、大企業事業主と比較して、雇用保険事業に関する情報が不足しており、理解をえられていない場合が多いため、これらの者に対し、雇用保険事業の活用方法及び申請手続き等について、周知、相談を行っていく必要がある。また、数次にわたる改正を重ねてきた雇用保険制度の趣旨・内容について、中小零細企業事業主の十分な理解を促すことは、制度の適正かつ円滑な運営、ひいては労働者の保護に資することとなる。	576
--	---------------------------	------------------	-------	-------	---	---	---	--	-----

(厚生労働省25(Ⅳ-5-1))

*厚生労働省では、基本目標＞施策大目標＞施策目標を設定して、政策を実施している。

施策目標名	求職者支援訓練の実施や職業訓練受講給付金の支給等を通じ、雇用保険を受給できない求職者の就職を支援すること（施策目標Ⅳ－５－１）				担当部署名		職業安定局派遣・有期労働対策部企画課求職者支援室 職業能力開発局能力開発課		作成責任者名		求職者支援室長 佐々木 菜々子 能力開発課長 志村 幸久														
施策の概要	本施策は、次の目標を柱に実施している。 （目標１）雇用保険を受給できない求職者に対し、職業訓練の実施による職業能力開発の機会を確保すること。 （目標２）職業訓練受講期間中、給付金を支給することにより、求職者の生活を支援し、職業訓練の受講を容易にすること。 （目標３）施策目標１・２とともに、公共職業安定所におけるきめ細やかな就職支援により、求職者の早期の就職を支援すること。				政策体系上の位置付け		基本目標Ⅳ 意欲のあるすべての人が働くことができるよう、労働市場において労働者の職業の安定を図ること 施策大目標Ⅳ－５ 求職者支援制度の活用により、雇用保険を受給できない求職者の就職を支援すること																		
予算書との関係	本施策は、予算書の以下の項に対応している。 労働保険特別会計雇用勘定 （項）就職支援法事業費〔平成25年度予定額： 57,416,161千円〕 （項）東日本大震災復興就職支援法事業費〔平成25年度予定額： 5,505,192千円〕				関連施策		－																		
施策の背景・枠組み （根拠法令、政府決定、関連計画等）	雇用保険を受給できない求職者を対象に、民間教育訓練機関等を活用して、知識・技能を身につけるための職業訓練を実施するとともに、訓練期間中の生活を支援し、訓練の受講を容易にするための給付金の支給を行うこと等により求職者の早期の就職を支援する。 根拠法令：職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律、雇用保険法第64条等								政策評価実施予定 時期（評価予定表）		<table><tr><td>2 4</td><td>2 5</td><td>2 6</td><td>2 7</td><td>2 8</td></tr><tr><td>モ二</td><td>モ二</td><td>モ二</td><td>モ二</td><td>実績</td></tr></table>					2 4	2 5	2 6	2 7	2 8	モ二	モ二	モ二	モ二	実績
2 4	2 5	2 6	2 7	2 8																					
モ二	モ二	モ二	モ二	実績																					
測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値		最新値	年度	測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠																
求職者支援訓練における、訓練修了3か月後の就職率	－	－	60％（基礎コース） 70％（実践コース）	毎年度	60％（基礎コース） 70％（実践コース）	60％（基礎コース） 70％（実践コース）	79.2％（基礎コース） 77.5％（実践コース）	平成24年度（平成24年に訓練を開始し、平成25年1月までに終了したコースの3か月後の実績）	求職者支援制度は、雇用保険を受給できない求職者の「早期の就職を支援」する制度であるため就職率を測定指標に設定。 平成23年に訓練を開始し、平成24年7月までに終了したコースの3か月後の実績が基礎コース73.2％、実践コース74.9％と目標を上回っている。																
測定指標	目標				測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠																				
－	－				－																				
（参考）測定指標	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度																				
－	－	－	－	－	－																				

達成手段 (開始年度)	補正後予算額(執行額)		25年度 当初 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要	達成手段 の目標 (25年度)	施策目標達成への寄与の内容	
	23年度	24年度						
求職者支援制度に必要な経費 (1) (平成23年度)	638億円 (76億円)	1,150億円	574億円	1	特定求職者(雇用保険の失業等給付を受給できない求職者であって、職業訓練その他の就職支援を行う必要があると認める者)に対し、無料の職業訓練の実施、職業訓練を受けることを容易にするための給付金の支給、その他の就職に関する支援措置を講ずることにより、特定求職者の就職を促進し、もって、その職業及び生活の安定に資することを目的とする。	—	①雇用保険を受給できない求職者に対し、職業訓練の実施による職業能力開発の機会を確保すること。 ②職業訓練受講期間中、給付金を支給することにより、求職者の生活を支援し、職業訓練の受講を容易にすること。 ③①、②とともに、公共職業安定所におけるきめ細やかな就職支援により、求職者の早期の就職を支援すること。 により、求職者支援訓練における、訓練修了3か月後の就職率について、基礎コースで60%、実践コースで70%という目標の達成に寄与する。	577
求職者支援制度に必要な経費(復 (2) 興関連事業) (平成23年度)	120.0億円 (12.6億円)	276.7億円	55.1億円	1	被災3県(岩手、宮城、福島)の特定求職者(雇用保険の失業等給付を受給できない求職者であって、職業訓練その他の就職支援を行う必要があると認める者)に対し、無料の職業訓練の実施、職業訓練を受けることを容易にするための給付金の支給、その他の就職に関する支援措置を講ずることにより、特定求職者の就職を促進し、もって、その職業及び生活の安定に資することを目的とする。	—	①雇用保険を受給できない求職者に対し、職業訓練の実施による職業能力開発の機会を確保すること。 ②職業訓練受講期間中、給付金を支給することにより、求職者の生活を支援し、職業訓練の受講を容易にすること。 ③①、②とともに、公共職業安定所におけるきめ細やかな就職支援により、求職者の早期の就職を支援すること。 により、求職者支援訓練における、訓練修了3か月後の就職率について、基礎コースで60%、実践コースで70%という目標の達成に寄与する。	578

平成25年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(厚生労働省25(V-1-1))

* 厚生労働省では、基本目標＞施策大目標＞施策目標を設定して、政策を実施している。

施策目標名	多様な職業能力開発の機会を確保すること(施策目標Ⅴ－1－1)					担当部局名	職業能力開発局総務課		作成責任者名	総務課長 吉本 明子																
施策の概要	本施策は、労働者の職業能力の開発及び向上を図るとともに、その能力を十分に発揮できるような環境整備を行うために実施している。					政策体系上の位置付け	基本目標Ⅴ 労働者の職業能力の開発及び向上を図るとともに、その能力を十分に発揮できるような環境整備をすること 施策大目標1 多様な職業能力開発の機会を確保すること																			
予算書との関係	本施策は、予算書の以下の項におおむね対応している。 一般会計 (項)職業能力開発強化費 [平成25年度予算額:3,457,036千円] 労働保険特別会計雇用助定 (項)職業能力開発強化費 [平成25年度予算額:50,925,856千円] (項)地域雇用機会創出等対策費(一部) [平成25年度予算額:177,163,361千円] (項)独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構運営費(一部) [平成25年度予算額:50,083,168千円] (項)独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構施設整備費(一部) [平成25年度予算額:1,752,049千円]					関連施策	基本目標Ⅴ(労働者の職業能力の開発及び向上を図るとともに、その能力を十分に発揮できるような環境整備をすること)の施策大目標Ⅴ－2(働く者の職業生涯を通じた持続的な職業キャリア形成への支援をすること)及び施策大目標Ⅴ－3(「現場力」の強化と技能の継承・振興を推進すること)は、職業能力開発を行う点、職業能力評価を行う点で、評価対象施策と関連している。																			
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)	職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第4条第2項に、国及び都道府県の責務として、職業訓練及び職業能力検定の振興並びにこれらの内容の充実を図ること等が定められている。 また、同法第5条に基づく第9次職業能力開発基本計画(平成23年厚生労働省告示第143号、計画期間は平成23年度～27年度)において、ジョブ・カードの普及促進、職業能力評価基準の改善・普及促進、労働者の能力開発やキャリア形成支援のため積極的な取組を行う企業の支援、キャリア・コンサルティングを受けることができる環境の整備等を行っていく必要があるとされている。								政策評価実施予定 時期(評価予定表)	<table><tr><td></td><td>24</td><td>25</td><td>26</td><td>27</td><td>28</td></tr><tr><td>実績</td><td>モニ</td><td>モニ</td><td>モニ</td><td>モニ</td><td>モニ</td></tr></table>						24	25	26	27	28	実績	モニ	モニ	モニ	モニ	モニ
	24	25	26	27	28																					
実績	モニ	モニ	モニ	モニ	モニ																					
測定指標 (定量的)	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値		最新値	年度	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠																	
1 公共職業訓練(離職者訓練・委託訓練)の修了者における就職率	63.7%	平成22年度	65.0%	平成32年度	24年度	25年度	66.8%	平成23年度	平成22年6月に閣議決定された「新成長戦略」において、2020年度までに「公共職業訓練受講者の就職率:施設内80%、委託65%」とされているため、同目標を設定。																	
2 公共職業訓練(離職者訓練・施設内訓練)の修了者における就職率	77.6%	平成22年度	80.0%	平成32年度	80.0%	80.0%	80.3%	平成23年度	平成22年6月に閣議決定された「新成長戦略」において、2020年度までに「公共職業訓練受講者の就職率:施設内80%、委託65%」とされているため、同目標を設定。																	
3 公共職業訓練(学卒者訓練)の修了者における就職率	93.1%	平成23年度	90.0%	平成25年度	90.0%	90.0%	93.1%	平成23年度	目標値が最新値を下回っているが、景気動向等を考慮し、過去数年の実績等を踏まえ、平成24年度と同目標を設定。																	
4 公共職業訓練(在職者訓練)の修了者における満足度	98.7%	平成23年度	80.0%	平成25年度	80.0%	80.0%	98.7%	平成23年度	目標値が最新値を下回っているが、今後都道府県が設置する職業能力開発校等における在職者訓練の修了者における満足度を目標値に加えることを検討しており、その実際値が変動することが予想されるため、平成24年度と同目標を設定。(平成23年度実績は、(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構が設置する職業能力開発促進センター等における在職者訓練の修了者の満足度を記載。)																	
5 ジョブ・カード取得者数	約85.8万人	平成20年度から平成24年度までの累計値	300万人	平成32年	328,000人 (新規取得者数)	197,000人 (新規取得者数)	約85.8万人	平成20年度から平成24年度までの累計値	新成長戦略(平成22年6月18日閣議決定)の目標として平成32年までにジョブ・カード取得者数300万人が掲げられており、これらの目標に基づき目標を設定している。																	
6 雇用型訓練の就職率	88%	平成23年度	75%	平成25年度	75%	85%	85.4%	平成24年度 (平成24年11月末時点)	ジョブ・カード制度における雇用型訓練は、フリーター等の正社員経験の少ない方を対象に、実践的な職業訓練の機会を提供し、正社員へと導くことを目的とするものであるため、訓練修了後の正社員就職率を目標値として設定している。																	
キャリア形成促進助成金が訓練受講(支援)の目的の達成に役だったとする割合	87%	平成23年度	90%	平成25年度	90%	90%	87%	平成23年度	事業主の訓練計画に照らした事業主及び従業員の目標達成率を本助成金の評価指標として設定した。																	

8 技能検定受検申請者数		746,053人	平成21年度	前年度実績以上	平成25年度	前年度実績以上	前年度実績以上	749,145人	平成24年度	技能検定は、技能の到達目標を示し、国がこれを公証することから労働者の技能習得意欲を増進させ、また、事業主等の教育訓練に活用される等、職業能力開発のための有効なツールである。技能検定受検申請者数は、技能検定の活用状況を示す指標とできることから、職業能力開発の機会を図る指標として採用した。	
9 キャリア・コンサルタント養成数		7万5千人	平成23年度	8万7千人	25年度	8万人	8万7千人	8万1千人	平成24年度	労働者個人が主体的に職業生活設計を行うとともに、職業選択や職業訓練の受講等の能力開発を適切に行うことができるよう、キャリア・コンサルティングを受けることのできる環境整備を図るため、キャリア・コンサルタントの体系的な養成を行っていることから、キャリア・コンサルタントの養成数を測定目標として設定している。また、これまでの養成実績から25年度に養成されるキャリア・コンサルタント数を推計している。 ・キャリア・コンサルタント養成数 URL: http://www.mhlw.go.jp/bunya/nouryoku/kyarikon/	
測定指標 (定性的)		目 標			測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠						
—		—			—						
(参考)測定指標		平成20年度		平成21年度	平成22年度	平成23年度		平成24年度			
—		—		—	—	—		—			
達成手段 (開始年度)		補正後予算額(執行額)		25年度 当初 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要			達成手段 の目標 (25年度)	施策目標達成への寄与の内容	平成25年度行政事業レ ビュー事業番号
		23年度	24年度								
(1)	離職者等の再就職に資する総合的な職業能力開発プログラムの推進 (平成13年度)	332億円 (245億円)	332億円 (252億円)	315億円	1	国から都道府県への委託により、様々な民間教育訓練機関も活用した多様な職業訓練機会を提供する。			離職者訓練・委託訓練の修了者における就職率:65%	都道府県を通じて様々な民間教育訓練機関を活用した委託訓練を実施することにより、求職者に対して多様な職業訓練機会を提供し、職業能力の向上を図ることにより、就労を支援する。	584
(2)	都道府県立職業能力開発施設の運営費交付金(職業転換訓練費交付金、離職者等職業訓練費交付金) (昭和60年度)	119億円 (116億円)	123億円 (116億円)	120億円	2.3	都道府県が設置する職業能力開発校等の運営に必要な経費を交付し、離職者、在職者及び学卒者に対して職業訓練を行うことにより、職業に必要な技能及び知識を習得させる。			離職者訓練・施設内訓練の修了者における就職率:80% 学卒者訓練の修了者における就職率:90%	都道府県が設置する職業能力開発校等を運営することにより、当該施設内で行う職業訓練の受講機会を求職者のほか、在職者や学卒者に対して提供し、職業能力開発の向上を図ることにより、職業の安定等の向上を支援する。	593
(3)	(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構職業能力開発勘定運営費交付金 (平成23年度)	314億円 (314億円)	528億円 (510億円)	500億円	2.3.4	(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構が設置する職業能力開発促進センター等の運営に必要な経費を交付し、離職者、在職者及び学卒者に対して職業訓練を行うことにより、職業に必要な技能及び知識を習得させる。			離職者訓練・施設内訓練の修了者における就職率:80% 在職者訓練の修了者における満足度:80% 学卒者訓練の修了者における就職率:90%	(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構が設置する職業能力開発促進センター等を運営することにより、当該施設内で行う職業訓練の受講機会を求職者のほか、在職者や学卒者に対して提供し、職業能力開発の向上を図ることにより、職業の安定等の向上を支援する。	595
(4)	ジョブ・カード制度(職業能力形成プログラム)推進事業 (平成20年度)	18億 (16億)	16億 (14億円)	17億	5.6	国から民間団体への委託により、「ジョブ・カードセンター」を設置し、企業等に対してジョブ・カード制度の普及・啓発活動を実施する。また、都道府県労働局に設置されている地域ジョブ・カード運営本部において、産業界、教育界、労働界及び公共部門等の連携協力の下、求職者等に必要の情報や、質の高い職業訓練機会の提供が図られるよう、ジョブ・カード制度の積極的な普及促進を行う。			ジョブ・カード取得者数 197,000人 雇用型訓練修了3カ月後の就職率 75%以上	ジョブ・カード制度(職業能力形成プログラム)推進事業を実施し、「ジョブ・カードセンター」によるジョブ・カード制度の普及促進や「地域ジョブ・カード運営本部」による各関係機関との連携協力体制の構築により、ジョブ・カードの取得者及び雇用型訓練の就職率の向上を図ることができると見込まれる。	591
(5)	若者育成支援事業 (平成24年度)	—	800億円 (800億円)	—	5.6	○若年者の正規雇用としての就職及び定着を促進するため、非正規雇用の若年者を対象に職業訓練を実施する事業主を支援し、さらに訓練修了後に正規雇用として雇用し、その後の定着に努めた事業主にも支援を行う。 ○地域若者サポートステーション(サポステ)の設置拠点を拡充(116箇所→160箇所)するとともに、「サポステ・学校連携推進事業」を行い学校との連携体制を構築して在学生・中退者支援を推進することにより、若者がニートになることを未然に防止。加えて、合宿形式を含む生活面等のサポートと職場実習の訓練を集中的に行う「若年無業者集中訓練プログラム事業」を実施し、ニート等の若者の就労を強力に支援。			○若者チャレンジ訓練の受講者数 28,000人 ○地域若者サポートステーションの就職等進路決定者数:20,000人	○本奨励金に係る職業訓練(若者チャレンジ訓練)はジョブ・カードを活用した訓練のため、若者チャレンジ訓練の受講者数を達成手段の目標とすることにより、ジョブ・カードの取得者の向上を図ることができると見込まれる。 ○サポステの設置拠点を拡充(116箇所→160箇所)するとともに、サポステと学校の連携を推進する取組等を行うことにより、今まで地域若者サポートステーションによる支援を受ける機会に恵まれなかった支援対象者に対し、新たに進路決定へと導く支援を提供できることになり、平成25年度の事業目標を達成することに効果があると見込んでいる。	604
(6)	キャリア形成促進助成金 (平成13年度)	171億円 (171億円)	85億円 (85億円)	85億円	7	労働者に対する計画的な職業訓練等の実施、自発的な職業能力開発に取り組む労働者への支援を行った事業主に対して、訓練等に要した経費や、訓練中の資金の一部等を助成し、労働者の職業能力の開発及び向上を促進する。			支給件数1万5千件	測定指標7の「助成対象となった訓練等を従業員に受講(支援)させた目的が達成できたとする割合」の実質を確保するためには、一定程度の助成金の支給件数が必要であることから、キャリア形成促進助成金の支給件数を達成手段の目標とすることにより、支給件数と目的の達成割合が相まって、施策目標の達成に寄与するものと考えられる。	590

(7)	キャリア形成促進助成金 (復興関連事業)(平成23年度)	4億円 (0.01億円)	9億円 (2億円)	4億円	7	労働者に対する計画的な職業訓練等の実施、自発的な職業能力開発に取り組む労働者への支援を行った事業主に対して、訓練等に要した経費や、訓練中の賃金の一部等を助成し、労働者の職業能力の開発及び向上を促進する。	支給件数1万5千件	測定指標7の「助成対象となった訓練等を従業員に受講(支援)させた目的が達成できたとする割合」の実質を確保するためには、一定程度の助成金の支給件数が必要であることから、キャリア形成促進助成金の支給件数を達成手段の目標とすることにより、支給件数と目的の達成割合が相まって、施策目標の達成に寄与するものと考えられる。	602
(8)	技能検定等の実施 (昭和34年度)	15億円 (14億円)	14億円 (14億円)	10億円	8	技能検定試験に係る試験問題の作成等について、中央職業能力開発協会を支援し、技能検定試験の実施等について、都道府県及び都道府県職業能力開発協会を支援する。また、国において技能検定職種の見直し及び追加等を行う。	技能検定受検申請者数が前年度実績以上	技能検定試験の実施主体である都道府県及び都道府県協会を支援することで、技能検定の受検を促進する。また、技能検定をより社会的ニーズに対応したものとなるよう技能検定職種や試験問題等の見直し等を行うことで、技能検定の受検を促進する。	594
(9)	キャリア・コンサルティング普及促進事業 (平成23年度)	1億円 (1億円)	1億円 (1億円)	1億円	9	労働者が、その適性や職業経験等に応じて自ら職業生活設計を行い、これに即した職業選択や能力開発を効果的に行う基盤としてキャリア・コンサルティングの普及促進を図るため、キャリア・コンサルティングに関する調査・研究、キャリア・コンサルタントを対象とした資質の向上のための機会の提供及びジョブ・カード講習を実施する。	平成25年度末時点でのキャリア・コンサルタント養成数 8万7千人	ジョブ・カード講習により登録キャリア・コンサルタントの養成に直接寄与するとともに、キャリア・コンサルタントの資質向上のための経験交流会等の実施や調査研究等によりキャリア・コンサルティングの充実に寄与する。	587
(10)	能力開発基本調査	0.49億円 (0.49億円)	0.48億円 (0.48億円)	0.49億円	—	民間企業を対象とした「企業調査」、事業所を対象とした「事業所調査」及びその従業員(正社員及び正社員以外)を対象とした「従業員調査」をアンケートにより行い、これまでの結果とも比較し、主要産業における民間事業所の教育訓練の制度及び実施状況を取りまとめる。	各調査票の回収率 ①企業60% ②事業所70% ③個人60%	正社員以外を含めた労働者の能力開発の実態を明らかにするための広範囲でかつ精度の高い調査を実施し、能力開発全体の今後の施策を検討するための基礎資料とする。	579
(11)	ものづくり白書	0.04億円 (0.01億円)	0.04億円 (0.01億円)	0.02億円	—	ものづくり基盤技術振興基本法第8条に基づき、毎年、政府がものづくり基盤技術に関して講じた施策に関してとりまとめ、国会に報告する年次報告書の作成。	白書掲載ホームページ(経済産業省ホームページ内)へのアクセス数 :50,000以上	ものづくり基盤技術に関して講じた施策に関してとりまとめることにより、施策を総合的かつ計画的に推進し、ものづくり基盤技術の水準の維持及び向上を図る。	580
(12)	介護労働者雇用改善等援助事業費	14億円 (13億円)	14億円 (13億円)	14億円	—	介護労働安定センターに必要な経費を交付し、当該センターにおいて介護労働講習、研修コーディネート事業、介護労働者のキャリア形成に向けた支援の在り方等について検討する研究会の実施のほか、介護労働懇談会の開催を行う。	離転職者を対象にした講習(実務者研修を主な内容とするもの)を実施し、講習修了後3ヶ月時点の就職率:80%	介護労働者及び介護労働者になるうとする者について、雇用管理の改善、能力開発及び向上等に関し必要な事業を実施することにより、介護労働者等の職業の安定その他の福祉の増進に資する。	581
(13)	能力開発対策事業費	0.48億円 (0.39億円)	0.43億円 (0.34億円)	0.41億円	—	職業能力開発局全体の事務費	—	—	582
(14)	職業能力開発校施設整備費等補助金	32億円 (16億円)	26億円 (30億円)	25億円	2	職業能力開発校の設備整備(建物の整備(建替、改修、修繕等)、機械器具の整備)に係る経費、職業訓練指導員の研修の実施に係る経費について補助を行う。	離職者訓練・施設内訓練の修了者における就職率:80%	都道府県立職業能力開発施設の建物・機械の整備等を実施し、公共職業訓練による労働者の職業能力の開発及び向上を促進させる。	583
(15)	認定職業訓練助成事業費	10億円 (8億円)	9億円 (8億円)	8億円	8	都道府県知事が一定の基準を充たすとして認定した、中小企業事業主団体等が実施する職業訓練の実施に要する経費等について都道府県が行う助成の一部を国が助成する。	助成措置の対象となった従業員が受けた職業能力検定等(訓練に密接に関連するものに限る)の合格率75%以上	都道府県知事が一定の基準を充たすとして認定した、中小企業事業主団体等が実施する職業訓練の実施に要する経費等について都道府県が行う助成の一部を国が助成することで、中小企業事業主等が雇用する労働者等の能力開発のために行う訓練の水準の維持向上を図る。	585
(16)	キャリア支援企業創出促進事業	4億円 (4億円)	4億円 (4億円)	7億円	—	企業に対し、労働者のキャリア形成の支援に関する助言・情報提供、キャリアコンサルティングの実施、各種講習等の実施による支援を行うとともに、企業における人材育成システム全般に関する情報収集、分析を行い、幅広い企業に発信する。	本事業による支援の後、労働者に対するキャリア形成支援を促進させた企業の割合 90%以上	労働者のキャリア形成の支援に関する助言・情報提供の支援を行うことにより、労働者個人の生涯にわたるキャリア形成に当たり最も重要な場である、企業内において、労働者の職業能力開発を推進する環境の整備を図る。	586
(17)	幅広い職種を対象とした職務分析に基づいた包括的な職業能力評価制度の整備	2.9億円 (2.7億円)	2.5億円 (2.3億円)	1.9億円	—	職業能力を客観的に評価する能力評価のいわば「ものさし」となるよう、業界団体との連携のもと、綿密な企業調査を基にして、企業実務家や学識者の知見を活用し、企業調査から判明した職務の洗い出しや職務分析及び職務をこなすために求められる職業能力のレベル別の分析等を行い、職務遂行に必要な職業能力や知識について、レベル毎に記述した職業能力評価基準を策定している。さらに、職業能力評価基準を活用して、「ジョブ・カード制度」に不可欠なモデル評価シート等の策定や人材育成のためのツール(キャリアマップ、職業能力評価シート)を作成し、普及に努めている。また、職業能力評価基準等を基に能力評価を行う人材育成担当者を育成するための調査研究事業を行った。	職業能力評価基準の活用によって企業内の人事評価制度や人材育成制度、従業員の募集採用活動が改善された(改善される見込み)という企業の割合 80%以上	職業能力を客観的に評価できる職業能力評価基準の策定及びその活用促進を通じて、労働市場のマッチング機能を強化するとともに、労働者の処遇改善・キャリア形成等に資するため。	588
(18)	技能育成資金貸付に必要な経費	2億円 (0.9億円)	1億円 (0.1億円)	1億円	—	成績が優秀であり、かつ、経済的な理由により公共職業訓練を受講することが困難な訓練生に対し、経済的な負担の軽減を図り職業訓練を受けることを容易にするため旧(独)雇用・能力開発機構(以下「機構」という。)が訓練を受けるために必要な資金を有利子で貸し付けていたが、機構の廃止に伴い、平成23年度より労働金庫が必要な資金を有利子、無担保で融資を行い、国がその債務保証を行うとともに、機構において貸付けていた債権の回収を行う。	本事業については、公共職業訓練を受講する訓練生に対する貸付金であることから、目標を算出することはできない。	訓練生の経済的な負担の軽減を図り、職業訓練を受けることを容易にすることで、職業能力の開発に資する。	589

(19)	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構施設整備費補助金	4億円 (4億円)	17億円 (13億円)	17億円	2	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の施設・設備の整備又は改修のための経費、及び総合大学校移転に必要な経費について補助を行う。	離職者訓練・施設内訓練の修了者における就職率：80%	求職者その他の労働者の職業能力の開発及び向上を促進するための施設の設置及び運営の業務等を行うことにより、求職者その他の労働者の職業の安定を図るとともに、経済及び社会の発展に寄与する。	596
(20)	情報処理技能者育成施設(コンピュータ・カレッジ)及び地域職業訓練センター等の施設整備等に必要な経費	21億円 (14億円)	16億円 (12億円)	16億円	—	旧独立行政法人雇用・能力開発機構(以下「機構」という。)が設置し、地方公共団体への委託により運営していた地域職業訓練センター及び情報処理技能者養成施設については、機構の業務としては平成22年度末をもって廃止し、施設の譲渡を希望する地方公共団体等に対して譲渡したところであり、その譲渡後の施設については、これまでの機構が行ってきた経緯を踏まえ、激変緩和措置として修繕費及び目標を達成していた施設のコンピュータ・リース料を国が負担する。また、地方公共団体との協議により、地方公共団体等に譲り受けの意向がないと認められた施設については、土地が地方公共団体の所有地であることから、施設の取り壊しを行い、更地にして地方公共団体に返還する。	地方公共団体等の要望に基づき交付する施設整備費であることから、目標を算出することはできない。	地方公共団体等の要望により修繕等を行い、譲渡後の施設運営を円滑に行うことで、職業能力の開発に資する。	597
(21)	雇用・能力開発機構保有資産のスリム化に必要な経費	3億円 (0.02億円)	2億円 (0.02億円)	0.5億円	—	雇用・能力開発機構廃止時に国へ承継した不要資産の売却に係る、不動産鑑定業務、不動産売却補助業務、売却等予定地の環境整備等業務、売却等予定地の各種立会い・調整等業務を行う。なお、施策目標の達成を目的とする経費ではないため、当該経費を達成手段とすることは馴染まないこと。	物件の売却に係る入札実施(見込み)件数	—	598
(22)	訓練協議会に必要な経費	0.3億円 (0.02億円)	0.4億円 (0.05億円)	0.4億円	1.2	訓練実施に係る関係機関、労使等の訓練ユーザー等の参集の下、国においては、公共職業訓練及び求職者支援訓練の全体の実施方針、分野別の実施規模等について協議・とりまとめを行い、各地域においては、当該実施方針等を踏まえ、各地域における人材ニーズを十分に把握した上で、地域内における具体的な実施分野、実施数、訓練内容、実施時期等について協議・調整を行う場を創設する。	離職者訓練・施設内訓練の修了者における就職率：80% 離職者訓練・委託訓練の修了者における就職率：65%	産業構造の変化や技術の革新等に伴う人材ニーズの変化に即応し、それぞれの実施分野、実施規模、実施時期の調整等を図りながら、効果的、効率的な運用を行うことで、職業能力の開発に資する。	599
(23)	認定職業訓練助成事業費(復興関連事業)	3億円 (0.4億円)	1億円 (0.6億円)	0.4億円	8	東日本大震災により、被災した認定職業訓練施設の復旧に係る施設設備整備費に対する国庫補助率を引き上げ、早期の復旧を図る。	助成措置の対象となった従業員が受けた職業能力検定等(訓練に密接に関連するものに限る)の合格率75%以上	東日本大震災により、被災した認定職業訓練施設の復旧に係る施設設備整備費に対する国庫補助率を引き上げ、早期の復旧を図り、中小企業事業主等が雇用する労働者等の能力開発のために行う訓練の水準の維持向上を図る。	601
(24)	新事業展開地域人材育成支援事業	—	1億円 (0.5億円)	1億円	—	地場産業が集積する地域の業界団体等(事業協同組合等)が教育訓練機関と連携し、これまで培ってきた技能・技術を活かし新たな事業展開を図る企業に対し、必要となる技能の付与を行うための教育訓練カリキュラムの開発・教育訓練の実施等の支援を行う。	教育訓練の講習修了者のうち「講習内容を理解し、今後に活かせる」と回答した者の割合(80%以上)	経済社会のグローバル化等に伴う生産拠点の海外移転により、地域産業の衰退や国内の雇用喪失が懸念されることから、企業の新たな事業展開を人材育成の面から支援することにより、地域の活性化・雇用の確保を図る。	603
(25)	民間教育訓練機関に対する質保証の取組支援の実施	—	—	0.06億円	—	平成23年12月に厚生労働省で作成した「民間教育訓練機関における職業訓練サービスガイドライン」(以下「ガイドライン」という。))について、主に中小規模の民間教育訓練機関を対象として講習会及び個別相談会を全国7箇所で開催する。また、28日間程度を直接訪問して、個別指導を実施する。	講習会で受講者から集めるアンケートにおいて、講習会の内容を理解できたとする割合：70%以上	ガイドラインの講習会及び個別相談会、個別指導を開催することにより、民間教育訓練機関に対して、より広範なガイドラインの周知を行い、また、民間教育訓練機関におけるガイドラインに基づく質保証の取組に対する支援の強化を図る。	新25-053
(26)	勤労青少年の国際交流を活用したキャリア形成支援事業	—	—	1.4億円	—	海外インターンシップやワーキングホリデー等の海外での経験を希望する若者に対し、キャリア・コンサルティングの実施により、職業能力の棚卸し、能力開発の強い動機付けを行うとともに能力開発計画の策定等を支援して、若者の海外滞在期間の効果的な能力開発等を促す。また、帰国後に海外体験の評価を実施して、能力の見える化を行い、事後研修の実施と併せて若者のキャリア形成を支援する。さらに、事業実施の過程で得られた好事例等の公表を通じて、海外経験等を活用したグローバル人材としての効果的なキャリア形成について普及啓発を行う。	本事業で提供する支援が、渡航中のキャリア形成、帰国後の就職活動等に役立ったと回答した割合：80%	ワーキングホリデー、海外インターンシップ等を行う若者に、その前後の機会等を捉え、目的意識を明確化し、帰国後のグローバル人材としての再就職を促進するためのキャリア形成を支援する。	新25-052

平成25年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(厚生労働省25(V-2-1))

* 厚生労働省では、基本目標>施策大目標>施策目標を設定して、政策を実施している。

施策目標名	若年者等に対して段階に応じた職業キャリア支援を講ずること(施策目標V-2-1)					担当部局名	職業能力開発局キャリア形成支援室		作成責任者名	キャリア形成支援室長 浅野 浩美														
施策の概要	本施策は、ニートの職業的自立を支援するため及び海外途上国等の経済発展を担う「人づくり」に協力するため実施している。					政策体系上の位置付け	基本目標V 労働者の職業能力の開発及び向上を図るとともに、その能力を十分に発揮できるような環境整備をすること 施策大目標2 働く者の職業生涯を通じた持続的な職業キャリア形成への支援をすること																	
予算書との関係	本施策は、予算書の以下の項に対応している。 一般会計 (項)若年者等職業能力開発支援費[平成25年度予算額:162,554千円]					関連施策	基本目標V(労働者の職業能力の開発及び向上を図るとともに、その能力を十分に発揮できるような環境整備をすること)の施策大目標V-1(多様な職業能力開発の機会を確保すること)の施策中目標V-1-1(多様な職業能力開発の機会を確保すること)は、職業意識の醸成等職業能力開発支援を行うという点で、評価対象施策と関連している。																	
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)	職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第5条に基づき策定した第9次職業能力開発基本計画において、「ニート等の若年者については(中略)高校中退者や中退のリスクが見込まれる生徒等へのアウトリーチ(訪問支援)による学校教育から自立支援プログラムへの円滑な誘導体制を強化することや、これによりニートとなることを未然に防止すること、また、継続支援事業を活用し、職業訓練へ移行した者に対して生活指導等を含めたきめ細かいフォローアップを実施すること等を可能とする支援プログラムの充実を図っていく」とされている。								政策評価実施予定 時期(評価予定表)	<table><tr><td>2 4</td><td>2 5</td><td>2 6</td><td>2 7</td><td>2 8</td></tr><tr><td>モニ</td><td>実績</td><td>モニ</td><td>モニ</td><td>モニ</td></tr></table>					2 4	2 5	2 6	2 7	2 8	モニ	実績	モニ	モニ	モニ
2 4	2 5	2 6	2 7	2 8																				
モニ	実績	モニ	モニ	モニ																				
測定指標 (定量的)	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値		最新値	年度	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠															
1 地域若者サポートステーションの就職等進路決定者数	4,660	平成21年度	100,000	平成32年度	24年度	25年度	14,713	平成24年度	「新成長戦略」において、2020年までの目標として、「地域若者サポートステーション事業によるニートの進路決定者数10万人」が掲げられているため、当該数値に基づき、測定目標を設定している。															
測定指標 (定性的)	目標			目標年度	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠																			
-	-			-	-																			
(参考)測定指標	平成20年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度															
2 地域若者サポートステーションの延べ来所者数	202,112人		273,858人		364,288人		454,675人		505,210人															
達成手段 (開始年度)	補正後予算額(執行額)		25年度 当初 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要			達成手段 の目標 (25年度)	施策目標達成への寄与の内容			平成25年度行政事業レビュー事業番号												
(1) 若者職業的自立支援推進事業 *1 平成25年度当初予算 (平成25年度の地域若者サポートステーション事業は、若者自立支援中央センター事業を除き平成24年度補正予算に組み替え実施(以下【参考】参照)) 【参考】 *2 平成24年度補正予算	20億円 (19億円)	20億円	1.4億円 *1	1	地域若者サポートステーション(サボステ)の設置拠点を拡充(116箇所→160箇所)するとともに、「サボステ・学校連携推進事業」を行い学校との連携体制を構築して在学・中退者支援を推進することにより、若者がニートになることを未然に防止。加えて、合宿形式を含む生活面等のサポートと職場実習の訓練を集中的に行う「若年無業者集中訓練プログラム事業」を実施し、ニート等の若者の就労を強力に支援。			地域若者サポートステーションの就職等進路決定者数:20,000人	サボステの設置拠点を拡充(116箇所→160箇所)するとともに、サボステと学校の連携を推進する取組等を行うことにより、今まで地域若者サポートステーションによる支援を受ける機会に恵まれなかった支援対象者に対し、新たに進路決定へと導く支援を提供できることになり、平成25年度の事業目標を達成することに効果があると見込んでいる。			605												
	-	60億円 *2	-																					

	(2) キャリア教育専門人材養成事業	0.2億円 (0.2億円)	0.1億円 (0.1億円)	0.2億円	—	キャリア教育の充実を図る観点から、労働行政としてこれまで培ってきたキャリア・コンサルティングの専門性を活かし、キャリア教育の企画・運用を担う専門性を備えた人材を養成するため、キャリア教育に関わる各地域の民間サポート機関(NPO等)のスタッフ、ジョブサポーター、教員等、キャリア教育やその支援に携わる者を対象とした講習を実施する、	講習受講者アンケートで、講習で学んだ内容を「今後に活かせる」と回答した者の割合:9割以上	キャリア教育の企画・運営を担う専門性を備えた人材を養成するための講習を実施することにより、学校から社会・職業への移行を見据えたキャリア教育の充実に寄与する。	606
--	--------------------	------------------	------------------	-------	---	--	--	--	-----

平成25年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

* 厚生労働省では、基本目標＞施策大目標＞施策目標を設定して、政策を実施している。

(厚生労働省25(V-2-2))

施策目標名	福祉から自立へ向けた職業キャリア形成の支援等をすること(施策目標Ⅴ－２－２)					担当部局名	職業能力開発局能力開発課		作成責任者名	能力開発課長 志村 幸久															
施策の概要	本施策は、働くことを希望する障害者の社会的自立の促進のために実施している。					政策体系上の位置付け	基本目標Ⅴ 労働者の職業能力の開発及び向上を図るとともに、その能力を十分に発揮できるような環境整備をすること 施策大目標2 働く者の職業生涯を通じた持続的な職業キャリア形成への支援をすること																		
予算書との関係	本施策は、予算書の以下の項に対応している。 一般会計 (項) 障害者等職業能力開発支援費[平成25年度予算額:4,693,053千円] (項) 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構運営費[平成25年度予算848,366千円] 労働保険特別会計雇用勘定 (項) 障害者職業能力開発支援費[平成25年度予算額:1,042,064千円]					関連施策	基本目標Ⅴ(労働者の職業能力の開発及び向上を図るとともに、その能力を十分に発揮できるような環境整備をすること)の施策大目標Ⅴ－１(多様な職業能力開発の機会を確保すること)の施策中目標Ⅴ－１－１(多様な職業能力開発の機会を確保すること)は、職業訓練により労働者の職業能力開発支援を行うという点で、評価対象施策と関連している。																		
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)	職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第5条に基づき策定した第9次職業能力開発基本計画において、「障害者に対しては、障害者の障害特性やニーズに応じた専門的な職業訓練を行う施設である障害者職業能力開発校の設置・運営や、障害者の態様に応じた多様な委託訓練の実施により、引き続き障害特性等にきめ細かに配慮した訓練を実施する必要がある。」とされている。								政策評価実施予定 時期(評価予定表)		<table><tr><td>2 4</td><td>2 5</td><td>2 6</td><td>2 7</td><td>2 8</td></tr><tr><td>モニ</td><td>モニ</td><td>実績</td><td>モニ</td><td>モニ</td></tr></table>					2 4	2 5	2 6	2 7	2 8	モニ	モニ	実績	モニ	モニ
2 4	2 5	2 6	2 7	2 8																					
モニ	モニ	実績	モニ	モニ																					
測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値		最新値	年度	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠																
1 障害者職業能力開発校の修了者における就職率	60.0%	平成22年度	65.0%	平成29年度	24年度	25年度	65.9%	平成23年度	障害者職業能力開発校は職業能力開発促進法に基づき設置されているが、職業能力開発促進法の目的に、職業に必要な労働者の能力を開発し、及び向上させることを促進し、もって職業の安定を図る旨が定められていることを踏まえ、障害者職業能力開発校の受講者の就職率を測定指標として選定した。 障害者職業能力開発校においては、職業訓練上特別な支援を要する障害者を重点的に受け入れており、就職が困難な特別支援障害者の割合が今後も増加することが見込まれており、また、「重点施策実施5か年計画」(P)において障害者職業能力開発校の修了者における就職率を平成29年度に65%とすることとしている。目標値の設定にあたっては、こうした事情や、就職率が景気などの要因に左右されることを踏まえ、直近3カ年の平均値を上回るように設定した。																
2 障害者委託訓練修了者における就職率	43.8%	平成22年度	55.0%	平成29年度	50.0%	47.0%	44.4%	平成23年度	障害者委託訓練は職業能力開発促進法に基づき実施されているが、職業能力開発促進法の目的に、職業に必要な労働者の能力を開発し、及び向上させることを促進し、もって職業の安定を図る旨が定められていることを踏まえ、障害者委託訓練の受講者の就職率を測定指標として選定した。「重点施策実施5か年計画」(P)において、障害者の委託訓練修了者における就職率を平成29年度に55%とすることとしており、過去の実績の傾向も踏まえて目標値を設定している。																
測定指標	目標			目標年度	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠																				
—	—			—	—																				
(参考)測定指標	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度																				
3 障害者職業能力開発校の修了者における就職者数	941	924	1,043	1,096	—																				
4 障害者の委託訓練修了者における就職者数	2,046	2,346	2,526	2,290	—																				

達成手段 (開始年度)	補正後予算額(執行額)		25年度 当初 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要	達成手段 の目標 (25年度)	施策目標達成への寄与の内容	平成25年度行政事業レ ビュー事業番号
	23年度	24年度						
障害者職業能力開発校運営委託 (1) 費 (昭和22年度)	28億円 (27億円)	27億円	26億円	1	一般の職業能力開発校において職業訓練を受けることが困難な障害者に対して、その障害特性に適應した専門的な職業訓練を行うため、国は職業能力開発促進法第16条の規定に基づき障害者職業能力開発校を設置し、その一部について運営を都道府県に委託している。障害者職業能力開発校は、一般の職業能力開発校において職業訓練を受けることが困難な障害者に対して、職業訓練機会を提供することのできる唯一の機関であり、障害の重度化、訓練ニーズの多様化に対応した訓練科目の整備等を図り障害者の雇用の促進に資する。	就職率：61%	職業訓練上特別な支援を要する障害者に重点を置きつつ、障害特性に応じた職業訓練を実施することで、職業能力の向上を図り、就労を支援する。	611
障害者の態様に応じた多様な委託 (2) 訓練の実施 (平成16年度)	16億円 (11億円)	15億円	13億円	2	特例子会社、重度障害者多数雇用事業所、社会福祉法人、NPO法人等多様な委託訓練先を活用し、個々の障害者及び企業の人材ニーズに対応した職業訓練のコーディネートを行い、企業の人材ニーズに対応した就職促進及び就職後の雇用継続に資する訓練を機動的に実施する。	就職率：47%	多様な機関を活用して、知識・技能習得訓練コースや実践能力習得訓練コース等個々の障害者及び企業の人材ニーズに対応した職業訓練を実施することで、職業能力の向上を図り、就労を支援する。	612
(3) 職業転換訓練費負担金	18億円 (15億円)	16億円 (13億円)	16億円	1	障害者、母子家庭の母等の就職困難者が公共職業安定所長の受講指示に基づき公共職業訓練を受講する場合に、訓練受講期間中の生活の安定を図り訓練受講を容易にするため、都道府県から訓練手当が支給されるところ、その要する費用のうち1／2を国が負担する。	就職率：61%	就職困難者の公共職業訓練の受講の促進を図り、就労を支援する。	607
(4) 障害者職業訓練指導員経験交流 事業費	0.007億円 (0.0001億 円)	0.007億円 (0.0001億 円)	0.007億円	1	障害者職業訓練校の指導員等が個々の現場において蓄積した訓練技法等のノウハウやニーズ、経験等を相互に情報交換・分析を行い、これを共有化することにより訓練内容の充実・向上等を目的とした交流会を定期的に開催する。	就職率：61%	障害者の職業訓練を担当する指導員が蓄積した訓練技法等のノウハウやニーズ、経験等を相互に情報交換・分析を行い、これを共有化することにより、訓練内容の充実・向上等を図り、就労を支援する。	610
(5) 地域における障害者職業能力開発 促進	1億円 (0.9億円)	1億円 (0.9億円)	1億円	2	都道府県において、職業能力開発機関と福祉施設、特別支援学校等の関係機関との連携体制を確立し、教育・福祉から職業訓練への円滑な移行を実現する仕組みを形成する。	各都道府県における福祉施設等から障害者委託訓練受講に至った件数が前年度実績以上	教育・福祉の実施主体である都道府県の資源を有効に活用し、障害者の職業能力開発の促進を図り、就労を支援する。	613
独立行政法人高齢・障害・求職者 (6) 雇用支援機構障害者職業能力開 発勘定運営費交付金	8億円 (4億円)	8億円 (8億円)	8億円	1	一般の職業能力開発校において職業訓練を受けることが困難な障害者に対して、その障害特性に適應した専門的な職業訓練を行うため、国は職業能力開発促進法第16条の規定に基づき障害者職業能力開発校を設置し、中央及び吉備高原障害者職業能力開発校の運営を独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構に委託している。同校においては精神障害者や発達障害者を含む職業訓練上特別な支援を要する障害者を重点的に受け入れており、先導的な職業訓練の結果をもとに、これらの特別な支援を要する障害者の訓練技法等を取りまとめ、他の障害者職業能力開発校等に提供することで障害者の職業能力の向上を図る。	就職率：61%	中央及び吉備高原障害者職業能力開発校を設置し、精神障害者、発達障害者を含む職業訓練上特別な支援を要する障害者を積極的に受け入れ先導的な職業訓練を実施するとともに、その成果をもとにした指導技法等を関係機関に普及することで障害者の職業能力開発を図り、就労を支援する。	614

(厚生労働省25(V-3-1))

* 厚生労働省では、基本目標＞施策大目標＞施策目標を設定して、政策を実施している。

施策目標名	技能継承・振興のための施策を推進すること(施策目標Ⅴ－3－1)					担当部局名		職業能力開発局能力評価課		作成責任者名		能力評価課長 伊藤 正史												
施策の概要	本施策は、技能継承・振興のための施策を推進するために実施している。					政策体系上の位置付け		基本目標Ⅴ、労働者の職業能力の開発及び向上を図るとともに、その能力を十分に発揮できるような環境整備をすること 施策大目標3「現場力」の強化と技能の継承・振興を推進すること																
予算書との関係	本施策は、予算書の以下の項に対応している。 労働保険特別会計雇用勘定 (項)技能継承・振興推進費[平成25年度予算額:4,074,978千円]					関連施策		基本目標Ⅴ(労働者の職業能力の開発及び向上を図るとともに、その能力を十分に発揮できるような環境整備をすること)の施策大目標Ⅴ－1(多様な職業能力開発の機会を確保すること)の施策中目標Ⅴ－1－1(多様な職業能力開発の機会を確保すること)は、技能検定の実施という点で評価対象施策と関連している。																
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)	技能検定は、労働者の有する技能の程度を検定し、これを公証する国家検定制度であり、職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)等の規定に基づき、平成25年4月1日現在で128職種を実施している(根拠法令:職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第44条第1項、職業能力開発促進法施行令(昭和44年政令第258号)第2条、雇用保険法(昭和49年法律第116号)第63条第1項第1号、6号及び7号、雇用保険法施行規則(昭和50年労働省令第3号)第134条、135条及び136条)。 なお、同法に基づく第9次職業能力開発基本計画(平成23年厚生労働省告示第143号)においても、技能検定制度を着実に実施するとされている。								政策評価実施予定 時期(評価予定表)		2 4		2 5		2 6		2 7		2 8					
												モ二		モ二		モ二		実績		モ二				
測定指標 (定量的)	基準値		基準年度		目標値		目標年度		年度ごとの目標値		最新値		年度		測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠									
1 3級技能検定の受検者数	270,914人		平成21年度		前年度実績以上		平成25年度		前年度実績以上		前年度実績以上		253,067人		平成24年度		当該測定指標を設定した理由は、3級技能検定は主に学生等の若年者を受検対象としており、3級技能検定を活用することで、効果的・効率的に若年者へ技能の継承をすることができるとして測定指標として選定した。 「技能検定の受検者数」は毎年度の行政評価(雇用保険二事業の評価及び行政事業レビューシート)においても用いており、直近の目標値も「前年度実績以上」とし、平成21年度以降、毎年度3級技能検定の受検申請者数を伸ばしており、同様の目標として設定した。							
技能五輪全国大会の来場者の若年2者層のうち、大会をきっかけに職業能力の習得に意欲を持った割合	91%		平成21年度		80%		平成25年度		80%		80%		77.3%		平成24年度		技能競技大会の若年来場者に対して、将来のキャリア形成に向けた職業能力の習得や技能検定の受検等の有無をアンケート調査により把握すると、本施策が企業の将来を担う若年者における優れた技能に対する関心を維持・拡大し、技能の素晴らしさ、重要性をより深く浸透させる手段として有効かつ効果的であるか否かを判断するため測定指標として選定した。 当該測定指標は毎年度の行政評価(雇用保険二事業の評価及び行政事業レビューシート)においても用いているとともに、直近の目標値も80%であり、同様の目標として設定した。							
3 ものづくりマイスターの認定者数	－		－		1,400人		平成25年度		－		1,400人		－		－		ものづくりマイスター制度を創設し、若年技能者への実技指導を行い、効果的な技能の継承や後継者の育成等を行う事業であり、ものづくりマイスターの認定者数を活動目標としている。当該活動目標を達成することにより、効果的な技能の継承や後継者の育成等を行うことができるため、当該測定指標として選定した。 数値については、47都道府県の事業受託団体の活動目標の合計である。(各都道府県の規模に応じて、20人以上から50人以上までの活動目標を定めている。)							
測定指標 (定性的)	目標				目標年度		測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠																	
－		－				－		－																
(参考)測定指標		平成20年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度														
－		－		－		－		－		－														
達成手段 (開始年度)	補正後予算額(執行額)		25年度当初予算額		関連する指標番号		達成手段の概要					達成手段の目標(25年度)		施策目標達成への寄与の内容					平成25年度行政事業レビュー事業番号					
		23年度		24年度																				
(1) 技能継承・振興対策費(ものづくり立国の推進)(平成10年度)	7億円(7億円)		6億円		41億円		1,2,3		技能五輪全国大会等の技能競技大会の活性化や参加選手の裾野の広がりを図るとともに、ものづくりマイスターの掘り起こし、利用者の開拓等を行い、ものづくりマイスターを企業、業界団体、教育訓練機関のニーズに対して、適切に派遣を行う。					①3級技能検定の受検者数・前年度実績以上 ②ものづくりマイスターの認定者数・1,400人、ものづくりマイスターの年間活動数・51,000人日		施策目標を達成することにより、技能の向上や若者が技能者を目指す環境の整備が図られるとともに、効果的な技能の継承や後継者の育成等を行うことができる。					615			

平成25年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(厚生労働省25(VI-1-1))

* 厚生労働省では、基本目標＞施策大目標＞施策目標を設定して、政策を実施している。

施策目標名	男女労働者の均等な機会と待遇の確保対策、仕事と家庭の両立支援、パートタイム労働者と正社員間の均等・均衡待遇等を推進すること				担当部局名		雇用均等・児童家庭局総務課、雇用均等政策課、職業家庭両立課、短時間・在宅労働課		作成責任者名		総務課長 定塚由美子、雇用均等政策課長 成田裕紀、職業家庭両立課長 中井雅之、短時間・在宅労働課長 田中佐智子																
施策の概要	本施策は、次の施策を柱に実施している。 ・男女雇用機会均等の確保に係る法令の履行を確保し、男女が能力を発揮するための就業環境を整備すること ・育児・介護を行う労働者が仕事と家庭を両立しやすい雇用環境を整備すること ・パートタイム労働者と正社員との均等・均衡待遇を推進すること				政策体系上の位置付け		基本目標Ⅵ 男女がともに能力を発揮し、安心して子どもを生み育てることなどを可能にする社会づくりを推進すること 施策大目標1 男女労働者の均等な機会と待遇の確保対策、仕事と家庭の両立支援、パートタイム労働者と正社員間の均等・均衡待遇等を推進すること																				
予算書との関係	本施策は、予算書の以下の項に対応している。 一般会計(組織)厚生労働本省(項)男女均等雇用対策費(平成25年度予算額:100,375千円) 一般会計(組織)都道府県労働局(項)男女均等雇用対策費(平成25年度予算額:101,180千円) 労働保険特別会計雇用勘定(項)男女均等雇用対策費[平成25年度予算額:7,038,450千円(一部)] 本施策に関連し、「次世代育成支援対策推進法に基づく認定を受けた企業に対する割増償却の制度」を平成23年度から行っている。(～平成25年度まで)				関連施策		基本目標Ⅲ ディーセントワークの実現に向けて、労働者が安心して快適に働くことができる環境を整備すること 施策大目標5 パートタイム労働者の均等・均衡待遇の確保を推進するとともに、在宅就業及び家内労働の適正な就業環境を整備すること																				
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)	○雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和47年法律第113号。以下「男女雇用機会均等法」という。))に基づき、労働者が性別により差別されることなく、また、働く女性が母性を尊重されつつ、その能力を十分に発揮できる雇用環境の整備を行っている。 ○育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号。以下「育児・介護休業法」という。))により、国は、育児休業制度や、介護休業制度、短時間勤務制度等、制度の普及・定着に向けた指導を行い、男女ともに子育てや介護をしながら働き続けることができる雇用環境の整備を進めている。 ○次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)により、事業主に対し、次世代育成支援のための行動計画(一般事業主行動計画)の策定、届出、周知及び公表が義務づけられており、国は事業主に対する助言、指導により、法の履行確保を図っている。 ○短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律(平成5年法律第76号。以下「パートタイム労働法」という。))に基づき、事業主への相談・支援や行政指導等を実施するとともに、パートタイム労働者の雇用改善等に取り組む事業主に対して助成を支給するなどにより、正社員との均等・均衡待遇の確保、正社員転換の実現のための取組を推進している。 ○「日本再興戦略-Japan Is Back-」(平成25年6月14日閣議決定)では、2020年までに25～44歳までの女性の就業率を73%、第1子出産前後の女性の就業率を55%、男性の育児休業取得率を13%にするという数値目標が掲げられている。 ○「第3次男女共同参画計画」(平成22年12月17日閣議決定)において、雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保、男女の仕事と生活の調和に関する成果目標及び各種施策が掲げられている。 ○「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」、「仕事と生活の調和推進のための行動指針」(平成22年6月29日仕事と生活の調和推進官民トップ会議決定)及び「子ども・子育てビジョン」(平成22年1月29日閣議決定)において、ワーク・ライフ・バランスの実現に関する各種施策及び数値目標が掲げられている。										政策評価実施予定時期(評価予定表)		<table><tr><td>2 4</td><td>2 5</td><td>2 6</td><td>2 7</td><td>2 8</td></tr><tr><td>実績</td><td>モ二</td><td>モ二</td><td>モ二</td><td>モ二</td></tr></table>					2 4	2 5	2 6	2 7	2 8	実績	モ二	モ二	モ二	モ二
2 4	2 5	2 6	2 7	2 8																							
実績	モ二	モ二	モ二	モ二																							
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値		最新値		測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠																		
		基準年度		目標年度	24年度	25年度		年度																			
1 都道府県労働局雇用均等室が実施した男女雇用機会均等法に基づく指導の是正割合(年度内)	—	—	90%以上	毎年度	90%以上	90%以上	96.3%	平成24年度	男女雇用機会均等法の履行確保の徹底のため、法違反に対する都道府県労働局雇用均等室の行政指導を受けて、事業主が是正を行うことにより、男女労働者の均等な機会と待遇の確保が可能となることから、指標として選定した。																		
2 ポジティブ・アクション取組企業割合	—	—	40%超	平成26年度	35%	—	32.5%	平成24年度	男女が能力を発揮するための就業環境を整備するためには、男女労働者間に事実上生じている格差の解消に向けた企業の自主的かつ積極的な取組であるポジティブ・アクションを促進することが有効であることから、指標として選定した。」「第三次男女共同参画基本計画(平成22年12月17日閣議決定)」、「子ども・子育てビジョン(平成22年1月29日閣議決定)」に基づき目標値を設定している。																		
3 男性の育児休業取得率	—	—	13%	平成32年度	前年度以上	過去最高数値(2.63%)以上	1.89%	平成24年度	男性の育児休業取得率は、男性のワーク・ライフ・バランスを実現するとともに、女性の仕事と子育ての両立の負担を軽減し、その継続就業や円滑な職場復帰に寄与することから、仕事と家庭の両立支援にかかる指標として選定した。」「日本再生戦略(平成24年7月31日閣議決定)」、「仕事と生活の調和推進のための行動指針(平成22年6月29日仕事と生活の調和推進官民トップ会議決定)」に基づき目標値を設定している。																		
4 次世代認定マーク(くるみん)取得企業数	—	—	2,000社	平成26年度	—	—	1,471社	平成25年3月末現在	企業における次世代育成支援に関する取組が推進されることが、仕事と家庭の両立支援に寄与することから、指標として選定した。」「子ども・子育てビジョン」(平成22年11月29日閣議決定)に基づき目標値を設定している。																		

5	パートタイム労働法に基づき、事業主に対し都道府県労働局が実施した助言・指導の是正割合	—	—	90%以上	毎年度	90%以上	90%以上	98.5%	平成24年度	パートタイム労働法の履行確保の徹底のため、法違反に対する都道府県労働局雇用均等室の行政指導を受けて、事業主が是正を行うことにより、パートタイム労働者の雇用管理の改善が進展することから、助言・指導の是正割合を指標として選定した。目標値については、是正までに要する一定程度の期間を踏まえて年度内の是正割合を設定した。	
6	短時間勤務を選択できる事業所の割合	8.6%以下	平成17年	29%以上	平成32年度	—	—	14.0%	平成24年度	「仕事と生活の調和推進のための行動指針（平成22年6月仕事と生活の調和推進官民トップ会議決定）」及び「第三次男女共同参画基本計画（平成22年12月17日閣議決定）」に基づき目標値を設定している。	
測定指標		目標			目標年度	測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠					
—		—			—	—					
（参考）測定指標		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度					
—		—	—	—	—	—					
達成手段（開始年度）		補正後予算額（執行額）		25年度当初予算額	関連する指標番号	達成手段の概要		達成手段の目標（25年度）	施策目標達成への寄与の内容		平成25年度行政事業レビュー事業番号
		23年度	24年度								
(1)	ポジティブ・アクション推進戦略事業（平成22年度）	1.0億円	1.0億円	0.8億円	2	企業が具体的なポジティブ・アクションの取組を行うことができるよう、「ポジティブ・アクション情報ポータルサイト」による女性の活躍状況の情報開示促進や総合的な情報提供を実施するとともに、企業における男女間格差についての業種別の自己点検シートやその活用方法を紹介したマニュアルの作成・普及や、メンター、ロールモデル（※）の確保が難しい中小企業の女性労働者等がネットワークを作り、女性の相互研鑽、研修を行う仕組みづくり等を実施する。 （※メンター：女性社員の相談・サポートをする社員、ロールモデル：キャリア形成での目標となる社員）		ポジティブ・アクション取組会議に参加した事業所のうち、「見える化支援ツール」（「業種別支援ツール」を含む）の活用について検討しようと考えた事業所の割合85%以上 ポジティブ・アクション情報ポータルサイトへの年度内アクセス件数前年度以上	ポジティブ・アクションに取り組もうとする企業に対して必要な情報提供等の支援を行うこと等により、ポジティブ・アクションの取組促進に寄与する。		625
(2)	事業所内保育施設設置・運営等支援助成金（平成21年度）	34.4億円	37.1億円	29.5億円	4	労働者のための保育施設を事業所内に設置、運営、増築及び保育遊具等の購入を行う事業主・事業主団体であって、一定の要件を満たしたものに對して、その費用の一部を助成するものである。 【設置費】大企業・・・1／3、中小企業・・・2／3 【増築費】大企業・・・1／3、中小企業・・・1／2 【運営費】 （1～5年目）大企業・・・1／2、中小企業・・・2／3 （6～10年目※24年度までに支給している場合）大企業・中小企業・・・1／3		助成金の支給対象となった保育施設を利用した労働者の利用から6か月後の継続就業率90%以上 助成金を支給されたことにより労働者の継続就業を図ることができたとする事業主の割合90%以上	仕事と家庭を両立しやすい職場環境が整備されることで、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の実施が促されることから、認定企業数の増加にも寄与する。		620

(3)	両立支援助成金(子育て期短時間勤務の支援等)(平成23年度)	7.4億円	11.3億円	12.1億円	3.4	・子育て期の短時間勤務支援助成金 少なくとも小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者が利用できる短時間勤務制度を就業規則に規定し、労働者がこれらの制度を利用した場合に、事業主に支給 ・育児・介護費用等補助コース(平成23年度まで) 労働者が育児・介護サービスを利用する際に要した費用の全部又は一部について、補助等を行う旨を就業規則等に規定し、実際に費用補助を行った事業主に。その補助等の額の一定割合を助成	助成金の支給対象となった保育施設を利用した労働者の利用から6か月後の継続就業率90%以上 助成金を支給されたことにより労働者の継続就業を図ることができたとする事業主の割合90%以上	仕事と家庭を両立しやすい環境整備に取り組む事業主を支援し、その取組を促進することにより、労働者が男女ともに育児休業等取得しやすくなることが、育児休業取得率の施策目標達成に寄与する。 また、仕事と家庭を両立しやすい職場環境が整備されることで、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の実施が促されることから、認定企業数の増加にも寄与する。	628
(4)	安心して働き続けられる職場環境整備推進事業(平成19年度)	2.5億円	0.3億円	0.3億円	3.4	育児休業、介護休業制度の実態等、仕事と家庭の両立に係る各種制度の実態の把握、問題点の分析・検討を行うとともに、法に基づく制度の普及・定着及び適正な運用を図るための相談・指導等を行う。	都道府県労働局が行う集団指導説明会の対象となった事業所のうち、改善又は改善の意向を示した事業所数90%以上	育児・介護休業法に基づく指導等を実施することにより、企業の雇用管理改善が図られることから、労働者が男女ともに育児休業等取得しやすくなることが、育児休業取得率の施策目標達成に寄与する。 また、仕事と家庭を両立しやすい職場環境が整備されることで、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の実施が促されることから、認定企業数の増加にも寄与する。	621
(5)	安心して働き続けられる職場環境調査研究事業(平成6年度)	0.1億円	0.1億円	0.1億円	3.4	育児休業制度の実態等仕事と家庭の両立に係る各種制度の実態把握、問題点の分析のための調査を民間団体に委託して行う。受託した民間団体は、調査にあたって有識者等から構成する検討会を設置し調査項目等を検討した上で、調査研究を実施し、調査研究報告書を作成する。	—	育児・介護休業法、次世代育成支援対策推進法に関する調査研究を行い、調査結果を施策に反映させること等で、労働者が男女ともに育児休業等取得しやすくなることが、育児休業取得率の施策目標達成に寄与する。 また、仕事と家庭を両立しやすい職場環境が整備されることで、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の実施が促されることから、認定企業数の増加にも寄与する。	622
(6)	男性の育児休業取得促進事業(平成20年度)	0.3億円	0.1億円	0.2億円	3.4	男性労働者の育児参加・育児休業取得促進のための効果的な周知方法について、有識者で構成する「イクメンプロジェクト推進チーム」において検討を行う。男性の育児参加について体験談の紹介及び、仕事と育児の両立に関する企業や自治体の取組についての周知を公式サイトを通じて行う。また、ハンドブック「父親のワーク・ライフ・バランス」の作成、配布などを通して、制度の周知や啓発を行う。	男性の育児休業取得率:過去最高数値	男性の育児休業取得を促進することにより、育児休業取得率の施策目標達成に寄与する。また、仕事と家庭を両立しやすい職場環境が整備されることで、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の実施が促されることから、認定企業数の増加にも寄与する。	623
(7)	両立支援に関する雇用管理改善事業(平成23年度)	2.9億円	4.7億円	5.1億円	3.4	・育児休業や短時間勤務等の両立支援制度が効果的に利用される職場づくりについて、先進企業の取組のベストプラクティスを収集し、雇用管理のノウハウを抽出し、広く普及を行うとともに、雇用均等指導員(両立担当)による賃金等の処遇や代替要員の配置等雇用管理改善にむけたアドバイス等を行う。 ・両立支援に取り組む企業及び労働者に対しウェブサイトの活用により総合的な情報提供を行い、その取組を支援する。 ・企業向け仕事と介護の両立支援対応モデルを構築し、その周知を図るとともに、両立支援制度や仕事と介護の両立モデルなどを内容とする労働者向け事例集の作成、シンポジウムの開催等により、労働者の仕事と介護の両立を支援し、継続就業を促進する。	雇用均等指導員(両立担当)の訪問企業のうち、現状よりも両立支援制度を利用しやすい職場づくりに取り組む意向を示した事業所数90%以上	仕事と家庭を両立しやすい環境整備に取り組む事業主を支援し、その取組を促進することにより、労働者が男女ともに育児休業等取得しやすくなることが、育児休業取得率の施策目標達成に寄与する。 また、仕事と家庭を両立しやすい職場環境が整備されることで、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の実施が促されることから、認定企業数の増加にも寄与する。	630
(8)	中小企業両立支援助成金(代替要員確保等)(平成23年度)	2.3億円	13億円	20億円	3.4	①代替要員確保コース:育児休業取得者の代替要員を確保し、かつ、休業取得者を原職等に復帰させた労働者数300人以下の中小企業事業主に支給 ②休業中能力アップコース:育児・介護休業取得者に職場復帰プログラムを実施した労働者数300人以下の中小企業事業主等に支給 ③継続就業支援コース:初めて育児休業が終了した者が平成23年10月1日以降に出た労働者数100人以下の中小企業事業主で、仕事と家庭の両立支援に関する研修等を実施する事業主に支給	本助成金の支給対象となった労働者の支給から6か月後の継続就業率 助成金を支給されたことにより労働者の継続就業を図ることができたとする事業主の割合	仕事と家庭を両立しやすい環境整備に取り組む事業主を支援し、その取組を促進することにより、労働者が男女ともに育児休業等取得しやすくなることが、育児休業取得率の施策目標達成に寄与する。 また、仕事と家庭を両立しやすい職場環境が整備されることで、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の実施が促されることから、認定企業数の増加にも寄与する。	629
(9)	在宅就業者支援事業(平成12年度)	0.4億円	0.4億円	0.4億円	—	在宅就業者及び在宅就業を始めようとする者並びに在宅就業の仲介機関等発注者を対象に、インターネット等を活用した在宅就業者及び発注者への情報提供等を総合的に実施し、併せて在宅就業の環境整備に向けた施策の検討等を行う。	再就職セミナーを受講した者のうち、「役に立った」と回答した者の割合 90%以上	在宅就業者及び発注者への情報提供や、在宅就業施策の検討等を行うことにより、在宅就業を良好な就業形態として確立するための環境整備に寄与する。	624
(10)	在宅就業者支援事業(平成19年度)	0.1億円	0.1億円	0.1億円	—	在宅就業者支援事業(母子家庭の母の特別対策)として、 (1)ひとり親家庭等の在宅就業支援事業サイトの運営、(2)在宅就業の業務開拓(3)母子家庭の母等の就業支援と良質な就業環境の整備についての啓発事業を行う。	ひとり親家庭等の在宅就業支援事業実施自治体数 同事業における訓練受講者数	母子家庭の母の在宅就業の拡大に向けた支援及び普及促進等を実施することで、母子家庭の母が良質な在宅就業を得られる機会の拡大に寄与する。	617

(11)	短時間労働者総合支援事業(平成24年度)	—	0.6億円	0.6億円	5,6	パートタイム労働者と正社員の均等・均衡待遇の確保を図るため、①職務評価を実施している企業の「好事例集」の作成、② 職務分析・職務評価導入支援のための企業の人事労務担当者等に対するセミナー・相談会を実施するとともに、③ 短時間正社員制度導入支援マニュアルの改訂、④ 短時間正社員制度導入の好事例の収集・分析、⑤ 短時間正社員制度の導入・運用改善に係るセミナーを実施する。また、⑥ 「パート労働ポータルサイト」で、職務評価や短時間正社員制度に関する情報を発信する。	職務分析・職務評価の導入に係る研修に参加した事業所のうち、職務分析・職務評価の取組について検討しようと考えた事業所の割合 60%以上	パートタイム労働者の均衡待遇確保の促進のために有効と考えられる職務分析・職務評価等の導入支援を行うことにより、パートタイム労働者の雇用管理の改善に寄与する。	631
(12)	短時間労働者活躍推進制度普及事業(平成25年度)	—	—	1.2億円	5,6	パートタイム労働者の均等・均衡待遇の確保を図るため、(1)企業が自社のパートタイム労働者の活躍状況の度合いを点検評価するためのパートタイム労働者均等・均衡待遇指標の策定、(2)パートタイム労働者雇用管理改善マニュアル及び好事例集の作成、(3)パートタイム労働者雇用管理改善のための説明会及び個別相談会の開催等を行う。	—	各業界に先行事例となり得る事業主の雇用管理改善のための取組を普及し、業界全体でのパートタイム労働者の雇用管理の改善を強力に推進するとともに、パートタイム労働者の雇用管理の改善に向けた社会的機運の醸成や雇用管理の改善に取り組む企業が自社のパートタイム労働者の活躍状況を分析するための仕組みについて検討を行うことにより、パートタイム労働者の均等・均衡待遇の確保に寄与する。	新25-054
(13)	男女労働者の均等な雇用環境等の整備に必要な経費	2.0億円	1.8億円	1.8億円	1,2,3,4,5,6	男女労働者が性別により差別されることなく能力を十分に発揮できる雇用環境の整備や、育児や家族の介護を行う労働者の福祉の増進を図る等の目的のため、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保、育児・介護休業制度の定着促進、労働者の仕事と育児・介護の両立支援等の諸施策を推進するために必要な事務的経費。	—	男女労働者の均等な機会と待遇の確保対策、仕事と家庭の両立支援、パートタイム労働者と正社員間の均等・均衡待遇等を推進することに寄与する。	616
(14)	縦断調査費(出生児縦断調査コーホートB)	0.2億円	0.2億円	0.2億円	—	平成22年に出生した子の実態及び経年変化の状況を継続的に観察することにより、少子化対策等厚生労働行政施策の企画立案、実施のための基礎資料を得ることを目的とする。	—	少子化対策等厚生労働行政施策の企画立案、実施のための基礎資料に寄与する。	627

(参考)測定指標		平成20年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度		-
-		-		-		-		-		-		
達成手段 (開始年度)		補正後予算額(執行額)		25年度 当初 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要				達成手段 の目標 (25年度)	施策目標達成への寄与の内容	平成25年度行政事業 レビュー事業番号
		23年度	24年度									
(1) 子育て支援対策臨時特例交付金 (安心こども基金) (平成20年度) ※平成17から22年度までは次世代 育成支援対策交付金、平成23から 24年度までは子育て支援交付金		-	1675.1億 円の内数	-	1,2,3,4,5,6, 7	次世代育成支援対策に資する事業に要する経費に充てるため、子育て支援 対策臨時特例交付金(安心こども基金)により事業を実施する。 ・乳児家庭全戸訪問事業 ・養育支援訪問事業 ・ファミリー・サポート・センター事業 ・子育て短期支援事業(ショートステイ、トワイライトステイ) ・地域子育て支援拠点事業 ・一時預かり事業 ・へき地保育事業 ・子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業				-	子育て支援対策臨時特例交付金(安心こども基金)による事業実施により、市 町村行動計画等に基づく次世代育成支援対策の着実な推進を図る。	632
(2) 児童福祉施設整備費		30.0億円 (16.1億 円)	33.5億円 (32.7億 円)	23億円	-	児童養護施設等の施設整備にかかる都道府県・市区町村の整備計画に對し て交付するものである。 〔主な対象施設〕児童相談所一時保護施設、児童養護施設、乳児院、児童自 立支援施設、母子生活支援支援施設、情緒障害児短期治療施設、児童家庭 支援センター、自立援助ホーム、ファミリーホーム、婦人相談所一時保護所、 婦人保護施設、児童館、児童センター				-	児童福祉施設整備費による事業実施により、市町村行動計画に基づく次世代 育成支援対策の着実な推進を図る。	633
(3) ボランティア育成支援等事業費		1.3億円 (1.3億円)	1.3億円 (1.3億円)	0.8億円	-	子育て支援指導者や子育てサークルリーダー、子育てNPO等、子育てボラン ティアを育成・支援するための研修等を実施。				-	地域の子育て支援の担い手である子育てNPO等の民間活動を支援するため に、子育てNPO指導者や子育てサークルリーダーのための研修会やセミナー を開催することにより、地域における多様な子育て支援策を図る。	634
(4) 子ども・子育て支援の推進に必要な 経費の共通経費		0.1億円 (0.1億円)	0.07億円 (0.06億)	0.07億円	-	事業目的達成のため、市町村等の次世代育成支援・子育て支援の取組の推 進を図るための関係資料の印刷製本費や通信運搬費等を支出するもの。				-	子ども・子育て支援の推進に必要な経費の共通経費による事業実施により、市 町村行動計画に基づく次世代育成支援対策の着実な推進を図る。	635
(5) 保健福祉調査委託費		1.2億円 (1.1億円)	0.9億円 (0.6億)	0.9億円	-	事業目的達成のため、各種子育て支援サービスの実施状況、子どもと家族 が置かれている状況、子育て家庭の意識等の把握、分析等について調査を 実施する。(一般競争入札により、受託先を選定。)				-	保健福祉調査委託費による事業実施により、市町村行動計画に基づく次世代 育成支援対策の着実な推進を図る。	636

平成25年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(厚生労働省25(VI-2-2))

* 厚生労働省では、基本目標＞施策大目標＞施策目標を設定して、政策を実施している。

施策目標名	児童の健全な育成及び資質の向上に必要なサービスを提供すること(施策目標VI-2-2)				担当部局名		雇用均等・児童家庭局育成環境課		作成責任者名		育成環境課長：為石 摩利夫														
施策の概要	本施策は、「放課後児童クラブの登録児童数を拡大すること」を目標の柱にして実施している。				政策体系上の位置付け		基本目標VI 男女がともに能力を発揮し、安心して子どもを産み育てるなどを可能にする社会づくりを推進すること 施策大目標VI-2 利用者のニーズに対応した多様な保育サービスなどの子育て支援事業を提供し、子どもの健全な育ちを支援する社会を実現すること																		
予算書との関係	本施策は、予算書の以下の項に対応している。 (項)児童育成事業費(一部)[平成25年度予算額: 33,059,361千円]				関連施策		基本目標VI(男女がともに能力を発揮し、安心して子どもを産み育てるなどを可能にする社会づくりを推進すること)の施策大目標2(利用者のニーズに対応した多様な保育サービスなどの子育て支援事業を提供し、子どもの健全な育ちを支援する社会を実現すること)の施策目標2-1(地域における子育て支援等施策の推進を図ること)と2-3(保育所の受入児童数を拡大するとともに、多様なニーズに対応できる保育サービスを確保すること)は、ともに地域における子育て支援という点で、本施策と関連している。																		
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)	○児童福祉法第6条の3第2項の規定に基づき、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学しているおおむね10歳未満の児童に対し、授業の終了後に児童厚生施設等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図ることを目的として放課後児童クラブ関連の事業を実施しており、現在は以下の通知等によりその推進を図っている。 ・「放課後子どもプラン推進事業の国庫補助について」 (文部科学事務次官、厚生労働事務次官連名通知 平成19年3月30日 18文科生第586号、厚生労働省発雇児第0330019号) ・「放課後子どもプラン推進事業の実施について」 (文部科学省生涯学習政策局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知 平成19年3月30日 18文科生第587号、雇児発第0330039号) ・子ども子育てビジョン(平成22年1月29日 閣議決定)								政策評価実施予定 時期(評価予定表)		<table><tr><td>2 4</td><td>2 5</td><td>2 6</td><td>2 7</td><td>2 8</td></tr><tr><td>実績</td><td>モ二</td><td>実績</td><td>モ二</td><td>モ二</td></tr></table>					2 4	2 5	2 6	2 7	2 8	実績	モ二	実績	モ二	モ二
2 4	2 5	2 6	2 7	2 8																					
実績	モ二	実績	モ二	モ二																					
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値		最新値		測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠																
		基準年度		目標年度	24年度	25年度		年度																	
1 放課後児童クラブの提供割合	21%	平成21年度	32%	平成26年度	—	—	23%	平成24年度	子ども・子育てビジョン(平成22年1月29日閣議決定)において、平成29年度に40%に達する潜在需要に対し、平成26年度までに32%のサービス提供割合(小学1～3年生)を目指すこととされているので、当該数値を目標値とした。																
測定指標	目標			目標年度	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠																				
2 放課後児童クラブの基準策定	放課後児童クラブの設備及び運営基準に関する省令を策定する			平成25年度	改正児童福祉法第34条の8の2により、国が放課後児童健全育成事業の設備及び運営について基準を定めることになっているため。																				
3 基本指針の策定	放課後児童クラブ関連施策を総合的に推進するための基本的な指針を策定する			平成25年度	子ども・子育て支援法第60条により、国は放課後児童健全育成事業を含む施策を総合的に推進するため、提供体制の確保の内容、実施時期等についての基本的な指針(基本指針)を定めることになっているため。																				
(参考)測定指標	平成20年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度																
—	—		—		—		—		—																

達成手段 (開始年度)		補正後予算額(執行額)		25年度 当初 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要	達成手段 の目標 (25年度)	施策目標達成への寄与の内容	平成25年度行政事業レ ビュ-事業番号
		23年度	24年度						
(1)	放課後児童健全育成事業費等 (昭和51年度)	266. 8億 円 (222. 7 億円)	279. 3億 円 (234. 5 億円)	287. 4億円	1	児童福祉法第6条の3第2項の規定に基づき、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学しているおおむね10歳未満の児童に対し、授業の終了後に児童厚生施設等を利用して適切な遊び及び生活の場を提供する放課後児童クラブの運営のために必要な経費の補助を行う。	—	放課後児童クラブのか所数の増加を図ることにより、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学しているおおむね10歳未満の児童に対し、適切な遊び及び生活の場を広く提供することとなるため、測定指標である「放課後児童クラブの提供割合」を押し上げる効果があると見込んでいる。	641
(2)	放課後子ども環境整備等事業費 (平成17年度)	10. 1億 円 (3. 4億 円)	5. 5億円 (2. 9億 円)	5. 5億円	1	学校の余裕教室等を改修して、新たに放課後児童クラブを設置する際の改修等に必要な経費の補助を行う。	—	放課後児童クラブのか所数の増加を図ることにより、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学しているおおむね10歳未満の児童に対し、適切な遊び及び生活の場を広く提供することとなるため、測定指標である「放課後児童クラブの提供割合」を押し上げる効果があると見込んでいる。	642
(3)	放課後児童クラブ整備費 (平成6年度)	36. 5億 円 (22. 7億 円)	22. 9億 円 (17. 5億 円)	22. 9億円	1	放課後児童健全育成事業を実施するための施設の整備に要する経費の補助を行う。	—	放課後児童クラブのか所数の増加を図ることにより、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学しているおおむね10歳未満の児童に対し、適切な遊び及び生活の場を広く提供することとなるため、測定指標である「放課後児童クラブの提供割合」を押し上げる効果があると見込んでいる。	639
(4)	国立総合児童センターの運営等に 必要な経費 (平成6年度)	11. 7億 円 (5. 9億 円)	8. 5億円 (3. 9億 円)	3. 4億円	—	昭和54年の国際児童年を記念して昭和60年に開館された「国立総合児童センター」(こどもの城)の運営、整備等を行う。	—	こどもの城における、遊びのプログラムの開発・地方公共団体への情報提供等により、児童の健全な育成及び資質の向上が図られると見込んでいる。 なお、設置から27年が経過し、モデル施設としての「こどもの城」の目的は十分に達成できたとの考えから、平成27年3月を目標として閉館することを公表したところであるが、閉館までの間、来館者の安全確保等の観点から、国有財産の管理者として、必要最低限の予算を計上する必要がある。	638
(5)	こどもの国施設整備費 (平成6年度)	5. 7億円 (5. 7億 円)	2. 7億円 (2. 7億 円)	2. 0億円	—	天皇陛下の御成婚記念事業の一つとして建設された、児童健全育成のための中央施設である児童厚生施設(こどもの国)の整備に要する経費の補助を行う。	—	こどもの国の整備費用を補助することにより、こどもの国における児童の健全育成にふさわしい環境が保たれ、もって児童の健全な育成及び資質の向上が図られると見込んでいる。	640
(6)	優良児童劇巡回等事業費 (平成6年度)	5. 9億円 (5. 9億 円)	5. 8億円 (5. 8億 円)	4. 7億円	—	全国の児童厚生施設等を対象に、こどもの城が行っている子どもと親の遊びを中心とした活動プログラムの普及事業等や、児童健全育成推進財団が行っている社会保障審議会で推薦された児童劇を巡回・提供する事業等に、必要な経費の補助を行う。	—	全国の児童厚生施設職員等を対象とした専門的知識・技術の普及、全国の児童への優れた児童福祉文化財の提供等を行うことにより、地域差のない児童厚生施設職員等の資質向上や児童健全育成事業の普及がなされ、もって児童の健全な育成と資質の向上が図られると見込んでいる。	643
(7)	児童関連サービス調査研究等事業 費 (平成6年度)	0. 8億円 (0. 8億 円)	0. 46億 円 (0. 46億 円)	0. 46億円	—	子育て支援等を推進する民間団体により、行政が行っているサービスの有効性の確認、子育て家庭の意識、利用者の求めているニーズの把握等、現場に即した調査研究に対し必要な経費の助成を行う。	—	行政が行っているサービスの有効性の確認、子育て家庭の意識、利用者の求めているニーズの把握等、現場に即した調査研究を実施することにより、児童の健全育成に関する国の施策の立案等に資し、もって児童の健全な育成と資質の向上が図られると見込んでいる。	644
(8)	児童福祉問題調査等事業 (昭和39年度)	1. 7億円 (1. 7億 円)	1. 5億円 (1. 5億 円)	1. 5億円	—	子どもや家庭の医療・保健・福祉・社会環境等の諸問題についての総合的な調査研究に対し必要な経費の助成を行う。	—	調査研究の成果を通して、児童福祉問題に係る現場ニーズの把握を行い、児童の健全育成に関する国の施策の立案等に反映させ、もって児童の健全な育成と資質の向上が図られると見込んでいる。	645
(9)	子育て支援サービス事業費等 (平成22年度)	3. 6億円 (3. 6億 円)	3. 0億円 (3. 0億 円)	2. 3億円	—	民間企業・子育てNPOが設置する放課後児童健全育成事業等を実施する施設の整備に対し助成等を行う。	—	民間が設置する放課後児童クラブ等の整備に対して助成等を行うことで、地域の子育て支援機能の充実がなされ、もって児童の健全な育成と資質の向上が図られると見込んでいる。	646
(10)	母子保健要員研修等事業等 (昭和39年度)	1. 9億円 (1. 9億 円)	1. 7億円 (1. 7億 円)	0. 5億円	—	母子保健医療に携わる者が最新の医学、技術を体得するための研修を実施するとともに、児童並びに家庭に関する情報の把握・分析・提供を行うために必要な経費の助成を行う。	—	母子保健医療に携わる者が最新の医学、技術を体得するとともに、児童並びに家庭に関する情報が広く一般に提供されることにより、母子保健要員の資質向上がなされ、もって児童の健全な育成と資質の向上が図られると見込んでいる。	948

平成25年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(厚生労働省25(VI-2-3))

別紙1

* 厚生労働省では、基本目標＞施策大目標＞施策目標を設定して、政策を実施している。

施策目標名	育所の受入児童数を拡大するとともに、多様なニーズに対応できる保育サービスを確保すること。(施策目標VI-2-3)				担当部局名		雇用均等・児童家庭局保育		作成責任者名		保育課長 橋本 泰宏												
施策の概要	本施策は、「子ども・子育てビジョン」(平成22年1月29日閣議決定)に定める保育所受入児童数の目標値等を着実に推進するために実施している。				政策体系上の位置付け		基本目標VI 男女がともに能力を発揮し、安心して子どもを産み育てることを可能にする社会づくりを推進すること。 施策大目標VI-2 利用者のニーズに対応した多様な保育サービスなどの子育て支援事業を提供し、子どもの健全な育ちを支援する社会を実現すること。																
予算書との関係	本施策は、予算書の以下の項に対応している。 (項)保育所運営費(全部)[平成25年度予算額:425,639,659千円] (項)児童育成事業費(一部) (目)児童育成事業費補助金 特別保育等に必要な経費[平成25年度予算額:32,553,390千円]				関連施策		-																
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)	待機児童の解消について、平成14年度から「待機児童ゼロ作戦」を開始し、平成16年度に策定された「子ども・子育て応援プラン」に基づき、「待機児童ゼロ作戦」の更なる展開として、受入児童数の拡大を図ってきたが、依然として多くの子どもの受け入れ先が不足しており、待機児童の解消は喫緊の課題である。また、平成22年1月には、少子化社会対策基本法第7条の規定に基づき、少子化に対処するための施策の指針として、総合的かつ長期的な少子化に対処するため策定された施策の大綱とその実施計画である「子ども・子育てビジョン」を策定し、保育所の受入児童数を毎年約7万人ずつ増加する目標値等を設定した。また、本年4月に「待機児童解消加速化プラン」を策定し、同ビジョンの数値目標を達成するため、今後2年間で約20万人分、保育需要が見込まれる2,017年度末までに約40万人分の保育の受け皿を新たに確保し、待機児童解消を目指すこととしている。								政策評価実施予定 時期(評価予定表)		<table><tr><td>2 4</td><td>2 5</td><td>2 6</td><td>2 7</td><td>2 8</td></tr><tr><td>実績</td><td>モニ</td><td>モニ</td><td>実績</td><td>モニ</td></tr></table>			2 4	2 5	2 6	2 7	2 8	実績	モニ	モニ	実績	モニ
2 4	2 5	2 6	2 7	2 8																			
実績	モニ	モニ	実績	モニ																			
測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値		最新値	年度	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠														
1 保育所受入児童	215万人	平成21年度末見込み	246万人	平成26年度	-	-	225万人	平成24年度	「子ども・子育てビジョン」(平成22年1月29日閣議決定)において、待機児童の解消や保育の質の向上等を図ることなどが施策の内容として挙げられており、本施策目標と内容が一致するため、同ビジョンに基づき数値目標を設定している。														
2 家庭的保育事業(保育ママ)利用児童数	0.3万人	平成21年度見込み	1.9万人	平成26年度	-	-	0.6万人	平成23年度交付決定ベース	同上														
3 延長保育等の保育サービス(利用児童数)	79万人	平成21年度見込み	96万人	平成26年度	-	-	79万人	平成21年度	同上														
4 病児・病後児保育(利用児童数)	延べ31万人	平成20年度	延べ200万人	平成26年度	-	-	延べ48.6万人	平成24年度交付決定ベース	同上														
5 認定こども園認定施設	358か所	平成21年	2000か所	平成25年度	2000か所	2000か所	1,099か所	平成25年度	同上														
測定指標	目標			目標年度	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠																		
-	-			-	-																		
(参考)測定指標	平成20年度		平成21年度	平成22年度	平成23年度		平成24年度																
-	-		-	-	-		-																

達成手段 (開始年度)	補正後予算額(執行額)		25年度 当初 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要	達成手段 の目標 (25年度)	施策目標達成への寄与の内容	平成25年度行政事業 レビュー事業番号
	23年度	24年度						
(1) 保育所運営 (昭和23年度)	3,743.8億円 (3,657.2億円)	3,962.2億円 (3,844.9億円)	4,256.3億円	1,5	市町村が、児童福祉法に基づいて保育に欠ける児童を保育所に入所させた場合に、民間保育所における保育の実施に要する費用として市町村が支弁した経費に対し、国が負担する。	-	保育に欠ける児童について、心身ともに健やかに育成されること等を保障するものとした児童福祉法第45条第1項の基準を維持するための費用として、市町村が支弁した経費に対して国が負担することにより、保育の質を確保し、計画的に受入児童数の拡大を図ることにより、就労しながら子育てしたい家庭を支える。	647
(2) 保育サービスの推進に必要な経費 (平成20年度)	0.5億円 (0.3億円)	0.16億円 (0.12億円)	0.15億円	-	保育サービスの推進を図るための企画及び立案並びに普及啓発を行う。	-	-	648
(3) 特定保育事業 (平成15年度)	5.2億円 (4.7億円)	5.2億円 (4.8億円)	5.5億円	-	保育の実施の対象とならない就学前児童を対象に、保育所等において就学前の児童を一定程度(1ヶ月当たり概ね64時間以上)継続的に保育するための経費を補助する。	-	パートタイム勤務や育児短時間勤務等、保護者の就労形態が多様化している中で、働き方に応じた保育を実施することで、安心して子育てができる環境を整備する。	649
(4) 休日・夜間保育事業 (平成元年度)	8.4億円 (5.5億円)	7.8億円 (5.7億円)	8.1億円	-	休日等や夜間において保育に欠ける児童を対象に、保育所等で保育を実施するにあたり必要な経費を補助する。	-	保護者の就労形態が多様化している中で、日曜日、国民の祝日等及び夜間においても保育に欠ける児童に対する保育を実施することで、安心して子育てができる環境を整備する。	650
(5) 病児・病後児保育事業 (平成6年度)	37.2億円 (30.7億円)	40.6億円 (33.8億円)	48.4億円	4	病児・病後児を病院・保育所等に付設された専用スペース等において一時的に保育する事業(病児対応型・病後児対応型)、保育中の体調不良児について緊急的な対応を図るほか、保育所における児童全体に対する保健的な対応や、地域の子育て家庭や妊産婦等に対する相談支援を実施する事業(体調不良児対応型)、看護師等が病児・病後児の自宅において一時的に保育する事業(非施設型(訪問型))に対して必要な経費を補助する。	-	保護者が就労している場合等において、子どもが病気の際に、自宅での保育が困難な場合に、病院・保育所等において病気の児童を一時的に保育するほか、保育中に体調不良となった児童の緊急対応等、安心して子育てできる環境を整備する。	651
(6) 待機児童解消促進等事業 (平成12年度)	36.8億円 (7.4億円)	27.2億円 (11.5億円)	30.9億円	2	待機児童解消等のため、家庭的保育事業費、認可化移行促進事業費、保育所分園推進事業費及び認可外保育施設の衛生・安全対策事業費を実施するための経費を補助する。	-	希望するすべての人が安心して子どもを保育所に預け、働くことができるようにするため、保育サービスの供給を増やし、もって待機児童の解消を図るとともに、地域の実情に応じた多様な保育サービスを提供する。	652
(7) 保育環境改善等事業 (平成14年度)	2.3億円 (0.4億円)	1.4億円 (0.6億円)	1.4億円	-	利便性の高い場所にある既存の建物を活用して、保育所、保育所分園、病児・病後児保育等を実施する施設を設置する場合の改修費等の補助を行う。	-	利便性の高い場所にある既存の建物を活用して、保育所、保育所分園、病児・病後児保育等を実施する施設を設置する場合の改修費等の補助を行うことにより、保育を実施する施設の設置を促進し、もって児童の福祉の向上を図る。	653
(8) 特別保育事業等推進施設の助成 (平成7年度)	0.9億円 (0.9億円)	0.86億円 (0.86億円)	0.86億円	-	社会福祉法人等が設置・運営する保育所が、延長保育や一時保育などの特別保育事業等を実施するために必要な施設の改修等の経費に対し助成を行う。	-	社会福祉法人等が設置・運営する保育所が、延長保育や一時保育などの特別保育事業等を実施するために必要な施設の改修等の経費に対し助成を行うことにより、児童の健全育成及び福祉の向上を図る。	654
(9) 事業者内保育施設等運営適正化 事業 (平成6年度)	0.7億円 (0.7億円)	0.53億円 (0.53億円)	0.51億円	-	事業所内保育施設等の保育従事者を対象とした研修等に必要な経費の助成を行う。	-	事業所内保育施設等の保育従事者を対象とした研修等に必要な経費の助成を行うことにより、児童の健全育成及び福祉の向上を図る。	655
(10) 企業委託型保育施設等支援助成 事業 (平成10年度)	1.1億円 (1.0億円)	1.0億円 (0.96億円)	1.0億円	-	企業が深夜や休日における事業所内保育施設の運営を社会福祉法人に委託する場合に、当該法人の受託機能の強化を図るために必要な経費、事業所内保育施設等の運営内容や保育サービス提供のあり方等について、施設設置者や保育従事者に対して、技術的な助言指導を行うために必要な経費、保育所の保育士等に対する研修に必要な経費を助成する。	-	企業委託型保育サービス助成事業、事業所内哺育施設等助言指導事業及び保育所保育士研修事業を実施することで、児童の健全育成に寄与する。	656
(11) ベビーシッター派遣事業 (平成6年度)	2.6億円 (2.0億円)	2.3億円 (2.3億円)	2.3億円	-	事業所の従業員が就労のためベビーシッター派遣サービスを利用した場合、双生児を養育する家庭の保護者の育児疲れの解消や他に就学前児童のいる家庭の産前産後期にある母親の育児支援を目的としてベビーシッター派遣サービスを利用した場合に、その利用料の一部を助成する。	-	深夜や休日といった通常行われている保育では対応しきれない保育需要に対し、ベビーシッター派遣サービスの利用等への支援を行い、また、双生児を養育する保護者の育児疲れ解消や産前産後の体調不良等における支援を行うことで、児童の健全育成に寄与する。	657
(12) ベビーシッター研修事業 (平成21年度)	0.4億円 (0.4億円)	0.37億円 (0.37億円)	0.37億円	-	ベビーシッター事業者及びベビーシッターに従事する者に対する研修及びベビーシッターの普及啓発を行う。	-	ベビーシッター事業者やベビーシッターに従事する者に対し、研修を実施することで資質向上を図り、児童の健全育成に寄与する。	658
(13) 保育問題調査研究事業 (平成7年度)	1.3億円 (1.3億円)	1.2億円 (1.2億円)	0.94億円	-	保育需要の多様化等社会の変化に対応した保育サービスを提供する保育所について調査研究を実施する。	-	育児と就労の両立支援を図る観点から、保育需要の多様化等社会の変化に対応した保育サービスを提供する保育所について調査研究を実施することにより、児童の健全育成及び福祉の向上を図る。	659
(14) 延長保育促進事業 (昭和56年度)	204.7億円 (195.8億円)	213.7億円 (206.0億円)	225.3億円	3	市町村以外の方の設置する保育所の11時間の開所時間の始期及び終期前後の保育需要への対応を推進し、11時間の開所時間の始期及び終期前後の時間において、さらに30分以上延長保育を実施するための経費を補助する。	-	就労形態の多様化等に伴う延長保育の需要に対応するため、市町村以外の方が設置する保育所が開所時間を超えた保育を取り組む場合に補助を行うことで安心して子育てができる環境を整備する。	660

達成手段 (開始年度)	補正後予算額(執行額)		25年度 当初 予算案	関連する 指標番号	達成手段の概要	達成手段 の目標 (25年度)	施策目標達成への寄与の内容	平成25年度行政事 業レビュー事業番号
	23年度	24年度						
子どものための金銭の給付交付金 (1)に必要な経費 (昭和46年度)	18,272.8億 円 (18,272.7 億円)	14,913.4億 円 (14,912.7 億円)	14,311.0 億円	1	児童を養育している者に児童手当を支給する。 【支給額】 ①所得制限額未満である者 3歳未満 月額1万5千円 3歳以上小学校修了前(第1子・第2子) 月額1万円 3歳以上小学校修了前(第3子以降) 月額1万5千円 中学生 月額1万円 ②所得制限額以上である者(特例給付) 月額5千円 ※ 所得制限額は、960万円(夫婦・児童2人世帯)を基準に設定し、平成24年6月分から適用。	—	児童手当が支給対象者に確実に支給されることにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを見込んでいる。	662
過誤納拠出金の払戻し等に必要な (2)経費 (昭和46年度)	0.3億円 (0.3億円)	0.3億円 (0.3億円)	0.2億円	—	児童手当拠出金に過誤納金が生じた場合において、過誤納金が生じた厚生年金保険適用事業所の事業主等に対し、当該過誤納金の還付等を行う。	—	児童手当拠出金を過誤納付した事業主等からの還付請求に基づき適切に支払うことにより、児童手当制度の円滑な運用に寄与することを見込んでいる。	663

平成25年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(厚生労働省25 (VI-4-1))

* 厚生労働省では、基本目標＞施策大目標＞施策目標を設定して、政策を実施している。

施策目標名	児童虐待防止や配偶者による暴力被害者等への支援体制の充実を図ること(施策目標VI-4-1)				担当部局名		雇用均等・児童家庭局虐待防止対策室、家庭福祉課		作成責任者名	虐待防止対策室長 川鍋慎一 家庭福祉課長 小野太一															
施策の概要	本施策は、次の項目を柱に実施している。 ①児童虐待の発生予防から早期発見・早期対応の体制を充実すること ②虐待を受けた子どもの保護・支援のための体制を整備すること ③配偶者による暴力被害者等の相談、保護及び支援のための体制を整備すること				政策体系上の位置付け		基本目標VI 男女がともに能力を発揮し、安心して子どもを産み育てることなどを可能にする社会づくりを推進すること 施策大目標VI-4 児童虐待や配偶者による暴力等の発生予防から保護・自立支援までの切れ目のない支援体制を整備すること																		
予算書との関係	本施策は、予算書の以下の項におおむね対応している。 (項)児童虐待等防止対策費 [平成25年度予算額:96,606,270千円] (項)国立更生支援機関共通費 [平成25年度予算額:616,096千円] (項)国立児童自立支援施設運営費 [平成25年度予算額:156,193千円]				関連施策		—																		
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)	児童虐待への対応については、平成12年に施行された児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号)が、平成16年及び平成19年に改正されるなどして、制度的な対応について充実が図られてきた。 また、児童福祉法(昭和22年法律第164号)においても、平成16年の改正により、要保護児童対策地域協議会の法定化等が行われたほか、平成20年改正により、新たな子育て支援サービスの創設、虐待を受けた子ども等に対する家庭的環境における養育の充実、要保護児童対策地域協議会の機能強化等が行われるなどの体制整備が行われ、平成23年には「民法等の一部を改正する法律」により、児童虐待の防止等を図り、児童の権利利益を擁護する観点から、親権の停止制度を新設し、法人又は複数の未成年後見人の選任を認めるなどの改正が行われてきた。 しかしながら、子どもの生命が奪われるなど重大な児童虐待事件が後を絶たず、全国の児童相談所における児童虐待に関する相談対応件数も増加を続け、平成23年度には59,919件となるなど、依然として社会全体で取り組むべき重要な課題となっている。 配偶者による暴力(DV(ドメスティック・バイオレンス))の問題については、婦人相談所等における夫等の暴力の相談件数および相談全体に占める夫等の暴力の割合が、年々増加するなど、配偶者からの暴力が深刻な社会問題となってきたこと等を背景として、平成13年4月に配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(平成13年法律第31号)(DV防止法)が成立した。同法において、婦人相談所、婦人相談員、婦人保護施設が、配偶者からの暴力の被害者である女性(暴力被害女性)の相談・保護を行うこともその役割とされた。								政策評価実施予定時期(評価予定表)		<table><tr><td>2 4</td><td>2 5</td><td>2 6</td><td>2 7</td><td>2 8</td></tr><tr><td>モ二</td><td>モ二</td><td>実績</td><td>モ二</td><td>モ二</td></tr></table>					2 4	2 5	2 6	2 7	2 8	モ二	モ二	実績	モ二	モ二
2 4	2 5	2 6	2 7	2 8																					
モ二	モ二	実績	モ二	モ二																					
測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値		最新値	年度	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠																
子どもを守る地域ネットワーク(要保護児童対策地域協議会)の調整機関に専門職員を配置している市町村の割合	58.3%	平成21年度	80%	平成26年度	—	—	64.8%	平成23年度	虐待を受けた子ども等については、地域において関係機関が連携して対応していく必要があるが、その中心的な役割を果たす子どもを守る地域ネットワークの調整機関に専門職員を配置することにより対応を強化していく必要があるため、指標を設定している。 子ども・子育てビジョン(平成22年1月29日閣議決定)において定められた数値目標である。																
2 小規模グループケアの実施	446か所	平成20年度	800か所	平成26年度	—	—	809か所	平成24年度	虐待を受けた子ども等、家庭での養育に欠ける子どもの支援については、できる限り家庭的な環境の下で養育を行うことが重要となるため、指標として選定している。 子ども・子育てビジョン(平成22年1月29日閣議決定)において定められた数値目標である。																
3 地域小規模児童養護の実施	171か所	平成20年度	300か所	平成26年度	—	—	243か所	平成24年度	虐待を受けた子ども等、家庭での養育に欠ける子どもの支援については、できる限り家庭的な環境の下で養育を行うことが重要となるため、指標として選定している。 子ども・子育てビジョン(平成22年1月29日閣議決定)において定められた数値目標である。																
4 里親等委託の実施(委託率)	10.4%	平成20年度	16.0%	平成26年度	—	—	13.5%	平成23年度	虐待を受けた子ども等、家庭での養育に欠ける子どもの支援については、できる限り家庭的な環境の下で養育を行うことが重要となるため、指標として選定している。 子ども・子育てビジョン(平成22年1月29日閣議決定)において定められた数値目標である。																
5 配偶者からの暴力被害者の来所相談件数	27,453	平成23年度	前年度以上	毎年度	27453以上	前年度以上	27,453	平成23年度	DV被害者支援における相談体制の整備は、家庭内に滞りするDV事案の顕在化を図る上で重要であり、第3次男女共同参画基本計画(H22. 12月)において、「相談しやすい体制等の整備」が盛り込まれている。 「配偶者からの暴力被害者からの来所相談件数」の増加は、DV被害者への支援体制(相談しやすい体制)強化への取組に一定の成果を示すものであるため、指標として選定している。																
測定指標	目標			目標年度	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠																				
—	—			—	—																				

(参考)測定指標		平成20年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度		
－		－		－		－		－				
達成手段 (開始年度)		補正後予算額(執行額)		25年度 当初 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要		達成手段 の目標 (25年度)	施策目標達成への寄与の内容		平成25年度行政事業 レビュー事業番号	
		23年度	24年度									
(1) 婦人保護事業費補助金 (昭和22年度)		12億円 (12億円)	12億円 (11.5億円)	12億円	－	売春防止法に基づく要保護女子等の收容保護及びDV法に基づくDV被害者の保護等を都道府県が行う場合に要する経費の補助を行う。		－	婦人相談所一時保護施設を退所したDV被害者女性及び要保護女子等を、婦人保護施設で支援すること等について、支援の実施、体制の整備等の促進を図ることができると見込んでいる。		664	
(2) 婦人相談所運営費負担金 (平成14年度)		0.19億円 (0.16億円)	0.19億円 (0.16億円)	0.17億円	5	都道府県域内での要保護女子等の婦人保護施設等への移送、一時保護した人身取引被害者等への生活支援(通訳の雇上、医療費の負担等)、DV被害者等の他都道府県の婦人相談所等への移動等を都道府県が行う場合に要する経費を負担する。		－	都道府県域内での要保護女子等の婦人保護施設等への移送等に要する経費を負担することにより、配偶者による暴力被害者等の相談、保護及び支援のための体制の整備の促進を図ることができると見込んでいる。		665	
(3) 婦人保護事業費負担金 (昭和31年度)		9億円 (8億円)	8.9億円 (8.5億円)	8.8億円	－	売春防止法及びDV法に基づき、都道府県が行う婦人相談所による一時保護(一時保護委託を含む。)に要する経費の負担を行う。		－	婦人相談所の一時保護施設及び一時保護委託施設において、DV被害者女性及び要保護女子等の保護等を行うことができると見込んでいる。		666	
(4) 児童保護費等負担金 (昭和23年度)		835億円 (835億円)	892.8億円 (878.3億円)	907.9億円	2.3	虐待を受けて児童養護施設等に入所する児童や里親に委託された児童等の早期家庭復帰及び社会的自立を支援するため、これら社会的養護施設に入所する被措置児童等に要する費用として都道府県等が支弁する経費に対し国がその2分の1を負担する。 小規模グループによるケアや地域小規模児童養護を推進している児童養護施設等には職員を加配する。		－	小規模グループケア等に対する職員の加配により、施設の小規模化を促進し、子どもの支援の質を図ることができると見込んでいる。		667	
(5) 民間社会福祉事業助成費補助金 (昭和50年度)		0.09億円 (0.09億円)	0.09億円 (0.09億円)	0.09億円	－	児童委員に対しての地域福祉活動研修会等を開催し、全国各地で実施している活動、経験の交流等を図るとともに、主任児童委員と地区担当の児童委員の連携が図られるよう適切な資料を作成し配布する、また、通信制により児童福祉司の人材養成を行う。		－	児童委員等が地域福祉活動を活発に展開できるよう、児童委員の資質の向上を図るとともに、児童福祉司の人材養成を行うことは、児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応に寄与する。		668	
(6) 児童虐待・DV対策等総合支援事業 (平成17年度)		21億円 (19億円)	21.7億円 (21.7億円)	36.5億円	1.2,3,4	都道府県が次の事業を実施する場合に要する経費の補助を行う。 ①児童虐待防止対策支援事業、②ひきこもり等児童福祉対策事業、③児童家庭支援センター運営等事業、④里親支援機関事業、⑤基幹的職員研修事業、⑥児童養護施設等の職員の資質向上のための研修事業、⑦児童養護施設の退所者等の就業支援事業、⑧身元保証人確保対策事業、⑦婦人相談員活動強化事業、⑧売春防止活動・DV対策機能強化事業、⑨児童虐待防止医療ネットワーク事業		－	児童虐待・DV対策等総合支援事業の補助を行うことにより、虐待等を受けた子ども等に対する都道府県の取組を促進し、一層の支援を図ることができると見込んでいる。 また、婦人相談員活動強化事業や売春防止・DV対策機能強化事業を実施することにより、休日夜間の電話相談や都道府県内で、関係機関のネットワークの構築等が行われ、配偶者による暴力被害者等の相談、保護及び支援体制整備の促進を図ることができると見込んでいる。		669	
(7) 要保護児童対策費の共通経費 (一)		0.06億円 (0.02億円)	0.06億円 (0.03億円)	0.06億円	－	要保護児童の保護や自立支援の推進に必要な会議、検討会、研修会等の開催に当たって必要となる旅費、謝金、印刷製本費、会議費等を支出する。		－	要保護児童の保護や自立支援の推進を図るための会議、検討会、研修会等の開催に係る委員等の出席旅費・謝金の支出、資料等の印刷製本等を行うことにより、全国の自治体等における要保護児童関係業務の円滑な実施に寄与することができると見込んでいる。		670	
(8) 保健福祉調査委託費 (平成20年度)		0.4億円 (0.4億円)	0.36億円 (0.35億円)	0.35億円	－	下記の調査を事業者に委託し、得られた調査結果を報告書としてまとめる。 ①施設運営等指針の手引書の作成、②親子関係再構築支援の推進、③社会的養護の第三者評価等の推進、④ファミリーホームの設置運営の推進、⑤婦人相談所ガイドラインの策定等、⑥ワーキンググループ・編集委員会の設置・運営等について		－	児童養護施設等の児童福祉施設や婦人相談所等で活用・実施することになる、①施設運営等指針の手引書の作成、②親子関係再構築支援の推進、③社会的養護の第三者評価等の推進、④ファミリーホームの設置運営の推進、⑤婦人相談所ガイドラインの策定等について、調査・検討を進めるものであり、全国の児童福祉施設等での保護及び支援体制の整備の促進を図ることができると見込んでいる。		671	
(9) 児童虐待防止対策費 (平成20年度)		0.29億円 (0.21億円)	0.29億円 (0.25億円)	0.28億円	－	児童虐待防止に係る広報啓発や、会議等の開催、委員等の出席旅費・謝金等の支出を行うことにより児童虐待防止対策関係業務の円滑な実施を図る。		－	国において関係機関、関係団体等と連携を図り、普及啓発等の活動を実施していくことは、児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応に寄与する。		672	
(10) 国立更生支援機関施設整備に必要経費 (大正8年度)		0.05億円 (0.04億円)	0.07億円 (0.04億円)	－	－	児童福祉法等に基づき、不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所させ、又は保護者の下から通わせて、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、将来社会の健全な一員となり得るよう自立を支援する国立児童自立支援施設において、入所児童の処遇等に必要施設整備を行う。		－	厚生労働省組織令に基づき設置されている国立児童自立支援施設(国立きぬ川学院、国立武蔵野学院)に必要な施設整備経費であり、入所児童等の処遇等に寄与することができると見込んでいる。		673	

	国立児童自立支援施設の運営に (11必要な経費 （大正8年度）	2億円 (1億円)	1.7億円 (1.5億円)	1.6億円	—	児童福祉法等に基づき、不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所させ、又は保護者の下から通わせて、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、将来社会の健全な一員となり得るよう自立を支援する国立児童自立支援施設及び全国の児童自立支援施設等で入所児童の支援に当たる職員を養成する児童自立支援専門員養成所を運営する。	—	厚生労働省組織令に基づき設置されている国立児童自立支援施設(国立きぬ川学院、国立武蔵野学院)に必要な運営経費であり、入所児童等の処遇や全国の児童自立支援施設等で働くことになる職員の養成等に寄与することができると見込んでいる。	674
	社会福祉施設等耐震化等臨時特 (12例交付金 （平成21年度）	27億円 (27億円)	97.2億円 (97.2億円)	—	—	自力で避難することが困難な方々が多く入所する社会福祉施設等の耐震化(高台移転を含む)及びスプリンクラー整備の促進、東日本大震災被災地での共生型福祉施設の整備の促進を行う。	—	虐待を受けた児童等が入所する乳児院や児童養護施設、DV被害を受けた女性等が入所する母子生活支援施設や婦人保護施設等の耐震化及びスプリンクラー整備を行うことで、入所児童等の適切な保護・支援に寄与することができると見込んでいる。	675

平成25年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(厚生労働省25(VI-5-1))

* 厚生労働省では、基本目標＞施策大目標＞施策目標を設定して、政策を実施している。

施策目標名	母子保健衛生対策の充実を図ること(Ⅵー5ー1)				担当部局名	雇用均等・児童家庭局母子保健課		作成責任者名	母子保健課長 桑島 昭文											
施策の概要	本施策は、妊産婦、乳幼児の安全の確保及び健康の増進に資することを目的として、各種相談・健康の保持・増進に関する事業を実施するものである。				政策体系上の位置付け	基本目標Ⅵ 男女がともに能力を発揮し、安心して子どもを産み育てることなどを可能にする社会づくりを推進すること 施策大目標Ⅵー5 母子保健衛生対策の充実を図ること														
予算書との関係	本施策は、予算書の以下の項に対応している。 (項)母子保健衛生対策費 平成25年度予算額:25,858,263千円				関連施策	—														
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)	母子保健法(昭和40年法律第141号)に基づき、国及び地方公共団体は、母性及び乳幼児の健康の保持及び増進に努めなければならないこととされ、母性並びに乳児及び幼児に対する保健指導、健康診査、医療その他の措置を講じている。同法では、市町村は、妊産婦や乳幼児への保健指導、健康診査等を行うこととされており、都道府県は、市町村が行う母子保健に関する事業の実施に関し、必要な指導や技術的援助等を行うものとされている。また、国は、近年の少子化や核家族化、女性の社会進出等に伴い、子どもが健やかに生まれ育つための環境作りの推進を図ることが重要な課題となっていることを踏まえ、その中心的役割を担う母子保健医療対策の充実強化のための総合的な施策等を実施している。 (関係する政府決定等) 「子ども・子育てビジョン」(平成22年1月29日閣議決定) 「国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針」(平成24年厚生労働省告示第430号) 「健やか親子21」(国民運動計画)(平成13年～)				政策評価実施予定時期(評価予定表)	<table><tr><td>2 4</td><td>2 5</td><td>2 6</td><td>2 7</td><td>2 8</td></tr><tr><td>モ二</td><td>実績</td><td>モ二</td><td>モ二</td><td>モ二</td></tr></table>					2 4	2 5	2 6	2 7	2 8	モ二	実績	モ二	モ二	モ二
2 4	2 5	2 6	2 7	2 8																
モ二	実績	モ二	モ二	モ二																
測定指標 (定量的)	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値		最新値	年度	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠											
1 不妊専門相談センターを設置する自治体数	—	—	全都道府県・指定都市・中核市	平成26年度	—	—	61都道府県市	平成24年度	・「子ども・子育てビジョン」(平成22年1月29日閣議決定)において、妊娠、出産、子育ての希望が実現できる社会へ向けて、安心して妊娠・出産できるよう、平成26年度までに当該センターを全都道府県、指定都市、中核市で整備するとの数値目標が掲げられていることを踏まえ、当該目標を設定した。 ・厚生労働省調べ											
(参考)測定指標	平成20年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度											
—	—		—		—		—		—											
達成手段 (開始年度)	補正後予算額(執行額) 23年度・24年度		25年度 当初 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要			達成手段 の目標 (25年度)	施策目標達成への寄与の内容			平成25年度行政事業 レビュー事業番号								
(1) 母子保健医療対策等総合 支援事業(平成17年度)	98.7億円 (95.8億円)	105.1億円 (104.1億円)	92.3億円	1	次の事業を実施している。 ①健やかな妊娠等サポート事業、②子どもの心の診療ネットワーク事業、③療育指導事業、④生涯を通じた女性の健康支援事業、⑤不妊に悩む方への特定治療支援事業 ○実施主体:①～② 都道府県(補助率:定額) ○実施主体:③ 都道府県・指定都市・中核市・保健所設置市・特別区(補助率:1/3) ○実施主体:④～⑤ 都道府県・指定都市・中核市(補助率:1/2)			—	妊産婦及び乳幼児に対して、各種相談、健康の保持増進に関する当該事業を実施することにより、妊産婦、乳幼児の安全の確保及び健康の増進に資すると見込んでいる。			676								

	結核児童日用品費等給付 (2)事業(昭和33年度(一部昭和34年度))	0.01億円 (0.01億円)	0.01億円 (0.01億円)	0.01億円	○対象者: ① 学習品等:結核児童であって、その治療に特に長期間を要するもので、医師が入院を必要と認めたもの。 ② 身体の発育が未熟のまま出生した乳児であって、正常児が出生時に有する諸機能を得るに至るまでのものであり、医師が入院養育を必要と認めたもの ○給付内容:①学習品、日用品、②移送費 ○実施主体:①都道府県、指定都市、中核市、②市区町村 ○補助率:1/2 ※24年度以前の②の実施主体は「都道府県、指定都市、中核市、保健所設置市、特別区」 「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」において平成25年4月1日より都道府県・政令市・特別区から市区町村へ権限移譲	—	長期の入院治療を要する結核児童に必要な学習品等を支給すること、及び未熟児への医療の給付に際して、移送が必要な場合に、移送に要する額を支給することにより、乳幼児の安全の確保及び健康の増進に資すると見込んでいる。	677
	(3)未熟児養育費負担金(昭和33年度)	33.1億円 (33.1億円)	33.9億円 (33.9億円)	34.7億円	○対象者:身体の発育が未熟のまま出生した乳児であって、正常児が出生時に有する諸機能を得るに至るまでのものであり、医師が入院養育を必要と認めたもの ○給付内容:未熟児の養育医療にかかる自己負担の一部を補助 ○実施主体:市区町村 ○補助率:1/2 ※24年度以前の実施主体は「都道府県、指定都市、中核市、保健所設置市、特別区」 「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」において平成25年4月1日より都道府県・政令市・特別区から市区町村へ権限移譲	—	養育の困難な未熟児に対し、必要な医療の給付に要する経費を補助することにより、乳幼児の安全の確保及び健康の増進に資すると見込んでいる。	678
	(4)結核児童療育費負担金(昭和34年度)	0.04億円 (0.07億円)	0.03億円 (0.03億円)	0.03億円	○対象者:結核児童であって、その治療に特に長期間を要するもので、医師が入院を必要と認めたもの ○給付内容:結核治療にかかる医療費の自己負担の一部を補助 ○実施主体:都道府県、指定都市、中核市 ○補助率:1/2	—	長期の入院治療を要する結核児童の療育の給付を行うのに必要な経費を補助することにより、乳幼児の安全の確保及び健康の増進に資すると見込んでいる。	679
	在宅福祉事業費補助金 (5)((項)母子保健衛生対策費) (平成17年度)	0.46億円 (0.15億円)	0.46億円 (0.43億円)	0.46億円	○対象者 小児慢性特定疾患治療研究事業の認定者であり、かつ用具の給付要件を充たす者 ○給付内容 用具の給付(便器、特殊マット、特殊便器、特殊寝台、歩行支援用具、入浴補助用具、特殊尿器、体位変換器、車いす、頭部保護帽、電気式たん吸引器、クールベスト、紫外線カットクリーム、ネブライザー(吸入器)、パルスオキシメーター) ○実施主体:市区町村 ○補助率:1/2(市及び福祉事務所を設置する町村1/2)(福祉事務所を設置していない町村1/4、県1/4)	—	日常生活を営むのに著しく支障のある在宅の小児慢性特定疾患児に対し日常生活用具を給付することにより、乳幼児の安全の確保及び健康の増進に資すると見込んでいる。	680
	(6)小児慢性特定疾患治療研究事業(昭和43年度)	127.9億円 (123.5億円)	129.5億円 (129.4億円)	129.5億円	○対象者:18歳未満(引き続き治療が必要と認められる場合には、20歳未満)の児童が厚生労働大臣が定める疾患(11疾患群、514疾病が対象)に罹った場合 ○給付内容:小児慢性特定疾患の治療にかかる医療費の自己負担の一部を補助する ○実施主体:都道府県、指定都市、中核市 ○補助率:1/2	—	小児期に小児がん等の特定の疾患に罹患し、長期間の療養を必要とする児童等の健全育成の観点から、患児家庭の医療費の負担軽減を図ることにより、乳幼児の安全の確保及び健康の増進に資すると見込んでいる。	681
	(7)母子保健衛生対策の推進に必要な経費(平成20年度)	0.19億円 (0.15億円)	0.17億円 (0.11億円)	0.36億円	○母子保健医療対策 ○健やか親子21推進等対策 等に対する検討会・調査委託等の実施	—	母子保健衛生対策に係る会議の開催、委員等の出席旅費・謝金の支出等を行うことにより、母子保健衛生対策業務の円滑な実施を図られ、妊産婦、乳幼児の安全の確保及び健康の増進に資すると見込んでいる。	682
	(9)代謝異常児等特殊ミルク供給事業(昭和55年度)	—	—	1.2億円	○給付内容 (1)品質の管理等 特殊ミルクの品質管理を行う。 (2)特殊ミルクの安定供給事業 患児に対する適切な供給が行われるよう、特殊ミルクの製造及び確保を行う。 (3)特殊ミルクの広報事業 特殊ミルク及び先天性代謝異常児等に関する情報の収集、管理及び提供を行う。 ○実施主体:社会福祉法人恩賜財団母子愛育会、民間企業(株式会社明治、森永乳業株式会社、雪印メグミルク株式会社)(補助率:定額)	—	先天性代謝異常等に罹患している児童に対し、特殊ミルクの供給体制を整備して必要量の確保を図り、障害の発生を予防することにより、乳幼児の安全の確保及び健康の増進に資すると見込んでいる。	新25-055

平成25年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(厚生労働省25 (VI-6-1))

*厚生労働省では、基本目標＞施策大目標＞施策目標を設定して、政策を実施している。

施策目標名	ひとり親家庭の自立のための総合的な支援を図ること(政策目標VI－6－1)				担当部局名		雇用均等・児童家庭局家庭福祉課		作成責任者名		家庭福祉課長 小野太一									
施策の概要	本施策は、子育て・生活支援策、就業支援策、養育費の確保策、経済的支援策といった総合的な施策を実施して、ひとり親家庭の自立支援の推進を図っている。				政策体系上の位置付け		基本目標VI 男女がともに能力を発揮し、安心して子どもを産み育てることなどを可能にする社会づくりを推進すること 施策大目標VI－6 ひとり親家庭の自立を図ること													
予算書との関係	本施策は、予算書の以下の項に対応している。 (項)母子家庭等対策費[平成25年度予算額:192,079,330千円]				関連施策		－													
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)	平成14年に母子及び寡婦福祉法を改正し、国が策定した「母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針」に基づき、①「子育て・生活支援策」、②「就業支援策」、③「養育費確保策」、④「経済的支援策」の4本柱により、総合的な自立支援を行っている。 また、「子ども・子育てビジョン」(平成22年1月29日閣議決定)においても、これらに充実が課題とされている。 さらに、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」(平成25年法律第64号)が成立し、ひとり親家庭の貧困に対応するためにも、支援施策の強化が求められている。								政策評価実施予定 時期(評価予定表)		24		25		26		27		28	
											モニ		モニ		モニ		モニ		実績	
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値		最新値		測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠											
		基準年度		目標年度	24年度	25年度		年度												
1 自立支援教育訓練給付金事業の実施自治体の割合	88.7%	平成20年度	100%	平成26年度	－	－	90.0%	平成23年度	「子ども・子育てビジョン」において、自立支援教育訓練給付金事業を平成26年度までに全都道府県・市・福祉事務所設置町村で実施することとされているので、当該測定指標の選定及び目標値の設定を行った。											
2 高等技能訓練促進費等事業の実施自治体数の割合	74.3%	平成20年度	100%	平成26年度	－	－	90.4%	平成23年度	「子ども・子育てビジョン」において、高等技能訓練促進費等事業を平成26年度までに全都道府県・市・福祉事務所設置町村で実施することとされているので、当該測定指標の選定及び目標値の設定を行った。											
3 母子自立支援員の配置数	－	－	前年度以上	毎年度	－	－	1,601人	平成23年度	母子家庭等の相談に応じ、その自立に必要な情報提供及び指導や、職業能力の向上及び求職活動に関する支援を行う母子自立支援員の配置が必要であり、母子家庭等の自立のための総合的な支援の充実が図れるため、当該測定指標の選定及び目標値の設定を行った。											
4 養育費相談支援センターへの相談件数	－	－	前年度以上	毎年度	－	－	5,382件	平成23年度	本事業の相談件数を増やすことにより、相談による支援が推進され、養育費確保の促進につながること、また、平成24年4月より施行される民法一部改正法において、協議離婚で定めるべき「子の監護について必要な事項」として、子の監護費用や面会交流が明示されたことから、当該測定指標の選定及び目標値の設定を行った。											
測定指標	目標			目標年度	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠															
－	－			－	－															
(参考)測定指標	平成20年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度											
－	－		－		－		－		－											

達成手段 (開始年度)	補正後予算額(執行額)		25年度 当初 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要	達成手段 の目標 (24年度)	施策目標達成への寄与の内容	平成25年度行政事業 レビュー事業番号
	23年度	24年度						
(1) 児童扶養手当 (昭和36年度)	1,767億円 (1,687億円)	1,768.9億円 (1699.2億円)	1,772.5億円	—	離婚によるひとり親世帯等、児童(障害児の場合は20歳未満)を監護する母、監護し、かつ生計を同じくする父又は養育する者に対して児童扶養手当を支給。	—	母子世帯の総所得は年間252. 3万円であり、「全世帯」の47%、「児童のいる世帯」の38%に過ぎないが、児童扶養手当を支給することで、ひとり親世帯への所得保障を行い、ひとり親世帯の生活の安定と自立の促進を図ることができる。	683
(2) 母子家庭等対策総合支援事業 (平成15年度)	35億円 (35億円)	36.5億円 (36.5億円)	97.3億円	1、2	・雇用保険の受給資格のない母子家庭の母が、教育訓練講座を受講し、修了した場合に、その経費の一部(受講料の2割相当額(上限10万円)を支給する「自立支援教育訓練給付金事業」を実施。 ・看護師等の経済的自立に効果的な資格を取得するため、養成機関に通う際の生活費の負担軽減を図る「高等技能訓練促進事業」を実施。	—	母子世帯の総所得は年間252. 3万円であり、「全世帯」の47%、「児童のいる世帯」の38%に過ぎないが、当該事業を実施することにより、十分な収入が得られる就業に結びつけることができる。	684
(3) 養育費確保支援事業委託費 (平成19年度)	0.6億円 (0.6億円)	0.59億円 (0.59億円)	0.57億円	4	・母子家庭等に対する養育費相談を実施するとともに、養育費専門相談員等を対象とした養育費に関する研修の実施、養育費に関する情報提供等を実施。	—	平成23年度全国母子世帯等調査では、離婚母子家庭のうち養育費について取り決めをしている割合が約38%、現在も受給している割合が約20%にとどまっているが、当該事業の実施により、養育費の確保が推進される。	685
(4) 母子寡婦福祉貸付金 (昭和28年度)	52億円 (52億円)	50.4億円 (44.2億円)	50.4億円	—	母子家庭及び寡婦に対し、生活に必要な資金やその子の修学に必要な資金等について貸付を実施。	—	母子家庭等については、経済的な基盤が弱いことが多く、当該制度の実施により、そのような母子家庭等の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせてこれらの児童等の福祉を増進することができる。	686
(5) 母子家庭等自立支援対策費 (—)	0.03億円 (0.02億円)	0.03億円 (0.01億円)	0.03億円	3	・自治体に対して、母子家庭の自立支援の推進に必要な会議、検討会、研修会等の開催に当たって必要となる旅費、謝金、印刷製本費、会議費等を支出する。	—	母子及び寡婦福祉関係業務に係る会議等の開催に必要な経費を支出するものであり、母子及び寡婦の保護や自立支援が推進される。	687

平成25年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(厚生労働省25(VII-1-1))

*厚生労働省では、基本目標＞施策大目標＞施策目標を設定して、政策を実施している。

施策目標名	生活困窮者に対し適切に福祉サービスを提供すること(施策目標Ⅶ-1-1)					担当部局名	社会・援護局保護課		作成責任者名	社会・援護局保護課長 大西 証史														
施策の概要	本施策は、生活困窮者の自立を適切に助長し、保護を適正に実施するために実施している。					政策体系上の位置付け	基本目標Ⅶ ナショナル・ミニマムを保障し、利用者の視点に立った質の高い福祉サービスの提供等を図ること																	
予算書との関係	本施策は、予算書の以下の項に対応している。 (項)生活保護費 28614億円					関連施策	—																	
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)	生活保護法(昭和25年法律第144号)第1条において、この法律は、日本国憲法第25条に規定する理念に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とすることが規定されている。								政策評価実施予定 時期(評価予定表)	<table><tr><td>2 4</td><td>2 5</td><td>2 6</td><td>2 7</td><td>2 8</td></tr><tr><td>実績 (WG)</td><td>モ二</td><td>モ二</td><td>モ二</td><td>モ二</td></tr></table>					2 4	2 5	2 6	2 7	2 8	実績 (WG)	モ二	モ二	モ二	モ二
2 4	2 5	2 6	2 7	2 8																				
実績 (WG)	モ二	モ二	モ二	モ二																				
測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値		最新値	年度	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠															
1 自立支援プログラムの策定数	3,955	平成23年度	前年度以上	毎年度	前年度以上	前年度以上	3,955	平成23年度	生活保護受給者の自立を助長するため、各自治体において生活保護受給者の状況に応じた自立支援プログラムを策定し、計画的かつ効果的に支援を実施している。この取組が確実に行われているかを評価するため、本指標を選定している。															
2 自立支援プログラムの各年度の参加者数	286,066人	平成23年度	前年度以上	毎年度	平成23年度	前年度以上	286,066人	平成23年度	生活保護受給者の自立を助長するため、各自治体において生活保護受給者の状況に応じた自立支援プログラムを策定し、計画的かつ効果的に支援を実施している。この取組が確実に行われているかを評価するため、本指標を選定している。															
3 自立支援プログラムにより就職・増収した者の数	36,314人	平成23年度	前年度以上	毎年度	前年度以上	前年度以上	36,314人	平成23年度	生活保護受給者の自立を助長するため、各自治体において生活保護受給者の状況に応じた自立支援プログラムを策定し、計画的かつ効果的に支援を実施している。この取組が確実に行われているかを評価するため、本指標を選定している。															
4 住宅手当(平成25年度より住宅支援給付)受給中に常用就職した者の割合	37.3%	平成23年度末時点	前年度末時点以上	毎年度	前年度末時点以上	前年度末時点以上	37.3%	平成23年度末時点	住まいのない離職者の方等が住まいを確保し、安定して就職活動ができるように家賃相当額を給付している。この取組が、離職者の方等の就職につながっているかを評価するため、本指標を選定している。															
5 指導監査対象福祉事務所に対する監査実施数	—	—	100%	毎年度	100%	100%	96.2%	平成23年度	最後のセーフティネットである生活保護が適正に機能するよう、生活保護指導職員を都道府県等に配置し、毎年度管内福祉事務所に対して指導監査を実施している。この取組が確実に行われているかを評価するため、本指標を選定しています。															
測定指標	目標			目標年度	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠																			

	-	-	-	-				
(参考)測定指標	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度			
	-	-	-	-	-			
達成手段 (開始年度)	補正後予算額(執行額)		25年度 当初 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要	達成手段 の目標 (25年度)	施策目標達成への寄与の内容	平成25年度行政 事業レビュー事業 番号
	23年度	24年度						
(1)生活保護指導監査委託費(昭和30年度)	21億円	20億円	20億円	5	都道府県等に配置された生活保護指導職員が、管内全福祉事務所に対して指導監査を実施し、濫給防止(不正受給の防止等)、漏給防止(適切な面接相談の実施等)、自立支援について指導する。	指導監査対象福祉事務所に対する監査実施数	各都道府県等に生活保護指導職員を配置し、その管内福祉事務所に対する指導監査体制の整備強化を図ることで、最後のセーフティネットである生活保護が、各福祉事務所において適正に行われると見込んでいる。	688
(2)保護費負担金(昭和6年度)	26,934億円	精査中	28,224億円	1,2,3,4	利用し得る資産、稼働能力、他法他施策などを活用しても、なお最低限度の生活を維持できない者に対し、必要に応じた生活、住宅、教育、介護、医療、出産、生業、葬祭の各扶助を行う。	生活保護費負担金については、生活に困窮する者に対し最低限度の生活を保障するための費用であり、被保護人員数などについて目標等を設定することは適切でないため、定量的な成果目標を設けることは困難である。	利用し得る資産、稼働能力、他法他施策などを活用してもなお最低限度の生活を維持できない者に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行うことで、その最低限度の生活を保障するとともにその自立の支援につながると見込んでいる。	689
(3)中国残留邦人生活支援給付金(平成20年度)	92億円(集計中)	92億円	93億円	-	満額の老齢基礎年金等の支給対象となる中国残留邦人等とその配偶者に対し、世帯の収入が一定の基準に満たない者について、支援給付を支給する。 支援給付は、生活支援給付、住宅支援給付、医療支援給付、介護支援給付などの各種支援給付を実施する。 (国費負担3／4、県又は市負担1／4)	-	老齢基礎年金等を受給してもなお生活の安定が図れない中国残留邦人等に対し、公的年金制度による対応を補完するための支援給付を支給することで、永住帰国者の自立の支援につながると見込んでいる。	690
(4)保護施設事務費負担金(昭和6年度)	276億円	精査中	278億円	-	被保護者を救護施設等の保護施設に入所又は利用させ、生活困窮者の最低限度の生活の保障をするとともにその自立を図る。	保護施設事務費負担金については、被保護者を施設に入所又は通所させることにより最低生活を保障するための経費であり、入所人員数などについて目標値を定めることは適切ではないため、定量的な成果目標等を設定することは困難である。	救護施設等の保護施設に被保護者を入所又は利用させることで、生活困窮者の最低限度の生活の保障をするとともにその自立の支援につながるものと見込んでいる。	691

(厚生労働省25(VII-2-1))

(厚生労働省25(VII-2-1))

施策目標名	地域社会のセーフティネット機能を強化し、地域の要援護者の福祉の向上を図ること〔施策目標Ⅶ－2－1〕					担当部署名	社会・援護局地域福祉課		作成責任者名	地域福祉課長 矢田 宏人（測定指標3については、福祉基盤課長 友藤 智朗）														
施策の概要	本施策は、地域社会のセーフティネット機能を強化し、地域の要援護者の福祉の向上を図るために実施している。					政策体系上の位置付け	基本目標Ⅶ ナショナル・ミニマムを保障し、利用者の視点に立った質の高い福祉サービスの提供等を図ること 施策大目標2 地域社会のセーフティネット機能を強化し、地域の要援護者の福祉の向上を図ること																	
予算書との関係	本施策は、予算書の以下の項におおむね対応している。 （項）地域福祉推進費 〔平成25年度予算額：254.5億円の内数〕					関連施策	－																	
施策の背景・枠組み （根拠法令、政府決定、関連計画等）	○ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法（平成14年法律第105号）により、 ・厚生労働大臣及び国土交通大臣は、ホームレスの自立の支援等に関する基本方針を策定する。 ・都道府県は、必要に応じて当該施策を実施するための計画を策定する。 ・国は、ホームレスの自立支援等に関する施策の策定及び実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、ホームレスの実態に関する全国調査を行う。 なお、ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法は、10年間の時限立法であったが、昨年6月に、引き続き計画的かつ着実にホームレス対策に取り組んでいくため、その期間が5年間延長されたところである。								政策評価実施予定時期（評価予定表）	<table><tr><td>2 4</td><td>2 5</td><td>2 6</td><td>2 7</td><td>2 8</td></tr><tr><td>モ二</td><td>実績</td><td>モ二</td><td>モ二</td><td>モ二</td></tr></table>					2 4	2 5	2 6	2 7	2 8	モ二	実績	モ二	モ二	モ二
2 4	2 5	2 6	2 7	2 8																				
モ二	実績	モ二	モ二	モ二																				
測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値		最新値	年度	測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠															
1 全国のホームレスの数（人）	9,576	平成24年（年単位で全国調査を行うため、年度でなく年とする）	前年以下（年単位で全国調査を行うため、年度でなく年とする）	毎年（年単位で全国調査を行うため、年度でなく年とする）	前年以下（年単位で全国調査を行うため、年度でなく年とする）	前年以下（年単位で全国調査を行うため、年度でなく年とする）	9,576	平成24年（年単位で全国調査を行うため、年度でなく年とする）	都道府県及び市町村において、ホームレスの自立支援等に関する基本方針に基づき、ホームレスやホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者の自立を支援するために、ホームレス自立支援事業やホームレス総合相談推進事業等を実施している。これらの施策における取組が、効果的にホームレスの自立が図られているか評価するため、本指標を選定している。 ・ホームレス対策について URL： http://www.mhlw.go.jp/bunya/seikatsuhogo/homeless.html															
ホームレス自立支援センター退所2 者のうち、就労及び福祉制度等の利用により退所した者の割合（％）	68%	平成23年度	60％以上	－	60％以上	60％以上	68%	平成23年度	ホームレス総合相談推進事業等を通してホームレス自立支援センターに入所した者のうち、就労及び福祉制度等の利用により自立を果たしているかを評価するため、本指標を選定している。															
3 福祉サービスに関する苦情受付件数に占める解決件数の割合（％）	96%	平成23年度	95％以上	－	95％以上	95％以上	96%	平成23年度	福祉サービス利用者の苦情解決を図るため、事業者レベルでの苦情解決の仕組みを設けるとともに、ここで解決できなかった問題の解決を目的として都道府県社会福祉協議会に「運営適正化委員会」を設置している。 本指標は、社会福祉法人全国社会福祉協議会調査によるもので、運営適正化委員会における苦情受付件数に占める解決件数の割合を記載している。※出典：都道府県運営適正化委員会苦情受付・解決状況（全国社会福祉協議会編）															
4 日常生活自立支援事業の新規契約締結件数（件）	10,933	平成23年度	前年度以上	毎年度	前年度以上	前年度以上	10,933	平成23年度	日常生活自立支援事業利用契約件数は事業創設以来、継続して増加傾向で推移している。また、契約者の半数以上が認知症高齢者であることから、高齢化の進展による需要の増加や多様化が見込まれ、きめ細かな対応を図るために、現状の把握に努めていく必要がある。 ・日常生活自立支援事業 URL： http://www.mhlw.go.jp/bunya/seikatsuhogo/chiiki-fukusi-yougo.html															
測定指標	目標			目標年度	測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠																			
5 ホームレスの基本方針の見直し	新基本方針の告示			平成25年度	本基本方針の運営期間は、5年間（平成20年7月31日から平成25年7月30日まで）であり、策定後5年後を目途に見直しをすることとしているため。																			

(参考) 測定指標		平成20年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度			
-		-		-		-		-		-			
達成手段 (開始年度)		補正後予算額(執行額)		25年度 当初 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要	達成手段 の目標 (25年度)	施策目標達成への寄与の内容	平成25年度行政事 業レビュー事業番号				
		23年度	24年度										
(1) ホームレス実態調査(平成14年度)		1.35億円	0.22億円	0.15億円	1.2	ホームレスの支援等に関する基本方針に基づき、「都市公園、河川、道路、駅舎その他の施設を故なく起居の場所として日常生活を営んでいる者」を対象として、国が各都道府県に対しホームレスの人数の調査を委託し、各都道府県の管内市町村が調査を実施する。	全国のホームレス数を把握するための事業であり、成果を数値化するのには困難。	ホームレスの実態を全国的に調査することで、ホームレスの自立の支援等に関する施策の策定及び実施に資することを目的としている。	697				
(2) セーフティネット支援対策等事業費補助金(平成17年度)		200億円の内数	237億円の内数	250億円の内数	3.4	地域社会の支えを必要とする要援護世帯に対する様々な支援サービスを実施するための地域社会のセーフティネット機能の強化を図るためのひとつとして、都道府県社会福祉協議会に運営適正化委員会を設置し、福祉サービスに関する苦情解決の申し出があったときは助言を行い、調査等を実施し、利用者の処遇に関して不当な行為が行われているおそれがある場合には都道府県知事に通知する。また、利用者と社会福祉協議会の契約に基づき、認知症などにより日常生活を営むのに支障がある者に対して、福祉サービスの利用相談、利用手続き又は費用の支払いに関する便宜を供与することなどの援助を行う。	運営適正化委員会における苦情受付件数に占める解決件数の割合を95%以上とする。日常生活自立支援事業の新規契約締結件数を前年度以上とする。	福祉サービスに関する苦情について相談に応じ、申出人に必要な助言及び苦情に係る事情の調査等を実施し、地域の要援護者の福祉の向上を図る。また、認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等のうち判断能力が不十分な者に対して、福祉サービスの利用に関する援助等を行うことにより、地域において自立した生活が送れるよう支援することを目的としている。	692				
(3) 緊急雇用創出事業臨時特例交付金(平成21年度)		0.47億円	0.48億円	-	-	各都道府県に基金を造成し、住宅手当(平成25年度より住宅支援給付)の給付や住宅確保・就労支援員を配置する。	住宅手当(平成21年10月から実施)受給中に常用就職した者の割合(%)について前年度末時点以上とする。	住まいのない離職者の方等が住まいを確保し、安定して就職活動ができるように家賃相当額を給付し、離職者等の就職につなげる。	693				
(4) 生活保護に関する調査事業(昭和26年度)		0.9億円	1億円	1.3億円	-	被保護世帯の家計の収支及びその内容について調査研究を行う。	被保護世帯の家計の収支及びその内容の調査等を行っている事業のため、成果目標を立てることは困難である。	被保護世帯の家計の収支及びその内容について調査研究を行うことで、生活保護制度の企画運営をするにあたって、より効果的な実施を図る。	696				
(5) 日本赤十字社救護業務費等補助金		0.4億円	0.4億円	0.39億円	—	(1) 旧日本赤十字社救護看護婦等慰労給付金支給事務費 受給者数: 957(H23実績) (2) 日本赤十字社救護員養成事業費 研修受講人数: 894人(H23実績)	戦時衛生勤務に服した旧日本赤十字社従軍看護婦等に対する慰労給付金支給事務及び非常災害時における医療救護活動等に備えた研修事業という事業内容に鑑み、これらの数値を成果目標とすることは適切でない。	非常災害及び武力攻撃事態等における救護活動等の円滑な実施を図る。	694				
(6) 社会福祉行政事務企画指導等経費		2.59億円	2.59億円	2.73億円	—	社会・援護局(社会)において所掌する福祉事務所、社会福祉事業等の社会福祉に関する基本的な政策の企画、立案及び調整を図るとともに、災害救助・救援に係る調整、要保護者の保護・調査、生活保護法の施行に関する指導監査、ホームレス対策等の地域福祉に関する体制の整備、社会福祉士及び介護福祉士法の施行、福祉人材の確保を図るために国において行う制度の企画、立案、調整等の事務を実施するために必要な経費。	当該経費には、旅費・謝金・印刷製本費・システム開発など多様な性質を持つ経費が混在しているため、統一的な成果目標を立てるのには適さない。	社会・援護局(社会)において所掌する福祉事務所、社会福祉事業等の社会福祉に関する基本的な政策の企画、立案及び調整を図るとともに、災害救助・救援に係る調整、要保護者の保護・調査、生活保護法の施行に係る指導監査、ホームレス対策等の地域福祉に関する体制の整備、社会福祉士及び介護福祉士法の施行、福祉人材の確保のための企画、立案、調整等の事務の円滑な実施を図る。	695				

平成25年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(厚生労働省25(Ⅶ-3-1))

* 厚生労働省では、基本目標＞施策大目標＞施策目標を設定して、政策を実施している。

施策目標名	災害に際し応急的な支援を実施すること(施策目標Ⅶ-3-1)				担当部局名		社会・援護局災害救助・救援対策室		作成責任者名		災害救助・救援対策室長 乗越 徹哉															
施策の概要	本施策は、災害時の被災者等に対し適切な福祉サービスを提供するために行っている。				政策体系上の位置付け		基本目標Ⅶ ナショナル・ミニマムを保障し、利用者の視点に立った質の高い福祉サービスの提供等を図ること 施策大目標3 災害時の被災者等に対し適切な福祉サービスを提供すること																			
予算書との関係	本施策は、予算書の以下の項に対応している。 (項)災害救助等諸費[平成25年度予算額:542百万円] ①「災害救助法」に基づき、都道府県が支弁する応急救助費の一部負担 ②「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき都道府県が災害により死亡した者の遺族に対して支給する災害弔慰金等の一部負担 ③「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき地方公共団体が災害により被害を受けた世帯の世帯主に対して貸し付ける災害援護資金の原資の貸付け				関連施策		—																			
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)	①災害救助法により、国は災害に対して、地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力の下に、応急的に必要な救助を行い、被災者の保護と社会の秩序の保全を図ることとされている。 ②③災害弔慰金の支給等に関する法律により、市町村が自然災害により死亡した遺族に対して弔慰のために災害弔慰金を、精神又は身体に重度の障害を受けた者に対して災害障害見舞金をそれぞれ支給する。 ④国民保護法により、地方公共団体が武力攻撃事態等において国民の保護のための措置を的確かつ迅速に行うための救援に係る訓練を実施する。									政策評価実施予定 時期(評価予定表)		<table><tr><td>2 4</td><td>2 5</td><td>2 6</td><td>2 7</td><td>2 8</td></tr><tr><td>モ二</td><td>モ二</td><td>実績</td><td>モ二</td><td>モ二</td></tr></table>					2 4	2 5	2 6	2 7	2 8	モ二	モ二	実績	モ二	モ二
2 4	2 5	2 6	2 7	2 8																						
モ二	モ二	実績	モ二	モ二																						
測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値		最新値	年度	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠																	
					24年度	25年度																				
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-																	
測定指標	目標				測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠																					
	目標年度																									
災害が発生し又は発生する恐れが生じ、災害救助法が適用された場合における避難所の設置状況 ¹	-				災害が発生し、災害救助法が適用されるような場合(災害が発生する恐れがある場合も含む)においては、避難所を設置し、被災者等の安全を確保する必要があるため、本指標を設定した。 なお、避難者の人数に対して十分な数の避難所が設置された場合を想定しているが、災害の規模等様々な条件により、必要な設置数は異なる。																					
被害が発生してから避難所が設置されるまでの時間 ²	-				災害発生時には、速やかに避難所を設置し、被災者等の安全を確保する必要があるため、本指標を設定した。 なお、避難者の人数に対して十分な数の避難所が設置されるまでの時間を想定しているが、災害の規模等様々な条件により、避難所が設置されるまでに必要な時間が異なる。																					
(参考)測定指標	平成20年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度																	
-	-		-		-		-		-																	

達成手段 (開始年度)	補正後予算額(執行額)		25年度 当初 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要	達成手段 の目標 (25年度)	施策目標達成への寄与の内容	平成25年度行政事 業レビュー事業番号
	23年度	24年度						
(1) 災害救助費等負担金	4,579億円 (4,579億円)	845百万円 (829百万円)	202百万円	1.2	災害に際して地方公共団体等が行った災害救助等に要する費用の一部を国が負担する。	災害救助法に基づき、災害に際して地方公共団体等が行った災害救助等に要する費用の一部を国が負担するものであり、成果指標の設定になじまない	地方公共団体等が行う災害救助に対し、財政支援を行う。	698
(2) 災害弔慰金等負担金	486億円 (391億円)	155百万円 (155百万円)	140百万円		災害弔慰金等の支給	災害弔慰金等の支給に関する法律に基づき、自然災害によりお亡くなりになった方の御遺族に対し市町村が支給した災害弔慰金の費用の一部を国が負担するものであり、成果指標の設定になじまない。	地方公共団体が支給した災害弔慰金及び災害障害見舞金に対し、財政支援を行う。	699
(3) 災害援護貸付金	227億円 (196億円)	185百万円 (59百万円)	200百万円		(対象災害)都道府県内で災害救助法が適用された市町村が1以上ある自然災害(受給者)上記災害により、負傷又は住居、家財に被害を受けた者(貸付限度額)350万円(貸付原資負担)国2／3、都道府県・指定都市1／3	災害弔慰金等の支給に関する法律に基づき、災害により家財や住家に被害を受けた被災者に対し市町村が貸し付けた災害援護資金の一部を国が貸付するものであり、成果指標の設定になじまない。	地方公共団体が貸し付けた災害援護貸付金に対し、財政支援を行う。	700

平成25年度実施施策に係る政策評価の事前

(厚生労働省25(Ⅶ-4-1))

* 厚生労働省では、基本目標＞施策大目標＞施策目標を設定して、政策を実施している。

施策目標名	社会福祉に関する事業に従事する人材の養成確保を推進すること等により、より質の高い福祉サービスを提供すること(〔施策目標Ⅶ-4-1〕)					担当部局名	社会・援護局福祉基盤課		作成責任者名	福祉基盤課長 友藤 智朗														
施策の概要	本施策は、福祉・介護に従事する人材を養成し、利用者への福祉サービス基盤を整備するため実施している。					政策体系上の位置付け	基本目標Ⅶ ナショナル・ミニマムを保障し、利用者の視点に立った質の高い福祉サービスの提供等を図ること 施策大目標4 福祉サービスを支える人材養成、利用者保護等の基盤整備を図ること																	
予算書との関係	本施策は、予算書の以下の項に対応している。 (項)地域福祉推進費〔平成25年度予算額:144.5百万円〕 (項)社会福祉施設整備費[平成25年度予算額:16,453百万円] (項)社会福祉諸費[平成25年度予算額:37,543百万円] (項)障害保健福祉費[平成25年度予算額:4,610百万円] (項)独立行政法人福祉医療機構運営費[平成25年度予算額:3,251百万円]					関連施策	-																	
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)	人口減少社会を迎え、将来的な労働人口の減少が見込まれる一方で、介護が必要となる高齢者の増加が見込まれる。そのため、質の高い介護人材を安定的に確保することが重要な課題となっている。このような観点から、若い人材の福祉・介護分野への参入を促進し、その定着を図るため、修学資金貸付事業を実施している。この事業は、社会福祉士及び介護福祉士養成施設等の学生に対し、在学期間中、修学資金の貸付を行い、卒業後に5年間介護等の業務に従事すれば、返還を免除するもので、都道府県が実施主体となっている。								政策評価実施予定 時期(評価予定表)	<table><tr><td>24</td><td>25</td><td>26</td><td>27</td><td>28</td></tr><tr><td>モニ</td><td>モニ</td><td>モニ</td><td>実績</td><td>モニ</td></tr></table>					24	25	26	27	28	モニ	モニ	モニ	実績	モニ
24	25	26	27	28																				
モニ	モニ	モニ	実績	モニ																				
測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値		最新値	年度	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠															
1 介護福祉士登録者数	811,440	平成21年度	前年度以上	毎年度	前年度以上	前年度以上	1,085,994	平成24年度	・福祉・介護人材の安定的に確保するため、当該数値を測定目標とした。なお、本施策による効果以外の要因も考えられるため、年度ごとの目標値の設定は行っていないが、前年度を上回る指標を目標としている。 ※出典:(公財)社会福祉振興・試験センター															
2 社会福祉士登録者数	122,138	平成21年度	前年度以上	毎年度	前年度以上	前年度以上	157,463	平成24年度	・福祉・介護人材の安定的に確保するため、当該数値を測定目標とした。なお、本施策による効果以外の要因も考えられるため、年度ごとの目標値の設定は行っていないが、前年度を上回る指標を目標としている。 ※出典:(公財)社会福祉振興・試験センター															
測定指標	目標			目標年度	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠																			
-	-			-	-																			
(参考)測定指標	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度																			
-	-	-	-	-	-																			

達成手段 (開始年度)	補正後予算額(執行額)		25年度 当初 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要	達成手段 の目標 (25年度)	施策目標達成への寄与の内容	平成25年度行政事 業レビュー事業番号
	23年度	24年度						
(1) 地域福祉活動支援事業	76百万円	93百万円	79百万円		社会福祉法に基づき設置されている全国社会福祉協議会において実施する生活福祉資金貸付制度の適正な運営のための体制整備、民生委員・児童委員に対する日常生活についての指針となる各種資料の提供等の情報支援や互助事業の実施、各地域における様々な民間相談機関の相談員等に対する実践力強化等のための研修、ボランティア活動に対する国民の理解を深める取り組み等の事業に対して補助する。(補助率100%)	民生委員・児童委員に対する情報提供や、地域の中核的相談員等の研修を支援するための事業であり、成果を数値化するのは困難。	ボランティア活動の振興や民生委員活動の充実等を図ることにより、地域福祉の総合的な推進を図る。	701
(2) 就労系施設生産活動推進事業	17百万円	17百万円	17百万円		● 発注者側(国・民間企業等)に対し、全国の就労系事業所の物品販売・役務提供の内容、連絡先、受注可能数等、発注を行うために必要な情報発信をする事業 ● 就労系施設の製品開発、販売促進、品質管理等についての指導・研修を実施する事業 ● 就労系施設製品の販路の拡大並びに受注の安定を図るため、展示販売を行う事業	事業内容が情報発信、商品開発援助、展示販売等であるため、定量的な成果目標を設定するのにそぐわない。	就労系事業所の官公需・民需に係る製品等の受注の確保を図り、就労系事業所利用者の就労機会の促進を期するとともに、国・地方公共団体からの官公需の発注を促進させる。	702
(3) 中央福祉人材センター運営事業費	39百万円	38百万円	35百万円	1, 2	社会福祉法に基づき設置されている中央福祉人材センターにおいて実施する全国的な福祉人材情報システムの運営や、各都道府県福祉人材センターの職員研修会や全国会議、ブロック会議の開催、また福祉・介護分野の人材確保にかかる調査等に補助することにより、福祉・介護人材の確保に関するノウハウの伝達に努め、各都道府県福祉人材センターの業務を支援する。	福祉人材情報システムにおける採用者数を前年度以上とする。	社会福祉事業従事者の確保を図ることを目的として設置された都道府県福祉人材センター等の業務に関する連絡及び援助を行うこと等により、都道府県福祉人材センター等の健全な発展を図るとともに、福祉・介護人材の確保を推進する。	703
(4) 福祉サービスの第三者評価等事業	7百万円	7百万円	7百万円		全国社会福祉協議会において実施する以下の事業に対して補助するものである。 1. 全国社会福祉協議会に評価事業普及協議会を設置し、都道府県推進組織参画のもと、各都道府県毎の福祉サービス第三者評価への取組状況等に関する情報交換並びに事例発表等を行う。 2. 全国社会福祉協議会に評価基準等委員会を設置し、第三者評価基準ガイドラインの策定に関する検討を行う。 3. 都道府県推進組織が実施する評価調査者養成研修における指導講師を養成するため、評価調査者指導者研修会を開催する。	第三者評価受審件数	個々の福祉サービス事業者が、事業運営における問題点を把握し、サービスの質の向上に結びつけるとともに、第三者評価を受けた結果を公表することにより、利用者の適切なサービス選択に資する。	704
(5) 福利厚生センター運営事業費	73百万円	66百万円	46百万円	1, 2	社会福祉法に基づき設置されている福利厚生センターにおいて実施する小規模・零細事業者が単独では実施できない生活習慣病予防健診費用の支援や、病気や心の悩み等に関する健康相談、メンタルヘルス対策や接遇等の職員講習などの福利厚生事業の企画を支援することにより、社会福祉に関する事業に従事する人材の確保を推進する。	会員数を25万人以上とする。	社会福祉事業従事者の確保を促進するため、社会福祉事業経営者が単独では実施できない職員に対する福利厚生事業を全国規模で共同化して実施すること等により、民間社会福祉事業従事者の福利厚生の向上を図り、人材確保に資する。	705

(6) 地方改善事業	4386百 万円	4173百 万円	4269百 万円		市町村が設置する隣保館で実施する、地域の拠点として基本事業(社会調査及び研究事業、相談事業、啓発・広報活動事業、地域交流事業、周辺地域巡回事業、地域福祉事業)や、地域の実情に応じて特別事業(隣保館デイサービス事業、地域交流促進事業、相談機能強化事業)に対し補助を行う。	地域住民等の社会的、経済的、文化的改善向上を図るとともに、生活上の課題や様々な人権課題の速やかな解決に資することを目的とする事業のため成果を数値化することは困難。	生活環境等の安定向上を図る必要がある地域及びその周辺地域の住民の社会的、経済的、文化的改善向上を図るとともに、生活上の課題や様々な人権課題の速やかな解決に資する。	706
(7) 社会福祉施設職員等退職手当共済事業給付費補助金	21312百 万円	25031百 万円	24967百 万円	1, 2	社会福祉施設に従事する職員が退職した場合に、その職員に対して退職手当金を支給する制度。社会福祉施設等の経営者が負担する掛金と国及び都道府県の補助金(それぞれ3分の1の負担)を財源として、退職した職員の共済期間等を勘案した退職金を支給するもの。	本事業は社会福祉施設等職員が退職した際に、当該職員の在職期間等に応じた退職手当を適切に支給するものであるため、定量的な成果指標を示すのが困難。	社会福祉施設等を経営する社会福祉法人の相互扶助の精神に基づき、社会福祉施設等に従事する職員の処遇改善を通じて、人材の確保を図り、福祉サービスの安定的な供給に資する。	707
(8) 社会福祉事業施設等貸付事業利子補給金	5512百 万円	5534百 万円	5946百 万円		社会福祉施設や医療施設は、介護報酬、診療報酬等の公定価格に依存した低収益構造にあり、社会的に弱い居住者等を擁するため、施設の整備に対して建築資金等を固定金利で提供できるよう、金利変動により資金調達金利を上回る金利差が生じた場合の不足相当額、借入金利息と貸付金利息の差額補填等を予算措置により補給しているもの。	利子補給金は、政策優先度に即して効果的かつ効率的な政策融資に対応するために措置されているものであり、当該年度の国の政策に基づいて変動することから、定量的な成果目標を示すことは困難である。	国の政策に即して社会福祉事業者や医療事業者等が行う民間の社会福祉施設及び医療施設等の整備に対して、建築資金等を長期・固定・低利で資金を提供することにより、社会に欠かせない福祉・医療サービスを安定的・効率的に提供する基盤整備に資するもの。	708
(9) 民生委員関連経費	4. 1百万 円	3. 1百万 円	65. 5百万 円		本経費は、①民生委員法に基づく3年に1度の民生委員・児童委員一斉改選や転居等の理由による随時の委嘱・解嘱の際の委嘱状の作成 ②無報酬で日常的に住民の社会福祉に関する相談や支援を行うことによって地域福祉の推進に努めている民生委員・児童委員に対する大臣表彰の際の功労章の作成に必要な経費である。	民生委員の委嘱状や功労章等の物品購入のための費用なので、成果を数値化することは困難。	近年、家族や地域のつながりが希薄化し、家庭の抱える問題や地域で抱える福祉課題も多様化・深刻化している中、地域福祉の担い手である民生委員・児童委員の役割はますます重要になっており、民生委員・児童委員としての担い手の確保等を推進する。	709
(10) 外国人看護師・介護福祉士受入支援事業	57百万円	56百万円	57百万円	1	社団法人国際厚生事業団において実施する以下の事業に対して補助を行う。 ○ 外国人介護福祉士候補者に対し、入国後、我が国国内の介護施設で就労・研修を行うにあたり必要となる知識・技術を習得させることを目的とした介護導入研修 ○ 候補者の受入れ施設を対象に、候補者の労務管理及び施設内の研修状況について把握に必要な指導を行う巡回訪問 ○ 候補者からの就労・研修に係る相談・苦情対応 等	外国人介護福祉士候補者が研修を受けるに当たって、適切な就労・研修機会を確保することが成果目標である。巡回訪問により正確な状況把握、適切な指導を行い、相談・苦情等に迅速かつ的確に対応すること等により達成されるが、これは定量的な実績として示せるものではない。	経済連携協定に基づき入国した候補者に対する適切な就労・研修機会の確保、日本の介護福祉士資格の取得に向けた支援策を講じること等を通じて、経済連携協定に基づく候補者の受入れが円滑かつ適正に行われることに資する。	710

(11)社会事業大学経営等委託費	584百万円	378百万円	369百万円	2	学校法人 日本社会事業大学において実施する将来社会福祉事業に従事する者及び現に社会福祉事業に従事している者に対する養成・研修、社会福祉施設や都道府県、市町村等の職員となる指導的社会福祉事業従事者(社会福祉のリーダー)の養成に対し補助を行う。 ※社会福祉のリーダー (1) 特養、障害者施設、児童施設等社会福祉施設のリーダー (2) 自治体の社会福祉行政のリーダー (3) 地域福祉のコーディネーター(社会福祉協議会やNPO法人職員) 国有財産である日本社会事業大学の給排水設備について、耐用年数を経過し現に漏水が疑われることから改修工事を実施するもの。	社会福祉士国家試験の合格率(社会福祉学部卒業生)前年度以上	経済社会情勢や社会福祉政策の動向を踏まえ、福祉教育に関する研究開発と、指導的社会福祉従事者の養成・研修及びそれらの者の教育環境の整備及び施設の安全性の確保に努め、その成果を全国の福祉系教育施設等に及ぼす。	711
(12)社会福祉職員研修センター経営委託費	36百万円	36百万円	36百万円	2	社会福祉職員研修センター(社会福祉法人 全国社会福祉協議会 中央福祉学院)において実施する都道府県又は市町村において社会福祉事業に従事する職員、公立施設の施設長、社会福祉法人の経営者等に対する社会福祉主事として必要な基礎的知識及び技術、施設長として必要な知識及び技術、法人・施設運営に関する専門的知識及び技術等を教授する研修に対し補助を行い、社会福祉事業従事者の確保とその資質の向上を図っている。	受講者数2900人	社会福祉事業従事者の確保とその資質の向上を図るため、社会福祉関係職員の現任訓練及び養成訓練(資格認定研修等)事業を行い、もって社会福祉の増進に資する。	712
(13)社会福祉振興助成費補助金	2078百万円	1835百万円	1686百万円		社会福祉法人、NPO法人などが行う以下の事業に対し助成を行うものである。 ①福祉活動支援事業(個々の団体が実施する社会福祉の振興に資する創意工夫ある事業) ②社会参加促進活動支援事業(個々の団体が実施する高齢者等の日常生活の便宜や社会参加を促進する事業) ③地域連携活動支援事業(複数の団体が連携を図り、社会福祉諸制度の対象外のニーズ等に対応する事業) ④全国的・広域的ネットワーク活動支援事業 (広域的な普及等を図るため、複数の団体が相互にノウハウを共有し、社会福祉の振興に資する創意工夫ある事業) ⑤災害福祉広域支援事業(災害時において高齢者・障害者等支援が必要な方々に対し緊急的に対応を行えるよう、民間事業者、団体等の広域的な福祉支援ネットワークを構築し、災害対策の強化を図る事業)	助成事業の利用者満足度(70%以上)達成度=成果実績/70%	政策動向や国民ニーズを踏まえ、民間の創意工夫ある活動や地域に密着したきめ細かな活動等に対し助成を行い、高齢者・障害者が自立した生活を送れるよう、また、子どもたちが健やかに安心して成長できるよう必要な支援等を行う。	713
(14)外国人介護福祉士候補者学習支援事業	129百万円	121百万円	108百万円	1	公募によって決定した事業実施団体において以下の事業を実施。(平成23年度～) ○ 日本語並びに介護福祉士として必要な専門知識や技術、日本の社会保障制度等を学ぶ集合研修 ○ 就労2年目及び3年目の候補者に対する介護分野の専門知識に関する通信添削指導(定期的な小テスト) ※平成22年度は、日本語習得を支援するための「日本語定期研修事業」を実施 ※平成23年度から事業名を「外国人介護福祉士候補者学習支援事業」に変更	介護福祉士国家試験の合格率前年度以上	経済連携協定に基づき入国した候補者が一人でも多く介護福祉士の資格を取得出来るよう、受入施設における候補者の学習支援を実施することにより、経済連携協定に基づく候補者の受入れが円滑かつ適正に行われることに資する。	714
(17)地方改善施設整備費補助金	644百万円	773百万円	730百万円		市町村が設置する共同施設及び隣保館の整備に要する費用の一部を補助する。	地域住民の生活環境等の改善を図ることを目的とする事業のため成果を数値化するのは困難。	生活環境等の安定向上を図る必要のある地域の住民の生活環境等の改善を図るため、地方公共団体が整備する施設整備に要する費用の一部を補助することにより、地域住民等の福祉の向上を図る。	717

	(18 社会福祉施設等施設整備(災害復旧費含む))	10102百 万円	11262百 万円	15723百 万円		社会福祉法人等が施設(障害者施設、保護施設等)を整備しようとする場合、原則としてその整備費の2分の1を補助し、都道府県・指定都市・中核市においては、施設設置者に対して整備費の4分の1に相当する金額を補助する。(補助率:1/2)また、東日本大震災により被災した障害者施設等を復旧しようとする場合、復旧に要する費用の3分の2を補助する。(通常の補助率2分の1から嵩上げ)	予算額に対する執行額(交付決定額)	「生活保護法」、「児童福祉法」、「障害者総合支援法」等の規定に基づき、社会福祉法人等が整備する施設整備に要する費用の一部を補助することにより、施設入所者等の福祉の向上を図る。また、東日本大震災等を受け、被災した障害者施設等の復旧事業について、実地調査を行い被害額を確定した上で、その復旧に要する経費の一部を助成するもの。 さらに、災害時に、障害福祉サービス事業所や障害児施設等に障害児・者の緊急の受入が可能となる設備等を備えた防災拠点等のスペースを整備する他、利用者や地域の方の安全・安心を確保するための耐震化整備を推進する。(復旧・復興枠)	718
	(19 心身障害者扶養共済制度運営費)	4616百 万円	4615百 万円	4610百 万円		都道府県及び指定都市が独立行政法人福祉医療機構に対し、納付することとなっている過去の積立不足分及び年金給付に必要な費用の不足分の財政支援(特別調整費)について補助するもの。都道府県及び指定都市に対し、心身障害者扶養共済制度の運営に係る事務費について補助するもの。 対象 : 心身障害者扶養共済制度を実施する都道府県及び指定都市 補助率: 国1/2、都道府県及び指定都市1/2	特別調整費(年金給付費等不足額の財政支援)及び事務費を補助するものであるため、数値で定量的に指標を示すのは困難。	地方公共団体が実施する心身障害者扶養共済制度(心身障害者の保護者亡き後、残された心身障害者に終身一定の年金を給付する制度)の過去の積立不足分及び年金給付に必要な費用の不足分について国及び都道府県・指定都市が1/2ずつ負担する等措置を講ずることにより、障害者の福祉の増進を図る。	719
	(20 独立行政法人福祉医療機構運営費交付金)	3840百 万円	3317百 万円	3251百 万円		次の業務に必要な運営に要する経費を交付 ①民間の社会福祉施設及び医療施設等の整備等に係る資金の貸付に係る業務(福祉医療貸付事業) ②社会福祉施設の設置者、病院等の開設者等に対し経営に係る経営診断・指導等を通じ経営者を支援する事業に係る業務(経営支援事業) ③社会福祉振興事業を行う者に対して助成を行う業務、社会福祉事業に関する調査研究、知識の普及・研修を行う業務(社会福祉振興助成事業) ④福祉・保健・医療に係る各種情報等の提供を行う情報サービス事業に係る業務(福祉保健医療情報サービス事業) ⑤社会福祉施設職員等退職手当共済事業に係る業務		独立行政法人福祉医療機構の業務に必要な財源に充てるために運営に要する経費(人件費、一般管理費等の事務費)を交付している。	720

(厚生労働省25(VII-5-1))

(厚生労働省25(VII-5-1))

施策目標名	戦傷病者、戦没者遺族等に対して、援護年金の支給、療養の給付等の援護を行うこと（施策目標Ⅶ－５－１）				担当部局名		社会・援護局援護課 社会・援護局援護企画課		作成責任者名		援護課長 平野 真哉 援護企画課長 西辻 浩											
施策の概要	本施策は、戦傷病者戦没者遺族等援護法に基づく援護を迅速かつ適切に行うとともに、戦傷病者、戦没者遺族等の経験した戦中・戦後の国民生活上の労苦を後世代に伝えるために実施している。				政策体系上の位置付け		基本目標Ⅶ ナショナル・ミニマムを保障し、利用者の視点に立った質の高い福祉サービスの提供等を図ること 施策大目標Ⅶ－５ 戦傷病者・戦没者遺族の援護、中国残留邦人等の支援を行うとともに、旧陸海軍の残務を整理すること															
予算書との関係	本施策は、予算書の以下の項に対応している。 （項）遺族及留守家族等援護費【平成25年度予算：21,831,776千円】				関連施策		－															
施策の背景・枠組み （根拠法令、政府決定、関連計画等）	昭和27年より、戦傷病者戦没者遺族等援護法に基づき、公務死亡又は傷病を負った軍人、軍属及び準軍属に対して、障害年金（一時金を含む）並びにその遺族に対する遺族年金（一時金を含む）、遺族給与金又は弔慰金の支給を行っているほか、昭和38年より、各種特別給付金支給法及び特別弔慰金支給法に基づき、戦没者等の遺族等に対して国として特別の慰籍、弔慰のための支給を行っている。 昭和館は、戦没者遺児を始めとする戦没者遺族が経験した戦中・戦後の国民生活上の労苦に係る歴史的資料及び歴史的情報を収集し、保存することにより、後世代にその労苦を知る機会を提供することを目的として平成11年3月に開設された施設である。 しょうけい館は、戦傷病者が戦地で体験した労苦並びに戦傷病者及びその妻が体験した戦中・戦後の労苦を後世代に伝えることを目的として平成18年3月に開設された施設である。				政策評価実施予定 時期（評価予定表）		<table><tr><td>2 4</td><td>2 5</td><td>2 6</td><td>2 7</td><td>2 8</td></tr><tr><td>モ二</td><td>実績</td><td>モ二</td><td>モ二</td><td>モ二</td></tr></table>						2 4	2 5	2 6	2 7	2 8	モ二	実績	モ二	モ二	モ二
2 4	2 5	2 6	2 7	2 8																		
モ二	実績	モ二	モ二	モ二																		
測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値		最新値	年度	測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠													
1 援護年金及び弔慰金について、全受理件数のうち、請求を受理した後6ヶ月以内に裁定を行った件数の割合	－	－	92.6%以上	毎年度	24年度	25年度	89.0%	平成23年度	・戦傷病者戦没者遺族等援護法は、戦傷病者や戦没者遺族等に対して障害年金又は遺族年金等を支給することを目的としているため、対象者に対して裁定を速やかに行うことができているかどうかを政策目標の達成の測定指標とする。 ・指標の目標値については、これまで前年度の実績値以上を目標として改善に努めてきた結果、平成22年度に90%を超える実績値となったため、当該水準以上を目標値とする。													
2 昭和館の入館者数	－	－	前年度以上	毎年度	前年度以上	前年度以上	244,319人	平成23年度	・より多くの方々が昭和館に来館することが、戦没者遺族が体験した戦中・戦後の国民生活上の労苦を後世代に伝えることにつながるため、入館者数を測定指標として設定し、前年度以上の入館者数を目標値とする。													
3 しょうけい館の入館者数	－	－	前年度以上	毎年度	前年度以上	前年度以上	122,378人	平成23年度	・より多くの方々がしょうけい館に来館することが、戦傷病者とその妻等が戦中・戦後に体験した労苦を後世代に伝えることにつながるため、入館者数を測定指標として設定し、前年度以上の入館者数を目標値とする。													
測定指標	目標		目標年度	測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠																		
－	－		－	－																		

(参考)測定指標		平成20年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度		
-		-		-		-		-		-		
達成手段 (開始年度)		補正後予算額(執行額)		25年度 当初 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要	達成手段 の目標 (25年度)	施策目標達成への寄与の内容	平成25年度行政事業 レビュー事業番号			
		23年度	24年度									
(1) 戦傷病者戦没者遺族等援護法 施行事務 (昭和27年度)		264億円 (258億円)	230億円	205億円	1	・戦傷病者や戦没者遺族等に対して障害年金又は遺族年金等を支給するため、厚生労働省で審査・裁定事務を実施 ・権利の裁定に必要な調査に関する事務等を都道府県で実施 ・障害年金等の支給を議決し、厚生労働大臣の処分に対する異議申立てに関し意見を述べる援護審査会を厚生労働省で運営 ・厚生労働省で援護システムを運用・管理	・援護年金及び弔慰金について、全受理件数のうち、請求を受理した後6ヶ月以内に裁定を行った件数の割合：92.6%以上	・審査・裁定事務及び権利の裁定に必要な調査に関する事務等の迅速かつ確実な実施により、6ヶ月以内の裁定件数の割合を押し上げる効果がある。 ・医師や法律家によって構成され、高い専門性を有する援護審査会が異議申立案件に関与することにより、一定程度の権利の救済の効果がある。 ・援護システムは、請求から審査・裁定にいたるまでの記録を一元的に管理できるため、当該システムの運用・管理は、審査・裁定事務の迅速化・効率化に一定の効果がある。	722			
(2) 戦没者等の遺族に対する特別 給付金等の支給事務 (昭和38年度)		4.4億円 (4.2億円)	7.5億円	4.3億円	-	・戦没者等の遺族に対し特別給付金等を支給するため、都道府県で審査・裁定事務を、厚生労働省と都道府県で広報活動を実施 ・厚生労働省と都道府県で援護システムを運用・管理	-	・審査・裁定事務の迅速かつ確実な実施や、制度に関する広報活動の効果的な実施により、対象者への確実な支給に効果がある。 ・援護システムは、請求から審査・裁定にいたるまでの記録を一元的に管理できるため、当該システムの運用・管理は、審査・裁定事務の迅速化・効率化に一定の効果がある。	723			
(3) 戦傷病者特別援護法等に基づく 戦傷病者等に対する療養の給付等の援護事業(昭和28年度)		462百万円 (377百万円)	338百万円	267百万円	-	戦傷病者の公務上の傷病に関し、療養の給付、補装具の支給等の援護を行うこと及び未帰還者留守家族等に対し、留守家族手当、帰郷旅費、葬祭料の支給等の援護を行うこと。	-	・各施策は戦傷病者の援護そのものであり、確実に実施する。	724			
(4) 昭和館運営事業(平成11年度)		429百万円 (429百万円)	438百万円	431百万円	2	主に戦争に関する歴史的事実のうち、戦没者遺族の経験した戦中・戦後の国民生活上の労苦に係る歴史的資料、情報を収集及び保存することにより、後世代に戦中・戦後の国民生活上の労苦を知る機会を提供する。	昭和館の入館者数 前年度以上	・資料・情報の収集や企画展等の実施を通し、来館を促進し、より多くの人々に戦中・戦後の労苦を知る機会を提供することにより、戦没者遺族等の援護につながると見込んでいる。	725			
(5) 戦傷病者福祉事業(昭和47年度)		185百万円 (179百万円)	184百万円	162百万円	3	戦傷病者に対し、各都道府県の区域の実状に応じ健康診査・健康相談、生活更生相談のほか法改正等講習会を組織的に行うこと及び戦傷病者やその妻等が体験した戦中・戦後の労苦を後世代の人々に伝えることを目的とする。	しょうけい館の入館者数 前年度以上	・戦傷病者等への健康診査・健康相談の実施や、企画展等の実施を通し来館を促進し、より多くの人々に戦傷病者等の労苦を伝えることにより、戦傷病者の援護につながると見込んでいる。	726			

平成25年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(厚生労働省25(Ⅶ-5-2))

* 厚生労働省では、基本目標＞施策大目標＞施策目標を設定して、政策を実施している。

施策目標名	戦没者の遺骨の帰還等を行うことにより、戦没者遺族を慰藉する（施策目標Ⅶ－5－2）					担当部局名	社会・援護局援護企画課外事室		作成責任者名	援護企画課外事室長 山口昌巳														
施策の概要	本施策は、戦没者の遺骨の帰還及びDNA鑑定による身元確認を迅速かつ適切に行うとともに、旧主要戦域等で、慰霊巡拝、慰霊碑の維持管理等を適切に行うために実施している。					政策体系上の位置付け	基本目標Ⅶ ナショナル・ミニマムを保障し、利用者の視点に立った質の高い福祉サービスの提供等を図ること 施策大目標5 戦傷病者・戦没者遺族の援護、中国残留邦人等の支援を行うとともに、旧陸海軍の残務を整理すること																	
予算書との関係	本施策は、予算書の以下の項に対応している。 （項）戦没者慰霊事業費〔平成25年度予算額：2,005,556千円〕					関連施策	—																	
施策の背景・枠組み （根拠法令、政府決定、関連計画等）	戦没者遺族の慰藉を目的として、戦没者の遺骨の帰還等の迅速かつ適切な実施、慰霊巡拝、慰霊友好親善事業の着実な実施及び慰霊碑の適切な維持管理等を行う。 ・厚生労働省設置法（平成11年法律第97号） ・「米国管理地域における戦没者の遺骨の送還慰霊等に関する件」（昭和27年10月23日閣議了解） ・衆議院海外同胞引揚及び遺家族援護に関する調査特別委員会における海外諸地域等に残存する戦没者遺骨の収集及び送還等に関する決議（昭和27年6月16日）								政策評価実施予定 時期（評価予定表）	<table><tr><td>24</td><td>25</td><td>26</td><td>27</td><td>28</td></tr><tr><td>モニ</td><td>モニ</td><td>実績</td><td>モニ</td><td>モニ</td></tr></table>					24	25	26	27	28	モニ	モニ	実績	モニ	モニ
24	25	26	27	28																				
モニ	モニ	実績	モニ	モニ																				
測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値		最新値	年度	測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠															
1 慰霊巡拝参加者のうち、「満足した」と答える者の割合	81%	平成23年度	85%以上	毎年度	85%以上	85%以上	81%	平成23年度	・慰霊巡拝事業は、遺骨帰還事業を補完し、戦没者遺族の慰藉を目的として、旧主要戦域等で戦没者を慰霊する事業である。したがって、その事業目的に鑑み、戦没者遺族から満足度を調査し、より有意義な慰霊とするため、当該数値を測定する。 ・慰霊巡拝事業で、より多くの戦没者遺族が慰藉されるよう努めることにしていることから、慰霊巡拝参加者のうち、「満足した」と答えた者の割合が85%以上となるよう目標値を定めている。															
2 遺骨収容又は送還を行った地域数	11	平成23年度	3年の平均地域数以上	毎年度	平成21年度から平成23年度の平均地域数以上	平成22年度から平成24年度の平均地域数以上	11	平成23年度	・先の大戦における戦没者の御遺骨は、戦後65年以上を経過した現在でもその多くが海外諸地域等に残されており、より多くの地域で御遺骨を着実に収容・送還することが遺族の慰藉に寄与することから、当該数値を測定する。 ・遺骨帰還事業は、寄せられた情報に基づき遺骨帰還団を派遣し収容を実施しており、寄せられた情報量や相手国の事情によって地域数が左右されるため、戦没者遺骨を迅速かつ着実に収容・送還する指標として、3年間の平均地域数以上を目標とする。															
3 慰霊碑の維持管理等実施地域数	26	平成23年度	前年度に比べ地域数を増加	毎年度	27以上	前年度に比べ地域数を増加	26	平成23年度	・慰霊碑の維持管理等事業とは、旧主要戦域ごとに中心となるべき地域1箇所に建立した戦没者慰霊碑について適切な維持管理等を行うとともに、旧ソ連地域に小規模慰霊碑を建立する事業であり、より多くの地域で慰霊碑が適切な状態にあることなどが遺族の慰藉につながるため、当該数値を測定し、前年度に比べ地域数を増加させることを目標とする。															
測定指標	目標			目標年度	測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠																			
—	—			—	—																			
（参考）測定指標	平成20年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度															
4 遺骨帰還等の実施数（回）	23		44		51		58		74															
5 収容遺骨数（柱）	2,038		8,965		8,097		1,983		1,223															
6 慰霊巡拝実施数（回）	14		12		14		13		14															

達成手段 (開始年度)		補正後予算額(執行額)		25年度 当初 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要	達成手段 の目標 (25年度)	施策目標達成への寄与の内容	平成25年度行政事業 レビュー事業番号
		23年度	24年度						
	戦没者追悼式挙行等事業 (1) ①昭和38年度、②昭和39年度)	1.4億円 (1.4億円)	1.4億円	1.4億円	—	①全国戦没者追悼式 昭和38年から毎年8月15日に国家行事による戦没者の追悼行事として日本武道館で、天皇后両陛下御臨席のもとに実施している。式典は宗教的儀式を伴わないものとされ全国から遺族代表を国費で参列させることとしている。 ②千鳥ヶ淵戦没者墓苑拝礼式 海外戦没者遺骨帰還等により新たに持ち帰られた遺骨で遺族に引き渡すことのできない遺骨の納骨を行うとともに、併せて墓苑に納められている遺骨に対し拝礼を行うため、厚生労働省主催により昭和40年以降毎年春に皇族の御臨席をいただき実施している。	—	・全国戦没者追悼式や千鳥ヶ淵戦没者墓苑拝礼式を実施することで、戦没者遺族の慰藉につながると見込んでいる。	727
	(2) 海外未送還遺骨情報収集事業 (平成18年度)	1.1億円 (0.5億円)	1.2億円	1.3億円	2	南方地域(フィリピン、東部ニューギニア、ビスマーク・ソロモン諸島、インドネシア)及び旧ソ連地域に残存する日本人戦没者の遺骨の情報について、日本国内や現地で情報を収集し、遺骨情報に基づいた調査を行う。	遺骨収容又は送還を行った地域数 過去3年の平均地域数以上	・残存する日本人戦没者の遺骨情報を収集し、先の大戦による海外日本人戦没者の遺骨帰還等の計画的な実施を図ることにより、戦没者遺族の慰藉につながると見込んでいる。	728
	(3) 遺骨帰還関連事業 (昭和27年度)	5.4億円 ※内繰越等 2.0億円 (3.4億円)	2.6億円	11.7億円	2	戦没者の遺骨帰還は、昭和27年度から南方地域で開始され、平成3年度からは旧ソ連地域での抑留中死亡者についても遺骨帰還が可能となった。これまでに約33万柱の遺骨が収容され、陸海軍部隊や一般邦人の引揚者が持ち帰ったものを含めると、海外戦没者約240万人のうちの約半数(約127万柱)が送還されている。 相手国の事情や海没その他の自然条件等により収容ができない地域等が残されているが、今後も現地政府などからの残存遺骨情報の収集に努め、遺骨帰還を実施することとしている。相手国の事情により遺骨帰還ができない国には、外務省と連携し遺骨帰還の実現に向けて努力しているところである(一部補助事業 補助率 10/10)。	遺骨収容又は送還を行った地域数 過去3年の平均地域数以上	・戦没者の遺骨を迅速かつ着実に帰還させることにより、戦没者遺族の慰藉につながると見込んでいる。	729
	(4) 遺骨伝達等事業 (昭和26年度)	4.2億円 ※内繰越等 3.1億円 (1.5億円)	2.7億円 ※内繰越等 1.3億円	1.3億円	—	海外等で収容された先の大戦による戦没者の遺骨については、遺留品調査等により身元が特定された場合に遺族へ伝達し、平成15年度以降は遺骨から有効なDNAを抽出できるなど一定の条件を満たす場合に、希望する遺族に対しDNA鑑定を実施し、身元特定に至った場合も同様に伝達している。遺族に引き渡すことのできない遺骨は、国内で焼骨後、千鳥ヶ淵戦没者墓苑に納骨している。また、当局保管の朝鮮半島出身旧軍人軍属の遺骨については韓国及び北朝鮮政府に送還するものであり、基本的に合意している韓国政府に対して遺骨を送還している。	—	・戦没者の遺骨をDNA鑑定や遺留品調査等により、身元特定を行い遺族に返還することで、戦没者遺族の慰藉につながると見込んでいる。	730
	(5) 慰霊巡拝事業 (昭和51年度)	0.5億円 (0.5億円)	0.5億円	1.1億円	1	先の大戦で旧主要戦域となった地域で、政府職員が戦没者遺族とともに戦没者の戦没地点付近や国が建立した海外戦没者慰霊碑を訪れて、現地追悼式などを行い戦没者の慰霊を行う(一部補助事業 補助率1/3)。	慰霊巡拝参加者のうち「満足した」と答える者の割合 85%以上	・旧主要戦域や遺骨帰還が望めない海域等で戦没者遺族等が戦没者を慰霊することで、戦没者遺族の慰藉につながると見込んでいる。	731
	(6) 慰霊友好親善事業 (平成3年度)	2.7億円 (2.7億円)	2.7億円	2.7億円	—	先の大戦による戦没者の遺児が、旧主要戦域を巡拝し、戦没者の慰霊追悼を行うとともに、旧主要戦域の関係者との友好親善のための記念事業(教育施設への学用品等の寄贈、公共施設等の清掃、現地戦争犠牲者との交流会、記念植樹)を行う(定額補助)。	—	・戦没者の遺児と主要戦域等の人々との友好親善を図り、相互理解を深めることで、戦没者遺児の慰藉につながると見込んでいる。	732

	(7) 慰霊碑の維持管理等事業 (昭和45年度)	0.3億円 (0.2億円)	0.6億円	0.5億円	3	硫黄島及び海外14か所に建立した戦没者慰霊碑について、民間団体等や建立地の相手国関係機関等に慰霊碑の維持管理等を委託する。 また、旧ソ連地域に抑留中死亡者の小規模慰霊碑を建立する。 なお、経年劣化等により補修の必要な慰霊碑について、計画的に調査を行い補修工事を行うこととしている。	慰霊碑の維持管理 等実施地域数 前年度に比べ地域 数を増加	・戦没者慰霊碑等について維持管理を行い、旧ソ連地域に小規模慰霊 碑を建立することで、戦没者遺族の慰藉につながると見込んでいる。	733
	(8) 民間建立慰霊碑等整理事業 (平成15年度)	0.1億円 (0.1億円)	0.1億円	0.1億円	—	企画競争により委託先の選定を行い、過去の慰霊碑整理事業実施状況等を考慮し、実施地域に建立されている民間建立慰霊碑等の情報について、可能な限り国内における調査、情報収集を充実させ、相手国や関係団体、建立者等と協議し、内容を精査・整理したうえで、現地を訪問し慰霊碑等の移設等の整理や補完調査を行う。	—	・民間団体等が海外に建立した日本人戦没者の慰霊碑等のうち、維持管理状況が不良である慰霊碑について、建立者等へ維持管理の指導を行い、必要に応じ、整理事業を行うことで、戦没者遺族の慰藉につながると見込んでいる。	734

平成25年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(厚生労働省25(Ⅶ-5-3))

* 厚生労働省では、基本目標＞施策大目標＞施策目標を設定して、政策を実施している。

施策目標名	中国残留邦人等の円滑な帰国を促進するとともに、永住帰国者の自立を支援する(施策目標Ⅶ－5－3)					担当部局名	社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室		作成責任者名	援護企画課中国残留邦人等支援室長 井上秀美														
施策の概要	本施策は、中国残留邦人等の円滑な帰国及び自立を支援するために実施している。					政策体系上の位置付け	基本目標Ⅶ ナショナル・ミニマムを保障し、利用者の視点に立った質の高い福祉サービスの提供等を図ること 施策大目標5 戦傷病者・戦没者遺族の援護、中国残留邦人等の支援を行うとともに、旧陸海軍の残務を整理すること																	
予算書との関係	本施策は、予算書の以下の項に対応している。 (項)中国残留邦人等支援事業費[平成25年度予算:1,564,814千円] (項)地域福祉推進費[平成25年度予算:25,000,000千円の内数]					関連施策	—																	
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)	中国残留邦人等の永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)に基づき、中国残留邦人等の円滑な帰国を推進するとともに、永住帰国した者の自立の支援を行うことを目的として、帰国援護、受入れ、定着・自立援護を行う。							政策評価実施予定時期(評価予定表)		<table><tr><td>2 4</td><td>2 5</td><td>2 6</td><td>2 7</td><td>2 8</td></tr><tr><td>モニ</td><td>モニ</td><td>モニ</td><td>実績</td><td>モニ</td></tr></table>					2 4	2 5	2 6	2 7	2 8	モニ	モニ	モニ	実績	モニ
2 4	2 5	2 6	2 7	2 8																				
モニ	モニ	モニ	実績	モニ																				
測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値		最新値	年度	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠															
地域生活支援事業のうち、自立支援通訳派遣事業での通訳派遣実績数(件)	—	—	前年度以上	毎年度	前年度以上	前年度以上	9975	平成23年度	・地域生活支援事業とは、中国残留邦人等がそれぞれの地域で生き生きと安心して暮らすことができるよう自治体を実施主体として行っている事業である。したがって、中国残留邦人等が居住する自治体のより多くの地域で実施されることが中国残留邦人等の自立の支援につながるものであり、その中でも、中国残留邦人等の多くは言葉の問題を抱えており、自立支援通訳の更なる活用が重要であるため、派遣実績数を測定指標にするとともに、目標値を前年度以上の派遣数としている。															
支援給付実地監査実施割合(支援給付実地監査実施数／支援給付実施監査対象自治体数)(%)	—	—	25%	毎年度	25%	25%	26.9%	平成24年度	・支援給付施行事務監査は、支援給付施行事務の適否を関係法令等に照らし個別かつ具体的に検討し、必要な正改善の措置を講じることにより、適正な運用を確保するための重要な施策であることから、当該数値を測定する。 ・全ての都道府県及び政令指定都市に対して4年間をかけて実地監査を行うことにしているため、各年度ごとの目標値を25%としている。															
支援・相談員等の配置割合(配置自治体数／支援給付を受給する中国残留邦人等が居住する自治体数)(%)	—	—	前年度以上	毎年度	前年度以上	前年度以上	89.7%	平成23年度	・支援・相談員とは、中国残留邦人等からの日常生活上の相談に応じるなど、中国残留邦人等がそれぞれの地域で生き生きと安心して暮らすことができるよう自治体を実施主体として配置しているものである。したがって、中国残留邦人等が居住する自治体のより多くの地域で配置されることが中国残留邦人等の支援につながるため、当該数値を測定する。 ・支援・相談員の配置割合を毎年度把握し、前年度以上の割合を確保することがより充実した支援につながるものであることから、目標値を前年度以上としている。															
測定指標	目標				測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠																			
—	—				—																			

(参考)測定指標		平成20年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度	
4	中国残留邦人等の帰国世帯数(世帯)	28		22		18		10		5	
5	中国帰国者支援・交流センターにおける日本語教室の受講者数(人)	25,944		26,979		24,512		23136		集計中	
6	地域生活支援事業の自治体の実施率(実施自治体数／中国残留邦人等が居住する自治体数)(%)	81.5		92.5		95.2		95.3		集計中	
達成手段 (開始年度)		補正後予算額(執行額)		25年度 当初 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要	達成手段 の目標 (25年度)	施策目標達成への寄与の内容		平成25年度行政事 業レビュー事業番 号	
		23年度	24年度								
(1)	中国残留邦人等身元調査事業 (昭和48年度)	42百万円 (32百万円)	36百万円	34百万円	－	中国現地で日中両国政府による共同調査を行い、日本人孤児と確認された方 については、報道機関の協力を得て日本で孤児の情報を公開し、肉親情報のある方については肉親と思われる方との対面調査を実施する。	—	・中国残留日本人孤児の身元調査を行うことにより、円滑な帰国促進につながると思込んでいる。		735	
(2)	中国残留邦人等に対する帰国受入援護事業 (昭和48年度)	534百万円 (480百万円)	481百万円	457百万円	－	日本へ永住帰国を希望する中国残留邦人等に対して永住帰国旅費や自立支度金を支給するほか、永住帰国を望まない方が墓参や親族訪問等を希望する場合は一時帰国旅費を支給する。 また、永住帰国直後の世帯に対しては、中国帰国者定着促進センターで、6か月間にわたり基礎的な日本語教育や日本の生活習慣等の研修を実施する。	—	・永住帰国を希望する中国残留邦人等に対し、永住帰国旅費や自立支度金の支給等の帰国受入援護を行うことにより、円滑な帰国促進につながると思込んでいる。		736	
(3)	中国残留邦人等に対する定着自立支援事業 (昭和63年度)	472百万円 (471百万円)	437百万円	433百万円	－	永住帰国直後の中国帰国者定着促進センターでの入所研修に加え、中国帰国者支援・交流センターで地域定着後の帰国者に対し、高齢化や2、3世の増加、集中的な学習など帰国者の多様な目的、ニーズに合わせた就労に結びつく日本語学習や社会的な自立を促すための交流事業等を実施している。	—	・永住帰国した中国残留邦人等に対し、中国帰国者支援・交流センターでの日本語学習等の定着自立支援を行うことにより、永住帰国者の自立の支援につながると思込んでいる。		737	
(4)	保険料追納一時金事業 (平成19年度)	506百万円 (内繰越し等195百万円) (252百万円)	582百万円 (内繰越し等254百万円)	170百万円	－	本事業は、中国残留邦人等が満額の老齢基礎年金等の支給を受けることを可能とするため、帰国前の期間を含めた国民年金の被保険者期間に対応する保険料相当額を「一時金」として本人に支給し、その中から保険料追納額を国が控除し、本人に代わって追納することとしたものである。 なお、すでに本人が保険料を自ら納付(拠出)している期間については追納せず、保険料相当額を本人に直接支給することとしている。	—	・満額の老齢基礎年金等の支給のための一時金を支給することにより、永住帰国者の自立の支援につながると思込んでいる。		738	
(5)	中国残留邦人等に対する支援給付事業 (平成20年度)	489百万円 (468百万円)	445百万円	449百万円	2.3	満額の老齢基礎年金等を受給してもなおお生活の安定が十分に図れない中国残留邦人等に対する支援給付の円滑な実施のため、中国語が解せる支援・相談員を窓口に配置するとともに、支援給付の施行事務について、適正かつ効率的な運用を確保するため、実施機関に対する指導監査を行う。 (支援給付金本体は、「中国残留邦人生活支援給付金」事業において、予算計上。)	支援給付実地監査実施割合(支援給付実地監査実施数／支援給付実施監査対象自治体数)(%) 25% 支援・相談員等の配置割合(配置自治体数／支援給付を受給する中国残留邦人等が居住する自治体数)(%) 前年度以上	・支援・相談員の配置による支援給付の円滑な実施や実施機関に対する指導監査による支援給付の適正かつ効率的な運用を図ることにより、永住帰国者の自立の支援につながると思込んでいる。		739	

平成25年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(厚生労働省25(VII-5-4))

* 厚生労働省では、基本目標＞施策大目標＞施策目標を設定して、政策を実施している。

施策目標名	旧陸海軍に関する人事資料を適切に整備保管すること及び旧陸海軍に関する恩給請求書を適切に進達すること(施策目標Ⅶ-5-4)					担当部局名	社会・援護局業務課		作成責任者名	業務課長 齋藤恭一														
施策の概要	本施策は、旧陸海軍に関する人事資料の内容を充実させ、適切に保管するとともに、恩給請求書の進達及び履歴証明を迅速かつ適切に行うために実施している。					政策体系上の位置付け	基本目標Ⅶ ナショナル・ミニマムを保障し、利用者の視点に立った質の高い福祉サービスの提供等を図ること 施策大目標5 戦傷病者・戦没者遺族の援護、中国残留邦人等の支援を行うとともに、旧陸海軍の残務を整理すること																	
予算書との関係	本施策は、予算書の以下の項に対応している。 (項)恩給進達等実施費[平成25年度予算額:365,854千円]					関連施策	—																	
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)	公文書等の管理に関する法律(平成21年法律第66号)及び関連規程に基づき、旧陸海軍から引き継いだ人事関係資料を適切に整備保管するものである。 また、恩給給与細則(昭和28年総理府令第67号)により、恩給を請求する者は厚生労働省を経由して総務省人事・恩給局に恩給請求関係書類を提出することとされており、請求書類の経由庁として迅速かつ適切に処理を行うものである。								政策評価実施予定 時期(評価予定表)	<table><tr><td>2 4</td><td>2 5</td><td>2 6</td><td>2 7</td><td>2 8</td></tr><tr><td>モ二</td><td>モ二</td><td>モ二</td><td>モ二</td><td>実績</td></tr></table>					2 4	2 5	2 6	2 7	2 8	モ二	モ二	モ二	モ二	実績
2 4	2 5	2 6	2 7	2 8																				
モ二	モ二	モ二	モ二	実績																				
測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値		最新値	年度	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠															
旧陸海軍に関する人事関係資料のうち海軍功績調査表等約12400万件のうちデータベース化したものの割合	—	—	100%	平成27年度	40%	60%	60%	平成24年度	・終戦後に旧陸海軍から引き継がれた資料は経年劣化による損傷が激しく、公文書等の管理に関する法律に基づき計画的に保管資料のデータベース化を図る必要があるため、当該指標を測定する。 ・平成23年度からの人事関係資料のデータベース化等資料整備計画に基づき、平成27年度100%を目標値とする。															
恩給請求書を受付後1.5ヶ月以内総務省に進達した割合	—	—	100%	毎年度	100%	100%	100%	平成23年度	・恩給給与細則に基づき、旧軍人遺族等恩給進達事務を迅速に行う必要があるため、当該数値を測定し、毎年度100%を目標値とする。															
旧陸海軍軍人軍属に係る資料の調査及び履歴証明を受付後概ね3ヶ月以内に処理した割合	—	—	100%	毎年度	100%	100%	100%	平成23年度	・軍人軍属期間の年金通算や叙勲申請に伴う軍歴証明を迅速に行う必要があるため、当該数値を測定し、前年度以上の実績値を目標値とする。															
ソ連抑留中死亡者のうち、名簿の提供はあったが情報不足により特定できていない約8千件について調査したものの割合	—	—	100%	平成27年度	40%	60%	60%	平成24年度	・戦後67年目を迎え、関係遺族の高齢化が進む状況を踏まえ、ソ連抑留中死亡者等の照合調査に積極的に取り組む必要があるため、当該指標を測定する。 ・戦後70年にあたる平成27年度100%を目標値とする。															
測定指標	目標			目標年度	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠																			
—	—			—	—																			

(参考)測定指標		平成20年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度		
—		—		—		—		—				
達成手段 (開始年度)	補正後予算額(執行額)		25年度 当初 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要	達成手段 の目標 (25年度)	施策目標達成への寄与の内容	平成25年度行政事 業レビュー事業番 号				
	23年度	24年度										
(1) 人事関係等資料整備事業 (平成3年度)	256百万 円	376百万円	318百万円	1, 4	・旧陸海軍人事関係等資料について、計画的に電子化による整備を行っている。 ・ロシア政府により未提供のシベリア抑留中死亡者関係資料を入手するとともに資料の整備を図る。入手した資料は、日本語に翻訳後データベース化し、日本側資料と照合調査を行い、抑留中死亡者が特定できた場合には、遺族等への提供資料の記載内容をお知らせする。	旧陸海軍に関する人事関係資料のうち海軍功績調査表等約2400万件のうちデータベース化したものの割合 60% ソ連抑留中死亡者のうち、名簿の提供はあったが情報不足により特定できていない約8千件について調査したものの割合 60%	・資料整備について、一般競争入札を実施するなど、効率的かつ計画的にデータベース化を行うことにより、人事資料の適切な整備保管につながると見込まれる。	740				
旧軍人遺族等恩給進達事務事 (2)業 (平成3年度)	49百万円	45百万円	44百万円	2, 3	旧陸海軍軍人軍属とその遺族から都道府県と通じて提出される各種恩給請求書の内容を審査し、裁定庁である総務省人事・恩給局に請求書類を推達するとともに、都道府県に対し恩給推達事務に関する指導を行っている。	恩給請求書を受付後1.5ヶ月以内に総務省に進達した割合 100% 旧陸海軍軍人軍属に係る資料の調査及び履歴証明を受付後概ね3ヶ月以内に処理した割合 100%	・全ての恩給請求書を受付後、1.5ヶ月以内に審査、推達するなど、迅速に処理を行うことにより、恩給請求書の適切な推達につながると見込まれる。	741				
(3) 戦没者叙勲等の進達事務 (昭和38年度)	4百万円 (4百万 円)	3百万円	3百万円	—	戦没者叙勲等にかかる本人又は遺族等からの照会事項への対応、関係機関との連絡調整、都道府県から進達されるものについて、閣議決定に基づき事務を旧軍関係調査事務等委託費の一部として都道府県に委託し、叙位叙勲の事務処理を行う。	—	—	742				

平成25年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(厚生労働省25(Ⅷ－1－1))

* 厚生労働省では、基本目標＞施策大目標＞施策目標を設定して、政策を実施している。

施策目標名	障害者の地域における生活を支援するため、障害者の生活の場、働く場や地域における支援体制を整備すること(施策目標Ⅶ－1－1)					担当部局名	障害保健福祉部企画課		作成責任者名	企画課長 井上 誠一															
施策の概要	本施策は、障害者の地域における生活を支援するために実施					政策体系上の位置付け	基本目標Ⅶ 障害のある人も障害のない人も地域で共に生活し、活動する社会づくりを推進すること 施策大目標1 必要な保健福祉サービスの確に提供される体制を整備し、障害者の地域における生活を支援すること																		
予算書との関係	本施策は、予算書の以下の項におおむね対応している。 一般会計 (項)社会福祉施設整備費 平成25年度予算額:5,207百万円 (項)障害保健福祉費 平成25年度予算額:1,377,122百万円					関連施策	－																		
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)	(施策の背景) 社会の中で持てる能力を発揮して暮らすことは、障害の有無を問わず誰にとっても大切なことである。 障害保健福祉の考え方が「施設での保護」から「地域社会における共生の実現」へと変わり、施策面においても、障害者が地域で自立した生活を営むことができるように、地域移行の推進や就労支援に関連する施策が図られている。 (施策の枠組み) ○全ての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に寄与することを目的とする「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)(平成17年法律第123号)」 ○同法第87条で定める基本指針に基づき、地方自治体が定める「障害福祉サービス等の提供体制の整備及び自立支援給付等の円滑な実施を確保するために策定する計画」(障害福祉計画)									政策評価実施予定 時期(評価予定表)	<table><tr><td>24</td><td>25</td><td>26</td><td>27</td><td>28</td></tr><tr><td>実績</td><td>モ二</td><td>モ二</td><td>モ二</td><td>実績</td></tr></table>					24	25	26	27	28	実績	モ二	モ二	モ二	実績
24	25	26	27	28																					
実績	モ二	モ二	モ二	実績																					
測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値		最新値	年度	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠																
					24年度	25年度																			
1 (第3期障害福祉計画による)福祉施設入所者の地域生活への移行者数	14.6万人 (入所者数)	平成17年度	3.6万人	平成26年度	－	－	2.9万人	平成23年度	障害のある人も障害のない人も地域で共に生活し、活動する社会づくりを推進するために必要とされる施策の一つであり、地方自治体が、障害福祉サービス等の提供体制の整備及び自立支援給付等の円滑な実施を確保するために策定する計画(障害福祉計画)の中でも目標として設定されているため。 目標値については、平成24年度から平成26年度までの数値目標等を定めた、各地方自治体が策定する「第3期障害福祉計画」を集計し、目標数値を設定。 注:基準値については、平成17年度時点の福祉施設入所者数を示す。最新値については、平成17年度から平成23年度にかけて、福祉施設から地域生活への移行者数を示す。																
2 (患者調査による)統合失調症の入院患者数	18.5万人	平成20年度	15万人	平成26年度	－	－	17.4万人	平成23年度	患者調査(H23)において、精神病床入院患者数全体に占める統合失調症(統合失調型障害及び妄想性障害)の割合は約60%であり、その数の変動は、精神障害者の退院促進、地域生活支援の指標となるため。 また、目標値は、今後の精神保健医療福祉のあり方等に関する検討会報告書に基づくとともに、基準値、最新値は、患者調査(3年に1度)に基づく。																
3 (第3期障害福祉計画による)グループホーム・ケアホームの月間の利用者数	－	－	9.8万人	平成26年度	8.1万人	8.9万人	7.2万人	平成23年度	障害のある人も障害のない人も地域で共に生活し、活動する社会づくりを推進するために必要とされる施策の一つであり、地方自治体が、障害福祉サービス等の提供体制の整備及び自立支援給付等の円滑な実施を確保するために策定する計画(障害福祉計画)の中でも目標として設定されているため。 目標値については、平成24年度から平成26年度までの数値目標等を定めた、各地方自治体が策定する「第3期障害福祉計画」を集計し、目標数値を設定。																
4 (第3期障害福祉計画による)一般就労への年間移行者数	2千人	平成17年度	1.0万人	平成26年度	－	－	5,675人	平成23年度	障害のある人も障害のない人も地域で共に生活し、活動する社会づくりを推進するために必要とされる施策の一つであり、地方自治体が、障害福祉サービス等の提供体制の整備及び自立支援給付等の円滑な実施を確保するために策定する計画(障害福祉計画)の中でも目標として設定されているため。 目標値については、平成24年度から平成26年度までの数値目標等を定めた、各地方自治体が策定する「第3期障害福祉計画」を集計し、目標数値を設定。																
5 (工賃向上計画による)就労継続支援B型等の平均工賃月額	13,586円	平成23年度	－	平成26年度	－	－	13,586円	平成23年度	障害のある人も障害のない人も地域で共に生活し、活動する社会づくりを推進するために必要とされる施策の一つであり、地方自治体が、障害福祉サービス等の提供体制の整備及び自立支援給付等の円滑な実施を確保するために策定する計画(障害福祉計画)の中でも目標として設定されているため。 目標値については、現在、平成24年度から平成26年度までの数値目標等を定める「工賃向上計画」を各都道府県において策定しているが、一部未提出の自治体があるため、年度ごとの目標値については、現時点では示すことはできない。																

	6	(第3期障害福祉計画による)就労移行支援の利用者数	—	—	69.5万人日分	平成26年度	54.3 万人日分	61.8 万人日分	42.0 万人日分	平成23年度	障害のある人も障害のない人も地域で共に生活し、活動する社会づくりを推進するために必要とされる施策の一つであり、地方自治体が、障害福祉サービス等の提供体制の整備及び自立支援給付等の円滑な実施を確保するために策定する計画(障害福祉計画)の中でも目標として設定されているため。 目標値については、平成24年度から平成26年度までの数値目標等を定めた、各地方自治体が策定する「第3期障害福祉計画」を集計し、目標数値を設定。		
	7	(第3期障害福祉計画による)就労継続支援A型の利用者数	—	—	56.4万人日分	平成26年度	41.5 万人日分	48.3 万人日分	38.1 万人日分	平成23年度	障害のある人も障害のない人も地域で共に生活し、活動する社会づくりを推進するために必要とされる施策の一つであり、地方自治体が、障害福祉サービス等の提供体制の整備及び自立支援給付等の円滑な実施を確保するために策定する計画(障害福祉計画)の中でも目標として設定されているため。 目標値については、平成24年度から平成26年度までの数値目標等を定めた、各地方自治体が策定する「第3期障害福祉計画」を集計し、目標数値を設定。		
測定指標			目標			目標年度	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠						
—			—			—	—						
(参考)測定指標			平成20年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度		
8 障害福祉サービスの予算額			5,345億円		5,512億円		6,160億円		6,787億円		7,884億円		
達成手段 (開始年度)			補正後予算額(執行額)		25年度 当初 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要				達成手段 の目標 (25年度)	施策目標達成への寄与の内容	平成25年度行政事 業レビュー事業番 号
(1) 社会福祉施設等施設整備(災害復旧費含む) (昭和21年度)			247.1億円 (76.0億円)	165.4億円	59.0億円	1、3、6、7	社会福祉法人等が「生活保護法」、「児童福祉法」、「障害者総合支援法」等の規定に基づき、障害者施設、保護施設等を整備しようとする場合、原則としてその整備費の2分の1を補助し、都道府県・指定都市・中核市においては、施設設置者に対して整備費の4分の1に相当する金額を補助(補助率:1/2)する。 また、東日本大震災等により被災した障害者施設等を復旧しようとする場合、復旧に要する費用の3分の2を補助(通常の補助率2分の1から嵩上げ)する。				各自治体において策定する「第3期障害福祉計画」に定める各サービスの数値目標	児童福祉法、障害者総合支援法等の規定に基づき、社会福祉法人等が整備する施設整備に要する費用の一部を補助し、障害者の日中活動の場やグループホームなどの計画的な整備を促進することにより、障害者等の生活の場、働く場や地域における支援体制の整備を図ることができる見込んでいる。	786
(2) 障害保健福祉制度普及関係経費等 (平成20年度)			2.2億円 (1.7億円)	2.2億円	2.1億円	—	①障害保健福祉制度にかかる検討会等の実施 ②障害保健福祉制度にかかる広報、報告書、会議資料等の書類作成等 ③障害保健福祉制度の推進にかかる事務費等(監査指導、企画指導経費等)				補助犬リーフレット・パンフレット・ポスター(合計)の作成、関係機関等への配布数:126,960	障害保健福祉制度に係る検討会等の実施、制度の広報、監査指導等、行政活動の基盤となる行為を確実に実施することにより、障害者福祉施策全体の一層の推進を下支えし、もって障害者の地域における生活の支援等に寄与することを見込んでいる。	743
(3) 精神障害者社会復帰調査研究等事業 (平成15年度)			0.7億円 (0.1億円)	0.6億円	0.6億円	—	①精神障害者に関する保健福祉等のサービス提供について、福祉分野に限らず保健医療分野とも連携した包括的なサービス提供体制の構築に資する調査・研修を実施する。 ②「精神保健医療福祉の改革ビジョン」、「自殺総合対策大綱」に基づき、メディアを活用したPR等を行うことにより、地域における普及・啓発活動を実施する。				—	①本事業の調査結果が、必要な施策を講じるための重要な指標となり、より効果的な地域におけるサービス提供体制の構築を行うことができると見込んでいる。 ②インターネットにおけるメンタルヘルス総合サイト等による普及啓発により、精神疾患に関する正確な理解や早期相談・早期発見を促すことができると見込んでいる。	744
(4) 障害程度区分管理事業 (平成18年度)			0.6億円 (0.6億円)	0.6億円	0.6億円	—	障害程度区分判定に係る市町村の支援(ヘルプデスクの設置)及び市町村が行った障害程度区分判定に係るデータの集約。				—	市町村が実施する障害程度区分認定調査の認定事務の円滑な運営を支援することにより、ひいてはサービス利用する障害者の生活を支援するものである。また、今後の障害程度区分の見直しに必要な基礎資料を得るとともに、全国の区分判定状況を客観化し、全国統一ルールによる判定業務の地域格差の是正及び適正化に繋げることで、サービス支給費全体の効率化に資するものである。	745

(5) 自殺対策関係事業 (平成20年度)	0.2億円 (0.1億円)	0.1億円	0.1億円	—	①自殺未遂者の再度の自殺を防ぐために、入院中及び退院後の心理的ケアを中心に、医師、看護師、保健師等を対象にした研修を開催する。 ②自殺問題に関する調査研究や情報収集・発信、地域のネットワーク構築、研修事業などを行っているが、それらの活動上で必要のある諸種の調査・分析作業を委託していた。(センターの独法化により21年度終了) ③一般かかりつけ医と精神科医の連携体制の強化や精神科医療従事者に対する研修を行い、精神医療の質の向上を図る。(これらの事業を行うため、各都道府県に設置されている地域自殺対策緊急強化基金に積み増しを行う)(23年度で終了)	自殺未遂者ケア研修 の開催回数:4	医師、看護師等救急医療従事者を対象とする自殺未遂者に対するケアの研修を行うことにより、自殺未遂者の再度の自殺企図を防止し、自殺者数の減少に資するものと見込んでいる。	746
(6) 障害者自立支援給付 (平成18年度)	6,500.7億円 (6,429.6億円)	7,710.2億円	8,512.6億円	1、3、4、5、 6、7	①介護給付費・訓練等給付費(補助率:1/2) 障害者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、ホームヘルプ、グループホーム、就労移行支援事業等の障害福祉サービスを計画的に確保する。 ②療養介護医療費(補助率:1/2) 療養介護を利用している障害者に対し、医療に要した費用について、療養介護医療費を支給する。 ③計画相談支援給付費(補助率:1/2) 障害者の心身の状況等を勘案し、利用する障害福祉サービス等に係るサービス等利用計画を作成するとともに、障害福祉サービス等の利用状況を検討し、サービス等利用計画の見直し等を行う。 ④地域相談支援給付費(補助率:1/2) 入院・入所中の障害者に対し、住居の確保や地域生活に移行するための相談等を実施するとともに、居宅において単身で生活する障害者等に対して、常時の連絡体制を確保して緊急の事態における相談等を実施。 ⑤補装具費(補助率:1/2) 障害者等の身体機能を補完または代替する用具(補装具)の購入又は修理に要する費用の100分の90に相当する額を支給する。	各自治体において策定する「第3期障害福祉計画」に定める各サービスの数値目標	障害者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、ホームヘルプ、グループホーム等の障害福祉サービスを計画的に確保することにより、障害者等の生活の場、働く場や地域における支援体制の整備を図ることができると見込んでいる。	747
(7) 障害者医療費 (平成17年度)	1,850.1億円 (1,739.4億円)	1,898.0億円	2,186.6億円	—	障害者総合支援法第58条第1項の規定により、障害者・障害児の障害を除去・軽減するために指定自立支援医療機関において必要な医療を受けた際、同法第92条第2号及び第93条第1号の規定により都道府県等が支弁した費用に対して法第95条第1項第2号及び第3号により、50ノ100を国が負担する制度	—	自立支援医療受診者の医療費を軽減し、障害者・障害児の心身の障害を除去・軽減にかかる負担を緩和することによって、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにする効果があると見込んでいる。	748
(8) 地域生活支援事業 (平成18年度)	445.0億円 (445.0億円)	450.0億円	460.0億円	—	○「地域生活支援事業実施要綱(平成18年8月1日障発0801002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)」に基づき都道府県及び市町村(指定都市等を含む。)が行う事業に要する費用に対し、障害者総合支援法の定める補助率上限(1ノ2以内)かつ予算の範囲内で、都道府県又は市町村に対し、補助金を交付する。 ○当該補助金は地方分権を推進する観点から、実施主体である市町村等が創意工夫に基づいて主体的に事業の実施方法を組み立て、弾力的に補助金を使用できる「統合補助金」として交付している。	—	—	749
(9) 不服審査会経費 (平成18年度)	0.1億円 (0.1億円)	0.1億円	0.1億円	—	各都道府県において、障害者介護給付費等不服審査会及び障害児通所給付費等不服審査会を開催するための経費を補助する。 ・実施主体 都道府県 ・補助率 1ノ2	—	都道府県が開催する不服審査会の事務経費を補助するものであり、目標を定め、検証することになじまない。	750
(10) 給付費支払システム事業 (平成18年度)	30.2億円 (29.3億円)	17.3億円	16.9億円	—	国民健康保険中央会がシステムの開発を一括して行うとともに、全国決済業務(事業者が複数の都道府県内の市町村に請求を行う場合の各都道府県国民健康保険団体連合会への振り分け)を行う。 補助率 10ノ10	—	障害福祉サービス費等の請求・支払に関して全国共通のシステムを整備し、障害福祉サービス費等の請求・支払を各都道府県国民健康保険団体連合会に一本化することにより、事業者の請求事務の効率化及び市町村等の支払事務の平準化・軽減化を図るものである。	751

(11) 工賃向上計画支援事業 (平成24年度) (旧工賃倍増5カ年計画支援事業)	5.0億円 (4.4億円)	4.0億円	4.3億円	5	基本事業として①経営力育成・強化、②技術向上、③経営コンサルタント派遣による個別事業所の工賃引き上げの推進、④事業所職員の人材育成等を実施(補助率 1／2) 特別事業として①共同化推進(共同受注窓口を継続できる体制の確立を図るための経費。障害者優先調達推進法の施行を念頭に、共同受注窓口が未整備の都道府県の体制整備を図るための立ち上げ等の経費(新規))②工賃引き上げに積極的な事業所による好事例の紹介、③事業者の経営意識の向上等を実施(補助率 定額(10／10)相当)	計画を策定し、事業所の支援を行っている都道府県数:47	経営改善や商品開発、市場開拓などを中心とする工賃向上計画の策定の支援を通じて、就労継続支援B型事業所における安定的・継続的な作業を確保するなど工賃引き上げに向けた取り組みを支援することにより、障害者等の生活の場、働く場や地域における支援体制の整備を図ることができると見込んでいる。	752															
(12) 障害者就業・生活支援センター事業 (平成14年度)	10.2億円 (9.0億円)	10.5億円	8.1億円	4	就業及びそれに伴う日常生活上の支援を必要とする障害者に対し、障害者就業・生活支援センター窓口での相談や職場・家庭訪問等により指導、相談を実施。(補助率:1/2) ①就業支援 就職に向けた準備支援(職業準備訓練、職場実習のあっせん)、求職活動支援、事業所に対する障害者の特性を踏まえた雇用管理に関する助言 等 ②生活支援 生活習慣の形成、健康管理、金銭管理等の日常生活の自己管理に関する助言、住居、年金、余暇活動等地域生活、生活設計に関する助言 等	全障害保健福祉圏域に設置し、就職している障害者や求職中の障害者に対して、就職、職場定着、生活等に関する相談等の支援を行う。設置箇所数:332	就業及びそれに伴う日常生活上の支援を必要とする障害者に対し、障害者就業・生活支援センター窓口での相談や職場・家庭訪問等により指導、相談を実施することにより、障害者等の生活の場、働く場や地域における支援体制の整備を図ることができると見込んでいる。	753															
(13) 障害児施設措置・給付 (昭和23年度)	712.3億円 (691.4億円)	566.2億円	671.0億円	—	①障害児通所・入所給付費等 都道府県等が支弁する障害児通所給付費及び障害児入所措置費・給付費に要する費用の1／2を負担するもの。(補助率:1/2) ②障害児相談支援給付費 障害児の心身の状況等を勘案し、障害児の通所サービスに係る障害児支援利用計画を作成するとともに、障害児の通所サービスの利用状況を検証し、障害児利用計画の見直し等を行う。(補助率:1/2)	施設利用人員 上段:措置人員(年):69,475 下段:契約人員(年):7,411,864	障害児通所・入所施設等において障害児に対する保護、訓練等を行うため、都道府県等が支弁する障害児通所給付費及び障害児入所措置費・給付費等に要する費用を補助することにより、障害者等の生活の場、働く場や地域における支援体制の整備を図ることができると見込んでいる。	754															
### 発達障害支援関係事業 (平成19年度)	5.0億円 (2.0億円)	4.8億円	1.0億円 (地域生活支援事業計上分を除く。)	—	自治体により実践された取り組みについて、その分析・検証を行うことにより発達障害児(者)に対する有効な支援手法の確立を図る(発達障害者支援開発事業)。また、発達障害児(者)に対する支援体制の整備を進めることにより、発達障害児(者)及びその家族に対する支援のより一層の強化を図る(発達障害者支援体制整備事業)。 ・補助率:1/2 なお、発達障害者支援体制整備事業については、平成25年度より地域生活支援事業として実施。	・発達障害者支援開発事業:事業実施自治体数:10	発達障害児(者)について、発達障害一人一人のニーズに応じた支援が提供できるよう、発達障害(児)者への有効な支援手法を開発・確立することにより、障害者等の生活の場、働く場や地域における支援体制の整備を図ることができると見込んでいる。	755															
(15) 児童福祉事業助成 (昭和37年度)	0.5億円 (0.5億円)	0.5億円	0.5億円	—	①在宅心身障害児(者)及び保護者に対する相談、療育指導。 ②在宅心身障害児(者)の保護者、ボランティアを対象に、専門家による講義、実技指導等の療育研修。 ③在宅の障害児及びその家族に対し、医師等の療育担当者が宿泊をともにし、基本動作の指導及び機能訓練等を実施等。 ・補助率:定額(10／10)	療育相談実利用者数: 14,500	障害児(者)、保護者、及び施設職員等に対し、相談・療育指導、療育研修等を行うことにより、障害者等の生活の場、働く場や地域における支援体制の整備を図ることができると見込んでいる。	756															
(16) 特別児童扶養手当等給付 (昭和39年度)	1,404.4億円 (1,412.7億円)	1,454.4億円	1,492.2億円	—	「特別児童扶養手当等の支給に関する法律」に基づき、地方公共団体が障害児(者)及び、障害児を監護又は養育する者に対して受給資格の認定等を行い、当該受給資格者に対し特別児童扶養手当等を支払うもの。 <table><tr><td>事業名</td><td>対象</td><td>補助率</td></tr><tr><td>特別児童扶養手当給付費</td><td>特別児童扶養手当受給者</td><td>国10/10</td></tr><tr><td>特別障害者手当等給付費負担金</td><td>特別障害者手当等受給者</td><td>国3/4、都道府県、市又は福祉事務所設置町村1/4</td></tr><tr><td>事務取扱交付金</td><td>都道府県及び市町村</td><td>国10/10</td></tr><tr><td>特別児童扶養手当支給業務庁費</td><td>システム維持・保守会社</td><td>国10/10</td></tr></table>	事業名	対象	補助率	特別児童扶養手当給付費	特別児童扶養手当受給者	国10/10	特別障害者手当等給付費負担金	特別障害者手当等受給者	国3/4、都道府県、市又は福祉事務所設置町村1/4	事務取扱交付金	都道府県及び市町村	国10/10	特別児童扶養手当支給業務庁費	システム維持・保守会社	国10/10	—	—	757
事業名	対象	補助率																					
特別児童扶養手当給付費	特別児童扶養手当受給者	国10/10																					
特別障害者手当等給付費負担金	特別障害者手当等受給者	国3/4、都道府県、市又は福祉事務所設置町村1/4																					
事務取扱交付金	都道府県及び市町村	国10/10																					
特別児童扶養手当支給業務庁費	システム維持・保守会社	国10/10																					
(17) 視覚障害者用図書事業等 (昭和29年度)	3.2億円 (3.2億円)	3.2億円	3.1億円	—	実施主体である団体(6団体)が行う視覚障害者用図書事業、盲人用具販売あつ旋事業、視覚障害者行政情報等提供事業等を行うのに要する費用に対し、委託費を交付している。	図書(点字図書及び録音図書)の製作数:130	視覚障害者用図書事業等を実施することにより、視覚障害者用図書(点字図書、録音図書)の製作をデジタルデータ化するとともに、視覚障害者のニーズを踏まえた媒体(紙、CD等)で貸出を行うことなどにより、視覚障害者・児の知識、教養、学習等の向上を図り、自立や社会参加の促進に資すると見込んでいる。	758															
(18) 手話通訳技術向上等研修等 (昭和56年度)	1.8億円 (1.5億円)	1.4億円	1.5億円	—	実施主体である団体(3団体)が行う手話通訳技術向上等研修、字幕入り映像ライブラリー等製作貸出、盲ろう者向け通訳者養成研修等の事業に要する費用に対して委託費を交付している。	手話通訳技術向上等研修修了者:230 盲ろう者向け通訳者養成研修修了者:115	手話通訳者等の技術向上のための現任研修や手話通訳者等の指導者の養成や盲ろう者向けの通訳・介助者の養成研修を行うこと等により、コミュニケーションの支援を担う人材が増え、聴覚障害者及び盲ろう者の自立や社会参加の促進に資すると見込んでいる。	759															

(19)	障害者スポーツ・文化芸術活動振興 (平成13年度)	0.9億円 (0.9億円)	0.9億円	0.9億円	—	①全国障害者スポーツ大会開催事業 障害のある選手が、障害者スポーツの全国的な祭典であるこの大会に参加し、競技等を通じ、スポーツの楽しさを体験するとともに、国民の障害に対する理解を深め、障害者の社会参加の促進に寄与することを目的とする。 ②障害者芸術・文化祭開催事業 全ての障害者の芸術及び文化活動への参加を通じて、障害者の生活を豊かにするとともに、国民の障害者への理解と認識を深め、障害者の自立と社会参加の促進に寄与することを目的とする。	全国障害者スポーツ大会参加選手数：3,443	全国障害者スポーツ大会や障害者芸術・文化祭を開催することにより、障害者がスポーツの楽しさを体験することや芸術・文化祭への参加を通じて、障害者の生活を豊かにすることは、障害者の自立と社会参加の促進に資すると見込んでいる。	760
(20)	高度情報通信福祉事業 (平成14年度)	1.7億円 (1.7億円)	1.7億円	1.6億円	—	実施主体である団体(3団体)が行う視覚障害者用図書情報ネットワーク事業、点字ニュース即時提供事業、パソコンボランティア指導者養成事業等に要する費用の補助を行う。	パソコンボランティア指導者養成数：220	高度情報通信福祉事業を実施することにより、視覚障害者が自宅に居ながらにして、点字図書等の検索・貸出予約等が行える視覚障害者用図書情報ネットワークを運営することや、障害者の情報通信技術の利用機会や活用能力の向上のため、パソコンの使用方法を教えることができるパソコンボランティアを指導する者の養成を行うことで、障害者の情報バリアフリーや社会参加の推進に資すると見込んでいる。	761
(21)	中央障害者社会参加推進センター運営事業 (平成2年度)	0.2億円 (0.2億円)	0.2億円	0.2億円	—	①地方センターが行う障害者の社会参加推進事業の効果的かつ円滑な推進を図るため、当事者団体で構成される(社福)日本身体障害者団体連合会が設置する「中央障害者社会参加推進センター」(以下「中央センター」という。)に対して国庫補助(10/10)を行い、地方センターに対する助言指導・研修等の実施、全国の社会参加推進事業の実施状況の把握、障害者の社会参加の推進に資する情報の収集及び提供等を行う。 ②運営に関する基本的事項などを身体、知的及びび精神の各障害者関係団体及び学識経験者等から構成される中央障害者社会参加推進協議会に諮って運営を行う。	各地方社会参加推進センターや障害者関係団体の相談員を対象とした「障害者相談員研修会」の参加者数：1,500	「障害者相談員研修会」では、学識経験者や専門家等の講演、障害者相談者による事例発表を中心とした意見交換等を実施しており、当該研修会に参加することにより、相談員活動の充実強化が図られるとともに、障害者の自立と社会参加の促進を図ることができると思込んでいる。	762
(22)	身体障害者体育等振興 (昭和38年度)	5.1億円 (5.0億円)	8.3億円	8.3億円	—	①競技技術の向上等のための調査研究や情報収集・提供、スポーツの普及・啓発等を行う事業(補助率10/10) ②パラリンピック等総合国際競技大会への日本代表選手の派遣や強化合宿等を行う事業(20年度～)(補助率2/3) ③総合国際競技大会においてメダル獲得が有望である選手を指定し強化するための活動費等の助成を行う事業(21年度～)(補助率10/10)を実施するのに必要な補助金を交付する。	パラリンピック・デフリンピックへの派遣者数：195 指定強化事業の対象者数(実人数)：902	身体障害者体育等振興を実施することにより、中央及び地方における障害者スポーツ団体間の連絡の徹底、連携の強化等を図る協議機関の設置・運営を行い、また、パラリンピックやデフリンピック等の国際的な競技大会へ選手等を派遣するための渡航宿泊等を補助する事業や障害者スポーツの世界大会においてメダル獲得が有望である選手の指定強化を図る事業を行い、総合的な障害者スポーツの振興ひいては障害者の自立と社会参加の促進を図ることを見込んでいる。	763
(23)	国連・障害者の十年記念施設運営等 (平成13年度)	2.4億円 (2.4億円)	2.4億円	2.4億円	—	ビッグ・アイ共働機構に対して、国連・障害者の十年記念施設の運営及び障害者の国際交流機能、重度・重複障害者を含む全ての障害者の交流機能、芸術・文化の発信機能、大規模災害時の後方支援機能を十分活用した諸事業。 ①災害支援ボランティアリーダー養成研修事業 ②障害関係福祉情報提供事業 ③障害者芸術・文化活動支援事業 ④国際交流事業)を実施するのに必要な委託費の交付及び大阪府に対する土地借料の支払い。	災害支援ボランティアリーダー養成研修事業の修了者数：126 バリアフリープラザ利用者数(交流を深めるコミュニケーションスペースの利用者数)：2,816 障害者芸術・文化活動の参加者(障害者コンサートやバリアフリー映画の開催)：3,122 国内外の障害者の交流：1,042	国連・障害者の十年記念施設運営等を実施することにより、災害時において、障害者に対するきめ細やかな支援活動に資するよう、救助・支援活動をサポートするボランティアリーダーを養成すること、障害者への情報提供・相談事業等を行うこと、障害者の芸術・文化活動について、先進事例等の調査研究や活動団体に対する専門家によるアドバイス等を行うこと、国内外の障害者団体間の交流、障害を克服して活躍している芸術家やスポーツ選手等との交流を行うこと等をもって、障害者の社会参加の促進を見込んでいる。	764
(24)	社会参加支援施設事務費 (昭和25年度)	15.2億円 (14.8億円)	16.1億円	15.8億円	—	①点字図書館(点字刊行物や視覚障害者用の録音物の制作や貸出等を行う施設)及び聴覚障害者情報提供施設(字幕、手話入の録画物の制作や貸出、手話通訳者の派遣等を行う施設)の運営に要する費用の補助を行う。 ②実施主体は、都道府県・指定都市・中核市・市町村 ③国庫負担率 5/10	聴覚障害者情報提供施設数(障害者基本計画、重点施策実施5か年計画にて全都道府県での設置を目指し、整備を促進している。)：47	点字図書館や聴覚障害者情報提供施設の運営費を国が負担することにより、視覚障害者が無料又は定額な料金で、点字刊行物、視覚障害者用の録音物、聴覚障害者用の録画物を利用できるようになることは、視覚障害者の自立や社会参加に資すると見込んでいる。	765
(25)	精神障害者措置入院等 (昭和25年度等)	50.1億円 (48.5億円)	54.6億円	53.6億円	—	①精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第29条第1項及び第29条の2第1項の規定により措置入院及び緊急措置入院させた精神障害者の入院に要する費用について、都道府県又は指定都市が負担した費用から、精神障害者又は扶養義務者の費用負担能力に応じて徴収する一部負担金の額を控除した額について、3/4を国庫負担する制度。 ②沖縄の本土復帰の際、琉球政府当時の精神衛生法第26条又は第45条の規定により琉球政府の負担によって精神障害者の医療を受けていた者が、復帰後も引き続き当該精神障害について医療を受けた場合の医療費につき、沖縄県が弁済した費用の8/10を補助する制度。	—	・自傷・他害の恐れのある精神障害者を入院措置し、医療を行うための費用を負担することにより、自傷・他害の恐れのある精神障害者の保護・医療の提供を滞りなく行う効果があると見込んでいる。 ・琉球政府の負担により精神障害者の医療を受けていた者が、本土復帰後も引き続き当該精神障害について医療を受けた場合に、医療費負担の特別措置を講じることにより、沖縄県の本土復帰に伴い、制度の円滑な実施を図る効果があると見込んでいる。	766
(26)	精神障害者保健福祉対策 (平成2年度等)	41.8億円 (31.2億円)	40.7億円	32.8億円	2	緊急な医療を要する精神障害者等が迅速かつ適切な医療を受けられるようにするため、都道府県又は指定都市が行う精神科救急医療体制の整備等に補助するとともに、自殺防止のための相談活動等事業や精神医療従事者等に対しこころの健康づくり等に関する研修事業を通じて、精神障害者の保健福祉の向上を図るもの。(補助率：1/2、1/3、定額)	精神保健福祉センター特定相談等事業の実施都道府県・指定都市数：67	精神科救急医療体制の整備を推進することは、精神疾患の症状悪化に対し迅速に適切な医療を提供することが可能となることで入院期間が短縮され、一方で、精神障害者の地域生活を支えるための医療機能としても働くため、統合失調症入院患者数を減少させる効果があると見込んでいる。	767

(27)	精神障害者地域移行・地域定着支援事業 (平成20年度)	6.7億円 (5.9億円)	3.2億円	1.2億円	—	医療機関単独では退院させることが難しい入院患者を対象に、地域生活への移行支援にとどまらず、地域生活への移行後の地域への定着支援を行う。平成24年度からは、特に入院患者の約半数を占める高齢長期入院患者に対して、院内の専門職種と地域の関係者がチームとなり退院に向けた包括的な地域支援によって地域移行を目指す事業を実施しているところであり、一般制度化の検討のために対照群調査による比較検証をするなど、事業効果を検証することとしている。	実施圏域数／全圏域数：100%	精神障害者が住み慣れた地域を拠点とし、本人の意向に即して、本人が充実した生活を送ることができるよう、関係機関の連携の下で、医療、福祉等の支援を行うという観点から、統合失調症を始めとする入院患者の減少及び地域生活への移行に向けた支援並びに地域生活を継続するための支援を促進していく。	768
(28)	心神喪失者等医療観察法入院等決定者医療費等 (平成17年度)	140.1億円 (130.4億円)	153.9億円	182.0億円	—	医療観察法に基づき、入院決定又は通院決定を受けた者に対し、法に基づく医療を提供するために必要な基準を示した上で、その基準に合致した医療機関(指定医療機関)に委託して医療を実施しており、その医療に必要な経費を10/10国が負担する。	「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律」に基づく裁判所の決定を受けた入院・通院対象者数：1,669	心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者に対して、継続的かつ適切な医療並びにその確保のために必要な観察及び指導を行うことによって、病状の改善及びこれに伴う同様の行為の再発の防止を図り、法対象者の社会復帰を促進していく。	769
(29)	心神喪失者等医療観察法指定入院医療機関整備等 (平成17年度)	63.1億円 (54.0億円)	58.7億円	29.3億円	—	医療観察病棟建設予定の都道府県、特定独立行政法人等を対象に、施設整備事業費(新病棟、改修病棟)、設備整備事業費(医療観察病棟に必要な医療機器、医療器具など)を負担するとともに、指定入院医療機関の運営(医療観察病棟運営経費、入院対象者移送費、医療観察病棟開設準備経費など)に必要な経費を10/10国が負担する。	施設整備事業実施箇所数：6、設備整備事業実施箇所数：2、運営事業実施箇所数：30	心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者に対して、継続的かつ適切な医療並びにその確保のために必要な観察及び指導を行うため、当該医療を実施する医療機関の整備費および運営にかかる経費を国が負担することで、適切な医療を実施し病状の改善及びこれに伴う同様の行為の再発の防止を図り、法対象者の社会復帰を促進していく。	770
(30)	心神喪失者等医療観察法人材養成研修 (平成17年度)	0.6億円 (0.6億円)	0.7億円	0.6億円	—	①指定医療機関従事者研修 指定医療機関に従事予定の医師、臨床心理技術者、看護師、精神保健福祉士(PSW)、作業療法士(OT)への研修。 ②精神保健判定医等養成研修 精神保健判定医、精神保健参与員候補者、地域福祉職員となる予定の者への研修。	「指定医療機関従事者研修」の研修人数：538、「精神保健判定医等養成研修」の研修人数：340	心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者に対して、継続的かつ適切な医療並びにその確保のために必要な観察及び指導を行うため、当該医療を実施する医療機関の医療従事者等へ研修を行い、関係職種の育成と資質の向上を図ることで、適切な医療を提供し病状の改善及びこれに伴う同様の行為の再発の防止を図り、法対象者の社会復帰を促進していく。	771
(31)	心神喪失者等医療観察法指定入院医療機関地域共生事業 (平成21年度)	2.7億円 (2.3億円)	0.5億円	0.3億円	—	医療観察病棟建設予定の都道府県及び市町村を対象に、 ①地域共生施設(道路、公園、地域交流施設、医療観察病棟の設置が見込まれる病院の施設)の施設整備 ②地域共生施設の設備整備設備 ③地域共生事業(地域共生ステーション事業、教育文化事業)について、地域の共生に寄与する事業に必要な費用を補助し、地域との相互理解を含めた総合的な取組みを進めるため、事業に必要な経費を10/10国が補助する。	事業実施箇所数：1	心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者に対して、継続的かつ適切な医療並びにその確保のために必要な観察及び指導を行うため、当該医療を実施する医療機関を整備する地域での相互理解を含めた総合的な取組みを進め、法対象者の社会復帰を促進していく。	772
(32)	心身障害者扶養保険対策 (昭和44年度)	1.1億円 (1.1億円)	1.0億円	1.0億円	—	心身障害者扶養保険事業の事業運営に必要な経費を交付するものである。 交付先：独立行政法人福祉医療機構 ・補助率：国10/10	—	—	773
(33)	独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園運営費交付金に必要な経費 (平成15年度)	22.6億円 (22.6億円)	19.8億円	18.4億円	1	独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園を対象とし、当該法人が重度知的障害者の地域移行、行動障害等を有するなど著しく支援が困難な知的障害者に対するモデル支援及び調査・研究、それらの成果等を活用した養成・研修等を行うための費用を補助する。	—	独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が行う重度知的障害者の地域移行、行動障害等を有するなど著しく支援が困難な知的障害者に対するモデル支援及び調査・研究、それらの成果等を活用した養成・研修等に対し、費用補助を行うことで、障害者の生活の場、働く場や地域における支援体制の整備を図ることができると思込んでいる。	774
(34)	国立更生支援施設運営事業 (昭和23年度)	20.7億円 (20.5億円)	20.3億円	23.9億円	—	①総合的リハビリテーション医療の提供(治療、診断、機能回復・日常生活訓練と退院後の社会生活に関する助言 指導等) ②リハビリテーション技術・福祉機器の研究開発(リハビリテーション技術・支援システム・支援技術等の開発、大学との研究協力・国際標準化機構への協力等) ③リハビリテーション専門職員の人材養成(5学科の指導的人材養成及び23の研修会) ④リハビリテーションに関する情報の収集及び提供 ⑤リハビリテーションに関する国際協力(WHOへの協力、JICAの開発途上国への技術支援への協力等) ⑥障害福祉サービスの提供(障害者自立支援法に基づく各種サービスとその先駆的・試行的取り組み)	—	障害者リハビリテーションの中核機関として、障害者に対する医療から職業訓練までの総合的なリハビリテーションを提供し、その成果を全国に発信・普及することにより、障害者の自立と社会参加の推進に寄与することができる。	775

(35) 医療観察等実施費 (平成17年度)	1.1億円 (0.91億円)	1.1億円 (0.75億円)	1.1億円	-	各厚生局において、判定医の名簿作成、精神保健福祉士等の専門知識及び技術を有する者の名簿作成、指定医療機関の指定、処遇改善の請求に係る審査、指定医療機関の指導及び法対象者の鑑定入院医療機関等から指定入院医療機関への移送、関係機関との調整等に関することを実施。	-	心神喪失の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律(以下「医療観察法」という。))に基づく裁判所の入院又は通院決定を受けた対象者に対し、継続的かつ適切な医療並びにその確保のために必要な観察及び指導を行うことによって、その病状の改善及びこれに伴う同様の行為の再発の防止を図り、もってその社会復帰を促進していく。	776
(36) 特別障害給付金給付に必要な経費 (平成17年度)	41.3億円 (36.4億円)	37.4億円 (35.2億円)	73.6億円	-	国庫負担金等を財源として、特別障害給付金の給付を行う。	-	国民年金制度の発展過程において生じた特別な事情を考慮し、障害基礎年金等の受給権を有していない障害者の福祉の増進を図る。	777
(37) 精神保健福祉人材養成等研修事業 (平成22年度)	0.6億円 (0.4億円)	0.5億円	0.5億円	-	A.地域での精神科訪問看護による支援技術に関して、指導的な役割を担うことができる看護職、精神保健福祉士、作業療法士等の人材の養成を目的に研修事業を実施する。B.国が指定した施設において、発達障害児(者)への専門的な支援を行う発達障害者センター職員等を対象とした実地研修を実施する。C.依存症回復施設職員に対する研修事業を実施する。D.大学等の実習・演習担当教員及び実習施設の実習指導者の資質向上を目的として、講習会及び特別研修事業を実施する。E. 依存症者を支える家族関係についての理解や依存症に関する正しい知識の習得・理解のための研修事業を実施する。	研修の回数 A:訪問看護研修:年1回(全国6箇所) C:依存症回復施設職員研修:年1回(全国1箇所) D:精神保健福祉士研修:年1回(全国8箇所) E:依存症家族研修:年1回(全国1箇所) 実施施設数 B:発達障害者支援者実地研修:全国6箇所	A:訪問看護の充実により、精神障害者に対する地域生活支援を強化することができる。 B:発達障害児(者)への専門的な支援を行う発達障害者支援センター職員等を対象とした実地研修を実施し、地域において指導的な役割を担うことができる専門的な人材育成を図り、発達障害児(者)の自立及び社会参加に資することを目指す。 C:職員の資質向上を図ることにより、依存症回復施設の質を担保し、依存症への対応力を一層強化することができる。 D:精神保健福祉士法等において定める厚生労働大臣が別に定める基準に基づき実施する研修であり、本研修を実施することにより、教員等が精神保健福祉士の養成に必要なスキル等を習得し、より質の高い精神保健福祉士の養成が担保される。 E:依存症者の家族が、依存症に関する正しい知識や依存症を支える家族関係について習得・理解することにより、再発を早期に発見できる感謝つづの役割を果たす等、依存症者に対し、よりポジティブな家族支援を図ることができる。	778
(38) 障害福祉サービス経営実態調査 (平成20年度)	2.1億円 (2.1億円)	-	0.24億	-	全国の障害福祉サービス事業者等における収支状況、従事者数、給与等の実態を、全国網羅的に抽出調査。・平成25年度においては調査票の設計・印刷・配付・平成26年度においては調査票の回収・集計・分析を、それぞれ実施する2か年の国庫債務負担行為。	-	平成27年4月に予定している障害福祉サービス等の費用(報酬)の改定の際の基礎資料とするための調査であり、費用(報酬)の額を適切に評価することにより障害者等の生活の場、働く場や地域における支援体制の整備を図ることができると見込んでいる。	779
(39) 依存症対策 (平成22年度)	0.01億円 (0.001億円)	0.01億円	0.01億円	-	依存症対策の関係者から構成される検討会を設け、先進的な取り組みを行う団体を採択するために、検討を行う経費。	-	本事業の実施により、地域におけるアルコール・薬物を中心とした、より効果的な各種依存症対策を行うことができる。	780
(40) 障害者虐待防止・権利擁護事業 (平成22年度)	0.03億円 (0.03億円)	0.04億円	0.04億円	-	国において、各都道府県における障害者の虐待防止や権利擁護に関する研修の指導的役割を担う者を養成する研修を実施する。	国における各都道府県指導者養成研修の開催回数:1	各都道府県における障害者の虐待防止や権利擁護に関する研修の指導的役割を担う者を養成する研修を実施することにより、障害者等の生活の場、働く場や地域における支援体制の整備を図ることができると見込んでいる。	781

(41) 障害者自立支援機器等開発促進事業 (平成22年度)	3.6億円 (1.7億円)	3.0億円	2.0億円	—	①開発を行う企業と障害者団体が連携し、モニター評価と改良開発を通じて障害者が実際に使いやすい機器を開発する。(障害者のモニター評価が可能となる仕組み、障害者の自立を支援する機器に関する有識者の助言が得られる仕組みを作る。) ②開発された技術とモニター評価の手法と結果については、デモンストラーションなどにより開発の成果を公表して、機器の普及促進を図る。	対象テーマによる公募方式により平成24年度は開発テーマとして12テーマを採択(採択後1テーマ辞退)	障害者自立支援機器等開発促進事業を実施することにより、障害当事者のニーズを適切に反映した支援機器の開発が行われ、障害者にとって使いやすい適切な価格の支援機器が数多く製品化されることで、障害者の自立や社会参加に資すると見込んでいる。	782
(42) 障害者総合福祉推進事業 (平成22年度)	2.5億円 (1.6億円)	2.0億円	1.6億円	—	「障害者総合支援法」を踏まえ、障害者全般にわたり引き続き解決すべき課題や新たに生じた課題について、現地調査等による実態の把握や試行的取組等を通じた提言を得ることを目的に、指定課題を策定し、一般公募を行った上で、外部有識者で構成される評価検討会において評価を行い、最も成果が期待できる事業内容を計画した法人を採択する。 ①実施主体都道府県、市町村、社会福祉法人、特定非営利活動法人、社団法人、財団法人その他の法人 ②補助基準額1事業当たり10万円を上限(補助率定額10／10相当)	指定課題に対する採択件数:24 (採択基準は外部有識者で構成する「評価検討会」で毎年決定する)	指定課題で取り上げた課題に対し、「障害者総合支援法(案)」を踏まえ、具体的な事例の検討や、地域における先進的・実践的な事例の収集を行い、課題の整理や分析、ガイドラインの作成及び研修用テキストの作成等により、障害施策全般の課題や、新たに生じる課題の解決を図る。	783
(43) 障害者虐待防止対策支援事業 (平成22年度)	4.0億円 (0.6億円)	4.2億円	4.1億円	—	障害者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援を行うため、連携協力体制整備事業、家庭訪問等個別支援事業、障害者虐待防止・権利擁護研修事業、専門性強化事業、普及相談事業を実施する。	障害者虐待防止対策支援事業の実施状況:47	障害者虐待については、その未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援が重要である。このため、関係機関等の協力体制の整備や支援体制の強化を図ることにより、障害者等の生活の場、働く場や地域における支援体制の整備を図ることができると見込んでいる。	784
(44) 報酬改定影響検証事業 (平成21年度)	—	0.6億円	0.5億円	—	全国の障害福祉サービス事業者等の以下の状況(予定)を、全国網羅的に抽出調査。 ①平成24年4月の報酬改定を受けての対応状況等 報酬改定前後(平成23年9月及び平成24年9月)における給与(基本給、手当及び一時金)の引上げの状況、サービス提供内容の見直し状況、設備投資の状況、職員の処遇の状況、職場環境の状況、職員の勤務の状況、教育研修の状況 等 ②従事者(直接処遇職員)の平均給与額の状況 報酬改定前後における平均給与額の状況(職種別、サービス別、資格保有別、地域区分別等)、平均給与額の分布状況	回収率:57.7%	平成24年4月の障害福祉サービス等報酬改定が障害福祉サービス等従事者の処遇改善に反映されているかどうかを調査・分析し、報酬改定の事後的検証を行う。	788
(46) 業務管理体制データ管理システム整備事業 (平成24年度)	—	1.0億円	0.2億円	—	障害福祉サービス事業者においては、法令遵守の履行が確保されるよう、業務管理体制の整備に関する事項の届出を義務づけている。業務管理体制の整備及び届出については、業務管理体制に係る指導監督者(国・都道府県・市町村)の指導監督が適切に行われるよう、障害福祉サービス事業者の情報を共有化するシステムの運用を行う。	—	本システムで業務管理体制に関する届出状況の管理や行政機関の間で当該情報の共有化を行うことにより、行政機関による適切な監督業務の実施が図られる。	789
(47) 重症心身障害児者地域生活モデル事業 (平成24年度)	—	0.2億円	0.2億円	—	重症心身障害児者が安心・安全な地域生活を送るため、医療、福祉、教育等の各分野で支援体制を構築する必要があることから、以下の取り組みを行うモデル事業を実施。 ・重症心身障害児者地域生活モデル事業協議会の設置 ・重症心身障害児者やその家族に対する支援 ・地域における支援機能の向上 ・地域住民に対する啓発 補助率:定額(10／10)	—	重症心身障害児者及びその家族が地域で安心・安全に生活できるようにするため、地域の重症心身障害児者支援の中核となる医療型障害児入所施設等に医療、福祉、教育等の各分野をコーディネートする者を配置し、関係する分野と協働による支援体制を構築すること等により、総合的な地域支援体制を整備し、地域生活支援の向上を図ることができると見込んでいる。	790
(48) 心神喪失者等医療観察法指定入院医療機関医療評価・向上事業費補助金 (平成24年度)	—	0.2億円	0.1億円	—	医療観察法に基づき入院決定を受けた者に対し、法に基づく医療を提供するために必要な基準を示した上で、その基準に合致した医療機関(指定入院医療機関)に委託して医療を実施しており、指定入院医療機関が他の指定入院医療機関の多職種チーム(医師、看護師、コメディカル)を招聘し、当該指定入院医療機関の医療体制等について評価、課題等を検討し、改善策等の技術的助言を行い、医療観察法に基づく医療の向上を図っていくため、事業に必要な経費を10／10国が補助する。	事業実施箇所数:30	心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者に対して、継続的かつ適切な医療並びにその確保のために必要な観察及び指導を行うため、医療観察法に基づく医療を実施している指定入院医療機関が他の指定入院医療機関の多職種チーム(医師、看護師、コメディカル)を招聘し、当該指定入院医療機関の医療体制等について評価、課題等を検討し、改善策等の技術的助言を行うことで、医療観察法に基づく医療の向上を図り、法対象者の社会復帰を促進していく。	791
(49) 重度訪問介護等の利用促進に係る市町村特別支援事業 (平成24年度)	—	22.0億円	22.0億円	—	以下の要件を満たす市町村(指定都市及び中核市を除く。)に対し、国庫負担基準を超過する金額の一定の範囲内で費用を助成する。(補助率:1/2) ① 国庫負担基準の区分間合算を適用しても、なお、国庫負担基準を超過する市町村 ② 都道府県地域生活支援事業「重度障害者に係る市町村特別支援事業」の対象外の市町村及び対象とならない超過額のある市町村	—	重度障害者の割合が著しく高い等のことから、訪問系サービスの給付額が国庫負担基準を超えている財政力の弱い市町村に対し財政支援を行うことにより、重度障害者の地域生活を図ることができると見込んでいる。	792

(50) 障害支援区分開発導入事業 (平成25年度)	—	—	3.0億円	—	障害者総合支援法に規定された「障害支援区分」の平成26年4月からの施行に向け、新たな調査項目による認定調査や調査結果に基づく障害支援区分の判定（一次、二次）に関するモデル事業や、市町村が使用する判定ソフトの開発など、所要の準備を行う。	—	障害程度区分に対して指摘されている課題を踏まえ、より実態に即した公平・透明な障害支援区分の開発を行い、市町村への円滑な導入を支援する。それにより「障害者総合支援法」で規定する「障害支援区分」の施行（平成26年4月～）が遅滞なく行われ、ひいてはサービスを利用する障害者の生活を支援するものである。	新25-056
(51) 障害者優先調達推進法事業費 (平成25年度)	—	—	0.02億円	5	障害者優先調達推進法の検討規定に基づき、主に以下の事項について、課題の検討・整理を行う。 ①障害者就労施設等の物品等の質の担保等に関する支援及び情報提供の在り方 ②入札者が法定雇用率を満たしていること、障害者就労施設等から相当程度の物品等を調達して公契約の落札者を決定する方式の導入	—	—	新25-057
(52) 障害福祉計画策定支援事業 (平成25年度)	—	—	0.2億円	—	平成25年4月1日施行の障害者総合支援法において、市町村は障害者福祉計画を作成するにあたって、障害者等の心身の状況、その置かれている環境等を正確に把握・勘案して計画を作成するよう努めるものと新たに規定された。また、市町村及び都道府県は、定期的に障害福祉計画に掲げる事項について、調査・分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、障害福祉計画を変更する等の必要な措置を講ずる（PDCAサイクル）ものと新たに規定された。ついては、障害福祉計画の作成及び変更等に係る支援のため、実態調査の設計等を行うものである。	—	障害者等の実態調査及びPDCAサイクルのマニュアル類を作成・提示することにより、自治体における障害者等の実態調査等が効率的に実施され、第4期障害福祉計画の策定作業が円滑に進むものと見込んでいる。	新25-058
(53) アセスメント・計画作成プロセス調査事業 (平成25年度)	—	—	0.5億円	—	利用者のアセスメント・計画作成手法の確立・標準化（質の向上）に資するため、アセスメント、サービスの組み合わせ、利用頻度等についてのデータを収集・分析し、利用者の状況に応じた標準的なサービスの支給量・種類の相関関係を見出す。	—	アセスメント、サービスの組み合わせ、利用頻度等についてのデータを収集・分析し、コード化することで、利用者のアセスメント・計画作成手法の確立・標準化（質の向上）を図ることができると思込んでいる。	新25-059

(厚生労働省25(Ⅸ-1-1))

(厚生労働省25(Ⅸ-1-1))

施策目標名	国民に信頼される持続可能な公的年金制度を構築すること(施策目標Ⅰ－１)				担当部局名	年金局		作成責任者名	総務課長 八神敦雄 参事官(資金運用担当) 森浩太郎 年金課長 度山徹 数理課長 山崎信彦 国際年金課 大鶴知之 首席年金数理官 清水信広 企業年金国民年金基金課 黒田秀郎											
施策の概要	本施策は、次の項目を柱に実施している。 ・現行の公的年金制度を改善する。 ・公的年金制度の持続可能性を検証する。 ・国際化の進展への対応を図る。				政策体系上の位置付け	基本目標Ⅰ 高齢者ができる限り自立し、生きがいをもち、安心して暮らせる社会づくりを推進すること 施策大目標１ 老後生活の経済的自立の基礎となる所得保障の充実を図ること														
予算書との関係	本施策は、予算書の以下の項におおむね対応している。 (項)公的年金制度運営諸費[平成25年度予算額：718,939千円]				関連施策	—														
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)	公的年金制度は、現在の高齢者に対する年金給付を、現在の現役世代が支払う保険料で賄うという、世代と世代の支え合いの考え方に基づいて成り立っており、賃金や物価の上昇など、長期間の社会経済の変動に対応して、実質的に価値のある年金を支給することにより、終身にわたって高齢者の生活の基本部分を支えることを目的としている。 また、定期的に公的年金制度の財政状況を検証することで、将来世代にわたり持続可能な公的年金制度の構築を目指している。 【根拠法令等】 ○ 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号) ○ 国民年金法(昭和34年法律第141号) 等				政策評価実施予定 時期(評価予定表)	<table><tr><td>24</td><td>25</td><td>26</td><td>27</td><td>28</td></tr><tr><td>実績</td><td>モニ</td><td>モニ</td><td>モニ</td><td>モニ</td></tr></table>					24	25	26	27	28	実績	モニ	モニ	モニ	モニ
24	25	26	27	28																
実績	モニ	モニ	モニ	モニ																
測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値		最新値	年度	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠											
1 社会保障協定に係る相手国政府等との協議実施回数 ※社会保障協定 海外に派遣される人について、日本と就労地である外国の社会保障制度への二重加入の問題や保険料掛け捨ての問題の解決を図るため、日本と相手国いずれかの国の社会保障制度のみに加入すればよいこととする等を内容とする協定。	-	-	12回以上	各年度	24年度	25年度	13回	平成24年度 (平成24年3月1日現在)	国際化の進展への対応を図るため。											
測定指標	目標		目標年度	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠																
2 健全で信頼される公的年金制度の構築	必要な制度改正		平成25年度	厚生年金基金について他の企業年金制度への移行を促進しつつ、特例的な解散制度の導入等を行うことで、厚生年金基金制度の抱える「代行割れ問題」に対応する必要があるため。 また、国民年金の第3号被保険者記録不整合問題について、保険料納付実績に応じて給付するという社会保険の原則に沿って対応する必要があるため。																

	3 持続可能な公的年金制度の構築	財政検証の実施	平成25年度	国民年金法第四条の三及び厚生年金保険法第二条の四において、政府は少なくとも5年ごとに、国民年金・厚生年金の財政に係る収支についてその現況及び財政均衡期間における見通し(「財政の現況及び見通し」)を作成しなければならないと定められており、これを公表することとされているため。 なお、社会保障制度改革推進法(平成24年8月10日成立)において、今後の年金制度については、財政の現況および見通し等を踏まえ、社会保障制度改革国民会議において検討し、結論を得ることとしている。 ・国民年金法(昭和34年法律第141号) (財政の現況及び見通しの作成) 第四条の三 政府は、少なくとも5年ごとに、保険料及び国庫負担の額並びにこの法律による給付に要する費用の額その他の国民年金事業の財政に係る収支についてその現況及び財政均衡期間における見通し(以下「財政の現況及び見通し」という。)を作成しなければならない。 2 前項の財政均衡期間(第十六条の二第一項において「財政均衡期間」という。)は、財政の現況及び見通しが作成される年以降おおむね百年間とする。 3 政府は、第一項の規定により財政の現況及び見通しを作成したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。 (注)厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)においても、上記と同様の規定がある(第二条の四)。 ・社会保障制度改革推進法(平成24年8月10日成立) http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/syakaihosyou/houan/suishin.pdf							
(参考)測定指標		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度					
—		—	—	—	—	—					
達成手段 (開始年度)		補正後予算額(執行額)		25年度 当初 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要		達成手段 の目標 (25年度)	施策目標達成への寄与の内容		平成25年度行政事業 レビュー事業番号
(1) 公的年金制度の持続可能性確保に必要な経費(昭和17年度)		1.86億円 (0.96億円)	1.53億円 (1.03億円)	1.37億円	2,3	・国民年金及び厚生年金保険の財政状況について、5年ごとに保険料、国庫負担額及び給付費等について検証を行う。併せて、「財政の現況及び見通し」を作成し公表を行う。		—	・国民年金及び厚生年金保険の財政状況の検証等を行うことにより、公的年金制度の持続可能性の確保や現行の公的年金制度の改善に向けた企画立案に寄与し、国民に信頼される公的年金制度を構築することができる。		793
(2) 公的年金財政検証関係経費(平成13年度)		0.43億円 (0.4億円)	0.43億円 (0.4億円)	0.4億円	3	・社会保障審議会年金数理部会の審議に資するために公的年金財政評価システムの開発を行い、年金数理部会において、毎年度の財政状況等の分析・評価と財政再計算時における財政検証を行う。		—	・厚生年金、国民年金、共済組合の年金財政について、安定性、公平性の確保に関し、年金数理的な視点から統一的な検証を行うことができる。		794
(3) 年金生活者支援給付金の支給準備に必要な経費(平成25年度)		—	—	4.62億円	—	・年金生活者支援給付金の支給に関する法律(平成24年法律第102号)において予定されている平成27年10月からの年金生活者支援給付金について、支給を的確かつ円滑に開始できるよう、その準備事務を行う。		—	・公的年金等の収入金額と一定の所得との合計額が一定の基準以下の老齢基礎年金の受給者に国民年金の保険料納付済期間及び保険料免除期間を基礎とした老齢年金生活者支援給付金又は保険料納付済期間を基礎とした補足的老齢年金生活者支援給付金を支給すること等により、年金受給者の生活の支援を図ることができる。		新25-060

平成25年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(厚生労働省25(Ⅸ－1－2))

* 厚生労働省では、基本目標＞施策大目標＞施策目標を設定して、政策を実施している。

施策目標名	公的年金制度の信頼を確保するため、公的年金制度の適正な事業運営を図ること(施策目標Ⅸ－1－2)				担当部署名		年金局		作成責任者名		事業企画課長 赤澤公省 事業管理課長 大西友弘													
施策の概要	本施策は、次の項目を柱に実施している。 ・年金記録問題の解決に向けた取組を進めること ・公的年金制度の適正な事業運営を図ること				政策体系上の位置付け		基本目標Ⅸ 高齢者ができる限り自立し、生きがいをもち、安心して暮らせる社会づくりを推進すること 施策大目標1 老後生活の経済的自立の基礎となる所得保障の充実を図ること																	
予算書との関係	本施策は、予算書の以下の項におおむね対応している。 (項)業務取扱費〔平成25年度予算額:39,547,139千円〕 (項)社会保険オンラインシステム費〔平成25年度予算額:58,732,450千円〕 (項)日本年金機構運営費〔平成25年度予算額:294,970,741千円〕 (項)基礎年金給付費[平成25年度予算額:19,913,560,685千円] (項)国民年金給付費[平成25年度予算額:1,012,598,282千円] (項)保険給付費[平成25年度予算額:24,325,037,024千円] (項)福祉年金給付費[平成25年度予算額:747,283千円]				関連施策		－																	
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)	政府管掌年金事業(厚生年金保険事業及び国民年金事業)については、日本年金機構法(平成19年法律第109号)に基づき、厚生労働大臣の監督の下に、日本年金機構がその業務運営を担うこととされており、同法に基づき、厚生労働大臣が定める日本年金機構が達成すべき業務運営に関する目標(中期目標)において、年金記録問題への対応をはじめとして、提供するサービスの質の向上、業務運営の効率化等に関する事項に基づき取組みを行うことにより、政府管掌年金事業の適正な運営及び政府管掌年金(厚生年金保険制度及び国民年金制度)に対する国民の信頼の確保を図り、もって国民生活の安定に寄与することを目的としている。 【根拠法令等】 ○ 日本年金機構法(平成19年法律第109号) ○ 日本年金機構中期目標(期間:平成22年1月1日～平成26年3月31日) 等							政策評価実施予定 時期(評価予定表)		<table><tr><td>2 4</td><td>2 5</td><td>2 6</td><td>2 7</td><td>2 8</td></tr><tr><td>モニ</td><td>実績</td><td>モニ</td><td>モニ</td><td>モニ</td></tr></table>					2 4	2 5	2 6	2 7	2 8	モニ	実績	モニ	モニ	モニ
2 4	2 5	2 6	2 7	2 8																				
モニ	実績	モニ	モニ	モニ																				
測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値		最新値	年度	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠															
1 年金記録問題に関する未解明事業 についての実態解明の状況	－	－	年金記録問題に関する未解明事業について、引き続き未統合記録等の分析を行うなど、実態の解明作業を進める。	平成25年度	年金記録問題に関する未解明事業について、引き続き未統合記録等の分析を行うなど、実態の解明作業を進める。	－	平成18年6月に5,095万件あった未統合記録のうち、2,895万件の記録が解明された。	平成24年12月	年金記録問題の解決に向けた取組みを着実に進めるため。 ※政府管掌年金事業については、日本年金機構法(平成19年法律第109号)に基づき、厚生労働大臣の監督の下に、日本年金機構がその業務運営を担うこととされている。 ※出典:日本年金機構年度計画 http://www.nenkin.go.jp/n/www/free1/detail.jsp?id=740															
2 基礎年金番号に未統合になっている記録の統合や解明の状況	－	－	・紙台帳検索システムを活用した持ち主検索の結果、ご本人と思われる方へのお知らせを交付し、未統合記録の確認作業を進める。 ・「ねんきん定期便」等の回答に係る記録確認作業を進める。	平成25年度	未統合記録については、紙台帳検索システムを活用した持ち主検索を進めるとともに、「ねんきん特別便」等の回答に係る記録確認作業を進める。	－	平成18年6月に5,095万件あった未統合記録のうち、1,689万件(1,324万人)統合済み	平成24年12月	年金記録問題の解決に向けた取組みを着実に進めるため。 ※政府管掌年金事業については、日本年金機構法(平成19年法律第109号)に基づき、厚生労働大臣の監督の下に、日本年金機構がその業務運営を担うこととされている。 ※出典:日本年金機構年度計画 http://www.nenkin.go.jp/n/www/free1/detail.jsp?id=740															

3 受給者・加入者の年金記録の確認の状況	-	-	・加入者の年金記録について、「ねんきん特別便」等の未送達者に対する再送付分の回答に係る確認作業等を行う。 ・受給者及び待機者に対して、「ねんきんネット」のユーザIDを即時に取得できる「アクセスキーのお知らせ」を送付し、「ねんきんネット」の利用を促すとともに、「気になる年金記録、再確認キャンペーン」で年金記録確認の呼びかけを行う。	平成25年度	・加入者の年金記録について、「ねんきん特別便」等の未送達者に対する再送付分の回答に係る確認作業等を行う。 ・受給者の年金記録の確認については、25年春から予定している「ねんきんネット」のユーザIDを即時に取得できる「アクセスキーのお知らせ」と合わせて、「ねんきん特別便」等の未回答者への対応として、回答の勧奨を実施する。	-	ねんきん特別便について「訂正あり」と回答があった約1,295万人のうち約1,235万人処理	平成25年1月	年金記録問題の解決に向けた取組みを着実に進めるため。 ※政府管掌年金事業については、日本年金機構法(平成19年法律第109号)に基づき、厚生労働大臣の監督の下に、日本年金機構がその業務運営を担うこととされている。 ※出典：日本年金機構年度計画 http://www.nenkin.go.jp/n/www/free1/detail.jsp?id=740
4 紙台帳検索システムによるコンピュータ記録と紙台帳等の突合せの状況	-	-	・25年度を目途に被保険者を含めた突合せ作業を終了し、該当者へのお知らせ通知の送付を進める。 ・紙台帳検索システムを活用した持ち主検索作業の結果、ご本人と思われる方へのお知らせ通知の送付を25年度を目途に進める。	平成25年度	優先順位を付けたうえで効率的に実施することとし、24年度を目途に受給者の突合せを進める。併せて、該当者への通知作成等の体制強化を行う。これまでの取組では持ち主の手がかりが得られていない「今後、更に説明を進める記録」等について、24年度を目途に紙台帳検索システムを活用した持ち主検索作業を実施する。	-	約7,900万人の対象者のうち受託事業者審査終了数約4,995万人	平成24年11月	年金記録問題の解決に向けた取組みを着実に進めるため。 ※政府管掌年金事業については、日本年金機構法(平成19年法律第109号)に基づき、厚生労働大臣の監督の下に、日本年金機構がその業務運営を担うこととされている。 ※出典：日本年金機構年度計画 http://www.nenkin.go.jp/n/www/free1/detail.jsp?id=740
5 「気になる年金記録、再確認キャンペーン」の実施状況			年金記録の「もれ」や「誤り」が気になる方を対象に、年金事務所への申し出等により記録の確認を行う「気になる年金記録、再確認キャンペーン」を進める。	平成25年度	25年1月を目処に、記録に盛りや誤りの懸念のある者を対象に、年金事務所への申し出により紙台帳検索システム等を活用して記録の確認を行う「気になる記録の確認キャンペーン」を開始する。	-	・2月の機構ホームページアクセス数113万件(前月から5割増)のうち、約3割がキャンペーン関係 ・2月の「ねんきんネット」へのログイン件数43万件(前月から2倍の増) ・未統合記録の検索件数約4万件	平成25年2月	年金記録問題の解決に向けた取組みを着実に進めるため。 ※政府管掌年金事業については、日本年金機構法(平成19年法律第109号)に基づき、厚生労働大臣の監督の下に、日本年金機構がその業務運営を担うこととされている。 ※出典：日本年金機構年度計画 http://www.nenkin.go.jp/n/www/free1/detail.jsp?id=740

6	年金記録の訂正や再裁定後の年金の支給の処理状況	-	-	年金記録の統合状況等に応じて、再裁定の迅速な処理を行うための体制を整備し、難易度の高い案件も含め本部への送付期間を合わせて3か月程度での処理を維持する。	平成25年度	年金記録の統合状況等に応じて、再裁定の迅速な処理を行うための体制を整備し、難易度の高い案件も含め本部への送付期間を合わせて3か月程度での処理を維持する。	-	記録回復後の年金を受給できるまでの期間2.7月	平成25年1月	年金記録問題の解決に向けた取組みを着実に進めるため。 ※政府管掌年金事業については、日本年金機構法(平成19年法律第109号)に基づき、厚生労働大臣の監督の下に、日本年金機構がその業務運営を担うこととされている。 ※出典：日本年金機構年度計画 http://www.nenkin.go.jp/n/www/freel/detail.jsp?id=740
7	年金事務所段階での記録回復の促進等(標準報酬等の選及訂正事業)	-	-	各種回復基準等に基づき、記録回復を進める。	平成25年度	各種回復基準等に基づき記録回復を進める。	-	標準報酬等の選及訂正事業に係る年金事務所における記録回復の実績(累計)：5,056件	平成24年12月	年金記録問題の解決に向けた取組みを着実に進めるため。 ※政府管掌年金事業については、日本年金機構法(平成19年法律第109号)に基づき、厚生労働大臣の監督の下に、日本年金機構がその業務運営を担うこととされている。 ※出典：日本年金機構年度計画 http://www.nenkin.go.jp/n/www/freel/detail.jsp?id=740
8	ねんきん定期便やねんきんネット等による加入者情報の提供の状況	-	-	・ねんきん定期便について、確認していただきたいポイントをわかりやすく表示し、はがきでお送りする。 ・「ねんきんネット」については、加入履歴などを一目で確認できるようにするとともに、スマートフォン等のモバイル機器にも対応できるようにするなどサービスの充実を図る。	平成25年度	ねんきん定期便について、確認していただきたいポイントをわかりやすく表示し、はがきでお送りする。 24年4月から、「ねんきんネット」の利用者に対し、「ねんきん定期便」のインターネットによる通知(電子版ねんきん定期便)を開始する。	-	・ねんきん定期便の送付数：6,525万件 ・ねんきんネット新規申し込み件数：1,397,837件 年金記録照会件数：2,920,548件	ねんきん定期便：平成23年度 ねんきんネット：平成25年1月	年金記録問題の解決に向けた取組みを着実に進めるため。 ※政府管掌年金事業については、日本年金機構法(平成19年法律第109号)に基づき、厚生労働大臣の監督の下に、日本年金機構がその業務運営を担うこととされている。 ※出典：日本年金機構年度計画 http://www.nenkin.go.jp/n/www/freel/detail.jsp?id=740
9	厚生年金基金記録との突合せの状況	-	-	厚生年金基金等との連携を図りながら、第1次審査(国の紙台帳等に基づく審査)について処理を進めるとともに、第2次審査(第1次審査結果を踏まえ厚生年金基金等から提出された資料に基づく審査)について、25年10月末までに厚生年金基金等から適用事業所の人事記録等の調査結果の報告があったものについて、25年度中を目処に必要な記録訂正を進める。	平成25年度	厚生年金基金等との連携を図りながら、第1次審査及び第2次審査を進める。(第1次審査：24年10月末までに厚生年金基金から審査依頼のあったものについて、25年3月末までを目途に審査を進める。第2次審査：厚生年金基金等から適用事業所の人事記録等の調査結果の報告があったもののうち、基金加入員記録が適正と判断されるものについて被保険者記録の訂正処理を行う。)	-	対象者3,722万人のうち3,476万人について突合せ済み	平成24年6月	年金記録問題の解決に向けた取組みを着実に進めるため。 ※政府管掌年金事業については、日本年金機構法(平成19年法律第109号)に基づき、厚生労働大臣の監督の下に、日本年金機構がその業務運営を担うこととされている。 ※出典：日本年金機構年度計画 http://www.nenkin.go.jp/n/www/freel/detail.jsp?id=740

10 基礎年金番号の重複付番の解消及び新規発生防止の状況	-	-	・定期的(4ヶ月毎)に、氏名、性別、生年月日、及び住所等が一致する者を抽出し、確認のうえ未処理分を含め重複付番の解消を進める。 ・氏名、性別及び生年月日が一致する重複付番の疑いがあると考えられる基礎年金番号について、25年度中を目途に照会票をお送りし、基礎年金番号の重複の解消を進める。 ・新規に基礎年金番号の付番を行う場合には、本人確認の徹底や、基礎年金番号有無の調査の改善を図り、重複付番の発生を防止する。 ・基礎年金番号が未記載の資格取得届について、25年4月から、氏名、性別及び生年月日が一致する基礎年金番号が既にある場合、他と区分する基礎年金番号(仮基礎年金番号)による別管理を実施する。	平成25年度	・定期的に、氏名、性別、生年月日及び住所が一致する者を抽出し、確認のうえ重複付番の解消を進める。 ・新規に基礎年金番号の付番を行う場合には、氏名、性別、生年月日及び住所の確認の徹底を図り、重複付番の発生を防止し、氏名、性別及び生年月日が一致する番号が既にある場合、他と区分する基礎年金番号(仮基礎年金番号)による別管理ができるようシステムの改善を進める。	-	重複付番調査対象件数:3,530人	平成24年11月	年金記録問題の解決に向けた取組みを着実に進めるため。 ※政府管掌年金事業については、日本年金機構法(平成19年法律第109号)に基づき、厚生労働大臣の監督の下に、日本年金機構がその業務運営を担うこととされている。 ※出典:日本年金機構年度計画 http://www.nenkin.go.jp/n/www/freel/detail.jsp?id=740
11 国民年金の適用の状況	-	-	20歳到達者について職権による適用事務を実施するなど、国民年金の適用を促進する。	平成25年度	20歳到達者について職権による適用事務を実施するなど、国民年金の適用を促進する。	-	住基ネットにより把握し、加入勧奨手続きを行った20歳到達者の人数122万人(うち57万人について職権適用)	平成23年度	公的年金制度の適正な事業運営を図るため。 ※政府管掌年金事業については、日本年金機構法(平成19年法律第109号)に基づき、厚生労働大臣の監督の下に、日本年金機構がその業務運営を担うこととされている。 ※出典:日本年金機構年度計画 http://www.nenkin.go.jp/n/www/freel/detail.jsp?id=740
12 厚生年金保険等の適用の状況	-	-	平成23年度末時点で把握した未適用事業所について、3年以内に半減する。	平成25年度	平成23年度末時点で把握した未適用事業所について、3年以内に半減する。	-	平成23年度末時点で把握した未適用事業所数:246,165事業所	平成23年度	公的年金制度の適正な事業運営を図るため。 ※政府管掌年金事業については、日本年金機構法(平成19年法律第109号)に基づき、厚生労働大臣の監督の下に、日本年金機構がその業務運営を担うこととされている。 ※出典:日本年金機構年度計画 http://www.nenkin.go.jp/n/www/freel/detail.jsp?id=740
13 国民年金の納付率の状況	-	-	平成25年度分の国民年金保険料の現年度納付率について、60%台に回復する。	平成25年度	平成24年度分の国民年金保険料の現年度納付率について、60%台に回復する。	-	国民年金の現年度納付率:58.6%	平成23年度	公的年金制度の適正な事業運営を図るため。 ※政府管掌年金事業については、日本年金機構法(平成19年法律第109号)に基づき、厚生労働大臣の監督の下に、日本年金機構がその業務運営を担うこととされている。 ※出典:日本年金機構年度計画 http://www.nenkin.go.jp/n/www/freel/detail.jsp?id=740
14 厚生年金保険等の徴収の状況	-	-	厚生年金保険等の保険料収納に係る口座振替実施率が前年度の当該率と同等以上の水準を確保する。	平成25年度	厚生年金保険等の保険料収納に係る口座振替実施率が前年度の当該率と同等以上の水準を確保する。	-	・口座振替実施率(厚生年金保険):82.7% ・厚生年金保険の保険料収納率:98.0%	平成23年度	公的年金制度の適正な事業運営を図るため。 ※政府管掌年金事業については、日本年金機構法(平成19年法律第109号)に基づき、厚生労働大臣の監督の下に、日本年金機構がその業務運営を担うこととされている。 ※出典:日本年金機構年度計画 http://www.nenkin.go.jp/n/www/freel/detail.jsp?id=740

年金給付事務の所要日数の目標 15 (「サービススタンダード」)の達成の状況	-	-	毎年度の達成率が前年度の当該率と同等以上の水準を確保するとともに、設定したサービススタンダードについて、平成25年度には達成率を90%以上とする。	平成25年度	毎年度の達成率が前年度の当該率と同等以上の水準を確保するとともに、設定したサービススタンダードについて、平成25年度には当該達成率を90%以上とする。	-	(例)老齢厚生年金(加入状況の再確認を要するもの)のサービススタンダードの達成率: 97.5%	平成23年度	公的年金制度の適正な事業運営を図るため。 ※政府管掌年金事業については、日本年金機構法(平成19年法律第109号)に基づき、厚生労働大臣の監督の下に、日本年金機構がその業務運営を担うこととされている。 ※出典: 日本年金機構年度計画 http://www.nenkin.go.jp/n/www/free1/detail.jsp?id=740
16 年金相談の実施状況	-	-	相談窓口体制の強化や年金相談の予約制の活用等の取組により、年金事務所の待ち時間の増大やコールセンターの応答率の低下を防止する。	平成25年度	相談窓口体制の強化や年金相談の予約制の活用等の取組により、年金事務所の待ち時間の増大やコールセンターの応答率の低下を防止する。	-	・1ヶ月の待ち時間の平均が1時間以上の事務所数: 月平均1カ所、30分以上1時間未満の事務所数: 月平均27カ所 ・コールセンター応答率: 60.1%	平成23年度	公的年金制度の適正な事業運営を図るため。 ※政府管掌年金事業については、日本年金機構法(平成19年法律第109号)に基づき、厚生労働大臣の監督の下に、日本年金機構がその業務運営を担うこととされている。 ※出典: 日本年金機構年度計画 http://www.nenkin.go.jp/n/www/free1/detail.jsp?id=740
17 お客様の声を反映したサービス改善策の実施の状況	-	-	「お客様へのお約束10か条」の実現に努めるとともに、直接お客様からご意見をお聴きする取組や現場主導のサービス・業務改善の取組など、お客様目線に立ったサービス向上の取組を進める。	平成25年度	「お客様へのお約束10か条」の実現に努めるとともに、各年金事務所にご意見箱を設置し、お客様の声を収集するなど、お客様目線に立ったサービス向上の取組を進める。	-	・お客様向け文書モニター会議の開催実績: 10回 ・「ご意見箱」に寄せられたご意見等の数: 659件 ・サービス・業務改善コンテストの開催: 平成23年12月17日	平成23年度	公的年金制度の適正な事業運営を図るため。 ※政府管掌年金事業については、日本年金機構法(平成19年法律第109号)に基づき、厚生労働大臣の監督の下に、日本年金機構がその業務運営を担うこととされている。 ※出典: 日本年金機構年度計画 http://www.nenkin.go.jp/n/www/free1/detail.jsp?id=740
18 社会保険関係の主要手続に係るオンライン利用率	-	-	「新たなオンライン利用に関する計画(平成23年8月3日IT戦略本部決定)」に基づき、電子申請等の利用を促進するための取組を推進する。	平成25年度	「新たなオンライン利用に関する計画(平成23年8月3日IT戦略本部決定)」に基づき、電子申請等の利用を促進するための取組を推進する。	-	健康保険・厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届等の主要9手続における電子申請利用率: 60.4%	平成23年度	公的年金制度の適正な事業運営を図るため。 ※政府管掌年金事業については、日本年金機構法(平成19年法律第109号)に基づき、厚生労働大臣の監督の下に、日本年金機構がその業務運営を担うこととされている。 ※出典: 日本年金機構年度計画 http://www.nenkin.go.jp/n/www/free1/detail.jsp?id=740
(参考)測定指標	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度				
-	-	-	-	-	-	-			

達成手段 (開始年度)	補正後予算額(執行額)		25年度 当初 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要	達成手段 の目標 (25年度)	施策目標達成への寄与の内容	平成25年度行政事業レ ビュー事業番号
	23年度	24年度						
(1) 基礎年金給付に必要な経費(昭和61年度)	185,436.3億円 (174,356.4億円)	195,348.0億円 (183,035.5億円)	199,135.6億円	-	・厚生年金・国民年金・共済組合等の各保険者からの拠出金等を財源として、基礎年金の給付を行う。	-	老齢・障害又は死亡による所得の喪失・減少により、国民生活の安定が損なわれることを防止するとともに、健全な生活の維持・向上に寄与する。	795
(2) 国民年金給付に必要な経費(昭和36年度)	13,003.2億円 (11,864.4億円)	11,194.6億円 (10,589.7億円)	10126.0億円	-	・第1号被保険者が納付した保険料、国庫負担金及び基礎年金勘定からの基礎年金相当給付費の繰入金等を財源として、国民年金の給付を行う。	-	老齢・障害又は死亡による所得の喪失・減少により、国民生活の安定が損なわれることを防止するとともに、健全な生活の維持・向上に寄与する。	796
(3) 保険給付に必要な経費(年金特別会計厚生年金勘定)(昭和17年度)	247,800.8億円 (236,271.0億円)	244,640.3億円 (237,393.5億円)	241,853.2億円	-	・被保険者・事業主が納付した保険料、国庫負担金及び基礎年金勘定からの基礎年金相当給付費の繰入金等を財源として、厚生年金の給付を行う。	-	老齢・障害又は死亡による所得の喪失・減少により、国民生活の安定が損なわれることを防止するとともに、健全な生活の維持・向上に寄与する。	797
(4) 厚生年金基金等給付費等負担金に必要な経費(昭和61年度)	1071.9億円 (1,070.7億円)	1,307.8億円 (1,233.5億円)	1,397.2億円	-	・「国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号)」に基づき、厚生年金基金等が提出した交付申請書の審査・確認を行った後、厚生年金基金等の支給する老齢年金給付に要する費用の一部負担金を交付(9月・3月)する。・「厚生年金法」に基づき、厚生年金基金等が提出した交付申請書の審査・確認を行った後、責任準備金相当額が、過去期間代行給付現価額を下回っている場合に、当該下回っている額の一部負担金を交付(9月・3月)する。	-	・厚生年金基金等が国に代わって支給する老齢年金給付(代行給付)の費用については、法律改正による国庫負担の廃止や代行給付を行うのに必要な保険料率(免除保険料率)の対象給付の範囲が見直しされたことに伴い、免除保険料の手当する給付費部分と厚生年金基金等が給付する部分との差が生じることから、当該部分を「政府負担金」として交付する。 ・予定利率の低下や死亡率の改善により過去の加入期間について給付債務が増大するが、増大した債務については免除保険料率に反映していないことから、厚生年金本体の財政状況を考慮したうえで、事後的に厚生年金本体から厚生年金基金等に対して財源手当を行う必要があるため、最低責任準備金(厚生年金基金が代行部分について確保することを義務付けられている積立金)が、過去期間代行給付現価額(将来見込まれる代行給付の費用を現在価値に割り戻したものの)の1/2を下回っている場合に、当該下回っている額の一部を給付現価負担金として交付する。	798
(5) 福祉年金給付に必要な経費(昭和34年度)	18.0億円 (16.8億円)	10.6億円 (10.1億円)	7.5億円	-	・国庫負担金等を財源として、老齢福祉年金の給付を行う。	-	老齢による所得の喪失・減少により、国民生活の安定が損なわれることを防止するとともに、健全な生活の維持・向上に寄与する。	799
(6) 公的年金制度等の適正な運営に必要な経費	126.1億円 (113.1億円)	130.8億円 (113.8億円)	79.1億円	11,12,13,14,18	政府管掌年金事業における適用の促進、保険料等収納対策の推進、年金給付の迅速な決定及び正確な支給の推進を行う。	-	公的年金事業に関し、厚生年金保険法及び国民年金法の規定に基づく業務等を行うことにより、公的年金事業の適正な運営に寄与する。	800
(7) 年金記録問題対策の実施に必要な経費	53.3億円 (18.1億円)	36.4億円 (21.1億円)	22.2億円	1,2,3,4,5,6,7,8,9,10	「年金記録に対する信頼の回復と新たな年金記録管理体制の確立について」(平成19年7月5日政府・与党合意)に基づき対策を実施している。 22年10月からは日本年金機構において紙台帳等とコンピュータ記録の突合せ事業を東京の中央記録突合センターで開始し、23年1月からは全国29箇所に設置したすべての記録突合センターでも作業を実施している。また、23年2月末には、インターネットを利用していつでも手軽にご自身の年金記録を確認できる、ねんきんネットがスタートし、これらの取組みを通じて、引き続き年金記録の回復に努めている。	-	紙台帳とコンピュータ記録の突合せ等を実施することで年金記録問題の実態を解明し、年金記録の訂正に向けた処理を実施することにより、年金記録問題の解決に向けた取組を進めることに寄与する。	801
(8) 社会保険オンラインシステムの運用等に必要な経費	561.2億円 (466.1億円)	565.5億円 (484.2億円)	569.8億円	11,12,13,14,16,18	日本年金機構と年金事務所等をオンラインで結び、正確かつ迅速な事務処理を実施。	-	全国312の年金事務所と日本年金機構を通信回線で結び、国民年金、厚生年金保険、健康保険の適用、保険料徴収、年金裁定及び支払、年金相談等の業務を迅速かつ的確に行うことにより、公的年金事業の適性な運営に寄与する。	802
(9) 社会保険オンラインシステムの見直しに必要な経費	120.8億円 (119.0億円)	2.9億円 (0億円)	17.6億円	11,12,13,14,18	「社会保険業務に係る業務・システム最適化計画」に基づき、社会保険オンラインシステムの見直しを実施し、効率的かつ合理的なシステム構築の実現する。	-	「電子政府構築計画」中の「レガシーシステム見直しのための厚生労働省行動計画(アクション・プログラム)」に基づき、社会保険オンラインシステムの見直しを実施し、効率的かつ合理的なシステム構築の実現により、コスト削減を図ることにより、公的年金事業の適性な運営に寄与する。	803
(10) 日本年金機構運営費交付金に必要な経費(日本年金機構運営費交付金)	2138.6億円 (2138.6億円)	1937.9億円 (1937.9億円)	1607.9億円	1,2,3,4,5,6,7,8,9,10	日本年金機構における人件費、一般管理費、年金記録問題対策費にかかるものである。	-	公的年金事業に関し、厚生年金保険法及び国民年金法の規定に基づく業務等を行うことにより、公的年金事業の適正な運営に寄与する。	804
(11) 日本年金機構運営費交付金に必要な経費(日本年金機構事業運営費交付金)	1286.0億円 (1286.0億円)	1365.1億円 (1365.1億円)	1341.8億円	11,12,13,14,15,16,18	公的年金事業における①適用の促進、②保険料等収納対策の推進、③年金給付の迅速な決定及び正確な支給、④オンラインシステム見直しの取り組み、⑤年金相談の充実・情報提供の推進を行う。	-	公的年金事業に関し、厚生年金保険法及び国民年金法の規定に基づく業務等を行うことにより、公的年金事業の適正な運営に寄与する。	805
(12) 日本私立学校振興・共済事業団負担金に必要な経費(昭和29年度)	0億円 (0億円)	0億円 (0億円)	0億円	-	昭和29年1月に私立学校教職員共済組合法が施行され、施行日前から私立学校の教職員として厚生年金保険法の適用を受けていた被保険者については、私立学校教職員共済組合の設立と同時に組合員とされ、組合員となる前の厚生年金保険の被保険者期間は共済組合員とみなして資格期間の通算を行うこととされた。ただし、厚生年金保険の適用を受けていた期間に係る積立金についての同共済への移管は行われず、厚生年金保険の適用を受けていた組合員に対し、共済年金の支給が開始された際に、給付費の一部を厚生年金保険特別会計(現年金特別会計厚生年金勘定)が負担することとなっている。	-	共済組合が支給する年金給付費の一部を「私立学校教職員共済法」附則第17項の規定に基づき、年金特別会計厚生年金勘定が負担することとなっているため、当該負担金を日本私立学校振興・共済事業団に支払う。	806

平成25年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(厚生労働省25(Ⅸ-1-3))

*厚生労働省では、基本目標＞施策大目標＞施策目標を設定して、政策を実施している。

施策目標名	企業年金等の健全な育成を図ること（施策目標Ⅹ－１－３）				担当部局名		年金局企業年金国民年金基金課		作成責任者名		企業年金国民年金基金課長 黒田秀郎										
施策の概要	本施策は、企業年金制度等の健全な育成を図るために実施している。				政策体系上の位置付け		基本目標Ⅹ 高齢者ができる限り自立し、生きがいをもち、安心して暮らせる社会づくりを推進すること 施策大目標1 老後生活の経済的自立の基礎となる所得保障の充実を図ること														
予算書との関係	本施策は、予算書の以下の項におおむね対応している。 （項）企業年金等健全育成費〔平成25年度予算額：13,761千円〕				関連施策		—														
施策の背景・枠組み （根拠法令、政府決定、関連計画等）	企業年金等（厚生年金基金、確定給付企業年金、確定拠出年金及び国民年金基金をいう。以下同じ。）は、国民の老後の生活設計の柱である公的年金とあいまって高齢期における所得確保を図るための制度である。 少子高齢化が進展する現在の状況においては、国民の自主的な努力を国として支援することも非常に重要であり、国民の老後の所得保障の多様なニーズに応える企業年金等の役割は、今後益々増していくものと考えている。このため、日頃から関係者と意見交換を行い、経済情勢や制度の運営状況に応じた制度改善のニーズを把握し、制度の健全な育成を図っていく必要がある。 【根拠法令等】 ○厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第1条、第106条 ○確定給付企業年金法（平成13年法律第50号）第1条 ○確定拠出年金法（平成13年法律第88号）第1条 ○国民年金法（昭和34年法律第141号）第1条、第115条				政策評価実施予定 時期（評価予定表）		<table><tr><td>2 4</td><td>2 5</td><td>2 6</td><td>2 7</td><td>2 8</td></tr><tr><td>モ二</td><td>モ二</td><td>実績</td><td>モ二</td><td>モ二</td></tr></table>					2 4	2 5	2 6	2 7	2 8	モ二	モ二	実績	モ二	モ二
2 4	2 5	2 6	2 7	2 8																	
モ二	モ二	実績	モ二	モ二																	
測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値		最新値	年度	測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠												
1 企業年金等の加入者数	1,723万人	平成23年度	1,910万人	平成25年度	1,820万人	1,910万人	1,723万人	平成23年度	持続可能な企業年金制度を構築することにより、より多くの企業が企業年金を実施することが期待され、企業又は従業員の自主的な努力により、老後生活の基礎となる経済的自立の基礎となる所得保障の充実を図るため。 持続的に企業年金を実施する企業が増加することを見込んだ目標値としている。												
測定指標	目標		目標年度	測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠																	
2 持続可能な企業年金制度の構築	必要な制度改正		平成25年度	平成25年の国会に法案を提出することで企業年金等の制度改善を行い、持続可能性のある企業年金制度を構築することにより、老後生活の基礎となる経済的自立の基礎となる所得保障の充実が図られるため。																	

(参考)測定指標		平成20年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度					
3 確定給付企業年金の加入者数		570万人		647万人		727万人		801万人		-					
4 確定拠出年金の加入者数		321万人		352万人		384万人		433万人		-					
5 厚生年金基金の加入員数		466万人		460万人		447万人		437万人		-					
6 国民年金基金の加入員数		61万人		58万人		55万人		52万人		-					
7 確定給付企業年金の規約件数		5,008件		7,405件		10,067件		14,377件		-					
8 企業型確定拠出年金の規約件数		3,043件		3,301件		3,705件		4,135件		-					
達成手段 (開始年度)		補正後予算額(執行額)		25年度 当初 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要			達成手段 の目標 (25年度)	施策目標達成への寄与の内容			平成25年度行政事業レ ビュー事業番号		
		23年度	24年度												
(1) 企業年金等の健全な育成に必要な 経費		0.11億円 (0.05億 円)	0.12億円 (0.08億円)	0.14億円	1,2,3,4,5,6, 7,8,	企業年金等の健全な育成を図るため、次の事業を行う。 ○企業年金等の業務報告書等集計 法令に基づき、基金又は事業主から提出される業務報告書等の集計を行 う。 ○企業年金制度等の調査研究 将来の企業年金制度等のあり方について検討を行う。 ○企業年金制度等の周知 企業年金制度等の改善事項について事業主等に周知を行う。			-	企業年金等からの報告のとりまとめや関係者との意見交換を行い、経済情勢や制度の運 営状況に応じた制度改善のニーズを把握し、制度改善や普及促進に努めることで、企業年 金等の健全な育成に寄与する。			807		

平成25年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(厚生労働省25(Ⅸ－1－4))

* 厚生労働省では、基本目標＞施策大目標＞施策目標を設定して、政策を実施している。

施策目標名	企業年金等の適正な運営を図ること(施策目標Ⅸ－1－4)				担当部局名	年金局企業年金国民年金基金課		作成責任者名	企業年金国民年金基金課長 黒田秀郎														
施策の概要	本施策は、次の項目を柱に実施している。 ・企業年金制度等の適正な運営を図ること				政策体系上の位置付け	基本目標Ⅸ 高齢者ができる限り自立し、生きがいをもち、安心して暮らせる社会づくりを推進すること 施策大目標1 老後生活の経済的自立の基礎となる所得保障の充実を図ること																	
予算書との関係	本施策は、予算書の以下の項に対応している。 (項)企業年金等適正運営費(平成25年度予算額:1,821,242千円)				関連施策	－																	
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)	【企業年金等の未請求者対策】 企業年金等(厚生年金基金、確定給付企業年金、確定拠出年金、国民年金基金)は、国民の老後の生活設計の柱である公的年金とあいまって高齢期における所得確保を図るための制度である。 事業主や従業員の自主的な努力に基づき、老後の所得確保を図る企業年金等については、給付が確実かつ適切に行われることが非常に重要である。 しかしながら、年金支給開始年齢に達する前に企業を退職し、厚生年金基金等を脱退した方が、当該年齢までの間に転居されたため住所を把握できなくなり、年金裁定請求書を送付することができない等の理由により、年金の受給要件を満たしているにもかかわらず給付の申請を行っていない方(未請求者)が多数存在している状況である。 各企業年金等において未請求者の解消に向けた様々な取組を行っているところであるが、厚生労働省としても、企業年金等において、確実に年金給付が行われ、適正な運営が行われるよう、引き続き環境整備、必要な指導を行っていく必要がある。 【国民年金基金における給付費負担金】 国民年金基金は、国民年金の付加年金相当分をその給付の中に含んでいるため、付加年金と同様に給付の一部(4分の1)を国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号)附則第34条第4項に基づき国が負担している。 【根拠法令等】 ○厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第1条、106条 ○確定給付企業年金法(平成13年法律第50号)第1条 ○確定拠出年金法(平成13年法律第88号)第1条 ○国民年金法(昭和34年法律第141号)第1条、第115条						政策評価実施予定 時期(評価予定表)		<table><tr><td>2 4</td><td>2 5</td><td>2 6</td><td>2 7</td><td>2 8</td></tr><tr><td>モ二</td><td>モ二</td><td>モ二</td><td>実績</td><td>モ二</td></tr></table>					2 4	2 5	2 6	2 7	2 8	モ二	モ二	モ二	実績	モ二
2 4	2 5	2 6	2 7	2 8																			
モ二	モ二	モ二	実績	モ二																			
測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値		最新値	年度	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠														
1 受給権者に占める未請求者の割合	－	－	前年度以下	毎年度	前年度	前年度	13.69%	平成23年度	企業年金等に参加した方々について、より確実に年金給付が行われるよう未請求者(※)の解消に向けた様々な取組を進めることにより、老後生活の経済的自立の基礎となる所得保障の充実を図るため。 ※未請求者とは、年金支給開始年齢に達する前に企業を退職し、厚生年金基金等を脱退した方が、当該年齢までの間に転居されたため住所を把握できなくなり、年金裁定請求書を送付することができない等の理由により、年金の受給要件を満たしているにもかかわらず給付の申請を行っていない方のこと。 ・厚生年金基金、国民年金基金の未請求者の状況について URL: http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/nenkin/nenkin/miseikyuu.html														
(参考)測定指標	平成20年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度														
2 企業年金連合会における未請求者数	143万人		144万人		142万人		137万人		－														
3 厚生年金基金における未請求者数	14.6万人		14.3万人		13.6万人		13.6万人		－														

4	国民年金基金連合会における未請求者数	2,354人	1,966人	1,863人	2,595人	—			
	5 国民年金基金における未請求者数	5,317人	4,835人	4,308人	5,920人	—			
達成手段 (開始年度)		補正後予算額(執行額)		25年度 当初 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要	達成手段 の目標 (25年度)	施策目標達成への寄与の内容	平成25年度行政事業 レビュー事業番号
		23年度	24年度						
(1) ①国民年金基金等給付費負担金 (①平成3年度) (1) ②厚生年金基金等未納掛金等交付金 (②平成21年度)		①12.8億円 ②0.05億円 (①12.4億円) (②0.0004億円)	①15.2億円 ②0.05億円 (①14.9億円) (②0.02億円)	①18.2億円 ②0.05億円	—	①国民年金基金等給付費負担金 国民年金基金及び国民年金基金連合会に対し、年金の支給実績に基づき国民年金の付加年金に対する国庫負担(定率1/4)に相当する額を負担するものであり、法律に基づき国の負担が義務づけられているものである。 ②厚生年金基金等未納掛金等交付金 事業主が厚生年金基金の掛金を給与から控除していたにもかかわらず、厚生年金基金に納付していない場合であって、納付勧奨、事業主名の公表等を経ても納付に応じない場合に、一旦、国が厚生年金基金及び企業年金連合会に対し未納掛金に相当する額を交付し、国が事業主に対する求償権を取得するものであり、法律に基づき国の交付が義務づけられているものである。	—	①国民年金基金は自営業者の方が自ら老後に備える老齢基礎年金の上乗せ年金の制度であるが、国民年金基金等給付費負担金は国民年金基金の年金給付のうち、国民年金の付加年金に対する国庫負担(定率1/4)に相当する額を国が負担するものである。 ②厚生年金基金等未納掛金等交付金は、年金記録の訂正に伴い企業が負担すべき掛金が納付されない場合に、年金の適正な支給のため、未納掛金に相当する額を国が代わって交付するものである。	808

平成25年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(厚生労働省25(IX-3-1))

* 厚生労働省では、基本目標＞施策大目標＞施策目標を設定して、政策を実施している。

施策目標名			高齢者の介護予防・健康づくりを推進するとともに、生きがいづくり及び社会参加を推進すること (施策目標Ⅸ-3-1)				担当部局名		老健局総務課		作成責任者名		総務課長 高橋 俊之														
施策の概要			本施策は、効率的な介護予防・健康づくりの推進及び高齢者の社会参加・生きがいづくりのための活動の支援のために実施している。				政策体系上の位置付け		基本目標Ⅸ 高齢者ができる限り自立し、生きがいを持ち、安心して暮らせる社会づくりを推進すること 施策大目標Ⅸ-3 高齢者の健康づくり・生きがいづくりを推進するとともに、介護保険制度の適切な運営等を通じて、介護を必要とする高齢者への支援を図ること																		
予算書との関係			本施策は、予算書の以下の項に対応している。 (項)高齢者日常生活支援等推進費 [平成25年度予算額:69,507,296千円]				関連施策		基本目標Ⅸの施策大目標3の施策中目標(介護保険制度の適切な運営を図るとともに、質・量両面にわたり介護サービス基盤の整備を図ること)と関連している。																		
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)			本施策は、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等について、これらの者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うため、国民の共同連帯の理念に基づき介護保険制度を設け、その行う保険給付等に関して必要な事項を定め、もって国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的としている(平成12年4月に介護保険法施行)。 また、介護保険制度の円滑な実施の観点から、被保険者が要介護状態となることを予防するとともに、要介護状態となった場合においても、可能な限り、地域において自立した生活を営むことができるよう支援するため、平成18年度より地域支援事業を実施している。								政策評価実施予定 時期(評価予定表)		<table><tr><td>24</td><td>25</td><td>26</td><td>27</td><td>28</td></tr><tr><td>モ二</td><td>モ二</td><td>モ二</td><td>実績</td><td>モ二</td></tr></table>					24	25	26	27	28	モ二	モ二	モ二	実績	モ二
24	25	26	27	28																							
モ二	モ二	モ二	実績	モ二																							
測定指標		基準値		目標値		年度ごとの目標値		最新値		年度		測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠															
1 介護予防事業に係る住民主体の活動の実施会場数		27,583箇所		平成23年度		前年度以上		毎年度		前年度以上		27,583箇所		平成23年度		介護予防は、高齢者が自ら進んで事業や介護予防の活動に継続して参加し、自分らしい生活を維持できるようにする必要がある。そのためには、高齢者が日常生活の中で気軽に参加できる活動の場が身近にあり、地域の人とのつながりを通して活動が広がるような地域づくりが重要である。 ※指標:介護予防事業報告 (http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/yobou/tyousa/h23.html)											
2 老人クラブ活動実績事業数		前年度以上		前年度		前年度以上		毎年度		前年度以上／毎年度		112,395		平成23年度		老人福祉法に規定される老人クラブ活動を全国的に推進する見地から、各地域の老人クラブ数を測定。											
測定指標		目標				目標年度		測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠																			
3																											
(参考)測定指標		平成20年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度																	
4																											
達成手段 (開始年度)		補正後予算額(執行額)		25年度 当初 予算額		関連する 指標番号		達成手段の概要				達成手段 の目標 (25年度)		施策目標達成への寄与の内容				平成25年度行政事業 レビュー事業番号									
(1) 老人保健健康増進等事業 (平成2年度)		23億円		22億円		16億円				地方公共団体、民間団体に対し以下の事業に係る公募を行い、外部の有識者により構成される評価委員会の審査結果に基づき、予算の範囲内で補助金を交付。 ①介護保険制度の適正な運営・周知に関する調査研究事業 ②高齢者保健福祉施策の推進に寄与する調査研究事業 ○補助率:10/10				調査研究事業の件数		高齢者の介護、介護予防、生活支援、老人保健及び健康増進等に関わる先駆的、試行的な事業等に対し助成を行うことにより、老人保健福祉サービスの一層の充実や介護保険制度の適正な運営に資することとなる。				810							

(2)	在宅福祉事業費補助金 (昭和38年度)	28億円 (28億円)	28億円	28億円	—	老人クラブが行う各種活動に対する助成(以下の具体的な活動内容は例示である。)(ア)健康活動:健康と体力保持に意欲のある高齢者を対象とした「熟年健康教室」の実施(イ)友愛活動:高齢者や家族等に対する認知症問題の普及・啓発、孤独死を未然に防ぐ安否確認運動(ウ)奉仕・ボランティア活動:子供や高齢者を含む地域全体の安全を守る地域見守り活動(エ)次世代育成支援活動:放課後の小学校を活用した地域住民との世代間交流	平成22年度から実施している老人クラブ活性化計画に基づく、会員以外の一般高齢者に対する友愛訪問等の活動実施率(市区町村老人クラブ)	高齢化が急速に進展する中、老人クラブは地域を基盤とする高齢者の主体的な組織として、その活動や役割が今後益々重要となっているため、本事業により、老人クラブ活動等の一層の活性化を図り、高齢者の生きがいや健康づくりを推進することを支援する。	811
(3)	全国健康福祉祭事業費 (昭和63年度)	0.9億円 (0.9億円)	2.1億円	1.1億円	—	全国健康福祉祭開催地都道府県が行う、以下の全国健康福祉祭及びこれに関連する事業に要する経費を対象として助成する。①健康関連イベント(スポーツ交流大会、健康づくり教室、新しいスポーツの紹介、健康フェア等)②福祉・生きがい関連イベント(美術展、囲碁大会、将棋大会、俳句大会、地域文化伝承館等)③健康、福祉・生きがい関連イベント(シンポジウム、健康福祉機器展等)	スポーツ交流大会、ふれあいスポーツ大会、文化交流大会及び共通イベント等数:18 (全国健康福祉祭事業参加選手等(観客を含む):45万人(予定))	長寿社会を健やかで明るいものとするために、国民一人一人が積極的に健康づくりや社会参加に取り組むとともに、こうした活動の意義について広く国民の理解を深めることをねらいとして開催する全国健康福祉祭(ねんりんピック)に要する経費を対象として助成する。	812
(4)	全国老人クラブ連合会助成費 (昭和42年度)	0.1億円 (0.1億円)	0.1億円	0.1億円	2	各地域の老人クラブの活動を支援するため、以下の老人クラブ指導者に対する研修等に必要経費を対象として助成する。①都道府県・指定都市老連段階のリーダーと老人クラブ活動推進員、また郡市区町村老連及び単位老人クラブリーダーの資質向上を目的とする研修会を開催②単位老人クラブの育成指導並びに都道府県・指定都市および郡市区町村老連の行う活動の指導③都道府県・指定都市老連の組織・活動に関する実態調査	老人クラブリーダー等養成者累積数(中央研修及びブロック研修)	①老人クラブに対する援助指導、②老人クラブに関する調査研究、③老人クラブ指導者の養成訓練に必要な経費を助成し、全国老人クラブ連合会の活動を支援する。	813
(7)	地域支援事業交付金 (平成18年度)	642億円 (615億円)	642億円	624億円	1	介護保険における被保険者が要介護状態又は要支援状態となることを予防するとともに、要介護状態又は要支援状態となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう、以下の事業を行うことの支援を目的とする。 ○介護予防事業…要支援・要介護状態の予防、軽減、悪化防止のためのサービス提供等を行う事業を実施するもの。 ○介護予防・日常生活支援総合事業…要支援・要介護状態の予防、軽減、悪化防止及び地域における自立した日常生活の支援のための施策を総合的かつ一体的に行うもの。 ○包括的支援事業及び任意事業…地域包括支援センターを設置し、地域支援の総合相談、介護予防ケアマネジメント、包括的・継続的ケアマネジメント等を実施するとともに、地域の実情に応じた様々な任意事業を市町村において行うもの。	二次予防事業参加者延べ人数(通所型介護予防事業+訪問型介護予防事業) 一次予防事業参加者延べ人数(介護予防普及啓発活動+地域介護予防活動支援事業)	要支援・要介護状態になることを予防するとともに、要介護状態になった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるように支援を行う。	816
(8)	高齢者の日常生活支援の推進に必要な経費 (昭和38年度)	2.8億円 (2.5億円)	3.3億円 (2.6億円)	3.1億円	—	老人の日記念行事として、本年度中に百歳を迎える高齢者を対象に、内閣総理大臣から、お祝い状及び記念品を贈呈する事業等を実施する。	お祝い状及び銀杯の贈呈者数:29,500人	百歳を迎えられた方々の長寿を祝い、かつ多年にわたり社会の発展に寄与してこられたことに感謝するとともに、広く国民が高齢者の福祉についての関心と理解を深めることに資することとなる。	818
(10)	介護保険事業費補助金((項)高齢者日常生活支援等推進費) (平成12年度)	3.3億円 (2.9億円)	3.6億円	3.5億円	—	①介護予防市町村支援事業…市町村が行う介護予防に関する事業について、都道府県が広域的な視点から、様々な支援(普及啓発、市区町村の担当者等の資質の向上、事業評価等)を行う。(補助率1/2) ②市町村介護予防強化推進事業…要支援状態、認知症等に必要サービス及び課題、効果の高い支援の手法等を明らかにする。(補助率10/10、平成24年度から2年間かけて13自治体と協働して実施するモデル事業)	介護予防市町村支援事業実施自治体数	各自治体における、地域の実情に応じた効果的・効率的な介護予防の取組を推進するため、①都道府県が行う市町村支援に係る経費を助成するとともに、②モデル事業の実施を通じてその具体的な方法論を示す等の支援を行う。	815

平成25年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(厚生労働省25(Ⅸ-3-2))

* 厚生労働省では、基本目標＞施策大目標＞施策目標を設定して、政策を実施している。

施策目標名	介護保険制度の適切な運営を図るとともに、質・量両面にわたり介護サービス基盤の整備を図ること(施策目標Ⅸ-3-2)				担当部署名		老健局総務課		作成責任者名		総務課長 高橋 俊之											
施策の概要	本施策は、介護保険制度の適切な運営を図るとともに、必要な介護サービスの量及び質の確保や認知症高齢者支援対策の推進を図るために実施している。				政策体系上の位置付け		基本目標Ⅸ 高齢者ができる限り自立し、生きがいをもち、安心して暮らせる社会づくりを推進すること 施策大目標Ⅸ-3 高齢者の健康づくり・生きがいづくりを推進するとともに、介護保険制度の適切な運営等を通じて、介護を必要とする高齢者への支援を図ること															
予算書との関係	本施策は、予算書の以下の項に対応している。 (項)介護保険制度運営推進費 [平成25年度予算額:2,503,888,002千円]				関連施策		基本目標Ⅸの施策大目標3の施策中目標(高齢者の介護予防・健康づくりを推進するとともに、生きがいづくり及び社会参加を推進すること)と関連している。															
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)	本施策は、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等について、これらの者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うため、国民の共同連帯の理念に基づき介護保険制度を設け、その行う保険給付等に関して必要な事項を定め、もって国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的としている(平成12年4月に介護保険法施行)。 今後、高齢化が一層進展するとともに、一人暮らし高齢者の増加や要介護度の重度化が進む中で、高齢者が住み慣れた地域で自立した生活ができるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく有機的かつ一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築を進めることが必要であることから、介護保険法を改正した(24年4月施行)。								政策評価実施予定 時期(評価予定表)		<table><tr><td>2 4</td><td>2 5</td><td>2 6</td><td>2 7</td><td>2 8</td></tr><tr><td>実績 (WG)</td><td>モ二</td><td>モ二</td><td>モ二</td><td>モ二</td></tr></table>		2 4	2 5	2 6	2 7	2 8	実績 (WG)	モ二	モ二	モ二	モ二
2 4	2 5	2 6	2 7	2 8																		
実績 (WG)	モ二	モ二	モ二	モ二																		
測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値		最新値	年度	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠													
主要介護給付等費用適正化事業 1 のうち「縦覧点検・医療情報との突合」を実施する保険者の割合	前年度の割合	前年度	前年度以上／毎年度	平成26年度	前年度以上／毎年度	前年度以上／毎年度	78.5%	平成23年度	介護給付等費用適正化事業は、「第2期(平成23年度～平成26年度)介護給付適正化計画」に基づき、保険者が介護サービスを必要とする利用者に適切なサービスが提供されているか検証し、介護費用の抑制を通じて制度運営の適正化を図るものであり、主要となる「縦覧点検・医療情報との突合」を実施する保険者割合を目標として設定した。 また、「第2期介護給付適正化計画」の計画期間の最終年度が平成26年度であることから、目標年度を平成26年度と設定している。													
2 地域密着型サービス事業所数	前年度の利用者数	前年度	前年度以上／毎年度	毎年度	前年度以上／毎年度	前年度以上／毎年度	集計中	平成24年度	高齢者が住み慣れた地域で安心して生活するために必要な介護サービス量を確保することが必要不可欠であるため、当該数値を測定し、目標設定をした。													
3 認知症サポーター数	—	—	600万人	平成29年度	—	—	集計中	平成24年度	認知症高齢者が住み慣れた地域で安心して生活するために、認知症の方々を理解し、暖かく見守り、支援する認知症サポーターの養成を行っており、その人数を指標として選定した。認知症サポーターの養成については、認知症施策推進5か年計画において、平成29年度末までに600万人を養成するという目標を掲げている。													
4 認知症サポート医養成研修、かかりつけ医認知症対応力向上研修、一般病院勤務の医師、看護師等の医療従事者に対する認知症対応力向上研修のいずれかを修了した医師等の合計値の累計値	—	—	14.1万人	平成29年度	—	—	集計中	平成24年度	認知症高齢者が住み慣れた地域で安心して生活するためには、早期診断・早期対応や認知症医療や介護における医療・介護の連携が不可欠であり、その役割を担う認知症サポート医養成研修、かかりつけ医認知症対応力向上研修、一般病院勤務の医師、看護師等の医療従事者に対する認知症対応力向上研修のいずれかを修了した医師等の合計の累計値を指標として選定した。これらの類型修了者数については、認知症施策推進5か年計画において、平成29年度末までに14.1万人という目標を掲げている。													
5-1 要介護認定に係る一次判定から二次判定における変更率のバラツキ指標である標準偏差	7.6	平成21年度	前年度に比べ、地域間格差を縮小	毎年度	前年度に比べ地域間格差を縮小	前年度に比べ地域間格差を縮小	7.5	平成23年度	国民の保健医療の向上及び福祉の増進他のため、全国的に一定水準のサービスを利用できるようにすることが必要であり、要介護認定の適正化を通じて、介護保険制度の適切な運営を図ることが必要である。 そのため、指標として、要介護認定に係る一次判定結果の二次判定における軽重度変更率におけるバラツキ指標である標準偏差を設定する。 ※数値は、要介護認定等に係る認定調査結果報告(老健局老人保健課調べ)から引用。													
5-2 要介護認定に係る一次判定から二次判定における変更率の平均値	17.1%	平成21年度	前年度に比べ、地域間格差を縮小	毎年度	前年度に比べ地域間格差を縮小	前年度に比べ地域間格差を縮小	14.3%	平成23年度	国民の保健医療の向上及び福祉の増進他のため、全国的に一定水準のサービスを利用できるようにすることが必要であり、要介護認定の適正化を通じて、介護保険制度の適切な運営を図ることが必要である。 そのため、指標として、要介護認定に係る一次判定結果の二次判定における重度変更率の平均値を設定する。 この指標を用いることにより、二次判定のもととなる認定調査の質の向上が図られていること、二次判定が適切に実施されていることが確認できると考えている。 ※数値は、要介護認定等に係る認定調査結果報告(老健局老人保健課調べ)から引用。													

測定指標		目標		目標年度		測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠					
(参考)測定指標		平成20年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度	
達成手段 (開始年度)		補正後予算額(執行額)		25年度 当初 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要			達成手段 の目標 (25年度)	施策目標達成への寄与の内容	平成25年度行政事 業レビュー事業番号
		23年度	24年度								
(1)	地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金 (平成17年度)	50億円 (23億円)	44億円 (17億円)	40億円	－	市区町村は、①市区町村全域を単位として、②毎年度、③市町村が関与して実施する都市型経費老人ホーム及び小規模養護老人ホームの整備等の先進的な事業を行うための基盤整備を明らかにした「先進的事业等整備計画」及び既存の介護療養病床の老人保健施設やケアハウス等への転換を内容とする「介護療養型医療施設等転換整備計画」を策定することができ、整備計画に記載された施設整備に要する費用に対して補助を行う。			－	都市型経費老人ホーム及び小規模養護老人ホーム等の整備事業を実施することにより、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活するために必要な介護サービスをより一層確保することができる。	821
(2)	介護保険事業費補助金 (平成12年度)	92億円 (78億円)	45億円 (37億円)	48億円	3、4	都道府県または市区町村等が行う以下のような介護関連事業に対し、当該経費等の一部又は全部を補助する。 【認知症対策等総合支援事業】 認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で暮らし続けることができるよう介護、医療、地域支援、権利擁護、若年性認知症の各分野において事業を実施する。			－	認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で暮らし続けることができる社会の実現を目指すためには、その地域における認知症の理解者を増やし、その地域の中で認知症の人やその家族を見守り、支援をしていく必要がある。そのため、認知症に関する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症の人やその家族に対してできる範囲で手助けをする認知症サポーターを養成することが重要である。 また、早期診断・早期対応や地域における医療・介護の連携が必要不可欠であり、その役割を担う、認知症サポート医養成研修やかかりつけ医認知症対応力向上研修、一般病院勤務の医師、看護師等の医療従事者に対する認知症対応力向上研修を修了した医師等の存在が必要不可欠である。 本事業の実施により、これらの人材の養成等を行うことができ、認知症施策の推進を図ることができる。	822
(3)	地域介護・福祉空間整備推進交付金 (平成18年度)	13億円 (10億円)	17億円 (13億円)	11億円	2	地域密着型サービス等の導入や先進的事业支援特例交付金による先進的事业の実施のため、特に必要と認められる場合、設備やシステムに要する経費を助成するために交付金を交付。			－	地域密着型サービス等の導入に必要な設備やシステムに要する経費等に対して助成することにより、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活するために必要な介護サービスをより一層確保することができる。	825
(4)	介護基盤緊急整備等臨時特例交付金 (平成21年度)	－	396億円	－	2	定員29人以下の特別養護老人ホームや認知症高齢者グループホーム等の地域密着型施設の整備や、介護関連施設等におけるスプリンクラー等の防火安全設備の設置に要する費用を助成するための基金の造成に要する経費を都道府県に交付するもの。			－	－(事業目的が基金造成事業であるため)	831
(5)	介護保険施行企画指導費等 ①介護保険事業状況報告(年報・月報)作成経費→【事業報告】 (平成12年度) ②介護政策評価支援システム経費→【政策評価】 (平成23年度) ③介護支援専門員名簿管理支援システム等整備→【名簿管理】 (平成17年度)	2.3億円 (1.6億円)	2.8億円	2.2億円	－	①全国の保険者(1,580保険者、24年度末)を対象に、第1号被保険者数、要介護(要支援)認定者数、サービス受給者数、給付費等の実績報告を取り、集計結果をインターネット上で公表する。 ②各保険者(市町村)が、保険給付と保険料のバランス分析等を行うことが出来る「介護政策評価支援システム」を利用し、介護保険制度運営の自己分析及び政策評価を行えるよう、その稼働に必要な保守管理を行うもの。 ③本システムを運用するにあたって、国において中央ポータルサーバ及びアプリケーションの運用保守を行うとともに、各都道府県に対する技術的な支援(照会対応等)を行う。			－	①介護保険制度の施行に伴い、介護保険事業の実施状況を把握することにより、今後の介護保険制度の円滑な運営を確保することができる。 ②保険者(市町村)が行う介護事業の政策評価を支援するため「介護政策評価支援システム」を運用することにより、制度の安定運営を図ることができる。 ③各都道府県における介護支援専門員登録事務の円滑化及び介護保険指定等事務の適性化を支援し、介護保険サービスの質の確保を図るため、各都道府県がそれぞれに管理する介護支援専門員の登録情報(氏名、登録番号等)及び介護保険事業者の指定取消情報(名称・代表者・役員情報等)を都道府県で共有するための「介護保険事業者及び介護支援専門員管理システム」の運用保守を行うことにより、制度の安定運営を図ることができる。	819
(6)	介護サービス指導者等養成・認定調査員研修等事業	1.9億円 (1.5億円)	2.0億円 (1.6億円)	1.2億円	－	【介護サービス指導者等養成研修等事業】 (介護支援専門員研修改善事業) 各都道府県が実施する介護支援専門員を対象とした研修の実効性を確保するため、国において、研修ガイドラインの策定・見直しを行うとともに、都道府県に普及する。 【認定調査員等研修事業】 都道府県又は指定都市が実施する認定調査員、介護認定審査会委員、及び主治医等に対する研修事業について、その費用の一部を補助する。			【介護サービス指導者等養成研修等事業】 ガイドラインを活用して研修を行った都道府県数 47 【認定調査員等研修事業】 研修受講者数 ー	介護保険事業の見直しや新たな行政課題に対応するため、特に専門的な知見や一定の質の確保が必要な事業における都道府県研修の指導者等の養成、要介護認定の適正な実施の重要性に鑑みた認定調査員、介護認定審査会委員、及び主治医等に対する研修の実施により、質の高い介護サービスの全国展開を促進し、もって介護保険制度の円滑かつ適正な実施を図ることが出来る。	820

(7)	国民健康保険中央会施行経費等 (（項）介護保険制度運営推進費 （平成12年度）	5.0億円 (5.0億円)	5.0億円	5.0億円	—	介護保険制度における介護報酬の審査支払等が、円滑かつ適切に行われるよう、国民健康保険中央会において、①全国決済を可能とする統一的な仕様の介護保険審査支払等システムの構築及び運用等を行う。②通常の介護報酬の審査では検出困難な不正又は不適切な請求を容易に発見し、解消することを可能とする国保連合会介護給付適正化システムの構築及び運用等を行う。	—	介護報酬の審査支払等が円滑かつ適切に行われるよう、着実にシステムを運用することにより、介護保険制度の円滑かつ安定的な運営を確保することができる。	823
(8)	介護給付費負担金 (平成12年度)	13693.8億円 (13693.8億円)	14686.4億円	15706.0億円	—	・保険者（市町村）に対し、法律に基づき、介護給付及び予防給付等に要する費用の負担を行う。 ○介護給付及び予防給付等に要する費用の負担割合 ・国・・・（1）介護給付費負担金 施設15%、その他20% （2）介護給付費財政調整交付金 5% ・都道府県・・・施設17.5%、その他12.5% ・市町村・・・12.5% ・1号保険料・・・21% ・2号保険料・・・29%	—	介護給付及び予防給付等に要する費用負担の一翼を担い、各保険者の介護保険財政の安定化が図られることにより、介護保険制度の円滑かつ安定的な運営を確保することができる。	826
(9)	介護給付費財政調整交付金 (平成12年度)	3846.6億円 (3825.6億円)	4125.4億円	4374.9億円	—	・各保険者（市町村）に対し、法律に基づき、介護給付及び予防給付等に要する費用の5%を総額として、各保険者（市町村）間における介護保険の財政調整を行う。	—	第一号被保険者の後期高齢者加入割合等を考慮し、各保険者（市町村）間の財政調整を行うことにより、介護保険制度の安定的な運営を図ることができる。	827
(10)	介護納付金負担金等	4,475億円 (4,475億円)	4,580億円	4,835億円	—	市町村国保及び協会けんぽが納付する介護納付金に対する国庫負担（補助） （補助率 市町村国保：32/100及び9/100、協会けんぽ：164/1000 等）	—	財政基盤の脆弱な医療保険者が負担する介護納付金に、一定割合の国庫負担（補助）を導入することにより、安定的な医療保険財政の運営を図る。	828
(11)	介護報酬改定等に伴うシステム改修経費 (平成23年度)	10.0億円 (10.0億円)	16.8億円	0.3億円	—	平成26年度での消費税率の変更による介護報酬改定等に伴い、国民健康保険団体連合会の「介護保険審査支払等システム」の改修に要する経費を補助するもの。	—	平成26年度での消費税率の変更による介護報酬改定等に伴う国民健康保険団体連合会の審査支払システムにおける必要な改修を行うことにより、介護保険制度の安定的な運営を図ることができる。	829
(12)	要介護認定情報管理・分析事業費	7.3億円 (6.4億円)	8.4億円 (7.0億円)	12.0億円	5-1,5-2	①介護事業実態調査事業：介護報酬の改定の影響について調査・分析することにより、次期報酬改定に必要な基礎資料を得る。 ②要介護認定適正化事業：市町村等の介護認定審査会の審査を訪問・傍聴し、審査会の運営手順や認定調査の状況等について技術的助言等を行う。 ③福祉用具臨床的評価実施等事業：福祉用具に関する臨床的（安全性・機能性・操作性等）評価を実施する。 ④介護保険総合データベース構築等事業：要介護認定に係る情報や介護給付費明細書等の情報を統合し、介護保険制度の運営等に資するためのデータベースを構築する。 ⑤介護サービス情報公表システム整備等事業：全国の介護サービス事業所の情報を公表し、利用者の介護サービス選択を支援するためのシステム運用等を行う。 ⑥情報公表制度支援事業：介護保険法に基づく介護サービス情報の公表制度の実施主体である都道府県に対して、全国的な見地から支援を行う。 ⑦介護報酬改定検証・研究委員会事業：社会保障審議会介護給付費分科会に設置された介護報酬改定検証・研究委員会において、平成24年度介護報酬改定の効果の検証や「平成24年度介護報酬改定に関する審議報告」において検討が必要とされた事項について実態調査等を実施する。	—	高齢者が急増していく中で、高齢者が介護を必要とする状態となっても、尊厳を持ってその有する能力に応じて自立した生活を住み慣れた地域で継続できるよう、介護保険制度の適切な運営を図ることを目的とする。	830
(13)	介護職員処遇改善等臨時特例交付金 (平成21年度)	—	117億円	—	2	介護施設等の開設に当たり必要となる初年度設備経費等に対する支援や、大都市部等において、用地の確保を容易にすることを通じて介護施設等の整備を促進するため、定期借地権設定に際して土地所有者に支払われた一時金についての支援を実施するための基金の造成に要する経費を都道府県に交付するもの。	—	一（事業目的が基金の造成であるため）	832
(14)	要介護者等自立支援推進事業			46億円	—	要介護高齢者等の自立支援を推進する事業として、以下の事業を実施する。 【地域ケア会議活用推進等事業】 地域ケア会議の先駆的な取組、活用方法について、全国会議を開催するとともに、「地域ケア会議活用マニュアル」を作成し、全国の自治体でノウハウの共有を図る事業を実施することにより、「地域ケア会議」の運営にかかるノウハウの蓄積、人材育成、体制づくり等を推進する事業等を実施する。 【認知症サポーター優良活動事例報告会経費】 認知症に関する正しい知識と理解を持ち、地域や職域で認知症の人や家族に対してできる範囲での手助けをする認知症サポーターの先駆的な優良活動について、国において、広く各自治体に周知する機会を設けることにより、認知症サポーターの士気の向上を図るとともに、自治体等における認知症サポーターの活動支援を図る。	—	要介護高齢者等に対する住まい、医療、介護、予防、生活支援のサービスが一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を全国的に推進していくため、地域における高齢者支援の中核を担う地域包括支援センターごとに開催する「地域ケア会議」の全国の自治体への普及、定着等を図るなど、要介護高齢者等の自立を推進することを目的とする。	新25-061
(15)	介護保険関係業務費補助金 (平成12年度)	2.3億円 (2.3億円)	2.3億円	2.3億円	—	社会保障診療報酬支払基金が行う介護保険関係業務に要する事務処理経費を補助するもの。	—	介護保険関係業務の適正かつ円滑な運用が図れるよう、事務処理経費を補助することにより、介護保険制度の円滑かつ安定的な運営を確保することができる。	824

平成25年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(厚生労働省25(X-1-1))

* 厚生労働省では、基本目標>施策大目標>施策目標を設定して、政策を実施している。

施策目標名	国際機関の活動への参画・協力や海外広報を通じて、国際社会に貢献すること(施策目標X－1－1)				担当部局名		大臣官房国際課		作成責任者名		大臣官房国際課長 堀江 裕											
施策の概要	本施策は、次の①～④のために実施している。 ①国際労働機関(ILO)が行うディーセント・ワーク(働きがいのある人間らしい仕事)実現のための事業に対して協力すること ②世界保健機関(WHO)、国連合同エイズ計画(UNAIDS)が行う技術協力事業に対して協力すること ③経済協力開発機構(OECD)が行う研究・分析事業に対して協力すること ④国連開発計画(UNDP)が行う開発途上国支援事業に対して協力すること				政策体系上の位置付け		基本目標X 国際化時代にふさわしい厚生労働行政を推進すること 施策大目標1 国際社会への参画・貢献を行うこと															
予算書との関係	本施策は、予算書の以下の項に対応している。 (項)国際機関活動推進費[平成25年度予算額 410,204,704千円]				関連施策		－															
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)	【国際労働機関拠出金事業】 国際労働機関(ILO)を通じ、アジア太平洋地域におけるディーセント・ワークの実現を図ることを目的としている(国際労働機関(ILO)憲章第13条)。 【世界保健機関等拠出金事業】 世界保健機関(WHO)や国連合同エイズ計画(UNAIDS)を通じ、国際保健分野における諸課題への取り組みを強化することを目的としている(世界保健機関憲章第57条(WHO)、国際連合経済社会理事会決議1994/24第12条(UNAIDS))。 【経済協力開発機構拠出金事業】 経済協力開発機構(OECD)を通じ、OECD加盟国の相互発展と、日本の政策の発展を図ることを目的としている(OECD予算規則第20条第1項)。 【開発途上国向け医薬品研究開発支援事業】 官民協働で開発途上国向けの医薬品の研究開発支援を行い国際保健分野で貢献することや、日本の製薬産業の海外進出を支えて成長・発展を図ることを目的としている。								政策評価実施予定 時期(評価予定表)													
								<table><tr><td>2 4</td><td>2 5</td><td>2 6</td><td>2 7</td><td>2 8</td></tr><tr><td>モニ</td><td>実績</td><td>モニ</td><td>モニ</td><td>モニ</td></tr></table>					2 4	2 5	2 6	2 7	2 8	モニ	実績	モニ	モニ	モニ
2 4	2 5	2 6	2 7	2 8																		
モニ	実績	モニ	モニ	モニ																		
測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値		最新値	年度	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠													
プロジェクト(国際労働機関が行うディーセント・ワーク実現のための各種事業)毎に設定されている計画(immediate objective)の達成状況	－	－	80%	－	24年度	25年度	100%	平成23年度	・本事業は、ディーセントワークの実現を図ることを目的として実施するものであることから、ディーセントワークを実現するためのプロジェクト毎に設定されている目標の達成状況を測定する。 ・国際労働機関アジア太平洋地域総局(ILO・ROAP)からの24年度事業の進捗報告													
主な流行性疾患への備えと対応のために、国家準備計画と標準的作業手段が設置された国の数	90カ国	平成20年度	185カ国	平成25年度	－	185カ国	158カ国	平成23年度	・国際保健分野の主要な課題として、感染症の拡大防止があり、日本がWHOに拠出金によりそれを援助していることから、拡大防止に向けた各国の取組状況を計る。 ・第65回(平成24年5月)WHO総会資料													
エイズ感染防止のための国連合同チームが技術援助を提供した国の数	18カ国	平成23年度	38カ国	平成27年度	－	28カ国	18カ国	平成23年度	・国際保健分野の主要な課題として、エイズの感染拡大の防止があり、日本が国連合同エイズ計画(UNAIDS)に拠出金によりそれを援助していることから、拡大防止に向けた国連合同エイズ計画(UNAIDS)の取組状況を計る。 ・第29回(平成23年12月)UNAIDSプログラム調整委員会資料													
OECD事業実施報告における厚生労働省が提出した事業の質に対する各国評価平均	－	－	3.0以上/5点中	各年度	3.0以上/5点中	3.0以上/5点中	3.74/5点中	平成21～22年度	・経済協力開発機構(OECD)の研究等に拠出する事業であり、研究成果等をOECD加盟国が活用することで加盟国間の相互発展を図ることから、研究成果等の質が求められる。 具体的には、加盟国がOECDの各事業の「質」(Quality)を1～5の5段階で評価するものであり、5段階のうち中程度(medium)である3以上の評価を得ることが一つの基準になると考えられるため、これを目標値としている。 ・OECD事業実施報告(PIR, Programme Implementation Reporting)													

5 研究開発段階の移行件数		0 (プロジェクト開始)	平成24年度	ー (承認申請段階への移行)	29年度	ー	ー	ー	ー	・本事業は、医薬品の研究開発支援を目的として資金を拠出するものであることから、当該指標が適当と考えられる。 ・年度ごとの目標値については、プロジェクト採択後設定。
測定指標		目標		目標年度	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠					
ー		ー		ー	ー					
(参考)測定指標		平成20年度		平成21年度	平成22年度	平成23年度		平成24年度		
ー		ー		ー	ー	ー		ー		
達成手段 (開始年度)		補正後予算額(執行額)		25年度 当初 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要		達成手段 の目標 (25年度)	施策目標達成への寄与の内容	平成25年度行政 事業レビュー事業 番号
(1)	世界保健機関分担金 (昭和27年度)	5,179,433 千円	4,713,866 千円	4,772,062 千円	ー	世界保健機関(WHO)は、世界のすべての人々ができる限り高い水準の健康に到達することを目的として設立された国連の専門機関であり、平成25年5月現在194カ国が加盟している。世界保健機関(WHO)については、世界保健機関憲章第56条の規定により、割り当てられた分担金(義務的経費)の支払いを行う。		世界保健機関(WHO)を通じ、「全ての人が可能な最高の健康水準に到達すること」を目的として国際協力を推進する。	世界のすべての人々ができる限り高い水準の健康に到達することを目的とする世界保健機関(WHO)の割り当てられた分担金を支払うことにより、感染症、HIV/AIDS、マラリア及び結核対策等の各分野の取組に寄与し、国際社会へ貢献する。	833
(2)	世界保健機関等拠出金事業 (昭和48年度)	1,334,036 千円	1,116,012 千円	886,464 千円	2,3	世界保健機関(WHO)及び国連合同エイズ計画(UNAIDS)の実施する、新型インフルエンザ対策事業・HIV等の感染症対策事業・母子保健事業・保健従事者の育成を含め他保健システム強化事業・産業保健事業・食品安全事業・医療安全事業などに対して拠出を行う。		主な流行性疾患への備えと対応のために国家準備計画と標準的手段が達成された国家の数:185カ国	感染症対策やエイズ対策などの国際保健分野への事業を支援することにより、国際保健分野の取組を強化することに寄与し、国際社会へ貢献する。	834
(3)	国際機関分担金(大正7年度)	3,983,288 千円	4,285,026 千円	4,023,032 千円	ー	国際機関(ILO等)を通じ、国際労働基準の策定及び監視、労働・生活条件の向上、雇用機会の増進、基本的人権の増強のための国際的な政策や計画の策定及び国際的技術協力などの活動を実施している。		国際機関(ILO等)を通じ、労働条件の改善を通じて、社会正義を基礎とする世界の恒久平和の確立に寄与すること、完全雇用、労使協調、社会保障等の国際協力を推進している。	国際労働機関(ILO)による国際労働基準の策定及び監視、国際的技術協力などの活動を支援することにより、労働条件の改善を通じた社会正義を基礎とする世界の恒久平和の確立に寄与し、国際社会へ貢献する。	835
(4)	経済協力開発機構拠出金事業(平成3年度)	33,277 千円	27,953 千円	26,705 千円	4	経済協力開発機構(OECD)の実施する、各国の政策分析・データベースの構築・研究、分析などに対して拠出を行う。		執行率100%	雇用労働・社会問題・保健医療分野の様々な課題に対する多角的・総合的な研究・分析事業に対して支援し、加盟国単独では得ることのできないデータや研究成果を活用できるようにすることで、加盟国の相互発展に広く寄与し、国際社会へ貢献する。 また、データや研究成果を国内でも活用することで、国内施策の立案に活用する。	836
(5)	国際労働機関拠出金事業 (昭和59年度)	401,986 千円	455,798 千円	417,505 千円	1	国際労働機関(ILO)の実施する、アジア地域における雇用分野セーフティネット整備支援事業・ASEAN地域の健全な労使関係育成事業・ASEAN地域の健康確保対策事業などに対して拠出を行う。		プロジェクト(国際労働機関が行うディーセント・ワーク実現のための各種事業)毎に設定されている計画目標の達成状況(前プロジェクトと同程度／各プロジェクト終了時)	アジア各国における雇用・労働問題の解決を目的とする技術協力プロジェクトを支援することにより、ディーセント・ワークの実現に寄与し、国際社会へ貢献する。	837
(6)	たばこ規制枠組条約締約国会議事務局分担金	78,418 千円	58,962 千円	59,690 千円	ー	世界保健機関(WHO)内の「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」締約国会議事務局が実施する締約国会議開催の経費やたばこ規制関連ガイドラインの策定等技術的・専門的な措置等に対して拠出する。		執行率100%	たばこに関する広告、包装上の表示等の規制とたばこの規制に関する事業を支援することにより、たばこの消費等が健康に及ぼす悪影響から現在及び将来の世代を保護することに寄与し、国際社会へ貢献する。	838
(7)	国際水協会・水供給に関する運用と管理ネットワーク拠出金	12,344千 円	11,235千 円	11,374千円	ー	WHOの協力を得て、IWAが運営するOMNIは、国際的な水供給に関する目標達成に大きく貢献するものであり、我が国の知見や経験を有効に活用できる分野における取り組みを進めている。我が国がOMNを支援していくことは、国際的に強く求められるものであることから、OMNの活動を支援するための資金を拠出するもの。		執行率100%	途上国における水供給システムの運用及び管理に対する意識の向上と、知識や技術の移転を目的として設立された水供給に関する運用と管理ネットワーク(Operation & Maintenance Network: OMN)の活動を支援することにより、我が国の水道事業者が有する水道の運用及び管理に対する高い技術力と豊富な経験を途上国と共有することにより、国際社会へ貢献する。	839

	(8)	アジア太平洋地域技能就業能力計画	8,544千円	7,776千円	7,872千円	—	ILOに拠出金を拠出することにより、ILOのアジア太平洋地域プログラムであるアジア太平洋地域技能就業能力計画として、域内各国において政労使参加のもと、職業訓練政策、職業訓練技法、職業訓練情報ネットワーク等の分野における調査・研究、セミナー・研修等の開催等の活動を実施する。当面、以下の2点を重点としている。 ①各加盟国の国家技能開発戦略の構築を支援すること ②日本が先進例を示すことができる分野で、各国からのリクエストに基づき、時宜に合った職業能力開発上の課題への施策の促進を支援すること 近年は、訓練ニーズに対応した職業訓練の実施、若年者の雇用可能性を高める職業能力開発をテーマとして取り上げた。	アジア太平洋地域技能就業能力計画に対して、拠出金の拠出を行うことにより、本計画の設立目的である「アジア太平洋地域における職業訓練に関する専門的知識、経験、資材・施設等を相互に活用した職業訓練分野での技術協力を推進することによって、これら諸国の職業訓練及び技能の水準の向上、雇用の拡大ひいては経済・社会開発を促進すること」を達成する。	アジア太平洋地域における人材養成機関の相互協力を支援することにより、職業訓練及び技能の水準の向上、雇用の拡大ひいては経済・社会開発を促進し、国際社会へ貢献する。	840
	(9)	開発途上国向け医薬品研究開発支援事業	—	700,000千円	—	5	国連開発計画(UNDP)を通じて、開発途上国向け医薬品研究開発に対して拠出を行う。	執行率100%	日本の製薬産業の優れた研究開発力を活かして、開発途上国向けの医薬品研究開発と供給支援を官民連携で促進することにより、国際保健分野での貢献を行うとともに、日本の製薬産業の海外進出を下支えすることによって日本の製薬産業の成長・発展を図る。	843

平成25年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(厚生労働省25(X－1－2))

* 厚生労働省では、基本目標＞施策大目標＞施策目標を設定して、政策を実施している。

施策目標名	二国間等の国際協力を推進し、連携を強化すること(施策目標X－1－2)				担当部局名		大臣官房国際課 職業能力開発局海外協力課外国人研修推進室		作成責任者名		大臣官房国際課長 堀江 裕 外国人研修推進室長 塚本 勝利											
施策の概要	本施策は開発途上国の人材育成事業に対して協力する為に実施している。				政策体系上の位置付け		基本目標X 国際化時代にふさわしい厚生労働行政を推進すること 施策大目標1 国際社会への参画・貢献を行うこと															
予算書との関係	本施策は、予算書の以下の項におおむね対応している。 (項)国際協力費(平成25年度予算額:580,887千円) (項)若年者等職業能力開発支援費(平成25年度予算額:192,247千円)				関連施策		－															
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)	【開発途上国福祉専門家養成等事業】 ○ASEAN地域での保健・福祉・雇用分野での協力関係を更に発展させ、また、人材育成を強化することを目的として、ASEAN・日本社会保障ハイレベル会合を開催している。 ○水供給分野での国際協力を推進することを目的として、開発途上国への水道分野の協力方針を検討している。また、開発途上国の水道プロジェクト計画作成を指導している。 【技能実習制度推進事業】 ○研修・技能実習生の保護の強化を図るため、改正された「出入国管理及び難民認定法」が平成22年7月1日から施行されている。この改正に伴って、技能実習制度推進事業を円滑かつ適正に実施することを目的として、平成22年1月に技能実習制度推進事業運営基本方針(平成5年4月5日厚生労働大臣公示)を改正した。 ○技能実習制度推進事業運営基本方針に基づいて、技能実習制度推進事業を通じ、技能実習生の技能等の修得、雇用管理の改善、労働条件及び安全・健康の確保等を図るため、監理団体、実習実施機関及び技能実習生に対し必要な指導、支援を行っている。						政策評価実施予定時期(評価予定表)		<table><tr><td>24</td><td>25</td><td>26</td><td>27</td><td>28</td></tr><tr><td>モ二</td><td>モ二</td><td>モ二</td><td>モ二</td><td>実績</td></tr></table>				24	25	26	27	28	モ二	モ二	モ二	モ二	実績
24	25	26	27	28																		
モ二	モ二	モ二	モ二	実績																		
測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値		最新値	年度	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠													
					24年度	25年度																
【ASEAN・日本社会保障ハイレベル会合】アンケート評価の平均値(会合参加者へのアンケート調査において「会合が有効だった」とする評価)	－	－	4.0以上/5点中	毎年	4.0以上/5点中	4.0以上/5点中	4.1/5点中	平成24年度	保健・福祉・雇用分野での協力関係を更に発展させ、また、人材育成を強化することを目的として、ASEAN・日本社会保障ハイレベル会合を開催することから、当該会合が参加国にとって有効であり質の高さが重要であるので、会合のアンケートで「会合が有効だった」と評価する割合を指標とする。 テーマによっては参加国によっては優先課題として位置づいていなかったり、テーマに沿った人材が参加していないことも考えられることから、妥当な数値として80%(4.0/5点中)以上を達成することにより有効であったと評価することとする。 ・ハイレベル会合結果概要 URL: http://www.mhlw.go.jp/bunya/kokusaigyomu/asean/asean/kokusai													
2 技能実習修了認定を受けた技能実習生の割合(%)	88%	21年度	90%	26年度	80%	85%	76%	23年度	技能実習制度は、より実践的な技術、技能等の開発途上国等への移転を図り、開発途上国等の経済発展を担う「人づくり」に協力することを目的としていることから本事業の目的達成度の指標としては、当初の計画に従った実習を修了し、無事に本国に帰国することが重要であるので「修了認定を受けた者の割合」を指標とする。なお、平成23年度及び平成24年度の目標値については、平成23年3月に発生した東日本大震災によって帰国した技能実習生の影響を勘案して目標値を設定。(平成23年度目標値75%) ・出入国管理及び難民認定法 URL: http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S26/S26SE319.html ・技能実習制度推進事業運営基本方針 URL: http://www.hourei.mhlw.go.jp/hourei/doc/kouji/K130212M0010.pdf													

測定指標		目標		目標年度	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠								
【ASEAN・日本社会保障ハイレベル会合】 3 会合の提言に基づき取組みが行われた国の割合		100%(10力国中10力国)		毎年	【測定指標の選定理由】 本事業は、会合において議論した内容を提言としてまとめ、各国への取組みを推進している。会合の成果を各国の政策や施策へ反映させることが期待されていることから、提言に基づき取組みを行った国の割合を指標とする。 【目標・目標年度】 参加国すべての国において取組みが行われることを目指している。また、近年ASEAN諸国における少子高齢化や格差拡大など社会的弱者を取り巻く状況が変わりつつあり、ニーズに併せたよりよい社会保障制度構築を目指すため継続的に事業を実施する必要がある。								
(参考)測定指標		平成20年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度			
技能実習生受入れ企業・団体に対する巡回指導件数(実績／達成水準)		11,170件/10,000件		10,953件/10,000件		11,504件/11,879件		11,280件/10,843件		集計中			
達成手段 (開始年度)		補正後予算額(執行額)		25年度 当初 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要			達成手段 の目標 (25年度)		施策目標達成への寄与の内容		平成25年度行政事 業レビュー事業番号
		23年度	24年度										
(1) 業 (平成15年度)		0.5億円	0.5億円	0.5億円	1.3	①ASEAN諸国から保健・福祉・雇用政策を担当するハイレベル行政官を招聘し第11回ASEAN・日本社会保障ハイレベル会合を開催(平成25年12月予定)として、多くの有益な各国の情報を共有。 ②日本の水道事業者や厚生労働省が持つノウハウを活用して、開発途上国への水道分野の協力量針を検討。また、開発途上国が作成する水道プロジェクト計画に対して、水道分野に関する課題の具体的な解決方法を提示して、より熟度の高い計画となるよう助言・指導を実施。			会合開催事業参加者数:48名 (アンケート評価の平均値(会合参加者へのアンケート調査において「会合が有効だった」とする評価):4以上/5点中)		①保健・福祉・雇用政策に関する各国の知見を共有するASEAN・日本社会保障ハイレベル会合を開催し、当該分野での日本とASEAN諸国との協力関係の発展に寄与し、人材育成に貢献する。 ②水道分野での日本の知見や技術を提供して国際協力を促進し、開発途上国との連携の強化に貢献する。		844
(2) 国際労働機関等協力事業		3,175千円	3,325千円	2,614千円	－	国際労働機関(ILO)を通じ、東南アジア各国における雇用、労働問題の解決を助け、ディーセントワーク(働きがいのある人間らしい仕事)の実現に向け、①アジアにおける社会的保護制度整備支援事業、②ILO-WHO連携のもと実施するASEAN地域の健康確保対策事業、③ASEAN地域の健全な労使関係育成事業、④南アジアにおける「労働者保護の確保された雇用」への移行支援事業、⑤アジア地域における社会セーフティネット構築のための基盤整備等支援事業、⑥日本/ASEAN社会セーフティネット構築支援事業、⑦地球環境の問題に配慮した雇用戦略支援、⑧アジアにおける社会的保護制度整備支援事業などの活動を行うための事務を実施。			プロジェクト(国際労働機関が行うディーセントワーク実現のための各種事業)毎に設定されている計画目標の達成状況		社会セーフティネット構築支援等の協力事業を行うための事務を実施することで、開発途上国、とりわけ東南アジア各国における雇用、労働問題の解決を助けディーセントワーク(働きがいのある人間らしい仕事)を実現する。		845
(3) 技能評価システム移転促進事業		152,351千円	157,097千円	142,743千円	－	開発途上国の業界団体等の技能評価担当者に対して職種ごとに、我が国の技能検定について基準・問題作成等を担当する者への研修及び試験・採点等を担当する者への研修を行うものである。さらに、当該研修修了者が現地で中心となり、トライアル検定を自らの手で実施することを支援することにより、技能検定の実施に係る実務的ノウハウの効果的な移転を図る。			我が国がこれまで国及び民間の双方において培ってきた技能評価システムのノウハウを開発途上国に移転し、日本型の技能評価制度を実態的に定着させ、最終的には国家検定への移行及びアジアの標準を目指すとともに、対象国における技能労働者の社会的・経済的地位の向上に寄与する。		我が国の技能評価システムのノウハウの開発途上国への移転を図り、開発途上国の効果的かつ効率的な人材育成に資する。		846

(4)	アジア太平洋地域人材養成協力事業	86,976千円	79,601千円	76,286千円	—	1 ASEAN事業:ASEAN事務局と連携し、ASEAN統合に向けた職業能力開発分野での官民に対する研修を実施するとともに、ASEAN諸国に対する我が国の職業能力評価基準の提供及び技術会合を通じた職業能力評価基準の作成協力等を実施。 2 APEC事業: APEC域内開発途上国の現地日系企業の研修施設等を活用し、現地の地域住民に対して、基礎的な技術、技能を修得させるための技能研修事業を実施するとともに、APEC域内の政府機関政策担当者の参加を得て、人材養成に関するフォーラムを我が国において開催。	ASEAN、APEC等、アジアにおける国際的な枠組みを活用して当該地域の人材養成分野の協力を実施することにより、開発途上国の職業能力開発分野の底上げを図るとともに、各国の自律的な取組を促進し、貧困削減・持続的成長（人づくり）に資する。	ASEAN、APEC等の枠組みを生かしつつ、協力対象国の能力開発システムの構築・改善、被援助国の卒業促進、官民協力の促進等を図る。	847
(5)	外国人留学生受入事業費	99,354千円	73,919千円	44,217千円	—	我が国で職業訓練指導員を養成する専門的施設の長期課程(4年間、「学士」課程に相当)及び研究課程(2年間、「修士」課程に相当)において留学生を受け入れ、職業訓練指導員として必要な専門科目、指導技法訓練開発施設の運営管理ノウハウに至るまで幅広い分野にわたる技術、技能、知識等を修得させる。なお、本事業は平成23年度入学生を最後に留学生受入を停止しており、平成26年度末をもって廃止される。	国際協力の一環として、開発途上国における工業化の進展等に伴う技能労働者不足に対処するため、職業訓練体制を充実させようとする開発途上国より留学生を受け入れ、職業訓練指導員の養成を行うことにより、当該国の人づくりに貢献する。	職業訓練体制を充実させようとする開発途上国より留学生を受け入れ、職業訓練指導員の養成を行うことによって、開発途上国における工業化の進展等に伴う技能労働者不足に対処するための人づくりに貢献する。	848
(6)	アジア開発途上国雇用労働支援事業費	57,713千円	54,229千円	44,389千円	—	国際的な労使団体の持つネットワークを活用して、現地の労働組合・使用者団体と連携しつつ、アジア地域の貧困地域において、自営業者、零細企業、女性、若年者、児童労働従事者及びその家族などを組織化(互助団体の設立)し、正規の法人に雇われるための最低限の職業能力付与のための訓練などへの活動支援	ネットワーク組織の活動を通じた職業訓練等への参加人数	国際的な労使団体の持つネットワークを活用し、公的サポートの行き届かない人々を組織化し、草の根レベルでの社会セーフティネット支援を実施することで、開発途上国の労使団体の自主的な組織活動の確立に貢献する。	849
(7)	技能実習制度推進事業(平成5年度)	385,489千円 (378,335千円)	388,673千円	379,890千円	2.4	①監理団体・実習実施機関に対する巡回指導、技能実習生に対する母国語電話相談のためのホットラインの設置等の実施 ②技能実習計画の審査、実習実施機関の技能実習指導員に対する講習会 ③地方関係行政機関との連絡協議回等の実施	・技能実習修了認定を受けた技能実習生の割合:90% ・技能実習生受入れ企業・団体に対する巡回指導件数:8,000件	①巡回指導や母国語電話相談を実施することは、技能実習生の労働現場の改善や人権侵害の防止を図り、技能実習生が安心して実務研修を受けることが可能になり、3年間の技能実習期間を満了する技能実習生の割合を向上させることに効果があると見込んでいる。 ②技能実習計画の審査、実習実施機関の技能実習指導員に対する講習会の開催を実施することは、技能実習生が計画的に技能を修得することを助け、実務研修の満足度が高まり、3年間の技能実習期間を満了する技能実習生の割合を向上させることに効果があると見込んでいる。 ③地方関係行政機関との連絡協議会を開催することは、技能実習制度の問題点を把握することにつながり、適正な制度の運用に寄与することで、3年間の技能実習修了期間を満了する技能実習生の割合を向上させることに効果があると見込んでいる。	850
(8)	開発途上国における在職職業訓練指導員の能力向上事業	—	—	20,718千円	—	開発途上国における現職の職業訓練指導員を受け入れ、4か月の日本語教育、専門的訓練施設において1年間、高度で専門的な技能、指導技法、キャリア・コンサルティング技法、職業訓練計画の立案能力等の技能及び知識を付与し、研修生が母国で他の職業訓練指導員を指導するなど、当該国において中核的な役割を果たすことのできる高度で専門的な技能及び知識等を修得させる。	国際協力の一環として、開発途上国における工業化の進展等に伴う技能労働者不足に対処するため、職業訓練体制を充実させようとする開発途上国から在職職業訓練指導員を受け入れ、職業訓練指導員に対する能力向上研修を行うことによって、当該国の人づくりに貢献する。	職業訓練体制を充実させようとする開発途上国から在職職業訓練指導員を受け入れ、職業訓練指導員に対する能力向上研修を行うことによって開発途上国における工業化の進展等に伴う技能労働者不足に対処するための人づくりに貢献する。	新25-062

平成25年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(厚生労働省25 (X I - 1 - 1))

* 厚生労働省では、基本目標＞施策大目標＞施策目標を設定して、政策を実施している。

施策目標名	国立試験研究機関の適正かつ効果的な運営を確保すること」について(施策目標X I－1－1)				担当部局名	大臣官房厚生科学課		作成責任者名	厚生科学課長 宮崎 雅則												
施策の概要	本施策は、次の柱に実施している。 ・国立医薬品食品衛生研究所の適正かつ効果的な運営を確保すること ・国立保健医療科学院の適正かつ効果的な運営を確保すること ・国立社会保障・人口問題研究所の適正かつ効果的な運営を確保すること ・国立感染症研究所の適正かつ効果的な運営を確保すること				政策体系上の位置付け	基本目標X I 国民生活の向上に関わる科学技術の振興を図ること 施策大目標1 国立試験研究機関の適正かつ効果的な運営を確保すること」について															
予算書との関係	本施策は、予算書の以下の項におおむね対応している。 (項)厚生労働本省試験研究所試験研究費 国立医薬品食品衛生研究所の試験研究に必要な経費 [平成25年度予算額: 882百万円] 国立保健医療科学院の養成訓練及び試験研究に必要な経費[平成25年度予算額: 386百万円] 国立社会保障・人口問題研究所の試験研究に必要な経費[平成25年度予算額: 108百万円] 国立感染症研究所の試験研究に必要な経費[平成25年度予算額: 1, 818百万円]				関連施策	－															
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)	○ 国立試験研究機関は、厚生労働省設置法(平成11年法律第97号)により設置された、国立の研究機関である。 (1)国立医薬品食品衛生研究所 ○目的:医薬品・医療機器、食品、食品添加物及び化学物質等について、品質・安全性及び・有効性を正しく評価するための試験・研究・調査を行い、研究成果を広く社会に提供し、国民の福祉の向上に寄与すること。 ○事業:医薬品・医療機器分野、食品分野、安全性・生活関連・情報分野における、品質・有効性・安全性、健康被害の防止等の観点から研究・試験、検査及び評価、分析法の確立、情報提供等 (2)国立保健医療科学院 ○目的:国及び地方公共団体等において保健医療、生活衛生及び社会福祉等の業務に関連する人に対し、専門的な教育を行い、保健医療等の向上及び改善を図ること。これらの調査及び研究を行うこと。 ○事業:保健医療、生活衛生、社会福祉施策を運営するための専門技術等について業務に携わる自治体職員等に対する研修及びこれらに関わる各種政策課題への対応や改善の科学的根拠等を示すための研究等 (3)国立社会保障・人口問題研究所 ○目的:人口研究、社会保障研究はもとより、人口・経済・社会保障の間の関連について調査研究を行い、社会保障に関連する政策の立案、評価に資するとともに、研究成果を広く社会に提供し、国民の福祉の向上に寄与すること。 ○事業:国の社会保障制度をはじめとする各種施策立案の基礎資料として、将来人口推計や社会保障給付費の推移等の公表及び人口・社会保障に関する研究を実施。 (4)国立感染症研究所 ○目的:感染症等の病原及び病因の検索、予防治療方法の研究並びに細菌学的及び生物学的試験検査研究を行い、研究成果等を広く社会に提供し、国民の福祉の向上に寄与すること。 ○事業:感染症等の病原及び病因の検索、予防治療方法の研究並びに細菌学的及び生物学的試験研究、生物学的製剤、抗菌性物質及びその製剤、消毒剤、殺虫剤及び殺鼠剤の生物学的検査等					政策評価実施予定 時期(評価予定表)	<table><tr><td>2 4</td><td>2 5</td><td>2 6</td><td>2 7</td><td>2 8</td></tr><tr><td>モ二</td><td>モ二</td><td>実績</td><td>モ二</td><td>モ二</td></tr></table>					2 4	2 5	2 6	2 7	2 8	モ二	モ二	実績	モ二	モ二
2 4	2 5	2 6	2 7	2 8																	
モ二	モ二	実績	モ二	モ二																	
測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値		最新値	年度	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠												
1 国立医薬品食品衛生研究所における研究課題評価(3年に1度実施) ※総合評価は5点満点で、3点で「良好」の評価	平均3.5点以上	3年間	平均3.5点以上	3年間	3.5点以上	－	4.1点	平成24年度	・外部の専門家による評価については、あらかじめ定められたルールの下で、評価委員会を組織して行っていることから、客観的な評価を集中的かつ効率的に実施することができる。 ・また、国立試験研究機関における研究は、その期間が複数年にわたる研究が数多くあることから、複数年度ごとに評価することが有効である。 ・なお、評価結果の公表は各機関におけるホームページ等において行っているところである。												
2 国立保健医療科学院における研究課題評価(3年に1度実施) ※総合評価は5点満点で、3点で「良好」の評価	平均3.5点以上	3年間	平均3.5点以上	3年間	－	3.5点以上	3.5点	平成22年度													
3 国立社会保障・人口問題研究所における研究課題評価(3年に1度実施) ※総合評価は5点満点で、3点で「良好」の評価	平均3.5点以上	3年間	平均3.5点以上	3年間	3.5点以上	－	4.2点	平成24年度													
4 国立感染症研究所における研究課題評価(3年に1度実施) ※総合評価は5点満点で、3点で「良好」の評価	平均3.5点以上	3年間	平均3.5点以上	3年間	－	3.5点以上	4.3点	平成22年度													

測定指標		目 標		測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠											
—		—		—		—									
		</													

(5)	国立医薬品食品衛生研究所共同利用型高額研究機器整備費	154百万円 (154百万円)	152百万円	152百万円	1	厚生労働省全体の共同利用型機器として、主に化学系の高額分析機器である核磁気共鳴装置、タンデムマス装置、LC/MS/MS装置等、構造決定に有用な最先端機器を整備する。	—	厚生労働行政に必要な行政研究・事業や厚生労働科学研究の遂行に資する化学系の最先端機器を、厚生労働省全体の共同利用型機器として整備し、国における研究の推進に寄与している。	855
(6)	研究情報基盤整備費(研究情報整備費)	17百万円 (16百万円)	17百万円	17百万円	1	国内外の研究機関・行政機関等に対し、①国立衛研の試験研究事業によって生成された試験研究データ、②国立衛研が中心となって、あるいは協力して編集・整理・収集した科学的知識及び研究関連情報、③外部機関から国立衛研に提供された有用情報、等の情報を改ざん防止等の十分なセキュリティ対策を行った上でインターネットを通じて情報提供するとともに、外部の最新の研究情報を入手するため、必要な研究情報基盤の整備を行う。	—	国立医薬品食品衛生研究所において、医薬品、食品及び化学物質に関する安全性情報の根拠となる科学的データや専門家による評価情報をインターネットを通じて国内外の研究機関及び行政機関等と情報共有し、研究情報基盤を整備している。	856
(7)	研究情報基盤整備費(情報を基盤とする化学物質安全性国際協力事業)	15百万円 (11百万円)	14百万円	13百万円	1	行政担当者、企業担当者、研究者及び一般市民に対し、化学物質の安全性に関する質の高い情報を提供する。 ① IPCSの化学物質安全性評価に関する英語文書原案の作成及びそのための情報の収集・調査及び解析・評価を行う。 ② IPCS文書の日本語版作成とホームページ(HP)での提供を行う。 ③ 欧米の主要機関作成の化学物質評価文書の日本語版作成とHPでの提供を行う。 ④ OECDテストガイドラインの日本語版作成とHPでの提供を行う。	ホームページの化学物質関連サイト(ICSC等)への年間アクセス数 約25万件	化学物質の安全管理に資するために、WHOの事業の1つである国際化学物質安全性計画(IPCS)事業に日本の担当機関として、国際化学物質安全性カード(ICSC)をはじめとするIPCS文書作成により国際協力を推進するとともに、欧米の有益な化学物質安全性評価情報を日本語に翻訳し、ホームページを通して広く国民に提供している。	857
(8)	化学物質による緊急の危害対策を支援する知識情報基盤事業費	9百万円(9百万円)	9百万円	8百万円	1	化学物質に起因する緊急危害対応に必要な情報の収集・蓄積・評価を行い、これらの情報を緊急時の化学物質安全性に関わる全ての関係者(医療・公衆衛生関係者、行政担当者、企業担当者)が必要な時に迅速かつ容易に活用できるようホームページで提供する。 ① 有毒物質の毒性、物性、被害事例等に関する国内外の情報の収集・調査を行う。 ② 米国AELG(急性暴露ガイドライン)情報の翻訳・編集・蓄積と効率的な活用法に関する研究を行う。 ③ 毒物劇物取締法データベース等のデータ更新及び管理を行う。	ホームページの毒劇物関連サイトへの年間アクセス数 約10万件	国立医薬品食品衛生研究所において、大規模な化学物質事故や化学物質テロに対応する等のため、有害化学物質のヒト健康影響に関する情報を収集・分析し、効率的な情報発信及び検索システムを構築している。	858
(9)	国立医薬品食品衛生研究所競争的研究事務経費	50百万円 (50百万円)	54百万円	54百万円	1	国立医薬品食品衛生研究所の研究者に交付された競争的研究費について、 ① 研究者個人に代わって、研究機関が経理事務を行う。 ② 研究機関に利益相反委員会を設置し、利害関係が想定される企業との関わりについて適正に管理を行う。	—	国立医薬品食品衛生研究所の研究者に交付された競争的研究費(厚生労働科学研究費補助金及び文部科学省科学研究費補助金等)について、経理事務や利益相反の適正な管理を研究機関が行うことにより、適正な執行及び公的研究である厚生労働科学研究の公正性・信頼性を確保している。	859
(10)	食品の安全性に関する情報の科学的・体系的収集、解析、評価及び提供に係る研究事業費	30百万円 (30百万円)	30百万円	28百万円	1	① 食品の安全性に関わる行政機関、リスク評価機関、地方衛生研究所等の関係者及び一般国民に対し、食品の安全確保のため、食品関連情報の収集・調査・分析を行い関係機関や一般に情報提供する。 ② 食品中の微生物や化学物質に関する国際機関や各国担当機関の最新情報や評価情報、文献情報等を要約した『食品安全情報』の発行により情報提供し、新たに生じた重要課題についても詳細な調査及び分析・評価(随時)を行う。 ③ 日本にも影響を及ぼす可能性のある国際的事業や緊急対応が求められる可能性のある事業に関しては、適宜詳細な調査を行い各関係部局をはじめ、一般にもホームページ等から情報発信を行っている。 ④ 食品添加物及び農薬・動物用医薬品のADIデータベースのデータ更新を行う。以上の情報を「食品の安全性に関する情報」ホームページから一般に情報提供している。	Webページでの情報提供(トップページと「食品安全情報」)へのアクセス数 約30万件	国立医薬品食品衛生研究所において、食品の安全性に関する国際機関や各国機関の最新情報、アラート情報、規制情報、評価情報などの科学的情報を専門家の立場から調査・分析し、厚生労働省担当部局、農林水産省、食品安全委員会等の関係機関や一般に提供している。	860

(11) 医薬品の安全性に関する情報の科学的・体系的収集、解析、評価及び提供に係る研究事業費	28百万円 (28百万円)	27百万円	26百万円	1	厚生労働省医薬品局安全対策課・審査管理課、医薬品医療機器総合機構、国立病院、一般の医師・薬剤師、一般国民に対し。 ①米国FDA、欧州EMA、WHOなどの公的機関や、国際的な主要医学雑誌N Engl J Med, JAMA, Lancetなどから、最新情報を収集、分析、評価し、重要なものについて日本語で隔週、E-mailで情報提供し、ホームページ(HP)にも掲載する。 ②新たに生じた医薬品関連の課題(新型インフルエンザ流行時の抗ウイルス薬の緊急時使用、海外での医薬品のリスク最小化策の先行例など)に関し、海外公的機関の対策について情報提供やHPへの掲載を行う。 ③医薬品安全性の情報検索に有用なデータベースの構築を行う。	ホームページへの年間アクセス件数約50万件	血液製剤によるHIV感染などを教訓とし、国立医薬品食品衛生研究所において、海外の重要な医薬品安全性情報について専門家が収集、分析、評価を行い、厚生労働省等の関連部署及び一般国民に対し、信頼できる最新情報として迅速に分かりやすく提供することにより、健康被害防止や安全性確保に寄与している。	861
(12) 健康安全確保のための研究費	175百万円 (175百万円)	171百万円	110百万円	1	国民生活を取り巻く医薬品、食品、その他生活環境中に存在する化学物質について、その品質、安全性及び有効性を正しく評価するための試験・研究・調査を行う。平成24年度は、以下の研究を実施。 ①高機能性製剤の開発、承認審査の促進のための研究 ②医薬品による重篤な有害事象の発現に関連するバイオマーカーの研究 ③毒性オミクスの大規模高精度データを遅滞なく行政・国民へ還元・有効利用するための整備研究 ④健康食品等による健康被害防止に必要な標準物質(標品)の整備と分析に関する研究 ⑤国際的動向に対応する新規安全性試験法およびその評価手法の開発 ⑥ナノマテリアルの潜在的慢性健康影響の評価手法確立に関する研究 ⑦食品中のウイルスの高感度迅速試験法およびマネジメント手法の標準化に関する研究 ⑧新世代ポストゲノム創薬による革新的医薬品の品質安全性評価技術の構築 ⑨遺伝毒性試験・発がん性試験を統合する包括的試験法の開発に関する基盤的研究	—	国立医薬品食品衛生研究所において、国民生活を取り巻く医薬品、食品、その他生活環境中に存在する化学物質について、その品質、安全性及び有効性を正しく評価するための試験・研究・調査を行うことにより、健康に対する被害を防止し、国民生活の安全を確保に寄与している。	862
(13) 短期研修経費	26百万円 (22百万円)	24百万円	21百万円	2	保健医療、生活衛生及びこれらに関連する社会福祉の分野の関係業務に従事している者に対して、地域医療連携マネジメント研修、水道工学研修、ウイルス研修、児童虐待防止研修など30コースで各分野の最新の知識、技術等の研修を実施する。(平成24年度)	研修受講者に対する 有益度の調査 90% 研修派遣元に対する 有益度の調査 90%	自治体職員等への養成及び訓練を行う事により、保健医療、生活衛生及び社会福祉等事業の改善に寄与し、国立保健医療科学院の目的が達せられる。	863
(14) 専門・研究課程教育費	74百万円 (69百万円)	67百万円	46百万円	2	1. 研究課程 自立して研究活動を行うに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養う。修業期限3年間で実施 2. 専門課程 広い視野に立って、精深な学識及び技能を授け、専門性を要する職業等に必要な高度の能力を養う。保健福祉行政管理分野、地域保健福祉分野、医療管理分野、生物統計分野、国際保健分野、地域保健福祉専攻科、生活衛生環境専攻科、健康危機管理専攻科など11分野で修業期限3月～3年で実施。	研修受講者に対する 有益度の調査 90% 研修派遣元に対する 有益度の調査 90%	自治体職員等への養成及び訓練を行う事により、保健医療、生活衛生及び社会福祉等事業の改善に寄与し、国立保健医療科学院の目的が達せられる。	864
(15) 国立保健医療科学院共通経費	54百万円 (54百万円)	56百万円	55百万円	2	科学院における養成訓練及び試験研究に必要な消耗品、複写機保守等	—	経費の適正な執行に努めることで、国立保健医療科学院の効率的な運営に資する。	865
(16) 国立保健医療科学院競争的研究事務経費	57百万円 (57百万円)	61百万円	58百万円	2	厚生労働科学研究費補助金、科学研究費補助金、各種助成金で行う研究の機関経理を行う。	—	厚生労働科学研究費補助金等の適正な事務を行うことで、国立保健医療科学院の効率的な運営に資する。	866

(17) 国立保健医療科学院運営経費	5百万円(5百万円)	5百万円	5百万円	2	①研究調査の実施 ②年報作成 ③研究倫理審査委員会を開催 ④特殊施設(機器分析室)の管理運営を行う。	—	経費の適正な執行に努めることで、国立保健医療科学院の効率的な運営に資する。	867
(18) 研究研修棟施設管理等事務経費	141百万円(142百万円)	141百万円	130百万円	2	清掃業務、設備運転保守業務、特定機器保守業務の契約を行う。	—	庁舎の適正な維持管理に努めることで、国立保健医療科学院の効率的な運営に資する。	868
(19) 国立保健医療科学院基盤的研究費	11百万円(10百万円)	11百万円	11百万円	2	保健医療福祉サービスに関する ・健康危機管理研究のあり方に関する基盤的研究 ・少子・高齢化社会に対応した健康確保に関する基盤的研究 ・生活環境に関する安全・安心の確保に向けた基盤的研究等に関する基礎的・基盤的研究を行う。	—	保健医療福祉サービスに関する基盤的研究を行い研修に反映させることにより国立保健医療科学院の目的が達せられる。	869
(20) 電子図書館事業費	22百万円(20百万円)	20百万円	15百万円	2	①厚生労働科学研究成果データベースシステムを開発し、研究成果のデータベース化を行う。 ②厚生労働科学研究成果(研究概要及び研究報告書本文)を迅速に公開する。 ③公衆衛生分野の関連資料(古典的な資料、基礎的な統計資料等)の電子化と公開を行う。 ④府省共通研究開発管理システム(e-Rad)との連携により研究登録情報等の一元的な管理を行う。	閲覧システムの年間アクセス件数 300,000件	厚生労働科学研究成果データベースシステムにより、厚生労働施策に関する科学的根拠等を公開し情報の共有を図ることは、研究事業を日常的に支えるとともに保健医療の現場等へ最新の情報を提供することにより国立保健医療科学院の目的が達せられる。	870
(21) 臨床研究登録情報の検索ポータルサイト運営事業	17百万円(17百万円)	17百万円	17百万円	2	保健医療科学院のwebsiteに「臨床研究登録情報の検索ポータルサイト」を設け、国内・外の登録センターに登録されている臨床研究情報の検索と、臨床試験に関する普及啓発を目的としたシステムの開発・運営をする。また、本ポータルサイトも含め国内の登録センターとのネットワークグループがWHO Primary Registerとして指定を受けたことから、世界的見地からみても引けをとることなく日本から海外に向けて情報発信していくためには、一定数の登録された研究を無作為に抽出し、その登録情報の正確性をチェックする業務を行う。	検索・普及啓発画面の延べアクセス数 177,788	臨床研究登録情報の検索ポータルサイトにより、臨床試験に関する情報を公開し情報の共有を図ることは、治験環境を日常的に支えるとともに保健医療の現場等へ最新の情報を提供することにより国立保健医療科学院の目的が達せられる。	871
(22) 国立社会保障・人口問題研究所運営経費	23百万円(27百万円)	23百万円	23百万円	3	優れた研究成果を創出し、それを次の段階の研究に反映するための研究評価を実施するとともに、機関誌等の刊行により研究成果を広く社会に提供するとともに、組織運営の適正化を図るため評議員会を開催している。	—	機関誌等は広く国民の政策的な関心に応える最新情報を提供し、多くの人に活用されており、研究成果を広く社会に提供し、国民の福祉の向上に寄与するという国立社会保障・人口問題研究所の目的に合致している。	872
(23) 国立社会保障・人口問題研究所基盤的研究費	16百万円(15百万円)	16百万円	7百万円	3	社会保障・人口問題全般における基礎資料やデータベースの整備等を実施する。	—	国立社会保障・人口問題研究所で実施している各種研究調査の土台としての役割を担っており、これらの研究調査の質の向上に貢献している。	873

(24) 研究調査経費(社会保障・人口問題基本調査)	38百万円 (23百万円)	38百万円	29百万円	3	調査地区から層化無作為抽出した地区における世帯及び世帯員を調査の客体とし、地方公共団体において任命された調査員が世帯を訪問し、調査を行い、その調査結果を国において集計し、詳細な分析を実施する。	調査地区数 300	当研究所が5つのテーマを定め、ローテーションで毎年実施している実地調査であり、この調査で得られる社会保障及び人口問題のデータは広く社会に提供され、また活用されていることから、国立社会保障・人口問題研究所の目的に合致する。	874
(25) 研究調査経費(社会保障・人口問題基本調査による分析モデル開発)	3百万円(1百万円)	3百万円	3百万円	3	社会保障・人口問題基本調査で得た調査結果の要因分析を行うための分析モデルを開発する。	—	(23)の調査について、さらに一歩踏み込んだ分析を行うことで、調査結果の充実に寄与している。	875
(26) 研究調査経費(社会保障・人口問題基本調査の事後事例調査)	2百万円(2百万円)	2百万円	2百万円	3	調査地区の調査協力機関、調査員及び調査対象者に対して、研究所研究員が現地に出向き聞き取り調査を実施し、その結果を踏まえた分析を実施する。	—	(25)の調査について、さらに一歩踏み込んだ事後調査を行うことで、調査結果の充実に寄与している。	876
(27) 社会保障情報・調査研究費	3百万円(3百万円)	3百万円	3百万円	3	①OECD基準に沿った社会支出総額及びGDP(国内総生産)に対する比率、政策分野別にみたデータなどの集計及び国際比較 ②ILO基準に沿った社会保障給付費総額や機能別(高齢、障害、保健医療などの区分)、制度別(年金、医療、介護などの制度区分)にみたデータ、及び財源データの集計 ③過去からの社会支出及び社会保障給付費等に関する時系列データの整備	—	本事業の成果である社会保障費用統計は、統計法上の基幹統計として国際比較分析等において特に重要な公的統計と位置付けられるとともに、社会保障給付と社会保障負担に関する制度改正への国民の理解並びに合意形成の基礎資料となるものであり、社会保障制度の安定と発展に寄与し、ひいては国民の福祉に貢献している。	877
(28) 研究成果の普及等に要する経費	4百万円(4百万円)	4百万円	4百万円	3	厚生政策セミナーの開催及び研究成果の公表に関する事業等を実施する。	ホームページに対する年間アクセス数 約80万	厚生政策セミナーを展開することで、国内外の一流の研究者を招き、広く学界及び行政担当者に門戸を開いて交流を図ったり、研究成果や事業内容等を公開することは、研究成果を広く社会に提供するという、国立社会保障・人口問題研究所の目的に合致する。	878
(29) 国立感染症研究所共通経費	140百万円 (140百万円)	130百万円	127百万円	4	当所研究業務全般に必要な備品、消耗品等の購入費用、印刷製本費、通信運搬費、非常勤職員給与等。	—	研究業務等に必要な備品、消耗品等を適正かつ効率的に購入等を行うことにより、国立感染症研究所を円滑に運営し、研究業務等を遂行している。	879
(30) 国立感染症研究所運営経費	102百万円 (102百万円)	104百万円	98百万円	4	国立感染症研究所の業務として血清情報管理室の運営、ハンセン病に関するレファレンス等を行う。	—	・血清情報管理室が保有する血清の保存管理を適切に行うことで、国立感染症研究所における各種感染症研究・調査を円滑に実施している。 ・ハンセン病に関するレファレンス業務では、我が国唯一のハンセン病専門の研究機関として、一般医療機関でのハンセン病の診断や治療、鑑別診断を支援することでハンセン病治療の充実と知識の普及に貢献することが出来る。	880

(31) 国立感染症研究所基盤的研究費	170百万円 (170百万円)	151百万円	141百万円	4	当事業では、病原体等を取り扱う上での安全管理の研究、実験動物の微生物モニタリング、生物学的製剤、抗生物質等の安全管理に関する研究、感染症に関する検査システムを確保するために必要な研究、感染症に関わる基礎研究等多岐に亘る研究を行い、技術的な根拠のある感染症対策を可能としている。	—	研究業務を遂行する上で必須である科学的基盤を維持するための研究を実施しており、その成果は、感染症の応用研究や競争的研究開発の基礎となっている。	881
(32) 生物安全対策費	42百万円 (42百万円)	40百万円	35百万円	4	研究者等の病原体からの保護、外部への漏出防止等のために対処した高度封じ込め実験施設の特性をもった施設を維持するために、常時機能が十分発揮できる状態に維持する。	—	研究者等を病原体から保護し、また、病原体の外部への漏出を防ぐための高度封じ込め実験施設を維持管理することで、研究業務等の安全かつ円滑な実施につながる。	882
(33) 国立感染症研究所施設管理事務経費	425百万円 (425百万円)	409百万円	401百万円	4	国立感染症研究所村山庁舎の施設管理維持、定期点検整備を行う。	—	国立感染症研究所村山庁舎における電気設備、機械設備及び給排水衛生設備等について正常な運転を維持管理することにより、研究業務等の円滑な実施につながる。	883
(34) エイズ研究センター経費	41百万円 (41百万円)	38百万円	22百万円	4	HIV感染診断基盤システムの整備・確立(診断困難例の精査試験、標準ウイルス株整備による診断精度の高度化および検査技術の普及・向上・精度管理)、生検・剖検例の病理検査(診断困難症例に対し病理学的見地からの診断・予防・治療の支援)、HIV感染の分子遺伝学的研究(HIV感染・発症機序の解明に基づく新規のワクチン・治療技術の開発)、エイズのウイルス感染診断検査技術講習(10~12カ国を対象とするHIV感染診断技術および疫学手法に関する講習)等を行っている。	—	HIV感染症克服に向けての基礎応用研究、特にHIV感染診断基盤システムの整備、エイズワクチンの開発、国内薬剤耐性ウイルスの発生動向把握を行っている。	884
(35) 戸山庁舎関係経費	443百万円 (443百万円)	439百万円	425百万円	4	国立感染症研究所戸山庁舎の施設設備を適切な状態に維持管理するための保守・点検等の業務委託及び光熱水料	—	国立感染症研究所戸山庁舎における大型特殊実験施設を適切に維持管理することにより、研究業務等の円滑な実施につながる。	885
(36) 国立感染症研究所共同利用型高額研究機器整備費	79百万円 (79百万円)	79百万円	77百万円	4	国立感染症研究所の共同利用型高額機器として、細胞自動分析分離装置及び超高分解能操作電子顕微鏡を整備。	—	国立感染症研究所の事業やその他の大学、研究機関との研究にも利用可能な高額研究機器を整備し、共同利用することで、実験の効率化と科学技術推進につながる。	886
(37) ハンセン病研究センター経費	161百万円 (161百万円)	159百万円	152百万円	4	(1)ハンセン病研究センターの研究棟、管理棟、動物棟の管理運営及びP3新研究実験等運営費 (2)ハンセン病の薬剤耐性菌に関する調査研究 (3)ハンセン病国際協力推進事業(ハンセン病濃厚地域に人材を派遣し流行地技術移転)	—	ハンセン病研究センターにおける研究棟を適切に維持管理することにより、研究業務等の円滑な実施につながる。	887

(38) 感染症情報センター経費	41百万円 (41百万円)	45百万円	38百万円	4	(1)サーベイランス(感染症監視)事業 1. 感染症発生動向調査システム運用と週報編集発行 2. 病原体検出情報システム運用と病原微生物検出情報編集発行 (2) 感染症予防治療情報システム事業 感染症にかかる予防治療情報等のwebによる発信	患者報告件数 全数30,000 定点500,000 病原体報告件数 個票20,000 月報5,000 WEBページアクセス 数 5,000万頁	感染症法に基づく感染症発生動向調査における中央感染症情報センターとして、さまざまな感染症情報の収集、分析及び公表を行い、広く国民一般にも感染症の知識普及と予防啓発している。	888
(39) 感染症危機管理人材養成事業費	13百万円 (13百万円)	12百万円	9百万円	4	実施疫学調査専門家(FE)の養成: 米国CDCや世界保健機関(WHO)との協力のもと、国立感染症研究所内に世界標準となる2年間の実地疫学専門家養成コース(FETP)を設置し、On-the-job(実務研修)によるFEの育成を行う。疾病アウトブレイクへの直接対応を通して、健康危機管理対応を実践しつつ、知識・技術・実務の総合技能の修熟を図る。データの収集・分析・還元技能修得のため、感染症サーベイランスのデータ分析還元や疫学研究の立案と実施を、また、国際的な感染症危機管理技能修得のため、WHO西太平洋地域事務局での実務研修も行う。さらに、地方自治体における人材育成に寄与するため、自治体等の感染症対策関係者への講習等を行う。	研修終了者数 若干名	感染症疫学調査の専門家を養成し、国と地方が連携して積極的に疫学調査を実施することにより、健康危機管理体制の確立と強化につながる。	889
(40) 国立感染症研究所競争的研究事務経費	35百万円 (35百万円)	35百万円	29百万円	4	1研究あたりの研究費の増大に伴う研究者個人による研究費管理の増大から、競争的研究資金に係る経理について機関経理を行うとともに、補助員に係る機関雇用を行う。また公的研究である厚生労働科学研究の公正性、信頼性を確保するため、利害関係が想定される企業等との関わり(利益相反)についてその管理に必要な利益相反委員会を運営する。	—	競争的研究費の機関経理業務を行うことで、公的研究費の公正性、信頼性を確保することができる。	890
(41) 生物学的製剤の安全性情報収集、解析、評価に係る研究事業費	64百万円 (64百万円)	58百万円	54百万円	4	(1)生物学的製剤に起因する感染症に関するインターネット上の科学・疫学情報を学術会議、論文、感染症対策機関からの出版物や発表から系統的・持続的・高感度のシステムで収集し、(2)ページアン公式を使用した先進的言語学的フィルターと情報処理アルゴリズムによる初期解析後登録。(3)事務局が情報内容に基づき二次スクリーニングし、既存の感染症サーベイランスや病原体専門部門からの情報を付加し、登録済み情報を分類。(4)感染研の各病原体専門家がシステム上の登録情報を専門的視点で独自に随時評価し、(5)毎月および随時所内の評価委員会で情報の重要性和影響をリスク評価し、(6)健康危険情報を評価結果および科学的エビデンスをつけ厚生労働省担当部局に報告。	—	国内外の生物学的製剤に起因する感染症に関する科学・疫学情報を収集、リスク評価し、厚生労働省担当部局と共有することにより、速やかな行政対応につなげ、対応遅れによる被害を防止し、国の責務として国民に安全な生物製剤を提供している。	891
特別研究費(将来人口推計のための調査分析ならびにシステム開発事業)	6百万円(9百万円)	6百万円	6百万円	3	将来人口推計、将来世帯推計の効率化と精度改善、説明力の向上を図るために必要なシステム開発し、各種施策、将来計画等の信頼性向上に寄与し、年金財政計画等の各種施策立案に的確な基礎数値を与える。	—	本事業により、各種将来推計の精度向上ならびに活用促進が図られ、社会保障政策の立案過程に貢献しているといえる。	892
(43) 医療・福祉サービス研究	5百万円(5百万円)	7百万円	6百万円	2	有効な介護予防のための保健事業の開発、実施、評価支援に関する調査研究、エビデンスに基づく医療計画策定に関する調査研究、医療機関における新たな概念と手法を用いたマネジメント教育に関する研究及び保健医療福祉サービスに関する調査研究を行う。	—	医療・福祉サービス分野に関する調査研究を行い研修等に反映させることにより、国立保健医療科学院の目的が達せられる。	893

(44) 生活環境研究	6百万円(6百万円)	9百万円	9百万円	2	当院で保有する浄水処理実験プラントおよび関連の実験装置等を活用し、水道原水の変動や原水汚染に対応する処理技術の評価及び、浄水施設の運転管理手法の最適化に関する研究、高度浄水処理の実用化及び既存の浄水処理技術の性能向上に関する研究を行う。これらの成果を原水水質に対応する処理システムとしてその性能、運転管理方法等について整理する。また、水道水の放射性物質の検査実施地域、対象項目、採水場所、検査頻度、精度管理等を検討し、モニタリング手法を検証する。さらに、JICA専門家等として関わってきた水道、水の衛生分野における国際協力や、WHO(国際保健機関)研究協力センターとしての活動などに関連して、調査研究事業を実施し、水分野の国際協力の一層の推進を図る。	持続可能な浄水処理技術評価研究事業の設定テーマ数 1 水道水中の放射性物質の低減方策に関する調査研究及び教育訓練事業の設定テーマ数 1 水・衛生分野の国際協力手法に関する調査研究事業での情報提供数 3	生活環境分野に関する調査研究を行い研修等に反映させることにより、科学院の目的が達せられる。	894
(45) 人口問題プロジェクト研究費(わが国の長寿化の要因と社会・経済に与える影響に関する人口学的研究)	2百万円(2百万円)	2百万円	2百万円	3	主に「日本版死亡データベース(JMD)の構築」、「人口学方法論からの分析」、「学際的アプローチによる実体分析」の3つのパートに分けて研究が進められる予定である。「日本版死亡データベース(JMD)の構築」では、データベースの企画・開発・公開を、「人口学方法論からの分析」では、長寿化に関する人口学的分析、健康生命表分析・健康状態変化のモデリング、高齢者人口推計の感度分析など死亡が人口変動に及ぼす影響評価分析を、「学際的アプローチによる実体分析」では、医学・生物学的視点から見た長寿化分析、社会・経済面からの長寿化・健康分析、長寿化が社会・経済に及ぼす影響について研究を行うこととしている。	—	日本版死亡データベースの構築や、わが国の長寿化に関する多角的なアプローチに基づく新たな知見を含む研究成果の蓄積が行われ、将来人口推計の死亡仮定の精緻化に寄与する効果が得られる。また、データベースを活用した平均寿命伸長の年齢・死因別の寄与や地域差分分析、またその応用としての高齢者人口推計の感度分析、及び健康生命表分析に基づく健康度の変化を反映する健康状態別人口モデルは、今後の医療・福祉の需要面を検討するための基礎資料としての活用が可能となる。	895
(46) 社会保障プロジェクト研究費(社会サービスにおけるナショナルミニマムの在り方に関する研究)	5百万円(3百万円)	4百万円	4百万円	3	①社会サービスのミクロ(個人)分析 ②自治体調査 ③社会サービスにおける実現可能なナショナルミニマムのための政策提言	—	本研究によって、従来の研究で把握されてこなかった社会サービスにおける格差や貧困(低水準)について、ミクロ、マクロ・データによる格差の実態把握を踏まえた幅広いエビデンスを提供することができる。これにより、地域の独自性を生かしながら、ナショナルミニマムをすべての国民に保障することのできる今後の社会保障の姿を提示して、政策形成はもとより国民生活の向上に資することができる。	896
(47) 新興・再興呼吸器感染症への対策事業費	14百万円(14百万円)	13百万円	6百万円	4	2000年以降に新たに発見された、あるいは、地域的アウトブレイクが顕在化した重篤な呼吸器感染症である、ガッツィ型クリプトコックス、ヒトメタニューモウイルス、NL63ヒトコロナウイルス、ヒトボカウイルス等のウイルスによる呼吸器感染症を対象として以下を実施する。 (1)平成24年度までに迅速診断法を開発し、その有効性を平成25年度までに評価する。 (2)上記診断法を使用し、平成26年度までに発生動向を調査し、ワクチンや治療法開発の研究を開始する。 (3)平成27年までに地衛研等により上記診断法を普及させる。 (4)公衆衛生学的に問題が顕在化した呼吸器感染症が流行すれば、これを優先し、迅速に診断系を構築し地衛研に普及させる。	—	国民の生命を脅かすような新興呼吸器感染症に対応するため、迅速診断法の開発や予防・治療法の開発、地方衛生研究所へ情報提供、技術支援を行っている。	897
(48) ロタウイルスワクチン検定及び品質管理に関する基礎研究	19百万円(19百万円)	18百万円	5百万円	4	平成23年度ロタウイルスワクチン(単価ワクチンのロタリックス、5価ワクチンのロタテック)の承認、接種開始に対応して、安全性管理、並びに品質管理を国家検定業務にて行う必要がある。本ワクチンは、弱毒化生ワクチンであり、接種後に被接種者体内で増殖することでロタウイルスに対する総合的な免疫を誘導し、重篤な症状の出現を防止する。しかし、その作用機序は明らかにされておらず、ロタウイルスの弱毒化に関する分子基盤も得られていない。本事業では、ワクチンの品質管理手法の構築、並びに、ロタウイルスの病原性発現機構、ワクチンの作用機序を研究し、品質管理に役立てるとともに、ワクチン由来ロタウイルス感染症の出現の予防を行う。	承認前検査を完了させ検定方法の確立	ウイルスの病原性、免疫誘導などに関する基礎的研究、流行の疫学研究を行うことで、生ワクチンの品質と安全性を確保する検定・検査方法の確立につながる。	898

(49)	ロタウイルスワクチン検定及び品質管理に関する基礎研究	—	10百万円	8百万円	4	動物における感染症ダイナミクスを事前把握するために、まず既知病原体をモデルに各種動物、土壌・水系など環境や動物由来食品の検査手法の確立・検証を国内外機関との共同研究を含め実施する。そして今後の新たな動物由来感染症が未知病原体であることも想定し、優先的に考慮すべき疾病の評価、国内動物・環境における実態調査をもとに、想定される未知病原体の検出法を開発する。これらの検出法を用い、実際に国内の既知病原体浸潤状況を把握するとともに、未知病原体の検出に繋がるモニタリング・サーベイランス手法を種々の動物を対象として確立する。加えて、病原体が宿主域を超えて新たな動物へ感染・伝播する機構の分子基盤に関する研究を実施する。	—		ヒトの感染症の多くが動物由来感染症であることから、その対策には動物での感染症のダイナミクスを事前に把握する必要があり、新たな動物由来感染症への対応に向けた研究は、新興感染症の発生に向けた危機管理につながる。	899
(50)	地域コミュニティに着目した社会保障政策の効果に関するモデル分析事業	—	5百万円	5百万円	3	①地域・地方圏ごとの社会保障ニーズの相違など地域コミュニティに着目した社会保障ニーズの実態把握 ②地域・地方圏の産業・雇用構造をモデル化した地域産業連関モデルと連動した社会保障地域計量モデルの開発 ③地域特性を数値化した地理情報(GIS)や地域的集積の経済分析等、地域指向の研究を社会保障の効果分析に応用する方法の検討 ④先進諸国各国の社会保障における国と地方政府と地域コミュニティ(NPO等)との相互関係についての国際比較 ⑤社会保障地域計量モデルを用いた社会保障給付と費用に関する政策効果のシミュレーション研究、地域・地方圏間の比較分析	—		地域モデルによる地域ごとの社会保障の効果分析と地域モデルの地域間を通じた連携分析を行うことにより、宅老所兼託児所や高齢者の地域交流事業等における地域での雇用確保、介護付き高齢者専用住宅における雇用確保等について、地域から全国への波及効果・費用対効果(新成長戦略で期待されている社会保障のマクロ的経済効果)の測定が可能となる。	901
(51)	人口構造・世帯構造の変化に伴う新たなニーズに対する社会保障政策の効果測定に関する理論的・実証的研究	—	6百万円	6百万円	3	①単身世帯の増加や人々の無縁化等に起因する人口・世帯構造の変化とそれに伴う新たなニーズの実態把握 ②震災等の外的なショックやこれに伴う世帯構造の急変がもたらすリスクが及ぼす新たなニーズの実態把握 ③人口構造・世帯構造の変化に伴う多様な社会的・経済的リスクの特徴と家計に及ぼす影響の実証分析とに基づく、リスクの類型化 ④社会的・経済的リスクの類型ごとに対応する先進諸国の社会保障政策の動向調査と我が国に適した社会保障政策の選択肢の研究 ⑤人口構造・世帯構造の変化に伴うリスクと新たなニーズに対する社会保障政策の効果測定と政策選択肢間の比較研究	—		今後必要となる社会保障政策の選択肢(例えば、単身世帯比率の増加を背景とした、在宅中心・家族補完型の介護保険システムの多様化、疾病構造の変化に対応するための予防事業の強化等)を明らかにすることができる。また、新たなニーズに対応する社会保障政策の選択肢ごとの効果測定は、効率的な社会資源の配分の在り方を指し示すことになり、今後の社会保障政策の財政と経済とのバランス、及び税制と一体的に社会保障政策を改革していく選択肢の検討に資することができる。	902
(52)	政策形成に携わる職員の資質向上支援事業	—	1百万円	1百万円	3	外部講師(外国人研究者含む)による研究会等	研究講演会の実施		講演会による意見交換等を通じ、よりの確に社会保障・人口問題分野の政策課題を把握した研究が実践できる体制を構築することで、最終的に国民の福祉の向上に寄与しているといえる。	903
(53)	バイオリソース保管維持	—	2百万円	1百万円	4	国立感染症研究所にて管理している感染症対策に重要な菌株、血清等について、災害(首都圏直下地震)の可能性を考慮し、首都圏以外の保管場所を設け、その場所において適切な管理を行う。	—		国立感染症研究所が保有する菌株・血清等は、国の感染症対策において国立感染症研究所でしか保管していない重要なものが多くあり、災害時等に備えてこれらを分散保管することにより、災害時等における感染症発生等に対応可能な体制を維持することになる。	904

平成25年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(厚生労働省25(X I -2-1))

*厚生労働省では、基本目標＞施策大目標＞施策目標を設定して、政策を実施している。

施策目標名	厚生労働科学研究事業の適正かつ効果的な実施を確保すること(施策目標ⅩⅠ－Ⅱ－Ⅰ)				担当部局名		大臣官房厚生科学課		作成責任者名		厚生科学課長 宮崎 雅則														
施策の概要	本施策は、研究評価体制を整備するために実施している。				政策体系上の位置付け		基本目標ⅩⅠ 国民生活の向上に関わる科学技術の振興を図ること 施策第目標2 研究を支援する体制を整備すること																		
予算書との関係	本施策は、予算書の以下の項に対応している。 (項)厚生労働科学研究費：厚生労働科学研究に必要な経費〔平成25年度予算額：44,089百万円〕 (項)独立行政法人国立健康・栄養研究所運営費：独立行政法人国立健康・栄養研究所運営費交付金に必要な経費〔平成25年度予算額：659百万円〕 (項)独立行政法人医薬基盤研究所運営費：独立行政法人医薬基盤研究所運営交付金に必要な経費〔平成25年度予算額：6,897百万円〕 (項)独立行政法人医薬基盤研究所施設整備費：独立行政法人医薬基盤研究所施設整備に必要な経費〔平成25年度予算額：1,483百万円〕				関連施策		-																		
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)	厚生労働科学研究では、厚生労働行政施策の適切妥当な科学的根拠の形成に資する幅広い研究を実施しているところである。近年は特に、健康安心の推進、健康安全の確保及び先端医療の実現に資する研究を推進しており、具体的な事例として、がんの革新的予防・診断・治療法の開発に関する研究や、生活習慣病対策、難病対策、肝炎対策等の推進に関する研究を実施しているところである。したがって、厚生労働省が実施する重要な施策の展開のため、厚生労働科学研究の適切かつ効率的な実施を確保することが必要となっている。								政策評価実施予定 時期(評価予定表)		<table><tr><td>24</td><td>25</td><td>26</td><td>27</td><td>28</td></tr><tr><td>モニ</td><td>モニ</td><td>モニ</td><td>モニ</td><td>実績</td></tr></table>					24	25	26	27	28	モニ	モニ	モニ	モニ	実績
24	25	26	27	28																					
モニ	モニ	モニ	モニ	実績																					
測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値		最新値	年度	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠																
1 研究評価委員会の開催件数	研究事業 毎に年1回 以上	毎年度	研究事業 毎に年1回 以上	毎年度	研究事業 毎に年1回 以上	研究事業 毎に年1回 以上	研究事業毎 に年1回	平成24年度	・研究評価には、研究開発課題の採択に関する事前評価、研究の進捗を評価する中間評価、研究が適切に行われたか等を評価する事後評価がある。 ・各研究事業の評価委員会においては、各分野の委員(学識経験者等)が最新の知見に照らして評価を行い、その結果に基づいて研究費が配分されている。また、中間評価では当初の計画通り研究が振興しているか否か到達度評価を実施しており、必要な場合は研究計画の変更・中止が定されるため、研究費の効率的な運用に寄与している。 ・年1回以上評価委員会が開催され適切な評価が行われることにより、各研究事業の適切かつ効率的な実施が図られていると評価できる。																
測定指標	目標			目標年度	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠																				
-	-			-	-																				
(参考)測定指標	平成20年度		平成21年度	平成22年度		平成23年度		平成24年度																	
-	-		-	-		-		-																	

達成手段 (開始年度)	補正後予算額(執行額)		25年度 当初 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要	達成手段 の目標 (25年度)	施策目標達成への寄与の内容	平成25年度行政事業 レビュー事業番号
	23年度	24年度						
(1) 研究評価推進事業費	57百万円 (45百万円)	53百万円	53百万円	1	各研究事業毎に評価委員会を設置し、研究開発課題の採択に関する事前評価、研究の進捗を評価する中間評価、研究が適切に行われたか等を評価する事後評価を実施する等、厚生労働科学研究日補助金の各研究事業が適切かつ効果的に実施されるための事業を実施している。	研究事業毎に年1回以上	・研究評価には、研究開発課題の採択に関する事前評価、研究の進捗を評価する中間評価、研究が適切に行われたか等を評価する事後評価がある。 ・各研究事業の評価委員会においては、各分野の委員(学識経験者等)が最新の知見に照らして評価を行い、その結果に基づいて研究費が配分されている。また、中間評価では当初の計画通り研究が進行しているか否か到達度評価を実施しており、必要な場合は研究計画の変更・中止が決定されるため、研究費の効率的な運用に寄与している。 ・年1回以上評価委員会が開催され適切な評価が行われることにより、各研究事業の適切かつ効率的な実施が図られると見込んでいる。	905
(2) 厚生労働科学研究費補助金	43,828百万円 (43,619百万円)	44,036百万円	44,036百万円	1	厚生労働行政の中でも社会的要請の強い諸問題に関する研究を実施するため、国内の試験研究機関や大学等に所属する研究者に対して、当該研究に必要な経費の補助を行っている。なお、研究課題の採択は、原則として公募で行い、専門家による評価結果に基づき、研究課題の採択の可否を決定している。	—	・厚生労働行政の中でも社会的要請の強い諸問題に関する研究を実施するため、国内の試験研究機関や大学等に所属する研究者に対して、当該研究に必要な経費の補助を行っているが、研究課題を採択する際には、原則として公募で行い、各研究事業の評価委員会において各分野の委員(学識経験者等)が最新の知見に照らして評価を行っている。その評価結果に基づき、研究課題の採択の可否を決定しているため、厚生労働科学研究の適切かつ効率的な実施に寄与している。 ・中間評価においても、学識経験者等による、研究の進捗状況についての評価を実施しており、必要な場合は研究計画の変更・中止が決定されるため、厚生労働科学研究の効率的な運用に寄与している。	906
(3) 独立行政法人国立健康・栄養研究所運営費交付金	691百万円 (691百万円)	667百万円	659百万円	—	国民の栄養、健康の保持・増進及び食生活に関する調査研究、また健康増進法に基づく国民健康・栄養調査の集計、特別用途食品の許可・承認に必要な試験及び収去された食品の試験などを実施している。	—	①生活習慣病予防のための運動と食事の併用効果に関する研究、②食生活の多様化と健康への影響並びに食生活の改善施策に関する栄養疫学的研究、及び③「健康食品」を対象とした食品成分の有効性評価及び健康影響評価に関する調査研究や健康食品に関する情報発信と小児から高齢者までの生涯にわたる食育研究もを行っている。また、健康増進法に基づく業務として、国民健康・栄養調査の集計・解析並びに特別用途食品の許可試験及び収去試験を実施しており、栄養、運動、健康食品等に関する科学的知見を提供し、生活習慣病予防対策、国民の健康づくり等をとおして、国民の公衆衛生の向上及び増進に貢献している。	907
(4) 独立行政法人医薬基盤研究所運営費交付金	7,998百万円 (7,998百万円)	7,335百万円	6,897百万円	—	研究開発独立行政法人として、国の政策課題の解決に向けて組織的に研究開発に取り組むこととしており、より有効で安全な医薬品、医療機器の開発を支援する法人として、 ①医薬品等の基盤的技術研究 ②難病・疾患資源研究 ③医薬品等の研究開発振興 の3つの事業を行い、民間企業、大学等における新たな医薬品・医療機器の開発を目指した研究開発を支援している。	—	内部委員会による研究事業の評価、外部委員会による評価が行われ、その結果に基づいて研究費が配分されている。また、運営評議会、独法評価委員会等が開催され適切な評価が行われることにより、各研究事業の適切かつ効率的な実施が図られ、民間企業、大学等における新たな医薬品・医療機器の開発を目指した研究開発の支援に寄与している。	908
(5) 独立行政法人医薬基盤研究所施設整備費補助金(生物資源研究)	889百万円 (889百万円)	1,483百万円	1,483百万円	—	霊長類医科学研究センターの老朽化した施設の更新を行う。	—	入れを行い、適正な金額で執行を行い施設の更新に寄与した。	909

独立行政法人医薬基盤研究所施 (6) 設整備費補助金(生物資源研究) 【東日本震災関係】	241百万円 (—)	241百万円	—	—	霊長類医科学研究センター及び薬用植物資源センターにおいて被災した設備の更新を行う。	—	入札を行い、適正な金額で執行を行い設備の更新に寄与した。	910
独立行政法人医薬基盤研究所施 (7) 設整備費補助金(創薬支援施設の緊急整備)	—	453百万円	—	—	創薬支援の新規事業に伴い建物の建設を行う。	—	入札を行い、適正な金額で執行を行い建物の建設に寄与した。	911

平成25年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(厚生労働省25(XⅡ-1-1))

* 厚生労働省では、基本目標＞施策大目標＞施策目標を設定して、政策を実施している。

施策目標名	行政分野へのIT(情報通信技術)の活用とこれに併せた業務や制度の見直しにより、国民の利便性の向上と行政運営の簡素化、効率化を図ること(施策目標ⅩⅡ-1-1)					担当部局名	大臣官房統計情報部情報システム課		作成責任者名	情報システム課長 三富 則江														
施策の概要	利用者の視点に立ったオンライン利用を推進。					政策体系上の位置付け	基本目標Ⅹ-Ⅱ 国民生活の利便性の向上に関わるIT化を推進すること 施策大目標Ⅹ-Ⅱ-1 電子行政推進に関する基本方針を推進すること																	
予算書との関係	本施策は、予算書の以下の項に対応している。 (項)厚生労働省本省共通費(一部)【平成25年度予算額:4.0億円】					関連施策	—																	
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)	申請等の手続を自宅や職場からインターネットを経由して受け付けるオンライン利用については、「e-Japan戦略(平成13年1月22日IT戦略本部決定)」により、実質的にすべての行政手続を対象とする方針の下で取組みを進めてきた。今般「新たなオンライン利用に関する計画(平成23年8月3日IT戦略本部決定)」(以下「新計画」という。)が策定され、利用者の負担軽減や利便性向上に一層注力することとされたことを踏まえ、厚生労働省として、新計画に基づいてオンライン利用に関するサービスの品質の向上に重点をおいて業務・システムの改善及び行政運営の効率化を着実かつ計画的に実行するための計画(業務プロセス改革計画)を策定し、申請行為の不要化、添付書類の削減、申請システムの使い勝手の向上等に向けた各種取組を推進している。								政策評価実施予定 時期(評価予定表)	<table><tr><td>2 4</td><td>2 5</td><td>2 6</td><td>2 7</td><td>2 8</td></tr><tr><td>実績 (WG)</td><td>モニ</td><td>モニ</td><td>モニ</td><td>モニ</td></tr></table>					2 4	2 5	2 6	2 7	2 8	実績 (WG)	モニ	モニ	モニ	モニ
2 4	2 5	2 6	2 7	2 8																				
実績 (WG)	モニ	モニ	モニ	モニ																				
測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値		最新値	年度	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠															
1 オンライン申請に係る利用者満足度	35%	22年度	60%	26年度	—	—	55%	23年度	「厚生労働省所管オンライン利用促進重点手続に関する業務プロセス改革計画」に基づき目標値を設定。															
測定指標	目標			目標年度	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠																			
—	—			—	—																			
(参考)測定指標	平成20年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度															
—	—		—		—		—		—															
達成手段 (開始年度)	補正後予算額(執行額)		25年度 当初 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要			達成手段 の目標 (25年度)	施策目標達成への寄与の内容			平成25年度行政事業レ ビュー事業番号												
	23年度	24年度																						
(1) 「厚生労働省所管オンライン利用促進重点手続に関する業務プロセス改革計画」に基づく各種取組の実施	—	—	—	—	申請等に必要書類の削減や申請システムの使い勝手の向上等			—	利用者の負担軽減、満足度の向上など利便向上を図ると同時に行政運営の効率化を図る。			—												